

司研総第 000210 号

(庶ろー 03)

平成 24 年 3 月 26 日

地方裁判所長 殿 (東京を除く。)

司法研修所長 安 井 久 治

平成 24 年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

(通知)

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため、標記の協議会を当研修所において別添「実施要領」のとおり開催します。

については、同実施要領を出席者に交付の上、出席者の氏名を別紙様式により 4 月 13 日 (金) までに当研修所事務局総務課庶務係林 (

) あてメールにより回答してください。

なお、出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は、当研修所が行います (横浜地方裁判所及びさいたま地方裁判所を除く。)

(別紙様式)

(文 書 番 号)

(分 類 記 号)

平成24年 月 日

司法研修所長 殿

地方裁判所長

平成24年度司法修習生指導担当者協議会(第 回)の出席者について

(3月26日付け総第000210号に対する回答)

標記の出席者については、下記のとおりです。

記

官 職	民事又は 刑事の別	ふりがな 氏 名	男女の別	司法修習 の期別	備 考

(注) 標題の「(第 回)」には、出席する回(「1」又は「2」)を記入する。

実施要領

1 開催日，対象庁会等

別紙第1「平成24年度司法修習生指導担当者協議会実施表」のとおり

2 開催場所，宿舍等

(1) 開催場所 司法研修所

埼玉県和光市南2丁目3番8号

電話番号 048-460-2000 (代表)

来庁方法等については，別紙第4「司法研修所への交通案内図」，別紙第5「バス運行時刻表」及び別紙第6「司法研修所配置図」を御参照ください。

なお，自家用車での来庁は御遠慮ください。

(2) 集合時刻

ア 第1回出席者及び参列者 6月 4日(月)午後零時50分

イ 第2回出席者及び参列者 6月11日(月)午後零時50分

(3) 宿泊場所 宿舍を必要とする協議会出席者及び参列者には，当研修所いずみ寮を用意します(別紙第7「司法研修所いずみ寮の利用について」参照)。

なお，いずみ寮以外の宿泊施設を利用する場合でも，寮に宿泊した場合の宿泊料が支給されますので，あらかじめ御了承ください。

3 協議事項

新司法修習に関し，別紙第2「協議事項」について協議を行う予定ですので，これに関連して協議しておくべき論点，参考意見等がありましたら，4月13日(金)までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください(送付書不要，フアクシミリ()可。)

4 日程

別紙第3「日程表」のとおり

5 出席者

出席者名簿は，追って送付します。

6 旅費

- (1) 協議会当日、受付（本館エントランスホール）において支給しますので印鑑（シャチハタ等のスタンプ式は不可）を御持参ください。ただし、東京地方裁判所（立川支部を含む。）、横浜地方裁判所及びさいたま地方裁判所からの出席者は、所属庁のＩＣカード等を利用してください（当研修所において旅費の支給はいたしません。）。
- (2) パック旅行の利用及びホテルに宿泊される場合に、支給される宿泊料は寮に宿泊した場合と同額の支給となりますので、御注意ください。
なお、パック旅行を利用した際には、その金額及び内容の分かる書類を提出してください。・・・提出期限５月１４日
- (3) 航空機の利用
 - ア 航空機利用の場合には、往復割引普通運賃の範囲内（クラスＪ等特別座席の利用に要する料金を除く。）で、現に支払った金額を支給します。
 - イ 提出書類
 - ａ 金額と便を確認する書類（領収書と航空券写し）・・・提出期限５月１４日
 - ｂ 搭乗を確認する書類（搭乗半券等）・・・・・・・・提出期限６月１８日
 - ウ マイレージの取得禁止
旅券購入によるマイレージの取得はできません。ご購入の際にはご注意ください。
- (4) 上記(2)と(3)の提出、及び旅費についての質問先は、当研修所事務局経理課経理係（電話番号 [REDACTED]）となります。

7 支払関係

いずみ寮の利用料金（利用者のみ。別紙第7の3参照）及び懇談会費（希望者のみ。4,000円）は、協議会当日、受付において徴収します。

8 提出書類

出席者及び参列者は、(1)又は(2)の回答書に所要事項を記入の上、4月13日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください（送付書不要。ファクシミリ（[REDACTED]）可。）。

- (1) 別紙第9-1「平成24年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」
- (2) 別紙第9-2「平成24年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

9 その他

食堂については、別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を御参照ください。

別紙目録

- 別紙第1 平成24年度司法修習生指導担当者協議会実施表
- 別紙第2 協議事項
- 別紙第3 日程表
- 別紙第4 司法研修所への交通案内図
- 別紙第5 バス運行時刻表
- 別紙第6 司法研修所配置図
- 別紙第7 司法研修所いずみ寮の利用について
- 別紙第8 司法研修所食堂の利用について
- 別紙第9-1 平成24年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
- 別紙第9-2 平成24年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
- 別紙第10 旅行日等変更承認申請

(別紙第1)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高 裁 管 内	実 務 修 習 地	出 席 者 数				開催月日	
		地方裁判所		検 察 庁	弁 護 士 会		計
		民事	刑事				
東京	東京	2	2	2	東京 第一東京 第二東京 1 1 1	【第1回】 6月4日 (月)	
	立川支部	1	1	1	(東京三多摩支部) 3		
	横浜	1	1	1	1		
	さいたま	1	1	1	(埼玉) 1		
	千葉	1	1	1	(千葉県) 1		
	水戸	1	1	1	(茨城県) 1		
	宇都宮	1	1	1	(栃木県) 1		
	前橋	1	1	1	(群馬) 1		
	静岡	1	1	1	(静岡県) 1		
	甲府	1	1	1	(山梨県) 1		
	長野	1	1	1	(長野県) 1		
	新潟	1	1	1	(新潟県) 1		
	名古屋	名古屋	1	1	1		(愛知県) 1
岐阜		1	1	1	(岐阜県) 1		
金沢		1	1	1	1		
富山		1	1	1	(富山県) 1		
仙台	仙台	1	1	1	1		
	福島	1	1	1	(福島県) 1		
	山形	1	1	1	(山形県) 1		
	盛岡	1	1	1	(岩手) 1		
	秋田	1	1	1	1		
	青森	1	1	1	(青森県) 1		
札幌	札幌	1	1	1	1		
	函館	1	1	1	1		
	旭川	1	1	1	1		
	釧路	1	1	1	1		
(計)	(26)	27	27	27	30	111	
大阪	大阪	1	1	1	1		
	京都	1	1	1	1		
	神戸	1	1	1	(兵庫県) 1		
	奈良	1	1	1	1		
	大津	1	1	1	(滋賀) 1		
	和歌山	1	1	1	1		
名古屋	津	1	1	1	(三重) 1		
	福井	1	1	1	1		
広島	広島	1	1	1	1		
	山口	1	1	1	(山口県) 1		
	岡山	1	1	1	1		
	鳥取	1	1	1	(鳥取県) 1		
	松江	1	1	1	(島根県) 1		
福岡	福岡	1	1	1	(福岡県) 1		
	佐賀	1	1	1	(佐賀県) 1		
	長崎	1	1	1	(長崎県) 1		
	大分	1	1	1	(大分県) 1		
	熊本	1	1	1	(熊本県) 1		
	鹿児島	1	1	1	(鹿児島県) 1		
	宮崎	1	1	1	(宮崎県) 1		
	那覇	1	1	1	(沖縄) 1		
	高松	1	1	1	(香川県) 1		
高松	高松	1	1	1	1		
	徳島	1	1	1	1		
	高知	1	1	1	1		
	松山	1	1	1	(愛媛) 1		
(計)	(25)	25	25	25	25	100	
合計	(51)	52	52	52	55	211	

(別紙第2)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会

協議事項

1 分野別実務修習の指導の現状と課題について

(出題理由)

分野別実務修習については、司法修習生指導要綱(甲)及び分野別実務修習における各分野の指導準則等に基づいて、御指導をいただいているところである。新司法修習のこれまでの指導の実績、新しい法曹養成プロセスにおける新司法修習の位置付け及び指導理念、新司法修習における分野別実務修習の位置付け(導入的教育の在り方、集合修習との関係等を含む。)等を踏まえて、より実効的な修習の在り方を検討すべく、各配属庁会における新第65期司法修習生の実情(能力、資質等)につき、これまでの司法修習生との比較等を通じて報告をいただくとともに、分野別実務修習における指導内容や方法について協議したい。

2 選択型実務修習の充実に向けた取組等について

(出題理由)

新司法修習から開始された選択型実務修習については、配属庁会において、選択型実務修習の運用ガイドライン等に基づき、個別修習プログラムを策定、実施していただいております。新しい法曹養成制度の趣旨を体現するものとして、その成果を積み重ねているところであるが、さらに昨年1月19日付けの司法研修所長書簡により、司法修習生の自発的な取組を促すための選択型実務修習の運用イメージを提案するなどしたところである。この機会に、上記運用イメージも踏まえた各配属庁会における選択型実務修習の運用の実情を確認するとともに、個別修習プログラムの提供やホームグラウンド修習の実施の在り方を含め、各配属庁会における選択型実務修習の充実に向けた取組、工夫点、今後の課題等について協議したい。

以上

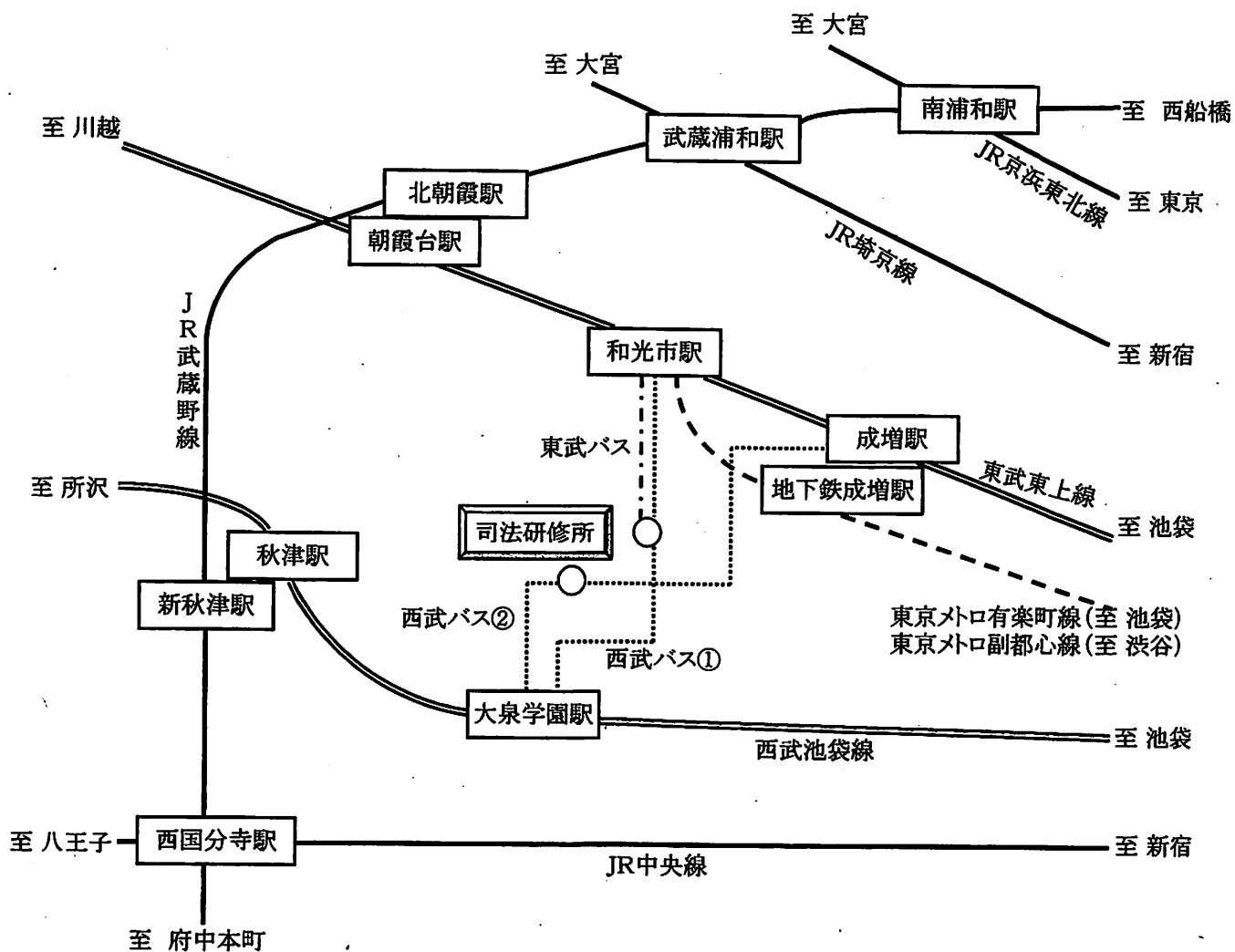
(別紙第3)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会

日 程 表

月 日	時 間	実 施 内 容	
〔第1回〕 6月 4日 (月)	12:00 ～ 13:00	受付 (本館1階エントランスホール) 〔到着確認, 懇談会費・寮利用料金徴収手 続等〕	
	〔第2回〕 6月11日 (月)	13:00 ～ 13:40	司法研修所長あいさつ 事務局説明 } (中講堂)
		13:50 ～ 16:15	分科協議 民事裁判 (第5教室 西館2階) 刑事裁判 (第6教室 西館2階) 検 察 (第7教室 西館2階) 弁 護 (第8教室 西館2階)
	16:30 ～ 17:00	総合協議 (中講堂)	
	17:30 ～ 18:50	懇談会 (図書館棟1階多目的ホール) ※ 希望者のみ	

司法研修所への交通案内図



【司法研修所所在地】 埼玉県和光市南2丁目3番8号

【所要時間】

・電車

池袋駅	—— [東武東上線]	————→	和光市駅	約16分(急行又は準急)
池袋駅	—— [東京メトロ有楽町線]	————→	和光市駅	約18分
渋谷駅	—— [東京メトロ副都心線]	————→	和光市駅	約35分(急行)
池袋駅	—— [西武池袋線]	————→	大泉学園駅	約15分(準急)
西国分寺駅	—— [JR武蔵野線]	————→	北朝霞駅	約19分
武蔵浦和駅	—— [JR武蔵野線]	————→	北朝霞駅	約8分
南浦和駅	—— [JR武蔵野線]	————→	北朝霞駅	約10分
朝霞台駅	—— [東武東上線]	————→	和光市駅	約6分

・バス

和光市駅	—— [東武バス 司法研修所循環]	————→	司法研修所	約10分	
和光市駅	—— [西武バス① 大泉学園駅行き]	————→	司法研修所	約10分	
(和光市駅		—— 徒歩	————→	司法研修所	約25分(約2km))
大泉学園駅	—— [西武バス① 和光市駅南口行き]	————→	司法研修所	約12分	
大泉学園駅	—— [西武バス② 成増駅行き]	————→	司法研修所	約15分	

バス運行時刻表（最寄り駅から司法研修所まで）
【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

【土曜・日曜・祝日】

1 東武東上線、東京メトロ有楽町線、副都心線 和光市駅南口発

(1) 東武バス「司法研修所循環」又は「二軒新田行き」に乗車、
バス停「司法研修所入口」にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口					
行先	「司法研修所循環」又は「司法研修所入口」					
時	土曜・日曜・祝日					
6	43	55				
7	07	16	26	35	44	56
8	04	13	*22	32	43	53
9	03	14	28	*34	*47	56
10	10	24	40	*54		
11	08	19	31	*40	49	
12	04	18	31	40	54	
13	09	17	27	40	48	
14	00	17	32	47		
15	00	*04	17	31	42	*51
16	02	17	31	47		
17	03	13	26	*34	44	56
18	09	19	27	37	45	56
19	*02	11	19	30	*39	49
20	04	*19	33	48		
21	03	18	33	48		
22	03	17	*26	*42		
23						

*印：二軒新田行き

(2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は
「長久保行き」に乗車、バス停「司法研修所」
にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口			
行先	「大泉学園駅」又は「長久保」			
時	土曜・日曜・祝日			
6	40			
7	01	*12	23	42
8	01	*12	23	42
9	01	*11	21	35 48
10	01	*11	21	35 48
11	01	*12	24	42
12	01	*12	23	42
13	01	*12	23	42
14	01	*12	23	42
15	01	*12	23	42
16	01	*12	23	42
17	01	*12	23	42
18	01	*11	21	35 48
19	04	21	41	
20	01	21	41	
21	01	21	41	
22	07	37		
23				

*印：長久保行き

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

(1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車、バス停
「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

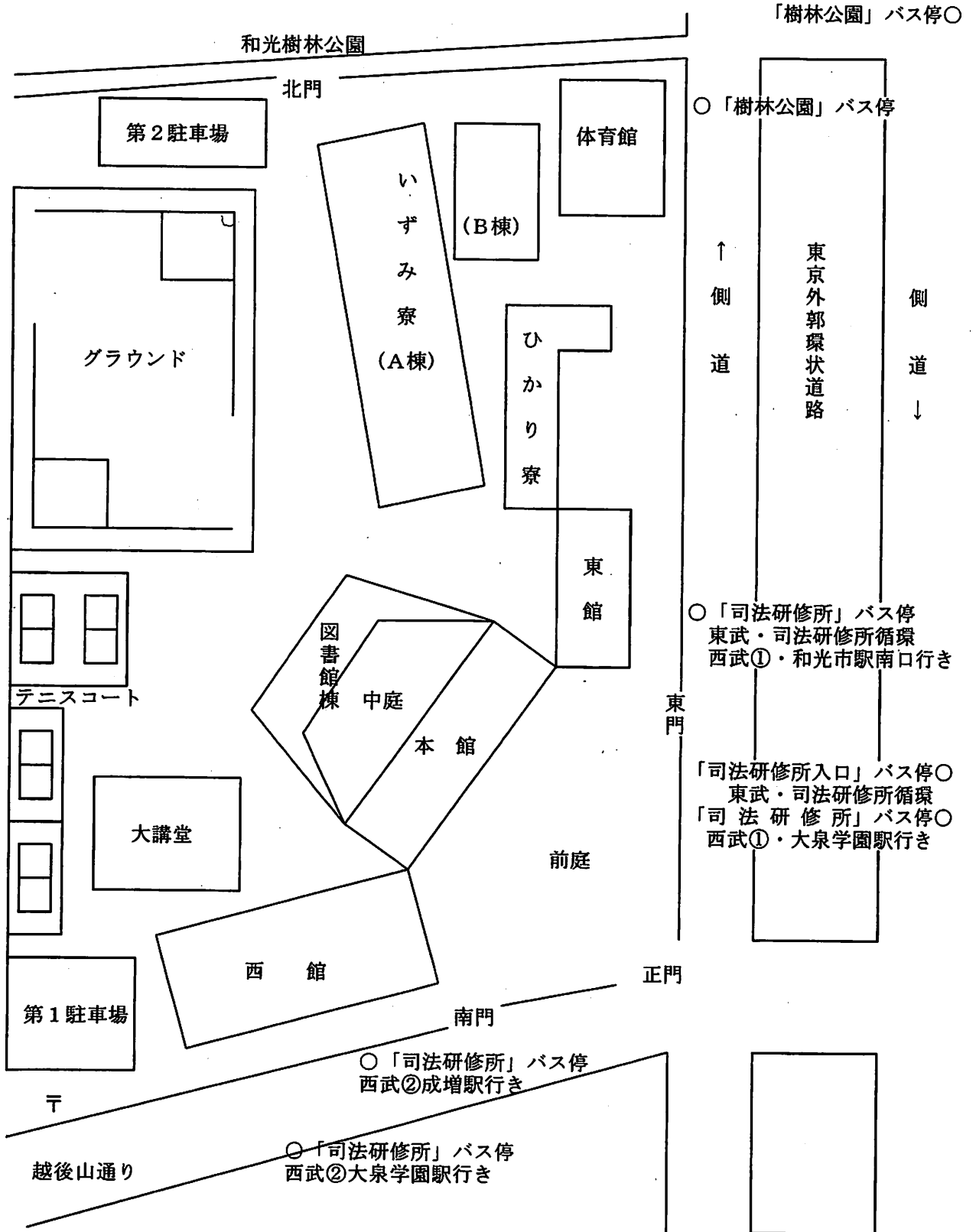
発	大泉学園駅北口			
行先	和光市駅南口			
時	土曜・日曜・祝日			
5				
6	13	29	43	56
7	14	29	44	
8	04	23	43	
9	01	16	30	43
10	03	17	30	44
11	06	25	44	
12	05	24	44	
13	05	24	44	
14	05	24	44	
15	05	24	44	
16	05	24	44	
17	05	24	43	
18	02	18	36	
19	01	20	42	
20	04	26	50	
21	14	40		
22	10			

(2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車、バス停
「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発	大泉学園駅北口			
行先	成増駅南口			
時	土曜・日曜・祝日			
5	55			
6	10	25	40	55
7	10	25	40	55
8	10	25	40	55
9	10	25	40	55
10	10	25	40	58
11	18	38	58	
12	14	31	51	
13	11	31	51	
14	09	27	45	
15	02	18	34	50
16	06	22	38	54
17	10	24	38	52
18	06	20	36	56
19	16	36	56	
20	16	36	56	
21	18	42		
22	09			

(別紙第6)

司法研修所配置図



司法研修所いずみ寮の利用について

1 入寮について

入寮受付は、協議会前日は午後3時から午後7時まで、協議会当日は午後零時からいずれもいずみ寮事務室で行います（入寮方法は、該当する協議員に後日お知らせします。）。

2 寮室について

(1) 司法研修所いずみ寮の寮室の割当ては、司法研修所が行います。

寮室番号は、入寮時にお知らせします。

(2) 寮室は、バス、トイレ付の洋室の個室です。洗面用具等タオルセット（歯ブラシ、石鹸、シャンプー、タオル）及びバスタオルは用意してありますが、それ以外のものについては、各自で用意してください。

なお、浴衣の用意はありませんので、各自で用意してください。

おって、下足箱に上履用のスリッパが入っていますので、履き替えてください。下足箱は、寮室番号と同一のものを使用してください。

3 利用料金について

1泊目の利用料金は、3,030円で、2泊目以降は、1泊650円が加算されます。

4 寮室備付け電話の使用について

(1) 寮室備付けの電話機は、着信のほか、内線又は外線として使用することができます。

(2) 発信により市内通話及び市外通話を行う場合の通話料金の支払は、電話専用のプリペイドカードを使用します。プリペイドカードの購入、使用及び精算の方法については、いずみ寮A棟1階ロビーに備付けの電話専用プリペイドカード利用案内を参照してください。

(3) 寮室の電話番号は、入寮日に通知します。

(別紙第7)

5 エアコンの使用について

エアコンは、24時間使用できます。

6 自動販売機の利用について

1階ロビーに自動販売機コーナーがあります。

7 緊急時等の対応について

夜間に緊急を要する場合には、寮室備付けの電話機で110番又は119番を押してください。中央監視盤室に繋がりますので、その指示に従ってください。

8 食事について

朝食・昼食とも平日のみ利用可能です。詳しくは別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を参照してください。

9 退寮について

退寮の際、使用したシーツ、バスマット、枕カバー及びバスタオルなどは、リネン室に入れてください。

退寮する時は、寮室の鍵を午前10時までに寮事務室へ返還してください。

10 給湯について

各寮室に、洗面用又は入浴用として午前7時から翌日午前零時まで給湯します。また、給湯室の湯沸器は24時間利用できます。

11 門限について

門限は、午後11時です。

12 司法研修所への入構について

平日は、正門（午前8時から午後6時30分まで）、東門（車出入口：午前8時から午後9時まで、歩行者出入口：終日開放）又は北門（歩行者出入口：終日開放）を利用してください。


なお、日曜日の入構は、北門を利用してください（バスで来られる場合は「樹林公園」バス停を利用してください。）。

13 喫煙について

(別紙第7)

寮室及び灰皿が設置されている場所（塵芥室外）以外での喫煙はできません。

14 その他

入寮に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局総務課寮務係（電話番号 ）にお問い合わせください。

(別紙第8)

司法研修所食堂の利用について

1 朝食 (平日のみ営業)

午前8時から午前9時30分までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金は1食300円となっております。

2 昼食 (平日のみ営業)

午前11時30分から午後1時までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが、1食300円から500円程度となっております。

3 その他

食堂の利用に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局経理課管理係
(電話番号 XXXXXXXXXX) にお問い合わせください。

平成24年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [REDACTED])

(庁会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会(第1回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 6月3日(日)の宿泊施設として、いずみ寮を

利用し、6月4日(月)の朝食は

食堂を利用する。

食堂を利用しない。

※ 入寮受付は15:00~19:00です。

※ 6月3日(日)入寮希望者のみ必ず記載

① 到着予定時刻(時 分頃)

② 携帯電話番号(- -)

※ 6月3日(日)は、終日食堂を利用できません。

利用しない。

いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。

自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。

(住所・市区町村名まで)

[]

宿泊しない。

2 6月4日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

利用し、6月5日(火)の朝食は

食堂を利用する。

※ 入寮受付は12:00~です。

食堂を利用しない。

利用しない。

いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。

自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。

(住所・市区町村名まで)

[]

宿泊しない。

(別紙第9-1)

3 6月4日(月)の昼食は

- 食堂を利用する予定である。
- 食堂を利用する予定はない。

4 6月4日(月)の懇談会に

- 出席する。
- 出席しない。

5 交通機関の利用について

新幹線(特急)を

- 往復
- 往路のみ
- 復路のみ

利用し、

グリーン車を

- 往復利用する。
- 往路のみ利用する。
- 復路のみ利用する。
- 利用しない。

なお、()号を

↑

※のぞみ等記入

- 往復利用する。
- 往路のみ利用する。
- 復路のみ利用する。
- 利用しない。

航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ) 。

※証明書類を添付(実施要領参照)

6 パック旅行利用について

パック旅行を利用する 代金 _____ 円

※証明書類を添付(実施要領参照)

(食事なし 朝食付 夕食付)

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、6月4日(月)の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくこととなります。

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [redacted])

(庁会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会(第2回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 6月10日(日)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月11日(月)の朝食は
 - 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。
- ※ 入寮受付は15:00~19:00です。
- ※ 6月10日(日)入寮希望者のみ必ず記載
 - ① 到着予定時刻(時 分頃)
 - ② 携帯電話番号(- -)
- ※ 6月10日(日)は、終日食堂を利用できません。
- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
 - 宿泊しない。

2 6月11日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月12日(火)の朝食は
 - 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。
- ※ 入寮受付は12:00~です。
- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
 - 宿泊しない。

(別紙第9-2)

3 6月11日(月)の昼食は 食堂を利用する予定である。
 食堂を利用する予定はない。

4 6月11日(月)の懇談会に 出席する。
 出席しない。

5 交通機関の利用について

新幹線(特急)を 往復 往路のみ 復路のみ) 利用し、

グリーン車を 往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

なお、()号を 往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。
↑
※のぞみ等記入

航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)。
※証明書類を添付(実施要領参照)

6 パック旅行利用について

パック旅行を利用する 代金 _____ 円
※証明書類を添付(実施要領参照)

(食事なし 朝食付 夕食付)

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、6月11日(月)の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくことになります。

(別紙第10)

※ 協議会の前後に私事旅行等をする場合に提出してください。

旅行日等変更承認申請

平成 年 月 日

司法研修所 殿

研修等名
所属庁
氏名

私は、下記のとおり、旅行日等の変更を申請します。

記

- 1 出発日 平成 年 月 日
- 2 帰着日 平成 年 月 日
- 3 旅行の目的（該当する□にチェックしてください。）
 - ① 自宅等への帰宅又は実家、親戚宅への訪問
 - ② 出張地における職場関係者との懇談
 - ③ その他（ ）

(FAX 経理課経理係 )

司研総第 000211 号

(庶ろ-03)

平成 24 年 3 月 26 日

東京地方裁判所長 殿

司法研修所長 安 井 久 治

平成 24 年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

(通知)

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため、標記の協議会を当研修所において別添「実施要領」のとおり開催します。

ついては、同実施要領を出席者に交付の上、出席者の氏名を別紙様式により 4 月 13 日(金)までに当研修所事務局総務課庶務係林()

) あてメールにより回答してください。

なお、立川支部に対しては、貴庁から周知してください。

(別紙様式)

(文 書 番 号)

(分 類 記 号)

平成24年 月 日

司法研修所長 殿

地方裁判所長

平成24年度司法修習生指導担当者協議会(第 回)の出席者について

(3月26日付け総第000211号に対する回答)

標記の出席者については、下記のとおりです。

記

官 職	民事又は 刑事の別	ふりがな 氏 名	男女の別	司法修習 の期別	備 考

(注)

- 1 標題の「(第 回)」には、出席する回(「1」又は「2」)を記入する。
- 2 備考欄に、出席者の所属「本庁」又は「立川支部」を記入する。

実施要領

1 開催日，対象庁会等

別紙第1「平成24年度司法修習生指導担当者協議会実施表」のとおり

2 開催場所，宿舍等

(1) 開催場所 司法研修所

埼玉県和光市南2丁目3番8号

電話番号 048-460-2000 (代表)

来庁方法等については，別紙第4「司法研修所への交通案内図」，別紙第5「バス運行時刻表」及び別紙第6「司法研修所配置図」を御参照ください。

なお，自家用車での来庁は御遠慮ください。

(2) 集合時刻

ア 第1回出席者及び参列者 6月4日(月)午後零時50分

イ 第2回出席者及び参列者 6月11日(月)午後零時50分

(3) 宿泊場所 宿舍を必要とする協議会出席者及び参列者には，当研修所いずみ寮を用意します(別紙第7「司法研修所いずみ寮の利用について」参照)。

なお，いずみ寮以外の宿泊施設を利用する場合でも，寮に宿泊した場合の宿泊料が支給されますので，あらかじめ御了承ください。

3 協議事項

新司法修習に関し，別紙第2「協議事項」について協議を行う予定ですので，これに関連して協議しておくべき論点，参考意見等がありましたら，4月13日(金)までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください(送付書不要，フ
ァクシミリ () 可。)

4 日程

別紙第3「日程表」のとおり

5 出席者

出席者名簿は，追って送付します。

6 旅費

- (1) 協議会当日、受付（本館エントランスホール）において支給しますので印鑑（シャチハタ等のスタンプ式は不可）を御持参ください。ただし、東京地方裁判所（立川支部を含む。）、横浜地方裁判所及びさいたま地方裁判所からの出席者は、所属庁のＩＣカード等を利用してください（当研修所において旅費の支給はいたしません。）。
- (2) パック旅行の利用及びホテルに宿泊される場合に、支給される宿泊料は寮に宿泊した場合と同額の支給となりますので、御注意ください。
なお、パック旅行を利用した際には、その金額及び内容の分かる書類を提出してください。・・・提出期限 5月14日
- (3) 航空機の利用
 - ア 航空機利用の場合には、往復割引普通運賃の範囲内（クラスJ等特別座席の利用に要する料金を除く。）で、現に支払った金額を支給します。
 - イ 提出書類
 - a 金額と便を確認する書類（領収書と航空券写し）・・・提出期限 5月14日
 - b 搭乗を確認する書類（搭乗半券等）・・・・・・・・提出期限 6月18日
 - ウ マイレージの取得禁止
旅券購入によるマイレージの取得はできません。ご購入の際にはご注意ください。
- (4) 上記(2)と(3)の提出、及び旅費についての質問先は、当研修所事務局経理課経理係（電話番号 [REDACTED]）となります。

7 支払関係

いずみ寮の利用料金（利用者のみ。別紙第7の3参照）及び懇談会費（希望者のみ。4,000円）は、協議会当日、受付において徴収します。

8 提出書類

出席者及び参列者は、(1)又は(2)の回答書に所要事項を記入の上、4月13日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください（送付書不要。ファクシミリ（[REDACTED]）可。）。

- (1) 別紙第9-1「平成24年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」
- (2) 別紙第9-2「平成24年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

9 その他

食堂については、別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を御参照ください。

別紙目録

- 別紙第 1 平成 24 年度司法修習生指導担当者協議会実施表
- 別紙第 2 協議事項
- 別紙第 3 日程表
- 別紙第 4 司法研修所への交通案内図
- 別紙第 5 バス運行時刻表
- 別紙第 6 司法研修所配置図
- 別紙第 7 司法研修所いずみ寮の利用について
- 別紙第 8 司法研修所食堂の利用について
- 別紙第 9 - 1 平成 24 年度司法修習生指導担当者協議会（第 1 回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
- 別紙第 9 - 2 平成 24 年度司法修習生指導担当者協議会（第 2 回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
- 別紙第 10 旅行日等変更承認申請

(別紙第1)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高裁管内	実務修習地	出席者数				開催月日	
		地方裁判所		検察庁	弁護士会		計
		民事	刑事				
東京	東京	2	2	2	東京 第一東京 第二東京	1 1 1	【第1回】 6月4日 (月)
	立川支部	1	1	1	(東京三多摩支部)	3	
	横浜	1	1	1		1	
	さいたま	1	1	1	(埼玉)	1	
	千葉	1	1	1	(千葉県)	1	
	水戸	1	1	1	(茨城県)	1	
	宇都宮	1	1	1	(栃木県)	1	
	前橋	1	1	1	(群馬)	1	
	静岡	1	1	1	(静岡県)	1	
	甲府	1	1	1	(山梨県)	1	
	長野	1	1	1	(長野県)	1	
	新潟	1	1	1	(新潟県)	1	
	名古屋	名古屋	1	1	1	(愛知県)	
岐阜		1	1	1	(岐阜県)	1	
金沢		1	1	1		1	
富山		1	1	1	(富山県)	1	
仙台	仙台	1	1	1		1	
	福島	1	1	1	(福島県)	1	
	山形	1	1	1	(山形県)	1	
	盛岡	1	1	1	(岩手)	1	
	秋田	1	1	1		1	
	青森	1	1	1	(青森県)	1	
札幌	札幌	1	1	1		1	
	函館	1	1	1		1	
	旭川	1	1	1		1	
	釧路	1	1	1		1	
(計)	(26)	27	27	27	30	111	
大阪	大阪	1	1	1		1	【第2回】 6月11日 (月)
	京都	1	1	1		1	
	神戸	1	1	1	(兵庫県)	1	
	奈良	1	1	1		1	
	大津	1	1	1	(滋賀)	1	
	和歌山	1	1	1		1	
名古屋	津	1	1	1	(三重)	1	
	福井	1	1	1		1	
広島	広島	1	1	1		1	
	山口	1	1	1	(山口県)	1	
	岡山	1	1	1		1	
	鳥取	1	1	1	(鳥取県)	1	
福岡	松江	1	1	1	(島根県)	1	
	福岡	1	1	1	(福岡県)	1	
	佐賀	1	1	1	(佐賀県)	1	
	長崎	1	1	1	(長崎県)	1	
	大分	1	1	1	(大分県)	1	
	熊本	1	1	1	(熊本県)	1	
	鹿児島	1	1	1	(鹿児島県)	1	
	宮崎	1	1	1	(宮崎県)	1	
高松	那覇	1	1	1	(沖縄)	1	
	高松	1	1	1	(香川県)	1	
	徳島	1	1	1		1	
	高知	1	1	1		1	
(計)	(25)	25	25	25	25	100	
合計	(51)	52	52	52	55	211	

平成24年度司法修習生指導担当者協議会

協議事項

1 分野別実務修習の指導の現状と課題について

(出題理由)

分野別実務修習については、司法修習生指導要綱(甲)及び分野別実務修習における各分野の指導準則等に基づいて、御指導をいただいているところである。新司法修習のこれまでの指導の実績、新しい法曹養成プロセスにおける新司法修習の位置付け及び指導理念、新司法修習における分野別実務修習の位置付け(導入的教育の在り方、集合修習との関係等を含む。)等を踏まえて、より実効的な修習の在り方を検討すべく、各配属庁会における新第65期司法修習生の実情(能力、資質等)につき、これまでの司法修習生との比較等を通じて報告をいただくとともに、分野別実務修習における指導内容や方法について協議したい。

2 選択型実務修習の充実に向けた取組等について

(出題理由)

新司法修習から開始された選択型実務修習については、配属庁会において、選択型実務修習の運用ガイドライン等に基づき、個別修習プログラムを策定、実施していただいております。新しい法曹養成制度の趣旨を体现するものとして、その成果を積み重ねているところであるが、さらに昨年1月19日付けの司法研修所長書簡により、司法修習生の自発的な取組を促すための選択型実務修習の運用イメージを提案するなどしたところである。この機会に、上記運用イメージも踏まえた各配属庁会における選択型実務修習の運用の実情を確認するとともに、個別修習プログラムの提供やホームグラウンド修習の実施の在り方を含め、各配属庁会における選択型実務修習の充実に向けた取組、工夫点、今後の課題等について協議したい。

以上

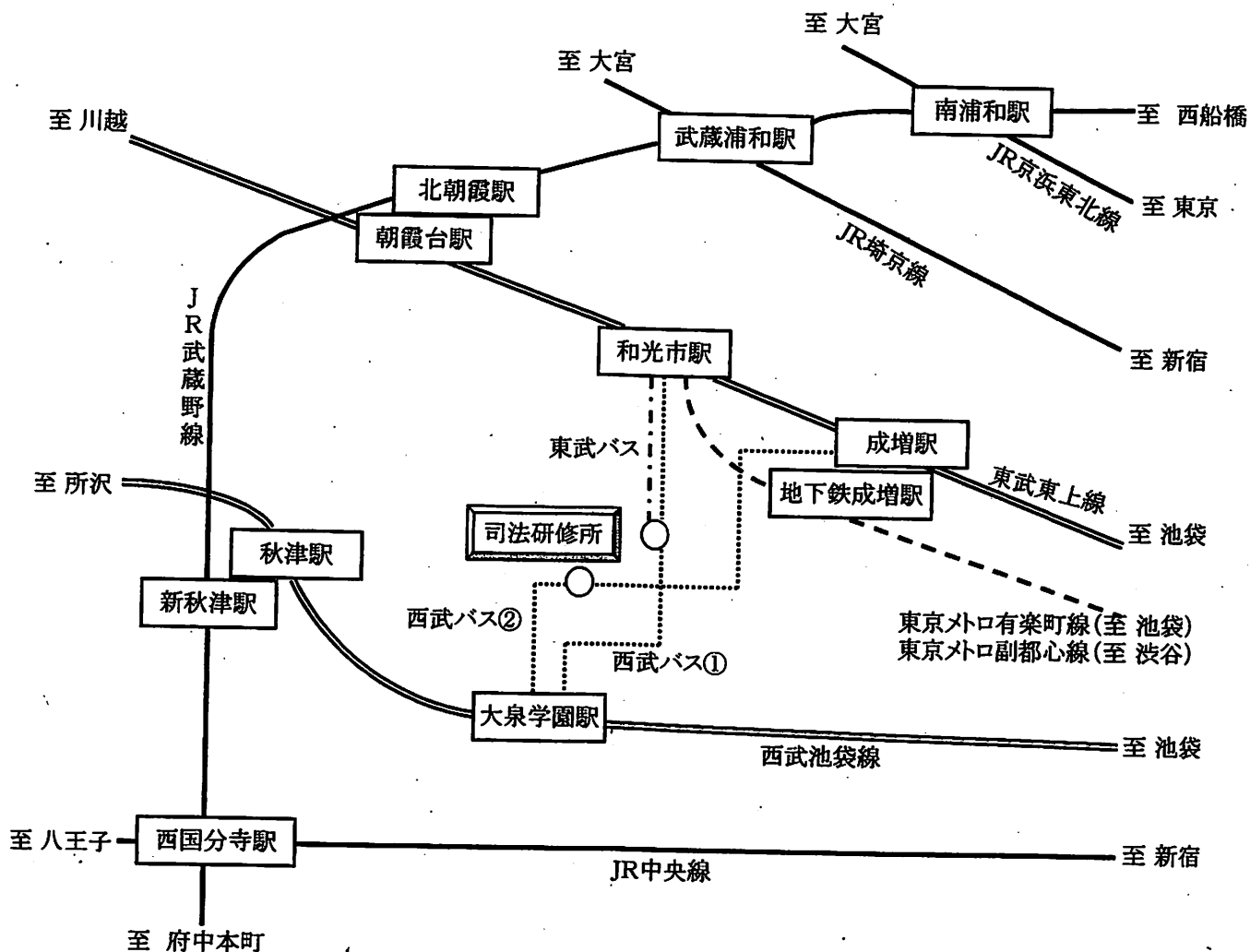
(別紙第3)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会

日 程 表

月 日	時 間	実 施 内 容	
〔第1回〕 6月 4日 (月)	12:00 ～ 13:00	受付 (本館1階エントランスホール) 〔到着確認, 懇談会費・寮利用料金徴収手 続等〕	
	〔第2回〕 6月11日 (月)	13:00 ～ 13:40	司法研修所長あいさつ 事務局説明 } (中講堂)
		13:50 ～ 16:15	分科協議 民事裁判 (第5教室 西館2階) 刑事裁判 (第6教室 西館2階) 検 察 (第7教室 西館2階) 弁 護 (第8教室 西館2階)
	16:30 ～ 17:00	総合協議 (中講堂)	
	17:30 ～ 18:50	懇談会 (図書館棟1階多目的ホール) ※ 希望者のみ	

司法研修所への交通案内図



【司法研修所所在地】 埼玉県和光市南2丁目3番8号

【所要時間】

・電車

- 池袋駅 — [東武東上線] —————> 和光市駅 約16分(急行又は準急)
- 池袋駅 — [東京メトロ有楽町線] —————> 和光市駅 約18分
- 渋谷駅 — [東京メトロ副都心線] —————> 和光市駅 約35分(急行)
- 池袋駅 — [西武池袋線] —————> 大泉学園駅 約15分(準急)
- 西国分寺駅 — [JR武蔵野線] —————> 北朝霞駅 約19分
- 武蔵浦和駅 — [JR武蔵野線] —————> 北朝霞駅 約8分
- 南浦和駅 — [JR武蔵野線] —————> 北朝霞駅 約10分
- 朝霞台駅 — [東武東上線] —————> 和光市駅 約6分

・バス

- 和光市駅 — [東武バス 司法研修所循環] —————> 司法研修所 約10分
- 和光市駅 — [西武バス① 大泉学園駅行き] —————> 司法研修所 約10分
- (和光市駅 — 徒歩 —————> 司法研修所 約25分(約2km))
- 大泉学園駅 — [西武バス① 和光市駅南口行き] —————> 司法研修所 約12分
- 大泉学園駅 — [西武バス② 成増駅行き] —————> 司法研修所 約15分

(別紙第5)

バス運行時刻表 (最寄り駅から司法研修所まで) **【平日】**

【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

1 東武東上線、東京メトロ有楽町線、副都心線 和光市駅南口発

(1) 東武バス「司法研修所循環」又は「二軒新田行き」に乗車、バス停「司法研修所入口」にて下車

(所要時間 約10分)

発		和光市駅南口					
行先		「司法研修所循環」又は「司法研修所入口」					
時		平 日					
6	23	35	45	56			
7	05	12	22	35	43	50	56
8	03	10	17	22	27	35	43 49 54
9	01	06	12	*17	*23	27	*33 41 54
10	*05	22	37	*47	53		
11	03	13	25	40	53		
12	10	23	*40	54			
13	10	25	40	55			
14	09	25	*35	40	55		
15	10	19	31	*43	50	*57	
16	04	17	31	45	54		
17	02	11	16	22	28	34	42 48 55
18	00	07	*14	18	24	30	34 *37 43 50
19	00	13	*22	30	*40	51	
20	*01	09	22	38	49		
21	02	13	27	41	56		
22	10	22	35	47	*58		
23	*11						
		*印：二軒新田行き					

(2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は「長久保行き」に乗車、バス停「司法研修所」にて下車

(所要時間 約10分)

発		和光市駅南口					
行先		「大泉学園駅」又は「長久保」					
時		平 日					
6	26	43	58				
7	13	*20	29	43	56		
8	*05	10	21	33	47	*55	
9	01	15	29	44	*52		
10	00	*10	22	38	*47	55	
11	*05	19	36	54			
12	*05	17	37	59			
13	*05	25	46				
14	*00	13	34	54			
15	*05	16	30	41	54		
16	*02	08	20	32	46	58	
17	*05	13	25	36	49		
18	00	*07	14	25	37	48	
19	01	*06	16	29	41	55	
20	*05	13	28	41	55		
21	11	26	42				
22	00	20	40				
23	00						
		*印：長久保行き					

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

(1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車、バス停「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

発		大泉学園駅北口			
行先		和光市駅南口			
時		平 日			
5					
6	00	16	31	45	
7	00	14	28	40	52
8	04	16	30	44	58
9	14	29	41	54	
10	06	24	37	51	
11	13	31	49		
12	13	36	57		
13	22	45			
14	10	31	48		
15	01	17	30	40	52
16	04	18	34	45	57
17	12	25	36	46	57
18	09	24	37	48	
19	01	17	31	45	
20	00	22	44		
21	06	28	50		
22	12	34			

(2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車、バス停「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発		大泉学園駅北口					
行先		成増駅南口					
時		平 日					
5	55						
6	05	15	25	35	45		
7	00	10	20	31	43	56	
8	09	24	38	52			
9	06	20	34	49			
10	04	19	35	51			
11	07	23	39	55			
12	10	27	43	59			
13	15	32	48				
14	03	18	33	48			
15	03	18	32	46			
16	01	16	31	46			
17	01	16	31	46			
18	01	16	31	46			
19	01	16	31	50			
20	09	28	46				
21	05	25	46				
22	09						

バス運行時刻表 (最寄り駅から司法研修所まで) **【土曜・日曜・祝日】**
 【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

- 1 東武東上線, 東京メトロ有楽町線, 副都心線 和光市駅南口発
 (1) 東武バス「司法研修所循環」又は「二軒新田行き」に乗車,
 バス停「司法研修所入口」にて下車
 (所要時間 約10分)

- (2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は
 「長久保行き」に乗車, バス停「司法研修所」
 にて下車
 (所要時間 約10分)

発	和光市駅南口				
行先	「司法研修所循環」又は「司法研修所入口」				
時	土曜・日曜・祝日				
6	43	55			
7	07	16	26	35	44 56
8	04	13	*22	32	43 53
9	03	14	28	*34	*47 56
10	10	24	40	*54	
11	08	19	31	*40	49
12	04	18	31	40	54
13	09	17	27	40	48
14	00	17	32	47	
15	00	*04	17	31	42 *51
16	02	17	31	47	
17	03	13	26	*34	44 56
18	09	19	27	37	45 56
19	*02	11	19	30	*39 49
20	04	*19	33	48	
21	03	18	33	48	
22	03	17	*26	*42	
23					
	*印: 二軒新田行き				

発	和光市駅南口				
行先	「大泉学園駅」又は「長久保」				
時	土曜・日曜・祝日				
6	40				
7	01	*12	23	42	
8	01	*12	23	42	
9	01	*11	21	35	48
10	01	*11	21	35	48
11	01	*12	24	42	
12	01	*12	23	42	
13	01	*12	23	42	
14	01	*12	23	42	
15	01	*12	23	42	
16	01	*12	23	42	
17	01	*12	23	42	
18	01	*11	21	35	48
19	04	21	41		
20	01	21	41		
21	01	21	41		
22	07	37			
23					
	*印: 長久保行き				

- 2 西武池袋線大泉学園駅北口発
 (1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車, バス停
 「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

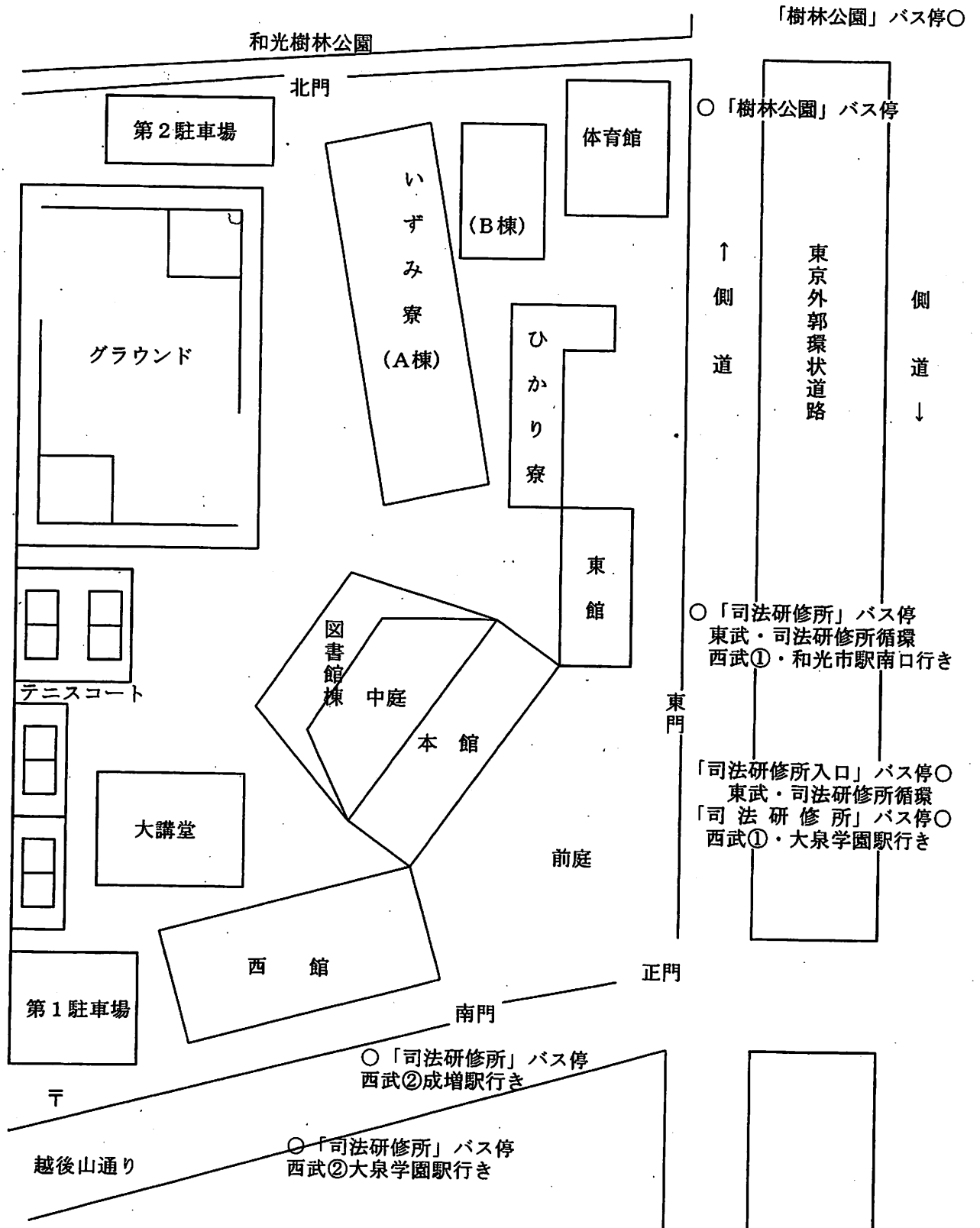
- (2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車, バス停
 「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発	大泉学園駅北口				
行先	和光市駅南口				
時	土曜・日曜・祝日				
5					
6	13	29	43	56	
7	14	29	44		
8	04	23	43		
9	01	16	30	43	
10	03	17	30	44	
11	06	25	44		
12	05	24	44		
13	05	24	44		
14	05	24	44		
15	05	24	44		
16	05	24	44		
17	05	24	43		
18	02	18	36		
19	01	20	42		
20	04	26	50		
21	14	40			
22	10				

発	大泉学園駅北口				
行先	成増駅南口				
時	土曜・日曜・祝日				
5	55				
6	10	25	40	55	
7	10	25	40	55	
8	10	25	40	55	
9	10	25	40	55	
10	10	25	40	58	
11	18	38	58		
12	14	31	51		
13	11	31	51		
14	09	27	45		
15	02	18	34	50	
16	06	22	38	54	
17	10	24	38	52	
18	06	20	36	56	
19	16	36	56		
20	16	36	56		
21	18	42			
22	09				

(別紙第6)

司法研修所配置図



司法研修所いずみ寮の利用について

1 入寮について

入寮受付は、協議会前日は午後3時から午後7時まで、協議会当日は午後零時からいずれもいずみ寮事務室で行います（入寮方法は、該当する協議員に後日お知らせします。）。

2 寮室について

(1) 司法研修所いずみ寮の寮室の割当ては、司法研修所が行います。

寮室番号は、入寮時にお知らせします。

(2) 寮室は、バス、トイレ付の洋室の個室です。洗面用具等タオルセット（歯ブラシ、石鹸、シャンプー、リンス、タオル）及びバスタオルは用意してありますが、それ以外のものについては、各自で用意してください。

なお、浴衣の用意はありませんので、各自で用意してください。

おって、下足箱に上履用のスリッパが入っていますので、履き替えてください。下足箱は、寮室番号と同一のものを使用してください。

3 利用料金について

1泊目の利用料金は、3,030円で、2泊目以降は、1泊650円が加算されます。

4 寮室備付け電話の使用について

(1) 寮室備付けの電話機は、着信のほか、内線又は外線として使用することができます。

(2) 発信により市内通話及び市外通話を行う場合の通話料金の支払は、電話専用のプリペイドカードを使用します。プリペイドカードの購入、使用及び精算の方法については、いずみ寮A棟1階ロビーに備付けの電話専用プリペイドカード利用案内を参照してください。

(3) 寮室の電話番号は、入寮日に通知します。


(別紙第7)

- 5 エアコンの使用について
エアコンは、24時間使用できます。
- 6 自動販売機の利用について
1階ロビーに自動販売機コーナーがあります。
- 7 緊急時等の対応について
夜間に緊急を要する場合には、寮室備付けの電話機で110番又は119番を押してください。中央監視盤室に繋がりますので、その指示に従ってください。
- 8 食事について
朝食・昼食とも平日のみ利用可能です。詳しくは別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を参照してください。
- 9 退寮について
退寮の際、使用したシーツ、バスマット、枕カバー及びバスタオルなどは、リネン室に入れてください。
退寮する時は、寮室の鍵を午前10時までに寮事務室へ返還してください。
- 10 給湯について
各寮室に、洗面用又は入浴用として午前7時から翌日午前零時まで給湯します。
また、給湯室の湯沸器は24時間利用できます。
- 11 門限について
門限は、午後11時です。
- 12 司法研修所への入構について
平日は、正門（午前8時から午後6時30分まで）、東門（車出入口：午前8時から午後9時まで、歩行者出入口：終日開放）又は北門（歩行者出入口：終日開放）を利用してください。
なお、日曜日の入構は、北門を利用してください（バスで来られる場合は「樹林公園」バス停を利用してください。）。
- 13 喫煙について

(別紙第7)

寮室及び灰皿が設置されている場所（塵芥室外）以外での喫煙はできません。

14 その他

入寮に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局総務課寮務係（電話番号 ）にお問い合わせください。

(別紙第8)

司法研修所食堂の利用について

1 朝食 (平日のみ営業)

午前8時から午前9時30分までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金は1食300円となっております。

2 昼食 (平日のみ営業)

午前11時30分から午後1時までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが、1食300円から500円程度となっております。

3 その他

食堂の利用に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局経理課管理係(電話番号 XXXXXXXXXX)にお問い合わせください。

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [REDACTED])

(庁会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会(第1回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 6月3日(日)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月4日(月)の朝食は
 - 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。
- ※ 入寮受付は15:00~19:00です。
- ※ 6月3日(日)入寮希望者のみ必ず記載
 - ① 到着予定時刻(時 分頃)
 - ② 携帯電話番号(- -)
- ※ 6月3日(日)は、終日食堂を利用できません。
- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
 - 宿泊しない。

2 6月4日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月5日(火)の朝食は
 - 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。
- ※ 入寮受付は12:00~です。
- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
 - 宿泊しない。

(別紙第9-1)

- 3 6月4日(月)の昼食は
- 食堂を利用する予定である。
 - 食堂を利用する予定はない。

- 4 6月4日(月)の懇談会に
- 出席する。
 - 出席しない。

5 交通機関の利用について

- 新幹線(特急)を
- 往復
 - 往路のみ
 - 復路のみ
- 利用し、

- グリーン車を
- 往復利用する。
 - 往路のみ利用する。
 - 復路のみ利用する。
 - 利用しない。

- なお、()号を
- 往復利用する。
 - 往路のみ利用する。
 - 復路のみ利用する。
 - 利用しない。
- ↑
※のぞみ等記入

- 航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ) 。

※証明書類を添付(実施要領参照)

6 パック旅行利用について

- パック旅行を利用する 代金 _____ 円

※証明書類を添付(実施要領参照)

(食事なし 朝食付 夕食付)

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、6月4日(月)の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくことになります。

平成24年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [REDACTED])

(庁会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会(第2回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 6月10日(日)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月11日(月)の朝食は
 - 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。
- ※ 入寮受付は15:00~19:00です。
- ※ 6月10日(日)入寮希望者のみ必ず記載
 - ① 到着予定時刻(時 分頃)
 - ② 携帯電話番号(- -)
- ※ 6月10日(日)は、終日食堂を利用できません。
- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
 - 宿泊しない。

2 6月11日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月12日(火)の朝食は
 - 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。
- ※ 入寮受付は12:00~です。
- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
 - 宿泊しない。

(別紙第9-2)

- 3 6月11日(月)の昼食は
- 食堂を利用する予定である。
 - 食堂を利用する予定はない。

- 4 6月11日(月)の懇談会に
- 出席する。
 - 出席しない。

5 交通機関の利用について

- 新幹線(特急)を
- 往復
 - 往路のみ
 - 復路のみ
- 利用し、

- グリーン車を
- 往復利用する。
 - 往路のみ利用する。
 - 復路のみ利用する。
 - 利用しない。

- なお、()号を
- ↑
- ※のぞみ等記入
- 往復利用する。
 - 往路のみ利用する。
 - 復路のみ利用する。
 - 利用しない。

- 航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ) 。
- ※証明書類を添付(実施要領参照)

6 パック旅行利用について

- パック旅行を利用する 代金 _____ 円
- ※証明書類を添付(実施要領参照)

(食事なし 朝食付 夕食付)

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、6月11日(月)の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくことになります。

(別紙第10)

※ 協議会の前後に私事旅行等をする場合に提出してください。

旅行日等変更承認申請

平成 年 月 日


司法研修所 殿

研修等名
所属庁
氏名

私は、下記のとおり、旅行日等の変更を申請します。

記

- 1 出発日 平成 年 月 日
- 2 帰着日 平成 年 月 日
- 3 旅行の目的 (該当する□にチェックしてください。)
① 自宅等への帰宅又は実家、親戚宅への訪問
② 出張地における職場関係者との懇談
③ その他 ()

(FAX 経理課経理係 )

司研総第 000215 号

平成 24 年 3 月 26 日

地方検察庁検事正 殿（東京を除く。）


弁護士会会長 殿（在京弁護士会を除く。）

司法研修所長 安 井 久 治

平成 24 年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

（通知）

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため、標記の協議会を当研修所において別添「実施要領」のとおり開催します。

ついては、同実施要領を出席者に交付の上、出席者の氏名を別紙様式により 4 月 13 日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に送付してください（送付書不要、ファクシミリ（可））。

なお、出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は、当研修所が行います。

(別紙様式)

平成24年 月 日

司法研修所長 殿

(庁 会 長)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会(第 回)の出席者について

(3月26日付け司研総第000215号に対する回答)

標記の出席者については、下記のとおりです。

記

官 職	ふりがな 氏 名	男女の別	俸給の号	司法修習 の期別	備 考

(注)

- 1 標題の「第 回」には、出席する回(「1」又は「2」)を記入する。
- 2 「俸給の号」は、検察庁のみ記入する。

実施要領

- 1 開催日，対象庁会等
別紙第1「平成24年度司法修習生指導担当者協議会実施表」のとおり
- 2 開催場所，宿舍等
 - (1) 開催場所 司法研修所
埼玉県和光市南2丁目3番8号
電話番号 048-460-2000（代表）
来庁方法等については，別紙第4「司法研修所への交通案内図」，別紙第5「バス運行時刻表」及び別紙第6「司法研修所配置図」を御参照ください。
なお，自家用車での来庁は御遠慮ください。
 - (2) 集合時刻
ア 第1回出席者及び参列者 6月 4日（月）午後零時50分
イ 第2回出席者及び参列者 6月11日（月）午後零時50分
 - (3) 宿泊場所 宿舍を必要とする協議会出席者及び参列者には，当研修所いずみ寮を用意します（別紙第7「司法研修所いずみ寮の利用について」参照）。
なお，いずみ寮以外の宿泊施設を利用する場合でも，寮に宿泊した場合の宿泊料が支給されますので，あらかじめ御了承ください。
- 3 協議事項
新司法修習に関し，別紙第2「協議事項」について協議を行う予定ですので，これに関連して協議しておくべき論点，参考意見等がありましたら，4月13日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください（送付書不要，ファクシミリ（XXXXXXXXXX）可。）。
- 4 日程
別紙第3「日程表」のとおり
- 5 出席者
出席者名簿は，追って送付します。

6 旅費

- (1) 協議会当日、受付（本館エントランスホール）において支給しますので印鑑（シャチハタ等のスタンプ式は不可）を御持参ください。ただし、東京地方裁判所（立川支部を含む。）、横浜地方裁判所及びさいたま地方裁判所からの出席者は、所属庁のICカード等を利用してください（当研修所において旅費の支給はいたしません。）。
- (2) パック旅行の利用及びホテルに宿泊される場合に、支給される宿泊料は寮に宿泊した場合と同額の支給となりますので、御注意ください。
なお、パック旅行を利用した際には、その金額及び内容の分かる書類を提出してください。・・・提出期限5月14日
- (3) 航空機の利用
 - ア 航空機利用の場合には、往復割引普通運賃の範囲内（クラスJ等特別座席の利用に要する料金を除く。）で、現に支払った金額を支給します。
 - イ 提出書類
 - a 金額と便を確認する書類（領収書と航空券写し）・・・提出期限5月14日
 - b 搭乗を確認する書類（搭乗半券等）・・・・・・・・提出期限6月18日
 - ウ マイレージの取得禁止
旅券購入によるマイレージの取得はできません。ご購入の際にはご注意ください。
- (4) 上記(2)と(3)の提出、及び旅費についての質問先は、当研修所事務局経理課経理係（電話番号 [REDACTED]）となります。

7 支払関係

いずみ寮の利用料金（利用者のみ。別紙第7の3参照）及び懇談会費（希望者のみ。4,000円）は、協議会当日、受付において徴収します。

8 提出書類

出席者及び参列者は、(1)又は(2)の回答書に所要事項を記入の上、4月13日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください（送付書不要。ファクシミリ（[REDACTED]）可。）。

- (1) 別紙第9-1「平成24年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」
- (2) 別紙第9-2「平成24年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

9 その他

食堂については、別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を御参照ください。

別紙目録

- 別紙第1 平成24年度司法修習生指導担当者協議会実施表
- 別紙第2 協議事項
- 別紙第3 日程表
- 別紙第4 司法研修所への交通案内図
- 別紙第5 バス運行時刻表
- 別紙第6 司法研修所配置図
- 別紙第7 司法研修所いずみ寮の利用について
- 別紙第8 司法研修所食堂の利用について
- 別紙第9-1 平成24年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
- 別紙第9-2 平成24年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
- 別紙第10 旅行日等変更承認申請

(別紙第1)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高裁管内	実務修習地	出席者数				開催月日		
		地方裁判所		検察庁	弁護士会		計	
		民事	刑事					
東京	東京	2	2	2	東京 第一東京 第二東京	1 1 1	【第1回】 6月4日 (月)	
	立川支部	1	1	1	(東京三多摩支部)	3		
	横浜	1	1	1		1		
	さいたま	1	1	1	(埼玉)	1		
	千葉	1	1	1	(千葉県)	1		
	水戸	1	1	1	(茨城県)	1		
	宇都宮	1	1	1	(栃木県)	1		
	前橋	1	1	1	(群馬)	1		
	静岡	1	1	1	(静岡県)	1		
	甲府	1	1	1	(山梨県)	1		
	長野	1	1	1	(長野県)	1		
	新潟	1	1	1	(新潟県)	1		
	名古屋	名古屋	1	1	1	(愛知県)		1
		岐阜	1	1	1	(岐阜県)		1
金沢		1	1	1		1		
仙台	富山	1	1	1	(富山県)	1		
	仙台	1	1	1		1		
	福島	1	1	1	(福島県)	1		
	山形	1	1	1	(山形県)	1		
	盛岡	1	1	1	(岩手)	1		
	秋田	1	1	1		1		
札幌	青森	1	1	1	(青森県)	1		
	札幌	1	1	1		1		
	函館	1	1	1		1		
	旭川	1	1	1		1		
(計)	(26)	27	27	27	30	111		
大阪	大阪	1	1	1		1	【第2回】 6月11日 (月)	
	京都	1	1	1		1		
	神戸	1	1	1	(兵庫県)	1		
	奈良	1	1	1		1		
	大津	1	1	1	(滋賀)	1		
	和歌山	1	1	1		1		
名古屋	津	1	1	1	(三重)	1		
	福井	1	1	1		1		
広島	広島	1	1	1		1		
	山口	1	1	1	(山口県)	1		
	岡山	1	1	1		1		
	鳥取	1	1	1	(鳥取県)	1		
	松江	1	1	1	(島根県)	1		
福岡	福岡	1	1	1	(福岡県)	1		
	佐賀	1	1	1	(佐賀県)	1		
	長崎	1	1	1	(長崎県)	1		
	大分	1	1	1	(大分県)	1		
	熊本	1	1	1	(熊本県)	1		
	鹿児島	1	1	1	(鹿児島県)	1		
	宮崎	1	1	1	(宮崎県)	1		
	那覇	1	1	1	(沖縄)	1		
	高松	高松	1	1	1	(香川県)	1	
徳島		1	1	1		1		
高知		1	1	1		1		
松山		1	1	1	(愛媛)	1		
(計)	(25)	25	25	25	25	100		
合計	(51)	52	52	52	55	211		

(別紙第2)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会

協議事項

1 分野別実務修習の指導の現状と課題について

(出題理由)

分野別実務修習については、司法修習生指導要綱（甲）及び分野別実務修習における各分野の指導準則等に基づいて、御指導をいただいているところである。新司法修習のこれまでの指導の実績、新しい法曹養成プロセスにおける新司法修習の位置付け及び指導理念、新司法修習における分野別実務修習の位置付け（導入的教育の在り方、集合修習との関係等を含む。）等を踏まえて、より実効的な修習の在り方を検討すべく、各配属庁会における新第65期司法修習生の実情（能力、資質等）につき、これまでの司法修習生との比較等を通じて報告をいただくとともに、分野別実務修習における指導内容や方法について協議したい。

2 選択型実務修習の充実に向けた取組等について

(出題理由)

新司法修習から開始された選択型実務修習については、配属庁会において、選択型実務修習の運用ガイドライン等に基づき、個別修習プログラムを策定、実施していただいております。新しい法曹養成制度の趣旨を体現するものとして、その成果を積み重ねているところであるが、さらに昨年1月19日付けの司法研修所長書簡により、司法修習生の自発的な取組を促すための選択型実務修習の運用イメージを提案するなどしたところである。この機会に、上記運用イメージも踏まえた各配属庁会における選択型実務修習の運用の実情を確認するとともに、個別修習プログラムの提供やホームグラウンド修習の実施の在り方を含め、各配属庁会における選択型実務修習の充実に向けた取組、工夫点、今後の課題等について協議したい。

以上

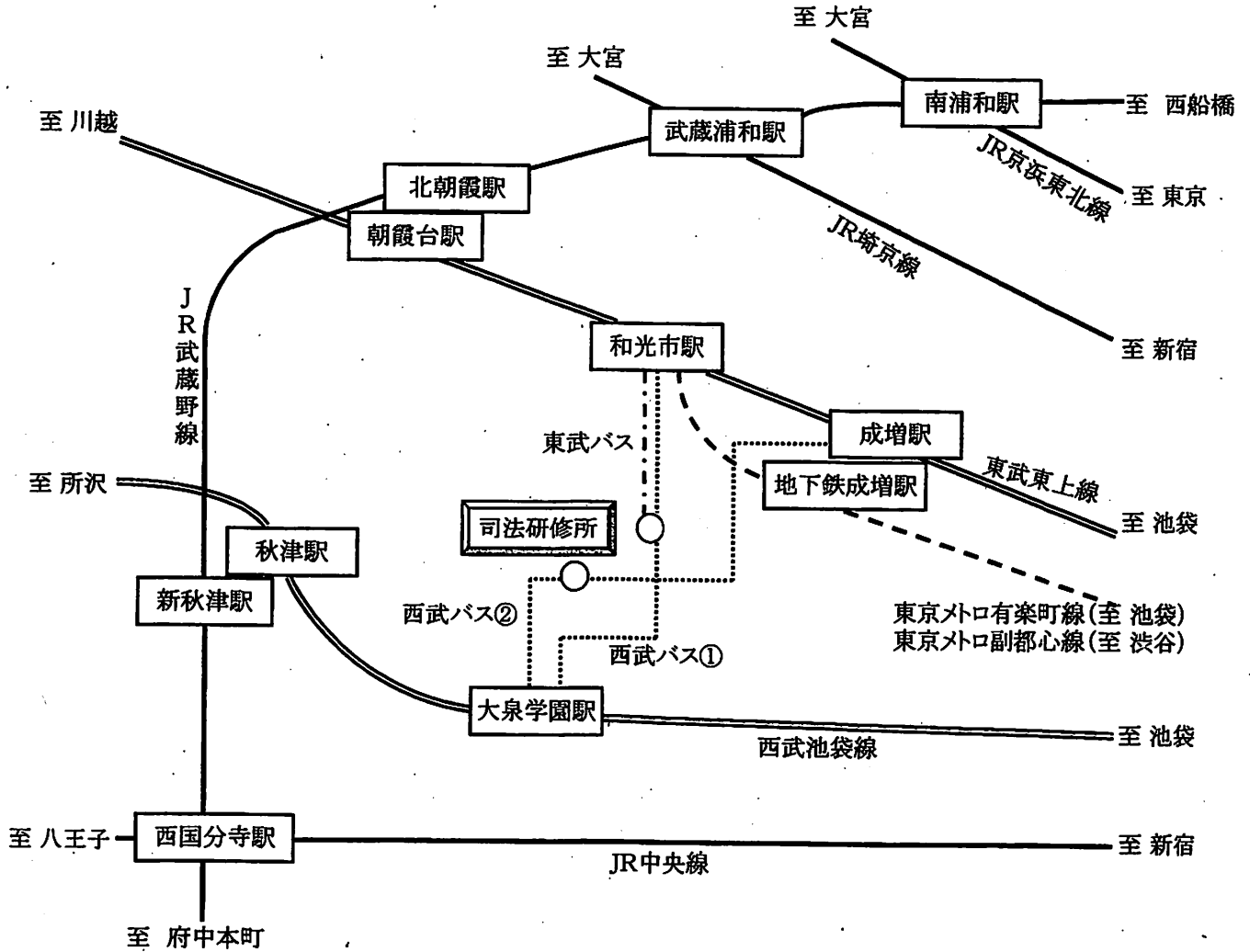
(別紙第3)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会

日 程 表

月 日	時 間	実 施 内 容	
〔第1回〕 6月 4日 (月)	12:00 ～ 13:00	受付 (本館1階エントランスホール) 〔到着確認, 懇談会費・寮利用料金徴収手 続等〕	
	〔第2回〕 6月11日 (月)	13:00 ～ 13:40	司法研修所長あいさつ 事務局説明 } (中講堂)
		13:50 ～ 16:15	分科協議 民事裁判 (第5教室 西館2階) 刑事裁判 (第6教室 西館2階) 検 察 (第7教室 西館2階) 弁 護 (第8教室 西館2階)
	16:30 ～ 17:00	総合協議 (中講堂)	
	17:30 ～ 18:50	懇談会 (図書館棟1階多目的ホール) ※ 希望者のみ	

司法研修所への交通案内図



【司法研修所所在地】 埼玉県和光市南2丁目3番8号

【所要時間】

・電車

- 池袋駅 — [東武東上線] —> 和光市駅 約16分(急行又は準急)
- 池袋駅 — [東京メトロ有楽町線] —> 和光市駅 約18分
- 渋谷駅 — [東京メトロ副都心線] —> 和光市駅 約35分(急行)
- 池袋駅 — [西武池袋線] —> 大泉学園駅 約15分(準急)
- 西国分寺駅 — [JR武蔵野線] —> 北朝霞駅 約19分
- 武蔵浦和駅 — [JR武蔵野線] —> 北朝霞駅 約8分
- 南浦和駅 — [JR武蔵野線] —> 北朝霞駅 約10分
- 朝霞台駅 — [東武東上線] —> 和光市駅 約6分

・バス

- 和光市駅 — [東武バス 司法研修所循環] —> 司法研修所 約10分
- 和光市駅 — [西武バス① 大泉学園駅行き] —> 司法研修所 約10分
- (和光市駅 — 徒歩 —> 司法研修所 約25分(約2km))
- 大泉学園駅 — [西武バス① 和光市駅南口行き] —> 司法研修所 約12分
- 大泉学園駅 — [西武バス② 成増駅行き] —> 司法研修所 約15分

(別紙第5)

バス運行時刻表 (最寄り駅から司法研修所まで) 【平日】

【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

1 東武東上線, 東京メトロ有楽町線, 副都心線 和光市駅南口発

(1) 東武バス「司法研修所循環」又は「二軒新田行き」に乗車,
バス停「司法研修所入口」にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口									
行先	「司法研修所循環」又は「司法研修所入口」									
時	平 日									
6	23	35	45	56						
7	05	12	22	35	43	50	56			
8	03	10	17	22	27	35	43	49	54	
9	01	06	12	*17	*23	27	*33	41	54	
10	*05	22	37	*47	53					
11	03	13	25	40	53					
12	10	23	*40	54						
13	10	25	40	55						
14	09	25	*35	40	55					
15	10	19	31	*43	50	*57				
16	04	17	31	45	54					
17	02	11	16	22	28	34	42	48	55	
18	00	07	*14	18	24	30	34	*37	43	50
19	00	13	*22	30	*40	51				
20	*01	09	22	38	49					
21	02	13	27	41	56					
22	10	22	35	47	*58					
23	*11									

*印: 二軒新田行き

(2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は
「長久保行き」に乗車, バス停「司法研修所」
にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口					
行先	「大泉学園駅」又は「長久保」					
時	平 日					
6	26	43	58			
7	13	*20	29	43	56	
8	*05	10	21	33	47	*55
9	01	15	29	44	*52	
10	00	*10	22	38	*47	55
11	*05	19	36	54		
12	*05	17	37	59		
13	*05	25	46			
14	*00	13	34	54		
15	*05	16	30	41	54	
16	*02	08	20	32	46	58
17	*05	13	25	36	49	
18	00	*07	14	25	37	48
19	01	*06	16	29	41	55
20	*05	13	28	41	55	
21	11	26	42			
22	00	20	40			
23	00					

*印: 長久保行き

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

(1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車, バス停
「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

発	大泉学園駅北口				
行先	和光市駅南口				
時	平 日				
5					
6	00	16	31	45	
7	00	14	28	40	52
8	04	16	30	44	58
9	14	29	41	54	
10	06	24	37	51	
11	13	31	49		
12	13	36	57		
13	22	45			
14	10	31	48		
15	01	17	30	40	52
16	04	18	34	45	57
17	12	25	36	46	57
18	09	24	37	48	
19	01	17	31	45	
20	00	22	44		
21	06	28	50		
22	12	34			

(2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車, バス停
「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発	大泉学園駅北口					
行先	成増駅南口					
時	平 日					
5	55					
6	05	15	25	35	45	
7	00	10	20	31	43	56
8	09	24	38	52		
9	06	20	34	49		
10	04	19	35	51		
11	07	23	39	55		
12	10	27	43	59		
13	15	32	48			
14	03	18	33	48		
15	03	18	32	46		
16	01	16	31	46		
17	01	16	31	46		
18	01	16	31	46		
19	01	16	31	50		
20	09	28	46			
21	05	25	46			
22	09					

バス運行時刻表 (最寄り駅から司法研修所まで) 【土曜・日曜・祝日】
 【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

1 東武東上線, 東京メトロ有楽町線, 副都心線 和光市駅南口発

(1) 東武バス「司法研修所循環」又は「二軒新田行き」に乗車,
 バス停「司法研修所入口」にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口					
行先	「司法研修所循環」又は「司法研修所入口」					
時	土曜・日曜・祝日					
6	43	55				
7	07	16	26	35	44	56
8	04	13	*22	32	43	53
9	03	14	28	*34	*47	56
10	10	24	40	*54		
11	08	19	31	*40	49	
12	04	18	31	40	54	
13	09	17	27	40	48	
14	00	17	32	47		
15	00	*04	17	31	42	*51
16	02	17	31	47		
17	03	13	26	*34	44	56
18	09	19	27	37	45	56
19	*02	11	19	30	*39	49
20	04	*19	33	48		
21	03	18	33	48		
22	03	17	*26	*42		
23						

*印：二軒新田行き

(2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は
 「長久保行き」に乗車, バス停「司法研修所」
 にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口				
行先	「大泉学園駅」又は「長久保」				
時	土曜・日曜・祝日				
6	40				
7	01	*12	23	42	
8	01	*12	23	42	
9	01	*11	21	35	48
10	01	*11	21	35	48
11	01	*12	24	42	
12	01	*12	23	42	
13	01	*12	23	42	
14	01	*12	23	42	
15	01	*12	23	42	
16	01	*12	23	42	
17	01	*12	23	42	
18	01	*11	21	35	48
19	04	21	41		
20	01	21	41		
21	01	21	41		
22	07	37			
23					

*印：長久保行き

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

(1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車, バス停
 「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

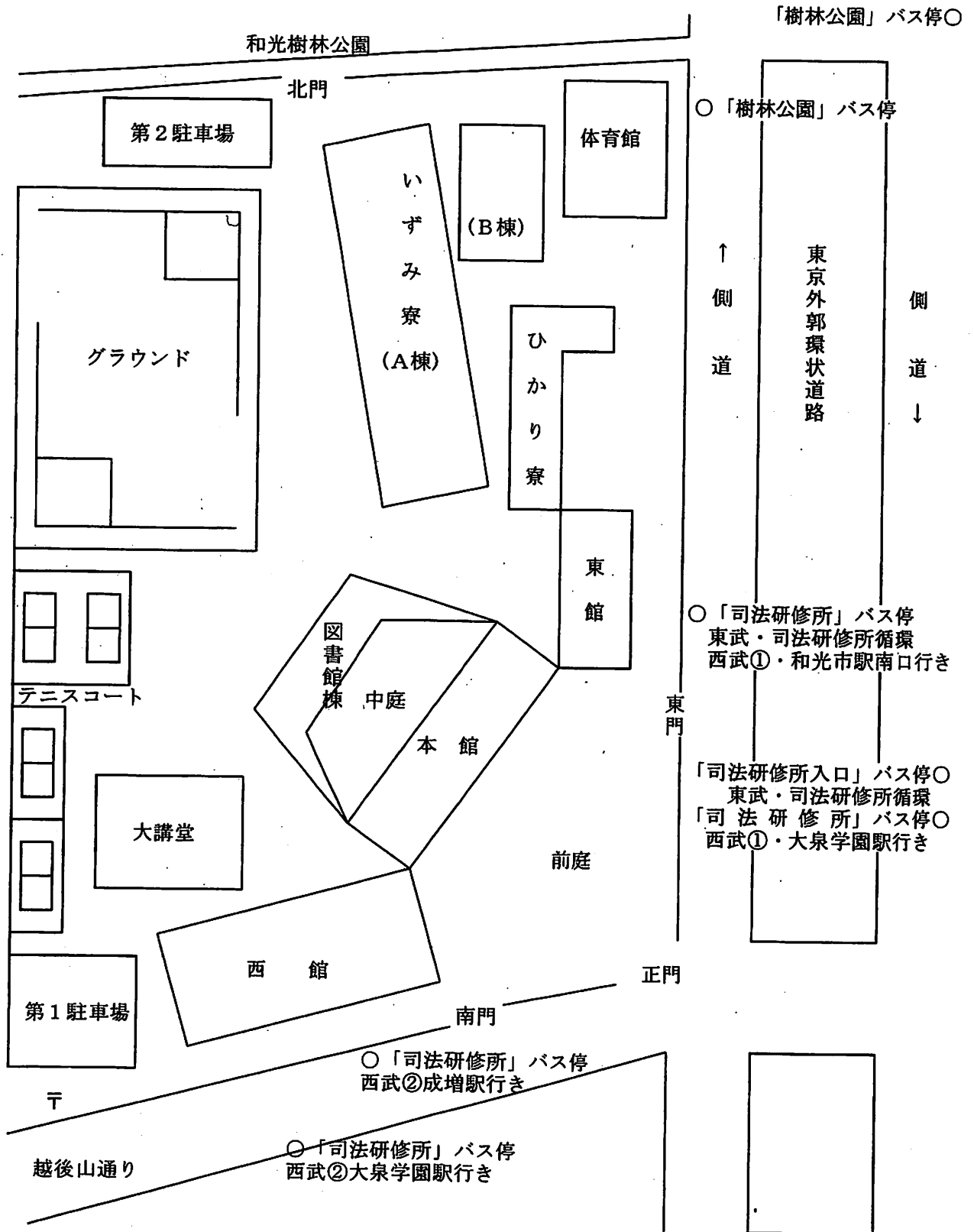
発	大泉学園駅北口			
行先	和光市駅南口			
時	土曜・日曜・祝日			
5				
6	13	29	43	56
7	14	29	44	
8	04	23	43	
9	01	16	30	43
10	03	17	30	44
11	06	25	44	
12	05	24	44	
13	05	24	44	
14	05	24	44	
15	05	24	44	
16	05	24	44	
17	05	24	43	
18	02	18	36	
19	01	20	42	
20	04	26	50	
21	14	40		
22	10			

(2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車, バス停
 「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発	大泉学園駅北口			
行先	成増駅南口			
時	土曜・日曜・祝日			
5	55			
6	10	25	40	55
7	10	25	40	55
8	10	25	40	55
9	10	25	40	55
10	10	25	40	58
11	18	38	58	
12	14	31	51	
13	11	31	51	
14	09	27	45	
15	02	18	34	50
16	06	22	38	54
17	10	24	38	52
18	06	20	36	56
19	16	36	56	
20	16	36	56	
21	18	42		
22	09			

(別紙第6)

司法研修所配置図



司法研修所いずみ寮の利用について

1 入寮について

入寮受付は、協議会前日は午後3時から午後7時まで、協議会当日は午後零時からいずれもいずみ寮事務室で行います（入寮方法は、該当する協議員に後日お知らせします。）。

2 寮室について

(1) 司法研修所いずみ寮の寮室の割当ては、司法研修所が行います。

寮室番号は、入寮時にお知らせします。

(2) 寮室は、バス、トイレ付の洋室の個室です。洗面用具等タオルセット（歯ブラシ、石鹸、シャンプー、リンス、タオル）及びバスタオルは用意してありますが、それ以外のものについては、各自で用意してください。

なお、浴衣の用意はありませんので、各自で用意してください。

おって、下足箱に上履用のスリッパが入っていますので、履き替えてください。下足箱は、寮室番号と同一のものを使用してください。

3 利用料金について

1泊目の利用料金は、3,030円で、2泊目以降は、1泊650円が加算されます。

4 寮室備付け電話の使用について

(1) 寮室備付けの電話機は、着信のほか、内線又は外線として使用することができます。

(2) 発信により市内通話及び市外通話を行う場合の通話料金の支払は、電話専用のプリペイドカードを使用します。プリペイドカードの購入、使用及び精算の方法については、いずみ寮A棟1階ロビーに備付けの電話専用プリペイドカード利用案内を参照してください。

(3) 寮室の電話番号は、入寮日に通知します。

(別紙第7)

5 エアコンの使用について

エアコンは、24時間使用できます。

6 自動販売機の利用について

1階ロビーに自動販売機コーナーがあります。

7 緊急時等の対応について

夜間に緊急を要する場合には、寮室備付けの電話機で110番又は119番を押してください。中央監視盤室に繋がりますので、その指示に従ってください。

8 食事について

朝食・昼食とも平日のみ利用可能です。詳しくは別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を参照してください。

9 退寮について

退寮の際、使用したシーツ、バスマット、枕カバー及びバスタオルなどは、リネン室に入れてください。

退寮する時は、寮室の鍵を午前10時までに寮事務室へ返還してください。

10 給湯について

各寮室に、洗面用又は入浴用として午前7時から翌日午前零時まで給湯します。また、給湯室の湯沸器は24時間利用できます。

11 門限について

門限は、午後11時です。

12 司法研修所への入構について

平日は、正門（午前8時から午後6時30分まで）、東門（車出入口：午前8時から午後9時まで、歩行者出入口：終日開放）又は北門（歩行者出入口：終日開放）を利用してください。


なお、日曜日の入構は、北門を利用してください（バスで来られる場合は「樹林公園」バス停を利用してください。）。

13 喫煙について

(別紙第7)

寮室及び灰皿が設置されている場所（塵芥室外）以外での喫煙はできません。

14 その他

入寮に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局総務課寮務係（電話番号 ）にお問い合わせください。

(別紙第8)

司法研修所食堂の利用について

1 朝食 (平日のみ営業)

午前8時から午前9時30分までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金は1食300円となっております。

2 昼食 (平日のみ営業)

午前11時30分から午後1時までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが、1食300円から500円程度となっております。

3 その他

食堂の利用に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局経理課管理係(電話番号 XXXXXXXXXX)にお問い合わせください。

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [REDACTED])

(庁会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会(第1回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 6月3日(日)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月4日(月)の朝食は
 - 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。
- ※ 入寮受付は15:00~19:00です。
- ※ 6月3日(日)入寮希望者のみ必ず記載
 - ① 到着予定時刻(時 分頃)
 - ② 携帯電話番号(- -)
- ※ 6月3日(日)は、終日食堂を利用できません。
- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
 - 宿泊しない。

2 6月4日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月5日(火)の朝食は
 - 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。
- ※ 入寮受付は12:00~です。
- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
 - 宿泊しない。

(別紙第9-1)

- 3 6月4日(月)の昼食は
- 食堂を利用する予定である。
 - 食堂を利用する予定はない。

- 4 6月4日(月)の懇談会に
- 出席する。
 - 出席しない。

5 交通機関の利用について

- 新幹線(特急)を
- 往復
 - 往路のみ
 - 復路のみ
- 利用し、

- グリーン車を
- 往復利用する。
 - 往路のみ利用する。
 - 復路のみ利用する。
 - 利用しない。

- なお、()号を
- ↑
- ※のぞみ等記入
- 往復利用する。
 - 往路のみ利用する。
 - 復路のみ利用する。
 - 利用しない。

- 航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ) 。
- ※証明書類を添付(実施要領参照)

6 パック旅行利用について

- パック旅行を利用する 代金 _____ 円
- ※証明書類を添付(実施要領参照)

(食事なし 朝食付 夕食付)

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、6月4日(月)の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくことになります。

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [REDACTED])

(庁会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会(第2回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 6月10日(日)の宿泊施設として、いずみ寮を

利用し、6月11日(月)の朝食は

食堂を利用する。

食堂を利用しない。

※ 入寮受付は15:00~19:00です。

※ 6月10日(日)入寮希望者のみ必ず記載

① 到着予定時刻(時 分頃)

② 携帯電話番号(- -)

※ 6月10日(日)は、終日食堂を利用できません。

利用しない。

いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。

自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。

(住所・市区町村名まで)

[]

宿泊しない。

2 6月11日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

利用し、6月12日(火)の朝食は

※ 入寮受付は12:00~です。

食堂を利用する。

食堂を利用しない。

利用しない。

いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。

自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。

(住所・市区町村名まで)

[]

宿泊しない。

(別紙第9-2)

3 6月11日(月)の昼食は 食堂を利用する予定である。
 食堂を利用する予定はない。

4 6月11日(月)の懇談会に 出席する。
 出席しない。

5 交通機関の利用について

新幹線(特急)を 往復 往路のみ 復路のみ 利用し、

グリーン車を 往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

なお、()号を 往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。
↑
※のぞみ等記入

航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)。
※証明書類を添付(実施要領参照)

6 パック旅行利用について

パック旅行を利用する 代金 _____ 円
※証明書類を添付(実施要領参照)

(食事なし 朝食付 夕食付)

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、6月11日(月)の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくことになります。

(別紙第10)

※ 協議会の前後に私事旅行等をする場合に提出してください。

旅行日等変更承認申請

平成 年 月 日


司法研修所 殿

研修等名
所属庁
氏名

私は、下記のとおり、旅行日等の変更を申請します。

記

- 1 出発日 平成 年 月 日
- 2 帰着日 平成 年 月 日
- 3 旅行の目的（該当する□にチェックしてください。）
 - ① 自宅等への帰宅又は実家、親戚宅への訪問
 - ② 出張地における職場関係者との懇談
 - ③ その他（ ）

(FAX 経理課経理係 )

司研総第 000216 号

平成 24 年 3 月 26 日


東京地方検察庁検事正 殿

司法研修所長 安 井 久 治

平成 24 年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

(通知)

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため、標記の協議会を当研修所において別添「実施要領」のとおり開催します。

については、同実施要領を出席者に交付の上、出席者の氏名を別紙様式により 4 月 13 日(金)までに当研修所事務局総務課庶務係に送付してください(送付書不要、ファクシミリ  可)。

なお、出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は、当研修所が行います。

おって、立川支部に対しては、貴庁から周知してください。

(別紙様式)

平成24年 月 日

司法研修所長 殿

(庁 会 長)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会(第 回)の出席者について

(3月26日付け司研総第000216号に対する回答)

標記の出席者については、下記のとおりです。

記

官 職	ふりがな 氏 名	男女の別	俸給の号	司法修習 の期別	備 考

(注)

- 1 標題の「第 回」には、出席する回(「1」又は「2」)を記入する。
- 2 備考欄に、出席者の所属「本庁」又は「立川支部」を記入する。

実施要領

- 1 開催日, 対象庁会等
別紙第1「平成24年度司法修習生指導担当者協議会実施表」のとおり
- 2 開催場所, 宿舍等
 - (1) 開催場所 司法研修所
埼玉県和光市南2丁目3番8号
電話番号 048-460-2000 (代表)
来庁方法等については, 別紙第4「司法研修所への交通案内図」,
別紙第5「バス運行時刻表」及び別紙第6「司法研修所配置図」を
御参照ください。
なお, 自家用車での来庁は御遠慮ください。
 - (2) 集合時刻
 - ア 第1回出席者及び参列者 6月 4日(月)午後零時50分
 - イ 第2回出席者及び参列者 6月11日(月)午後零時50分
 - (3) 宿泊場所 宿舍を必要とする協議会出席者及び参列者には, 当研修所いずみ寮を用意します(別紙第7「司法研修所いずみ寮の利用について」参照)。
なお, いずみ寮以外の宿泊施設を利用する場合でも, 寮に宿泊した場合の宿泊料が支給されますので, あらかじめ御了承ください。
- 3 協議事項
新司法修習に関し, 別紙第2「協議事項」について協議を行う予定ですので, これに関連して協議しておくべき論点, 参考意見等がありましたら, 4月13日(金)までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください(送付書不要, ファクシミリ () 可。)
- 4 日程
別紙第3「日程表」のとおり
- 5 出席者
出席者名簿は, 追って送付します。

6 旅費

- (1) 協議会当日、受付（本館エントランスホール）において支給しますので印鑑（シャチハタ等のスタンプ式は不可）を御持参ください。ただし、東京地方裁判所（立川支部を含む。）、横浜地方裁判所及びさいたま地方裁判所からの出席者は、所属庁のICカード等を利用してください（当研修所において旅費の支給はいたしません。）。
- (2) パック旅行の利用及びホテルに宿泊される場合に、支給される宿泊料は寮に宿泊した場合と同額の支給となりますので、御注意ください。
なお、パック旅行を利用した際には、その金額及び内容の分かる書類を提出してください。・・・提出期限5月14日
- (3) 航空機の利用
 - ア 航空機利用の場合には、往復割引普通運賃の範囲内（クラスJ等特別座席の利用に要する料金を除く。）で、現に支払った金額を支給します。
 - イ 提出書類
 - a 金額と便を確認する書類（領収書と航空券写し）・・・提出期限5月14日
 - b 搭乗を確認する書類（搭乗半券等）・・・・・・・・提出期限6月18日
 - ウ マイレージの取得禁止
旅券購入によるマイレージの取得はできません。ご購入の際にはご注意ください。
- (4) 上記(2)と(3)の提出、及び旅費についての質問先は、当研修所事務局経理課経理係（電話番号 [REDACTED]）となります。

7 支払関係

いずみ寮の利用料金（利用者のみ。別紙第7の3参照）及び懇談会費（希望者のみ。4,000円）は、協議会当日、受付において徴収します。

8 提出書類

出席者及び参列者は、(1)又は(2)の回答書に所要事項を記入の上、4月13日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください（送付書不要。ファクシミリ（[REDACTED]）可。）。

- (1) 別紙第9-1「平成24年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」
- (2) 別紙第9-2「平成24年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

9 その他

食堂については、別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を御参照ください。

別紙目録

- 別紙第 1 平成 24 年度司法修習生指導担当者協議会実施表
- 別紙第 2 協議事項
- 別紙第 3 日程表
- 別紙第 4 司法研修所への交通案内図
- 別紙第 5 バス運行時刻表
- 別紙第 6 司法研修所配置図
- 別紙第 7 司法研修所いずみ寮の利用について
- 別紙第 8 司法研修所食堂の利用について
- 別紙第 9 - 1 平成 24 年度司法修習生指導担当者協議会（第 1 回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
- 別紙第 9 - 2 平成 24 年度司法修習生指導担当者協議会（第 2 回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
- 別紙第 10 旅行日等変更承認申請

(別紙第1)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高 裁 管 内	実 務 修 習 地	出 席 者 数				開催月日	
		地方裁判所		検 察 庁	弁 護 士 会		計
		民事	刑事				
東京	東京	2	2	2	東京 1 第一東京 1 第二東京 1	9	
	立川支部	1	1	1	(東京三多摩支部) 3	6	
	横 浜	1	1	1	1	4	
	さいたま	1	1	1	(埼玉)	4	
	千 葉	1	1	1	(千葉県)	4	
	水 戸	1	1	1	(茨城県)	4	
	宇都宮	1	1	1	(栃木県)	4	
	前 橋	1	1	1	(群馬)	4	
	静 岡	1	1	1	(静岡県)	4	
	甲 府	1	1	1	(山梨県)	4	
	長 野	1	1	1	(長野県)	4	
	新 潟	1	1	1	(新潟県)	4	
	名古屋	名古屋	1	1	1	(愛知県)	4
岐 阜		1	1	1	(岐阜県)	4	
金 沢		1	1	1	1	4	
富 山		1	1	1	(富山県)	4	
仙 台	仙 台	1	1	1	1	4	
	福 島	1	1	1	(福島県)	4	
	山 形	1	1	1	(山形県)	4	
	盛 岡	1	1	1	(岩手)	4	
	秋 田	1	1	1	1	4	
札幌	青 森	1	1	1	(青森県)	4	
	札 幌	1	1	1	1	4	
	函 館	1	1	1	1	4	
	旭 川	1	1	1	1	4	
(計)	(26)	27	27	27	30	111	
	大阪	大 阪	1	1	1	1	4
京 都		1	1	1	1	4	
神 戸		1	1	1	(兵庫県)	4	
奈 良		1	1	1	1	4	
大 津		1	1	1	(滋賀)	4	
名古屋	和 歌 山	1	1	1	1	4	
	津	1	1	1	(三重)	4	
広島	福 井	1	1	1	1	4	
	広 島	1	1	1	1	4	
	山 口	1	1	1	(山口県)	4	
	岡 山	1	1	1	1	4	
	鳥 取	1	1	1	(鳥取県)	4	
福岡	松 江	1	1	1	(島根県)	4	
	福 岡	1	1	1	(福岡県)	4	
	佐 賀	1	1	1	(佐賀県)	4	
	長 崎	1	1	1	(長崎県)	4	
	大 分	1	1	1	(大分県)	4	
	熊 本	1	1	1	(熊本県)	4	
	鹿 児 島	1	1	1	(鹿児島県)	4	
	宮 崎	1	1	1	(宮崎県)	4	
高松	那 覇	1	1	1	(沖縄)	4	
	高 松	1	1	1	(香川県)	4	
	徳 島	1	1	1	1	4	
	高 知	1	1	1	1	4	
(計)	(25)	25	25	25	25	100	
	合 計	(51)	52	52	52	55	211

〔第1回〕
6月4日
(月)

〔第2回〕
6月11日
(月)

(別紙第2)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会

協議事項

1 分野別実務修習の指導の現状と課題について

(出題理由)

分野別実務修習については、司法修習生指導要綱(甲)及び分野別実務修習における各分野の指導準則等に基づいて、御指導をいただいているところである。新司法修習のこれまでの指導の実績、新しい法曹養成プロセスにおける新司法修習の位置付け及び指導理念、新司法修習における分野別実務修習の位置付け(導入的教育の在り方、集合修習との関係等を含む。)等を踏まえて、より実効的な修習の在り方を検討すべく、各配属庁会における新第65期司法修習生の実情(能力、資質等)につき、これまでの司法修習生との比較等を通じて報告をいただくとともに、分野別実務修習における指導内容や方法について協議したい。

2 選択型実務修習の充実に向けた取組等について

(出題理由)

新司法修習から開始された選択型実務修習については、配属庁会において、選択型実務修習の運用ガイドライン等に基づき、個別修習プログラムを策定、実施していただいております。新しい法曹養成制度の趣旨を体现するものとして、その成果を積み重ねているところであるが、さらに昨年1月19日付けの司法研修所長書簡により、司法修習生の自発的な取組を促すための選択型実務修習の運用イメージを提案するなどしたところである。この機会に、上記運用イメージも踏まえた各配属庁会における選択型実務修習の運用の実情を確認するとともに、個別修習プログラムの提供やホームグラウンド修習の実施の在り方を含め、各配属庁会における選択型実務修習の充実に向けた取組、工夫点、今後の課題等について協議したい。

以上

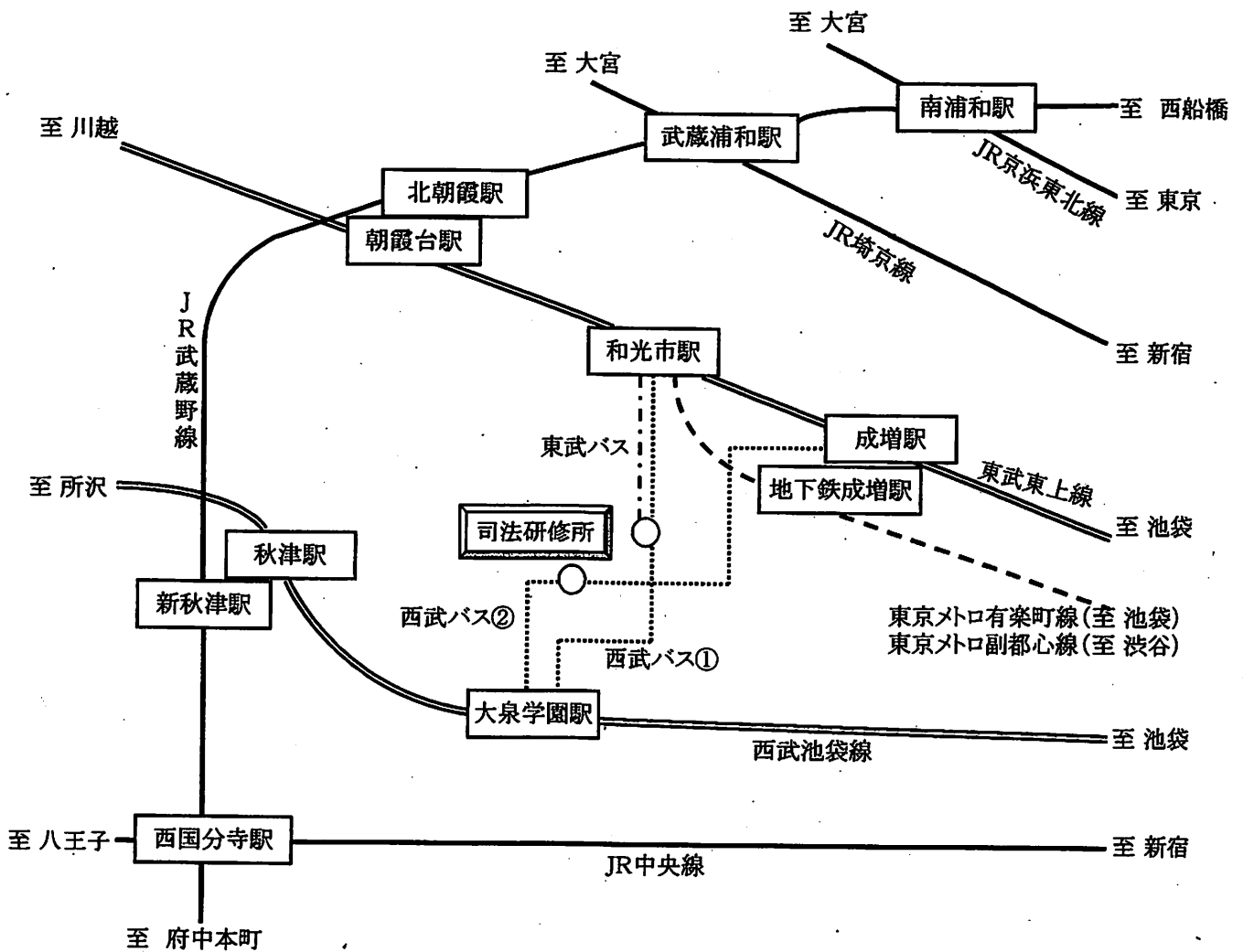
(別紙第3)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会

日 程 表

月 日	時 間	実 施 内 容	
〔第1回〕 6月 4日 (月)	12:00 ～ 13:00	受付 (本館1階エントランスホール) 〔到着確認, 懇談会費・寮利用料金徴収手 続等〕	
	〔第2回〕 6月11日 (月)	13:00 ～ 13:40	司法研修所長あいさつ 事務局説明 } (中講堂)
		13:50 ～ 16:15	分科協議 民事裁判 (第5教室 西館2階) 刑事裁判 (第6教室 西館2階) 検 察 (第7教室 西館2階) 弁 護 (第8教室 西館2階)
	16:30 ～ 17:00	総合協議 (中講堂)	
	17:30 ～ 18:50	懇談会 (図書館棟1階多目的ホール) ※ 希望者のみ	

司法研修所への交通案内図



【司法研修所所在地】 埼玉県和光市南2丁目3番8号

【所要時間】

・電車

池袋駅	〔東武東上線〕	→ 和光市駅	約16分(急行又は準急)
池袋駅	〔東京メトロ有楽町線〕	→ 和光市駅	約18分
渋谷駅	〔東京メトロ副都心線〕	→ 和光市駅	約35分(急行)
池袋駅	〔西武池袋線〕	→ 大泉学園駅	約15分(準急)
西国分寺駅	〔JR武蔵野線〕	→ 北朝霞駅	約19分
武蔵浦和駅	〔JR武蔵野線〕	→ 北朝霞駅	約8分
南浦和駅	〔JR武蔵野線〕	→ 北朝霞駅	約10分
朝霞台駅	〔東武東上線〕	→ 和光市駅	約6分

・バス

和光市駅	〔東武バス 司法研修所循環〕	→ 司法研修所	約10分
和光市駅	〔西武バス① 大泉学園駅行き〕	→ 司法研修所	約10分
(和光市駅)	徒歩	→ 司法研修所	約25分(約2km)
大泉学園駅	〔西武バス① 和光市駅南口行き〕	→ 司法研修所	約12分
大泉学園駅	〔西武バス② 成増駅行き〕	→ 司法研修所	約15分

(別紙第5)

バス運行時刻表 (最寄り駅から司法研修所まで) **【平日】**

【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

1 東武東上線, 東京メトロ有楽町線, 副都心線 和光市駅南口発

(1) 東武バス「司法研修所循環」又は「二軒新田行き」に乗車,
バス停「司法研修所入口」にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口									
行先	「司法研修所循環」又は「司法研修所入口」									
時	平 日									
6	23	35	45	56						
7	05	12	22	35	43	50	56			
8	03	10	17	22	27	35	43	49	54	
9	01	06	12	*17	*23	27	*33	41	54	
10	*05	22	37	*47	53					
11	03	13	25	40	53					
12	10	23	*40	54						
13	10	25	40	55						
14	09	25	*35	40	55					
15	10	19	31	*43	50	*57				
16	04	17	31	45	54					
17	02	11	16	22	28	34	42	48	55	
18	00	07	*14	18	24	30	34	*37	43	50
19	00	13	*22	30	*40	51				
20	*01	09	22	38	49					
21	02	13	27	41	56					
22	10	22	35	47	*58					
23	*11									

*印: 二軒新田行き

(2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は
「長久保行き」に乗車, バス停「司法研修所」
にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口						
行先	「大泉学園駅」又は「長久保」						
時	平 日						
6	26	43	58				
7	13	*20	29	43	56		
8	*05	10	21	33	47	*55	
9	01	15	29	44	*52		
10	00	*10	22	38	*47	55	
11	*05	19	36	54			
12	*05	17	37	59			
13	*05	25	46				
14	*00	13	34	54			
15	*05	16	30	41	54		
16	*02	08	20	32	46	58	
17	*05	13	25	36	49		
18	00	*07	14	25	37	48	
19	01	*06	16	29	41	55	
20	*05	13	28	41	55		
21	11	26	42				
22	00	20	40				
23	00						

*印: 長久保行き

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

(1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車, バス停
「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

発	大泉学園駅北口				
行先	和光市駅南口				
時	平 日				
5					
6	00	16	31	45	
7	00	14	28	40	52
8	04	16	30	44	58
9	14	29	41	54	
10	06	24	37	51	
11	13	31	49		
12	13	36	57		
13	22	45			
14	10	31	48		
15	01	17	30	40	52
16	04	18	34	45	57
17	12	25	36	46	57
18	09	24	37	48	
19	01	17	31	45	
20	00	22	44		
21	06	28	50		
22	12	34			

(2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車, バス停
「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発	大泉学園駅北口						
行先	成増駅南口						
時	平 日						
5	55						
6	05	15	25	35	45		
7	00	10	20	31	43	56	
8	09	24	38	52			
9	06	20	34	49			
10	04	19	35	51			
11	07	23	39	55			
12	10	27	43	59			
13	15	32	48				
14	03	18	33	48			
15	03	18	32	46			
16	01	16	31	46			
17	01	16	31	46			
18	01	16	31	46			
19	01	16	31	50			
20	09	28	46				
21	05	25	46				
22	09						

バス運行時刻表 (最寄り駅から司法研修所まで) 【土曜・日曜・祝日】
 【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

1 東武東上線, 東京メトロ有楽町線, 副都心線 和光市駅南口発

(1) 東武バス「司法研修所循環」又は「二軒新田行き」に乗車,
 バス停「司法研修所入口」にて下車
 (所要時間 約10分)

発	和光市駅南口					
行先	「司法研修所循環」又は「司法研修所入口」					
時	土曜・日曜・祝日					
6	43	55				
7	07	16	26	35	44	56
8	04	13	*22	32	43	53
9	03	14	28	*34	*47	56
10	10	24	40	*54		
11	08	19	31	*40	49	
12	04	18	31	40	54	
13	09	17	27	40	48	
14	00	17	32	47		
15	00	*04	17	31	42	*51
16	02	17	31	47		
17	03	13	26	*34	44	56
18	09	19	27	37	45	56
19	*02	11	19	30	*39	49
20	04	*19	33	48		
21	03	18	33	48		
22	03	17	*26	*42		
23						

*印：二軒新田行き

(2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は
 「長久保行き」に乗車, バス停「司法研修所」
 にて下車
 (所要時間 約10分)

発	和光市駅南口				
行先	「大泉学園駅」又は「長久保」				
時	土曜・日曜・祝日				
6	40				
7	01	*12	23	42	
8	01	*12	23	42	
9	01	*11	21	35	48
10	01	*11	21	35	48
11	01	*12	24	42	
12	01	*12	23	42	
13	01	*12	23	42	
14	01	*12	23	42	
15	01	*12	23	42	
16	01	*12	23	42	
17	01	*12	23	42	
18	01	*11	21	35	48
19	04	21	41		
20	01	21	41		
21	01	21	41		
22	07	37			
23					

*印：長久保行き

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

(1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車, バス停
 「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

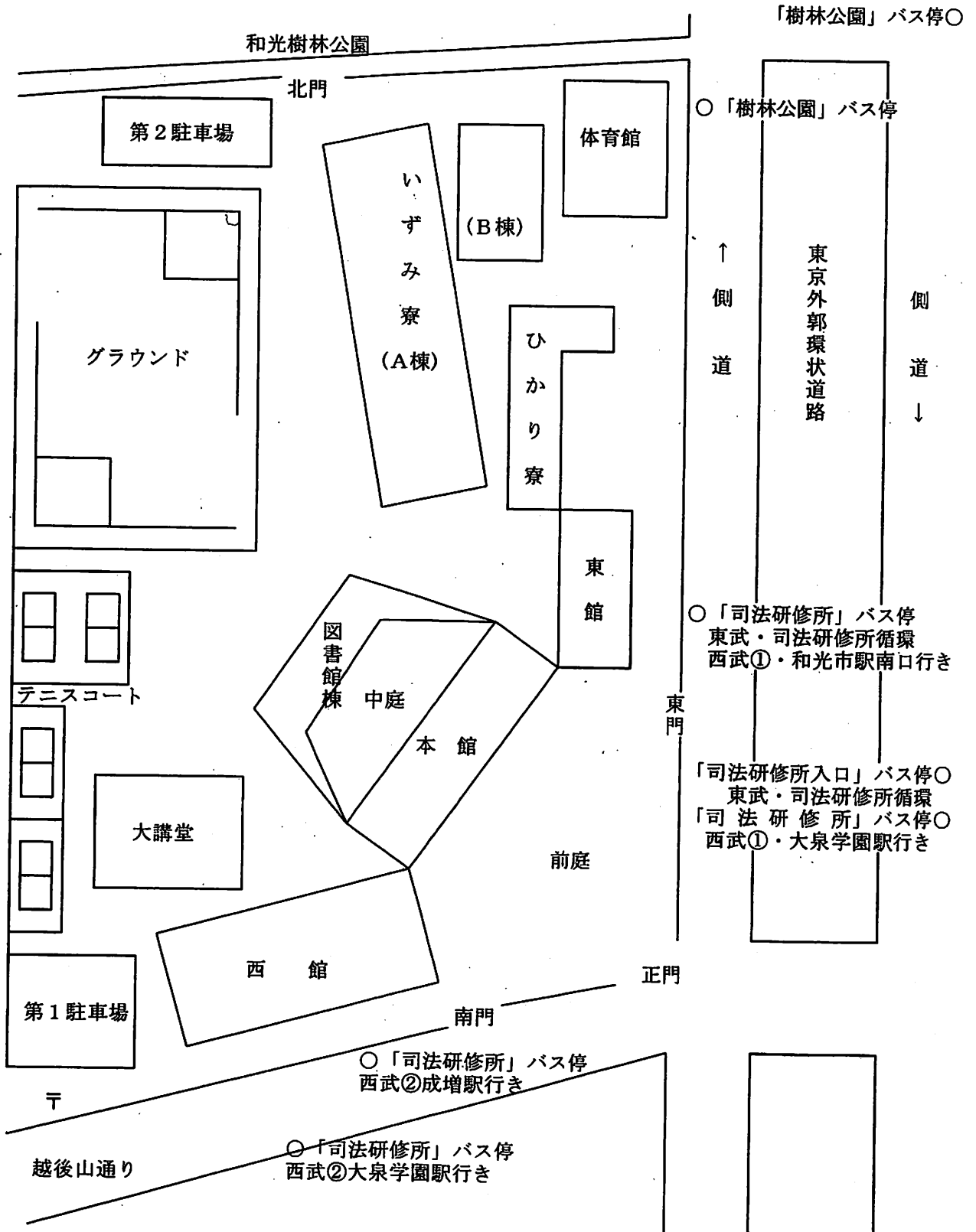
発	大泉学園駅北口			
行先	和光市駅南口			
時	土曜・日曜・祝日			
5				
6	13	29	43	56
7	14	29	44	
8	04	23	43	
9	01	16	30	43
10	03	17	30	44
11	06	25	44	
12	05	24	44	
13	05	24	44	
14	05	24	44	
15	05	24	44	
16	05	24	44	
17	05	24	43	
18	02	18	36	
19	01	20	42	
20	04	26	50	
21	14	40		
22	10			

(2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車, バス停
 「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発	大泉学園駅北口			
行先	成増駅南口			
時	土曜・日曜・祝日			
5	55			
6	10	25	40	55
7	10	25	40	55
8	10	25	40	55
9	10	25	40	55
10	10	25	40	58
11	18	38	58	
12	14	31	51	
13	11	31	51	
14	09	27	45	
15	02	18	34	50
16	06	22	38	54
17	10	24	38	52
18	06	20	36	56
19	16	36	56	
20	16	36	56	
21	18	42		
22	09			

(別紙第6)

司法研修所配置図



司法研修所いずみ寮の利用について

1 入寮について

入寮受付は、協議会前日は午後3時から午後7時まで、協議会当日は午後零時からいずれもいずみ寮事務室で行います（入寮方法は、該当する協議員に後日お知らせします。）。

2 寮室について

(1) 司法研修所いずみ寮の寮室の割当ては、司法研修所が行います。

寮室番号は、入寮時にお知らせします。

(2) 寮室は、バス、トイレ付の洋室の個室です。洗面用具等タオルセット（歯ブラシ、石鹸、シャンプー、リンス、タオル）及びバスタオルは用意してありますが、それ以外のものについては、各自で用意してください。

なお、浴衣の用意はありませんので、各自で用意してください。

おって、下足箱に上履用のスリッパが入っていますので、履き替えてください。下足箱は、寮室番号と同一のものを使用してください。

3 利用料金について

1泊目の利用料金は、3,030円で、2泊目以降は、1泊650円が加算されます。

4 寮室備付け電話の使用について

(1) 寮室備付けの電話機は、着信のほか、内線又は外線として使用することができます。

(2) 発信により市内通話及び市外通話を行う場合の通話料金の支払は、電話専用のプリペイドカードを使用します。プリペイドカードの購入、使用及び精算の方法については、いずみ寮A棟1階ロビーに備付けの電話専用プリペイドカード利用案内を参照してください。

(3) 寮室の電話番号は、入寮日に通知します。

(別紙第7)

5 エアコンの使用について

エアコンは、24時間使用できます。

6 自動販売機の利用について

1階ロビーに自動販売機コーナーがあります。

7 緊急時等の対応について

夜間に緊急を要する場合には、寮室備付けの電話機で110番又は119番を押してください。中央監視盤室に繋がりますので、その指示に従ってください。

8 食事について

朝食・昼食とも平日のみ利用可能です。詳しくは別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を参照してください。

9 退寮について

退寮の際、使用したシーツ、バスマット、枕カバー及びバスタオルなどは、リネン室に入れてください。

退寮する時は、寮室の鍵を午前10時までに寮事務室へ返還してください。

10 給湯について

各寮室に、洗面用又は入浴用として午前7時から翌日午前零時まで給湯します。また、給湯室の湯沸器は24時間利用できます。

11 門限について

門限は、午後11時です。

12 司法研修所への入構について

平日は、正門（午前8時から午後6時30分まで）、東門（車出入口：午前8時から午後9時まで、歩行者出入口：終日開放）又は北門（歩行者出入口：終日開放）を利用してください。


なお、日曜日の入構は、北門を利用してください（バスで来られる場合は「樹林公園」バス停を利用してください。）。

13 喫煙について

(別紙第7)

寮室及び灰皿が設置されている場所（塵芥室外）以外での喫煙はできません。

14 その他

入寮に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局総務課寮務係（電話番号 ）にお問い合わせください。

(別紙第8)

司法研修所食堂の利用について

1 朝食 (平日のみ営業)

午前8時から午前9時30分までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金は1食300円となっております。

2 昼食 (平日のみ営業)

午前11時30分から午後1時までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが、1食300円から500円程度となっております。

3 その他

食堂の利用に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局経理課管理係(電話番号 XXXXXXXXXX)にお問い合わせください。

平成24年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [REDACTED])

(庁会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会(第1回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 6月3日(日)の宿泊施設として、いずみ寮を

利用し、6月4日(月)の朝食は

食堂を利用する。

食堂を利用しない。

※ 入寮受付は15:00~19:00です。

※ 6月3日(日)入寮希望者のみ必ず記載

① 到着予定時刻(時 分頃)

② 携帯電話番号(- -)

※ 6月3日(日)は、終日食堂を利用できません。

利用しない。

いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。

自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)

[]

宿泊しない。

2 6月4日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

利用し、6月5日(火)の朝食は

※ 入寮受付は12:00~です。

食堂を利用する。

食堂を利用しない。

利用しない。

いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。

自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)

[]

宿泊しない。

(別紙第9-1)

3 6月4日(月)の昼食は 食堂を利用する予定である。
 食堂を利用する予定はない。

4 6月4日(月)の懇談会に 出席する。
 出席しない。

5 交通機関の利用について

新幹線(特急)を 往復 往路のみ 復路のみ 利用し、

グリーン車を 往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

なお、()号を 往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。
↑
※のぞみ等記入

航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)。
※証明書類を添付(実施要領参照)

6 パック旅行利用について

パック旅行を利用する 代金 _____ 円
※証明書類を添付(実施要領参照)

(食事なし 朝食付 夕食付)

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、6月4日(月)の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくことになります。

平成24年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [REDACTED])

(庁会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会(第2回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 6月10日(日)の宿泊施設として、いずみ寮を

利用し、6月11日(月)の朝食は

食堂を利用する。

食堂を利用しない。

※ 入寮受付は15:00~19:00です。

※ 6月10日(日)入寮希望者のみ必ず記載

① 到着予定時刻(時 分頃)

② 携帯電話番号(- -)

※ 6月10日(日)は、終日食堂を利用できません。

利用しない。

いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。

自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。

(住所・市区町村名まで)

[]

宿泊しない。

2 6月11日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

利用し、6月12日(火)の朝食は

※ 入寮受付は12:00~です。

食堂を利用する。

食堂を利用しない。

利用しない。

いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。

自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。

(住所・市区町村名まで)

[]

宿泊しない。

(別紙第9-2)

3 6月11日(月)の昼食は 食堂を利用する予定である。
 食堂を利用する予定はない。

4 6月11日(月)の懇談会に 出席する。
 出席しない。

5 交通機関の利用について

新幹線(特急)を 往復 往路のみ 復路のみ 利用し、

グリーン車を 往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

なお、()号を 往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。
↑
※のぞみ等記入

航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)。
※証明書類を添付(実施要領参照)

6 パック旅行利用について

パック旅行を利用する 代金 _____ 円
※証明書類を添付(実施要領参照)

(食事なし 朝食付 夕食付)

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、6月11日(月)の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくこととなります。

(別紙第10)

※ 協会の前後に私事旅行等をする場合に提出してください。

旅行日等変更承認申請

平成 年 月 日


司法研修所 殿

研修等名
所属庁
氏名

私は、下記のとおり、旅行日等の変更を申請します。

記

- 1 出発日 平成 年 月 日
- 2 帰着日 平成 年 月 日
- 3 旅行の目的 (該当する□にチェックしてください。)
① 自宅等への帰宅又は実家、親戚宅への訪問
② 出張地における職場関係者との懇談
③ その他 ()

(FAX 経理課経理係 )

司研総第 000219 号

平成 24 年 3 月 26 日

東京弁護士会会長 殿

第一東京弁護士会会長 殿

第二東京弁護士会会長 殿

司法研修所長 安井久治

平成 24 年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

(通知)

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため、標記の協議会を当研修所において別添「実施要領」のとおり開催します。

ついては、同実施要領を出席者に交付の上、出席者の氏名を別紙様式により 4 月 13 日(金)までに当研修所事務局総務課庶務係に送付してください(送付書不要、ファクシミリ()可)。

なお、出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は、当研修所が行います。

おって、東京三弁護士会多摩支部に対しては、貴会から周知してください。

(別紙様式)

平成24年 月 日

司法研修所長 殿

(庁 会 長)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会(第 回)の出席者について

(3月26日付け司研総第000219号に対する回答)

標記の出席者については、下記のとおりです。

記

官 職	ふりがな 氏 名	男女の別	司法修習の 期別	備 考

(注)

- 1 標題の「第 回」には、出席する回(「1」又は「2」)を記入する。
- 2 多摩支部所属の出席者の場合は、備考欄に「多摩支部」と記入する。

実施要領

- 1 開催日, 対象庁会等
別紙第1「平成24年度司法修習生指導担当者協議会実施表」のとおり
- 2 開催場所, 宿舍等
 - (1) 開催場所 司法研修所
埼玉県和光市南2丁目3番8号
電話番号 048-460-2000 (代表)
来庁方法等については, 別紙第4「司法研修所への交通案内図」, 別紙第5「バス運行時刻表」及び別紙第6「司法研修所配置図」を御参照ください。
なお, 自家用車での来庁は御遠慮ください。
 - (2) 集合時刻
 - ア 第1回出席者及び参列者 6月4日(月)午後零時50分
 - イ 第2回出席者及び参列者 6月11日(月)午後零時50分
 - (3) 宿泊場所 宿舍を必要とする協議会出席者及び参列者には, 当研修所いずみ寮を用意します(別紙第7「司法研修所いずみ寮の利用について」参照)。
なお, いずみ寮以外の宿泊施設を利用する場合でも, 寮に宿泊した場合の宿泊料が支給されますので, あらかじめ御了承ください。
- 3 協議事項
新司法修習に関し, 別紙第2「協議事項」について協議を行う予定ですので, これに関連して協議しておくべき論点, 参考意見等がありましたら, 4月13日(金)までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください(送付書不要, ファクシミリ(XXXXXXXXXX)可。)
- 4 日程
別紙第3「日程表」のとおり
- 5 出席者
出席者名簿は, 追って送付します。

6 旅費

- (1) 協議会当日，受付（本館エントランスホール）において支給しますので印鑑（シャチハタ等のスタンプ式は不可）を御持参ください。ただし，東京地方裁判所（立川支部を含む。），横浜地方裁判所及びさいたま地方裁判所からの出席者は，所属庁のICカード等を利用してください（当研修所において旅費の支給はいたしません。）。
- (2) パック旅行の利用及びホテルに宿泊される場合に，支給される宿泊料は寮に宿泊した場合と同額の支給となりますので，御注意ください。
なお，パック旅行を利用した際には，その金額及び内容の分かる書類を提出してください。・・・提出期限5月14日
- (3) 航空機の利用
 - ア 航空機利用の場合には，往復割引普通運賃の範囲内（クラスJ等特別座席の利用に要する料金を除く。）で，現に支払った金額を支給します。
 - イ 提出書類
 - a 金額と便を確認する書類（領収書と航空券写し）・・・提出期限5月14日
 - b 搭乗を確認する書類（搭乗半券等）・・・・・・・・提出期限6月18日
 - ウ マイレージの取得禁止
旅券購入によるマイレージの取得はできません。ご購入の際にはご注意ください。
- (4) 上記(2)と(3)の提出，及び旅費についての質問先は，当研修所事務局経理課経理係（電話番号 [REDACTED]）となります。

7 支払関係

いずみ寮の利用料金（利用者のみ。別紙第7の3参照）及び懇談会費（希望者のみ。4,000円）は，協議会当日，受付において徴収します。

8 提出書類

出席者及び参列者は，(1)又は(2)の回答書に所要事項を記入の上，4月13日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください（送付書不要。ファクシミリ（[REDACTED]）可。）。

- (1) 別紙第9-1「平成24年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」
- (2) 別紙第9-2「平成24年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

9 その他

食堂については，別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を御参照ください。

別紙目録

- 別紙第 1 平成 24 年度司法修習生指導担当者協議会実施表
- 別紙第 2 協議事項
- 別紙第 3 日程表
- 別紙第 4 司法研修所への交通案内図
- 別紙第 5 バス運行時刻表
- 別紙第 6 司法研修所配置図
- 別紙第 7 司法研修所いずみ寮の利用について
- 別紙第 8 司法研修所食堂の利用について
- 別紙第 9 - 1 平成 24 年度司法修習生指導担当者協議会（第 1 回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
- 別紙第 9 - 2 平成 24 年度司法修習生指導担当者協議会（第 2 回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
- 別紙第 10 旅行日等変更承認申請

(別紙第1)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高管内	実務修習地	出席者数				開催月日	
		地方裁判所		検察庁	弁護士会		計
		民事	刑事				
東京	東京	2	2	2	東京 第一東京 第二東京 } 1 1 1	9	
	立川支部	1	1	1	(東京三多摩支部)	3	
	横浜	1	1	1		1	
	さいたま	1	1	1	(埼玉)	1	
	千葉	1	1	1	(千葉県)	1	
	水戸	1	1	1	(茨城県)	1	
	宇都宮	1	1	1	(栃木県)	1	
	前橋	1	1	1	(群馬)	1	
	静岡	1	1	1	(静岡県)	1	
	甲府	1	1	1	(山梨県)	1	
	長野	1	1	1	(長野県)	1	
	新潟	1	1	1	(新潟県)	1	
	名古屋	名古屋	1	1	1	(愛知県)	1
岐阜		1	1	1	(岐阜県)	1	
金沢		1	1	1		1	
富山		1	1	1	(富山県)	1	
仙台	仙台	1	1	1		1	
	福島	1	1	1	(福島県)	1	
	山形	1	1	1	(山形県)	1	
	盛岡	1	1	1	(岩手)	1	
	秋田	1	1	1		1	
	青森	1	1	1	(青森県)	1	
札幌	札幌	1	1	1		1	
	函館	1	1	1		1	
	旭川	1	1	1		1	
	釧路	1	1	1		1	
(計)	(26)	27	27	27	30	111	
大阪	大阪	1	1	1		1	
	京都	1	1	1		1	
	神戸	1	1	1	(兵庫県)	1	
	奈良	1	1	1		1	
	大津	1	1	1	(滋賀)	1	
名古屋	和歌山	1	1	1		1	
	津	1	1	1	(三重)	1	
広島	福井	1	1	1		1	
	広島	1	1	1		1	
	山口	1	1	1	(山口県)	1	
	岡山	1	1	1		1	
	鳥取	1	1	1	(鳥取県)	1	
福岡	松江	1	1	1	(島根県)	1	
	福岡	1	1	1	(福岡県)	1	
	佐賀	1	1	1	(佐賀県)	1	
	長崎	1	1	1	(長崎県)	1	
	大分	1	1	1	(大分県)	1	
	熊本	1	1	1	(熊本県)	1	
	鹿児島	1	1	1	(鹿児島県)	1	
	宮崎	1	1	1	(宮崎県)	1	
	那覇	1	1	1	(沖縄)	1	
	高松	高松	1	1	1	(香川県)	1
徳島		1	1	1		1	
高知		1	1	1		1	
松山		1	1	1	(愛媛)	1	
(計)	(25)	25	25	25	25	100	
合計	(51)	52	52	52	55	211	

【第1回】

6月4日
(月)

【第2回】

6月11日
(月)

(別紙第2)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会

協議事項

1 分野別実務修習の指導の現状と課題について

(出題理由)

分野別実務修習については、司法修習生指導要綱(甲)及び分野別実務修習における各分野の指導準則等に基づいて、御指導をいただいているところである。新司法修習のこれまでの指導の実績、新しい法曹養成プロセスにおける新司法修習の位置付け及び指導理念、新司法修習における分野別実務修習の位置付け(導入的教育の在り方、集合修習との関係等を含む。)等を踏まえて、より実効的な修習の在り方を検討すべく、各配属庁会における新第65期司法修習生の実情(能力、資質等)につき、これまでの司法修習生との比較等を通じて報告をいただくとともに、分野別実務修習における指導内容や方法について協議したい。

2 選択型実務修習の充実に向けた取組等について

(出題理由)

新司法修習から開始された選択型実務修習については、配属庁会において、選択型実務修習の運用ガイドライン等に基づき、個別修習プログラムを策定、実施していただいております。新しい法曹養成制度の趣旨を体現するものとして、その成果を積み重ねているところであるが、さらに昨年1月19日付けの司法研修所長書簡により、司法修習生の自発的な取組を促すための選択型実務修習の運用イメージを提案するなどしたところである。この機会に、上記運用イメージも踏まえた各配属庁会における選択型実務修習の運用の実情を確認するとともに、個別修習プログラムの提供やホームグラウンド修習の実施の在り方を含め、各配属庁会における選択型実務修習の充実に向けた取組、工夫点、今後の課題等について協議したい。

以上

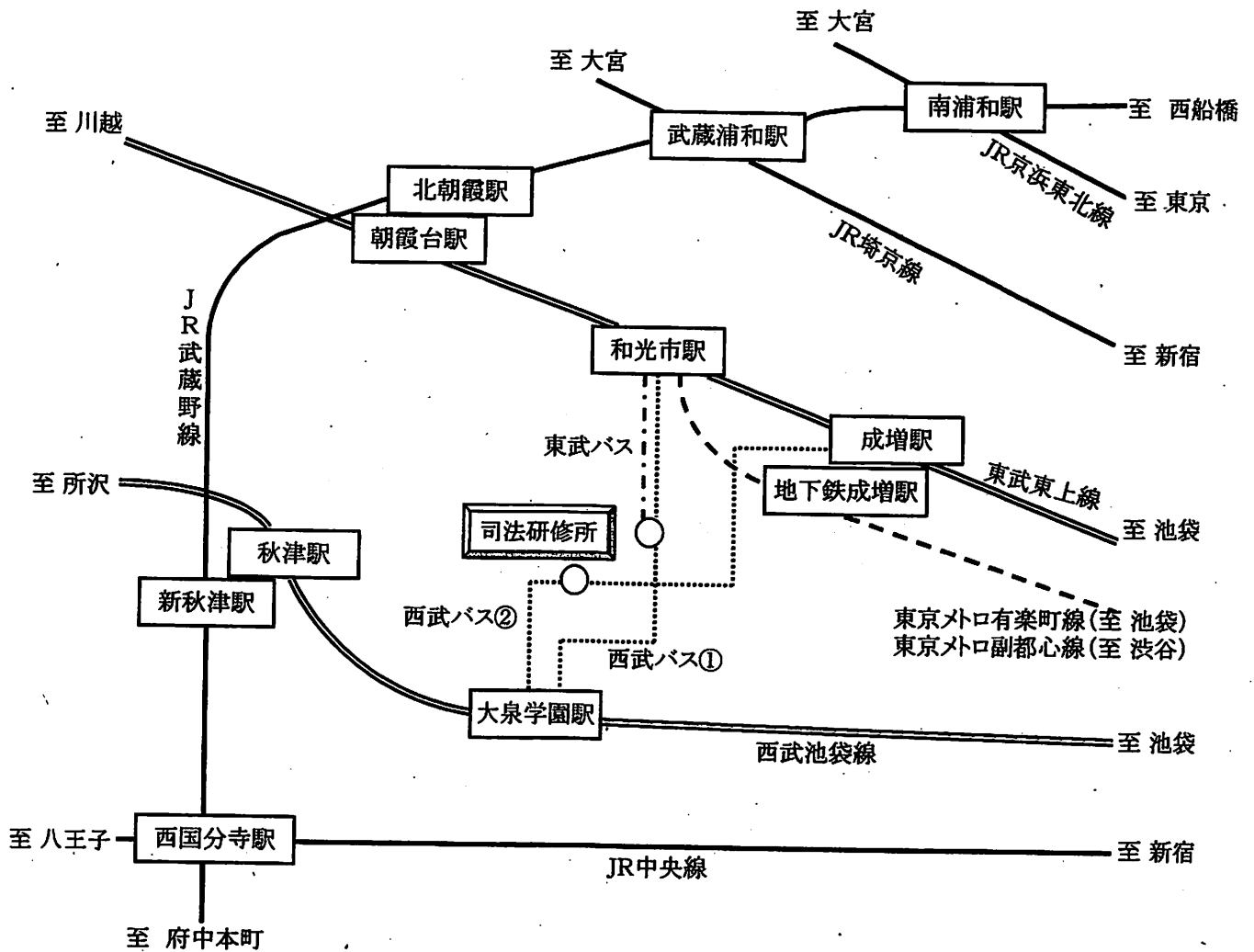
(別紙第3)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会

日 程 表

月 日	時 間	実 施 内 容	
〔第1回〕 6月 4日 (月)	12:00 ～ 13:00	受付 (本館1階エントランスホール) 〔到着確認, 懇談会費・寮利用料金徴収手 続等〕	
	〔第2回〕 6月11日 (月)	13:00 ～ 13:40	司法研修所長あいさつ 事務局説明 } (中講堂)
		13:50 ～ 16:15	分科協議 民事裁判 (第5教室 西館2階) 刑事裁判 (第6教室 西館2階) 検 察 (第7教室 西館2階) 弁 護 (第8教室 西館2階)
	16:30 ～ 17:00	総合協議 (中講堂)	
	17:30 ～ 18:50	懇談会 (図書館棟1階多目的ホール) ※ 希望者のみ	

司法研修所への交通案内図



【司法研修所所在地】 埼玉県和光市南2丁目3番8号

【所要時間】

・電車

- 池袋駅 — [東武東上線] — 和光市駅 約16分(急行又は準急)
- 池袋駅 — [東京メトロ有楽町線] — 和光市駅 約18分
- 渋谷駅 — [東京メトロ副都心線] — 和光市駅 約35分(急行)
- 池袋駅 — [西武池袋線] — 大泉学園駅 約15分(準急)
- 西国分寺駅 — [JR武蔵野線] — 北朝霞駅 約19分
- 武蔵浦和駅 — [JR武蔵野線] — 北朝霞駅 約8分
- 南浦和駅 — [JR武蔵野線] — 北朝霞駅 約10分
- 朝霞台駅 — [東武東上線] — 和光市駅 約6分

・バス

- 和光市駅 — [東武バス 司法研修所循環] — 司法研修所 約10分
- 和光市駅 — [西武バス① 大泉学園駅行き] — 司法研修所 約10分
- (和光市駅 — 徒歩 — 司法研修所 約25分(約2km))
- 大泉学園駅 — [西武バス① 和光市駅南口行き] — 司法研修所 約12分
- 大泉学園駅 — [西武バス② 成増駅行き] — 司法研修所 約15分

(別紙第5)

バス運行時刻表 (最寄り駅から司法研修所まで) 【平日】

【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

1 東武東上線, 東京メトロ有楽町線, 副都心線 和光市駅南口発

(1) 東武バス「司法研修所循環」又は「二軒新田行き」に乗車,
バス停「司法研修所入口」にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口									
行先	「司法研修所循環」又は「司法研修所入口」									
時	平 日									
6	23	35	45	56						
7	05	12	22	35	43	50	56			
8	03	10	17	22	27	35	43	49	54	
9	01	06	12	*17	*23	27	*33	41	54	
10	*05	22	37	*47	53					
11	03	13	25	40	53					
12	10	23	*40	54						
13	10	25	40	55						
14	09	25	*35	40	55					
15	10	19	31	*43	50	*57				
16	04	17	31	45	54					
17	02	11	16	22	28	34	42	48	55	
18	00	07	*14	18	24	30	34	*37	43	50
19	00	13	*22	30	*40	51				
20	*01	09	22	38	49					
21	02	13	27	41	56					
22	10	22	35	47	*58					
23	*11									

*印: 二軒新田行き

(2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は
「長久保行き」に乗車, バス停「司法研修所」
にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口				
行先	「大泉学園駅」又は「長久保」				
時	平 日				
6	26	43	58		
7	13	*20	29	43	56
8	*05	10	21	33	47 *55
9	01	15	29	44	*52
10	00	*10	22	38	*47 55
11	*05	19	36	54	
12	*05	17	37	59	
13	*05	25	46		
14	*00	13	34	54	
15	*05	16	30	41	54
16	*02	08	20	32	46 58
17	*05	13	25	36	49
18	00	*07	14	25	37 48
19	01	*06	16	29	41 55
20	*05	13	28	41	55
21	11	26	42		
22	00	20	40		
23	00				

*印: 長久保行き

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

(1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車, バス停
「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

発	大泉学園駅北口			
行先	和光市駅南口			
時	平 日			
5				
6	00	16	31	45
7	00	14	28	40 52
8	04	16	30	44 58
9	14	29	41	54
10	06	24	37	51
11	13	31	49	
12	13	36	57	
13	22	45		
14	10	31	48	
15	01	17	30	40 52
16	04	18	34	45 57
17	12	25	36	46 57
18	09	24	37	48
19	01	17	31	45
20	00	22	44	
21	06	28	50	
22	12	34		

(2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車, バス停
「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発	大泉学園駅北口				
行先	成増駅南口				
時	平 日				
5	55				
6	05	15	25	35	45
7	00	10	20	31	43 56
8	09	24	38	52	
9	06	20	34	49	
10	04	19	35	51	
11	07	23	39	55	
12	10	27	43	59	
13	15	32	48		
14	03	18	33	48	
15	03	18	32	46	
16	01	16	31	46	
17	01	16	31	46	
18	01	16	31	46	
19	01	16	31	50	
20	09	28	46		
21	05	25	46		
22	09				

バス運行時刻表 (最寄り駅から司法研修所まで)
 【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

【土曜・日曜・祝日】

1 東武東上線, 東京メトロ有楽町線, 副都心線 和光市駅南口発

(1) 東武バス「司法研修所循環」又は「二軒新田行き」に乗車,
 バス停「司法研修所入口」にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口					
行先	「司法研修所循環」又は「司法研修所入口」					
時	土曜・日曜・祝日					
6	43	55				
7	07	16	26	35	44	56
8	04	13	*22	32	43	53
9	03	14	28	*34	*47	56
10	10	24	40	*54		
11	08	19	31	*40	49	
12	04	18	31	40	54	
13	09	17	27	40	48	
14	00	17	32	47		
15	00	*04	17	31	42	*51
16	02	17	31	47		
17	03	13	26	*34	44	56
18	09	19	27	37	45	56
19	*02	11	19	30	*39	49
20	04	*19	33	48		
21	03	18	33	48		
22	03	17	*26	*42		
23						

*印：二軒新田行き

(2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は
 「長久保行き」に乗車, バス停「司法研修所」
 にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口			
行先	「大泉学園駅」又は「長久保」			
時	土曜・日曜・祝日			
6	40			
7	01	*12	23	42
8	01	*12	23	42
9	01	*11	21	35 48
10	01	*11	21	35 48
11	01	*12	24	42
12	01	*12	23	42
13	01	*12	23	42
14	01	*12	23	42
15	01	*12	23	42
16	01	*12	23	42
17	01	*12	23	42
18	01	*11	21	35 48
19	04	21	41	
20	01	21	41	
21	01	21	41	
22	07	37		
23				

*印：長久保行き

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

(1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車, バス停
 「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

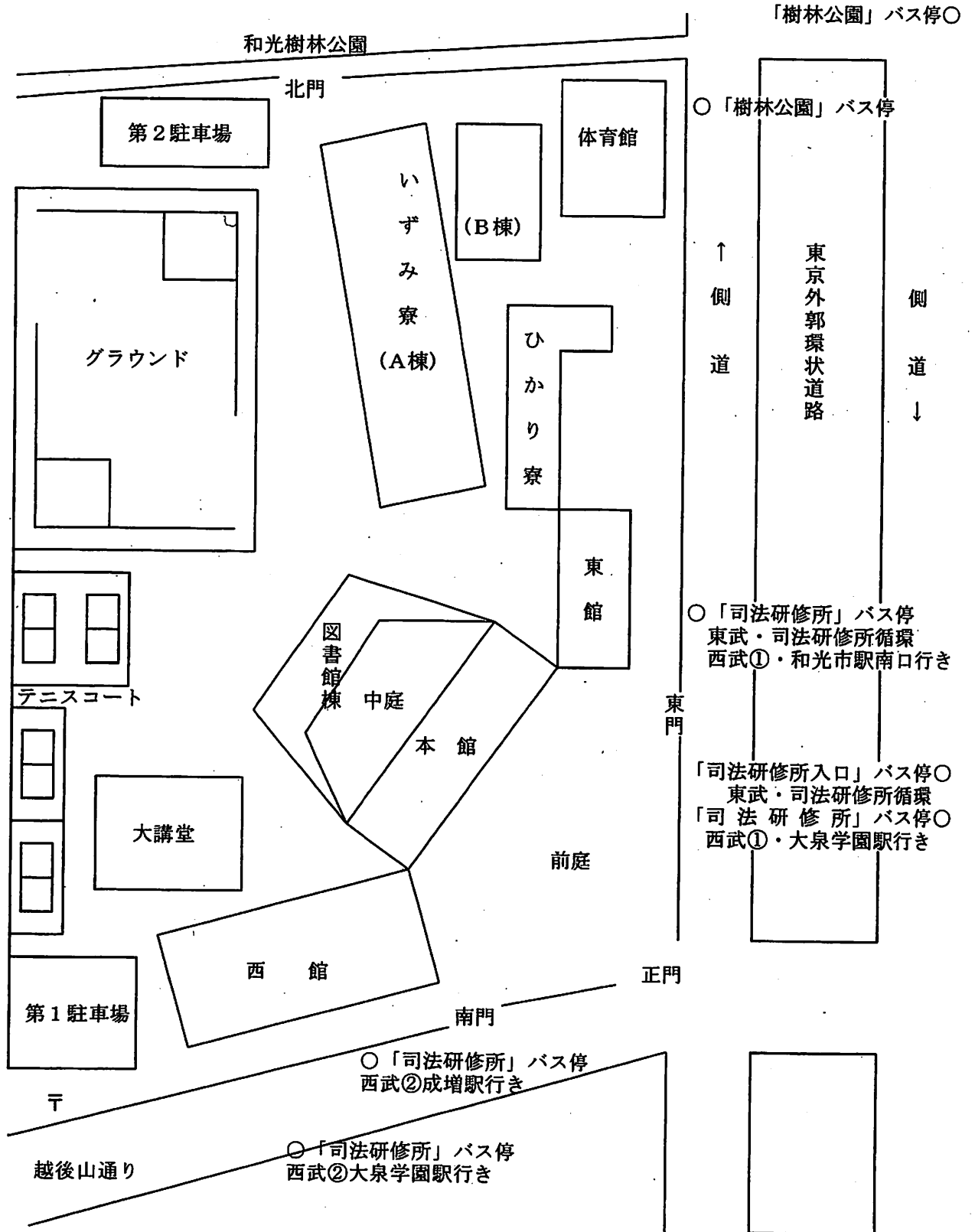
発	大泉学園駅北口			
行先	和光市駅南口			
時	土曜・日曜・祝日			
5				
6	13	29	43	56
7	14	29	44	
8	04	23	43	
9	01	16	30	43
10	03	17	30	44
11	06	25	44	
12	05	24	44	
13	05	24	44	
14	05	24	44	
15	05	24	44	
16	05	24	44	
17	05	24	43	
18	02	18	36	
19	01	20	42	
20	04	26	50	
21	14	40		
22	10			

(2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車, バス停
 「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発	大泉学園駅北口			
行先	成増駅南口			
時	土曜・日曜・祝日			
5	55			
6	10	25	40	55
7	10	25	40	55
8	10	25	40	55
9	10	25	40	55
10	10	25	40	58
11	18	38	58	
12	14	31	51	
13	11	31	51	
14	09	27	45	
15	02	18	34	50
16	06	22	38	54
17	10	24	38	52
18	06	20	36	56
19	16	36	56	
20	16	36	56	
21	18	42		
22	09			

(別紙第6)

司法研修所配置図



司法研修所いずみ寮の利用について

1 入寮について

入寮受付は、協議会前日は午後3時から午後7時まで、協議会当日は午後零時からいずれもいずみ寮事務室で行います（入寮方法は、該当する協議員に後日お知らせします。）。

2 寮室について

(1) 司法研修所いずみ寮の寮室の割当ては、司法研修所が行います。

寮室番号は、入寮時にお知らせします。

(2) 寮室は、バス、トイレ付の洋室の個室です。洗面用具等タオルセット（歯ブラシ、石鹸、シャンプーリンス、タオル）及びバスタオルは用意してありますが、それ以外のものについては、各自で用意してください。

なお、浴衣の用意はありませんので、各自で用意してください。

おって、下足箱に上履用のスリッパが入っていますので、履き替えてください。下足箱は、寮室番号と同一のものを使用してください。

3 利用料金について

1泊目の利用料金は、3,030円で、2泊目以降は、1泊650円が加算されます。

4 寮室備付け電話の使用について

(1) 寮室備付けの電話機は、着信のほか、内線又は外線として使用することができます。

(2) 発信により市内通話及び市外通話を行う場合の通話料金の支払は、電話専用のプリペイドカードを使用します。プリペイドカードの購入、使用及び精算の方法については、いずみ寮A棟1階ロビーに備付けの電話専用プリペイドカード利用案内を参照してください。

(3) 寮室の電話番号は、入寮日に通知します。

(別紙第7)

5 エアコンの使用について

エアコンは、24時間使用できます。

6 自動販売機の利用について

1階ロビーに自動販売機コーナーがあります。

7 緊急時等の対応について

夜間に緊急を要する場合には、寮室備付けの電話機で110番又は119番を押してください。中央監視盤室に繋がりますので、その指示に従ってください。

8 食事について

朝食・昼食とも平日のみ利用可能です。詳しくは別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を参照してください。

9 退寮について

退寮の際、使用したシーツ、バスマット、枕カバー及びバスタオルなどは、リネン室に入れてください。

退寮する時は、寮室の鍵を午前10時までに寮事務室へ返還してください。

10 給湯について

各寮室に、洗面用又は入浴用として午前7時から翌日午前零時まで給湯します。また、給湯室の湯沸器は24時間利用できます。

11 門限について

門限は、午後11時です。

12 司法研修所への入構について

平日は、正門（午前8時から午後6時30分まで）、東門（車出入口：午前8時から午後9時まで、歩行者出入口：終日開放）又は北門（歩行者出入口：終日開放）を利用してください。


なお、日曜日の入構は、北門を利用してください（バスで来られる場合は「樹林公園」バス停を利用してください。）。

13 喫煙について

(別紙第7)

寮室及び灰皿が設置されている場所（塵芥室外）以外での喫煙はできません。

14 その他

入寮に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局総務課寮務係（電話番号 ）にお問い合わせください。

(別紙第8)

司法研修所食堂の利用について

1 朝食 (平日のみ営業)

午前8時から午前9時30分までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金は1食300円となっております。

2 昼食 (平日のみ営業)

午前11時30分から午後1時までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが、1食300円から500円程度となっております。

3 その他

食堂の利用に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局経理課管理係(電話番号 XXXXXXXXXX)にお問い合わせください。

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [REDACTED])

(庁会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会(第1回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 6月3日(日)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月4日(月)の朝食は
 - 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。
- ※ 入寮受付は15:00~19:00です。
- ※ 6月3日(日)入寮希望者のみ必ず記載
 - ① 到着予定時刻(時 分頃)
 - ② 携帯電話番号(- -)
- ※ 6月3日(日)は、終日食堂を利用できません。
- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
 - 宿泊しない。

2 6月4日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月5日(火)の朝食は
 - 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。
- ※ 入寮受付は12:00~です。
- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
 - 宿泊しない。

(別紙第9-1)

- 3 6月4日(月)の昼食は
- 食堂を利用する予定である。
 - 食堂を利用する予定はない。

- 4 6月4日(月)の懇談会に
- 出席する。
 - 出席しない。

5 交通機関の利用について

新幹線(特急)を

- 往復
 - 往路のみ
 - 復路のみ
- 利用し、

グリーン車を

- 往復利用する。
- 往路のみ利用する。
- 復路のみ利用する。
- 利用しない。

なお、()号を

↑

※のぞみ等記入

- 往復利用する。
- 往路のみ利用する。
- 復路のみ利用する。
- 利用しない。

航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ) 。

※証明書類を添付(実施要領参照)

6 パック旅行利用について

パック旅行を利用する 代金 _____ 円

※証明書類を添付(実施要領参照)

(食事なし 朝食付 夕食付)

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、6月4日(月)の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくこととなります。

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [REDACTED])

(庁会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会(第2回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 6月10日(日)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月11日(月)の朝食は
- 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。

※ 入寮受付は15:00~19:00です。

※ 6月10日(日)入寮希望者のみ必ず記載

① 到着予定時刻(時 分頃)

② 携帯電話番号(- -)

※ 6月10日(日)は、終日食堂を利用できません。

- 利用しない。
- いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
 - 宿泊しない。

2 6月11日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月12日(火)の朝食は
- 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。
- ※ 入寮受付は12:00~です。

- 利用しない。
- いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
 - 宿泊しない。

(別紙第9-2)

3 6月11日(月)の昼食は 食堂を利用する予定である。
 食堂を利用する予定はない。

4 6月11日(月)の懇談会に 出席する。
 出席しない。

5 交通機関の利用について

新幹線(特急)を 往復 往路のみ 復路のみ 利用し、

グリーン車を 往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

なお、()号を 往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。
↑
※のぞみ等記入

航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)。
※証明書類を添付(実施要領参照)

6 パック旅行利用について

パック旅行を利用する 代金 _____ 円
※証明書類を添付(実施要領参照)

(食事なし 朝食付 夕食付)

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、6月11日(月)の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくことになります。

(別紙第10)

※ 協議会の前後に私事旅行等をする場合に提出してください。

旅行日等変更承認申請

平成 年 月 日


司法研修所 殿

研修等名
所属庁
氏名

私は、下記のとおり、旅行日等の変更を申請します。

記

- 1 出発日 平成 年 月 日
- 2 帰着日 平成 年 月 日
- 3 旅行の目的 (該当する□にチェックしてください。)
① 自宅等への帰宅又は実家、親戚宅への訪問
② 出張地における職場関係者との懇談
③ その他 ()

(FAX 経理課経理係 )

司研総第 000220 号

平成 24 年 3 月 26 日


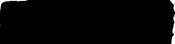
日本弁護士連合会会長 殿

司法研修所長 安井久治

平成 24 年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

(通知)

標記の協議会を当研修所において別添「実施要領」のとおり開催しますから、貴
連合会司法修習委員会委員 1 人が参列されますよう御配慮ください。

については、参列者の氏名を別紙様式により 4 月 13 日 (金) までに当研修所事務
局総務課庶務係に送付してください (送付書不要、ファクシミリ ()
) 可)。

なお、標記の協議会の開催につき、実務修習地の弁護士会会長に対し、別添のと
おり通知しました。

(別紙様式)

平成24年 月 日

司法研修所長 殿

(会 長)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会の参列者について

(3月26日付け司研総第000220号に対する回答)

標記の参列者については、下記のとおりです。

記

役職名	ふりがな 氏 名	男女の別	司法修習 の期別	備 考

(注) 「備考」欄に、「第1回」又は「第2回」と記入する。

実施要領

- 1 開催日、対象庁会等
別紙第1「平成24年度司法修習生指導担当者協議会実施表」のとおり
- 2 開催場所、宿舍等
 - (1) 開催場所 司法研修所
埼玉県和光市南2丁目3番8号
電話番号 048-460-2000 (代表)
来庁方法等については、別紙第4「司法研修所への交通案内図」、別紙第5「バス運行時刻表」及び別紙第6「司法研修所配置図」を御参照ください。
なお、自家用車での来庁は御遠慮ください。
 - (2) 集合時刻
 - ア 第1回出席者及び参列者 6月4日(月)午後零時50分
 - イ 第2回出席者及び参列者 6月11日(月)午後零時50分
 - (3) 宿泊場所 宿舍を必要とする協議会出席者及び参列者には、当研修所いずみ寮を用意します(別紙第7「司法研修所いずみ寮の利用について」参照)。
なお、いずみ寮以外の宿泊施設を利用する場合でも、寮に宿泊した場合の宿泊料が支給されますので、あらかじめ御了承ください。
- 3 協議事項
新司法修習に関し、別紙第2「協議事項」について協議を行う予定ですので、これに関連して協議しておくべき論点、参考意見等がありましたら、4月13日(金)までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください(送付書不要、ファクシミリ()可。)
- 4 日程
別紙第3「日程表」のとおり
- 5 出席者
出席者名簿は、追って送付します。

6 旅費

- (1) 協議会当日、受付（本館エントランスホール）において支給しますので印鑑（シャチハタ等のスタンプ式は不可）を御持参ください。ただし、東京地方裁判所（立川支部を含む。）、横浜地方裁判所及びさいたま地方裁判所からの出席者は、所属庁のICカード等を利用してください（当研修所において旅費の支給はいたしません。）。
- (2) パック旅行の利用及びホテルに宿泊される場合に、支給される宿泊料は寮に宿泊した場合と同額の支給となりますので、御注意ください。
なお、パック旅行を利用した際には、その金額及び内容の分かる書類を提出してください。・・・提出期限5月14日
- (3) 航空機の利用
 - ア 航空機利用の場合には、往復割引普通運賃の範囲内（クラスJ等特別座席の利用に要する料金を除く。）で、現に支払った金額を支給します。
 - イ 提出書類
 - a 金額と便を確認する書類（領収書と航空券写し）・・・提出期限5月14日
 - b 搭乗を確認する書類（搭乗半券等）・・・・・・・・提出期限6月18日
 - ウ マイレージの取得禁止
旅券購入によるマイレージの取得はできません。ご購入の際にはご注意ください。
- (4) 上記(2)と(3)の提出、及び旅費についての質問先は、当研修所事務局経理課経理係（電話番号 [REDACTED]）となります。

7 支払関係

いずみ寮の利用料金（利用者のみ。別紙第7の3参照）及び懇談会費（希望者のみ。4,000円）は、協議会当日、受付において徴収します。

8 提出書類

出席者及び参列者は、(1)又は(2)の回答書に所要事項を記入の上、4月13日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください（送付書不要。ファクシミリ（[REDACTED]）可。）。

- (1) 別紙第9-1「平成24年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」
- (2) 別紙第9-2「平成24年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

9 その他

食堂については、別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を御参照ください。

別紙目録

- 別紙第1 平成24年度司法修習生指導担当者協議会実施表
- 別紙第2 協議事項
- 別紙第3 日程表
- 別紙第4 司法研修所への交通案内図
- 別紙第5 バス運行時刻表
- 別紙第6 司法研修所配置図
- 別紙第7 司法研修所いずみ寮の利用について
- 別紙第8 司法研修所食堂の利用について
- 別紙第9-1 平成24年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
- 別紙第9-2 平成24年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
- 別紙第10 旅行日等変更承認申請

(別紙第1)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高裁管内	実務修習地	出席者数				開催月日	
		地方裁判所		検察庁	弁護士会		計
		民事	刑事				
東京	東京	2	2	2	東京 1 第一東京 1 第二東京 1	9	
	立川支部	1	1	1	(東京三多摩支部) 3	6	
	横浜	1	1	1		4	
	さいたま	1	1	1	(埼玉)	4	
	千葉	1	1	1	(千葉県)	4	
	水戸	1	1	1	(茨城県)	4	
	宇都宮	1	1	1	(栃木県)	4	
	前橋	1	1	1	(群馬)	4	
	静岡	1	1	1	(静岡県)	4	
	甲府	1	1	1	(山梨県)	4	
	長野	1	1	1	(長野県)	4	
	新潟	1	1	1	(新潟県)	4	
	名古屋	名古屋	1	1	1	(愛知県)	4
岐阜		1	1	1	(岐阜県)	4	
金沢		1	1	1		4	
仙台	富山	1	1	1	(富山県)	4	
	仙台	1	1	1		4	
	福島	1	1	1	(福島県)	4	
	山形	1	1	1	(山形県)	4	
	盛岡	1	1	1	(岩手)	4	
	秋田	1	1	1		4	
札幌	青森	1	1	1	(青森県)	4	
	札幌	1	1	1		4	
	函館	1	1	1		4	
	旭川	1	1	1		4	
(計)	(26)	27	27	27	30	111	
大阪	大阪	1	1	1		4	
	京都	1	1	1		4	
	神戸	1	1	1	(兵庫県)	4	
	奈良	1	1	1		4	
	大津	1	1	1	(滋賀)	4	
	和歌山	1	1	1		4	
名古屋	津	1	1	1	(三重)	4	
	福井	1	1	1		4	
広島	広島	1	1	1		4	
	山口	1	1	1	(山口県)	4	
	岡山	1	1	1		4	
	鳥取	1	1	1	(鳥取県)	4	
福岡	松江	1	1	1	(島根県)	4	
	福岡	1	1	1	(福岡県)	4	
	佐賀	1	1	1	(佐賀県)	4	
	長崎	1	1	1	(長崎県)	4	
	大分	1	1	1	(大分県)	4	
	熊本	1	1	1	(熊本県)	4	
	鹿児島	1	1	1	(鹿児島県)	4	
	宮崎	1	1	1	(宮崎県)	4	
	那覇	1	1	1	(沖縄)	4	
高松	高松	1	1	1	(香川県)	4	
	徳島	1	1	1		4	
	高知	1	1	1		4	
	松山	1	1	1	(愛媛)	4	
(計)	(25)	25	25	25	25	100	
合計	(51)	52	52	52	55	211	

【第1回】
6月4日
(月)

【第2回】
6月11日
(月)

(別紙第2)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会

協議事項

1 分野別実務修習の指導の現状と課題について

(出題理由)

分野別実務修習については、司法修習生指導要綱(甲)及び分野別実務修習における各分野の指導準則等に基づいて、御指導をいただいているところである。新司法修習のこれまでの指導の実績、新しい法曹養成プロセスにおける新司法修習の位置付け及び指導理念、新司法修習における分野別実務修習の位置付け(導入的教育の在り方、集合修習との関係等を含む。)等を踏まえて、より実効的な修習の在り方を検討すべく、各配属庁会における新第65期司法修習生の実情(能力、資質等)につき、これまでの司法修習生との比較等を通じて報告をいただくとともに、分野別実務修習における指導内容や方法について協議したい。

2 選択型実務修習の充実に向けた取組等について

(出題理由)

新司法修習から開始された選択型実務修習については、配属庁会において、選択型実務修習の運用ガイドライン等に基づき、個別修習プログラムを策定、実施していただいております。新しい法曹養成制度の趣旨を体现するものとして、その成果を積み重ねているところであるが、さらに昨年1月19日付けの司法研修所長書簡により、司法修習生の自発的な取組を促すための選択型実務修習の運用イメージを提案するなどしたところである。この機会に、上記運用イメージも踏まえた各配属庁会における選択型実務修習の運用の実情を確認するとともに、個別修習プログラムの提供やホームグラウンド修習の実施の在り方を含め、各配属庁会における選択型実務修習の充実に向けた取組、工夫点、今後の課題等について協議したい。

以上

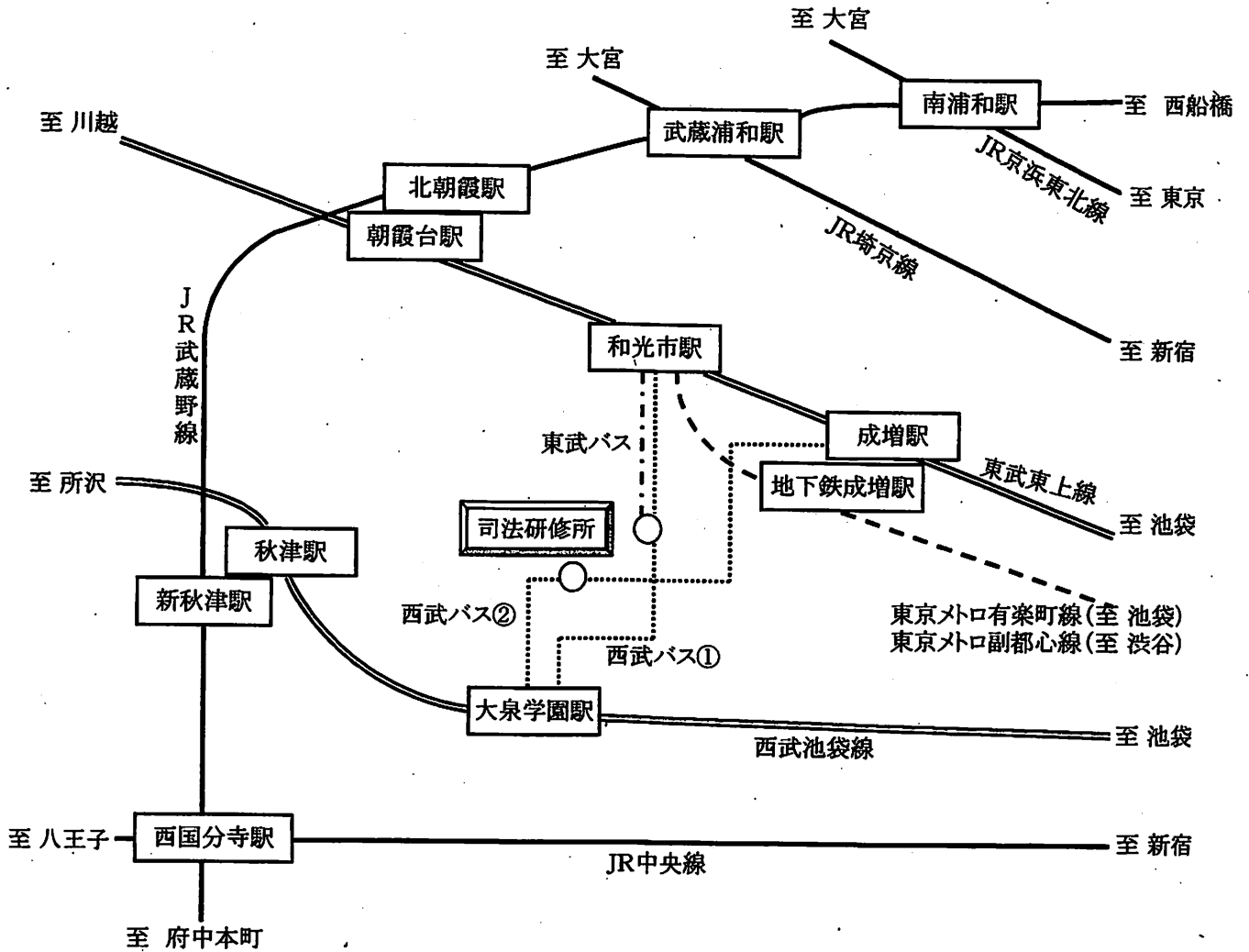
(別紙第3)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会

日 程 表

月 日	時 間	実 施 内 容
〔第1回〕 6月 4日 (月)	12:00 ～ 13:00	受付 (本館1階エントランスホール) 〔到着確認, 懇談会費・寮利用料金徴収手 続等〕
	〔第2回〕 6月11日 (月)	13:00 ～ 13:40
13:50 ～ 16:15		分科協議 民事裁判 (第5教室 西館2階) 刑事裁判 (第6教室 西館2階) 検 察 (第7教室 西館2階) 弁 護 (第8教室 西館2階)
	16:30 ～ 17:00	総合協議 (中講堂)
	17:30 ～ 18:50	懇談会 (図書館棟1階多目的ホール) ※ 希望者のみ

司法研修所への交通案内図



【司法研修所所在地】 埼玉県和光市南2丁目3番8号

【所要時間】

・電車

- 池袋駅 — [東武東上線] —> 和光市駅 約16分(急行又は準急)
- 池袋駅 — [東京メトロ有楽町線] —> 和光市駅 約18分
- 渋谷駅 — [東京メトロ副都心線] —> 和光市駅 約35分(急行)
- 池袋駅 — [西武池袋線] —> 大泉学園駅 約15分(準急)
- 西国分寺駅 — [JR武蔵野線] —> 北朝霞駅 約19分
- 武蔵浦和駅 — [JR武蔵野線] —> 北朝霞駅 約8分
- 南浦和駅 — [JR武蔵野線] —> 北朝霞駅 約10分
- 朝霞台駅 — [東武東上線] —> 和光市駅 約6分

・バス

- 和光市駅 — [東武バス 司法研修所循環] —> 司法研修所 約10分
- 和光市駅 — [西武バス① 大泉学園駅行き] —> 司法研修所 約10分
- (和光市駅 — 徒歩 —> 司法研修所 約25分(約2km))
- 大泉学園駅 — [西武バス① 和光市駅南口行き] —> 司法研修所 約12分
- 大泉学園駅 — [西武バス② 成増駅行き] —> 司法研修所 約15分

(別紙第5)

バス運行時刻表 (最寄り駅から司法研修所まで) 【平日】

【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

1 東武東上線, 東京メトロ有楽町線, 副都心線 和光市駅南口発

(1) 東武バス「司法研修所循環」又は「二軒新田行き」に乗車,
バス停「司法研修所入口」にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口									
行先	「司法研修所循環」又は「司法研修所入口」									
時	平 日									
6	23	35	45	56						
7	05	12	22	35	43	50	56			
8	03	10	17	22	27	35	43	49	54	
9	01	06	12	*17	*23	27	*33	41	54	
10	*05	22	37	*47	53					
11	03	13	25	40	53					
12	10	23	*40	54						
13	10	25	40	55						
14	09	25	*35	40	55					
15	10	19	31	*43	50	*57				
16	04	17	31	45	54					
17	02	11	16	22	28	34	42	48	55	
18	00	07	*14	18	24	30	34	*37	43	50
19	00	13	*22	30	*40	51				
20	*01	09	22	38	49					
21	02	13	27	41	56					
22	10	22	35	47	*58					
23	*11									

*印: 二軒新田行き

(2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は
「長久保行き」に乗車, バス停「司法研修所」
にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口									
行先	「大泉学園駅」又は「長久保」									
時	平 日									
6	26	43	58							
7	13	*20	29	43	56					
8	*05	10	21	33	47	*55				
9	01	15	29	44	*52					
10	00	*10	22	38	*47	55				
11	*05	19	36	54						
12	*05	17	37	59						
13	*05	25	46							
14	*00	13	34	54						
15	*05	16	30	41	54					
16	*02	08	20	32	46	58				
17	*05	13	25	36	49					
18	00	*07	14	25	37	48				
19	01	*06	16	29	41	55				
20	*05	13	28	41	55					
21	11	26	42							
22	00	20	40							
23	00									

*印: 長久保行き

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

(1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車, バス停
「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

発	大泉学園駅北口				
行先	和光市駅南口				
時	平 日				
5					
6	00	16	31	45	
7	00	14	28	40	52
8	04	16	30	44	58
9	14	29	41	54	
10	06	24	37	51	
11	13	31	49		
12	13	36	57		
13	22	45			
14	10	31	48		
15	01	17	30	40	52
16	04	18	34	45	57
17	12	25	36	46	57
18	09	24	37	48	
19	01	17	31	45	
20	00	22	44		
21	06	28	50		
22	12	34			

(2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車, バス停
「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発	大泉学園駅北口					
行先	成増駅南口					
時	平 日					
5	55					
6	05	15	25	35	45	
7	00	10	20	31	43	56
8	09	24	38	52		
9	06	20	34	49		
10	04	19	35	51		
11	07	23	39	55		
12	10	27	43	59		
13	15	32	48			
14	03	18	33	48		
15	03	18	32	46		
16	01	16	31	46		
17	01	16	31	46		
18	01	16	31	46		
19	01	16	31	50		
20	09	28	46			
21	05	25	46			
22	09					

バス運行時刻表 (最寄り駅から司法研修所まで) 【土曜・日曜・祝日】
 【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

- 1 東武東上線, 東京メトロ有楽町線, 副都心線 和光市駅南口発
 (1) 東武バス「司法研修所循環」又は「二軒新田行き」に乗車,
 バス停「司法研修所入口」にて下車
 (所要時間 約10分)

- (2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は
 「長久保行き」に乗車, バス停「司法研修所」
 にて下車
 (所要時間 約10分)

発	和光市駅南口					
行先	「司法研修所循環」又は「司法研修所入口」					
時	土曜・日曜・祝日					
6	43	55				
7	07	16	26	35	44	56
8	04	13	*22	32	43	53
9	03	14	28	*34	*47	56
10	10	24	40	*54		
11	08	19	31	*40	49	
12	04	18	31	40	54	
13	09	17	27	40	48	
14	00	17	32	47		
15	00	*04	17	31	42	*51
16	02	17	31	47		
17	03	13	26	*34	44	56
18	09	19	27	37	45	56
19	*02	11	19	30	*39	49
20	04	*19	33	48		
21	03	18	33	48		
22	03	17	*26	*42		
23						

*印: 二軒新田行き

発	和光市駅南口					
行先	「大泉学園駅」又は「長久保」					
時	土曜・日曜・祝日					
6	40					
7	01	*12	23	42		
8	01	*12	23	42		
9	01	*11	21	35	48	
10	01	*11	21	35	48	
11	01	*12	24	42		
12	01	*12	23	42		
13	01	*12	23	42		
14	01	*12	23	42		
15	01	*12	23	42		
16	01	*12	23	42		
17	01	*12	23	42		
18	01	*11	21	35	48	
19	04	21	41			
20	01	21	41			
21	01	21	41			
22	07	37				
23						

*印: 長久保行き

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

- (1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車, バス停
 「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

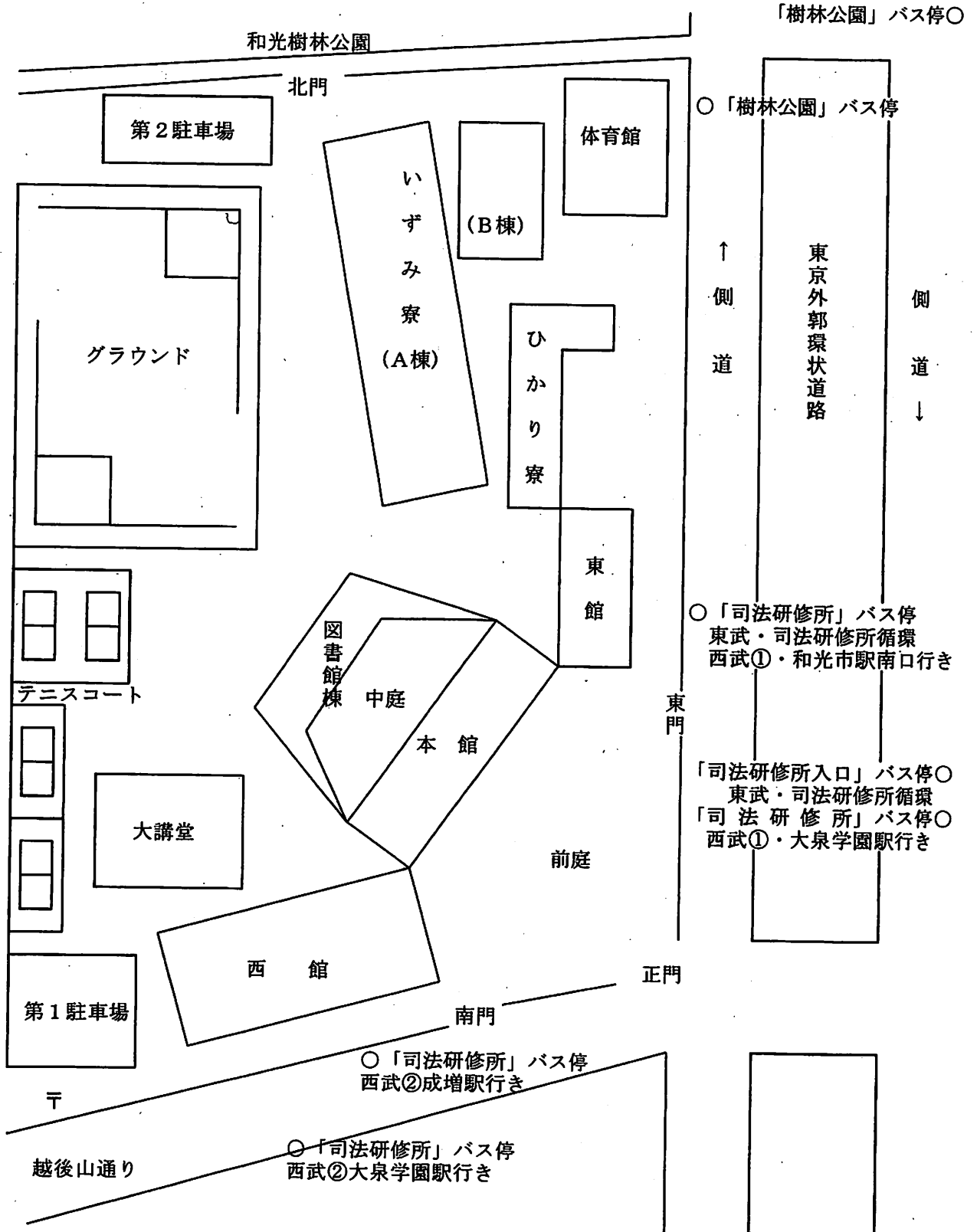
- (2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車, バス停
 「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発	大泉学園駅北口			
行先	和光市駅南口			
時	土曜・日曜・祝日			
5				
6	13	29	43	56
7	14	29	44	
8	04	23	43	
9	01	16	30	43
10	03	17	30	44
11	06	25	44	
12	05	24	44	
13	05	24	44	
14	05	24	44	
15	05	24	44	
16	05	24	44	
17	05	24	43	
18	02	18	36	
19	01	20	42	
20	04	26	50	
21	14	40		
22	10			

発	大泉学園駅北口			
行先	成増駅南口			
時	土曜・日曜・祝日			
5	55			
6	10	25	40	55
7	10	25	40	55
8	10	25	40	55
9	10	25	40	55
10	10	25	40	58
11	18	38	58	
12	14	31	51	
13	11	31	51	
14	09	27	45	
15	02	18	34	50
16	06	22	38	54
17	10	24	38	52
18	06	20	36	56
19	16	36	56	
20	16	36	56	
21	18	42		
22	09			

(別紙第6)

司法研修所配置図



司法研修所いずみ寮の利用について

1 入寮について

入寮受付は、協議会前日は午後3時から午後7時まで、協議会当日は午後零時からいずれもいずみ寮事務室で行います（入寮方法は、該当する協議員に後日お知らせします。）。

2 寮室について

(1) 司法研修所いずみ寮の寮室の割当ては、司法研修所が行います。

寮室番号は、入寮時にお知らせします。

(2) 寮室は、バス、トイレ付の洋室の個室です。洗面用具等タオルセット（歯ブラシ、石鹸、シャンプー、リンス、タオル）及びバスタオルは用意してありますが、それ以外のものについては、各自で用意してください。

なお、浴衣の用意はありませんので、各自で用意してください。

おって、下足箱に上履用のスリッパが入っていますので、履き替えてください。下足箱は、寮室番号と同一のものを使用してください。

3 利用料金について

1泊目の利用料金は、3,030円で、2泊目以降は、1泊650円が加算されます。

4 寮室備付け電話の使用について

(1) 寮室備付けの電話機は、着信のほか、内線又は外線として使用することができます。

(2) 発信により市内通話及び市外通話を行う場合の通話料金の支払は、電話専用のプリペイドカードを使用します。プリペイドカードの購入、使用及び精算の方法については、いずみ寮A棟1階ロビーに備付けの電話専用プリペイドカード利用案内を参照してください。

(3) 寮室の電話番号は、入寮日に通知します。

(別紙第7)

5 エアコンの使用について

エアコンは、24時間使用できます。

6 自動販売機の利用について

1階ロビーに自動販売機コーナーがあります。

7 緊急時等の対応について

夜間に緊急を要する場合には、寮室備付けの電話機で110番又は119番を押してください。中央監視盤室に繋がりますので、その指示に従ってください。

8 食事について

朝食・昼食とも平日のみ利用可能です。詳しくは別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を参照してください。

9 退寮について

退寮の際、使用したシーツ、バスマット、枕カバー及びバスタオルなどは、リネン室に入れてください。

退寮する時は、寮室の鍵を午前10時までに寮事務室へ返還してください。

10 給湯について

各寮室に、洗面用又は入浴用として午前7時から翌日午前零時まで給湯します。また、給湯室の湯沸器は24時間利用できます。

11 門限について

門限は、午後11時です。

12 司法研修所への入構について

平日は、正門（午前8時から午後6時30分まで）、東門（車出入口：午前8時から午後9時まで、歩行者出入口：終日開放）又は北門（歩行者出入口：終日開放）を利用してください。


なお、日曜日の入構は、北門を利用してください（バスで来られる場合は「樹林公園」バス停を利用してください。）。

13 喫煙について

(別紙第7)

寮室及び灰皿が設置されている場所（塵芥室外）以外での喫煙はできません。

14 その他

入寮に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局総務課寮務係（電話番号 ）にお問い合わせください。

(別紙第8)

司法研修所食堂の利用について

1 朝食 (平日のみ営業)

午前8時から午前9時30分までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金は1食300円となっております。

2 昼食 (平日のみ営業)

午前11時30分から午後1時までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが、1食300円から500円程度となっております。

3 その他

食堂の利用に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局経理課管理係(電話番号 XXXXXXXXXX)にお問い合わせください。

平成24年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [REDACTED])

(庁会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会(第1回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 6月3日(日)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月4日(月)の朝食は
 - 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。
- ※ 入寮受付は15:00~19:00です。
- ※ 6月3日(日)入寮希望者のみ必ず記載
 - ① 到着予定時刻(時 分頃)
 - ② 携帯電話番号(- -)
- ※ 6月3日(日)は、終日食堂を利用できません。
- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
 - 宿泊しない。

2 6月4日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月5日(火)の朝食は
 - 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。
- ※ 入寮受付は12:00~です。
- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
 - 宿泊しない。

(別紙第9-1)

3 6月4日(月)の昼食は 食堂を利用する予定である。
 食堂を利用する予定はない。

4 6月4日(月)の懇談会に 出席する。
 出席しない。

5 交通機関の利用について

新幹線(特急)を 往復 往路のみ 復路のみ 利用し、

グリーン車を 往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

なお、()号を 往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。
↑
※のぞみ等記入

航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)。
※証明書類を添付(実施要領参照)

6 パック旅行利用について

パック旅行を利用する 代金 _____ 円
※証明書類を添付(実施要領参照)

(食事なし 朝食付 夕食付)

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、6月4日(月)の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくこととなります。

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [REDACTED])

(庁会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成24年度司法修習生指導担当者協議会(第2回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 6月10日(日)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月11日(月)の朝食は
 - 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。
- ※ 入寮受付は15:00~19:00です。
- ※ 6月10日(日)入寮希望者のみ必ず記載
 - ① 到着予定時刻(時 分頃)
 - ② 携帯電話番号(- -)
- ※ 6月10日(日)は、終日食堂を利用できません。
- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
 - 宿泊しない。

2 6月11日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月12日(火)の朝食は
 - 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。
- ※ 入寮受付は12:00~です。
- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
 - 宿泊しない。

(別紙第9-2)

- 3 6月11日(月)の昼食は
- 食堂を利用する予定である。
 - 食堂を利用する予定はない。

- 4 6月11日(月)の懇談会に
- 出席する。
 - 出席しない。

5 交通機関の利用について

- 新幹線(特急)を
- 往復
 - 往路のみ
 - 復路のみ
- 利用し、

- グリーン車を
- 往復利用する。
 - 往路のみ利用する。
 - 復路のみ利用する。
 - 利用しない。

- なお、()号を
- ↑
- ※のぞみ等記入
- 往復利用する。
 - 往路のみ利用する。
 - 復路のみ利用する。
 - 利用しない。

- 航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ) 。
- ※証明書類を添付(実施要領参照)

6 パック旅行利用について

- パック旅行を利用する 代金 _____ 円
- ※証明書類を添付(実施要領参照)

(食事なし 朝食付 夕食付)

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、6月11日(月)の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくことになります。

(別紙第10)

※ 協議会の前後に私事旅行等をする場合に提出してください。

旅行日等変更承認申請

平成 年 月 日


司法研修所 殿

研修等名
所属庁
氏名

私は、下記のとおり、旅行日等の変更を申請します。

記

- 1 出発日 平成 年 月 日
- 2 帰着日 平成 年 月 日
- 3 旅行の目的 (該当する□にチェックしてください。)
① 自宅等への帰宅又は実家、親戚宅への訪問
② 出張地における職場関係者との懇談
③ その他 ()

(FAX 経理課経理係 )

司研総第 000215 号

平成 24 年 3 月 26 日

地方検察庁検事正 殿（東京を除く。）

弁護士会会長 殿（在京弁護士会を除く。）

司法研修所長 安 井 久 治

平成 24 年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

（通知）

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため、標記の協議会を当研修所において別添「実施要領」のとおり開催します。

については、同実施要領を出席者に交付の上、出席者の氏名を別紙様式により 4 月 13 日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に送付してください（送付書不要、ファクシミリ（XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX）可）。

なお、出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は、当研修所が行います。

司研総第 000219 号

平成 24 年 3 月 26 日

東京弁護士会会長 殿

第一東京弁護士会会長 殿

第二東京弁護士会会長 殿

司法研修所長 安井久治

平成 24 年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

(通知)

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため、標記の協議会を当研修所において別添「実施要領」のとおり開催します。

ついては、同実施要領を出席者に交付の上、出席者の氏名を別紙様式により 4 月 13 日(金)までに当研修所事務局総務課庶務係に送付してください(送付書不要、ファクシミリ () 可)。

なお、出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は、当研修所が行います。

おって、東京三弁護士会多摩支部に対しては、貴会から周知してください。

平成24年6月4日（月） 開催

平成24年度

司法修習生指導担当者協議会（第1回）出席者名簿

※ 外字を含む氏名の方につき、一般的な漢字の表記にさせていただきました。御了承ください。

司法研修所

庁名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
東京地方裁判所	判事	民事	三村晶子	ミムラ アキコ	期
"	"	民事	木納敏和	キノウ トシカズ	期
"	"	刑事	若園敦雄	ワカゾノ アツオ	期
"	"	刑事	吉村典晃	ヨシムラ ノリアキ	期
東京地方裁判所立川支部	"	民事	市川正巳	イチカワ マサミ	期
"	"	刑事	毛利晴光	モウリ ハルミツ	期
東京地方検察庁	検事		山本真千子	ヤマモト マチコ	期
"	"		森下耕次	モリシタ コウジ	期
東京地方検察庁立川支部	"		吉武恵美子	ヨシタケ エミコ	期
東京弁護士会	弁護士		藤田浩司	フジタ コウジ	期
第一東京弁護士会	"		京野哲也	キョウノ テツヤ	期
第二東京弁護士会	"		笠井直人	カサイ ナオト	期
東京三弁護士会多摩支部	"		齊藤園生	サイトウ ソノオ	期
"	"		村山幸臣	ムラヤマ ユキオミ	期
"	"		井上寛	イノウエ ヒロシ	期
横浜地方裁判所	判事	民事	佐藤哲治	サトウ テツジ	期
"	"	刑事	秋山敬	アキヤマ ヒロシ	期
横浜地方検察庁	検事		吉武斉彦	ヨシタケ ナオヒコ	期
横浜弁護士会	弁護士		狩倉博之	カリクラ ヒロユキ	期
さいたま地方裁判所	判事	民事	加藤正男	カトウ マサオ	期
"	"	刑事	大熊一之	オオクマ カズユキ	期
さいたま地方検察庁	検事		鈴木香代子	スズキ カヨコ	期
埼玉弁護士会	弁護士		加村啓二	カムラ ケイジ	期
千葉地方裁判所	判事	民事	坂本宗一	サカモト ソウイチ	期
"	"	刑事	金子武志	カネコ タケシ	期
千葉地方検察庁	検事		樫野一穂	カシノ イッスイ	期
千葉県弁護士会	弁護士		橋本拓朗	ハシモト タクロウ	期
水戸地方裁判所	判事	民事	脇博人	ワキ ヒロト	期
"	"	刑事	根本渉	ネモト ワタル	期
水戸地方検察庁	検事		小澤正義	コザワ マサヨシ	期
茨城県弁護士会	弁護士		山形学	ヤマガタ マナブ	期
宇都宮地方裁判所	判事	民事	端二三彦	ハタ フミヒコ	期
"	"	刑事	井上豊	イノウエ ユタカ	期
宇都宮地方検察庁	検事		山西宏紀	ヤマニシ ヒロキ	期
栃木県弁護士会	弁護士		田島二三夫	タジマ フミオ	期
前橋地方裁判所	判事	民事	大野和明	オオノ カズアキ	期
"	"	刑事	半田靖史	ハンダ ヤスシ	期
前橋地方検察庁	検事		山崎論司	ヤマザキ サトシ	期
群馬弁護士会	弁護士		小磯正康	コイソ マサヤス	期
静岡地方裁判所	判事	民事	足立哲	アダチ アキラ	期
"	"	刑事	原田保孝	ハラダ ヤスタカ	期
静岡地方検察庁	検事		奥野亮世	オクノ アキヨ	期
静岡県弁護士会	弁護士		洞江秀	ドウコウ ヒデ	期
甲府地方裁判所	判事	民事	林正宏	ハヤシ マサヒロ	期
"	"	刑事	深沢茂之	フカサワ シゲユキ	期
甲府地方検察庁	検事		片山巖	カタヤマ イワオ	期
山梨県弁護士会	弁護士		小澤義彦	オザワ ヨシヒコ	期
長野地方裁判所	判事	民事	山本剛史	ヤマモト タケシ	期
"	"	刑事	高木順子	タカギ ジュンコ	期

庁名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
長野地方検察庁	検事		小池 充夫	コイケ ミチオ	期
長野県弁護士会	弁護士		柳澤 修嗣	ヤナギサワ シュウジ	期
新潟地方裁判所	判事	民事	三浦 隆志	ミウラ タカシ	期
"	"	刑事	藤井 俊郎	フジイ トシロウ	期
新潟地方検察庁	検事		栃倉 信	トチクラ マコト	期
新潟県弁護士会	弁護士		和田 光弘	ワダ ミツヒロ	期
名古屋地方裁判所	判事	民事	谷口 豊	タニグチ ユタカ	期
"	"	刑事	田邊 三保子	タナベ ミホコ	期
名古屋地方検察庁	検事		山口 順子	ヤマグチ ジュンコ	期
愛知県弁護士会	弁護士		萱垣 建	カヤガキ タテル	期
岐阜地方裁判所	判事	民事	針 塚 遵	ハリツカ ジュン	期
"	"	刑事	山田 耕司	ヤマダ コウジ	期
岐阜地方検察庁	検事		田澤 博司	タザワ ヒロシ	期
岐阜県弁護士会	弁護士		竹中 雅史	タケナカ マサシ	期
金沢地方裁判所	判事	民事	源 孝治	ミナモト タカハル	期
"	"	刑事	手崎 政人	テサキ マサト	期
金沢地方検察庁	検事		金山 陽一	カナヤマ ヨウイチ	期
金沢弁護士会	弁護士		西 徹夫	ニシ テツオ	期
富山地方裁判所	判事	民事	阿多 麻子	アタ アサコ	期
"	"	刑事	田中 聖浩	タナカ キヨヒロ	期
富山地方検察庁	検事		眞田 寿彦	サナダ トシヒコ	期
富山県弁護士会	弁護士		大浦 清和	オオウラ キヨカズ	期
仙台地方裁判所	判事	民事	畑 一郎	ハタ イチロウ	期
"	"	刑事	渡邊 英敬	ワタナベ ヒデタカ	期
仙台地方検察庁	検事		山口 英幸	ヤマグチ ヒデユキ	期
仙台弁護士会	弁護士		官澤 里美	カンザワ サトミ	期
福島地方裁判所	判事	民事	潮見 直之	シオミ ナオユキ	期
"	"	刑事	加藤 亮	カトウ リョウ	期
福島地方検察庁	検事		小池 隆	コイケ タカシ	期
福島県弁護士会	弁護士		荒木 貢	アラキ ミツギ	期
山形地方裁判所	判事	民事	石垣 陽介	イシガキ ヨウスケ	期
"	"	刑事	矢数 昌雄	ヤス マサオ	期
山形地方検察庁	検事		中島 泰徳	ナカジマ ヨシノリ	期
山形県弁護士会	弁護士		田中 暁	タナカ アキラ	期
盛岡地方裁判所	判事	民事	貝原 信之	カイハラ ノブユキ	期
"	"	刑事	中島 真一郎	ナカジマ シンイチロウ	期
盛岡地方検察庁	検事		小島 直久	コジマ ナオヒサ	期
岩手弁護士会	弁護士		石川 哲	イシカワ サトシ	期
秋田地方裁判所	判事	民事	棚橋 哲夫	タナハシ テツオ	期
"	"	刑事	福士 利博	フクシ トシヒロ	期
秋田地方検察庁	検事		森 正史	モリ マサシ	期
秋田弁護士会	弁護士		三浦 清	ミウラ キヨシ	期
青森地方裁判所	判事	民事	浦野 真美子	ウラノ マミコ	期
"	"	刑事	武田 正	タケダ タダシ	期
青森地方検察庁	検事		加藤 雄三	カトウ ユウソウ	期
青森県弁護士会	弁護士		石岡 隆司	イシオカ リュウジ	期
札幌地方裁判所	判事	民事	本間 健裕	ホンマ ケンユウ	期
"	"	刑事	加藤 学	カトウ マナブ	期
札幌地方検察庁	検事		堤 義崇	ツツミ ヨシタカ	期

庁名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
札幌弁護士会	弁護士		舩田 雅彦	マスダ マサヒコ	期
函館地方裁判所	判事	民事	鈴木 尚久	スズキ ナオヒサ	期
"	"	刑事	中桐 圭一	ナカギリ ケイイチ	期
函館地方検察庁	検事		田中 知子	タナカ トモコ	期
函館弁護士会	弁護士		井口 直樹	イグチ ナオキ	期
旭川地方裁判所	判事	民事	田口 治美	タグチ ハルミ	期
"	"	刑事	佐伯 恒治	サエキ コウジ	期
旭川地方検察庁	検事		大野 一樹	オオノ カズシゲ	期
旭川弁護士会	弁護士		中村 元弥	ナカムラ モトヤ	期
釧路地方裁判所	判事	民事	河本 晶子	カワモト アキコ	期
"	"	刑事	丸山 哲巳	マルヤマ テツミ	期
釧路地方検察庁	検事		加藤 匡倫	カトウ マサトモ	期
釧路弁護士会	弁護士		菱島 弘幸	ミノシマ ヒロユキ	期

参列者

日本弁護士連合会 (東京弁護士会)	日弁連司法修習 委員会委員長	藤原 浩	フジワラ ヒロシ	期
----------------------	-------------------	------	----------	---

司法研修所

所長		安井 久治	ヤスイ ヒサハル	
教官 (判事)	民事裁判担当	村田 渉	ムラタ ワタル	
"	"	岸 日出夫	キシ ヒデオ	
"	刑事裁判担当	秋吉 淳一郎	アキヨシ ジュンイチロウ	
"	"	伊藤 寿	イトウ ヒサシ	
教官 (検事)	検察担当	大谷 晃大	オオタニ コウダイ	
"	"	畑野 隆二	ハタノ リュウジ	
教官 (弁護士)	民事弁護担当	天海 義彦	アマガイ ヨシヒコ	
"	"	石黒 清子	イシグロ キヨコ	
"	刑事弁護担当	谷 眞人	タニ マサト	
"	"	原田 勉	ハラダ ツトム	
事務局 局長		笠井 之彦	カサイ ユキヒコ	
事務局 次長		中須賀 亮子	ナカスカ リョウコ	
事務局 所付		小野 裕信	オノ ヒロノブ	

平成24年6月11日(月)開催

平成24年度

司法修習生指導担当者協議会(第2回)出席者名簿

※ 外字を含む氏名の方につき、一般的な漢字の表記にさせていただきました。御了承ください。

司法研修所

庁名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
大阪地方裁判所	判事	民事	森 純子	モリ ジュンコ	期
"	"	刑事	齋藤 正人	サイトウ マサト	期
大阪地方検察庁	検事		中田 光治	ナカタ コウジ	期
大阪弁護士会	弁護士		西浦 克明	ニシウラ ヨシアキ	期
京都地方裁判所	判事	民事	瀧 華聡之	タキハナ サトシ	期
"	"	刑事	小倉 哲浩	オグラ アキヒロ	期
京都地方検察庁	検事		藤田 信宏	フジタ ノブヒロ	期
京都弁護士会	弁護士		南 聡	ミナミ サトシ	期
神戸地方裁判所	判事	民事	梅村 明剛	ツガムラ アキヨシ	期
"	"	刑事	宮崎 英一	ミヤザキ エイイチ	期
神戸地方検察庁	検事		仁田 裕也	ニッタ ヒロヤ	期
兵庫県弁護士会	弁護士		浅田 修宏	アサダ ノブヒロ	期
奈良地方裁判所	判事	民事	牧 賢二	マキ ケンジ	期
"	"	刑事	橋本 一	ハシモト ハジメ	期
奈良地方検察庁	検事		小原 浩司	コハラ コウジ	期
大津地方裁判所	判事	民事	長谷部 幸弥	ハセベ サチヤ	期
"	"	刑事	飯島 健太郎	イイジマ ケンタロウ	期
大津地方検察庁	検事		矢本 忠嗣	ヤモト タダツグ	期
滋賀弁護士会	弁護士		森野 有香	モリノ ユカ	期
和歌山地方裁判所	判事	民事	高橋 善久	タカハシ ヨシヒサ	期
"	"	刑事	柴山 智	シバヤマ サトシ	期
和歌山地方検察庁	検事		金木 秀文	カネキ ヒデフミ	期
和歌山弁護士会	弁護士		田中 祥博	タナカ ヨシヒロ	期
津地方裁判所	判事	民事	戸田 彰子	トダ アキコ	期
"	"	刑事	岩井 隆義	イワイ タカヨシ	期
津地方検察庁	検事		作原 大成	サクハラ タイセイ	期
三重弁護士会	弁護士		長谷部 拓哉	ハセベ タクヤ	期
福井地方裁判所	判事	民事	樋口 英明	ヒグチ ヒデアキ	期
"	"	刑事	鶯飼 祐亮	ウカイ ヒロミツ	期
福井地方検察庁	検事		橋本 修明	ハシモト ノブアキ	期
福井弁護士会	弁護士		峯金 克弥	ミネカネ カツヤ	期
広島地方裁判所	判事	民事	梅本 圭一郎	ウメモト ケイイチロウ	期
"	"	刑事	伊名波 宏仁	イナバ コウジ	期
広島地方検察庁	検事		坂本 順彦	サカモト ノブヒコ	期
広島弁護士会	弁護士		水中 誠三	ミズナカ セイゾウ	期
山口地方裁判所	判事	民事	山本 善彦	ヤマモト ヨシヒコ	期
"	"	刑事	長倉 哲夫	ナガクラ テツオ	期
山口地方検察庁	検事		澤田 康広	サワダ ヤスヒロ	期
山口県弁護士会	弁護士		黒川 裕希	クロカワ ユウキ	期
岡山地方裁判所	判事	民事	山口 浩司	ヤマグチ コウジ	期
"	"	刑事	田尻 克巳	タジリ カツミ	期
岡山地方検察庁	検事		山下 裕之	ヤマシタ ヒロユキ	期
岡山弁護士会	弁護士		種田 和英	タネダ カズヒデ	期
鳥取地方裁判所	判事	民事	和久田 斉	ワクダ ヒトシ	期
"	"	刑事	野口 卓志	ノグチ タクシ	期
鳥取地方検察庁	検事		宮地 佐都季	ミヤジ サツキ	期
鳥取県弁護士会	弁護士		松本 啓介	マツモト ケイスケ	期

庁名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
松江地方裁判所	判事	民事	河村 浩	カワムラ ヒロシ	期
"	"	刑事	横山 泰造	ヨコヤマ タイソウ	期
松江地方検察庁	検事		森田 邦郎	モリタ クニオ	期
島根県弁護士会	弁護士		安藤 有理	アンドウ アリミチ	期
福岡地方裁判所	判事	民事	岩木 宰	イワキ オサム	期
"	"	刑事	田口 直樹	タグチ ナオキ	期
福岡地方検察庁	検事		秋山 仁美	アキヤマ ヒトミ	期
福岡県弁護士会	弁護士		松本 佳郎	マツモト ヨシロウ	期
佐賀地方裁判所	判事	民事	波多江 真史	ハタエ マサシ	期
"	"	刑事	若宮 利信	ワカミヤ トシノブ	期
佐賀地方検察庁	検事		森永 太郎	モリナガ タロウ	期
佐賀県弁護士会	弁護士		松尾 弘志	マツオ ヒロシ	期
長崎地方裁判所	判事	民事	井田 宏	イダ ヒロシ	期
"	"	刑事	重富 朗	シゲトミ アキラ	期
長崎地方検察庁	検事		原山 和高	ハラヤマ カズタカ	期
長崎県弁護士会	弁護士		中西 祥之	ナカニシ ヨシユキ	期
大分地方裁判所	判事	民事	中平 健	ナカダイラ ケン	期
"	"	刑事	真鍋 秀永	マナベ ヒデナガ	期
大分地方検察庁	検事		田中 宏明	タナカ ヒロアキ	期
大分県弁護士会	弁護士		大森 克麿	オオモリ カツマ	期
熊本地方裁判所	判事	民事	原 克也	ハラ カツヤ	期
"	"	刑事	鈴木 浩美	スズキ ヒロヨシ	期
熊本地方検察庁	検事		久保 浩	クボ ヒロシ	期
熊本県弁護士会	弁護士		山下 永壽	ヤマシタ エイジュ	期
鹿児島地方裁判所	判事	民事	吉村 真幸	ヨシムラ サネユキ	期
"	"	刑事	中牟田 博章	ナカムタ ヒロアキ	期
鹿児島地方検察庁	検事		今村 智仁	イマムラ トモヒト	期
鹿児島県弁護士会	弁護士		大脇 通孝	オオワキ ミチタカ	期
宮崎地方裁判所	判事	民事	島岡 大雄	シマオカ ヒロオ	期
"	"	刑事	中田 幹人	ナカタ マサト	期
宮崎地方検察庁	検事		加藤 直人	カトウ ナオト	期
宮崎県弁護士会	弁護士		萩元 重喜	ハギモト シゲキ	期
那覇地方裁判所	判事	民事	酒井 良介	サカイ リョウスケ	期
"	"	刑事	鈴木 秀行	スズキ ヒデユキ	期
那覇地方検察庁	検事		平光 信隆	ヒラミツ ノブタカ	期
沖縄弁護士会	弁護士		池田 修	イケダ オサム	期
高松地方裁判所	判事	民事	横溝 邦彦	ヨコミゾ クニヒコ	期
"	"	刑事	幅田 勝行	ハバタ カツユキ	期
高松地方検察庁	検事		浅沼 雄介	アサヌマ ユウスケ	期
香川県弁護士会	弁護士		関谷 利裕	セキヤ トシヒロ	期
徳島地方裁判所	判事	民事	齋木 稔久	サイキ トシヒサ	期
"	"	刑事	佐藤 晋一郎	サトウ シンイチロウ	期
徳島地方検察庁	検事		田代 英明	タシロ ヒデアキ	期
徳島弁護士会	弁護士		島内 保彦	シマウチ ヤスヒコ	期
高知地方裁判所	判事	民事	松田 典浩	マツダ ノリヒロ	期
"	"	刑事	平出 喜一	ヒライデ キイチ	期
高知地方検察庁	検事		橋本 晋	ハシモト シン	期
高知弁護士会	弁護士		重松 健二郎	シゲマツ ケンジロウ	期

庁名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
松山地方裁判所	判事	民事	濱口 浩	ハマグチ ヒロシ	期
"	"	刑事	足立 勉	アダチ ベン	
松山地方検察庁	検事		島 宣満	シマ ノブミツ	期
愛媛弁護士会	弁護士		水口 晃	ミズグチ アキラ	期

参列者

日本弁護士連合会 (東京弁護士会)	日弁連司法修習 委員会委員長	藤原 浩	フジワラ ヒロシ	期
----------------------	-------------------	------	----------	---

司法研修所

所長		安井 久治	ヤスイ ヒサハル	
教官 (判事)	民事裁判担当	村田 渉	ムラタ ワタル	
"	"	岸 日出夫	キシ ヒデオ	
"	刑事裁判担当	秋吉 淳一郎	アキヨシ ジュンイチロウ	
"	"	伊藤 寿	イトウ ヒサシ	
教官 (検事)	検察担当	大谷 晃大	オオタニ コウダイ	
"	"	畑野 隆二	ハタノ リュウジ	
教官 (弁護士)	民事弁護担当	天海 義彦	アマガイ ヨシヒコ	
"	"	石黒 清子	イシグロ キヨコ	
"	刑事弁護担当	谷 真人	タニ マサト	
"	"	原田 勉	ハラダ ツトム	
事務局 長		笠井 之彦	カサイ ユキヒコ	
事務局 次長		中須賀 亮子	ナカスカ リョウコ	
事務局 所付		小野 裕信	オノ ヒロノブ	

資料目録

(事務局長説明関係)

- 1 新第64期集合修習A班カリキュラムの概要
- 2 新第64期集合修習B班カリキュラムの概要
- 3 新第65期A班集合修習日程予定表
- 4 新第65期B班集合修習・現行65期後期修習日程予定表
- 5 新第65期全国プログラム集計
- 6 新第65期個別修習プログラムの実情
- 7 自己開拓プログラムの主な修習先(新第64期)
- 8 第66期修習日程
- 9 第66期事務日程
- 10 全国プログラムの募集から決定まで(第66期)
- 11 弁護実務修習における導入的教育について(第20回司法修習委員会における議論の取りまとめ)
- 12 法曹の養成に関するフォーラム第一次取りまとめ
- 13 新第65期司法修習生の貸与申請の状況
- 14 平成23年9月14日付各法科大学院の改善状況に係る調査結果
- 15 平成24年3月7日付各法科大学院の改善状況に係る調査結果
- 16 平成24年司法試験の受験予定者
- 17 平成24年司法試験予備試験の出願状況について
- 18 法曹の養成に関するフォーラム論点整理(取りまとめ)(概要、本文)
- 19 法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価書(概要)
- 20 「提言型政策仕分け」提言一覧(抜粋)
- 21 法科大学院教育と司法修習との連携強化のための提言
- 22 法曹人口政策に関する提言

以上

(資料1)

(平成24・1・11)

新第64期集合修習A班カリキュラムの概要

司法研修所

は し が き

平成22年度11月期(新第64期)司法修習生のうち、実務修習地が東京、立川、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、奈良、大津、和歌山である者(A班)を対象とする集合修習のカリキュラムは、13クラス編成で平成23年7月29日に開始され、同年9月19日に終了した(その後、各実務修習地等において選択型実務修習が実施された。)

新第64期A班の集合修習のカリキュラムの概要は、この資料及び別添「平成22年11月期採用(新第64期)司法修習生A班集合修習日程予定表」のとおりである。

集合修習のカリキュラム策定に当たっては、法科大学院において修得した学識及び実務の基礎的素養等並びに分野別実務修習の成果を踏まえて「幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法的問題の解決のための基本的かつ汎用的な技法と思考方法」(司法修習生指導要綱(甲)第1章第1)を修得させる観点から、実務修習を補完し、修習生全員に、実務の標準的知識、技法の教育を受ける機会を与えるとともに、体系的で汎用性のある実務知識や技法を修得させることを旨としている(要綱(甲)第3章第1)。

新第64期A班においても、修習記録を用いて修習生に文書を起案させ、討論、講評を行うことを指導の中心としつつ(同第4の1)、従来の司法修習で要求していたような法律書面の全体を形式面も含めて起案させることにはこだわらず、より実質的に、書面の内容の根底をなす思考過程を明らかにさせることを重視する方法で出題がなされている。

なお、新第64期司法修習生のうち、A班以外の者(B班)を対象とする集合修習カリキュラムは15クラス編成で実施された。これについても、後日適宜の時期に情報提供する予定である。

第1 民事関係科目

I	民事裁判	
1	講義	1
2	起案	1
II	民事弁護	
1	講義	5
2	問題研究	6
3	起案	6
4	演習(立証活動)	8
III	民事共通	
1	民事共通演習1	10
2	民事共通演習2から4まで	10
3	民事共通問題研究(和解条項)	13
4	民事共通講義(不動産登記)	13

第2 刑事関係科目

I	刑事裁判	
1	講義	14
2	起案	14
3	問題研究1及び2	16
II	検 察	
1	講義	18
2	起案	18
3	問題研究(被害者保護)	20
III	刑事弁護	
1	講義	21
2	起案	21
3	問題研究	22
IV	刑事共通	
1	刑事共通演習1及び2	25
2	刑事共通問題研究	26

第3 その他の共通科目等

I	全科目共通	27
II	弁護共通	27

第1 民事関係科目

I 民事裁判

1 講義

(1) 講義1

集合修習の冒頭に、集合修習における民事裁判科目及び民事共通科目の修習内容を説明してその意義を理解させ、今後の学習方法に関する指導を行うことで集合修習への動機付けを行うとともに、事実認定について、分野別実務修習の成果を理論的・体系的に整理するという観点から、基礎的な事項の復習となる講義を行った。

(2) 民裁問題研究

修習記録を使用した事実認定起案への導入として、修習記録を使用し、判断の基礎となる重要な事実をどのような証拠から認定すべきか、認定した重要な事実を踏まえて結論に至る判断の過程をどのように考えるかについて検討させ、講評を行った。併せて、修習記録において問題となる、市街化調整区域における開発行為の規制についても説明し、より広い視野に立った事件の検討について、視点を提供した。

(3) 講義2

後記の民事共通演習1に引き続き、同演習におけるプリント教材を使用した主張整理についての検討を踏まえた講評を行った。

(4) 講義3

民事裁判修習の総括を行い、実務家になるに当たっての心構えなどを講義した。

2 起案

(1) 総説

民事裁判科目の起案においては、第59期後期から、主張整理用と事実認定用の異なる事件の2冊の修習記録を同時に与え、所定の時間内で主張整理起案と事実認定起案を行わせてきた。新64期集合修習(A班)では、起案1は上記方法により実施したが、起案2では1冊の修習記録を与え、主張整理及び事実認定に加え、法規へのあてはめや法的評価の視点も取り入れた、より高度な内容の起案を実施した。

起案1の講評では、主張整理上の問題点及び事実認定上の問題点を中心に解説した。主張整理については、細かく技巧的な要件事実の知識の修得ではなく、実体法の基本的な知識、考え方を基に、実務における様々な事件に応用することができる法的思考力をかん養させるとともに、争点整理後の静的な整理に止まらず、争点整理の動的な手続展開における主張と証拠の整理・分析力をかん養させることも意識した。また、事実認定については、具体的な事案を通じて、事実認定における書証の成立や実質的証拠力、証拠の評価や証明度、経験則などについて考えさせる実践的な指導を行った。

起案2の講評では、主張整理及び事実認定の基礎的能力の確認に加え、法規へのあてはめや法的評価に関する基礎的能力のかん養に重点を置いて、実践的な指導を行った。

また、起案1、2のいずれにおいても、現代社会の実相を反映した事案や事項を取

り上げることで、より実践的な観点を意識させることに意を用いた。

(2) 起案 1

ア 主張整理起案

㊦ 事案の概要

ZのWに対する金銭の貸付けに関して、Wの委託を受けて保証人となった原告(X)が、Wの子である被告(Y)に対し、Zに対して保証債務の弁済をしたと主張し、保証委託契約に基づく事後求償債務の履行として弁済した金員及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

Yは、Xの主張を認めた上で、①XY間で上記事後求償債務の存否に争いがあったところ、YがXに対し解決金を支払い、他方で、本件について解決金の支払を除き相互に債権債務のないことを確認する等の和解をしたから、上記請求債権は消滅した、②YはZに対して土地を売り、これに基づく所有権移転登記手続をしており、同代金債権と上記請求債権とを相殺したから、同請求権は消滅した、③上記請求債権(求償債権)は、主たる債権の弁済期から5年の経過により時効消滅した、と主張した。

Xは、Yの主張を認めた上で、上記①については、解決金の支払を遅滞したので催告の上和解契約を解除した、上記②については、土地売買及びこれに基づく所有権移転登記手続がされた事実を知らず、Zから請求を受けたことを事前に通知したので求償は制限されない、と主張した。

Yは、Xの①に関する主張を認めた上で、これについて、(a)解除前に解決金と損害金をX方で提供したので解除の効果は発生しない、(b)WがXに置物を売却していたので、同売買代金債権と上記①の解決金及び損害金の各債権とを対当額で相殺したから、解除の効果は発生しない、と主張した。

以上のように、実務上よく見られる保証委託契約に基づく事後求償債務履行請求の事案を素材として、貸金、保証、保証委託、相続、債権譲渡、和解、相殺、消滅時効、解除、弁済の提供等の基本的な事項に関する主張を盛り込んだ。

(イ) 起案事項等

①訴訟物の記載、②当事者の主張を請求原因、抗弁等に整理した要件事実の記載、③請求原因についての要件事実の説明、④事後求償権の消滅時効に関する主張が失当となる理由の説明、⑤抗弁以下の主張の実体法上の効果の記載、⑥裁判所の主張に関する求釈明の理由並びに立証に関する求釈明事項及びそれに対する当事者の対応策についての説明を、それぞれ求めた。

民法の基本的事項に関する要件、効果の正確な理解及びこれに基づく主張整理の在り方に関する理解度を再確認するとともに、和解、求償における事前通知等に関しても、実体法上の理解を基に要件事実等を分析検討させた。また、動的な争点整理の視点から、実体法上の要件分析を前提に、主張上の問題点及びあるべき主張内容について書証を踏まえて検討させるとともに、立証上の問題点及び考えられる立証活動の在り方について検討させた。

起案の講評では、単に結論を教えるのではなく、双方向、多方向の指導方法を取り入れ、修習生に活発に意見を述べさせながら、結論に至る理由やプロセスを

考えさせることに重点を置いた。

イ 事実認定起案

(ア) 事案の概要

原告(X)が、建築工事の請負、分譲住宅の販売等を業とする被告(Y)に対し、土地の売買契約が成立したときはその手付金として全額これに充当し、同契約が成立しないときは全額返還するとの約定で、Yに対して買付申込金を預託したが、その後上記売買契約が成立しないことが確定したとして、上記寄託契約に基づき、買付申込金及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

Yは、Xの署名のある土地売買契約書を提出し、その成立は認めたものの、Xは、Yの従業員から署名と押印が両方そろった段階で初めて売買契約が成立する旨説明を受けた上、同人に対し後刻売買契約を締結しないこともあり得ることを念押しした上で署名には応じたが押印はしなかったとして、本件売買契約書の作成の趣旨を争った。

処分証書たる契約書が存在し、その成立に争いがないものの、その契約書に記載されたとおりの事実を認定することができない「特段の事情」があると主張するという実務上もよく見られる事案を素材とした。

(イ) 起案事項等

①XY間での売買契約締結の事実が認められるかの結論の記載、②認定できる事実のうち、判断の基礎となる重要な事実とその認定根拠、各事実が要証事実との関係で有する意味の記載、③結論に至る判断過程の説明を、それぞれ求めた。

起案の講評では、修習生を小グループに分けて討論を行わせたり、異なる結論に至った者にそれぞれの理由や反対意見に対する疑問を述べさせて、これに対する反論や再反論をさせたりするなど、修習生が主体的に参加する方法を取り入れた。

(3) 起案2

ア 事案の概要

中古自動車販売等を業とする被告(Y)からホームページの制作等の業務を請負ったとするコンピュータソフトウェアの開発等を業とする原告(X)が、①主位的に、XY間のホームページ制作請負契約をYが解除したために損害を被ったとして、民法641条に基づく損害賠償と遅延損害金の支払を請求し、②予備的に、Yには契約準備段階における信義則上の義務違反があり、これによって損害を被ったとして、同義務違反に基づく損害賠償とその遅延損害金の支払を請求した事案である。

Yは、主位的請求については、(ア)契約交渉を担当したY従業員には契約締結の決定権限がなかった、(イ)契約交渉はYの決裁権者の決裁待ちの状態にあり、契約書も作成されていない等として、本件契約の締結を否認し、また、予備的請求についても、契約準備段階における信義則上の義務違反はないとして争っている。

実務上よく見られる事案のうち、訴訟が近時増加しているコンピュータソフトウェアの開発等に関する事案を素材に、訴訟物の理解の確認、主張整理、証拠による事実認定を的確に行うことを前提としつつ、請負契約の成否、信義則上の義務違反

の有無という法規範への具体的事実のあてはめ及び法的評価という点に重点を置いて検討させることとした。

イ 起案事項等

①訴訟物の記載，②X Y間でホームページ制作の請負契約が成立したといえるか否かの結論と理由の説明，③Yに契約準備段階における信義則上の義務違反があるかについて，(a)結論の記載，(b)認定できる事実のうち，判断に当たって考慮すべき事実とその認定根拠の記載，(c)結論に至った理由の説明を，それぞれ求めた。

起案の講評は，起案1の主張整理起案及び事実認定起案の講評と同様の方法で行ったが，起案2では，特に法規範へのあてはめ及び法的評価に関する能力の養成に重点を置いたため，事案への適用を意識して法規範を把握すること，認定した事実の中で法適用上着目すべき重要な事実はどれかという視点で事案を把握することなどの実践的な指導を行った。

Ⅱ 民 事 弁 護

1 講義

(1) 講義 1 (民事保全)

ア 民事保全手続の概略 (ビデオ教材視聴)

具体的な民事保全事件を映像化したビデオ教材を視聴させることにより、民事保全手続の具体的なイメージを持たせた。

ビデオ教材は、ある織物屋が卸問屋に反物を納入したところ、卸問屋が手形不渡りを出したため、織物屋が留保していた所有権に基づく動産引渡請求権を被保全権利として、納入した反物の占有移転禁止の仮処分を申し立て、執行官保管に至るまでの手続の流れを映像化したものである。

イ 事例に基づく討論解説等

民事弁護教材「改訂民事保全 (補正版)」を参照しながら民事保全手続を概説し、さらに、民事保全に関する基本的事項につき、実務上よく見受けられる具体的事例を素材とした設問を与え、研究討論させた。

設問の内容は、①銀行預金、土地建物等複数の仮差押目的物の存在が予想される仮差押えの事案における事前調査方法、目的物の選択及び執行方法等、②建物の賃借人が賃貸人に無断で第三者に当該建物を使用収益させていた事案において選択すべき保全命令及びその執行方法等、③所有者に無断で土地の所有権移転登記がなされていた事案において選択すべき保全命令及びその執行方法等、④保全手続において立てられた担保物の取戻方法、⑤起訴命令の申立て等の債務者側の対抗手段等を問うものである。

(2) 講義 2 (民事執行等)

ア 民事執行手続の概略的説明等

民事弁護教材「改訂民事執行 (補正版)」を参照しながら民事執行手続を概説し、民事執行に関する次のような基本的事項につき、実務上よく見受けられる事例を用いて研究討論させた。

設問の内容は、①不動産明渡請求を認容する引換給付判決の執行方法、②所有権移転登記抹消登記手続請求を認容する判決の (広義の) 執行方法、③和解調書に基づく建物収去土地明渡しの執行方法、④債権の差押え及びその取立ての方法、⑤仮執行宣言付判決に対する控訴に伴う強制執行停止の申立て、⑥請求異議の訴えとそれに伴う強制執行停止の申立て、⑦担保権の実行としての競売と競売手続停止の仮処分について問うものである。

イ 破産手続の概略的説明等

実務において取り扱う機会の多い倒産手続について、債権者代理人、債務者代理人及び破産管財人等裁判所から選任される機関のそれぞれの立場で関与する場合の対応や注意点等について指導を行った。

(3) 講義 3 (弁護士の職責と倫理)

法律実務家としての活動開始を目前にした修習生に、社会から負託された弁護士の職責、使命を再確認させ、弁護士活動における職務上の倫理の重要性を理解させ

ることを目的とし、教官から実務法曹としての心構えについて指導した。なお、職責・倫理問題にアプローチする基本的な視座は、法曹を志す者全体に共通するものという意識を持たせるよう留意した。

2 問題研究

問題研究（準備書面）

(1) 実施内容

起案1, 2の実施に先立ち、準備書面に関する問題研究を行うことにより、事案の法的な分析、事実や証拠の把握、分析に関する能力の醸成を図るとともに、法律書面の作成に関する一般的な留意事項、訴訟手続における最終準備書面の果たす役割等についての理解を深め、さらに、説得的な法律文書を作成するために必要な技法と思考方法を体得させることを目的として、修習記録を用いた最終準備書面起案を題材に問題研究、解説を行った。

(2) 事案の概要

原告は、転勤のため空き家となった自己所有の建物を、被告の亡夫に普通借家契約で賃貸していた。その後、原告は、退職を機に帰郷を希望し、当該建物を自己使用する必要があるなどとして、亡夫から相続により賃借人の地位を承継していた被告に対し、当該賃貸借契約の解約を申し入れ、建物の明渡しを求めた。原告は解約申し入れに正当事由が認められると主張したのに対し、被告がこれを争った事案である。

(3) 研究事項等

上記事案において、被告の立場から準備書面を起案するに当たっては、被告が本件建物を使用する必要性が高いことなど正当事由を阻害する方向に働く事情、正当事由の評価根拠事実を弾劾する事情などを修習記録からの的確に抽出し、被告の主張を説得的に論証することが求められる。これらを修習生に検討させた上、解説等を行った。

3 起案

(1) 起案1

ア 事案の概要

履物卸売業者の原告が、製造メーカーの被告との間で、訴外第三者である小売業者が民事再生手続開始の申立てをした場合には、原告が回収不能となった売掛金債権の半額を被告が負担する旨の損害担保契約を締結しており、上記民事再生手続開始の申立てがなされたとして、被告に対して、本契約に基づく損害担保金の支払を求めて提訴したが、被告がこれを争い、損害担保契約の成否、被告担当者の権限の有無及び表見代理の成否が争点となった事案である。

イ 起案事項等

(ア) (最終)準備書面

具体的事案を通して、法的問題の解決に必要な技法や思考方法、説得的な法律文書の作成方法等を体得させることを目的として、原告最終準備書面を題材

とする起案をさせた。

修習記録中に現れた証拠や間接事実から、原告の申込みと被告の承諾により同契約が成立したこと及び同契約の具体的な内容、さらに被告担当者が同契約の締結権限を有していたこと又は表見代理が成立することを、説得的に論証させることを主眼とした。

(イ) 小問

上記事案を前提として、原告から被告に対して不法行為に基づく損害賠償請求をする場合の請求原因、逆に被告が過失相殺の抗弁を主張する場合の具体的な事実をそれぞれ検討させ、不法行為・使用者責任の各要件についての実体法の基本的理解を確認するとともに、それぞれの立場から各要証事実に関する具体的な事実を的確に抽出する能力の体得を目的とした指導を行った。

また、上記事案における被告の立場からの和解条項案や、これに対する原告の立場からの修正案を検討させることにより、和解条項作成時の思考方法や配慮を要する事項について指導すると共に、和解調書に基づく債権執行に関して問うことで、民事執行の基本について理解が深まるよう指導した。

さらに、上記事案において、被告訴訟代理人の立場において、被告側証人の尋問直前の打合せの際、同証人から被告にとって不利な事実の告白があった場合に、弁護士としてとるべき同証人、被告及び裁判所に対する対応を検討させ、立証活動や弁護士倫理についての基本的な事項について理解が深まるよう指導した。

(2) 起案 2

ア 事案の概要

金融機関が被告の父親に対して行った貸付について、原告である信用保証協会が、父親との信用保証委託契約に基づき連帯保証した上で、金融機関に対して代位弁済を行ったところ、父親に対して生じた求償債権について被告が連帯保証していると主張して、被告に対してその支払いを請求したのに対して、被告は当該連帯保証は父親が被告に無断で被告の署名を偽造し、かつ、被告の実印を盗用して行ったものであるとして、保証契約の成立を否認し、その支払いを拒否した事案である。

イ 起案事項等

(ア) (最終) 準備書面

具体的事案を通して、法的問題の解決に必要な技法や思考方法、説得的な法律文書の作成方法等を体得させることを目的として、被告最終準備書面を題材とする起案をさせた。

原告・父親間の信用保証委託契約書の連帯保証人欄に被告の署名や実印による印影があることから、これによる文書成立の推定（二段の推定）をいかにして破るかがポイントとなる。そのためには、署名が偽造であることや実印が被告の意思に基づかずに押捺されたものであることをうかがわせる具体的事実を詳細に主張することが必要となるため、適切な間接事実を抽出し、証拠に基づく説得的な論証をすることが求められる。

(イ) 小問

上記事案において、書証の認否の方法について問うことにより、民事訴訟における訴訟代理人としての活動の基本について理解ができているかどうかの確認を行った。また、被告が不動産を所有していることが判明した場合の原告による訴訟前の不動産仮差押えに関する手続や第一審での仮執行宣言付判決による強制執行を回避するために被告訴訟代理人としてとるべき手続を、さらに証人の事情から、その証言を早急に証拠化する必要がある場合にとるべき方法を複数挙げさせ、それらの方法の長所と短所を問うことで、民事保全、民事執行及び立証活動の基本について理解が深まるよう指導した。

4 演習（立証活動）

(1) 総説

弁護士の活動において、訴訟の内外を問わず、事案の正確な把握と調査・証拠収集活動が極めて重要であることは論をまたない。事前の調査・証拠収集活動を迅速かつ適切に行うことが、事案にふさわしい紛争解決手段の選択につながり、また、提訴事案においても訴訟の帰すうを決することになる。他方、弁護士の調査・証拠収集活動には様々な制約や限界、費用の問題もある中で、いかに迅速かつ的確に調査をし、証拠収集を行うかは、ひとえに個々の弁護士の創意工夫とイメージーション、熱意に裏打ちされた不断の努力に依拠している。

演習では、このように、民事弁護実務において極めて重要な立証活動について、総論として、裁判外及び裁判上の証拠収集活動の方法・手続を確認した上で、各論として、具体的な事例を題材に、弁護士が依頼者から相談を受け、事案を把握し、対応を検討するに際し、いかなる調査・証拠収集活動を行うのか、収集した内容をどのように証拠化していくのかといった点や、訴訟提起後の証拠申出方法について、双方向の演習を通じて、修習生に修得させることを目的として指導を行った。

(2) 事案の概要

一棟マンションの所有者兼賃貸人であるXは、当該マンションの居室の賃借人であるYが、居住用と定める契約上の使用目的に反して、同居室を事務所として使用していることを知った。Xから依頼を受けた甲野弁護士が事務所使用を止めるよう内容証明郵便を送付したところ、Yは乙野弁護士に依頼して、反論の内容証明郵便を送付した。

上記やり取りの直後に、Y不在の当該居室から出火し、当該居室がほぼ全焼した。出火原因について、XはYが当該居室の室内を改造して取り付けした照明設備が原因と主張しており、他方、Yは賃借する以前から当該居室に備え付けられていた空調機が原因と主張している。

(3) 実施内容

事案の概要（出火の前と後の甲野弁護士と乙野弁護士による各事情聴取の形式によるもの）、賃貸借契約書及び図面等を資料として事前配布し、当該事例に関して、設問1では、乙野弁護士が当該居室の事務所使用につき賃貸人の承諾があったという事実を立証するために行うべき証拠収集活動を問い、設問2では、出火に関連し

て、甲野弁護士及び乙野弁護士がそれぞれの代理人として、相手方に対して、債務不履行に基づく損害賠償請求をするために行うべき立証活動を問ひ、これらを演習実施に先立ち検討させた上、演習実施日に討論及び解説を行った。

Ⅲ 民事共通

1 民事共通演習 1

(1) 総説

言い分方式の設例に書証が添付されたプリント教材を使用して、主張整理と主張整理に当たって生じる問題点を検討させ、講評を行った。

(2) 事案の概要

原告(X)は、Zに対して機械を売ったが、Zがその代金を支払わないとして、Zから同機械の転売を受けたとする被告(Y)に対し、動産売買の先取特権に基づく物上代位権の行使として、ZのYに対する売買代金債権を差し押さえ、取立権を行使したという事案である。

これに対し、Yは、①被差押債権をすでにWに譲渡し、Wが対抗要件を備えた、②XZ間、ZY間の売買契約にはいずれも錯誤があり、無効であると主張している。

(3) 実施内容等

(2)の設例を基に、①訴訟物の記載、②当事者の主張について、(a)請求原因の要件事実の記載、(b)抗弁以下の各主張の見出し及び主張内容の簡潔な要約の記載、(c)ZからWへの債権譲渡及び第三者対抗要件具備の主張が失当か否かとその理由の検討、(d)被差押債権の譲受人Wの重過失を基礎付ける具体的事実の記載、③被差押債権が売買代金債権でなく請負代金債権であった場合にも物上代位権行使を可能にする「特段の事情」があることを基礎付ける事実の摘示とその理由の記載、をそれぞれ起案させた。

この演習では、主張整理の基礎となる実体法の理解を確認するとともに、書証を踏まえて争点整理を行うという視点を加味して検討を行わせた。起案の提出は求めず、起案当日に引き続き講評も行った。講評においては、双方向・多方向の議論を通じて他の修習生の考え方をすることによる刺激等も与えた上、その後の修習に向けた意欲を喚起させた。

2 民事共通演習 2 から 4 まで

(1) 総説

ア 趣旨

裁判官、原告代理人又は被告代理人の各役割を修習生自身に模擬的に行わせ、争点及び証拠の十分な整理をした上で人証の集中的な証拠調べを行うという民事訴訟法が予定している訴訟運営を実施させることによって、一つの事件について、争点整理から判決又は和解に至るプロセスを実践的に理解させることを目標とした。

この演習では、分野別実務修習における経験を踏まえ、司法修習の総まとめとなる集合修習において、スタンダードと考えられる手続を修習生自ら体験させることにより、弁護士、裁判官等の役割や立場の違いを意識した上でのより望ましい運用への理解を深めることとしている。

イ 事案の概要

原告が、被告に対して、山林の所有権を前主から承継取得し、又は時効取得し

たと主張して、現在の登記名義人である被告に対し、所有権に基づき、所有権移転登記手続を請求した事案である。これに対し、被告は、①対抗要件具備による所有権の喪失、②他主占有権原、他主占有事情等を抗弁として主張し、さらに、原告が、①に対する再抗弁として虚偽表示、背信的悪意を、②に対する再抗弁として自主占有への転換を主張している。

(2) 民事共通演習 2 (争点整理)

ア 課題及び実演等

修習生全員に裁判官、原告代理人、被告代理人、当事者等の役割を与え、あらかじめ各グループに合議の結果に基づく争点整理案を作成、提出させた。その上で、裁判官役、原告代理人役又は被告代理人役それぞれ全員による大合議又は作戦会議での検討を経た上、争点整理手続期日を担当する各グループが事前に提出した争点整理案に基づいて、ロール・プレイングにより争点整理手続を行った(他の修習生はこれを傍聴した。)

イ 講評

民事裁判教官及び民事弁護教官において、それぞれの立場の違いを踏まえ、争点整理の方法及び結果について問題点を指摘するなどの講評を行った。

具体的には、例えば、主要事実レベルの争点を明確にしてこれを絞り込んだ上で、その争点の前提となる間接事実レベルの争点まで確認することが必要であること、主張の構成に当たっては立証の難易も考える必要があること、自己の主張だけでなく予想される相手方の主張も考慮すべきことなどを確認した。

ウ 争点整理の講評後、民事弁護教官において、民事共通演習 3 (交互尋問) に向けた尋問技術等に関する総論的な講義を行った。

(3) 民事共通演習 3 (交互尋問)

ア 趣旨

演習 2 に引き続き、証人尋問及び当事者本人尋問を実施し、代理人としての立証活動及び尋問の事前準備についての理解を深めさせるとともに、尋問技術の修得を図ることを目指した。併せて、裁判官役の修習生には交互尋問の訴訟指揮を行わせ、交互尋問の進め方や補充尋問・介入尋問、異議の処理の在り方、判決の基礎となる事実認定に関する心証形成の在り方等についても体得させることによって、適切な尋問期日の進行(訴訟運営)や事実認定の在り方について研究させた。

イ 事前準備等

あらかじめ、修習生全員に各代理人の主張の概要及び書証並びに実施要領を与えて、配役の決定を行わせた。当事者本人・証人役の修習生には、全員に配布する資料とは別に、各自の「言い分」を作成、配布して自己の役柄を理解させた上、代理人役に当事者本人・証人役との面接による事前準備をさせ、事前に、証拠申出書に記載する尋問事項と実際の尋問に用いるための詳細な尋問事項メモを提出させた(演習 2 において、弁論準備手続における争点整理及び証明すべき事項の確認を行うとともに、各人証の主尋問、反対尋問等の尋問時間の配分を、対質を行うかどうかも含めて決定している。)

ウ 交互尋問等

争点整理手続を踏まえた弁論準備手続の結果陳述を冒頭に行った上、原告本人、被告本人、原告申請証人及び被告申請証人の各尋問を実施した。

エ 講評等

演習2を経て修習生全員が事案及び争点を十分に把握している事件について、修習生自身に実際に尋問をさせたり、訴訟指揮をさせることによって、それまでの修習で抽象的、理念的な理解にとどまっていた尋問技術や訴訟指揮について、実際に行うことの難しさを経験させるとともに、外部講師を含む指導者側からの多角的な指導を行い、実務に就く上での課題を確認させた。また、当事者本人役や証人役の修習生からも、実際に尋問を受けた感想を発表させることによって、尋問する側からは気づきにくい視点を提供した。

一連の講評等により、争点整理の重要性を再認識させるとともに、裁判所の心証形成に与える尋問の重要性を確認させた。

(ア) 外部講師（裁判所職員総合研修所教官）による講評等

尋問終了後、外部講師による講評を行った。

外部講師には、裁判所職員総合研修所教官を招へいし、尋問の問題点や全体としての感想等を指摘する中で、裁判所書記官の観点から、聴き取りやすい尋問、効率的な尋問の方法等を示唆するなど、多面的かつ実践的な指導を行った。

(イ) 教官による講評等

後の(4)ウで記載するように、演習4の中で、各代理人役の修習生による主尋問、反対尋問、相手方の尋問に対する異議（民事訴訟法上の正式な異議ではない。）、裁判官役の修習生による訴訟指揮、補充尋問、異議に対する裁判長の処理の適否等について、クラス全体で検討・討論を行い、その中で、民事裁判教官及び民事弁護教官から、各場面での尋問の在り方や、あるべき訴訟指揮について指導を行った。

(4) 民事共通演習4（和解・最終準備書面陳述・判決）

ア 和解

実際の事件処理において重要な位置を占めている和解について、交互尋問に引き続き、本人からの事情聴取、和解交渉を行わせることによって、実際と同様の流れで修習生に経験させ、研究させた。

演習3の尋問終了後、和解交渉担当役の修習生が代理人として、従前の尋問結果及び後述イの最終準備書面陳述の内容を踏まえて、改めて本人役の修習生から事情を聴取した。本人役の修習生は、従前の尋問結果等に基づいて和解に向けての希望を述べ、代理人役の修習生は、これらを和解条件にまとめた上で、相手方訴訟代理人役の修習生等と和解交渉を行った。

イ 最終準備書面陳述及び判決

従前の尋問結果を踏まえて、原告代理人及び被告代理人の担当チームによる最終準備書面の陳述並びに全裁判官チームによる判決言渡しを行った。

ウ 交互尋問、最終準備書面陳述、和解交渉についての検討及び事実認定等の討論
和解交渉、最終準備書面陳述及び判決言渡しの終了後、民事裁判教官と民事弁

護教官により、2(3)エ(イ)で記載したように演習3の交互尋問の講評を行うとともに、最終準備書面、判決、和解交渉の方法などについても講評を行い、また、事実認定に関する研究討論を行った。

3 民事共通問題研究（和解条項）

実務においても比較的多いと思われる2事例（事例1・金銭の分割払いを受ける事案、事例2・建物の明渡しを受ける事案）においての当事者間の合意内容を提示し、それらをもとに和解条項を検討させた。その後、和解条項の類型及び演習の各事例における各参考和解条項案を配布して、和解条項一般について民事弁護教官が講義を行い、和解条項作成時の思考方法や配慮を要する事項等についてその理解を深めさせた。

4 民事共通講義（不動産登記）

実務において重要な不動産登記制度及び不動産登記訴訟について、修習生全員に体系的に学ぶ機会を与えるため、事前に修習生に設問（設例付き）とプリント教材を与え、講義では、土地建物の登記事項証明書の内容とその見方、登記申請における共同申請の原則、登記申請に必要な情報等の不動産登記制度の基本的知識を解説するとともに、不動産登記手続請求に関する設例事案を題材に、訴状作成段階における訴訟戦略及び訴状起案における留意点等を概説した。

第2 刑事関係科目

I 刑事裁判

1 講義

(1) 講義 1

ア 集合修習のガイダンス

集合修習の冒頭に、刑事裁判科目及び刑事共通科目として実施する修習内容を具体的に説明し、集合修習において学ぶべき事柄やその意義を理解させて、動機付けを行うとともに、今後の学習方法に関する指導を行った。

イ 小テスト

分野別実務修習を経た修習生が、刑事訴訟手続に関する基本的な理解を有しているかどうかを確認することを目的とした小テストを実施した上、解説を加えた。

出題内容は、①勾留期間延長の裁判の回数、②主尋問における誘導尋問の禁止、③被告人の身柄釈放手続、④判決宣告期日における弁護人の出頭の要否というような刑事訴訟手続上の基本的な問題点であり、出題形式は、これらについての制度趣旨や意味合いを簡潔に答えさせるものとした。

ウ 事実認定

事実認定の手法やその留意点として、住居侵入、現住建造物等放火被告事件を内容とする「平成21年版刑事第一審公判手続の概要（参考記録）」を用いるなど、具体的な事例に則して、争点を的確に把握することの意義、直接証拠と間接証拠の意義、間接事実による要証事実の推認方法、供述証拠に関する標準的かつ汎用的な信用性判断の手法、総合判断の手法やその重要性等について説明した。

(2) 講義 2

最終講義として、集合修習における刑事裁判科目のまとめをしたほか、法曹となるに当たり必要な心構え等について、教官から、その経験談等に基づいて説明した。

2 起案

(1) 総説

刑事裁判科目の起案は、基本的には、修習記録に基づいて特定の争点について事実認定を行うことを中心とし、併せて刑事訴訟手続等に関する法律問題（以下「法律問」という。）について解答を求めるものである。

修習記録は、実在した事件の中から修習に適したものを選別し、内容を整理して作成されたものである。また、法律問は、日常的に行われている刑事訴訟の諸手続について、その根拠や法的な意味合いを理解させ、そのことを実務上の様々な場面で応用することができるように、汎用性のある問題を出題するように内容を吟味している。

(2) 起案 1

ア 事案の概要

被告人が、夜間、介護老人保健施設に侵入して現金等を窃取したとして起訴さ

れた建造物侵入、窃盗の事案（第1）及びその後、民家の駐車場から自動車を窃取したとして起訴された窃盗の事案（第2）である。

被告人は、第1の事件について、公訴事実記載の場所に行ったこともないとして、第2の事件について、被害品である自動車を自分が運転したことは認めるが、これは盗まれた物と知らずに知人から預かったものであるとして、いずれの公訴事実も否認している。

イ 起案事項

ア 事実認定に関する起案

被告人と各事件の犯人との同一性という争点について、各自の結論を示させるとともに、結論に至る心証形成過程を証拠に基づいて説明するように求めた。供述の信用性については、重要証人1名及び被告人の各供述に限ってその検討過程を記載させた。

イ 法律問に関する起案

刑事訴訟法の基本的事項や、実務修習で日常的に起こる通常の刑事訴訟手続に関する事項について、その根拠や法的な意味合いの理解を再確認するため、①勾留と接見等禁止の要件の異同、②被害者特定事項秘匿決定、③裁判員裁判における公判前整理手続に付する決定の手続、④主刑や罪となるべき事実等を具体的に設定した事案についての処断刑の範囲、⑤被害状況を再現した実況見分調書の証拠能力に関する問題を出題した。

ウ 講評

教官において起案を通覧し、評価した上で、起案から約2週間後、事実認定及び法律問の解説、講評を行った。

講評に際しては、特に争点である要証事実（被告人と各事件の犯人との同一性）の証明が合理的な疑いを超えてなされているかどうかについて、結論を左右する重要な事実は何かを踏まえて、証拠から間接事実を的確に認定した上、その位置付けや争点である要証事実を推認させる力の程度等に留意しながら、総合的に判断することが必要であることを理解してもらうように努めた。

(3) 起案2

ア 事案の概要

被告人が、実行犯2名及び見張り役1名と共謀の上、2回にわたり、民家から現金等をそれぞれ窃取したとして起訴された窃盗2件の事案である。

被告人は、実行犯らを自己の運転する自動車に乗せて犯行現場付近まで赴いたことは争いがないが、実行犯が窃盗に及んだことは知らなかったとして、共犯者らとの間の共謀の成立を争っている。

イ 起案事項

ア 事実認定に関する起案

共謀共同正犯における共謀の成否につき、各自の結論を示させるとともに、その結論に至る判断過程を具体的に説明するように求めた。供述の信用性については、見張り役の共犯者である証人1名及び被告人の各供述の検討過程を記載させた。

(イ) 法律問に関する起案

起案1と同様の目的から、①新たな法益侵害と不可罰的事後行為の関係、②被告人質問の手続、③判決の確定日、④反対尋問を経ていない証言の証拠能力に関する問題を出題した。

ウ 講評

起案1と同様の方法で実施した。

特に、共謀共同正犯における共謀という法律概念に関する事実認定においては、その法律概念の意義、趣旨等を意識して間接事実を指摘する必要があること、本件に即して、積極方向及び消極方向の各間接事実を総合考慮して適切な判断をする必要であること、共犯者の供述の信用性判断について、十分に説明した。

3 問題研究1及び2

(1) 指導目標

間接事実による事実認定においては、科学的証拠が重要な位置を占めており、適切な事実認定をするためには、科学的証拠を理解する上で必要となる基本的視点を有していることのほか、科学的証拠により導き出される事実が争点判断に対し持つ意味を解明することが重要である。そこで、問題研究1では、修習生に対し、具体的事例に基づいて問題を提起し、科学的証拠を理解する上で持つべき基本的視点を修得させるとともに、争点に対して科学的証拠が持つ意味を研究させることを目標とした。

また、裁判員裁判が平成21年5月に実施され、争点中心の分かりやすい公判審理を実現することが実務で現実に求められるようになり、その成否の鍵となる公判前整理手続の的確な運用が極めて重要なものとなってきている。そこで、問題研究2では、将来における裁判員裁判の中核を担う修習生に対し、証拠開示制度に関し、具体的事例に基づいて問題を提起し、同制度の基本的な理解のほか、実務上重要な問題点について研究させることを目標とした。

(2) 実施内容

問題研究1は、犯人性が争われている殺人、死体遺棄の2事例を取り上げ、DNA型鑑定を含む証拠により明らかにされた事実の概要に関する資料を配布し、研究を行った。

具体的には、各事例で問題となる間接事実、それが要証事実を推認させる理由について問題を提起し、グループ別討論を実施した上で、クラス全体による討論を行った。研究討論の際には、上記指導目標を意識し、科学的証拠により導かれた事実と要証事実との結び付きについて検討することの重要性について、修習生が理解できるよう配慮した。また、その冒頭において、DNA型鑑定を題材として、科学的証拠が問題となる事実認定に関する注意点などについて、説明を加えた。

問題研究2は、住居侵入、現住建造物等放火の事例を取り上げ、公訴事実、検察官の証明予定事実記載書、証拠等関係カード(検察官請求分)、検察官請求証拠、弁護人の予定主張記載書面からなる一件資料を配布し、研究を行った。

具体的には、弁護人が類型証拠及び主張関連証拠として、それぞれどのような証

抛の開示を求めるかについて、グループ別討論を実施した上で、クラス全体による討論を行った。また、修習生が証拠開示制度の基本的在り方を理解し、実務上の重要な問題についての現状やあるべき方向性などについても深い研究を行えるように、全体討論の際には検察教官、刑事弁護教官の参加を得て、当事者的立場を踏まえた多角的視点からの助言も行うなどした。

Ⅱ 検 察

1 講義

(1) 講義 1 (2コマ連続)

ア 集合修習のガイダンス等

集合修習の冒頭に、集合修習における検察科目のカリキュラムの概要及び修得目標を説明した。

イ 総括的復習等

また、これまで行ってきた実務修習の総まとめとして、検察官が捜査結果に基づいて当該事件の終局処分を決定する際の検討事項や思考過程に関する総括的な復習を行い、その中で、①証拠による事実認定の意義、②間接事実を用いた事実認定の手法、③特に客観的証拠を重視した犯人性推認の考え方、④犯人目撃識別供述、共犯者供述及び被疑者供述等の供述証拠の信用性判断の方法、⑤訴因構成の考え方、⑥個々の犯罪構成要件の意義を正確に把握して、これに該当し得る具体的な事実関係を証拠によって認定した上、その法的評価(要件該当性)を的確に検討するなどの犯罪の成否に関する検討の手法等について、改めて説明した。

さらに、こうした検討結果を正しく文章表現するとの観点から、起訴状の公訴事実等の法的文章につき修習生が陥りがちな用語の誤解、誤用などに言及しつつ、改めて指導した。

(2) 講義 2

最終講義として、集合修習における検察科目の総まとめを行い、さらに、法曹となるに当たっての心構え等について講義を行った。

2 起案

(1) 検察起案の概要

検察科目の起案は、修習記録に基づいて検察官として適切と考える終局処分の内容を決定させて、起訴状あるいは不起訴裁定書を起案させた上、その思考過程について論述させるものである。犯人性及び犯罪の成否等の両方を論述させるもの、あるいは、主問として、その終局処分に至る思考過程のうち犯人性に係る部分又は犯罪の成否に係る部分のいずれかについて論述させ、さらに、小問として、①主問で問わなかった犯人性又は犯罪の成否のいずれかに関する問題、②刑事手続に関する問題について解答を求めるものである。

いずれも、新司法修習における指導理念に対応し、法曹としての汎用性のある基礎的な能力を修得させることに重点を置いた出題であり、刑事手続に関する小問についても、単に法的知識を問うだけではなく、修習記録中に現れた具体的な事実関係を正確に把握しなければ正解に達し得ない問題を出題するように配慮した。

(2) 起案 1

ア 事案の概要

本事件は、被疑者が被害者宅に侵入して同人を殺害した上、現金200万円在中の文箱を奪った強盗殺人の事案である。

イ 起案事項等

修習記録を検討し、検察官として適切と考える終局処分の起案をさせるとともに、その終局処分の決定に至る思考過程として犯人性及び犯罪の成否等の両方についての論述を求めた。

犯人性の検討に係る部分については、①犯人性を推認させる間接事実、②その間接事実が犯人性を推認させる理由やその推認力の程度、③間接事実の認定根拠である証拠の検討、④被疑者供述の評価について、それぞれ論述を求めた。犯罪の成否の検討に係る部分については、構成要件該当性（客観面・主観面）に関し、証拠に即した具体的事実認定及びその法的評価について論述を求めた。

ウ 講評

起案実施日の約2週間後に、起案を修習生に返却して内容を確認させ、記憶を鮮明にさせながら、修習生の理解が不十分であった部分を入念に解説し、各修習生の理解を深めることに努めた。

講評に当たっては、犯人性を推認させる間接事実のうち証拠物等の客観的証拠に基づいて構成される間接事実の重要性、証拠とそれによって立証し得る事実との関係、さらには直接証拠と間接証拠の意義等について説明した。犯罪の成否についても、構成要件要素ごとにその意義を確認し、その該当性判断に必要なかつ十分な事実としてどのような事実を認定し、法的評価をすべきかを解説した。

(3) 起案2

ア 事案の概要

本事件は、被疑者兩名が共謀の上、被疑者のうちの一人がスキャナーで一万円札の真券の画像をパソコンに取り込んで画像調整等を行った上、A4用紙に一万円札の画像を3つずつ並べて印刷したが、その途中でもう片方の被疑者と喧嘩別れをし、その後、同被疑者がその一部を裁断して偽一万円札を完成させ持ち歩いていたら、交通事故に遭い、犯行が発覚したという通貨偽造の事案である。

イ 起案事項等

ア) 主問

犯罪の成否に係る部分についての論述を主問として出題した。

修習記録を検討し、検察官として適切と考えられる終局処分の起案をさせるとともに、その終局処分の決定に至る思考過程のうち、犯罪の成否の検討に係る部分につき、構成要件該当性（客観面・主観面・共犯性）を中心に、証拠に即した具体的事実認定及びその法的評価について論述を求めた。

イ) 小問

主問として問わなかった犯人性の検討に係る部分に関して、被疑者のうちの一人が犯人であることを推認させる間接事実のうち、最も推認力の高いものについて論述を求めた。

また、刑事手続に関する問題として、検察官が、被疑者のうちの一人につきその勾留を請求するのを相当と判断した理由について論述させた。

ウ 講評

起案1と同様に起案を修習生に返却した上で、修習生の理解が不十分であった

部分を入念に解説し、各修習生の理解を深めることに努めた。

本事件では、被疑者兩名のうち、通貨偽造への関与を否認する被疑者の供述及び同被疑者と一緒に通貨偽造を行ったというもう片方の被疑者の供述の各信用性を、客観的な証拠を踏まえて検討するとともに、間接事実によって裁断行為者を認定することが求められ、その上で、行使の目的の有無や共犯関係からの離脱の有無等についての検討を経て、偽造通貨取得という当初の送致事実を通貨偽造に認定替えして起訴することが求められるところ、修習生に対しては、的確な証拠判断をし、送致事実を拘泥することなく適切な事実認定を行って、終局処分をすることの必要性を説明した。

また、小問の解説を通じて、犯人性を検討する際の着眼点を理解させるとともに、刑事手続に関する問題においても、問題の所在を念頭に置きつつ、条文を参照させ、記録に現れた具体的な事実関係に照らして検討することの重要性を改めて解説した。

3 問題研究（被害者保護）－刑事三教官による共同講義

修習生に対し、被害者保護に関する制度及び手続の概要を具体的事例に即して理解させ、被害者保護に関する問題に直面した場合に自ら調査し解決策を考えることができるようにするための手掛かりを与えることを目標とした。

具体的には、女性が強制わいせつの被害に遭った事例を事前に修習生に呈示した上、事件送致を受けた検察官が捜査を行う上で被害者に対し配慮すべき事項、公判請求後の被害者の証人尋問に当たり配慮すべき事項等についての設問を示し、関係する法条を確認させつつ、具体的事例に即して検討させるなどした。その上で、刑事三教官が各立場より、被害者保護に関する基本的事項はもとより、被害者保護に関する問題に直面した際の注意事項等について説明を行った。

Ⅲ 刑事弁護

1 講義

(1) 講義 1

集合修習の冒頭に、各カリキュラムが刑事弁護活動のどの場面に対応しているかを指摘しつつガイダンスを行い、起案にあたっての注意事項などを説明した。

また、弁護活動の基礎を確認するために、出張講義の際に使用した事例を用いて、検察官の主張と証拠構造の把握、弁護人の弾劾の基本的手法等について、講義を行った。

(2) 講義 2

最終講義として、集合修習における刑事弁護科目のまとめや実務家になるにあたっての心構えなどについて講義を行った。また、カリキュラム中で独立して扱えなかった一審判決後の注意点、控訴審での弁護活動について、強盗罪の共同正犯として第一審で実刑判決を受けた被告人が控訴した事案に基づき講義を行った。

2 起案

(1) 総説

2回の起案を実施し、講評を行った。

使用した修習記録は、実在した無罪事件や、いわゆる認定落ち事件の中から修習に適したものを選別し、内容を整理した上で作成されたものである。

いずれの起案の課題も、修習記録に基づいて、主要な論点について弁論要旨の一部を起案させる大問と、当該事案における刑事訴訟手続上の基本的な事項に関する小問および修習記録を離れた簡単な事案について弁護人としての対応と基礎的知識を問う小問で構成されている。

(2) 起案 1

ア 事案の概要

本事案は、被告人が、被害者に対し、居酒屋の店内において、左胸部にひじ打ちするなどの暴行を加え、加療約3週間を要する左肋骨不全骨折等の傷害を負わせたという傷害の罪で公訴提起されたものである。背景には、被告人と被害者間の店の経営をめぐる紛争があり、店内には、当時、両者の関係者等が多数出入する状況があった。

被告人は、捜査段階から一貫して暴行の事実を否認している。

イ 設問

(ア) 本事案に関する設問

- ① 弁論要旨のうち、「被害者の供述は信用できない」という部分についての起案。
- ② 起訴状に対する求釈明要求事項。
- ③ 弁護人が法328条で取調請求した証拠の同条の要件の充足性。

(イ) その他の設問

脱税に関与した疑いで検察官等の事情聴取を受けている者について、捜査段

階で行うべき弁護活動。

ウ 講評

講評は、設問に即して解答を解説するのではなく、事案全体の分析、検察官の主張・立証の構造の解明、争点の把握、対応する弁護人の弾劾のポイント、主要な証拠の弾劾について基礎的技法の活用をテーマに、質疑応答を交えて行った。本件では、被害者供述の信用性がもつとも争いとなる点であるため、弁護人の立場からの信用性の検討には十分時間をかけ、さらに、診断書・診療録の信用性など、本件で問題となる論点全般について解説を行った。

(3) 起案2

ア 事案の概要

本事案は、飲酒に伴うトラブルから、集団で殴る蹴るの暴行を受けた被告人が、これらの者に氣勢を示そうと自宅から包丁を持ち出して現場に戻ったところ、トラブルの相手方の関係者で顔見知りの被害者から擲擻され、持参した包丁で被害者の右脇腹を1回刺し、全治約3週間を要する肝臓刺創などの傷害を負わせたという殺人未遂の罪で公訴提起されたものである。被害者は先行するトラブル後に現場に来たもので暴行には関与しておらず、また、包丁には手ぬぐいがきつく巻かれ、一見したところ棒状のものであり、現場には、被害者の関係者が多数居合わせていた等の事情がある。

被告人は、逮捕直後に一旦自白し、公判段階では否認している。

イ 設問

(ア) 本事案に関する設問

- ① 弁論要旨のうち、「状況証拠から殺意は認められない」という部分についての起案。
- ② 弁論要旨のうち、「自白をなすに至った経緯及び自白内容の変遷という視点から論ずべき内容」についての簡潔な起案。
- ③ 証人尋問において書面の提示をなす場合の法的根拠。

(イ) その他の設問

住居を制限する条件を付されて保釈された被告人が、住居の変更を希望した場合にとるべき弁護人の対応。

ウ 講評

講評においては、起案1と同様に、事案全体の証拠構造や争点について説明を行い、その上で、状況証拠による殺意の認定や、自白の信用性及び任意性を中心に、本件で問題となる論点全てに関して、弁護人の立場に立って主張すべき事項につき質疑応答を交えながら解説を行った。

3 問題研究

(1) 問題研究1

ア 総説

身体拘束からの解放に関する弁護人の基本的活動を、事例に即して、模擬接見における事情聴取を交えて修習生に研究させ、その後、刑裁教官及び検察教官の

参加を得て、幅広い視点から、実務上の運用等について説明を行った。修習生を11のグループに分け、3つの事例と各事例に関する研究課題をそれぞれ与えて実施した。

イ 事例1

(ア) 事例の概要

被疑者は覚せい剤所持で現行犯逮捕されたが、現行犯逮捕に先立ち警察官の職務質問を受けた際、警察官から足をかけられるなどの暴行を受けた。また、所持品検査について承諾していないにもかかわらず、警察官にズボンのポケット内を捜索された。

(イ) 研究課題の内容

捜査段階において、現行犯人逮捕手続に違法性の疑いがあることが判明した場合の弁護活動について検討させた。

ウ 事例2

(ア) 事例の概要

会社代表者を務める被疑者が、飲酒後、スナック店員と料金を巡ってトラブルとなり、通報により臨場した警察官に対して暴行したとして、公務執行妨害罪により現行犯逮捕された。被疑者は、警察官に対して暴行した事実はないとして、被疑事実を一貫して否認している。

(イ) 研究課題の内容

勾留を回避するための弁護活動をテーマに、検察官及び裁判官に対する意見書案について、補充すべき事項を検討させた。

エ 事例3

(ア) 事例の概要

飲食店店員である被疑者が、知人2名と共謀の上、侵入盗を働き、盗んだキャッシュカードを使ってATMから現金を引き出したとして、住居侵入罪及び窃盗罪で逮捕、勾留された。被疑者は、被疑事実を概ね認めているが、侵入盗については見張りをしていただけであると主張している。

(イ) 研究課題の内容

保釈の要件を踏まえた上で、弁護人が作成した保釈請求書案について、補充すべき事項を検討させた。

(2) 問題研究2

ア 総説

少年事件の理念と目的に基づき、一般の刑事事件と異なる配慮の必要性、少年事件の特殊性や手続について概説したうえで、研究課題について解説を行った。修習生を11のグループに分け、少年の共犯事件の事例と、各少年の弁護（付添人）活動に関する研究課題を与えて討論、解答させた。

イ 事例の概要

少年4名が、共謀の上、スーパーにおいて缶チューハイ10点を窃取したとして逮捕されたという事案である。少年らの年齢や家庭環境、非行歴等は様々であり、各少年の言い分は、「少年らの弁護人、付添人に対する供述状況」という形

で記録上明らかになっている。

ウ 研究課題の内容

- ① 少年の弁護人として、勾留請求を阻止するために検察官に対してなすべき主張，勾留請求を阻止できたが家裁に送致された場合において観護措置決定を阻止するためになすべき主張
- ② いわゆる年齢切迫少年の付添人が審判期日までになすべき活動及び審判期日においてなすべき主張
- ③ 観護措置決定がなされた場合において，付添人が審判期日までの間に，少年・家族・調査官等に対してなすべき活動及び審判期日においてなすべき主張

IV 刑事共通

1 刑事共通演習 1 及び 2

(1) 指導目標

刑事共通演習は、争点整理演習（演習 1 500分）とそれを踏まえた証人尋問演習（演習 2 200分）との二つの場面で構成される。

争点整理演習は、公判前整理手続を念頭に置き、具体的な事例を題材として、適切に争点及び証拠を整理し、審理計画を策定するために、裁判官、検察官及び弁護人は、それぞれどのような観点から、どのような活動をする必要があるのかについて、基本的な理解を得させることを目標とした。とりわけ、修習生に争点整理における当事者の果たすべき役割の重要性を認識させることを大きな目標の一つとした。

証人尋問演習は、争点整理の結果を踏まえて証人尋問や被告人質問を実演させ、争点に絞ったわかりやすい尋問の在り方を理解させることを目標とした。

なお、刑事共通カリキュラムとして争点整理を正面から取り上げるようになったのは平成20年度からであり、その後、演習の時間枠を拡大して今日に至っているが、このカリキュラムは、裁判員裁判を中核とするこれからの刑事裁判を担っていく修習生に対し、争点整理の重要性を認識させるとともに、的確に争点整理を行う上で必要な視点を提供するもので、今後、ますます重要度を増していくと思われる。

(2) 実施内容

殺人被告事件の刑事争点整理教材（本冊）、同（別冊）を題材として、殺意の有無、正当防衛等の成否、重要な情状事実について、争点整理を行い、かつ、争点整理を踏まえた証人尋問と被告人質問の演習を行った。

本冊は、起訴状及び刑訴法316条の14により検察官請求証拠として弁護人に開示された証拠で構成され、別冊は、検察官の手持ち証拠で後日弁護人に開示されたもので構成されている。なお、今回の演習では、弁護人には全ての必要な証拠が開示されたものと仮定し、また、裁判官役にも証拠に照らして争点を把握させる修習の機会を設けさせるために、裁判官役を含め、全修習生に本冊及び別冊を配布して演習を実施した。

ア 課題等

修習生を裁判官、検察官及び弁護人のグループに分けて、事前に刑事争点整理教材のほか、「証明予定事実記載書」及び「証拠等関係カード」などのプリント資料を配布し、各自に争点整理の検討・準備を行わせた。特に、グループ内での事前検討や書面の提出などは求めている。

イ 実施方法

争点整理演習は、500分を3つの場面に分けた上、最初の場面と次の場面でそれぞれ殺意と正当防衛につき、当事者間に争いのある事実関係を洗い出し、個々の事実の位置づけについての争点整理を行い、最後の場面で最終的な争点のまとめと証拠の採否などを行った。それぞれの場面で、各グループの代表チームが実演による争点整理手続を行ったが、それに先立って、実演を担当するチームを

中心に、グループごとに全員による作戦会議を行わせ、各グループ内で実演に向けた対処方針についての共通認識を持たせた。実演は、この作戦会議の方針の通り行われた。最初の実演と最終の実演終了後の二度にわたって、三教官が、それぞれの立場から、争点整理の方法や結果について問題点を指摘するなどして講評を行った。

証人尋問演習は、争点整理演習の結果を踏まえて尋問事項を検討し、各グループの代表チームが重要証人に対する尋問と被告人質問を実演し、実演終了後、三教官が、分かりやすく、かつ、効率的な尋問の在り方という観点から問題点を指摘するなどの講評を行った。

2 刑事共通問題研究

(1) 指導目標

具体的な事例を題材として、情状に関する充実した審理を実現するため、裁判官、検察官及び弁護人がどのような点に留意しながら活動又は判断することが必要とされるのかについて、修習生に基本的な理解を得させることを目標とした。

(2) 実施内容

傷害致死被告事件について、具体的な事案を記載した書面、弁護人が接見時に被告人から聴取した事項のメモ、量刑分布表(即日回収)を配布して演習を実施した。

修習生を裁判官、検察官及び弁護人の3グループに分けて、裁判官グループには上記事案において量刑上最も重要な事情の分析を、検察官グループには検察官としての情状に関する捜査の在り方のほか、公判における主張・立証上の留意点等を、弁護人グループには弁護方針の確定や証拠の収集、公判における主張・立証上の留意点等をそれぞれのグループごとに検討させ、レポートを提出させるとともに、これに基づいて発表を行わせた上、各教官から講評を行った。

第3 その他の共通科目等

I 全科目共通

特別講演「国際人権法の理論と実践」

講師 弁護士（第二東京弁護士会） [REDACTED] 氏

国際人権については、第54期まで、刑事弁護科目の講義の中で、主に自由権規約（B規約）のうち刑事手続関係規定を取り上げていたが、国際人権の重要性に鑑み、第55期以降は、全科目共通特別講義という形式に改めて国際人権全般にわたって講演を行ってきた。

新第64期（A班）集合修習においても、同様の趣旨で講演を実施した。

II 弁護共通


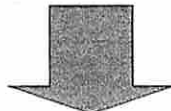
演習「弁護士倫理」

民事・刑事各分野の弁護士活動における弁護士倫理の重要性に鑑み、民事弁護に関する設例、刑事弁護に関する設例をあらかじめ検討させ、民事弁護及び刑事弁護両教官において、各設例について討論及び解説を行うとともに、弁護士懲戒制度についても講義した。

平成22年11月期採用(新第64期)司法修習生

A班 集合修習日程予定表

(注) 本表は予定であって、確定日程ではない。
確定日程は、毎週最終登庁日に配布する。

月/日	曜	1限目 (9:50~11:40)	2限目 (12:40~14:30)	3限目 (14:45~16:35)	月/日	曜	1限目 (9:50~11:40)	2限目 (12:40~14:30)	3限目 (14:45~16:35)					
15	月	民弁起案1(即日)			12	月	刑共演習		民共演習4					
16	火	刑裁問題研究1	検察起案1講評		13	火	民共演習4	刑弁起案2講評						
17	水	刑弁問題研究1	民弁講義2		14	水	民裁起案2講評							
18	木	民共演習2			15	木	刑共問題研究	民弁起案2講評						
19	金	民共演習3準備	刑裁起案1講評		16	金	民裁講義3	刑裁講義2	検察講義2	民弁講義3	刑弁講義2	自由研究		
22	月	刑弁起案1講評		全共特別講義	 選択型実務修習 									
23	火	検察起案2(即日)												
24	水	刑裁起案2(即日)												
25	木	刑弁起案2(即日)												
26	金	民裁起案1講評(1)			29	月	民裁起案1講評(2)			11/18	金	考試		
8/1	月	民裁講義1	刑裁講義1	刑弁講義1	30	火	刑弁問題研究2	民弁起案1講評		21	月	考試		
2	火	民弁問題研究(1)			31	水	民裁起案2(即日)			22	火	考試		
3	水	検察講義1	民弁演習		9/1	木	民弁起案2(即日)			23	水	勤労感謝の日		
4	木	検察起案1(即日)			2	金	民共演習3			24	木	考試		
5	金	刑裁起案1(即日)			5	月	民共講義	検察起案2講評		25	金	考試		
8	月	民裁問題研究			6	火	刑裁問題研究2	刑裁起案2講評		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">凡例</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small; margin-top: 5px;"> <div>民裁・・・民事裁判</div> <div>民共・・・民事共通</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small; margin-top: 5px;"> <div>刑裁・・・刑事裁判</div> <div>刑共・・・刑事共通</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small; margin-top: 5px;"> <div>民弁・・・民事弁護</div> <div>全共・・・全科共通</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small; margin-top: 5px;"> <div>刑弁・・・刑事弁護</div> <div>(即日)・・・即日起案</div> </div>				
9	火	刑弁起案1(即日)			7	水	民共演習4準備	弁共演習	民共問題研究					
10	水	民弁講義1	民弁問題研究(2)		8	木	検察問題研究	刑共演習						
11	木	民共演習1		民裁講義2	9	金	刑共演習							
12	金	民裁起案1(即日)												

(. . . 司研企2印)

(資料2)

(平成24・3・22)

新第64期集合修習B班カリキュラムの概要

司法研修所

は し が き

平成22年度11月期（新第64期）司法修習生のうち、実務修習地が東京、立川、さいたま、横浜、千葉、大阪、京都、神戸、奈良、大津、和歌山以外である者（B班）を対象とする集合修習のカリキュラムは、15クラス編成で平成23年9月27日に開始され、同年11月16日に終了した（その後、司法修習生考試が行われた。）。

新第64期B班の集合修習のカリキュラムの概要は、この資料及び別添「平成22年11月期採用（新第64期）司法修習生B班集合修習日程予定表」のとおりである。なお、新第64期A班の集合修習のカリキュラムの概要は、平成24年1月に配属庁会に情報提供済みであるので、併せて御参照いただきたい。

集合修習A班のカリキュラムの説明と重複する部分もあるが、読みやすさの観点から、基本的には割愛せずに説明を加えた。なお、修習記録等でA班で使用したものと同一のときは、その旨を注意的に記載してある。

第1 民事関係科目

I 民事裁判

1 講義	1
2 起案	1

II 民事弁護

1 講義	6
2 問題研究	7
3 起案	7
4 演習（立証活動）	9

III 民事共通

1 民事共通演習1	11
2 民事共通演習2から4まで	11
3 民事共通問題研究（和解条項）	14
4 民事共通講義（不動産登記）	14

第2 刑事関係科目

I 刑事裁判

1 講義	15
2 起案	15
3 問題研究1及び2	17

II 検 察

1 講義	19
2 起案	19
3 問題研究（被害者保護）	21

III 刑事弁護

1 講義	22
2 起案	22
3 問題研究	23

IV 刑事共通

1 刑事共通演習1及び2	26
2 刑事共通問題研究	27

第3 その他の共通科目等

I 全科目共通	28
II 弁護共通	28

第1 民事関係科目

I 民事裁判

1 講義

(1) 講義1

集合修習の冒頭に、集合修習における民事裁判科目及び民事共通科目の修習内容を説明してその意義を理解させ、今後の学習方法に関する指導を行うことで集合修習への動機付けを行うとともに、事実認定について、分野別実務修習の成果を理論的・体系的に整理するという観点から、基礎的な事項の復習となる講義を行った。

(2) 民裁問題研究

修習記録を使用した事実認定起案への導入として、修習記録を使用し、判断の基礎となる重要な事実をどのような証拠から認定すべきか、認定した重要な事実を踏まえて結論に至る判断の過程をどのように考えるかについて検討させ、講評を行った。併せて、当該修習記録において問題となる、市街化調整区域における開発行為の規制についても説明し、より広い視野に立った事件の検討について、視点を提供した。

(3) 講義2

後記の民事共通演習1に引き続き、同演習におけるプリント教材を使用した主張整理についての検討を踏まえ、講評を行った。

(4) 講義3

民事裁判修習の総括を行い、実務家になるに当たっての心構えなどを講義した。

2 起案

(1) 総説

民事裁判科目の起案においては、第59期後期から、主張整理用と事実認定用の異なる事件の2冊の修習記録を同時に与え、所定の時間内で主張整理起案と事実認定起案を行わせてきた。新64期集合修習(B班)では、起案1は上記方法により実施したが、起案2では1冊の修習記録を与え、主張整理及び事実認定に加え、法規範へのあてはめや法的評価の視点も取り入れた、より高度な内容の起案を実施した。

起案1の講評では、主張整理上の問題点及び事実認定上の問題点を中心に解説した。主張整理については、細かく技巧的な要件事実の知識の修得ではなく、実体法の基本的な知識、考え方を基に、実務における様々な事件に応用することができる法的思考力をかん養させるとともに、争点整理後の静的な整理にとどまらず、争点整理の動的な手続展開における主張と証拠の整理・分析力をかん養させることも意識した。また、事実認定については、具体的な事案を通じて、事実認定における書証の成立や実質的証拠力、証拠の評価や証明度、経験則などについて考えさせる実践的な指導を行った。

起案2の講評では、主張整理及び事実認定の基礎的能力の確認に加え、法規範へ

のあてはめや法的評価に関する基礎的能力のかん養に重点を置いて、実践的な指導を行った。

また、起案1、2のいずれにおいても、現代社会の実相を反映した事案や事項を取り上げることで、より実践的な観点を意識させることに意を用いた。

(2) 起案1

ア 主張整理起案

ア) 事案の概要

原告(X)は、Rに対する貸金300万円及び利息債権・遅延損害金債権(Rへの300万円の貸付け)を被保全債権として、債権者代位権により、被告(Y)に対し、Rの所有権に基づく妨害排除請求として本件土地の抵当権設定登記(Y名義登記)の抹消登記手続を求めた(請求原因)。

これに対し、Yは、Sに対し500万円を貸し付けた上で、その貸金及び遅延損害金債権(Sへの500万円の貸付け)を被担保債権として、Rとの間でR所有の本件土地に抵当権を設定する旨の合意をしたもので、Y名義登記はその抵当権設定契約に基づく有効な登記である旨主張した(抗弁)。

Xは、上記抗弁に対し、RがSへの500万円の貸付けに係る債務の弁済に代えて、R所有の中古車を代物弁済した旨主張した(再抗弁1)。

また、Xは、Sへの500万円の貸付けに係る債権の消滅時効が完成したので、Rへの300万円の貸付けに係る債権を被保全権利として、Rの消滅時効の援用権を代位行使する旨主張した(再抗弁2)。

さらに、Xは、後順位抵当権者であるX自身の時効援用権を前提にする消滅時効の主張(再抗弁3)や、YがKに対しSへの500万円の貸付けに係る債権を売却して被担保債権を失ったことにより抵当権も失う旨の主張(再抗弁4)もした。

Yは、再抗弁2に対し、被担保債権であるSへの500万円の貸付けに係る債務を決算報告書に記載したSが、Yに対し同決算報告書を示してその内容を説明することにより上記債務を承認したので、上記消滅時効は中断した旨主張した(再々抗弁1)。

また、Yは、再抗弁1との関係で、代物弁済後に、YがKに対しSへの500万円の貸付けに係る債権を売却した際、Sが異議をとどめることなく上記債権譲渡を承諾した旨主張した(再々抗弁2)。

以上のように、実務上よく見られる債権者代位権行使による抵当権設定登記抹消登記請求の事案を素材として、債権者代位権、貸金、所有権に基づく妨害排除、抵当権、代物弁済、消滅時効とその援用、時効中断、債権譲渡、異議をとどめない承諾等の民法の基本的な事項に関する主張を盛り込んだ。

(イ) 起案事項等

①訴訟物の記載、②再抗弁1に関し、裁判所が釈明を求めた内容と理由の説明、及びその後の事情聴取結果を踏まえて代理人弁護士が行うべき主張の説明、③再抗弁2に関し、裁判所が釈明を求めた内容と理由の説明、及びこれを前提として代理人弁護士が主張することのできる攻撃防御方法の説明、④当事者の

主張を請求原因、抗弁等に整理した要件事実の記載、⑤抗弁以下の主張に関する実体法上の効果の記載をそれぞれ求めた。

民法の基本的事項に関する要件及び効果の正確な理解、並びにこれに基づく主張整理の在り方に関する理解度を再確認するとともに、動的な争点整理の視点から、実体法上の要件の分析を前提に、主張上の問題点及び構成可能な主張内容について、具体的事実及び書証を踏まえて検討させた。

起案の講評では、単に結論を教えるのではなく、双方向、多方向の指導方法を取り入れ、修習生に活発に意見を述べさせながら、結論に至る理由やプロセスを考えさせることに重点を置いた。また、その検討を通じて、実体法の要件及び効果の正確な理解が重要であることを再認識させることにも意を用いた。

イ 事実認定起案

ア 事案の概要

原告（X）は、被告（Y）がその顧客（K）に対して本件土地を売却するに際し、Yから、相当報酬額の支払を受けるとの約定で、本件土地上に建築する建物（本件建物）の設計を委託され（本件委託契約）、Kと打ち合わせた上で基本設計・実施設計を完了し、作成した設計図書一式（本件設計図書）をYに引き渡したとして、Yに対し、本件委託契約に基づく設計料50万円及び遅延損害金の支払を求めた。

これに対し、Yは、Xの仕事内容が出来高50万円に相当するものであることは争わないものの、KをXに紹介したに過ぎないとして、Xとの間で本件委託契約を締結した事実を否認し、設計料を負担するのはYではなくKであるなどと主張して、Xの請求を争っている。

実務上よく見られる、契約当事者が誰であるかが争点になる事案を素材として、処分証書たる契約書が存在しない場合において、直接証拠である供述証拠等の信用性の有無を補助事実や間接事実を対比等することによって判断させた上で、要証事実が認定できるかどうかを問うものである。

イ 起案事項等

①XY間での本件委託契約を締結した事実が認められるかの結論の記載、②認定できる事実のうち、判断の基礎となる重要な事実とその認定根拠、各事実が要証事実との関係で有する意味の記載、③結論に至る判断過程の説明を、それぞれ求めた。

起案の講評では、修習生を小グループに分けて討論を行わせたり、異なる結論に至った者にそれぞれの理由や反対意見に対する疑問を述べさせて、これに対する反論や再反論をさせたりするなど、修習生が主体的に参加する方法を取り入れた。

(3) 起案2

ア 事案の概要

原告（X）は、被告（Y）に対し、Xが事務所として使用する予定で建築を計画しているという建物（延べ床面積450平方メートル以上。本件計画建物）の敷地（本件土地）を購入するに当たり、本件計画建物の建築可能性を判断するた

め、本件計画建物に関する設計・監理を依頼したことを前提として、Yは、Xとの間で平成20年8月31日に締結された設計・監理契約又は信義則に基づいて、Xに対し、誤った情報を提供してXの本件土地購入に関する判断を誤らせてはならない義務を負っていたのに、これを怠り、建築基準法の日影規制及び高度地区内の斜線制限のため、本件土地には延べ床面積450平方メートル以上の建物を建築することはできないにもかかわらず、平成20年9月14日、これを建築することができるかのようにXに説明したため、Xは、その旨誤信して本件土地を購入した結果、支出した諸経費相当額の損害を被ったと主張して、設計・監理契約の債務不履行に基づく損害賠償(請求①)又は不法行為に基づく損害賠償(請求②)並びに各遅延損害金の支払を求めた。

また、仮にYとの間の設計・監理契約の締結日が、Xが契約書に記名押印してYに送付した平成20年9月17日であるとしても、Yは同契約に基づき同様の情報提供義務を負うところ、同月18日に日影規制等に違反した図面を送付した行為が同義務違反に当たるとして、設計・監理契約の債務不履行に基づく損害賠償(請求③)及び遅延損害金の支払を求めた。

Yは、請求①に対しては、Xとの間で設計・監理契約の締結に向けて交渉はしていたものの、設計業務の範囲や設計料の額について合意に至らず、また、契約書はあるものの、それはXが本件土地購入の時点で自ら記名押印をして送り付けてきたものにすぎず、平成20年8月31日の時点では設計・監理契約は締結されなかったとして、同契約締結を前提とする債務不履行責任の成立を争っている。

また、請求②に対しては、本件事案のもとで、不法行為の前提となる契約交渉過程における情報提供義務の発生を争うとともに、仮に同義務が発生するとしても、Xが注意義務違反行為として主張する、Yの担当者が、平成20年9月14日、X担当者に対し、本件土地には延べ床面積450平方メートル以上の建物を建築することができる旨説明したとの事実を否認している。

なお、請求③に対するYの認否や主張は、記録上、記載省略とした上で、請求③に関する法的構成の当否を問うこととしている。

実務上よく見られる、建物建築に関する設計・監理契約に関する事案を素材に、主張整理及び証拠による事実認定を的確に行うことを前提として、立証の見通しや主張の当否を検討させるとともに、情報提供義務違反の有無という法規範への事実のあてはめ及び法的評価という点にも重点を置いて検討させようとするものである。

イ 起案事項等

①訴訟物の記載、②設計・監理契約の締結に関する立証の見通し、不法行為に基づく請求を追加した場合における設計・監理契約締結の主張を維持することの当否、③Yに情報提供義務違反があるかについて、判断に当たって考慮すべき事実とその認定根拠の記載を明示しつつ、結論及び理由を記載することをそれぞれ求めた。

起案の講評は、起案1の主張整理起案及び事実認定起案の講評と同様の点に留意したほか、特に法規範への事実のあてはめ及び法的評価に関する能力のかん養

に重点を置いて、事案への適用を意識して法規範を把握することや認定した事実の中で法規範の適用上着目すべき重要な事実はどれかという視点で当事者の主張及び証拠関係を把握することなどの重要性を強調し、実践的な指導を行った。

Ⅱ 民 事 弁 護

1 講義

(1) 講義 1 (民事保全)

ア 民事保全手続の概略 (ビデオ教材視聴)

具体的な民事保全事件を映像化したビデオ教材を視聴させることにより、民事保全手続の具体的なイメージを持たせた。

ビデオ教材は、ある織物屋が卸問屋に反物を納入したところ、卸問屋が手形不渡りを出したため、織物屋が留保していた所有権に基づく動産引渡請求権を被保全権利として、納入した反物の占有移転禁止の仮処分を申し立て、執行官保管に至るまでの手続の流れを映像化したものである。

イ 事例に基づく討論解説等

民事弁護教材「改訂民事保全(補正版)」を参照しながら民事保全手続を概説し、さらに、民事保全に関する基本的事項につき、実務上よく見受けられる具体的事例を素材とした設問を与え、研究討論させた。

設問の内容は、①銀行預金、土地建物等複数の仮差押目的物の存在が予想される仮差押えの事案における事前調査方法、目的物の選択及び執行方法等、②建物の賃借人が賃貸人に無断で第三者に当該建物を使用収益させていた事案において選択すべき保全命令及びその執行方法等、③所有者に無断で土地の所有権移転登記がなされていた事案において選択すべき保全命令及びその執行方法等、④保全手続において立てられた担保物の取戻方法、⑤起訴命令の申立て等の債務者側の対抗手段等を問うものである。

(2) 講義 2 (民事執行等)

ア 民事執行手続の概略的説明等

民事弁護教材「改訂民事執行(補正版)」を参照しながら民事執行手続を概説し、民事執行に関する次のような基本的事項につき、実務上よく見受けられる事例を用いて研究討論させた。

設問の内容は、①不動産明渡請求を認容する引換給付判決の執行方法、②所有権移転登記抹消登記手続請求を認容する判決の(広義の)執行方法、③和解調書に基づく建物収去土地明渡しの執行方法、④債権の差押え及びその取立ての方法、⑤仮執行宣言付判決に対する控訴に伴う強制執行停止の申立て、⑥請求異議の訴えとそれに伴う強制執行停止の申立て、⑦担保権の実行としての競売と競売手続停止の仮処分について問うものである。

イ 破産手続の概略的説明等

実務において取り扱う機会の多い倒産手続について、債権者代理人、債務者代理人及び破産管財人等裁判所から選任される機関のそれぞれの立場で関与する場合の対応や注意点等について指導を行った。

(3) 講義 3 (弁護士の職責と倫理)

法律実務家としての活動開始を目前にした修習生に、社会から負託された弁護士の職責、使命を再確認させ、弁護士活動における職務上の倫理の重要性を理解させ

ることを目的とし、実務法曹としての心構えについて指導した。なお、職責・倫理問題にアプローチする基本的な視座は、法曹を志す者全体に共通するものという意識を持たせるよう留意した。

2 問題研究

問題研究（準備書面）

(1) 実施内容

起案1, 2の実施に先立ち、準備書面を題材に問題研究を行うことにより、事案の法的な分析、事実や証拠の把握、分析に関する能力の養成を図るとともに、説得的な法律書面の作成のために必要な技法と思考方法を体得させ、併せて訴訟手続における最終準備書面の果たす役割等についても理解を深めさせることを目的として、修習記録を用いた最終準備書面起案を題材に問題研究、解説を行った。

(2) 事案の概要

原告は、転勤のため空き家となった自己所有の建物を、被告の亡夫に普通借家契約で賃貸していた。その後、原告は、退職を機に帰郷を希望し、当該建物を自己使用する必要があるなどとして、亡夫から相続により賃借人の地位を承継していた被告に対し、当該賃貸借契約の解約を申し入れ、建物の明渡しを求めた。原告は解約申し入れに正当事由が認められると主張したのに対し、被告がこれを争った事案である。

(3) 研究事項等

上記事案において、被告の立場から事案を分析するに当たっては、被告が本件建物を使用する必要性が高いことなど正当事由を阻害する方向に働く事情、正当事由の評価根拠事実を弾劾する事情などを修習記録からの確に抽出することが重要である。また、このような事案分析を前提に被告の主張を説得的に論証することも必要となる。これらを修習生に検討させた上、解説等を行った。

3 起案

(1) 起案1

ア 事案の概要

履物卸売業者の原告が、製造メーカーの被告との間で、訴外第三者である小売業者が民事再生手続開始の申立てをした場合には、原告が回収不能となった売掛金債権の半額を被告が負担する旨の損害担保契約を締結しており、上記民事再生手続開始の申立てがなされたとして、被告に対して、本契約に基づく損害担保金の支払を求めて提訴したが、被告がこれを争い、損害担保契約の成否、被告当業者の権限の有無及び表見代理の成否が争点となった事案である。

イ 起案事項等

ア) 準備書面

具体的事案を通して、法的問題の解決に必要な技法や思考方法、説得的な法律文書の作成方法等を体得させることを目的として、原告最終準備書面を題材とする起案をさせた。

修習記録中に現れた証拠や間接事実から、原告の申込みと被告の承諾により同契約が成立したこと及び同契約の具体的な内容、さらに被告担当者が同契約の締結権限を有していたこと又は表見代理が成立することを、説得的に論証させることを主眼とした。

(イ) 小問

上記事案を前提として、原告から被告に対して不法行為に基づく損害賠償請求をする場合の請求原因事実、逆に被告が過失相殺の抗弁を主張する場合の具体的な事実をそれぞれ検討させ、不法行為・使用者責任の各要件についての実体法の基本的理解を確認するとともに、それぞれの立場から各要証事実に関する具体的な事実を的確に抽出する能力の体得を目的とした指導を行った。

また、上記事案における被告の立場からの和解条項案や、これに対する原告の立場からの修正案を検討させることにより、和解条項作成時の思考方法や配慮を要する事項について指導すると共に、和解調書に基づく債権執行に関して問うことで、民事執行の基本について理解が深まるよう指導した。

さらに、上記事案において、被告訴訟代理人の立場において、被告側証人の尋問直前の打合せの際、同証人から被告にとって不利な事実の告白があった場合に、弁護士としてとるべき同証人、被告及び裁判所に対する対応を検討させ、立証活動や弁護士倫理についての基本的な事項について理解が深まるよう指導した。

(2) 起案 2

ア 事案の概要

金融機関が被告の父親に対して行った貸付について、原告である信用保証協会が、父親との信用保証委託契約に基づき連帯保証した上で、金融機関に対して代位弁済を行ったところ、父親に対して生じた求償債権について被告が連帯保証していると主張して、被告に対してその支払いを請求したのに対して、被告は当該連帯保証は父親が被告に無断で被告の署名を偽造し、かつ、被告の実印を盗用して行ったものであるとして、保証契約の成立を否認し、その支払いを拒否した事案である。

イ 起案事項等

(ア) 準備書面

具体的事案を通して、法的問題の解決に必要な技法や思考方法、説得的な法律文書の作成方法等を体得させることを目的として、被告最終準備書面を題材とする起案をさせた。

原告・父親間の信用保証委託契約書の連帯保証人欄に被告の署名や実印による印影があることから、これによる文書成立の推定（二段の推定）をいかにして破るかがポイントとなる。そのためには、署名が偽造であることや実印が被告の意思に基づかずに押捺されたものであることをうかがわせる具体的事実を詳細に主張することが必要となるため、適切な間接事実を抽出し、証拠に基づく説得的な論証をすることが求められる。

(イ) 小問

上記事案において、書証の認否の方法について問うことにより、民事訴訟における訴訟代理人としての活動の基本について理解ができているかどうかの確認を行った。また、被告が不動産を所有していることが判明した場合の原告による訴訟前の不動産仮差押えに関する手続や第一審での仮執行宣言付判決による強制執行を回避するために被告訴訟代理人としてとるべき手続を、さらに証人の事情から、その証言を早急に証拠化する必要がある場合にとるべき方法を複数挙げさせ、それらの方法の長所と短所を問うことで、民事保全、民事執行及び立証活動の基本について理解が深まるよう指導した。

4 演習（立証活動）

(1) 総説

弁護士の活動において、訴訟の内外を問わず、事案の正確な把握と調査・証拠収集活動が極めて重要であることは論をまたない。事前の調査・証拠収集活動を迅速かつ適切に行うことが、事案にふさわしい紛争解決手段の選択につながり、また、提訴事案においても訴訟の帰すうを決することになる。他方、弁護士の調査・証拠収集活動には様々な制約や限界、費用の問題もある中で、いかに迅速かつ的確に調査をし、証拠収集を行うかは、ひとえに個々の弁護士の創意工夫とイマジネーション、熱意に裏打ちされた不断の努力に依拠している。

演習では、このように、民事弁護実務において極めて重要な立証活動について、総論として、裁判外及び裁判上の証拠収集活動の方法・手続を確認した上で、各論として、具体的な事例を題材に、弁護士が依頼者から相談を受け、事案を把握し、対応を検討するに際し、いかなる調査・証拠収集活動を行うのか、収集した内容をどのように証拠化していくのかといった点や、訴訟提起後の証拠申出方法について、双方向の演習を通じて、修習生に修得させることを目的として指導を行った。

(2) 事案の概要

一棟マンションの所有者兼賃貸人であるXは、当該マンションの居室の賃借人であるYが、居住用と定める契約上の使用目的に反して、同居室を事務所として使用していることを知った。Xから依頼を受けた甲野弁護士が事務所使用を止めるよう内容証明郵便を送付したところ、Yは乙野弁護士に依頼して、反論の内容証明郵便を送付した。

上記やり取りの直後に、Y不在の当該居室から出火し、当該居室がほぼ全焼した。出火原因について、XはYが当該居室の室内を改造して取り付けけた照明設備が原因と主張しており、他方、Yは賃借する以前から当該居室に備え付けられていた空調機が原因と主張している。

(3) 実施内容

事案の概要（出火の前と後の甲野弁護士と乙野弁護士による各事情聴取の形式によるもの）、賃貸借契約書及び図面等を資料として事前配布し、当該事例に関して、設問1では、乙野弁護士が当該居室の事務所使用につき賃貸人の承諾があったという事実を立証するために行うべき証拠収集活動を問い、設問2では、出火に関連して、甲野弁護士及び乙野弁護士がそれぞれの代理人として、相手方に対して、債務

不履行に基づく損害賠償請求をするために行うべき立証活動を問い、これらを演習実施に先立ち検討させた上、演習実施日に討論及び解説を行った。

Ⅲ 民事共通

1 民事共通演習 1

(1) 総説

言い分方式の設例に書証が添付されたプリント教材を使用して、主張整理と主張整理に当たって生じる問題点を検討させ、講評を行った。

(2) 事案の概要

原告(X)は、Zに対して機械を売ったが、Zがその代金を支払わないとして、Zから同機械の転売を受けたとする被告(Y)に対し、動産売買の先取特権に基づく物上代位権の行使として、ZのYに対する売買代金債権を差し押さえ、取立権を行使したという事案である。

これに対し、Yは、①被差押債権をすでにWに譲渡し、Wが対抗要件を備えた、②XZ間、ZY間の売買契約にはいずれも錯誤があり、無効であると主張している。

(3) 実施内容等

(2)の設例を基に、①訴訟物の記載、②当事者の主張について、(a)請求原因の要件事実の記載、(b)抗弁以下の各主張の見出し及び主張内容の簡潔な要約の記載、(c)ZからWへの債権譲渡及び第三者対抗要件具備の主張が失当か否かとその理由の検討、(d)被差押債権の譲受人Wの重過失を基礎付ける具体的事実の記載、③被差押債権が売買代金債権でなく請負代金債権であった場合にも物上代位権行使を可能にする「特段の事情」があることを基礎付ける事実の摘示とその理由の記載、をそれぞれ起案させた。

この演習では、主張整理の基礎となる実体法の理解を確認するとともに、書証を踏まえて争点整理を行うという視点を加味して検討を行わせた。起案の提出は求めず、起案当日に引き続き講評も行った。講評においては、双方向・多方向の議論を通じて他の修習生の考え方を知ることによる刺激等も与えた上、その後の修習に向けた意欲を喚起させた。

2 民事共通演習 2 から 4 まで

(1) 総説

ア 趣旨

裁判官、原告代理人又は被告代理人の各役割を修習生自身に模擬的に行わせ、争点及び証拠の十分な整理をした上で人証の集中的な証拠調べを行うという民事訴訟法が予定している訴訟運営を実施させることによって、一つの事件について、争点整理から判決又は和解に至るプロセスを実践的に理解させることを目標とした。

この演習では、分野別実務修習における経験を踏まえ、司法修習の総まとめとなる集合修習において、スタンダードと考えられる手続を修習生自ら体験させることにより、弁護士、裁判官等の役割や立場の違いを意識した上でのより望ましい運用への理解を深めることとしている。

イ 事案の概要

原告が、被告に対して、山林の所有権を前主から承継取得し、又は時効取得したと主張して、現在の登記名義人である被告に対し、所有権に基づき、所有権移転登記手続を請求した事案である。これに対し、被告は、①対抗要件具備による所有権の喪失、②他主占有権原、他主占有事情等を抗弁として主張し、さらに、原告が、①に対する再抗弁として虚偽表示、背信的悪意を、②に対する再抗弁として自主占有への転換を主張している。

(2) 民事共通演習 2 (争点整理)

ア 課題及び実演等

修習生全員に裁判官、原告代理人、被告代理人、当事者等の役割を与え、あらかじめ各グループに合議の結果に基づく争点整理案を作成、提出させた。その上で、裁判官役、原告代理人役又は被告代理人役それぞれ全員による大合議又は作戦会議での検討を経た上、争点整理手続期日を担当する各グループが事前に提出した争点整理案に基づいて、ロール・プレイングにより争点整理手続を行った(他の修習生はこれを傍聴した。)

イ 講評

民事裁判教官及び民事弁護教官において、それぞれの立場の違いを踏まえ、争点整理の方法及び結果について問題点を指摘するなどの講評を行った。

具体的には、例えば、主要事実レベルの争点を明確にしてこれを絞り込んだ上で、その争点の前提となる間接事実レベルの争点まで確認することが必要であること、主張の構成に当たっては立証の難易も考える必要があること、自己の主張だけでなく予想される相手方の主張も考慮すべきことなどを確認した。

ウ 争点整理の講評後、民事弁護教官において、民事共通演習 3 (交互尋問) に向けた尋問技術等に関する総論的な講義を行った。

(3) 民事共通演習 3 (交互尋問)

ア 趣旨

演習 2 に引き続き、証人尋問及び当事者本人尋問を実施し、代理人としての立証活動及び尋問の事前準備についての理解を深めさせるとともに、尋問技術の修得を図ることを目指した。併せて、裁判官役の修習生には交互尋問の訴訟指揮を行わせ、交互尋問の進め方や補充尋問・介入尋問、異議の処理の在り方、判決の基礎となる事実認定に関する心証形成の在り方等についても体得させることによって、適切な尋問期日の進行(訴訟運営)や事実認定の在り方について研究させた。

イ 事前準備等

あらかじめ、修習生全員に各代理人の主張の概要及び書証並びに実施要領を与えて、配役の決定を行わせた。当事者本人・証人役の修習生には、全員に配布する資料とは別に、各自の「言い分」を作成、配布して自己の役柄を理解させた上、代理人役に当事者本人・証人役との面接による事前準備をさせ、事前に、証拠申出書に記載する尋問事項と実際の尋問に用いるための詳細な尋問事項メモを提出させた(演習 2 において、弁論準備手続における争点整理及び証明すべき事項の確認を行うとともに、各人証の主尋問、反対尋問等の尋問時間の配分を、対質を

行うかどうかも含めて決定している。)

ウ 交互尋問等

争点整理手続を踏まえた弁論準備手続の結果陳述を冒頭に行った上、原告本人、被告本人、原告申請証人及び被告申請証人の各尋問を実施した。

エ 講評等

演習2を経て修習生全員が事案及び争点を十分に把握している事件について、修習生自身に実際に尋問をさせたり、訴訟指揮をさせることによって、それまでの修習で抽象的、理念的な理解にとどまっていた尋問技術や訴訟指揮について、実際に行うことの難しさを経験させるとともに、外部講師を含む指導者側からの多角的な指導を行い、実務に就く上での課題を確認させた。また、当事者本人役や証人役の修習生からも、実際に尋問を受けた感想を発表させることによって、尋問する側からは気付きにくい視点を提供した。

一連の講評等により、争点整理の重要性を再認識させるとともに、裁判所の心証形成に与える尋問の重要性を確認させた。

(ア) 外部講師（裁判所職員総合研修所教官）による講評等

尋問終了後、外部講師による講評を行った。

外部講師には、裁判所職員総合研修所教官を招へいし、尋問の問題点や全体としての感想等を指摘する中で、裁判所書記官の観点から、聴き取りやすい尋問、効率的な尋問の方法等を示唆するなど、多面的かつ実践的な指導を行った。

(イ) 教官による講評等

後の(4)ウで記載するように、演習4の中で、各代理人役の修習生による主尋問、反対尋問、相手方の尋問に対する異議（民事訴訟法上の正式な異議ではない。）、裁判官役の修習生による訴訟指揮、補充尋問、異議に対する裁判長の処理の適否等について、クラス全体で検討・討論を行い、その中で、民事裁判教官及び民事弁護教官から、各場面での尋問の在り方や、あるべき訴訟指揮について指導を行った。

(4) 民事共通演習4（和解・最終準備書面陳述・判決）

ア 和解

実際の事件処理において重要な位置を占めている和解について、交互尋問に引き続き、本人からの事情聴取、和解交渉を行わせることによって、実際と同様の流れで修習生に経験させ、研究させた。

演習3の尋問終了後、和解交渉担当役の修習生が代理人として、従前の尋問結果及び後述イの最終準備書面陳述の内容を踏まえて、改めて本人役の修習生から事情を聴取した。本人役の修習生は、従前の尋問結果等に基づいて和解に向けての希望を述べ、代理人役の修習生は、これらを和解条件にまとめた上で、相手方代理人役の修習生等と和解交渉を行った。

イ 最終準備書面陳述及び判決

従前の尋問結果を踏まえて、原告代理人及び被告代理人の担当チームによる最終準備書面の陳述並びに全裁判官チームによる判決言渡しを行った。

ウ 交互尋問、最終準備書面陳述、和解交渉についての検討及び事実認定等の討論

和解交渉，最終準備書面陳述及び判決言渡しの終了後，民事裁判教官と民事弁護教官により，2(3)エ(イ)に記載したように演習3の交互尋問の講評を行うとともに，最終準備書面，判決，和解交渉の方法などについても講評を行い，また，事実認定に関する研究討論を行った。

3 民事共通問題研究（和解条項）

実務においても比較的多いと思われる2事例（事例1・金銭の分割払いを受ける事案，事例2・建物の明渡しを受ける事案）においての当事者間の合意内容を提示し，それらをもとに和解条項を検討させた。その後，和解条項の種類及び演習の各事例における各参考和解条項案を配布して，和解条項一般について民事弁護教官が講義を行い，和解条項作成時の思考方法や配慮を要する事項等についてその理解を深めさせた。

4 民事共通講義（不動産登記）

実務において重要な不動産登記制度及び不動産登記訴訟について，修習生全員に体系的に学ぶ機会を与えるため，事前に修習生に設問（設例付き）とプリント教材を与え，講義では，土地建物の登記事項証明書の内容とその見方，登記申請における共同申請の原則，登記申請に必要な情報等の不動産登記制度の基本的知識を解説するとともに，不動産登記手続請求に関する設例事案を題材に，訴状作成段階における訴訟戦略及び訴状起案における留意点等を概説した。

第2 刑事関係科目

I 刑事裁判

1 講義

(1) 講義1

ア 集合修習のガイダンス

集合修習の冒頭に、刑事裁判科目及び刑事共通科目として実施する修習内容を具体的に説明し、集合修習において学ぶべき事柄やその意義を理解させて、動機付けを行うとともに、今後の学習方法に関する指導を行った。

イ 小テスト

分野別実務修習を経た修習生が、法曹として身につけておくべき刑事訴訟手続に関する基本的な理解を有しているかどうかを確認することを目的とした小テストを実施した上、解説を加えた。

出題内容は、①被害者の公判期日における意見陳述、②第1回公判期日の意義と勾留の裁判、③書面等を用いる証人尋問における裁判長の許可、④被告人の退廷と判決宣告の可否というような刑事訴訟手続上の基本的な問題点であり、出題形式は、これらについての制度趣旨や意味合いを簡潔に答えさせるものとした。

ウ 事実認定

事実認定の手法やその留意点として、住居侵入、現住建造物等放火被告事件を内容とする「平成21年版刑事第一審公判手続の概要（参考記録）」を用いるなど、具体的な事例に則して、争点を的確に把握することの意義、直接証拠と間接証拠の意義、間接事実による要証事実の推認方法、供述証拠に関する標準的かつ汎用的な信用性判断の手法、総合判断の手法やその重要性等について説明した。

(2) 講義2

最終講義として、集合修習における刑事裁判科目のまとめをしたほか、法曹となるに当たり必要な心構え等について、教官から、その経験談等に基づいて説明した。

2 起案

(1) 総説

刑事裁判科目の起案は、基本的には、修習記録に基づいて特定の争点について事実認定を行うことを中心とし、併せて刑事訴訟手続等に関する法律問題（以下「法律問」という。）について解答を求めるものである。

修習記録は、実在した事件の中から修習に適したものを選別し、内容を整理して作成されたものである。また、法律問は、日常的に行われている刑事訴訟の諸手続について、その根拠や法的な意味合いを理解させ、そのことを実務上の様々な場面で応用することができるように、汎用性のある問題を出題するように内容を吟味している。

(2) 起案1

ア 事案の概要

被告人が、夜間、団体事務所に侵入して現金等を窃取したとして起訴された建造物侵入、窃盗の事案及びその後、会社事務所に金品窃取の目的で侵入し、金品を物色したがその目的を遂げなかったとして起訴された建造物侵入、窃盗未遂の事案である。

被告人は、知人を捜して上記会社事務所前にいたことは認めるが、本件各犯行には関与していないとして、いずれの公訴事実をも否認している。

イ 起案事項

(ア) 事実認定に関する起案

被告人と各事件の犯人との同一性という争点について、各自の結論を示させるとともに、結論に至る心証形成過程を証拠に基づいて説明するように求めた。供述の信用性については、重要証人1名及び被告人の各供述に限ってその検討過程を記載させた。

(イ) 法律問に関する起案

刑事訴訟法の基本的事項や、実務修習で日常的に起こる通常の刑事訴訟手続に関する事項について、その根拠や法的な意味合いの理解を再確認するため、①勾留状に勾留請求年月日を記載しなければならない理由、②証人に図面を示して尋問する際における証人に不当な影響を与えないようにするための配慮、③主刑や罪となるべき事実等を具体的に設定した事案についての処断刑の範囲、④裁判所が検察官の釈明内容と異なる心証を得た場合の訴因変更の要否に関する問題を出題した。

ウ 講評

教官において起案を通覧し、評価した上で、起案から約2週間後、事実認定及び法律問の解説、講評を行った。

講評に際しては、特に争点である要証事実(被告人と各事件の犯人との同一性)の証明が合理的な疑いを超えてなされているかどうかについて、結論を左右する重要な事実は何かを踏まえて、証拠から間接事実を的確に認定した上、その位置付けや争点である要証事実を推認させる力の程度等に留意しながら、総合的に判断することが必要であることを理解してもらうように努めた。

(3) 起案2

ア 事案の概要

被告人が、実行犯2名と共謀の上、会社事務所駐車場において、従業員の給料を積載した自動車の運転手にけん銃様の物を突き付けるなどして脅迫し、その反抗を抑圧して、現金等を強取したとして起訴された強盗の事案である。

被告人は、実行犯2名が窃盗をするとは聞いていたが、本件強盗には関与していないとして、両名との間の共謀の成立を争っている。

イ 起案事項

(ア) 事実認定に関する起案

共謀共同正犯における共謀の成否につき、各自の結論を示させるとともに、その結論に至る判断過程を具体的に説明するように求めた。供述の信用性については、共犯者である証人1名及び被告人の各供述の検討過程を記載させた。

(イ) 法律問に関する起案

起案 1 と同様の目的から、①後に尋問を予定している証人の退廷、②弁論併合と国選弁護人選任の効力、③被告人に第 1 回公判期日を知らせる方法、④逮捕に伴う捜索差押え、⑤証拠の関連性の意義、関連性の証明の種類、程度、その判断資料に関する問題を出題した。

ウ 講評

起案 1 と同様の方法で実施した。

共謀共同正犯における共謀という法律概念に関する事実認定においては、その法律概念の意義、趣旨等を意識して間接事実を指摘する必要があること、本件に即して、積極方向及び消極方向の各間接事実を総合考慮して適切な判断をする必要があること、共犯者の供述の信用性判断について、十分に説明した。

3 問題研究 1 及び 2

(1) 指導目標

裁判員裁判が平成 21 年 5 月に実施され、争点中心の分かりやすい公判審理を実現することが実務で現実に求められるようになり、その成否の鍵となる公判前整理手続の的確な運用が極めて重要なものとなってきている。そこで、問題研究 1 では、将来における裁判員裁判の中核を担う修習生に対し、証拠開示制度に関し、具体的事例に基づいて問題を提起し、同制度の基本的な理解のほか、実務上重要な問題点について研究させることを目標とした。

また、間接事実による事実認定においては、科学的証拠が重要な位置を占めており、適切な事実認定をするためには、科学的証拠を理解する上で必要となる基本的視点を有していることのほか、科学的証拠により導き出される事実が争点判断に対し持つ意味を解明することが重要である。そこで、問題研究 2 では、修習生に対し、具体的事例に基づいて問題を提起し、科学的証拠を理解する上で持つべき基本的視点を修得させるとともに、争点に対して科学的証拠が持つ意味を研究させることを目標とした。

(2) 実施内容

問題研究 1 は、住居侵入、現住建造物等放火の事例を取り上げ、公訴事実、検察官の証明予定事実記載書、証拠等関係カード（検察官請求分）、検察官請求証拠、弁護人の予定主張記載書面からなる一件資料を配布し、研究を行った。

具体的には、弁護人が類型証拠及び主張関連証拠として、それぞれどのような証拠の開示を求めるかについて、グループ別討論を実施した上で、クラス全体による討論を行った。また、修習生が証拠開示制度の基本的在り方を理解し、実務上の重要な問題についての現状やあるべき方向性などについても深い研究を行えるように、全体討論の際には検察教官、刑事弁護教官の参加を得て、当事者的立場を踏まえた多角的視点からの助言も行うなどした。

問題研究 2 は、犯人性が争われている殺人、死体遺棄の 2 事例を取り上げ、DNA 型鑑定を含む証拠により明らかにされた事実の概要に関する資料を配布し、研究を行った。

具体的には、各事例で問題となる間接事実、それが要証事実を推認させる理由について問題を提起し、グループ別討論を実施した上で、クラス全体による討論を行った。研究討論の際には、上記指導目標を意識し、科学的証拠により導かれた事実と要証事実との結び付きについて検討することの重要性について、修習生が理解できるよう配慮した。また、その冒頭において、DNA型鑑定を題材として、科学的証拠が問題となる事実認定に関する注意点などについて、説明を加えた。

Ⅱ 検 察

1 講義

(1) 講義1 (2コマ連続)

ア 集合修習のガイダンス等

集合修習の冒頭に、集合修習における検察科目のカリキュラムの概要及び修得目標を説明した。

イ 総括的復習等

これまで行ってきた実務修習の総まとめとして、検察官が捜査結果に基づいて当該事件の終局処分を決定する際の検討事項や思考過程に関する総括的な復習を行い、その中で、①証拠による事実認定の意義、②間接事実を用いた事実認定の手法、③特に客観的証拠を重視した犯人性推認の考え方、④犯人目撃識別供述、共犯者供述及び被疑者供述等の供述証拠の信用性判断の方法、⑤訴因構成の考え方、⑥個々の犯罪構成要件の意義を正確に把握して、これに該当し得る具体的な事実関係を証拠によって認定した上、その法的評価(要件該当性)を的確に検討するなどの犯罪の成否に関する検討の手法等について、改めて説明した。

さらに、こうした検討結果を法的に正しく文章で表現するとの観点からの指導も行った。

(2) 講義2

最終講義として、集合修習における検察科目の総まとめを行い、さらに、法曹となるに当たっての心構え等について講義を行った。

2 起案

(1) 検察起案の概要

検察科目の起案は、修習記録に基づいて検察官として適切と考える終局処分の内容を決定させて、起訴状あるいは不起訴裁定書を起案させた上、その思考過程について論述させるものである。犯人性及び犯罪の成否等の両方を論述させるもの、あるいは、主問として、その終局処分に至る思考過程のうち犯人性に係る部分又は犯罪の成否に係る部分のいずれかについて論述させ、さらに、小問として、①主問で問わなかった犯人性又は犯罪の成否等のいずれかに関する問題、②刑事手続に関する問題について解答を求めるものである。

いずれも、新司法修習における指導理念に対応し、事実認定能力や法的分析能力といった法曹としての汎用性のある基礎的な能力を修得させることに重点を置いた出題であり、刑事手続に関する小問についても、単に法的知識を問うだけではなく、修習記録中に現れた具体的な事実関係を正確に把握しなければ正解に達し得ない問題を出題するように配慮した。

(2) 起案1

ア 事案の概要

本事件は、被害者から、被害者の妹である女子中学生と淫行したことを理由に現金を要求され、移動中の車内で包丁を突き付けられるなどした被疑者が、包丁

を置いて車外に出た被害者に対し、包丁を手にして背後から近付き、被害者の背部等を多数回突き刺すなどして殺害し、その死体を雑木林内に遺棄した事案である。

イ 起案事項等

(ア) 主問

修習記録を検討し、検察官として適切と考える終局処分の起案をさせるとともに、その終局処分の決定に至る思考過程として犯人性及び犯罪の成否等の両方についての論述を求めた。

犯人性の検討に係る部分については、①犯人性を推認させる間接事実、②その間接事実が犯人性を推認させる理由やその推認力の程度、③間接事実の認定根拠である証拠の検討、④共犯者供述の評価、⑤被疑者供述の評価について、それぞれ論述を求めた。犯罪の成否の検討に係る部分については、構成要件該当性（客観面・主観面）に関し、証拠に即した具体的事実認定及びその法的評価について論述させた。

(イ) 小問

刑事手続に関する問題として、記録中にある目撃者の見通し状況を明らかにした同人立会の実況見分調書について、公判で弁護人からの証拠意見が不同意であった場合の対応方針及び証拠採用の見込みを論述させた。

ウ 講評

起案実施日の約2週間後に、起案を修習生に返却して内容を確認させ、記憶を鮮明にさせながら、修習生の理解が不十分であった部分を入念に解説し、各修習生の理解を深めることに努めた。

講評に当たっては、犯人性を推認させる間接事実のうち証拠物等の客観的証拠に基づいて構成される間接事実の重要性、証拠とそれによって立証し得る事実との関係について説明した。犯罪の成否等についても、殺人罪における正当防衛等の成否、死体遺棄罪の構成要件該当性等の問題を様々な証拠から具体的事実を認定し、どのように法的評価すべきかを解説した。

刑事手続に関する小問では、判例を正確に理解した上で要証事実を検討することの重要性を説明した。

(3) 起案2

ア 事案の概要

本事件は、内縁関係にある被疑者兩名が、飲食店の債権を取り立てようと被害者の下に赴いた際、男性被疑者が女性被疑者に持って来させたレンガで被害者の頭部を強打して負傷させ、女性被疑者が路上に落ちていた被害者のかばんから現金入りの封筒を持ち去った事案である。

イ 起案事項等

(ア) 主問

修習記録を検討し、検察官として適切と考えられる終局処分の起案をさせるとともに、その終局処分の決定に至る思考過程のうち、犯罪の成否等について論述を求め、構成要件該当性（客観面・主観面・共犯性）に関し、証拠に即し

た具体的事実認定及びその法的評価について論述させた。

(イ) 小問

主問として問わなかった犯人性の検討に係る部分に関して、男性被疑者が犯人であることを推認させる間接事実のうち、最も推認力が高いものについて論述を求めた。

また、刑事手続に関する問題として、検察官が女性被疑者について接見禁止請求するのを相当と判断した理由を論述させた。

ウ 講評

起案1と同様に起案を修習生に返却した上で、修習生の理解が不十分であった部分を入念に解説し、各修習生の理解を深めることに努めた。

本事件では、男性被疑者につき、現場で金品奪取に向けた言動を何ら行わなかったこと、暴行の動機が大切にしていたサングラスを壊されたことにあること、女性被疑者が現金を奪取したことを後で知った際に責めたことなどの事実が認められることから、財物奪取に向けられた暴行とは評価できず、強盗の事前共謀も認められないことから、終局処分としては送致罪名である強盗殺人未遂罪ではなく、殺人未遂罪として処理すべきであり、女性被疑者については、殺人未遂罪の正犯意思を認めがたいことなどから、殺人未遂幫助罪及び窃盗罪として処理すべき事案であり、修習生に対しては、的確な証拠判断をし、送致事実に拘泥することなく適切な事実認定を行って、終局処分をすることの必要性を説明した。

また、小問の解説を通じて、犯人性を検討する際の着眼点を改めて理解させるとともに、刑事手続に関する問題においても、具体的事実関係に即して罪証隠滅のおそれを検討することの重要性を説明した。

3 問題研究（被害者保護）－刑事三教官による共同講義

修習生に対し、被害者保護に関する制度及び手続の概要を具体的事例に即して理解させ、被害者保護に関する問題に直面した場合に自ら調査し、解決策を考えることができるようにするための手掛かりを与えることを目標とした。

具体的には、深夜、帰宅途中の女性が駐車場に連れ込まれて強制わいせつの被害に遭った事例を事前に修習生に呈示し、事件送致を受けた検察官が捜査を行う上で被害者に配慮すべき事項、公判請求後の被害者の証人尋問に当たり配慮すべき事項等についての設問を通じて、関係する法条を確認しながら、具体的事例に即して解説した。

なお、本問題研究では、刑裁教官及び刑事弁護教官の参加を得て、修習生の理解を深めさせることとした。

Ⅲ 刑事弁護

1 講義

(1) 講義 1

集合修習の冒頭に各カリキュラムが刑事弁護活動のどの場面に対応しているかを指摘しつつガイダンスを行い、起案に当たっての注意事項などを説明した。

また、弁護活動の基礎を確認するために、出張講義の際に使用した事例を用いて、検察官の主張と証拠構造の把握、弁護人の弾劾の基本的手法等について、講義を行った。

(2) 講義 2

最終講義として、集合修習における刑事弁護科目のまとめや実務家になるに当たっての心構えなどについて講義を行った。また、カリキュラム中で独立して扱えなかった一審判決後の注意点、控訴審での弁護活動について、強盗罪の共同正犯として第一審で実刑判決を受けた被告人が控訴した事案に基づき講義を行った。

2 起案

(1) 総説

2回の起案を実施し、講評を行った。

使用した修習記録は、実在した無罪事件や、いわゆる認定落ち事件の中から修習に適したものを選別し、内容を整理した上で作成されたものである。

いずれの起案の課題も、修習記録に基づいて、主要な論点について弁論要旨の一部起案を題材に事案分析能力等法曹に共通して必要とされる能力を確認する大問と、当該事案における刑事訴訟手続上の基本的な事項に関する小問および修習記録を離れた簡単な事案について弁護人としての対応と基礎的知識を問う小問で構成されている。

(2) 起案 1

ア 事案の概要

本事案は、駐車場管理人である被告人が、駐車場利用客との口論の仲裁に入った被害者に対し、右腕を数回つかんで押しやる暴行を加え、加療約1週間を要する右上肢打撲・捻挫の傷害を負わせたとして起訴されたものである。

イ 設問

(ア) 本事案に関する設問

① 弁論要旨のうち、「被害者の供述は信用できない」という部分についての起案。

② 弁論要旨のうち、「自白に至った経緯が不自然・不合理」という部分についての簡潔な起案。

③ 弁護人が法328条に基づき証拠調べ請求をした意味。

(イ) その他の設問

弁護人が即決裁判手続について被疑者に説明すべき事項。また、被疑者が即決裁判手続に同意した後に即決裁判をやめることを希望した場合に、弁護人が

なすべきアドバイス及び対応。

ウ 講評

講評は、設問に即して解答を解説するのではなく、事案全体の分析、検察官の主張・立証の構造の解明、争点の把握、対応する弁護人の弾劾のポイント、主要な証拠の弾劾について基礎的技法の活用をテーマに、質疑応答を交えて行った。最大の争点である被害者供述の信用性の分析、検討には十分時間をかけ、メリハリのある解説を行った。

(3) 起案2

ア 事案の概要

本事案は、職場の同僚である被告人と被害者が、仕事上のトラブルからけんかとなり、一旦はけんかが収まったものの、その後、被害者が棒で被告人に殴りかかってきたことから、被告人が殺意を持って予め用意した包丁を振り回して、全治約1か月間を要する両前腕切創などの傷害を負わせたとして起訴されたものである。

被告人は、取調べ段階で殺意を認めたが、公判では否認している。

イ 設問

(ア) 本事案に関する設問

- ① 弁論要旨のうち、「被告人には殺意がなかった」という部分についての起案。
- ② 弁論要旨のうち、正当防衛に関して法律要件上重要と考える点についての簡潔な起案。
- ③ 実況見分調書の証拠調べ請求に対してとるべき弁護人の対応。また、検察官が証人に写真を示して尋問を行った際にとるべき弁護人の対応。

(イ) その他の設問

被告人の保釈許可の裁判がなされた場合に、保釈保証金を減額するために弁護人がとりうる対応等。

ウ 講評

講評においては、起案1と同様に、事案全体の証拠構造や争点について説明を行い、その上で、状況証拠による殺意の認定や、正当防衛の成否を中心に、弁護人の立場に立って主張すべき事項につき質疑応答を交えながらメリハリのある解説を行った。

3 問題研究

(1) 問題研究1

ア 総説

身体拘束からの解放に関する弁護人の基本的活動を、事例に即して、模擬接見における事情聴取を交えて修習生に研究させ、その後、刑裁教官及び検察教官の参加を得て、幅広い視点から、実務上の運用等について説明を行った。修習生を11のグループに分け、三つの事例と各事例に関する研究課題をそれぞれ与えて実施した。

イ 事例 1

(ア) 事例の概要

被疑者は覚せい剤所持で現行犯逮捕されたが、現行犯逮捕に先立ち警察官の職務質問を受けた際、警察官から足をかけられるなどの暴行を受けた。また、所持品検査について承諾していないにもかかわらず、警察官にズボンのポケット内を捜索された。

(イ) 研究課題の内容

捜査段階において、現行犯人逮捕手続に違法性の疑いがあることが判明した場合の弁護活動について検討させた。

ウ 事例 2

(ア) 事例の概要

会社代表者を務める被疑者が、飲酒後、スナック店員と料金を巡ってトラブルとなり、通報により臨場した警察官に対して暴行したとして、公務執行妨害罪により現行犯逮捕された。被疑者は、警察官に対して暴行した事実はないとして、被疑事実を一貫して否認している。

(イ) 研究課題の内容

勾留を回避するための弁護活動をテーマに、検察官及び裁判官に対する意見書案について、補充すべき事項を検討させた。

エ 事例 3

(ア) 事例の概要

飲食店店員である被疑者が、知人 2 名と共謀の上、侵入盗を働き、盗んだキャッシュカードを使って ATM から現金を引き出したとして、住居侵入罪及び窃盗罪で逮捕、勾留された。被疑者は、被疑事実を概ね認めているが、侵入盗については見張りをしていただけであると主張している。

(イ) 研究課題の内容

保釈の要件を踏まえた上で、弁護人が作成した保釈請求書案について、補充すべき事項を検討させた。

(2) 問題研究 2

ア 総説

少年事件の理念と目的に基づき、一般の刑事事件と異なる配慮の必要性、少年事件の特殊性や手続について概説したうえで、研究課題について解説を行った。修習生を 11 のグループに分け、少年の共犯事件の事例と、各少年の弁護（付添人）活動に関する研究課題を与えて討論、解答させた。

イ 事例の概要

少年 4 名が、共謀の上、スーパーにおいて缶チューハイ 1.0 点を窃取したとして逮捕されたという事案である。少年らの年齢や家庭環境、非行歴等は様々であり、各少年の言い分は、「少年らの弁護人、付添人に対する供述状況」という形で記録上明らかになっている。

ウ 研究課題の内容

① 少年の弁護人として、勾留請求を阻止するために検察官に対してなすべき主

張，勾留請求を阻止できたが家裁に送致された場合において観護措置決定を阻止するためになすべき主張

② いわゆる年齢切迫少年の付添人が審判期日までになすべき活動及び審判期日においてなすべき主張

③ 観護措置決定がなされた場合において，付添人が審判期日までの間に，少年・家族・調査官等に対してなすべき活動及び審判期日においてなすべき主張

IV 刑事共通

1 刑事共通演習 1 及び 2

(1) 指導目標

刑事共通演習は、争点整理演習（演習 1 500分）とそれを踏まえた証人尋問演習（演習 2 200分）との二つの場面で構成される。

争点整理演習は、公判前整理手続を念頭に置き、具体的な事例を題材として、適切に争点及び証拠を整理し、審理計画を策定するために、裁判官、検察官及び弁護人は、それぞれどのような観点から、どのような活動をする必要があるのかについて、基本的な理解を得させることを目標とした。とりわけ、修習生に争点整理における当事者の果たすべき役割の重要性を認識させることを大きな目標の一つとした。

証人尋問演習は、争点整理の結果を踏まえて証人尋問や被告人質問を実演させ、争点に絞ったわかりやすい尋問の在り方を理解させることを目標とした。

なお、刑事共通カリキュラムとして争点整理を正面から取り上げるようになったのは平成20年度からであり、その後、演習の時間枠を拡大して今日に至っているが、このカリキュラムは、裁判員裁判を中核とするこれからの刑事裁判を担っていく修習生に対し、争点整理の重要性を認識させるとともに、的確に争点整理を行う上で必要な視点を提供するもので、今後、ますます重要度を増していくと思われる。

(2) 実施内容

殺人被告事件の刑事争点整理教材（本冊）、同（別冊）を題材として、殺意の有無、正当防衛等の成否、重要な情状事実について、争点整理を行い、かつ、争点整理を踏まえた証人尋問と被告人質問の演習を行った。

本冊は、起訴状及び刑訴法316条の14により検察官請求証拠として弁護人に開示された証拠で構成され、別冊は、検察官の手持ち証拠で後日弁護人に開示されたもので構成されている。なお、今回の演習では、弁護人には全ての必要な証拠が開示されたものと仮定し、また、裁判官役にも証拠に照らして争点を把握させる修習の機会を設けさせるために、裁判官役を含め、全修習生に本冊及び別冊を配布して演習を実施した。

ア 課題等

修習生を裁判官、検察官及び弁護人のグループに分けて、事前に刑事争点整理教材のほか、「証明予定事実記載書」及び「証拠等関係カード」などのプリント資料を配布し、各自に争点整理の検討・準備を行わせた。特に、グループ内での事前検討や書面の提出などは求めている。

イ 実施方法

争点整理演習は、500分を三つの場面に分けた上、最初の場面と次の場面でそれぞれ殺意と正当防衛につき、当事者間に争いのある事実関係を洗い出し、個々の事実の位置づけについての争点整理を行い、最後の場面で最終的な争点のまとめと証拠の採否などを行った。それぞれの場面で、各グループの代表チームが実演による争点整理手続を行ったが、それに先立って、実演を担当するチームを

中心に、グループごとに全員による作戦会議を行わせ、各グループ内で実演に向けた対処方針についての共通認識を持たせた。実演は、この作戦会議の方針の通り行われた。最初の実演と最終の実演終了後の二度にわたって、三教官が、それぞれの立場から、争点整理の方法や結果について問題点を指摘するなどして講評を行った。

証人尋問演習は、争点整理演習の結果を踏まえて尋問事項を検討し、各グループの代表チームが重要証人に対する尋問と被告人質問を実演し、実演終了後、三教官が、分かりやすく、かつ、効率的な尋問の在り方という観点から問題点を指摘するなどの講評を行った。

2 刑事共通問題研究

(1) 指導目標

具体的な事例を題材として、情状に関する充実した審理を実現するため、裁判官、検察官及び弁護人がどのような点に留意しながら活動又は判断することが必要とされるのかについて、修習生に基本的な理解を得させることを目標とした。

(2) 実施内容

傷害致死被告事件について、具体的な事案を記載した書面、弁護人が接見時に被告人から聴取した事項のメモ、量刑分布表（即日回収）を配布して演習を実施した。

修習生を裁判官、検察官及び弁護人の3グループに分けて、裁判官グループには上記事案において量刑上最も重要な事情の分析を、検察官グループには検察官としての情状に関する捜査の在り方のほか、公判における主張・立証上の留意点等を、弁護人グループには弁護方針の確定や証拠の収集、公判における主張・立証上の留意点等をそれぞれのグループごとに検討させ、レポートを提出させるとともに、これに基づいて発表を行わせた上、各教官から講評を行った。

第3 その他の共通科目等

I 全科目共通

特別講演「国際人権法の理論と実践」

講師 弁護士（第二東京弁護士会）XXXXXXXXXX氏

国際人権については、第54期まで、刑事弁護科目の講義の中で、主に自由権規約（B規約）のうち刑事手続関係規定を取り上げていたが、国際人権の重要性に鑑み、第55期以降は、全科目共通特別講義という形式に改めて国際人権全般にわたって講演を行ってきた。

新第64期（B班）集合修習においても、同様の趣旨で講演を実施した。

II 弁護共通

演習「弁護士倫理」

民事・刑事各分野の弁護士活動における弁護士倫理の重要性に鑑み、民事弁護に関する設例、刑事弁護に関する設例をあらかじめ検討させ、民事弁護及び刑事弁護両教官において、各設例について討論及び解説を行うとともに、弁護士懲戒制度についても講義した。

平成22年11月期採用(新第64期)司法修習生

B班 集合修習日程予定表

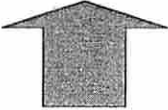
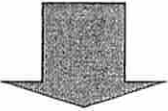
(注) 本表は予定であって、確定日程ではない。
確定日程は、毎週最終登庁日に配布する。

月/日	曜	1限目 (9:50~11:40)	2限目 (12:40~14:30)	3限目 (14:45~16:35)	月/日	曜	1限目 (9:50~11:40)	2限目 (12:40~14:30)	3限目 (14:45~16:35)			
10	月	体育の日			7	月	民共演習4準備	民弁講義2				
11	火	民弁起家1(即日)			8	火	民裁起家2講評					
12	水	刑弁起家1(即日)			9	水	刑弁問題研究2	民弁起家2講評				
13	木	刑裁起家1講評		刑弁問題研究1	10	木	民共演習4		全共特別講義			
14	金	民共演習2			11	金	刑共問題研究	検察起家2講評				
17	月	民共演習3準備	検察起家1講評		14	月	刑裁起家2講評		検察問題研究			
18	火	刑裁問題研究1	刑共演習		15	火	弁共演習	刑弁起家2講評				
19	水	刑共演習			16	水	民裁講義3	刑裁講義2	検察講義2	民弁講義3	刑弁講義2	自由研究
20	木	刑共演習		民共問題研究	17	木	自由研究日					
21	金	民裁起家1講評(1)			18	金	考試					
24	月	刑裁問題研究2	民弁起家1講評		21	月	考試					
25	火	民裁起家1講評(2)			22	火	考試					
26	水	民弁起家2(即日)			23	水	勤労感謝の日					
27	木	民裁起家2(即日)			24	木	考試					
28	金	検察起家2(即日)			25	金	考試					
31	月	刑裁起家2(即日)			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">凡例</p> <p>民裁…民事裁判 民共…民事共通 刑裁…刑事裁判 刑共…刑事共通 民弁…民事弁護 全共…全科共通 刑弁…刑事弁護 弁共…弁護共通 (即日)…即日起家 (23.4.22 司研企2印)</p> </div>							
11/1	火	民共講義	刑弁起家1講評									
2	水	刑弁起家2(即日)										
3	木	文化の日										
4	金	民共演習3										
10/3	月	民裁問題研究										
4	火	検察起家1(即日)										
5	水	民弁講義1	民弁問題研究(2)									
6	木	民共演習1		民裁講義2								
7	金	民裁起家1(即日)										

平成23年11月期（新第65期）司法修習生

A班 集合修習日程予定表

(注) 本表は予定であって、確定日程ではない。
確定日程は、毎週最終登庁日に配布する。

月/日	曜	1限目 (9:50~11:40)	2限目 (12:40~14:30)	3限目 (14:45~16:35)	月/日	曜	1限目 (9:50~11:40)	2限目 (12:40~14:30)	3限目 (14:45~16:35)																	
20	月	民弁起案1(即日)			17	月	敬老の日																			
21	火				18	火	検察起案2講評																			
22	水	刑裁問題研究2 (証拠提示)	民弁講義1(保全・執行)		19	水																				
23	木	民弁講義1 (保全・執行)	民共演習2(弁論準備期日)		20	木	刑共問題研究(情状)	民弁起案2講評																		
24	金				21	金	刑裁講義2	検察講義2	民弁講義2	自由研究																
27	月	刑裁起案1講評		民共問題研究(和解)	 選択型実務修習 																					
28	火	全共特別講義																								
29	水																									
30	木																									
31	金	刑裁起案2(即日)			9/3	月	検察起案2(即日)			11/19	月	考試														
6	月	検察講義1					4	火	民共演習3準備	民弁起案1講評	20	火	考試													
7	火	民弁問題研究1			5	水				21	水	考試														
8	水				6	木	民弁起案2(即日)			22	木	考試														
9	木	民共演習1準備					7	金	民共演習3(交互尋問)		23	金	勤労感謝の日													
10	金				10	月	弁共演習			26	月	考試														
13	月	刑裁起案1(即日)			11	火	民共演習4(講評)	刑共演習		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民裁・・・民事裁判</td> <td>民共・・・民事共通</td> </tr> <tr> <td>刑裁・・・刑事裁判</td> <td>刑共・・・刑事共通</td> </tr> <tr> <td>民弁・・・民事弁護</td> <td>全共・・・全科共通</td> </tr> <tr> <td>刑弁・・・刑事弁護</td> <td>弁共・・・弁護共通</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(即日)・・・即日起案</td> </tr> </tbody> </table> <p>(24.3.23 司研企2印)</p>					凡例		民裁・・・民事裁判	民共・・・民事共通	刑裁・・・刑事裁判	刑共・・・刑事共通	民弁・・・民事弁護	全共・・・全科共通	刑弁・・・刑事弁護	弁共・・・弁護共通		(即日)・・・即日起案
凡例																										
民裁・・・民事裁判	民共・・・民事共通																									
刑裁・・・刑事裁判	刑共・・・刑事共通																									
民弁・・・民事弁護	全共・・・全科共通																									
刑弁・・・刑事弁護	弁共・・・弁護共通																									
	(即日)・・・即日起案																									
14	火	検察起案1(即日)			12	水	刑共演習																			
15	水				13	木	刑共演習	検察問題研究 (被害者)																		
16	木	民共演習1(口頭弁論期日)		民弁問題研究2	14	金	刑裁起案2講評		民共講義(契約)																	
17	金	刑裁問題研究1 (DNA)	民共演習(立証)																							

平成23年7月期（現行第65期）司法修習生
後期修習日程予定表

平成23年11月期（新第65期）司法修習生
B班 集合修習日程予定表

(注) 本表は予定であって、確定日程ではない。
確定日程は、毎週最終登庁日に配布する。

月/日	曜	1限目 (9:50~11:40)	2限目 (12:40~14:30)	3限目 (14:45~16:35)	月/日	曜	1限目 (9:50~11:40)	2限目 (12:40~14:30)	3限目 (14:45~16:35)
15	月		刑裁起家1講評		12	月	弁共演習	刑裁起家2講評	
16	火	全共特別講義			13	火		民弁起家2講評	
17	水	刑共問題研究(情状)	民共演習1(口頭弁論期日)		14	水			
18	木	刑裁問題研究1 (証拠開示)	民弁講義1(保全・執行)		15	木	刑裁講義2	検察講義2	民弁講義2
19	金	民弁講義1 (保全・執行)	検察起家1講評		16	金	自由研究日		
22	月				19	月	考試		
23	火				20	火	考試		
24	水		検察起家2(即日)		21	水	考試		
25	木				22	木	考試		
28	金	民弁問題研究1			23	金	勤労感謝の日		
29	月	検察講義1			26	月	考試		
2	火	刑裁起家1(即日)			29	月	刑裁問題研究2 (DNA)	民弁起家1講評	
3	水	検察起家1(即日)			30	火	刑裁起家2(即日)		
4	木				31	水	民弁起家2(即日)		
5	金				11/1	木	民共演習3準備	刑共演習	
8	月	体育の日			2	金	刑共演習		
9	火		民弁演習(立位)		5	月	刑共演習	検察問題研究 (被害者)	
10	水				6	火	民共演習3(交互尋問)		
11	木	民共演習1準備	民弁問題研究2		7	水	民共講義(契約)		
12	金	民弁起家1(即日)			8	木	民共演習4(講評)	検察起家2講評	
					9	金			

凡例

- 民裁・・・民事裁判
- 刑裁・・・刑事裁判
- 民弁・・・民事弁護
- 刑弁・・・刑事弁護
- 民共・・・民事共通
- 刑共・・・刑事共通
- 全共・・・全科共通
- 弁共・・・弁護共通
- (即日)・・・即日起家

(24.5.11 司研企2印)

選択型実務修習全国プログラム集計(新第65期A班・B班の合計)

庁会	実施庁会	プログラム名	プログラム数	募集人数	応募人数	決定人数
裁判所	東京地裁	知財	4	80	97	80
	大阪地裁	知財	4	32	28	28
検察庁	法務省	法務行政	2	40	237	40
弁護士会	東京三会	大規模事務所	8	21	43	19
		渉外	6	6	9	4
		知財	2	4	6	3
		企業法務	2	2	12	2
	大阪	渉外	22	32	32	29
		知財	17	18	13	13
法テラス			37	73	320	66
外務省			1	1	5	1
UNHCR			2	4	4	3
IOM			2	2	6	1
JICA			2	4	40	4
ILO			2	2	5	4
計			113	321	857	297

修習地	応募人数	決定人数
東京	106	39
横浜	40	15
さいたま	38	15
千葉	41	16
水戸	5	1
宇都宮	8	3
前橋	12	2
静岡	13	5
甲府	5	1
長野	7	2
新潟	5	1
大阪	87	26
京都	29	13
神戸	34	6
奈良	16	7
大津	13	4
和歌山	6	2
名古屋	50	21
津	9	4
岐阜	16	8
福井	6	2
金沢	7	2
富山	2	2
広島	35	12
山口	9	4

修習地	応募人数	決定人数
岡山	14	3
鳥取	2	0
松江	2	1
福岡	43	13
佐賀	6	0
長崎	11	4
熊本	12	6
大分	18	4
鹿児島	10	2
宮崎	9	5
那覇	12	6
仙台	32	9
福島	3	1
山形	6	2
盛岡	2	1
秋田	5	2
青森	4	3
札幌	20	6
函館	10	4
旭川	1	0
釧路	3	0
高松	7	2
徳島	9	4
高知	9	4
松山	8	2
計	857	297

※東京106のうち立川1

新第65期個別修習プログラムの実情

プログラムの概要		提供庁数	
裁判所	(1)通常事件	50	
	(2)特殊事件	保全	38
		執行	42
		破産	42
	(3)家庭裁判所	50	
検察庁	(1)捜査・公判(1箇月)	50	
	(2)捜査・公判(2週間)	39	
	(3)見学等	49	
弁護士会	(1)他事務所修習	32	
	(2)特殊事件	保全	16
		執行	12
		倒産	35
		行政	13
		労働	33
		家事	25
		少年	33
	(3)専門分野	消費者問題等	39
		民事暴力	16
		交通事故	27
		人権	20
		高齢・障害	29
		犯罪被害者	17
	(4)公益的活動	24	
(5)その他	法テラス	26	
	民間	16	
	自治体等	18	
共同	民事模擬裁判(模擬和解を含む。)	21	
	刑事模擬裁判	50	

その他のプログラムの例

裁判所提供

○医療・労働・行政事件 ○医療観察事件 ○令状事務 ○少年院・児童相談所等見学
○書記官事務見学 ○執行現場見学

検察庁提供

○法医学・精神医学講義 ○DNA型、薬物等鑑定講義

弁護士会提供

○医療・知財事件 ○登記事務 ○環境・公害問題 ○弁護士倫理 ○民事弁護 ○刑事弁護
○企業法務 ○他士業修習(司法書士、税理士、公認会計士、不動産鑑定士、土地家屋調査士等)

※ 各庁から報告されたプログラム案内から分析したものであり、集計された提供庁数は概数である。

司研企第002938号

(組ろ-04)

平成23年12月15日

地方裁判所事務局長 殿

司法研修所事務局長 笠井之彦

平成22年度11月期(新第64期)司法修習生の選択型実
務修習における自己開拓プログラムの修習先及び審査結果等
について(通知)

標記の自己開拓プログラムの修習先及び審査結果等について、別紙のとおり取り
まとめましたので、執務の参考にしてください。

なお、貴地所在の地方検察庁及び弁護士会に対しては、貴庁から通知してくださ
い。

(別紙)

選択型実務修習における自己開拓プログラム修習先と審査結果等 (新第64期)

【承認された修習先】

・官公庁及びその関係機関等

- ① 厚生労働省
- ② 中央労働委員会
- ③ 総務省
- ④ 財務省
- ⑤ 内閣府
- ⑥ 消費者庁
- ⑦ 海上保安本部
- ⑧ 参議院法制局
- ⑨ 法務局
- ⑩ 県庁・市役所
- ⑪ 陸上自衛隊
- ⑫ 県警察本部
- ⑬ 税関
- ⑭ 入国管理局
- ⑮ 児童相談所
- ⑯ 国連機関 (駐日代表事務所)
- ⑰ 生活支援センター
- ⑱ 女性相談センター
- ⑲ 国立大学
- ⑳ 独立行政法人

・民間企業等

- ① 一般企業 (銀行・信用組合, 保険会社, IT企業, メーカー (自動車, 飲料,

電気機器等)、鉄道会社、シンクタンク、プロ野球球団運営会社、広告代理店、投資ファンド、技術開発型事業、アニメ制作会社等)

- ② 新聞社、放送局
- ③ 会計事務所(税理士、公認会計士)
- ④ 監査法人
- ⑤ 特許事務所
- ⑥ 司法書士事務所
- ⑦ 社会保険労務士事務所
- ⑧ 不動産鑑定事務所
- ⑨ 医療機関(病院)
- ⑩ 社会福祉法人
- ⑪ 公益社団法人(犯罪被害者支援)
- ⑫ 一般財団法人(スポーツ仲裁機構、中小企業総合支援)
- ⑬ 特定非営利活動法人(NPO法人)(薬物依存リハビリ施設、市民活動サポート、女性自立・参画支援)
- ⑭ 人権NGO
- ⑮ 私立中学校・高等学校

【不承認とされた修習先】

- ① 弁護士事務所

司法修習生と弁護士の合意により弁護士事務所を選択することを認めることになるため、弁護士事務所を自己開拓プログラムの修習先とすることは原則として認められない(選択型実務修習の運用ガイドラインに関するQ&AのQ19参照)。

- ② 配属修習地外の市役所、放送局

いずれも修習先が配属修習地外であるところ、「配属修習地では履修が不可能な修習内容」があるとは認められない(選択型実務修習の運用ガイドライン

第2参照)。

③ 配属修習地外の刑事収容施設

個別修習プログラムとして、矯正の実情に関する知識を深化させることを目的として「刑務所見学・業務内容修習」を内容とする見学プログラムが提供されており、司法修習生が将来法曹として犯罪者更生のための活動を行っていく上で必要な知識等の習得という観点から見た場合に、同プログラムに加えて本件プログラムを別途実施しなければならないだけの必要性がない。

※ 注意事項

ここで承認された修習先として掲げた修習先と同業種の修習先であれば、直ちに承認がなされるものではない。修習先の業種のみならず、修習の内容、当該司法修習生と修習先との関係等を個別に検討した上で、承認又は不承認が判断されるものであることに留意する必要がある。

1 第66期 修習日程

修習区分	B班			A班			
	修習期間	移動日		修習期間	移動日		
分野別実務修習	第1クール	第1クール開始日	24.11.27.(火)		第1クール開始日	24.11.27.(火)	
		終了日	25.1.30.(水)		終了日	25.1.30.(水)	
		実日数	41		実日数	41	
	第2クール	第2クール開始日	25.1.31.(木)		第2クール開始日	25.1.31.(木)	
		終了日	25.3.30.(土)		終了日	25.3.30.(土)	
		実日数	40		実日数	40	
	第3クール	第3クール開始日	25.3.31.(日)		第3クール開始日	25.3.31.(日)	
		終了日	25.5.30.(木)		終了日	25.5.30.(木)	
		実日数	41		実日数	41	
	第4クール	第4クール開始日	25.5.31.(金)		第4クール開始日	25.5.31.(金)	
		カリキュラム終了日	25.7.29.(月)		カリキュラム終了日	25.7.29.(月)	
		終了日	25.7.30.(火)	7.30は自由研究日	終了日	25.7.30.(火)	
実日数		41		実日数	41		
選択型実務修習及び集合修習	選択型修習開始日	25.7.31.(水)		集合修習開始日	25.7.31.(水)	25.7.30(火)から25.8.1(木)(3日間)	
	選択型修習カリキュラム開始日	25.7.31.(水)		集合修習カリキュラム開始日	25.8.2.(金)		
	カリキュラム終了日	25.9.20.(金)		カリキュラム終了日	25.9.20.(金)		
	終了日	25.9.26.(木)	25.9.21(土)から25.9.26(木)(6日間)	終了日	25.9.23.(月)	25.9.21(土)から25.9.24(火)(4日間)	
	実日数			実日数	35		
	集合修習開始日	25.9.27.(金)		選択型修習開始日	25.9.24.(火)		
	集合修習カリキュラム開始日	25.9.27.(金)		選択型修習カリキュラム開始日	25.9.25.(水)		
	カリキュラム終了日	25.11.18.(月)		カリキュラム終了日	25.11.18.(月)		
	終了日	25.11.19.(火)	11.19は自由研究日	終了日	25.11.19.(火)	11.19は自由研究日	
実日数	35	自由研究日をあわせて36日					

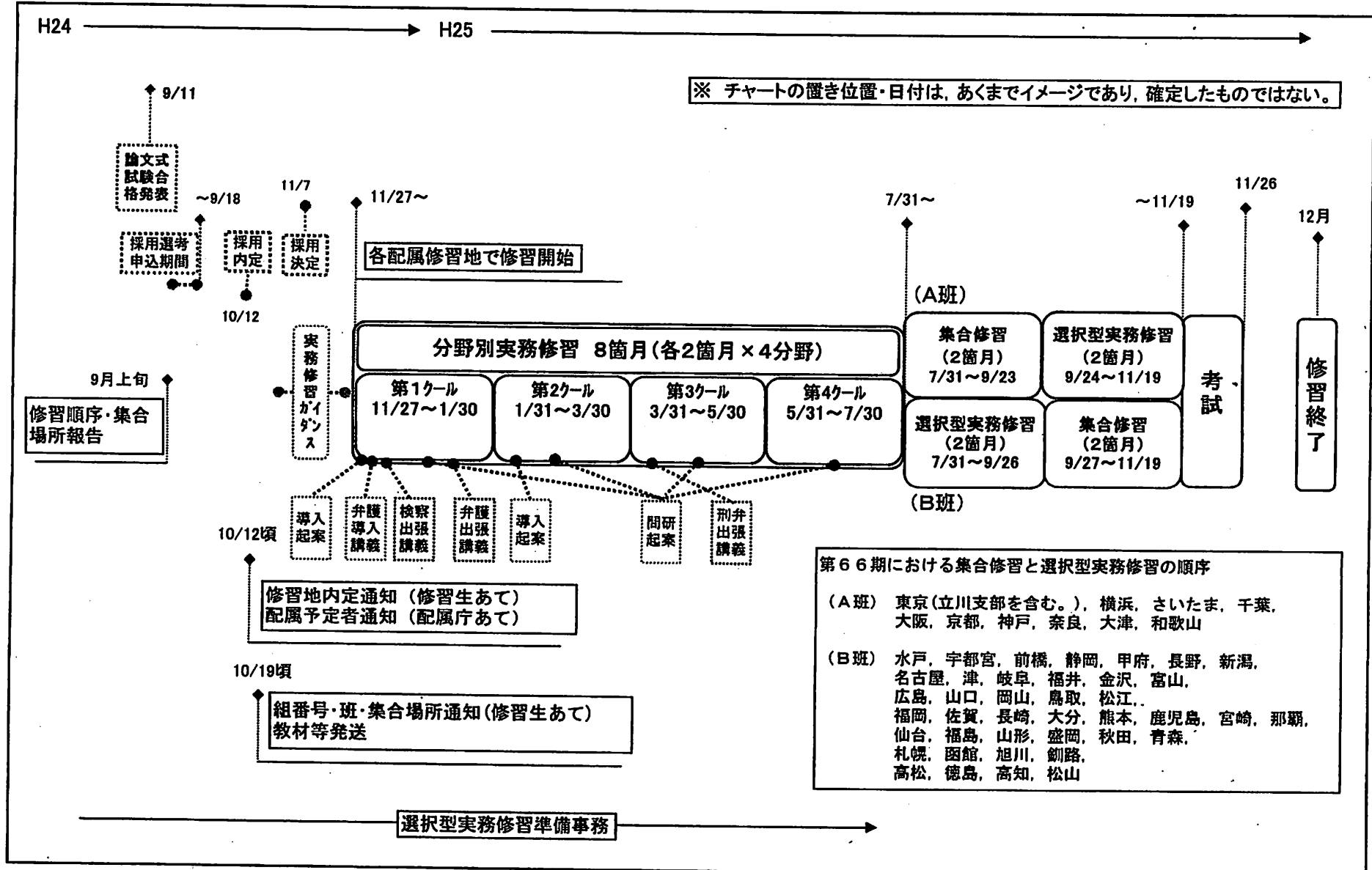
※ なお、A班の選択型実務修習及びB班の集合修習のカリキュラム終了後、5科目の筆記試験が行われる予定である。

2 第66期 配属地

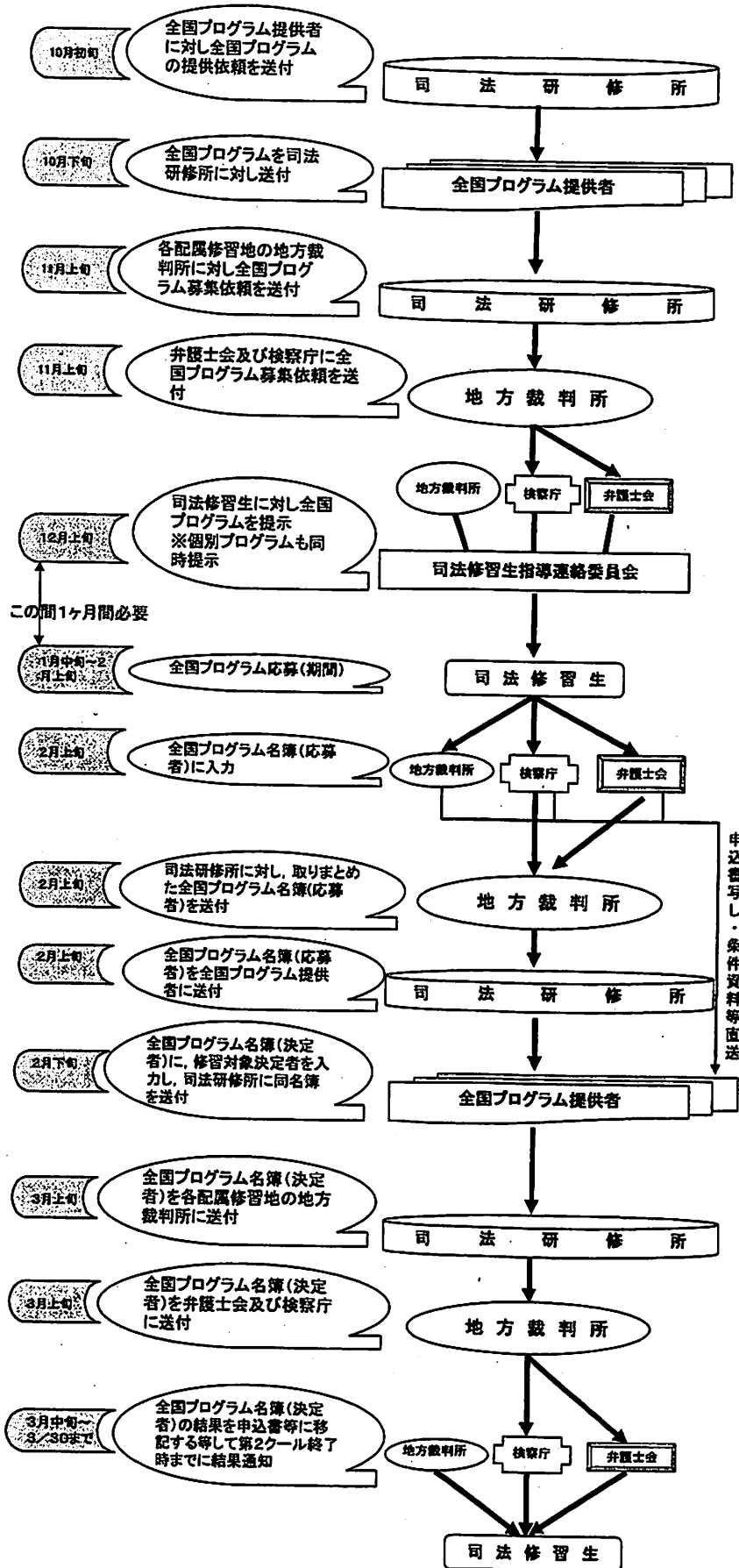
東京(立川支部を含む。), 横浜, さいたま, 千葉, 水戸, 宇都宮, 前橋, 静岡, 甲府, 長野, 新潟, 大阪, 京都, 神戸, 奈良, 大津, 和歌山, 名古屋, 津, 岐阜, 福井, 金沢, 富山, 広島, 山口, 岡山, 鳥取, 松江, 福岡, 佐賀, 長崎, 大分, 熊本, 鹿児島, 宮崎, 那覇, 仙台, 福島, 山形, 盛岡, 秋田, 青森, 札幌, 函館, 旭川, 釧路, 高松, 徳島, 高知, 松山

第66期事務日程

平成24年6月4日



全国プログラムの募集から決定まで(第66期)



弁護士実務修習における導入的教育について
(第20回委員会における議論の取りまとめ)

1 導入的カリキュラムの実施及び期間

- (1) 少なくとも現状において、分野別弁護士実務修習に円滑に移行するための導入的教育を実施する必要性は否定されない。
- (2) 裁判所・検察庁は、それぞれ分野別実務修習の中でクール毎に導入的教育を実施しており、改めて共通の導入的教育を行う必要はない。
- (3) 弁護士会は、組織的な対応が困難である上、会ごとに規模等に差があり、特に小規模会においてはクール毎の導入的教育の実施が困難なところもあって、修習生にとっては配属された単位会によって扱いが大きく異なりかねない。この問題を解消するために、全国の弁護士会に共通のカリキュラムとして、各実務修習地の修習生全員が参加する導入的カリキュラムを実施する必要がある。
- (4) 共通カリキュラムをクールごとに実施することは、実施主体である単位会の負担が大きいため、その回数を1回とし、最も効果的な第1クール of 早い段階で行う。
- (5) 裁判所・検察庁の協力が必要となるので、期間は必要最小限の2日(民事弁護・刑事弁護各1日)程度とし、第1クール中の具体的な日程の設定については、できる限り弁護修習以外の修習への影響を少なくするための工夫を行う。そして、修習区分ごとの期間設定に当たっては、選択型実務修習や集合修習の日程への影響も最小限に止めるよう留意しながら、第1クールの日数を、他クールよりも導入的カリキュラム分(2日程度)多く確保し、同日数を除いた第1クールの日数と他クールの日数は、可能な限り均等になるようにする。

2 導入的カリキュラムを実施する場合の検討事項

- (1) 導入的カリキュラムは、出張講義等との連携を図り、全体として効果的な内容にする必要がある。
- (2) 導入的講義の内容としては、①弁護士の活動全般について具体的なイメージを持たせるとともに、分野別実務修習において何をどのように学ぶかを明確にするガイダンスや、②法科大学院で履修した内容を確認するとともに、比較的簡単な事案を用いて実際の法的分析、事実認定等に触れる機会を与えることなどが考えられる。
- (3) 導入的カリキュラムの内容に関しては、起案にこだわるのではなく、法科大学院で修得した知識等を実務の中でどのように使っていくのか、どのようにして具体的事実を分析、検討していくのかという基本的な考え方を指導するなど、弁護士倫理等も含めて、導入段階で全員を集めて実施するのにふさわしい、効果的なものを検討すべきである。
- (4) 導入的カリキュラムの内容の検討、教材の作成等については、日弁連と司法研修所が協力して行うのが相当である。

法曹の養成に関するフォーラム第一次取りまとめ(概要)

平成23年8月31日

第1 個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方

○ 司法修習の意義と経済的支援の必要性

司法修習は、新しい法曹養成プロセスにおいて必須の過程。司法修習生が修習に専念できるようにするため、修習期間中の生活の基盤を確保する必要があり、司法修習生に経済的支援を行う必要がある。

○ 経済的支援の基本的な在り方

貸与制を基本とした上で、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置(十分な資力を有しない者に対する負担軽減措置)を講ずる。

○ 措置の具体的内容

1 日本学生支援機構の奨学金制度における経済困難を理由とする返還猶予事由を参考に

- ◆ 給与所得者については年間収入金額300万円以下
- ◆ 給与所得者以外については年間所得金額200万円以下を基準として最長5年の返還猶予期間を設ける。

2 法科大学院中の修学資金であることが明確なもの(法科大学院の奨学金等)については、その年間返還額を年間収入・所得額から控除する。

(参考)経済状況調査の結果(概要)

- 弁護士6年目(貸与制の下で修習資金の返還が開始される時期)平成22年分所得 平均値1073万円、中央値957万円
- 弁護士6年目～15年目(貸与制の下で返還を行う期間)の平成22年分所得分布 600万円以上 79% 200万円以上400万円未満 6.7% 200万円未満 5.5%
- 法科大学院・大学在学中の奨学金利用率 48.3%
- 利用者の合計平均額(法科大学院の奨学金等の返還開始時点) 347万円(毎月合計返還額2万1000円)

第2 法曹の養成に関する制度の在り方

○ 司法制度改革では、今後の社会の法曹に対する需要が量的に増大するとともに、質的にも一層多様化・高度化すると予想。社会の様々な方面に法曹が進出し、多様なニーズに即した良質な法的サービスを提供する必要から、法曹人口拡大の目標を掲げ、新しい法曹養成制度を創設。

○ 現状では、想定したほどには、法曹有資格者の社会進出は進んでおらず、法曹の養成に関する制度の在り方についても、様々な問題点が指摘されている。

○ これらを踏まえて、フォーラムにおいては、法曹の活動領域の在り方、法曹養成制度の在り方、法曹人口の在り方等について意見交換。第一次取りまとめ以降も、引き続き検討。

法曹の養成に関するフォーラム 検討経過

【会議の経過】

開催日	議 事
第1回 平成23年5月25日	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務大臣あいさつ 2 委員の紹介 3 会議の進め方等について 4 新しい法曹養成制度について 5 意見交換
第2回 平成23年6月15日	<ol style="list-style-type: none"> 1 会議の公開について 2 関係者の取組について <ol style="list-style-type: none"> (1) 法曹養成制度に関する検討ワーキングチームについて (2) 法科大学院教育について (3) 法曹有資格者の活動領域の拡大について 3 意見交換
第3回 平成23年7月13日	<ol style="list-style-type: none"> 1 貸与制について 2 日本弁護士連合会の取組について 3 「司法修習終了者等の経済的な状況に関する調査」集計結果報告 4 意見交換
第4回 平成23年8月4日	<ol style="list-style-type: none"> 1 論点整理（第一次取りまとめの骨子）（たたき台）について 2 司法修習について 3 第一次取りまとめに向けた意見交換
第5回 平成23年8月31日	<ol style="list-style-type: none"> 1 第一次取りまとめ（案）について 2 第一次取りまとめに向けた意見交換

【司法修習終了者等の経済的な状況に関する調査】

平成23年5月中旬～同年6月中旬にかけて実施。

法曹の養成に関するフォーラム 構成員名簿

(平成23年8月31日現在)

【関係政務等】	瀧野 欣彌	内閣官房副長官
	鈴木 克昌	総務副大臣
	小川 敏夫	法務副大臣
	櫻井 充	財務副大臣
	鈴木 寛	文部科学副大臣
	中山 義活	経済産業大臣政務官
【有識者】		(敬称略)
	座長 佐々木 毅	学習院大学法学部教授
		(五十音順)
	伊藤 鉄男	弁護士(元次長検事)
	井上 正仁	東京大学大学院 法学政治学研究科・法学部教授
	岡田 ヒロミ	消費生活専門相談員
	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事
	鎌田 薫	早稲田大学総長・法学学術院教授
	久保 潔	元読売新聞東京本社論説副委員長
	田中 康郎	明治大学法科大学院法務研究科教授 (元札幌高等裁判所長官)
	南雲 弘行	日本労働組合総連合会事務局長
	萩原 敏孝	株式会社小松製作所特別顧問
	丸島 俊介	弁護士
	宮脇 淳	北海道大学公共政策大学院長
	山口 義行	立教大学経済学部教授
関係機関 オブザーバー	菅野 雅之	最高裁判所事務総局審議官
	加藤 公一	元法曹養成制度に関する 検討ワーキングチーム座長
	大仲 土和	最高検察庁総務部長
	川上 明彦	日本弁護士連合会法曹養成検討会議委員

平成23年8月31日

法曹の養成に関するフォーラム第一次取りまとめ

目 次

第1	はじめに	1
第2	検討の経過	2
第3	個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の 在り方について	2
1	司法修習の意義と経済的支援の必要性	2
2	経済的支援の基本的な在り方	2
(1)	貸与制導入の経緯、趣旨とその概要等	3
ア	貸与制導入の経緯等	3
イ	貸与制導入の趣旨	3
ウ	貸与制の内容	4
(2)	給費制を維持すべきとの見解（貸与制導入に支障がある との見解）	4
(3)	本フォーラム事務局が実施した経済状況調査の結果	5
ア	収入・所得調査について	5
イ	奨学金等調査について	6
(4)	本フォーラムでの検討結果	6
ア	本フォーラムにおいて大勢を占めた意見	6
イ	少数意見	10
ウ	その他（議論の進め方について）	11
エ	結論	11
3	貸与制を基本とした上での個々の司法修習終了者の経済的 な状況等を勘案した措置の内容について	11
(1)	低収入・低所得者に対する措置	12
ア	措置の必要性	12
イ	措置の内容についての基本的な考え方	12
ウ	措置の具体的内容	12
(2)	その他の措置の要否	13
ア	公益的な活動を促進するための措置	13
イ	貸与された修習資金の返還以外の若手弁護士に対する 負担軽減措置等	13

第4	法曹の養成に関する制度の在り方について	14
1	取りまとめの趣旨	14
2	議論の状況	14
3	今後の検討	15

別紙1 法曹の養成に関するフォーラム 構成員名簿

別紙2 法曹の養成に関するフォーラム 検討経過

別紙3 貸与制の内容について

別紙4 調査概要

別紙5 司法制度改革関係予算の推移

第1 はじめに

我が国の司法制度の抜本的な改革ともいうべき司法制度改革は、国民に身近で頼りがいのある司法の実現を目指し、その人的基盤の整備のために法曹人口拡大の目標を掲げるとともに、法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度を創設した。法科大学院は平成16年から学生の受入れを開始し、平成18年からは法科大学院修了者を対象とした新司法試験が実施され、新しい法曹養成制度を経た多くの有為な人材が法曹として活躍するに至っている。その一方で、この制度に関する様々な問題点も指摘されるようになり、現状を放置すれば、質・量ともに豊かな法曹を養成するという司法制度改革の理念の実現が困難になるのではないかと懸念が示されている。

このような状況の下、法務省及び文部科学省が、「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」を開催して法曹養成制度に関する問題点・論点とこれに対する改善方策の選択肢の整理を行い、平成22年7月にその検討結果を取りまとめるとともに、問題点・論点に対応するための方策について更に具体的な検討をする必要があるとされた。また、司法修習生に対する貸与制の導入を1年延期する「裁判所法の一部を改正する法律」の成立に伴い、同年11月24日、政府及び最高裁判所に対し、①平成23年10月31日までに、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること、及び②法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずることを求める「裁判所法の改正に関する件」が衆議院法務委員会で決議された。

これらを踏まえ、平成23年5月13日、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣の申し合わせにより「法曹の養成に関するフォーラム」（以下「本フォーラム」という。）の開催が決定した（構成員は別紙1参照）。

本フォーラムは、司法制度改革の理念を踏まえるとともに、前記ワーキングチームの検討結果及び前記決議の趣旨を踏まえつつ、(1)個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方、(2)法曹の養成に関する制度の在り方について検討することを使命とし、本年5月から会議を重ねて検討を行い、今般、その結果を第一次取りまとめとし

て公表するに至った。

第2 検討の経過

本フォーラムは、検討課題(1)については、平成23年8月末までに検討結果を第一次取りまとめとして公表し、検討課題(2)については第一次取りまとめまでに可能な限りで検討し、その後も引き続き検討を行うというスケジュールを設定して検討を行った。また、同年5月中旬から6月中旬にかけ、本フォーラム事務局において、検討課題(1)に関する「司法修習終了者等の経済的な状況に関する調査」(以下「経済状況調査」という。)を行った。

第一次取りまとめに至るまでの本フォーラムの検討経過は、別紙2のとおりである。

第3 個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について

1 司法修習の意義と経済的支援の必要性

司法修習は、新しい法曹養成制度においては、法科大学院教育との有機的連携の下に実務教育(法曹として実務に必要な能力を修得させるための教育)の主要部分を担うという重要な位置付けを与えられている。司法修習においては、社会で実際に起きている生きた事件を素材として、臨床的に実務的なスキルやマインドを磨くことがその主眼とされており、裁判所、検察庁、弁護士事務所に籍を置いての実務修習を中核としてカリキュラムが構成されている。修習は法曹として活動するための共通の基礎となるものであり、新しい法曹養成プロセスにおいては、必須の課程として置かれている。

このような修習の重要性に鑑み、我が国においては、法曹三者を统一的に養成する修習制度を国が国費で運営する一方、司法修習生は、修習期間中、修習に専念すべき義務を負うこととされている。

司法修習生が修習に専念できるようにするためには、修習期間中の生活の基盤を確保する必要がある。そのため、司法修習生に対し、経済的支援を行う必要がある。

2 経済的支援の基本的な在り方

(1) 貸与制導入の経緯、趣旨とその概要等

ア 貸与制導入の経緯等

従来は、戦後採用された統一修習の下、司法修習生が修習期間中の生活の基盤を確保して修習に専念できるようにし、修習の実効性を確保するための一つの方策として、司法修習生に対し給与を支払うとの制度（以下「給費制」という。）が採用されてきた。

しかし、平成13年6月の司法制度改革審議会意見書において、給費制について、将来的な貸与制への切替えや廃止をすべきではないかとの指摘もあり、新たな法曹養成制度全体の中での司法修習の位置付けを考慮しつつ、その在り方を検討すべきであるとの問題提起がされ、これを受けて司法制度改革推進本部の下に設けられた法曹養成検討会において貸与制導入について検討、立案の合意がなされ、国会での審議を経て、平成16年12月、裁判所法改正により、給費制に代わり、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金（以下「修習資金」という。）を国が貸与する制度（以下「貸与制」という。）が導入され、施行日については平成22年11月1日とされた。

貸与制は、同日にいったん施行されたが、昨今の法曹志望者が置かれている厳しい経済状況にかんがみ、それらの者が経済的理由から法曹になることを断念することがないように、法曹養成制度に対する財政支援の在り方について見直しを行うことが緊要な課題であるとして、同月26日、平成23年10月31日までの間、貸与制を停止する裁判所法改正法が成立し、同日までに採用される司法修習生に限り給与が支給されることとなっている。

イ 貸与制導入の趣旨

貸与制導入を決定した上記の検討・審議においては、以下の諸点などを考慮すれば、これ以上給費制を維持することにつき国民の理解を得ることは困難であるとされた。

- ① 新たな法曹養成制度の整備や日本司法支援センター（法テラス）の創設、裁判員制度の導入等、新たな財政負担を伴う司法制度改革の諸施策を進める上で、限りある財政資金をより効率的に活用し、司法制度全体に関して国民の理解が得られる合理的な国民負担（財政負担）を図る必要があること。
- ② 給費制創設当初と比較して、司法修習生が大幅に増加しており、

新たな法曹養成制度の整備に当たり、司法修習生の増加に実効的に対応できる制度とする必要があること。

- ③ 公務員ではなく公務にも従事しない者に国が給与を支給するのは、現行法上、異例の制度であること。

他方、司法修習生に対して経済的支援を行う必要があることに変わりはないことから、上記の諸点を踏まえ、国民の理解を得つつ、修習に専念できる環境を確保するための措置として、給費制に代わり、貸与制を導入することとされた。

ウ 貸与制の内容

こうして導入された貸与制について、法律及び最高裁判所規則において定められている貸与制の具体的な内容は別紙3のとおりであるが、その主要な点は次のとおりである。なお、旅費も支給される。

- ① 貸与は無利息である。また、資力要件はなく、自然人2人又は指定金融機関の連帯保証を得て、希望すれば全員が貸与を受けることができる。なお、自然人の保証人の場合には、国の他の修学資金の貸与制度とは異なり、父又は母が要求されておらず、自然人の保証が立てられない場合でも、金融機関による保証が受けられるように特段の配慮がされている。
- ② 貸与額は、給費制での支給水準（月額20万4200円及び諸手当）との連続性も考慮し、基本額が月額23万円とされている。また、扶養家族がある者又は住居を賃借している者については月額25万5000円、そのいずれにも該当する者については月額28万円の選択が可能である。他方、より少ない額を希望する場合には、月額18万円の選択も可能である。
- ③ 貸与された修習資金の返還についても、法科大学院在学中の奨学金の返済負担等も考慮の上、無理なく返還ができるよう、据置期間を設けることとした。具体的には、修習期間終了後5年間は返還を求められず、その後10年間の年賦払いとされている。基本額である月額23万円の貸付けを受けた場合、返還額は月額約2万5000円相当である。

- (2) 給費制を維持すべきとの見解（貸与制導入に支障があるとの見解）
これに対し、司法修習生に対する経済的支援の在り方として、従来の給費制を維持すべきとの見解（貸与制導入に支障があるとの見解）

が表明されている。その趣旨としては、主に次の点が挙げられている。

- ① 法科大学院在学中の学費・生活費及び司法試験合格までの生活費の負担に加え、貸与制導入による経済的負担の増大により、資力に乏しい者が法曹になれなくなるおそれがあること。
- ② 上記同様、貸与制導入による経済的負担の増大は、法曹志願者が大幅に減少している現状において、とりわけ社会人出身者や他学部出身者を含む法曹志願者減少を更に拡大させ、人材の多様性を確保できなくなるおそれがあること。
- ③ 給費制は法曹の公共的使命の自覚を促し、弁護士の公共心や強い使命感の醸成を制度的に支え、弁護士の社会への貢献・還元に資するものであること。
- ④ 給費は、司法修習生が司法研修所長や配属地の高裁長官らの監督に服して修習に専念すべき義務を負い、兼職禁止や守秘義務等の公務員同様の身分上の制約を受ける代償であること。また、司法修習の実態は訴状や判決文の原案作成、被疑者の取調べ、接見など労働に近く、全国各地への任地配属に伴う経済的負担（例えば、転居費用など）も大きいこと。

(3) 本フォーラム事務局が実施した経済状況調査の結果

前記のとおり、貸与制を1年間停止する裁判所法の改正がされた際には、衆議院法務委員会において、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが決議された。

このため、本フォーラムでは、司法修習終了者等の収入・所得、奨学金等の借入れなどの経済状況を把握するため、前記第2のとおり、本フォーラム事務局において経済状況調査を実施した。その概要は別紙4のとおりであるが、結果の要点は、次のとおりである。

ア 収入・所得調査について

弁護士6年目（貸与制の下で修習資金の返還が開始される時点）の平成22年分所得額は、平均値が1073万円、中央値が957万円であった。

弁護士6年目から15年目まで（貸与制の下で修習資金の返還を行う期間）の平成22年分所得額分布は、600万円以上が79%を占めた。他方、200万円未満が5.5%、200万円以上40

0万円未満が6.7%であった。

イ 奨学金等調査について

法科大学院・大学在学中の奨学金等について、利用率は48.3%、利用者の合計平均額（法科大学院の奨学金等の返還を開始する時点）は347万円、毎月の合計返還額は2万1000円であった。

(4) 本フォーラムでの検討結果

本フォーラムでは、前記の貸与制導入の経緯、趣旨とその概要及び給費制を維持すべきとの見解についてそれぞれ説明を受けた上、経済状況調査の結果も踏まえ、検討を行った。検討の結果は、以下のとおりである。

ア 本フォーラムにおいて大勢を占めた意見

本フォーラムにおいては、貸与制を基本とした上で、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置を検討すべきであるとの意見が大勢を占めた。その理由として述べられた意見は、次のとおりである。

(ア) 貸与制導入の趣旨との関係（別紙5参照）

まず、司法制度改革においては、新しい法曹養成制度、日本司法支援センターや裁判員制度など、多額の財政負担を必要とする諸施策が導入されたが、このような司法制度改革全体の制度整備を進める中で、全体としての財政負担を考えると、司法修習に要する経費を国庫負担とすることに加えて、すべての司法修習生の生活資金まで給与として支給する給費制を維持することについて、国民の理解を得ることはもはや困難であると考えられたことから、国民の理解を得つつ、修習に専念できる環境を確保するために、必要に応じて修習期間中の生活資金を貸与する貸与制が導入されたものであるとの基本的認識が述べられた。

また、貸与制を導入するに当たっては、他の職業に就く場合とのバランスも考慮されたものと考えられるとの認識も示された。

これを前提に、司法修習生に対する貸与制については、司法制度改革全体との関係を考慮した上、法曹関係者等も加わった検討会及び国会で十分な議論を経た上で、既に法律が定められ、その導入が決定している以上、その方針を維持し、貸与制を施行することが必要であるとの意見が述べられた。これに加えて、仮に、

司法制度改革の諸施策のうち、貸与制のみ施行せず、給費制を維持するようなことになれば、司法制度改革全体を否定することになりかねないとの意見も述べられた。同様に、貸与制の導入は、既に法律で決まっていることであり、これを覆して給費制を維持するということは、新たな立法の提案に当たるものであるから、その必要性が十分示されなければならないが、給費制の維持を主張する見解は、貸与制導入に際して議論された諸点について説得的な論拠を示していないとの意見が述べられた。

(イ) 修習に専念できる環境の確保

前記のとおり、司法修習の重要性に鑑みると、司法修習生が修習に専念できる環境を確保することが重要である。

この観点から、貸与制の具体的内容を見ても、貸与に当たり資力要件による制限はなく、自然人2人又は指定金融機関の連帯保証を条件に（国の貸付制度では、基本的には親による保証が要求されているところ、貸与制の下では、保証人は親でなくてもよいものとし、保証の条件が緩和されている。）、誰でも無利息で貸与を受けられることとされているとの意見が述べられた。なお、指定金融機関による保証が受けられないのは極めて例外的な場合に限られており、万が一そのような場合が生じたとしても、保証人となる自然人又は他の金融機関を探す余地が残されており、後記イの少数意見が指摘するような経済的事情により司法修習ができない事態が生じることは想定し難いとの説明がなされた。

貸与額についても、司法修習生が生活の基盤を確保し修習に専念できるよう、給費による額と同程度の額が定められており、貸与された修習資金の返還についても、修習期間終了後5年間は返還を求められず、その後10年間の年賦払いとされており、これらの点で、一般の貸付制度に比べ、相当有利な条件となっているとの意見が述べられた。

(ウ) 経済状況調査の結果と修習資金の返還の負担

本フォーラム事務局が実施した経済状況調査の結果を踏まえて、貸与制の下で修習資金の返還を行う予定の経験年数6年目から15年目までの弁護士の所得水準は、低いものではなく、一部の低収入・低所得者に対する措置の必要性については別途検討する必要があるとしても、貸与制を利用する大多数の弁護士にと

って、貸与制の下で修習資金を返還することは、十分可能であると考えられるとの意見が述べられた。そして、このような調査結果を基に、経済的支援を要しない者を含め司法修習生全員に対する一律給費を維持することは、納税者である国民の理解が得られないばかりか、かえって不公平を招くこととなるとの意見が述べられた。また、近年における弁護士所得の減少傾向については、所得の減少傾向は弁護士のみならず国民一般についていえることである上、弁護士の所得は国民一般のそれに比べ、なお相当高い水準にあることから、給費制を維持する理由とはならないとの意見が述べられた。

(イ) 資力に乏しい者が法曹になれなくなるおそれ（給費制を維持すべきとの見解①）について

貸与制は、司法修習自体は国費により運営されることを前提とした上で、個々の司法修習生の生活費としてどれだけのものを援助するかという観点から、相当に有利な条件で修習資金を貸与する制度とされており、資力の十分でない人が法曹となる機会を十分に担保するよう考えられているとの意見が述べられた。

(ロ) 法曹志願者減少への影響（給費制を維持すべきとの見解②）について

近年、法曹志願者の減少が指摘されるが、それは、司法試験合格率の低迷、弁護士の就職難等が指摘される一方、数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要することなどから、法曹を目指すことの高リスクととらえられていることが主因であると考えられ、給費制から貸与制に移行することが大きな影響を与えることにはならないと考えられるとの意見が述べられた。また、これに関連して、貸与制に移行するか否かの問題は、司法試験に合格し、法曹の地位を得ることが見込まれる者に対する経済的支援の在り方についての問題であるが、法曹志願者にとっては、司法試験に合格するか否かが最大の関心事であり、法科大学院を修了しながら司法試験に合格しないという問題の方が重要であるとの意見も述べられた。

さらに、法曹志願者の心理的障害の一つの理由として弁護士の所得が減少していることがあるとしても、そのことに対して給費制を維持したところで問題の解決にはならないとの意見が述べら

れた。

- (カ) 給費制と弁護士の公共心等との関係（給費制を維持すべきとの見解③）について

弁護士が公益のための活動を行うのは、弁護士は基本的人権の擁護や社会正義の実現を使命とする（弁護士法第1条第1項参照）からであり、給費制により担保されるものではなく、弁護士の公共心の醸成は、修習期間中の経済的支援の在り方により図るべきことではなく、教育や弁護士自身の志の問題であるとの意見が述べられた。

- (キ) 給費制と司法修習の実態との関係（給費制を維持すべきとの見解④）について

給費制を維持すべきであるとの立場からは、司法修習の内容について、労働に近いとの指摘もあるが、これに対しては、司法修習は、法規上も、また、実際上も、司法修習生に法律実務を体験的に理解させることを目的とした、法曹という専門職種 of 資格を得るための研修であり、労働に近いということではなく、司法修習の内容により、司法修習生に対し給与を支払うべきことが導かれることはないとの意見が述べられた。

また、給費制を維持すべきであるとの立場からは、貸与制は本人の自己負担である点で奨学金や教育ローンと同種のものであり、貸与制の下で修習専念義務という公務員同様の厳しい規律を課して司法修習への専念を求めることは著しい不正義であるとの指摘もあった。この指摘に対しては、修習期間中の司法修習生の生活の基盤を確保するための方策として、給費制と貸与制のいずれでなければならないという必然性はなく、貸与制であっても、修習専念義務に配慮した内容のものであれば、合理的な制度であるし、また、修習専念義務は、法律専門家に必要な能力を修得する必要から導かれるものであり、給費制か貸与制かによって変わるものではないとの意見が述べられた。

- (ク) 法曹人口、法曹養成制度全体との関係について

議論の中では、貸与制の導入時期を平成22年とされた理由には、周知期間の確保に加え、同年に司法試験合格者を3000人とし、新たな法曹養成制度の一つの到達点を迎えると考えられたこともあるが、現実にはそれが達成できておらず、新しい法曹養

成制度の目指した姿が現実化していないから、貸与制導入の前提が崩れているとの意見もあった。しかし、貸与制は、単に司法試験合格者を3000人に増加させることに伴う財政負担増のみを考慮したものではなく、司法制度改革の諸々の制度整備に要する全体的な財政負担や給費制の異例性を考慮し、同時に、下記イの少数意見が指摘するような司法修習の格別の意義にも十分意を払いつつ、国民の理解が得られる合理的な経済支援の在り方として導入が決定されたものであって、現に司法制度改革によって導入された諸制度に多額の財政資金が支出されている以上、新しい法曹養成制度の目指した姿がなお完全には現実化していないとしても、貸与制の前提が崩れているとはいえないとの意見が述べられた。

イ 少数意見

これら大勢の意見に対して、給費制を維持すべきであるとの立場からは、①司法制度改革審議会意見書においては、従来からの司法関連予算の枠にとらわれない措置を求められていることから、財政負担の増大を理由として給費制が廃止されるべきではないこと、②新たな法曹養成制度の様々な問題点が指摘される中で、司法制度改革において議論済みとして終わる課題ではないこと、③司法修習生は、公務員ではないが、公務員と同様に兼業・兼職禁止の制限を受け、守秘義務を負うなど身分や修習内容からして特異な地位にあり、これに即して経済的支援の在り方を検討する必要があること、④貸与制に移行した場合の返還可能性の議論は、貸与制を前提とするものであって、給費制か貸与制かを決める根拠にはならない、⑤自然人又は金融機関の連帯保証が得られずに修習資金の貸付けが受けられない可能性がある以上、経済的事情により司法修習ができない事態が生じ得るとの意見があった。また、オブザーバーである日本弁護士連合会からは、前記(2)と同様の見解が示された上、近年における弁護士の所得の減少傾向や今後の過払金返還請求事件の減少に伴う更なる所得減少の可能性、新人弁護士の就職状況の悪化により、修習資金の返還が十分可能と言えるかどうか疑問である、女性弁護士の方が男性弁護士よりも所得が低い傾向にあることなどから、貸与制の導入が特に女性に対して大きな心理的障害になりかねないとの懸念がある、低収入・低所得者に対する措置を講ずるだ

けでは、経済的に裕福でない者や社会人の法曹志願者の心理的障害を除くには不十分である等の指摘があり、給費制の骨格を維持しつつ、給与月額や手当額を合理的に見直し、予算総額を減額させるとの提案も示された。

これらの意見、指摘及び提案に対しては、前記アのとおり意見が述べられ、これが大勢を占めたところであり、給費制を維持すべきとの見解は少数意見にとどまった。

ウ その他（議論の進め方について）

また、平成22年に司法試験合格者3000人にするという政策目標や法科大学院の教育及び定員の在り方などの法曹養成制度全体についての見直しの議論が本フォーラムにおいて結論を見るまでは、経済的支援の在り方については結論を出さず、給費制を維持すべきとの意見もあった。

これに対しては、既に実施されている新しい法曹養成制度そのものを全面的に撤廃して旧制度に戻すというのならともかく、現行の法曹養成制度について指摘されている課題や問題点を検討し、どのような見直しを行うことになるとしても、そのことが貸与制か給費制かの選択を左右する関係に立つものとは考えられず、また、給費制を維持することがそれらの課題や問題点の改善・解消につながるものでもないから、全体の見直しと経済的支援の在り方とは別問題であり、貸与制への移行は、予定された新たな法曹養成制度整備全体のプロセスを完結させるステップの問題として先に結論を出すべきであるとの意見が多数を占めた。その上で、本フォーラムとして、法曹養成制度全体の議論に先立ち、司法修習生に対する経済的支援の在り方について結論を出すことは可能であり、相当であることが確認された。

エ 結論

以上の検討を経た上、本フォーラムにおいては、司法修習生に対する経済的支援の基本的な在り方については、貸与制を基本とした上で、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置を検討することとした。

3 貸与制を基本とした上での個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の内容について

(1) 低収入・低所得者に対する措置

ア 措置の必要性

経済状況調査の結果によれば、一定の経験年数を重ねた弁護士であっても、十分な資力を有しない者が存することが判明したことから、これらの者に対し、セーフティネットとして、負担軽減措置を設ける必要があることについて、貸与制導入を可とする見解を表明した委員の間で意見が一致した（以下(1)につき同様）。この措置により、貸与制の導入が法曹志願者に対する心理的ハードルにならないよう、低収入・低所得者に対する支援姿勢を示すこともできるとの意見も述べられた。

イ 措置の内容についての基本的な考え方

経済的な理由により修習資金を返還することが困難であると考えられる者を対象として、貸与された修習資金の返還期限について猶予措置を講ずることで意見が一致した。

その上で、その措置の内容については、貸与制が公的な貸付制度の一つであることに鑑み、他の公的な貸付制度である独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」という。）の奨学金制度の返還期限の猶予に関する取扱いに準じて定めることを基本とすることで意見が一致した。

もっとも、法曹養成制度においては、プロセスとして法科大学院及び司法修習の両課程が必要とされており、司法修習中に貸与された修習資金の返還に加え、法科大学院在学中の経済的負担をも考慮する必要があるとの複数の意見があった。

以上を踏まえ、措置の具体的内容は、次のとおりとすべきであることで、意見が一致した。

ウ 措置の具体的内容

(7) 日本学生支援機構の奨学金制度において、経済困難を理由とする返還猶予事由について、給与所得者については年間収入金額が300万円以下、給与所得者以外については年間所得金額が200万円以下とし、猶予期間は最長5年間とされていることから、これを基本とする。

(4) (7)の収入・所得基準の適用に当たり、法科大学院在学中の修学資金であることが明確なもの（法科大学院在学中の奨学金や教育ローン。法科大学院以外の大学院・学部等に在学中の奨学金等

や親族からの借入れ等は含まない。)については、その年間返還額を、年間収入・所得金額から控除することとする。

(2) その他の措置の要否

ア 公益的な活動を促進するための措置

過疎地や日本司法支援センターにおける勤務等、公益活動に従事した者について、貸与された修習資金の返還の減免措置を講ずるべきではないかとの意見があった。

この意見に対しては、公益的な活動の重要性は認められるものの、その促進策は修習資金の返還の減免とは異なった視点から検討されるべき事柄であるし、殊に弁護士の場合、多種多様の活動の中から、公益的なものとそうでないものを切り分けたり、公益性の高いものと低いものに順序をつけることは困難であるとの意見も複数あり、その結果、公益的な活動を促進するための減免措置を講ずるのが相当との結論には至らなかった。しかし、公益的活動の促進の重要性と必要性については、異論がなかった。

イ 貸与された修習資金の返還以外の若手弁護士に対する負担軽減措置等

司法修習終了者の経済的負担としては、貸与された修習資金の返還以外にも、日本弁護士連合会及び所属弁護士会に対して支払う弁護士会費等の負担が大きいことから、そのような弁護士会費等が各弁護士会の自治の下で定められているものであることを前提として、資力に欠ける者について弁護士会費等を軽減したり、少なくとも前記(1)の措置の対象者の弁護士会費等を全額免除すべきではないか、若手弁護士の司法過疎地域における活動促進の観点から、各地域の会費負担を均衡化するための施策を検討してはどうかといった、弁護士会費等の負担についての問題を提起する意見があった。

これに対しては、弁護士・弁護士会の果たすべき公的責務等との関係で弁護士会の財政や会費負担の在り方については日本弁護士連合会の中でも検討されているが、これは貸与制に伴い国がとるべき措置の問題とは異なる問題であるとの意見があった。

さらに、司法修習は、公共心や強い使命感を備えた弁護士を養成することを一つの目的としており、その司法修習に専念できる環境を確保するための貸与制は、国民の税金を活用するものであること

から、刑法犯や一定以上の懲戒処分を受けた者に対しては、期限の利益をなくし、貸与された修習資金の全額返還を求めることを可能にすることが、納税者の視点や財政規律維持の観点からも必要であるという意見があった。これに対しては、公共心や使命感は、教育や法曹としての職務、経験の積み重ねによって涵養されるべき法曹三者共通の重要な資質であって、修習資金の返還の在り方といった金銭的問題とは別の問題であるとの意見があった。

第4 法曹の養成に関する制度の在り方について

1 取りまとめの趣旨

前記第2記載のとおり、法曹の養成に関する制度の在り方については、第一次取りまとめ以降も引き続き検討を行うこととしており、なお議論の途次にあるが、第一次取りまとめにおいては、さしあたり第1回会議、第2回会議で交わされた議論の状況を紹介することとする。

2 議論の状況

司法制度改革では、21世紀の我が国社会について「今後の社会・経済の進展に伴い、法曹に対する需要が量的に増大するとともに、質的にも一層多様化・高度化する」という予想の下、社会の様々な方面に法曹が進出して、多様なニーズに即した良質な法的サービスを提供する必要があるとして、法曹人口拡大の目標が掲げられ、法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度が創設された。

しかし、現状では、想定したほどには法曹有資格者の社会進出は進んでいない。また、制度創設当初に比べて法科大学院志願者が大幅に減少するなど法曹の養成に関する制度の在り方について様々な問題点が指摘されている。

このような状況について、本フォーラムでは、新しい法曹養成制度の実際の運用や人々の認識では、従来の法律実務家としての法曹がイメージされている面もあり、新時代の法曹像についての明確なイメージが確立しないままに新しい法曹養成制度が動き始めたことにより様々な問題が生じているとの意見や、法曹養成制度の中で何かを改善すれば志願者が増えるのではないかという議論に偏ることなく、法曹の仕事の魅力やどのような分野で活躍できるのかを社会に伝えていく努力が必要である

などの意見が述べられた。

これに関連し、法曹の活動領域の具体的な在り方として、従来の法律実務家としての活動はもとより、中小企業等の国際化の分野において法的需要が高まっている、日本の企業が世界に進出するためのグローバルな視点を持った人材を法曹の中にも育成する必要がある、自治体における法曹有資格者の活用の在り方について検討する必要がある、病院や学校等にも法的需要があるなどの意見も述べられ、さらに、これらの分野において、法曹有資格者が活躍できるための方策が重要であるといった意見なども述べられたところである。

さらに、法曹有資格者の活動領域の在り方とも関連する法曹人口の在り方については、地方ではいまだ弁護士が不足しており、司法試験合格者数が年間3000人でも多すぎることはないとの意見が表明されたが、その一方で、企業等における法曹有資格者の需要は今後も増加するとは考えられるものの、どれほどの幅になるかや拡大傾向が継続するかについては疑問であり、適正な法曹人口の増加数についても検証・検討する必要があるとの意見もあった。

また、法曹養成制度の在り方については、司法制度改革の想定した新しい時代の法曹像がどういうものを改めて確認し、それを前提に法曹養成制度の在り方を考えるべきである、法曹養成制度に関する検討ワーキングチームの論点整理を踏まえる形で検討すべきであるなどの意見も表明されたところである。

3 今後の検討

以上のおり、現段階においても、法曹の養成に関する制度の在り方について様々な意見が述べられている。本フォーラムでは、これらの意見を踏まえ、法曹の養成に関する制度の在り方について、今後も更なる検討を続けることとした。

法曹の養成に関するフォーラム 構成員名簿

(平成23年8月31日現在)

【関係政務等】	瀧野 欣彌	内閣官房副長官
	鈴木 克昌	総務副大臣
	小川 敏夫	法務副大臣
	櫻井 充	財務副大臣
	鈴木 寛	文部科学副大臣
	中山 義活	経済産業大臣政務官
【有識者】		(敬称略)
	座長 佐々木 毅	学習院大学法学部教授
		(五十音順)
	伊藤 鉄男	弁護士(元次長検事)
	井上 正仁	東京大学大学院 法学政治学研究科・法学部教授
	岡田 ヒロミ	消費生活専門相談員
	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事
	鎌田 薫	早稲田大学総長・法学学術院教授
	久保 潔	元読売新聞東京本社論説副委員長
	田中 康郎	明治大学法科大学院法務研究科教授 (元札幌高等裁判所長官)
	南雲 弘行	日本労働組合総連合会事務局長
	萩原 敏孝	株式会社小松製作所特別顧問
	丸島 俊介	弁護士
	宮脇 淳	北海道大学公共政策大学院長
	山口 義行	立教大学経済学部教授
関係機関 オブザーバー	菅野 雅之	最高裁判所事務総局審議官
	加藤 公一	元法曹養成制度に関する 検討ワーキングチーム座長
	大仲 土和	最高検察庁総務部長
	川上 明彦	日本弁護士連合会法曹養成検討会議委員

法曹の養成に関するフォーラム 検討経過

【会議の経過】

開催日	議 事
第1回 平成23年5月25日	1 法務大臣あいさつ 2 委員の紹介 3 会議の進め方等について 4 新しい法曹養成制度について 5 意見交換
第2回 平成23年6月15日	1 会議の公開について 2 関係者の取組について (1) 法曹養成制度に関する検討ワーキングチームについて (2) 法科大学院教育について (3) 法曹有資格者の活動領域の拡大について 3 意見交換
第3回 平成23年7月13日	1 貸与制について 2 日本弁護士連合会の取組について 3 「司法修習終了者等の経済的な状況に関する調査」集計結果報告 4 意見交換
第4回 平成23年8月4日	1 論点整理（第一次取りまとめの骨子）（たたき台）について 2 司法修習について 3 第一次取りまとめに向けた意見交換
第5回 平成23年8月31日	1 第一次取りまとめ（案）について 2 第一次取りまとめに向けた意見交換

【司法修習終了者等の経済的な状況に関する調査】

平成23年5月中旬～同年6月中旬にかけて実施。

貸与制の内容について

- 資力要件 なし
- 利 息 なし
※返還期限を経過したときは、年14.5%の延滞利息が付される。
- 貸与額 (月額) 23万円(基本額)
扶養家族あり/住居の賃借—25万5000円
扶養家族あり+住居の賃借—28万円
基本額未満の額の貸与希望—18万円
- 保 証 人 自然人2人又は指定金融機関の連帯保証
- 返 還 方 法 修習期間終了後5年間据置き、その後10年以内の分割返還
※繰上返還することも可能
- 返還の猶予 災害、傷病その他やむを得ない理由により返還することが困難となったとき
- 返還の免除 貸与を受けた者の死亡又は精神若しくは身体の障害により返還することができなくなったとき

調 査 概 要

1 調査名

司法修習終了者等の経済的な状況に関する調査

2 調査の目的

「裁判所法の改正に関する件」（平成22年11月24日衆議院法務委員会決議）は、政府に対し、平成23年10月31日までに、「個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」について格段の配慮を求めている。

本調査は、上記決議の趣旨を踏まえ、司法修習終了者等の経済的な状況を把握することを目的とするもの。

3 調査主体

法曹の養成に関するフォーラム事務局

4 調査期間

平成23年5月中旬から6月中旬まで

5 概要

(1) 収入・所得調査

（調査対象）司法修習終了後15年以内（48期から新・現行62期まで）の弁護士

（調査事項）収入・所得

(2) 奨学金等調査

（調査対象）新司法修習を終了した者（判事補・検事・弁護士。新60期から新63期まで）

新司法試験に合格した司法修習生（新64期）

（調査事項）法科大学院・大学在学中の奨学金等の借入状況

6 発送数、回収数

	収入・所得調査	奨学金等調査
発送数	15,265	8,649
回収数	2,049	2,238
回収率 (%)	13.4	25.9

※ 本調査の対象者は、約1万9600人

7 調査協力

最高裁判所・最高検察庁・日本弁護士連合会

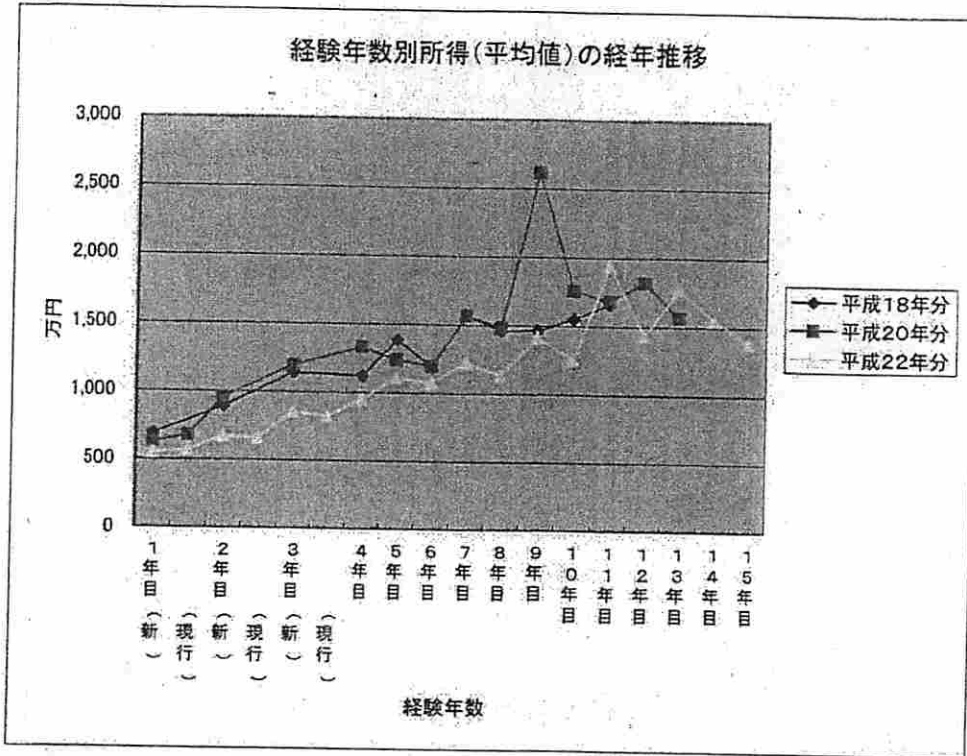
8 調査実施委託業者

株式会社 日本統計センター

【収入・所得調査】

○経験年数別の所得の推移（金額）

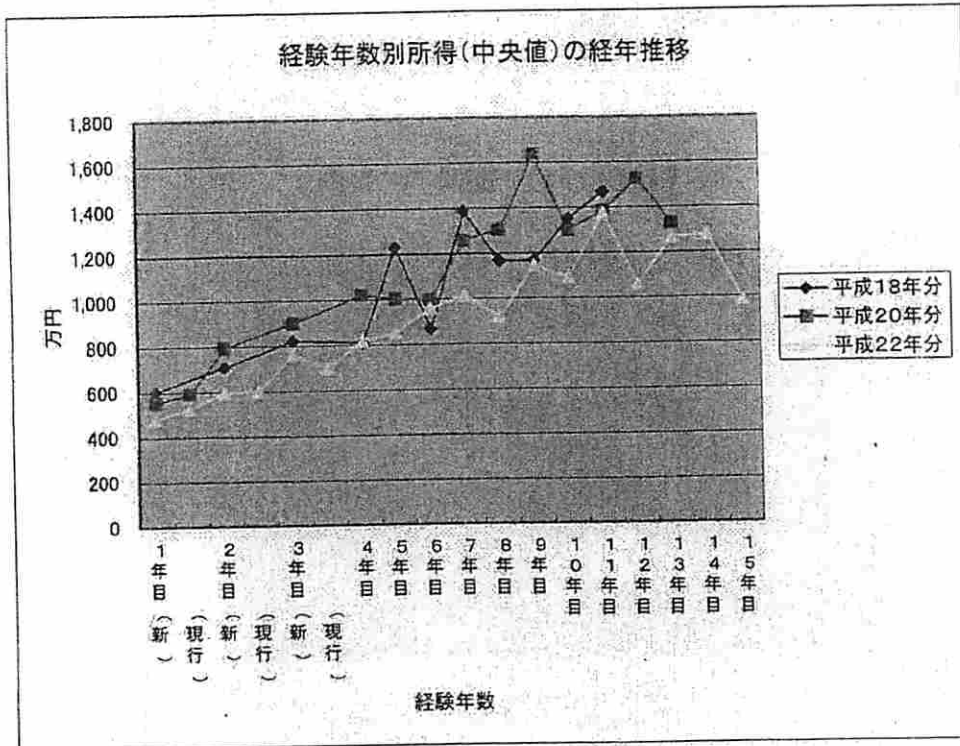
・所得（平均値）



(単位: 万円)

		平成18年分	平成19年分	平成20年分	平成21年分	平成22年分
1年目	新	690	768	624	589	546
	現行			676	564	570
2年目	新	888	952	952	764	670
	現行			823	660	660
3年目	新	1,137	1,158	1,191	946	851
	現行			946	820	820
4年目		1,116	1,260	1,327	1,135	949
5年目		1,386	1,110	1,236	1,204	1,107
6年目		1,190	1,533	1,193	1,182	1,073
7年目		1,569	1,376	1,564	1,096	1,223
8年目		1,458	2,250	1,480	1,532	1,130
9年目		1,461	1,709	2,614	1,291	1,412
10年目		1,549	1,718	1,754	1,970	1,253
11年目		1,661	1,660	1,678	1,646	1,938
12年目			1,545	1,816	1,513	1,433
13年目				1,565	1,709	1,773
14年目					1,572	1,549
15年目						1,386
1年目~15年目		1,236	1,361	1,352	1,157	1,036
6年目~15年目		1,479	1,675	1,682	1,474	1,370

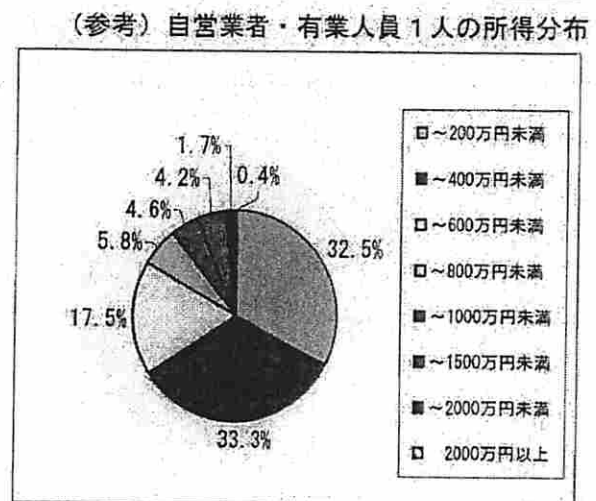
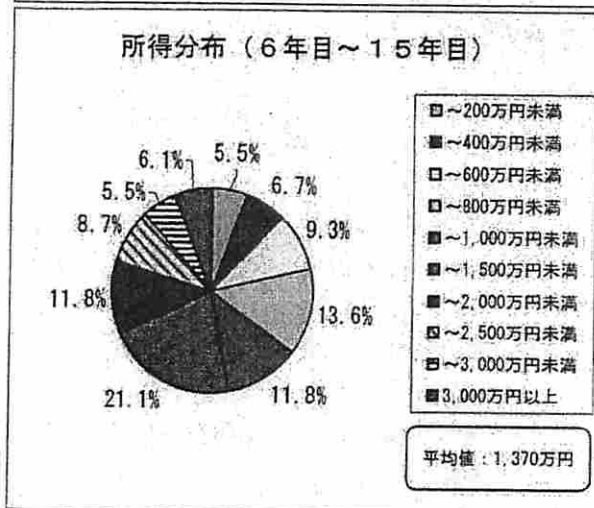
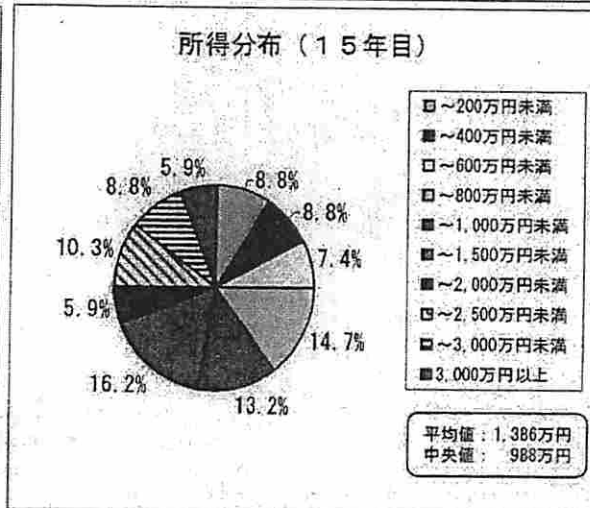
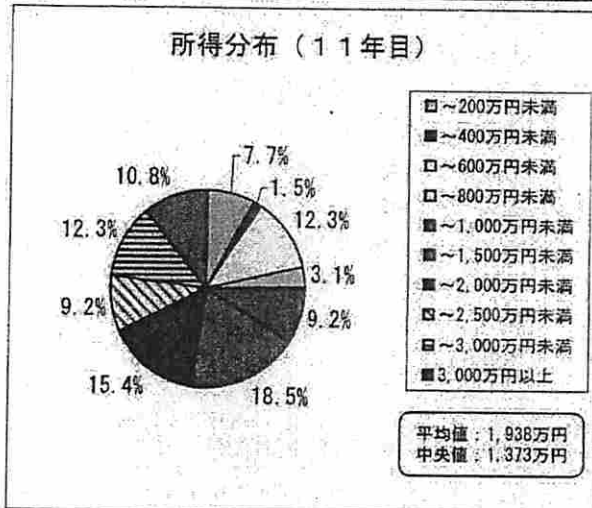
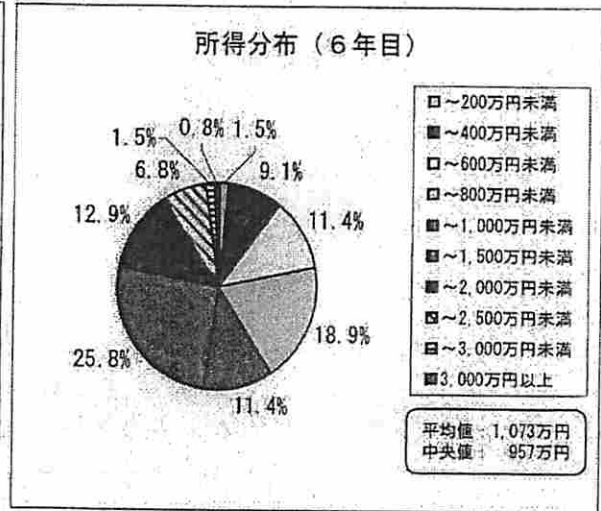
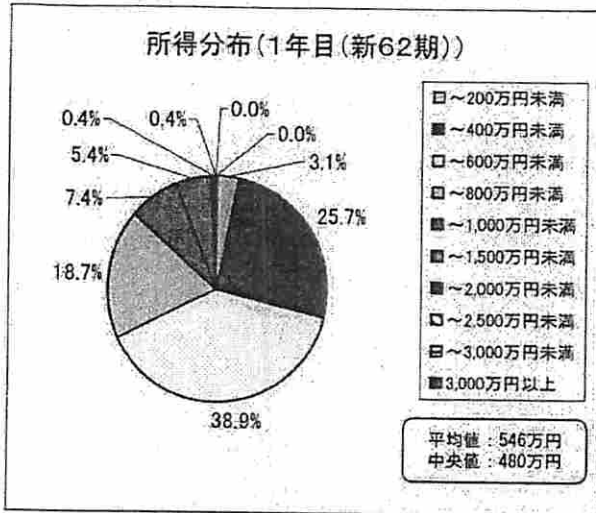
・ 所得（中央値）



(単位：万円)

		平成18年分	平成19年分	平成20年分	平成21年分	平成22年分
1年目	新	600	659	552	515	480
	現行			590	508	524
2年目	新	708	800	792	666	597
	現行				651	600
3年目	新	820	895	898	797	762
	現行					700
4年目		809	967	1,020	991	816
5年目		1,229	976	1,000	1,128	851
6年目		868	1,377	996	981	957
7年目		1,386	1,180	1,256	969	1,015
8年目		1,166	1,654	1,300	1,153	918
9年目		1,166	1,261	1,632	1,182	1,147
10年目		1,348	1,250	1,298	1,393	1,091
11年目		1,467	1,500	1,380	1,269	1,373
12年目			1,346	1,523	1,231	1,059
13年目				1,327	1,388	1,265
14年目					1,254	1,276
15年目						988
1年目～15年目		923	1,005	962	851	738

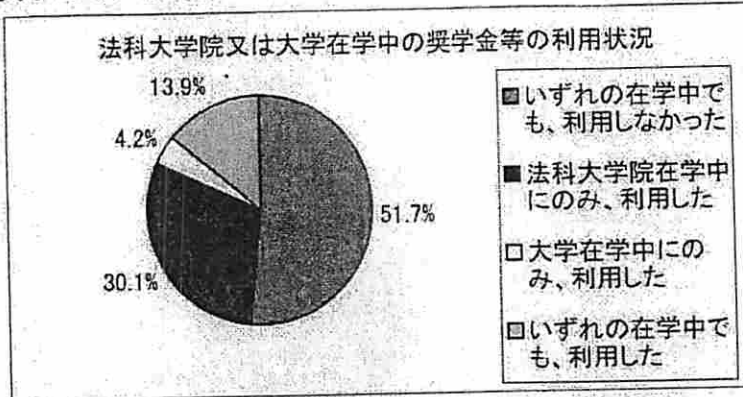
○経験年数別の所得額分布（平成22年分）



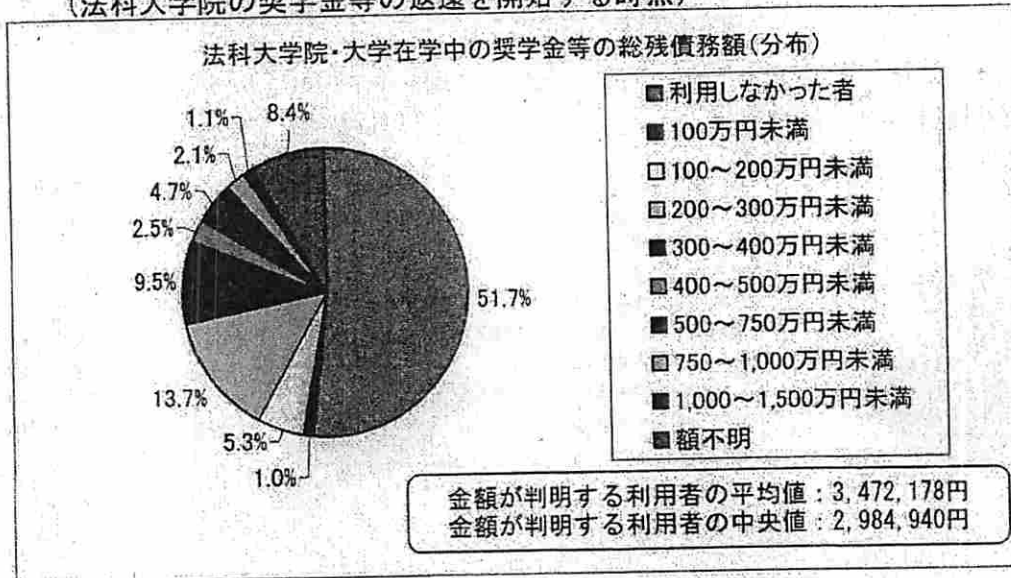
※1 平成21年国民生活基礎調査（第17表）より
 ※2 自営業者の収入から必要経費を控除した所得の分布

【奨学金等調査】

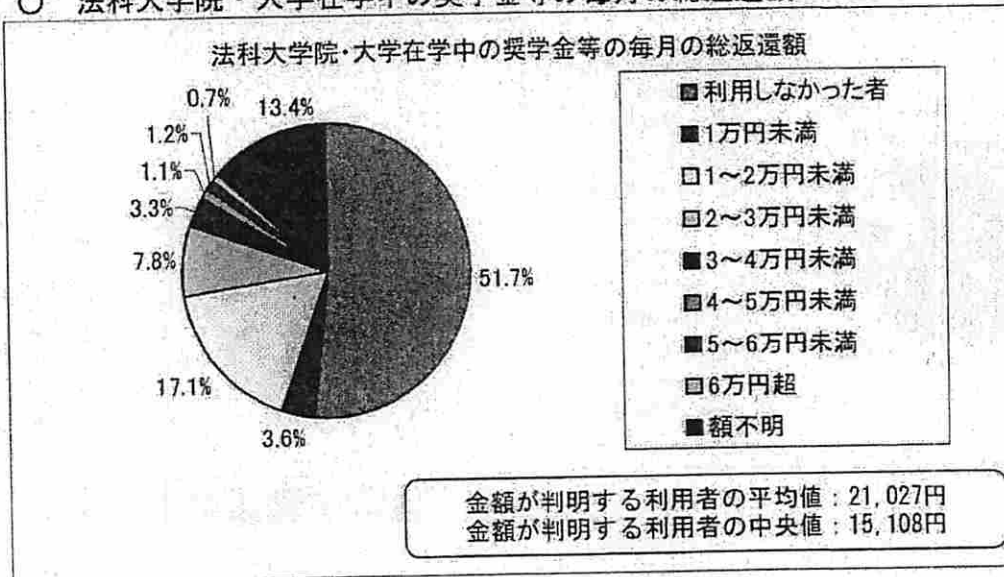
○奨学金等の利用率



○ 法科大学院・大学在学中の奨学金等の総残債務額
(法科大学院の奨学金等の返還を開始する時点)



○ 法科大学院・大学在学中の奨学金等の毎月の総返還額



司法制度改革関係予算の推移

年度 項目	(単位:億円)											
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H13→H23
法テラスの運営等	85.6	92.4	100.1	109.9	128.2	176.6	205.4	195.8	262.4	311.0	313.5	+ 227.9
司法修習生手当等	71.2	70.6	76.6	78.1	91.7	111.6	122.2	126.3	131.3	113.3	105.7	+ 34.5
司法修習生手当・貸与金関連	58.3	57.9	63.9	64.2	76.0	91.5	100.3	105.0	108.9	96.2	89.6	+ 31.3
裁判員制度関係	-	-	-	0.0	16.6	106.4	128.3	122.5	103.5	55.1	51.9	+51.9
その他	1.3	1.3	2.4	12.4	17.7	13.7	15.1	20.4	15.6	16.5	19.0	+ 17.7
合 計	158.1	164.2	179.1	200.3	254.2	408.3	471.1	465.0	512.8	496.0	490.1	+ 332.0

(注1) 当初予算計上額を記載。

(注2) 法テラスは平成18年10月に業務開始。「法テラスの運営等」欄の予算額には、国選弁護士報酬に係る裁判所予算(平成13～23年度)、(財)法律扶助協会への補助金(平成13～18年度)も含む。

(注3) 「司法修習生手当・貸与金関連」の欄の平成22・23年度については、4～10月までは給費制、11～3月までは貸与制を前提とした経費を計上。

(注4) 「その他」の欄は、司法試験関係経費、法科大学院への派遣関係経費、民事司法制度改革に関する経費等。

(注5) 上記のほか、文部科学省における法科大学院に係る経費は以下のとおり。(文部科学省試算)

	(単位:億円)							
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
法科大学院に係る財政支援	89	99	98	93	92	83	71	-

・ ①国立大学法人における法科大学院に係る運営費交付金(試算額)、②私立法科大学院に着目した私立大学等経常費補助金(交付実績額)、③国公私を通じた教育改革の取組支援(法科大学院を含む専門職大学院を対象X予算額)の合計。

・ 国立大学法人運営費交付金は詳細な用途の特定がない「渡し切りの交付金」であるため、法科大学院に係る額を算定することはできないが、一定の考え方に基づき試算。

・ 23年度については、②の交付実績が23年度末に公表されるため現時点では未定。

(参考)

	(単位:億円)							
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
日本学生支援機構の奨学金事業	68	105	129	129	129	122	113	110

・ 法科大学院を対象とした予算上の事業費(返還金等の自己調達資金を含む)を記載。なお、奨学金事業全体の事業費に占める一般会計負担額は約1割。(文部科学省データ)

新第65期司法修習生の貸与申請の状況

(平成23年11月28日現在)

1 貸与申請件数

1,688件(約84.4%)

2 貸与申請額の内訳

23万円:1,187件(約70.3%)

25万5千円(住居加算):378件(約22.4%)

25万5千円(扶養加算):35件(約2.1%)

28万円:37件(約2.2%)

18万円:51件(約3.0%)

3 保証人の内訳

自然人:1,393人(約82.5%)

機関保証:295人(約17.5%)

以上

各法科大学院の改善状況に係る調査結果

平成23年9月14日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
法科大学院教育の質の向上に関する
改善状況調査ワーキング・グループ

1. 経緯及び趣旨

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「法科大学院特別委員会」という。）が、平成21年4月に「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「特別委員会報告」という。）を取りまとめてから2年以上が経過した。

特別委員会報告を踏まえ、第5期の法科大学院特別委員会の下に設置された第3ワーキング・グループにおいて、これまでに3回にわたって各法科大学院の教育の改善状況について調査を実施し、その結果を公表することにより、各法科大学院における改善の取組を加速させるように促してきた。

これまでの調査においては、多くの法科大学院が、特別委員会報告や第3ワーキング・グループの指摘を踏まえ、入学定員の見直しをはじめとする組織見直しや、教育の質の向上に真摯に取り組んでいる一方で、一部の法科大学院では、なお入学者選抜における入学者の質の確保や成績評価・修了認定の在り方に課題を抱えていることが確認された。

さらに、直近の平成23年度入学者選抜の結果をみると、より多くの法科大学院が競争的な環境の整備等により入学者の質の確保に努めるようになっているが、その一方で、依然として選抜における競争性の確保が不十分だったり、適性試験の点数が著しく低い者を入学させたりしている法科大学院も一部に存在している。

このような状況を踏まえ、中央教育審議会が第6期を迎えて初めて開催された平成23年6月の法科大学院特別委員会における審議において、法科大学院に対して教育の質の向上に向けた改善を継続的に促していくため、これまでの第3ワーキング・グループの活動を引き継ぐ組織として「法科大学院教育の質の向上に関する改善状況調査ワーキング・グループ」（以下「本ワーキング・グループ」という。）を設置し、引き続き改善状況に係る調査を実施することが決定された。

その際、平成24年度入学者選抜に向けた喫緊の課題として、平成23年度の入学者選抜の結果を踏まえ、入学者の質の確保の観点から課題があると考えられる法科大学院に対して、競争性の確保、適性試験の活用の在り方など、入学者の質の確保に関する取組について調査を実施することとされた。

2. 調査の概要

本ワーキング・グループでは、法科大学院特別委員会における審議を踏まえ、各法科大学院における入学者の質の確保に関する取組についての調査方針及び内容を審議・決定し、以下のとおり実施した（調査対象校については別紙参照。）。

(1) 書面調査

各法科大学院における入学者選抜の状況を把握するため、以下のとおり書面調査を実施した。

- ① 特別委員会報告で、競争倍率（受験者数／合格者数）が2倍を下回る状況は、入学者選抜における選抜機能が十分に働いているとはいえ、質の高い入学者を確保するため、入学定員を見直すなど、競争的な環境を整えることが不可欠であるとされている。これを踏まえ、平成23年度入学者選抜において競争倍率が2倍未満となった法科大学院に対し、その理由や入学定員の見直しを含めた競争性の確保に向けた今後の取組等について調査を実施した。
- ② 特別委員会報告で、適性試験について、総受験者の下位から15%程度の人数を目安として入学最低基準点を設定すべきとされていることを踏まえ、平成23年度入学者選抜において適性試験の点数が下位15%以下の者を合格させた法科大学院に対し、その理由や法科大学院への入学に最低限必要と考える適性試験の点数の基準（以下「適性試験最低基準点」という。）の設定に関する考え方等について調査を実施した。

(2) ヒアリング調査

上記の書面調査に対する各法科大学院からの回答を分析し、審議を行った結果、以下のとおりヒアリング調査を実施することとした。

- ① 平成23年度入学者選抜において競争倍率が2倍未満となった全ての法科大学院（19校）に対し、入学者の質の確保に関する取組の状況や今後の運営方針等について聴取することとした。
- ② 適性試験について、特別委員会報告の趣旨を踏まえるとともに、下位から15%の者が含まれる点数を最低基準点と設定している法科大学院も現に存在することも考慮し、下位から15%未満の者を合格させた法科大学院（19校）に対して、入学者の質の確保の観点から適性試験の最低基準点を設定する必要性についてどのように考えるか等を聴取することとした。

さらに、それぞれの法科大学院に対し、平成24年度以降の入学者の質の確保を促すこととした。

3. 調査の結果

本ワーキング・グループとしては、各法科大学院の入学者の質の確保に関する今回の調査の結果、以下のような所感を得た。

【総論】

入学者選抜における入学者の質の確保については、特別委員会報告やこれまでの第3ワーキング・グループの調査結果による指摘に加えて、「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」（文部科学副大臣及び法務副大臣が主宰）が昨年7月にとりまとめた検討結果においても、「入学者の質を確保するためには、入学試験における競争性の確保（競争倍率2倍以上の確保）及び適性試験の改善（統一的な入学最低基準点の設定）」が重要であるとされ、「特に問題点を抱える法科大学院は、その入学定員の削減を進めるべきであるとの意見があった」ことが記載されている。

これらの報告等が提言するように、法科大学院が法曹養成機関としての社会的責任を果たすためには、プロセス養成の入口である入学者選抜の段階における入学者の質の確保が極めて重要であり、その上で充実した教育を提供するとともに厳格な成績評価・修了認定を実施することで、質の高い修了者を輩出することが必要である。

平成22年度の入学者選抜においては、競争倍率が2倍未満となった法科大学院が40校にも上っていたが、平成23年度の入学者選抜では19校となり、全体としては相当程度改善が図られている。改善を図った法科大学院の中には、これまでの指摘を踏まえ、結果として入学者数が入学定員を大幅に下回ることになるとしても、入学者の質の確保を最優先した法科大学院も少なからず見られた。その一方で、依然として定員充足等を優先するあまり、複数年にわたり改善が見られない法科大学院や、前年度よりもさらに競争倍率を下げている法科大学院も存在している。

適性試験については、平成23年度の入学者選抜において、適性試験最低基準点を設定した法科大学院は27校であり、そのほとんどが総受験者の下位から15%の者が属する点数又はそれを上回る点数を基準点としている。また、適性試験最低基準点を設定するまでには至っていないものの、選抜の過程において適性試験の点数が著しく低い者は不合格とする運用を行っている法科大学院も少なくなく、全体で54校の法科大学院では、結果として下位15%未満の者を合格させていない。その一方で、下位15%未満という著しく低い点数の者を合格させた法科大学院が19校もあり、中にはそのような者を10名以上合格させた法科大学院が複数あった。

特別委員会報告等を踏まえ、第3ワーキング・グループ及び本ワーキング・グループとして、入学者選抜における入学者の質の確保の重要性については、これまでも繰り返し強調してきた。

その中でも、競争倍率2倍以上の確保は、そのみで入学者の質が十分確保されるとは言えないとしても、少なくとも、これを下回る（不合格者よりも合格者の方が多い）状況では、選抜機能が働いているとは言い難いことから、最低限守るべき基準として提示されているものである。

また、適性試験についても、現段階では法科大学院入学後の成績や新司法試験の成績との正の相関は必ずしも強いとは言えないものの、そこで判定される一定程度の判断力・思考力・分析力・表現力等は法科大学院における教育により高度専門職業人としての法曹を養成するための基礎として必要とされる資質・能力であり、それゆえ、入学者選抜における重要な判定資料として活用することが求められている。実際、適性試験の

成績が著しく低い者については、一部の例外的事例はあるとしても、全体としては法科大学院入学後の成績も良くなく、仮に修了できたとしても新司法試験に合格していないという指摘もある。入学者の質を確保するためには、このような者が入学しないような選抜システムとすることが必要だと考えられる。

※ 適性試験最低基準点の目安については、絶対点での設定は困難であり、また必ずしも適切でもないため、相対的な得点分布を基に、平均点の上下標準偏差の広がりとして、おおむね7割の者が入るところが標準偏差の範囲とされ、そこから外れる上下15%のうち、下位の15%については著しく低い得点として考えられていることなどを踏まえて、目安として提言されたものである。

法科大学院として優れた人材を輩出するためには、質の高い入学者を確保し、それらの者に対して質の高い教育を行い、その上で厳格な成績評価、修了認定を行うことにより修了者の質を保証するといった、入学以後の段階を含めた全体としての意識的な取組が必要であり、入学者選抜についての対応のみで足りるわけではないが、その最初の段階として、入学者選抜において入学者の質を確保することの重要性を軽視してよいものではない。よって、依然として改善を要する点が存在する法科大学院においては、入学者の最低限の質を確保するための選抜システムとして、競争性の確保や入学者選抜における適性試験活用の厳格化が強く求められる。

【ヒアリング調査における各法科大学院の説明とそれに対する本ワーキング・グループの考え】

○ 平成23年度の入学者選抜の結果、競争倍率が2倍未満となった理由については、入学志願者数の減少を挙げる法科大学院が多く、具体的には、全国的な志願者数の減少、他の法科大学院との競合により入学者の確保が困難となっていること、自校の新司法試験合格状況の低迷等が挙げられた。これらの法科大学院においては、改善方策として、広報活動の強化や入学者選抜の内容・方法・日程・会場設定等の改善、学生への経済的支援の充実、教育指導体制の強化による新司法試験合格状況改善への取り組み等が示された。

しかし、志願者数の多寡にかかわらず、入学者の質を確保するためには競争性の確保が必要であり、志願者数の減少はその必要を減じる理由とはならない。

○ 競争倍率が2倍を下回る結果になるとしても、入学定員を充足すること、又は、クラススケールとして必要な入学者数を確保することを重視して合格者数を決定したとする法科大学院や、合格発表後に追加合格者を出したため競争倍率がさらに下がってしまったとする法科大学院があった。

しかし、このような方法により一定の入学者数を確保できたとしても、最終的に修了できない者や、修了しても新司法試験を受けるだけの学力があるという自信を持ち得ない者、受けても合格するに至らない者を多数出してしまうことになるならば問題であり、入学者選抜の段階から入学者の質の確保を図ることは極めて重要である。そのために各法科大学院は入学者選抜において競争性の確保を徹底するべきであり、その結果として入学者が入学定員を相当に下回る状況が継続する場合には、入学定員自体を見直すなど、更なる抜本的な改善に取り組む必要がある。

- また、競争倍率と法科大学院入学後の成績との相関があまり強くないこと等を理由に、競争倍率が2倍を下回ってもマイナスの影響はないと説明する法科大学院や、前年までの入学者選抜に比べて合格水準を下げていないわけではないこと等から、入学者の質は確保できていると説明する法科大学院もあった。

しかし、全体の志願者数が減少しており、以前にも増して入学者の質を確保することが困難な状況になりつつある中で、競争性の極めて低い入学者選抜において質の高い入学者を確保し続けることができるかは疑問である。また、従来どおりの合格水準を維持していれば質が確保されるとする説明についても、その「合格水準」が普遍性のあるものとまで言えるかは疑問とする余地があり、当該法科大学院の修了者のうち相当数が新司法試験に合格していない状況にあるなどの実績にも照らすと、入学者選抜における競争性の確保に取り組む必要を減じるだけの十分な説得力を持つ説明とは言い難い。すでに述べたとおり、入学者選抜において、競争倍率が2倍未満の状況では、入試における選抜機能が働いているとは言えず、そのような状況を続けるのは、入学者の質の確保についての意識が低いと言わざるをえず、早急な意識改革が必要とされる。

- さらに、競争倍率の確保や、適性試験の点数が著しく低い者を不合格とすることよりも、司法制度改革で求められている法曹養成の理念の実現のため、入学者の多様性を確保することに重点を置き、社会人等の多様な人材に教育を受ける機会を広く提供するようにしていると説明する法科大学院もあった。

確かに、入学者の多様性を確保することは重要であるが、法科大学院に入学したものの、結果として、新司法試験に合格するレベルにたどり着けないのであれば、多様な法曹を養成するという理念を実現することはおよそできない。むしろ、競争倍率の確保や適性試験の成績に留意せずに、質の低い学生を入学させると、授業等教育全体のレベルが自ずと下がらざるをえず、進級・修了の認定も甘くなり、その結果、修了しても新司法試験を受けるだけの学力があるという自信のない者や受けても合格するに至らない者を多数出してしまい、さらに、このような状況が反映して、質の良い学生がさらに集まらなくなる、という悪循環に陥ることが懸念される。法科大学院を中核とする法曹養成制度において、高度専門職業人としての法曹を養成することが求められている以上、入学者の多様性の確保という理念自体の実現の大前提としても、入学者の質の確保を図る必要がある。

- 一方、適性試験については、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績、新司法試験の成績との間に有意の相関が認められないことや、適性試験の点数が著しく低い者であっても入学後に学力が伸びる可能性があることから、入学者選抜の段階で絞りきることは適切でないという考えの法科大学院もあった。

確かに、これまで得られた検証結果等に照らす限り、適性試験の点数が高い者は法科大学院入学後の成績が良い、あるいは、新司法試験の成績も良いという正の相関が顕著に認められるとまでは言えない。しかし、ごく一部の例外を除くと、適性試験の点数が著しく低い者は、一般に法科大学院入学後の成績も良くなく、仮に修了できたとしても新司法試験に合格していないという指摘もある。そのような意味から、入学者選抜における質の確保のための最低ラインとして、適性試験の点数が著しく低い者を合格させることのないように、適性試験最低基準点を設定し、厳格に運用すること

が必要と考えられる。

- さらに、入学者選抜の在り方に関連して、特に法学未修者については、入学者選抜の段階では適性を測ることが困難であるため、入学者選抜の厳格化よりは、むしろ、入学後に厳格な成績評価を行うことにより適性を判別し、適性のない者は進級・修了させないものとするにより対応するのが適切であるという意見もあった。

しかし、法科大学院が法曹養成のための高度専門教育機関であることからすれば、入学した学生に対しては、充実した教育を行うことにより、可及的に法曹資格を得られるようなレベルに導くことが求められているのであり、また、入学する学生との関係でも、入学時に広く受け入れ、入学後に絞り込むというような対応は多くの学生の期待を裏切りかねない。入学後の高度の専門教育や厳格な成績評価・修了認定の前提としても、入学者の質の確保は極めて重要であり、そのために入学者選抜における競争性の確保等に真摯に取り組むべきである。

【まとめ】

今回の調査では、多くの法科大学院から、入学者の質の確保の重要性を認識し、平成24年度以降の入学者選抜において、競争倍率2倍以上の確保や適性試験最低基準点の設定に取り組んでいくことが表明された。その一方で、ごく一部ではあるが、全国的な新司法試験合格率の低迷や法科大学院志願者数の減少という状況の中で、個々の法科大学院の努力には限界があり、平成24年度以降の入学者選抜においても、そのような取組を行うことは困難であるとする法科大学院もあった。しかし、こうした一部の法科大学院の問題意識の低さは、法科大学院全般、さらにはそれを中核とする新たな法曹養成制度全体の信頼性を失わせることにつながりかねない。法曹養成制度全体として取り組まなければならない課題があることは確かだとしても、個々の法科大学院として、質の高い修了者を出していく責務を放棄できるものではなく、その責務を果たすために、入口である入学者選抜における入学者の質の確保も極めて重要であることは、繰り返すまでもない。平成24年度入学者選抜における各法科大学院のさらに徹底した改善の取組に期待したい。

4. 今後の取組

今後、平成23年新司法試験の結果等も踏まえながら、各法科大学院における改善状況について、引き続きフォローアップを実施し、その結果について随時、法科大学院特別委員会に報告していく予定である。

【参考】各法科大学院における教育の改善状況調査参考資料

平成23年9月8日現在

No.	大学名	フォローアップ対象校		審判官実務実施	ピアリング調査実施	平成21～23年度入学者選抜結果												入学定員				新司法試験合格率					
		重点	継続			競争倍率 (A/B)			受験者数 (A)			合格者数 (B)			入学者数			※H24は予定				H23	H22	H21	H20	H19	H18
						H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21						
1	北海道大学					4.27	3.38	3.13	474	341	413	111	101	132	78	76	93	80	80	80	100	30.0%	43.1%	40.4%	30.6%	49.0%	68.4%
2	東北大学			○		2.44	2.29	2.63	239	215	347	98	94	132	77	79	102	80	80	80	100	31.8%	36.5%	19.5%	46.5%	49.0%	47.6%
3	筑波大学					3.77	4.53	5.58	147	204	268	39	45	48	36	36	40	36	36	36	40	7.3%	25.6%	8.8%	19.2%		
4	千葉大学					5.97	4.93	8.51	412	360	604	69	73	71	44	41	41	40	40	40	50	39.2%	43.5%	37.5%	49.3%	64.5%	55.6%
5	東京大学					4.86	3.78	3.08	1,161	900	856	239	238	278	228	229	274	240	240	240	300	50.5%	48.8%	55.5%	54.8%	58.6%	70.8%
6	一橋大学					4.48	5.26	4.48	412	484	470	92	92	105	87	88	103	85	85	85	100	57.7%	50.0%	62.8%	61.4%	63.5%	83.0%
7	横浜国立大学					2.91	3.96	5.25	157	210	310	54	53	59	43	42	50	40	40	40	50	13.5%	18.1%	25.3%	38.9%	34.2%	50.0%
8	新潟大学					2.03	1.83	1.83	73	66	121	36	36	66	26	22	29	35	35	35	60	10.4%	11.0%	17.3%	18.0%	22.2%	50.0%
9	筑波大学			○	○	1.83	2.00	1.68	95	76	84	52	38	50	18	16	19	25	25	25	40	23.4%	31.5%	22.4%	8.5%	33.3%	50.0%
10	信州大学		●	○	○	1.59	1.21	1.87	54	41	73	34	34	39	19	17	17	18	18	18	40	7.7%	12.2%	15.4%	0.0%		
11	静岡大学	●				2.45	1.89	1.75	54	44	63	22	26	36	10	13	23	20	20	20	30	14.9%	16.2%	11.1%	11.8%		
12	名古屋大学					3.83	5.25	2.95	379	487	283	99	89	98	84	65	91	70	70	70	80	31.6%	35.3%	33.3%	32.7%	63.1%	60.7%
13	京都大学					2.95	3.62	3.37	501	623	717	170	172	213	159	166	206	160	160	160	200	54.6%	48.7%	50.3%	41.5%	64.0%	67.4%
14	大阪大学					3.72	3.88	3.15	688	683	727	185	180	231	86	82	99	80	80	80	100	28.7%	38.9%	33.5%	38.6%	43.8%	47.6%
15	神戸大学					3.95	4.32	4.15	809	839	905	205	194	218	85	83	97	80	80	80	100	48.6%	34.0%	49.0%	54.7%	50.5%	64.5%
16	島根大学		●			2.07	1.33	1.74	31	16	47	15	12	27	10	11	18	20	20	20	30	8.7%	10.3%	4.3%	15.4%	16.7%	100.0%
17	岡山大学					2.61	2.04	1.41	146	106	114	56	52	81	32	37	51	45	45	45	60	31.5%	15.1%	25.0%	31.4%	43.5%	33.3%
18	広島大学			○	○	1.65	1.89	1.66	139	142	153	84	75	92	44	44	58	48	48	48	60	12.5%	20.8%	25.0%	36.5%	34.4%	25.0%
19	香川大学	●				2.05	1.08	1.52	45	39	67	22	36	44	10	18	15	20	20	20	30	4.5%	18.2%	7.1%	14.3%	33.3%	
20	九州大学			○	○	1.90	2.59	3.05	190	251	354	100	97	116	79	83	99	80	80	80	100	21.0%	28.3%	26.4%	36.2%	39.2%	53.8%
21	熊本大学			○	○	1.94	2.05	1.89	35	76	91	18	37	54	16	19	35	22	22	22	30	10.3%	20.6%	15.6%	21.2%	10.0%	25.0%
22	鹿児島大学	●				2.08	2.00	1.56	25	32	42	12	16	27	7	9	14	15	15	15	30	6.3%	0.0%	5.7%	4.3%	8.0%	
23	琉球大学		●	○	○	1.72	1.36	2.21	31	38	84	18	28	38	11	21	29	22	22	22	30	16.7%	13.2%	10.0%	12.5%	43.8%	
24	都立大学東京					9.09	7.43	8.32	627	565	724	69	76	87	47	63	63	52	52	65	65	31.7%	29.7%	39.1%	49.4%	40.6%	43.6%
25	大阪市立大学					2.99	3.15	3.58	386	410	429	129	130	120	58	54	74	60	60	60	75	25.0%	26.1%	25.0%	40.2%	43.1%	69.2%
26	北海学園大学			○	○	2.33	2.07	1.94	63	58	62	27	28	32	22	19	20	25	25	30	30	27.0%	9.7%	29.2%	15.4%		
27	東北学院大学	●				2.08	1.81	1.53	25	37	52	12	23	34	8	14	18	30	30	30	50	5.6%	5.1%	12.1%	18.9%	9.4%	
28	白鷲大学		●			2.29	1.71	1.58	32	24	49	14	14	31	8	10	16	20	25	25	30	2.5%	5.7%	16.7%	9.5%	21.1%	50.0%
29	大宮法科大学院大学		●	○	○	1.88	1.61	1.56	94	122	123	50	76	79	27	43	47	50	70	70	100	6.4%	10.2%	14.8%	19.8%	14.0%	
30	獨協大学		●	○	○	2.40	1.24	1.45	48	52	109	20	42	75	7	16	40	30	40	40	50	11.5%	3.7%	7.6%	20.0%	20.0%	
31	駿河台大学		●			2.63	1.32	1.35	79	75	136	30	57	101	24	32	61	48	48	48	60	4.8%	7.6%	5.0%	13.1%	19.6%	9.5%
32	青山学院大学		●			2.63	2.58	3.27	158	274	239	60	106	73	24	29	33	50	50	50	60	9.4%	3.6%	9.0%	24.6%	17.5%	35.7%
33	学習院大学					2.44	5.55	3.94	266	488	370	109	88	94	49	51	49	50	50	50	65	22.5%	20.2%	24.4%	23.0%	28.4%	30.6%
34	慶應義塾大学			○	○	3.53	3.39	3.27	1,492	1,809	1,823	423	475	497	229	235	248	230	230	260	260	48.0%	50.4%	46.4%	56.5%	63.8%	63.4%
35	國學院大学		●	○	○	2.00	1.35	2.09	60	50	138	30	37	66	16	25	31	40	40	40	50	6.9%	7.4%	10.9%	10.0%	21.4%	50.0%
36	駒澤大学			○	○	2.40	1.49	2.03	84	70	154	35	47	76	15	28	33	45	45	50	50	2.5%	13.2%	10.4%	23.4%	21.6%	5.6%
37	上智大学					4.09	3.98	5.44	761	851	1,098	186	214	202	93	95	109	90	90	100	100	20.2%	19.6%	27.8%	41.7%	42.6%	33.3%

	フォローアップ対象校	重点	継続	書面調査実施	ヒアリング調査実施	平成21～23年度入学者選抜結果												入学定員				新司法試験合格者率						
						競争倍率 (A/B)			受験者数 (A)			合格者数 (B)			入学者数			※H24は予定				H23	H22	H21	H20	H19	H18	
						H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21							
38	成蹊大学				○	○	2.16	3.43	4.45	188	254	432	87	74	97	49	41	52	45	45	50	50	12.1%	11.8%	20.6%	37.8%	38.1%	44.0%
39	専修大学				○	○	2.57	2.47	3.55	242	279	369	94	113	104	50	61	47	55	55	60	60	14.4%	19.6%	20.5%	22.7%	25.0%	17.6%
40	創価大学						2.65	2.42	3.52	130	133	222	49	55	83	35	32	41	35	35	35	50	14.0%	19.6%	15.8%	21.7%	51.3%	57.1%
41	大東文化大学	●			○	○	1.22	1.16	1.24	61	74	94	50	64	76	33	27	41	40	40	40	50	2.9%	4.3%	7.0%	16.2%	11.1%	21.1%
42	中央大学						2.94	3.94	4.43	1,943	2,432	2,618	626	618	591	271	271	291	270	270	300	300	38.2%	43.1%	43.4%	55.7%	52.4%	54.8%
43	東海大学	●			○	○	1.30	1.35	1.22	30	23	55	23	17	45	15	5	21	30	30	40	50	9.9%	3.6%	6.0%	11.8%	12.5%	0.0%
44	東洋大学	●					2.13	2.11	1.98	32	40	119	15	19	60	9	9	30	40	40	40	50	12.5%	9.1%	7.1%	7.3%	27.3%	16.7%
45	日本大学	●					2.01	1.73	1.84	223	279	373	111	161	203	64	95	105	80	80	100	100	6.5%	12.9%	13.1%	17.6%	12.6%	13.0%
46	法政大学						2.44	2.58	2.55	293	333	362	120	129	142	60	74	87	80	80	100	100	16.9%	14.5%	18.1%	23.7%	18.6%	37.1%
47	明治大学						3.86	2.17	3.79	1,225	1,116	1,882	317	514	499	100	286	175	170	170	170	200	24.0%	25.4%	31.0%	31.8%	40.0%	45.3%
48	明治学院大学	●			○	○	1.46	1.36	1.62	86	141	224	59	104	138	29	48	57	40	60	60	80	4.5%	10.3%	11.7%	21.6%	20.4%	44.4%
49	立教大学						3.14	3.55	3.76	323	398	391	103	112	104	69	67	75	65	65	70	70	13.8%	20.7%	22.3%	22.6%	28.9%	
50	早稲田大学						2.95	2.99	2.72	2,499	1,726	1,642	846	578	604	261	257	275	270	270	300	300	31.9%	32.7%	32.6%	37.7%	51.6%	63.2%
51	神奈川大学	●			○	○	1.77	1.85	2.21	39	63	117	22	34	53	13	17	20	35	35	35	50	6.6%	15.1%	6.7%	12.2%	32.0%	30.6%
52	関東学院大学	●			○	○	1.76	1.13	1.47	30	44	78	17	39	53	14	16	16	25	30	30	30	10.9%	5.5%	12.5%	9.5%	39.1%	6.7%
53	桐蔭横浜大学	●			○	○	1.27	1.19	1.36	81	84	163	64	79	120	38	41	53	50	60	60	70	6.9%	7.2%	12.9%	12.7%	25.7%	
54	山梨学院大学						2.50	2.30	3.33	55	69	110	22	30	33	19	19	21	35	35	35	40	15.6%	27.5%	26.1%	17.5%	32.3%	54.5%
55	愛知大学						2.04	1.86	2.14	108	123	152	53	66	71	19	35	28	30	30	40	40	22.2%	31.8%	48.6%	45.7%	25.9%	72.2%
56	愛知学院大学	●			○	○	1.18	1.35	1.20	20	31	36	17	23	30	4	10	16	25	25	35	35	2.4%	8.8%	15.4%	0.0%		
57	中京大学						2.00	1.44	1.64	40	75	128	20	52	78	4	10	23	25	25	30	30	20.5%	14.3%	15.6%	22.2%	22.2%	
58	南山大学				○	○	1.44	1.55	1.91	112	129	185	78	83	97	26	27	36	40	40	50	50	26.3%	13.7%	30.5%	30.6%	38.5%	50.0%
59	名城大学				○	○	1.23	1.38	1.55	53	73	104	43	53	67	35	37	50	40	40	40	50	9.7%	20.0%	18.9%	16.1%	30.0%	40.0%
60	京都産業大学	●					2.00	1.56	1.52	22	53	102	11	34	67	4	7	19	32	40	40	60	3.2%	5.4%	2.0%	6.9%	19.4%	0.0%
61	同志社大学				○		2.01	1.53	1.89	558	461	647	278	302	342	93	114	136	120	120	120	150	23.5%	21.0%	19.1%	28.1%	35.4%	39.6%
62	立命館大学				○	○	2.00	1.80	1.92	525	521	602	262	290	313	107	133	139	130	130	150	150	15.3%	18.9%	24.7%	28.8%	36.7%	26.2%
63	龍谷大学	●			○	○	2.18	1.06	1.66	157	52	128	72	49	77	31	10	31	25	25	30	60	6.5%	11.4%	10.4%	8.3%		
64	大阪学院大学	●					2.09	1.54	1.19	23	40	89	11	26	75	4	11	33	30	30	45	50	2.6%	5.5%	5.8%	3.6%	14.3%	
65	関西大学						2.02	1.67	1.97	287	385	660	142	230	335	54	101	128	100	100	130	130	16.7%	14.5%	16.9%	20.3%	24.6%	50.0%
66	近畿大学	●			○	○	1.75	1.46	1.34	84	76	78	48	52	58	19	22	23	40	40	40	60	13.8%	14.0%	18.0%	16.0%	11.6%	50.0%
67	関西学院大学				○	○	1.16	1.88	1.59	225	361	435	184	192	274	80	81	135	100	100	125	125	14.6%	20.3%	19.4%	30.4%	30.0%	43.6%
68	甲南大学				○	○	1.86	1.41	1.74	159	182	331	96	129	190	21	36	49	50	50	50	60	16.1%	10.0%	18.3%	16.9%	25.0%	27.6%
69	神戸学院大学	●					2.00	1.74	1.30	34	61	69	17	35	53	9	8	30	35	35	35	60	2.6%	10.3%	10.7%	33.3%	36.4%	0.0%
70	姫路獨協大学	●					-	-	1.88	-	4	15	-	0	8	-	0	5	募集停止	募集停止	20	30	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	5.3%	0.0%
71	広島修道大学						2.00	1.12	1.15	30	38	46	15	34	40	8	23	27	30	30	30	50	14.3%	11.7%	12.6%	20.0%	28.6%	
72	久留米大学	●			○	○	2.05	1.47	1.36	41	47	60	20	32	44	11	15	17	30	30	30	40	7.7%	11.8%	10.0%	11.9%	3.4%	25.0%
73	西南学院大学				○		2.04	1.61	1.15	106	111	131	52	69	114	19	33	36	35	35	35	50	7.7%	11.1%	14.9%	4.3%	25.0%	50.0%
74	福岡大学						2.03	1.18	1.37	61	80	107	30	68	78	17	22	31	30	30	30	30	8.1%	22.2%	18.4%	30.3%	42.9%	60.0%
計(平均)		14校	15校	32校	29校		2.88	2.74	2.81	20,497	21,319	25,653	7,108	7,790	9,216	3,620	4,122	4,844	4,493(予定)	4,571	4,909	5,785	23.5%	25.4%	27.6%	33.0%	40.2%	48.3%

※ 競争倍率は、小数点以下第3位を四捨五入。新司法試験合格者率は、小数点以下第2位を四捨五入。
 ※ 平成24年度入学定員(予定)の合計については、「検討中」としている法科大学院は前年度と同数の入学定員とすると仮定して計算。
 ※ 姫路獨協大学は、平成23年度入学者より募集停止のため、算出できない箇所は「-」で表示。

資料2

中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
(第47回)H24.3.7

各法科大学院の改善状況に係る調査結果

平成24年3月7日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
法科大学院教育の質の向上に関する
改善状況調査ワーキング・グループ

1. 経緯及び趣旨

平成21年4月に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「法科大学院特別委員会」という。）が「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「特別委員会報告」という。）を取りまとめてから2年半以上が経過した。

この間、法科大学院志願者数の減少や司法試験合格率の低迷状態が継続するにとどまらず、平成23年11月に行政刷新会議における提言型政策仕分けにおいても「法科大学院の需給のミスマッチの問題については、定員の適正化を計画的に進めるとともに、産業界・経済界との連携も取りながら、法科大学院制度の在り方そのものを抜本的に見直すことを検討する。」との取りまとめがなされるなど、法科大学院を含む法曹養成制度全体を取り巻く状況は一層厳しさを増している。

各法科大学院は、制度全体が極めて厳しい状況下にあることを十分に認識した上で、法曹養成制度の中核的機関として社会の期待に応えるため、教育の改善に一層真摯に取り組むことが不可欠である。本ワーキング・グループにおいても、特別委員会報告の提言を踏まえ、これまでに4回、各法科大学院の教育の改善状況について調査を実施し、その結果を公表して改善の取組を加速させるよう促してきた。

第1回及び第3回の改善状況調査においては、すべての法科大学院に対し、現状の分析や特別委員会報告を踏まえた改善の取組等について調査を実施し、調査結果においては、入学者選抜や授業内容、成績評価、教育体制に関して課題を抱える一部の法科大学院に対して個別に改善すべき事項を指摘した。

また、入学者選抜の結果を踏まえた第2回及び第4回の改善状況調査においては、入学者の質の確保のための取組が十分ではない法科大学院を中心に調査を実施し、調査結果においては、入学者選抜における競争性（競争倍率2倍以上）の確保の徹底、適性試験の合格最低基準点の設定及び入学定員の見直し等にかかる抜本的な改善の必要性を指摘した。

各法科大学院が特別委員会報告や本ワーキング・グループの指摘を踏まえ、入学定員の削減等の改善に取り組んでいることはこれまでの調査でも確認されてきたところであ

るが、一方で、一部の法科大学院では、これまでの調査結果で個別に指摘した事項等の課題を抱えており、また、相当数の法科大学院においても改善によるその効果の顕在化にはいたらず、依然として厳しい状況にあることもまた事実である。

本ワーキング・グループは、今回、平成23年司法試験の結果が9月に発表されたことを踏まえ、第5回の改善状況調査として、第1回及び第3回の調査結果で指摘した課題等を中心に、各法科大学院における改善の進捗状況について確認を行うこととした。

2. 調査の概要

本ワーキング・グループにおいては、調査方針及び内容について審議した結果、以下の方法で調査を実施した（調査対象校については別紙参照。）。

(1) 書面調査

第1回及び第3回の改善状況調査と同様、すべての法科大学院を対象に書面調査を実施した。これにより、第1回の改善状況調査時に法科大学院から説明があった教育の改善の取組の進捗状況について、全体的な把握を行った。

(2) ヒアリング調査及び実地調査

以下のとおり、10校に対してヒアリング調査、32校（ヒアリング調査対象校5校を含む。）に対して実地調査を実施した。

①第3回の改善状況調査において、「重点的にフォローアップが必要」または「継続的にフォローアップが必要」と指摘した法科大学院（28校）

第3回の改善状況調査における指摘を踏まえた改善の進捗状況について、直接現地で確認を行う必要があると考えられることから、実地調査（教員との意見交換、定期試験答案確認、学生面談等）を実施した（学生募集の停止時期を明示している法科大学院については、実地調査対象から除外した。）。

②その他の法科大学院

(1)の書面調査及び平成23年司法試験の結果を踏まえ、司法試験の合格率、または修了直後の修了者における司法試験の合格率が著しく低い状況が継続していることなどから、修了者の質の確保に早急に取り組む必要があると考えられる法科大学院（10校）に対して、まず、ヒアリング調査を実施した。

その結果、当該法科大学院の現状や改善のための取組等について、より詳細に確認することが必要と判断された法科大学院（5校）について、実地調査（定期試験答案確認、学生面談等）を実施した。

3. 調査の結果

前述の通り、法科大学院を含む法曹養成制度を巡る状況は極めて厳しい事態に陥っていることに対して、今回の改善状況調査においても、全体として各法科大学院における危機意識が高まっていることは実感できた。

このような意識の下、多くの法科大学院では、本ワーキング・グループの指摘も踏まえ、試行錯誤を重ねながら改善の取組を強化してきている。

これらを踏まえ、今後の法科大学院の発展の観点から、今回の改善状況調査において確認された改善の取組と今後の課題を概括的に示すと、以下のとおりである。

なお、個別の法科大学院における改善状況に関する委員所見については、別紙に示した。これまでの改善状況調査において、個別に改善すべき事項について指摘した法科大学院のうち、11校については重点的に、20校については継続的にフォローアップが必要であるとした。

(1) 入学者選抜における入学者の質の確保に係る取組

入学者選抜における入学者の質の確保の重要性については、過去4回に亘る調査において、再三再四指摘してきたところであり、今回、ヒアリング調査や実地調査を実施した大部分の法科大学院においては、調査実施時点の途中経過ではあるものの、平成24年度入学者選抜において競争倍率2倍以上の確保に努める、法科大学院統一適性試験の点数が著しく低い者を入学させないための合格最低基準点を導入する等の改善の取組を行っていることが認められた。

また、入学定員においても、前年度比で87人減となり、ピーク時(5,825名:平成17~19年度)と比較して1,341人削減される見通しとなっており、入学者の質の確保の意識は引き続き着実に改善されてきていると考えられる。

このように多くの法科大学院で改善に向けた取組がなされる一方で、数は限られているものの、一部の法科大学院においては、平成24年度入学者選抜における競争倍率が依然として2倍を大きく下回るなど、入学者の質の確保の必要性についての認識が不十分な法科大学院も見られた。入学者の質の確保が十分でない法科大学院においては、学生間の学力や意欲にも大きな格差が見られ、結果として、法科大学院が提供する教育全体の質が低下するなどの問題が生じていることもあり、法科大学院の入口での質の確保の重要性について再認識する必要がある。

また、受験者間の競争性を意識して競争倍率2倍は厳守するものの、入学者数を確保するために、合格基準を下げているのではないかとの疑念を抱かせる法科大学院も見られた。これらの法科大学院においては、入学者の質の確保の重要性を再認識するとともに、適正な入学定員の在り方について検討する必要がある。特に、定員充足率が5割に満たない状態が継続している法科大学院にあっては、その組織全体の見直しに早急に取りかかる必要がある。

(2) 教育内容・方法の改善や成績評価の厳格化等に係る取組

各法科大学院においては、共通の到達目標を踏まえたカリキュラム改訂の実施やファカルティ・ディベロップメント（FD）等を通じた教育内容・方法の改善や成績評価及び修了認定の一層の厳格化に取り組むなど、一定の取組が行われている。

しかし、修了者の多くが修了直後の司法試験を受験せず、受験しても合格率が著しく低いといった状況が依然として見られるとともに、学生からは法科大学院の授業には期待していないという意見が聞かれるような法科大学院も一部存在した。このような状況を改善するためには、十分な学力を身に付けた者のみを修了させること、同時に学生自身も到達目標を意識して学修し、司法試験を受験するのに十分な学力を身に付けたという自信を持って修了できるようにする必要がある。

また、数は限られるものの、一部には、成績評価や修了認定の在り方についてなお課題を抱える法科大学院が見受けられる。例えば、

- ・ シラバスに記載している成績評価の基準とは異なる方法で成績をつけている、
- ・ 基礎的な理解を欠いていると思われる答案にもかかわらず、合格点ないしそれ以上の評価を与えている、
- ・ GPA制度を導入しているものの、成績評価においてS又はAの成績の学生が過半数となる科目があり、そのためGPAによる厳格な進級・修了認定の信頼性が疑われる、

といった問題状況にある法科大学院があった。これらの法科大学院においては、教育の在り方や、成績評価の在り方について、改善に向けた組織的な対応を図る必要がある。

4. おわりに

3. で示したとおり、多くの法科大学院では、法曹養成制度を巡る極めて厳しい状況も踏まえ、特別委員会報告の提言やこれまでの改善状況調査における本ワーキング・グループの指摘事項等を真摯に受け止め、改善に取り組んできており、その中には、約2年間という短期間にもかかわらず、かなりの改善効果を上げているところもみられる。

一方で、一部の法科大学院では、法科大学院として様々な改善策を講じてきているにもかかわらず、結果につながっていない大学院もあり、その原因分析を早急に行い、対策を講じていく必要がある。

さらには、これらの法科大学院の中には、残念ながら依然として危機意識に欠け、教育の質の改善に関する真摯な取組が不十分なところも見られる。本ワーキング・グループでは、数次にわたって問題点等を指摘することで各法科大学院における自発的な改善を促してきたところであるが、こうした状況にある法科大学院がなお存在していることを報告せざるを得ない。数は限られるとは言え、こうした一部の法科大学院の状況は、

法科大学院制度全体の信頼性を損ねるとどまらず、新たな法曹養成制度が一層の悪循環に陥ることとなり、制度の根幹を揺るがしかねない。これらの法科大学院においては、教育の質の改善のため、組織全体としてあらゆる手段を用いて抜本的な改善を果たせるように取り組んで行く必要がある。

本ワーキング・グループでは、入学者選抜の結果や司法試験の結果を踏まえた調査を今回の調査も含め5回に亘り実施してきたところであるが、上述のとおり、改善の取組が確認できている一方、取組の内容、その効果について、引き続き確認していく必要がある法科大学院が複数存在することから、引き続き教育の質の改善のためのフォローアップを実施する必要がある。その際、フォローアップの実施方法については、実効的なものとなるよう、従前の手法を検証し、次回以降の調査については特に課題を抱える法科大学院を中心に実施していくことが必要である。

これまでも、問題意識に欠ける、改善の取組が不十分であるといった課題を抱える法科大学院に対しては、本ワーキング・グループとしても、その課題について厳しく指摘してきたところであり、文部科学省においても、深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進するための公的支援の見直し策を公表し、平成23年司法試験の結果により公的支援の見直しを行う対象校を決定しており、それによって平成24年度予算より公的支援の減額が実施されることとなるなど、その組織見直しの促進が図られているところである。

しかし、繰り返しになるが、法科大学院を含む法曹養成制度は極めて厳しい状況にあり、この状況を好転させるため、文部科学省としても、引き続き、定員見直しの促進をはじめとしたあらゆる効果的な施策を講じる必要があると考える。

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保						修了者の質の保証						今回の調査結果				参考					
		入学定員				競争倍率		新司法試験合格者数			新司法試験合格率			修了直後の新司法試験合格率			ヒアリング調査		突地調査	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見		
		H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22 修了 H23 試験	H21 修了 H22 試験	R20 修了 H21 試験	対象校				対象校	突地調査における委員の所見
1	北海道大学	80	80	80	100	4.27	3.38	3.13	48	62	63	30.0%	43.1%	40.4%	26.6%	41.4%	45.8%						
2	東北大学	80	80	80	100	2.44	2.29	2.63	54	58	30	31.8%	36.5%	19.5%	20.4%	33.7%	20.4%						
3	筑波大学	38	38	38	40	3.77	4.53	5.58	4	11	3	7.3%	25.6%	8.8%	7.5%	25.0%	5.6%						
4	千葉大学	40	40	40	50	5.97	4.93	8.51	29	30	24	39.2%	43.5%	37.5%	37.5%	43.9%	48.7%						
5	東京大学	240	240	240	300	4.86	3.78	3.08	210	201	216	50.5%	48.9%	55.5%	54.1%	50.2%	56.6%						
6	一橋大学	85	85	85	100	4.48	5.26	4.48	82	89	83	57.7%	50.0%	62.9%	82.0%	54.8%	69.3%						
7	横浜国立大学	40	40	40	50	2.91	3.96	5.25	13	17	20	13.5%	19.1%	25.3%	12.5%	10.9%	30.4%	●					
8	新潟大学	35	35	35	60	2.03	1.83	1.83	8	9	14	10.4%	11.0%	17.3%	13.3%	11.1%	13.1%	●					
9	金沢大学	25	25	25	40	1.83	2.00	1.88	15	17	11	23.4%	31.5%	22.4%	25.8%	34.5%	19.2%						
10	信州大学	18	18	18	40	1.59	1.21	1.87	4	5	4	7.7%	12.2%	15.4%	5.4%	11.5%	10.7%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保を意図し、入学者選抜の厳格化について、一定の取組がなされている。</p> <p>一部の科目については、基本的理解に欠けていると思われるにも関わらず合格とされており、厳格な成績評価が行われているかは疑問があり、修了認定のレベルについても検討する必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えず、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保を意図し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>成績評価においては、概ね適正かつ厳格に評価がなされているが、一部の科目では学生の能力をより適切に評価するための一層の工夫が望まれる。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>改善のための取組が実施され、今後一定の成果が見込まれると考えられる。</p> <p>しかしながら、平成19年度修了生については、依然として合格者が1人とどまるなど、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることを考えれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保						修 育の質の保証						今回の調査結果				参 考						
		入学定員				競争倍率			新司法試験合格者数			新司法試験合格率			修了直後の新司法試験合格率			ヒアリング調査		実地調査		第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見	
		H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22 修了 H23 試験	H21 修了 H22 試験	H20 修了 H21 試験	対象校	対象校	実地調査における委員の所見				
11	静岡大学	20	20	20	30	2.45	1.69	1.75	7	6	4	14.9%	16.2%	11.1%	17.6%	12.5%	0.0%	●		<p>入学者選抜については、競争性の確保の意識、適性試験最低基準点の設定等、入学者選抜の厳格化について引き続き取組がなされている。</p> <p>FD活動を活発に行い、授業内容・方法、成績評価等についても組織的取組がなされているが、成績評価については、科目間でのずれが生じないように厳格に実施することが必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相当実施されているが、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保を意図し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>FD活動については、様々な改善が検討されているが、具体的な方策を実施するまでには至っておらず、早急に組織的取組を実施することが必要である。</p> <p>授業内容・方法、成績評価等について、教員間で共通の認識の下に取り組みされていない。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えず、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>組織的なFD活動が十分機能していないと考えられ、個々の教員による授業内容の検討も十分とはいえない点がうかがえる。</p> <p>また、具体的改善方策の検討も進んでいない状況であることから、改善が着実に実施されているとは言えない。</p> <p>さらに、新司法試験の合格状況も相当に厳しいことも踏まえれば、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>		
12	名古屋大学	70	70	70	80	3.83	5.25	2.95	43	49	40	31.6%	35.3%	33.3%	28.2%	34.9%	30.9%							
13	京都大学	160	160	160	200	2.95	3.62	3.37	172	135	145	54.6%	48.7%	50.3%	58.9%	51.6%	59.4%							
14	大阪大学	80	80	80	100	3.72	3.68	3.15	49	70	52	28.7%	38.9%	33.5%	30.1%	37.5%	28.6%							
15	神戸大学	80	80	80	100	3.95	4.32	4.15	69	49	73	48.6%	34.0%	49.0%	58.8%	37.0%	52.4%							
16	島根大学	20	20	20	30	2.07	1.33	1.74	4	3	1	8.7%	10.3%	4.3%	0.0%	6.7%	0.0%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保を意図し、入学者選抜の厳格化について、一定の取組がなされている。</p> <p>法科大学院として学生へのきめ細かな指導に取り組んでいるが、一方で、一部の学生からは、授業中心の学修に不安を感じているとの意見もあり、法科大学院として改めて実態を確認し必要な対応をとることが求められる。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えず、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保を意図し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>学生に対するオリエンテーションの実施や学生との意見交換会の開催等、一定の取組を実施している。</p> <p>成績評価の厳格化のための組織的取組を行っているが、学生が法科大学院の授業を中心に学修し、修了すれば自信を持って新司法試験を受験することができるよう、引き続き改善に取り組む必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>授業内容・方法・評価について、教員と学生との間で十分な共通理解が図られていないと思われる。</p> <p>また、学生面談の結果、基本的な理解を十分身につけたという自信を持っていないまま修了する者も少なからずいるのではないかと推測される。</p> <p>さらに、平成20、21年新司法試験では受け控えが多く、新司法試験の合格状況も相当に厳しいことを踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>		

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保						修了者の質の保証						今回の調査結果				参考					
		入学定員				競争倍率		新司法試験合格者数			新司法試験合格率			修了直後の新司法試験合格率			ヒアリング調査		実地調査		第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見	
		H24 (9/20)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22 修了 H23 試験	H21 修了 H22 試験	H20 修了 H21 試験	対象校	対象校	実地調査における委員の所見			
17	岡山大学	45	45	45	60	2.61	2.04	1.41	23	8	13	31.5%	16.1%	25.0%	43.6%	16.2%	15.2%						
18	広島大学	48	48	48	60	1.65	1.89	1.68	10	16	21	12.5%	20.8%	25.0%	6.8%	19.6%	15.4%						
19	香川大学	20	20	20	30	2.05	1.08	1.52	2	10	3	4.5%	19.2%	7.1%	0.0%	14.3%	6.3%						
20	九州大学	80	80	80	100	1.90	2.59	3.05	42	48	48	21.0%	26.3%	26.4%	23.2%	26.4%	28.1%						
21	熊本大学	22	22	22	30	1.94	2.05	1.69	4	7	5	10.3%	20.8%	15.6%	12.5%	6.3%	17.4%						
22	鹿児島大学	15	15	15	30	2.08	2.00	1.56	3	0	2	6.3%	0.0%	5.7%	5.6%	0.0%	4.5%						

入学者選抜における競争性の確保等、入学者選抜の厳格化についての取組が実施されている。
 FD会議を重ねるなど、教員の共通認識化に対する組織的な取組は一定程度行われているが、その成果については見守る必要がある。
 学生の授業への信頼度が低いことは問題である。
 指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして重点的にフォローアップを実施していく。

入学者選抜における競争性の確保を意図し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。
 FD等を通じ、授業科目間での内容の調整や成績評価の厳格化について改善を行う努力が見られるが、成績評価の結果等を見ると、組織全体で徹底されるまでには至っておらず、引き続き改善の努力が必要である。
 指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。

入学者選抜における競争性の確保を意図するなど、入学者選抜の厳格化についての取組がなされている。
 定期試験の解説を丁寧に示すなど、改善の取組がなされているが、大学側も認識しているとおりに、共通の評価目標の設定や到達度評価方法に関する取組が担当教員ごとに行われており、組織として改善の取組を一層実施していくことが望まれる。
 しかし様々な改善策が講じられているにもかかわらず、結果につながらないことは事実であり、その原因の分析は急務である。
 指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして重点的にフォローアップを実施していく。

入学者選抜において、入学者の質の確保が十分になされているとはいえない。
 学修の到達目標について教員間で話し合い、学生に示すなど、改善の努力がされているが、授業や定期試験の実施方法に課題もあり、さらに組織として改善を徹底することが望まれる。
 指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。

大学側の改善方針が一部学生側に伝わっていない部分があると思われる。
 また、授業内容の検討や学生への情報提供などについて組織的な取組が不十分な状況にあると考えられる。
 さらに、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言えず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保							修. 生の質の保証							今回の調査結果			参考			
		入学定員				競争倍率			新司法試験合格者数			新司法試験合格率			修了直後の新司法試験合格率			ヒアリング調査 対象校 対象校	実地調査		第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見
		H24 (学則)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22 修了 H23 試験	H21 修了 H22 試験	H20 修了 H21 試験		実地調査における委員の所見			
23	琉球大学	22	22	22	30	1.72	1.38	2.21	7	5	4	16.7%	13.2%	10.0%	16.7%	12.5%	8.0%	●	<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者選抜の厳格化について一定の取組がなされているが、志願者数の増加など推移を見守る必要がある。</p> <p>FD活動、成績判定会議における成績分布の検証、授業改善報告書の教員間での共有化などの取組が行われているが、取組状況について教員間に差があり、組織的な取組として改善を進める必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相対なされているが、なお、課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜については、依然として厳しい状況にある。</p> <p>授業参観や成績評価に関し、FDの取組が活発化しており、成果につながるよう引き続き努力することが必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相対なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>改善の努力は行われているものの、組織的なFDの取組が十分に実施されていないと考えられる。</p> <p>また、入学者選抜でも厳しい状況にある。</p> <p>さらに、新司法試験について相対に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	
24	首都大学東京	52	52	65	65	9.09	7.43	8.32	38	30	34	31.7%	29.7%	39.1%	39.0%	30.8%	50.9%					
25	大阪市立大学	60	60	60	75	2.99	3.15	3.58	30	31	24	25.0%	26.1%	25.0%	24.2%	23.9%	27.7%					
26	北海学園大学	25	25	30	30	2.33	2.07	1.94	10	3	7	27.0%	9.7%	28.2%	16.7%	7.4%	31.6%					
27	東北学院大学	30	30	30	50	2.08	1.61	1.53	2	2	4	5.6%	5.1%	12.1%	0.0%	0.0%	0.0%	●	<p>入学者選抜における競争性の確保を意識するなど、入学者選抜の厳格化について一定の取組がなされているが、学生の二極化が進むなど更なる質の確保のための取組が必要である。</p> <p>カリキュラム改革を行うなど、一定の取組が行われているが、成績評価の厳格化、学習到達度の明確化等、総じて組織的な取組となっておらず、組織的に改善に取り組むことが必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言いがたい、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要があることから、当WGとして重点的にフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>教育内容・体制の問題点について組織的な分析がなされておらず、カリキュラムの改善、成績評価の厳格化、学修の到達度の明確化等がいずれも不十分である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言いがたい、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>学生の質の確保が相当困難となっているにもかかわらず、入学者選抜での競争性の確保に関する取組や教育内容・方法の改善のための取組が十分なされていないと思われる。</p> <p>さらに、新司法試験について相対に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言えず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保						修了者の質の保証						今回の調査結果				参考				
		入学定員				競争倍率		新司法試験合格者数			新司法試験合格率			修了直後の新司法試験合格率			ヒアリング調査		実地調査		第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見
		H24 (予期)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22 修了 H23 試験	H21 修了 H22 試験	H20 修了 H21 試験	対象校	対象校	実地調査における委員の所見		
28	白鷲大学	20	25	25	30	2.29	1.71	1.58	1	2	4	2.5%	5.7%	16.7%	0.0%	4.0%	12.5%			<p>入学者選抜の厳格化について、一定の取組がなされているが、学生数の確保のために抜本的な改善が必要である。定期試験の内容が知識確認にとどまっているなど、成績評価に起因する問題点の改善が不十分であり、組織的な取組が必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が具体的に進んでいるとは言えず、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>きめ細やかな学修支援が行われている一方で、学修の到達目標の明確化や成績評価の厳格化、より思考力を高めるための教育内容の改善が必要ではないかと思われる。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>改善のための取組が実施されているものの、入学者選抜の状況などからみて、なお、競争的環境の下で質の高い学生を確保できるか懸念がある。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
29	大宮法科大学院大学	50	70	70	100	1.88	1.61	1.56	9	12	12	6.4%	10.2%	14.8%	1.4%	3.8%	2.8%			<p>桐蔭横浜大学との統合を発表。</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。</p> <p>成績評価の厳格化の取組も不十分である。教員間の連携により、学生に学修の到達目標を示しつつ、教育方法や成績評価方法等の改善に取り組む必要がある。</p> <p>新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	
30	獨協大学	30	40	40	50	2.40	1.24	1.45	11	3	5	11.5%	3.7%	7.6%	6.7%	0.0%	4.2%			<p>入学者選抜の厳格化についての取組が引き続きなされている。</p> <p>教育方法の改善等の取組がなされているが、成績評価等について一層組織的な取組を進める必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>きめ細かな学修支援が実施されている。成績評価等について、組織的な取組が十分とはいえない部分がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>授業内容や方法の改善に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者選抜の状況や新司法試験の結果を踏まえた改善策について、組織的な取組がいまだ十分とはいえない。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保						修習者の質の保証						今回の調査結果				参考					
		入学定員				競争倍率			新司法試験合格者数			新司法試験合格率			修了直後の新司法試験合格率			ヒアリング調査		実地調査		第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見
		H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22 修了 H23 試験	H21 修了 H22 試験	H20 修了 H21 試験	対象校	対象校	実地調査における委員の所見			
31	駿河台大学	48	48	48	60	2.63	1.32	1.35	5	7	4	4.6%	7.6%	5.0%	3.4%	3.9%	2.1%			<p>入学者選抜における競争性の確保は意識されており、入学者選抜の厳格化について一定の取組がなされている。</p> <p>成績評価の基準が不明確で科目間の対応に差も生じており、教育の改善の取組について組織的な対応が必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が具体的に進んでいるとは言えず、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>GPA制度の導入等、厳格な成績評価についての一定の取組がなされているが、FD等により、組織的に更なる改善に取り組む必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>改善の取組は実施されているが、改善効果が認められる段階に至っているとはいえない。</p> <p>厳格な成績評価・修了認定の徹底などについては、改善が十分な状況に達しているとはいえない。</p> <p>さらに、新司法試験の合格状況も相当厳しいことも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	
32	青山学院大学	50	50	50	60	2.63	2.58	3.27	8	3	8	9.4%	3.6%	9.0%	10.3%	5.9%	7.1%			<p>入学者選抜については、競争性の確保を意識するなど入学者選抜の厳格化について一定の取組がなされている。</p> <p>成績評価については、一部においてその厳格性に疑問があり、また学生への評価方法・基準の明示等について教員間にバラツキがあり、組織全体として取り組む必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が具体的に進んでいるとは言えず、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜における競争性は確保されているが、相当数の合格者を出しながら、入学者数が入学定員を大幅に下回っており、入学者の質の確保がなされているのか検証が必要である。</p> <p>成績評価・修了認定の厳格性の確保に疑問がある。</p> <p>カリキュラムや授業内容・方法、教育体制、成績評価等の在り方について組織的な改善の取組が必要である。</p> <p>新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>		
33	学習院大学	50	50	50	65	2.44	5.55	3.94	18	19	21	22.5%	20.2%	24.4%	16.2%	25.6%	25.5%						
34	慶應義塾大学	230	230	260	260	3.53	3.39	3.27	164	179	147	48.0%	50.4%	48.4%	51.8%	53.3%	51.7%						

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保						修了者の質の保証						今回の調査結果				参考				
		入学定員				競争倍率		新司法試験合格者数			新司法試験合格率			修了直後の新司法試験合格率			ヒアリング調査		実地調査		第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見
		H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22 修了 H23 試験	H21 修了 H22 試験	H20 修了 H21 試験	対象校	対象校	実地調査における委員の所見		
35	國學院大学	40	40	40	50	2.00	1.35	2.09	5	5	6	6.9%	7.4%	10.9%	8.6%	8.1%	8.5%	●	●	<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者選抜の厳格化について一定の取組がなされている。</p> <p>一部において定期試験の採点が非常に甘く、成績評価の厳格化については、なお課題であり、その徹底に取り組む必要がある。</p> <p>FDの取組を一定程度実施しているが、その結果が組織的に共有されているか疑問である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えず、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜において、入学者の質の確保がなされているかなお懸念がある。</p> <p>GPA制度の導入等、成績評価の厳格化に一定程度取り組んでいるが、なお課題も見られ、その徹底に取り組む必要がある。</p> <p>カリキュラムや授業内容・方法の改善について、より抜本的な措置を講じる必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>教育内容や方法の改善や成績評価の厳格化に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者の質の確保に向けて改善の取組が十分に なされているとは言えない。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
36	駒澤大学	36	45	50	50	2.40	1.49	2.03	2	9	5	2.5%	13.2%	10.4%	0.0%	10.0%	4.0%	●	●	<p>入学者選抜における競争性の確保を意識するなど、入学者選抜の厳格化についての取組がなされている。</p> <p>成績評価の厳格化、学修の到達度の明確化などが不十分で、その徹底に組織的に取り組む必要がある。</p> <p>改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>		
37	上智大学	90	90	100	100	4.09	3.98	5.44	39	33	40	20.2%	19.6%	27.8%	18.6%	23.2%	26.9%					
38	成蹊大学	45	45	50	50	2.16	3.43	4.45	11	11	14	12.1%	11.8%	20.6%	8.5%	8.5%	20.4%	●	●	<p>入学者選抜における競争性の確保を意識するなど、入学者選抜の厳格化についての取組がなされている。</p> <p>GPAを用いた修了認定や一定の履修制限を設けることで、厳格な修了認定への取組も着手している。</p> <p>一方で、定期試験の在り方について成績分布、採点基準、答案の講評・返却について教員間での取組にバラツキがあり、FD会議等を通じて改善に取り組む必要がある。</p>		

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保								修習者の質の保証						今回の調査結果			参考				
		入学定員				競争倍率				新司法試験合格者数			新司法試験合格率			修了直後の新司法試験合格率			ヒアリング調査 対象校	実地調査		第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見
		H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22 修了 H23 試験	H21 修了 H22 試験	H20 修了 H21 試験	対象校		対象校	実地調査における委員の所見		
39	専修大学	55	55	60	60	2.57	2.47	3.55	17	18	17	14.4%	19.6%	20.5%	8.7%	18.3%	13.5%						
40	創価大学	35	35	35	50	2.65	2.42	3.52	12	18	12	14.0%	19.6%	15.8%	22.5%	25.0%	12.0%						
41	大東文化大学	40	40	40	50	1.22	1.16	1.24	2	2	3	2.9%	4.3%	7.0%	5.3%	6.7%	2.8%	●		<p>入学者選抜において、入学者の質の確保を図るという認識が極めて不十分であり、改善のための真摯な取組が見られない。</p> <p>成績評価の厳格性を担保するための取組が進んでおらず、厳格な成績評価がなされているか疑問である。</p> <p>極めて深刻な状況にあることを大学も認識しており、組織として、教育の在り方について抜本的な見直しに早急に取り組む必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えず、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要があることから、当WGとして重点的にフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜において、競争性の確保がなされておらず、入学者の質の確保を図るという認識が極めて不十分である。</p> <p>GPA制度の導入等、成績評価の厳格化に一定程度取り組んでいるが、厳格性の担保がなされておらず、その徹底に組織的に取り組む必要がある。</p> <p>組織として、教育の在り方の抜本的な見直しにすみやかに取り組む必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えず、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>厳格な成績評価が実施されていない科目が一部にみられ、成績評価の在り方に問題がある。</p> <p>個々の教員の成績評価の厳格性に対する認識も不十分であり、組織的なFD活動や改善への取組がなされているとはうかがえない。</p> <p>また、入学者選抜での競争性確保に向けた改善も不十分である。</p> <p>さらに、新司法試験についても相当厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言えず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	
42	中央大学	270	270	300	300	2.94	3.94	4.43	176	189	162	38.2%	43.1%	43.4%	43.0%	47.5%	49.8%						
43	東海大学	30	30	40	50	1.30	1.35	1.22	7	2	3	9.9%	3.6%	6.0%	4.2%	0.0%	2.8%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識が依然として不十分である。</p> <p>成績評価にバラツキがあり、厳格な成績評価が行われているか疑問である。</p> <p>教育の在り方(授業内容・方法、カリキュラム等)について問題がないか、組織として真摯に検討し、早急に改善のための抜本的かつ具体的な措置を講ずることが必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えず、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要があることから、当WGとして重点的にフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。</p> <p>また、授業内容・方法の改善や、成績評価の厳格化に向けた取組が不十分であり、その改善に組織的に取り組む必要がある。</p> <p>大学として教育の在り方についてすみやかに改善のための具体的な措置を検討する必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えず、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>入学者選抜は実質的に機能しておらず、入学者の質が十分確保されていないといえる。</p> <p>また、教員間の連携による、教員の資質能力の向上や授業内容の質の向上への取組が不十分である。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言えず、重点的にフォローアップする必要がある。</p>	

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保							修了者の質の保証						今回の調査結果			参考				
		入学定員				競争倍率			新司法試験合格者数			新司法試験合格率			修了直後の新司法試験合格率			ピアリング調査		実地調査	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見
		H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22 修了 H23 試験	H21 修了 H22 試験	H20 修了 H21 試験	対象校	対象校			
44	東洋大学	40	40	40	50	2.13	2.11	1.98	11	7	5	12.5%	9.1%	7.1%	8.1%	8.8%	5.0%			<p>入学者選抜における競争性の確保を意図し、入学者選抜の厳格化について一定の取組がなされている。</p> <p>成績評価の厳格化に向けた取組を引き続き行っている一方、教員によって学生への対応についてバラツキがあり、FDを通じて更なる教員の意識向上を図る必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保を意図し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>GPA制度の導入等、成績評価の厳格化に向けた取組を行っている。その効果について、引き続き検証を行う必要がある。</p> <p>教員の意識の向上やFD等の取組がされており、引き続き改善に取り組む必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>改善の努力は行われているものの、いずれについても現状を大きく好転させるまでには至っていないと思われる。</p> <p>特に厳格な成績評価・修了認定の徹底に関する取組自体も未だ不明確な部分が見られ、入学者や教員の質の確保などでも相当厳しい状況にある。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言いがたく、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
45	日本大学	80	80	100	100	2.01	1.73	1.84	12	21	20	6.5%	12.9%	13.1%	3.6%	7.3%	10.5%			<p>入学者選抜における競争性の確保を意図し、入学者選抜の厳格化について一定の取組がなされている。</p> <p>成績評価の厳格化への取組を継続しているが、成績評価における平常点等の扱いに疑義もあり、組織的に検証して改善に取り組む必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして重点的にフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜の競争性の確保については、一定程度の改善の取組を行っており、入学者の質の確保が実効的になされているかを見守る必要がある。</p> <p>成績評価の厳格化に一定程度取り組んでいるが、厳格性の担保が十分とはいえず、その徹底を図る必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>入学定員の見直しなどの入学者の質の確保や、厳格な成績評価などの修了者の質の保証などに向けた取組が十分に行われていないにもかかわらず、改善の必要性があることに対する十分な認識がなされていないと思われる。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言いがたく、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
46	法政大学	80	80	100	100	2.44	2.58	2.55	31	24	25	16.9%	14.5%	18.1%	7.0%	10.6%	15.3%					
47	明治大学	170	170	170	200	3.86	2.17	3.79	90	85	98	24.0%	25.4%	31.0%	23.8%	19.7%	28.3%					

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保							修習者の質の保証						今回の調査結果				参考							
		入学定員				競争倍率			新司法試験合格者数			新司法試験合格率			修了直後の新司法試験合格率			ヒアリング調査		実地調査		第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見			
		H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22 修了 H23 試験	H21 修了 H22 試験	H20 修了 H21 試験	対象 校	対象 校	実地調査における委員の所見						
48	明治学院大学	40	60	60	80	1.46	1.36	1.62	5	9	9	4.5%	10.3%	11.7%	2.0%	6.0%	5.6%			<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者選抜の厳格化について一定の取組がなされている。</p> <p>学修の到達目標を明示するなど、一定の改善は見られるものの、成績評価の厳格化など、組織全体として更なる改善の取組が求められる。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>		<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。</p> <p>教員間の連携が不十分ではないかと考えられる。FDの充実等により教員間で認識の共有等を図り、学生に対して学修の到達目標を明示するとともに、成績評価の厳格化に取り組むなど、組織的に改善の取組を行う必要がある。</p> <p>新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>				
49	立教大学	65	65	70	70	3.14	3.55	3.76	17	24	25	13.8%	20.7%	22.3%	6.9%	26.8%	21.9%									
50	早稲田大学	270	270	300	300	2.95	2.99	2.72	138	130	124	31.9%	32.7%	32.6%	37.5%	34.1%	34.4%									
51	神奈川大学	35	35	35	50	1.77	1.85	2.21	4	8	4	6.6%	15.1%	6.7%	4.3%	6.3%	10.0%			<p>入学者選抜については、競争性の確保を意識するなど、入学者選抜の厳格化について一定の取組がなされている。</p> <p>授業と自学自修のバランスについて組織的に検討することが必要である。</p> <p>司法試験で求められるレベルにまで教育するという意識をさらに強く持つ必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>		<p>入学者選抜における入学者の質の確保に向けた取組を一定程度行っているが、競争性の確保がなお不十分である。</p> <p>また、GPA制度の導入等、成績評価や進級・修了認定の厳格化に向けた取組についても、一定程度行っている。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>		<p>授業方法や定期試験問題について、学修到達度を的確に認識したうえでの改善を行うべき点が見られる。</p> <p>また、カリキュラムの構成意図が学生側に十分伝わっているかについて懸念がある。</p> <p>さらに、新司法試験について相応に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>		

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保						修了者の質の保証						今回の調査結果				参考				
		入学定員				競争倍率		新司法試験合格者数			新司法試験合格率			修了直後の新司法試験合格率			ヒアリング調査		実地調査		第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見
		H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22 修了 H23 試験	H21 修了 H22 試験	H20 修了 H21 試験	対象 校	対象 校	実地調査における委員の所見		
52	関東学院大学	25	30	30	30	1.76	1.13	1.47	5	3	7	10.9%	5.5%	12.5%	12.5%	20.0%	15.4%			<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者選抜の厳格化についての取組が実施されている。</p> <p>教育内容・方法については、各段階での到達目標を明示して授業を実施するなどの取組が行われているが、成績評価については更に適切なFD活動が必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保のための取組が不十分である。</p> <p>成績評価については、概ね適切に実施されているが、一部評価基準が不明確な科目があり、一層厳格化を徹底する必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>授業内容や方法の改善に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者選抜の改善に向けた取組が十分なされていない。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
53	桐蔭横浜大学	50	60	60	70	1.27	1.19	1.36	6	6	8	6.9%	7.2%	12.9%	8.2%	2.0%	8.6%			<p>入学者選抜については、競争性の確保を意識するなど、入学者選抜の厳格化について一定の取組がなされている。</p> <p>成績評価については、概ね適切になされているが、一部評価基準が不明確な科目もあり、一層厳格化を徹底する必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p> <p>なお、大宮法科大学院大学との統合については、事務担当者も含め、円滑に実施できるように進めていくことが必要であることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。</p> <p>成績評価の厳格化や自学自習の支援に取り組んでいるが、今後改善の努力の継続が必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>成績評価の厳格化に向けた取組に着手しているものの、教員組織のあり方や教育方法などについての改善がなお不十分であると考えられる。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
54	山梨学院大学	35	35	35	40	2.50	2.30	3.33	7	14	12	15.8%	27.5%	26.1%	17.4%	34.6%	27.3%					
55	愛知大学	30	30	40	40	2.04	1.88	2.14	8	14	20	22.2%	18.8%	48.8%	35.0%	25.0%	59.3%					

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保						修 習 者 の 質 の 保 証						今回の調査結果				参 考							
		入学定員				競争倍率		新司法試験合格者数			新司法試験合格率			修了直後の新司法試験合格率			ヒアリング調査		実地調査		第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見			
		H24 (予知)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22 修了 H23 試験	H21 修了 H22 試験	H20 修了 H21 試験	対象校	対象校	実地調査における委員の所見					
56	愛知学院大学	25	25	35	35	1.18	1.35	1.20	1	3	4	2.4%	8.8%	15.4%	0.0%	9.1%	9.4%			<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識が極めて不十分であり、入学者選抜の在り方について改善方を早急に検討する必要がある。</p> <p>シラバスに記載された評価方法と異なる運用を行っている場合等、成績評価について依然として教員間での共通認識となっておらず、それを補正する組織的取組も不十分であり、さらに改善の取組が必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えず、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要があることから、当WGとして重点的にフォローアップを実施していく。</p>		<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識が不十分であり、他の法科大学院を大きく下回る状況が続いている。</p> <p>成績上位者に対する特別な学修相談や予備校の答案練習への組織的支援をやめるなど、制度の改正がなされているが、受け入れた学生に基礎的な力量を身に付けさせ、それを伸ばせるよう、法科大学院として責任を持って取り組む努力が今後必要である。</p> <p>成績評価については、一定の改善を図ろうとしていることがうかがえるが、教員間で共通の認識になるまでに至っているとは認められない。さらなる改善の取組の検討・努力が必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えず、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>		<p>法科大学院として、改善の必要性が正しく認識されていないため、成績上位者による予備校の答案練習を組織的に支援するなど、受け入れた学生を自ら責任を持って教育しようという意識が希薄であり、法科大学院での教育を中心とした教育課程および学修指導体制を再構築する必要がある。</p> <p>また、入学者選抜での競争性確保についても深刻な状況にあるにもかかわらず適切な方策がとられないままであり、改善計画自体も全般的に不明確である。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言えず、特に重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	
57	中京大学	25	25	30	30	2.00	1.44	1.64	8	6	6	20.5%	14.3%	15.8%	16.7%	16.7%	21.1%								
58	南山大学	40	40	50	50	1.44	1.55	1.91	21	10	18	29.3%	13.7%	30.5%	31.0%	8.9%	19.1%								
59	名城大学	40	40	40	50	1.23	1.38	1.55	7	10	7	9.7%	20.0%	18.9%	15.6%	16.2%	5.3%								

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保						修了者の質の保証						今回の調査結果				参考				
		入学定員				競争倍率		新司法試験合格者数			新司法試験合格率			修了直後の新司法試験合格率			ヒアリング調査		実地調査		第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見
		H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22 修了 H23 試験	H21 修了 H22 試験	H20 修了 H21 試験	対象校	対象校	実地調査における委員の所見		
60	京都産業大学	32	40	40	60	2.00	1.56	1.52	3	4	1	3.2%	5.4%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者選抜の厳格化について一定の取組がなされているが、学生の二極化が進むなど更なる質の確保のための取組が必要である。</p> <p>授業内容・方法についても到達目標を示すなど一定程度改善の取組が行われているが、成績評価の厳格化については依然として課題を抱えており、組織全体として取り組む必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして重点的にフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜における改善の取組を一定程度行っているが、競争性の確保等、入学者の質の確保に向けた取組がなお不十分である。</p> <p>成績評価の厳格化について、一定程度改善の取組が行われているが、厳格性にはなお課題を抱えており、組織全体として徹底する必要がある。</p> <p>学生が修了までに必要な学力を身に付けることができるよう、入学者の質の確保やカリキュラム改革に引き続き取り組む必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>成績評価の厳格化など改善の取組が進められているが、すべての教員にそれが徹底されているとは言えない状況にあると思われる。</p> <p>また、それぞれの授業でも到達度を見据えて責任をもって学生を教育するという共通の認識のもとに行われているとはうかがえない。</p> <p>入学者選抜の状況からみて、質の確保についても不十分である。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言えず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
61	同志社大学	120	120	120	150	2.01	1.53	1.89	65	55	45	23.5%	21.0%	19.1%	13.0%	20.3%	17.9%					
62	立命館大学	130	130	150	150	2.00	1.80	1.92	40	47	60	15.3%	18.0%	24.7%	13.5%	15.2%	29.6%					
63	龍谷大学	25	25	30	60	2.18	1.06	1.66	5	8	5	6.5%	11.4%	10.4%	2.2%	1.9%	11.4%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保については改善傾向が見られるが、入学者選抜の厳格化についての取組を一層厳格に実施する必要がある。</p> <p>GPA制度や進級制度を導入しているが、これらの制度が有効に機能しているか検証していく必要がある。</p> <p>司法試験を受け控える者が増加しており、学生が自信を持って修了できるように教育内容に改善すべき点が無いかについて検討することが必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜における競争性については、一定程度改善が見られるが、この状況が継続するか改善の取組の在り方等を含めて検証し、引き続き努力する必要がある。</p> <p>カリキュラム改革や成績評価の厳格化について、一定程度改善の取組が行われている。ただし、修了認定の在り方については、検証が必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>改善のための取組が実施されているものの、入学者選抜での競争倍率が低く、入学者の質の確保に懸念が見られる。</p> <p>さらに新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保						修, 習の質の保証						今回の調査結果				参考					
		入学定員				競争倍率		新司法試験合格者数			新司法試験合格率			修了直後の新司法試験合格率			ヒアリング調査		実地調査		第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見	
		H24 (予期)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22 修了 H23 試験	H21 修了 H22 試験	H20 修了 H21 試験	対象 校	対象 校	実地調査における委員の所見			
64	大阪学院大学	30	30	45	50	2.09	1.54	1.19	2	3	2	2.6%	5.5%	5.6%	0.0%	3.2%	2.4%	●		<p>入学者選抜の厳格化についての取組は一定程度なされている。 学修の到達目標の明示や成績評価については、個々の教員における取組がなされているものの、組織的な取組として改善を進める必要がある。 指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えず、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要があることから、当WGとして重点的にフォローアップを実施していく。</p>	<p>実地調査における委員の所見</p>	<p>入学者選抜における入学者の質の確保に向けた取組は一定程度なされている。 成績評価について、依然としてその在り方に問題がある。 また、学生に対して到達目標を明確にした教育を行っておらず、FDも十分に機能していないため、組織的な改善に向けた取組・意識も欠けている。 指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えず、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>厳格な成績評価が実施されていない科目が一部みられるなど、成績評価の在り方に重大な問題があるにもかかわらず、対策が講じられていない。 また、学生に対して到達レベルを明確にした教育を行うための組織的な取組もなされていない。 また、入学者選抜状況を踏まえた入学定員見直しなどの入学者の質の確保に関する認識と取組も不十分である。 さらに、新司法試験についても相当しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言えず、重点的にフォローアップが必要である。</p>
65	関西大学	100	100	130	130	2.02	1.67	1.97	35	32	35	16.7%	14.5%	16.9%	11.5%	7.7%	15.5%	●					
66	近畿大学	40	40	40	60	1.75	1.46	1.34	8	8	9	13.6%	14.0%	18.0%	17.4%	12.1%	21.2%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者選抜の厳格化について一定の取組がなされている。 成績分布について、教員間での意識統一が図られているか疑問であり、全体として厳格な成績評価がなされていない。 指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>	<p>実地調査における委員の所見</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。 授業内容・方法等について、継続的に改善されている。 指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>学生の要望などを踏まえ、授業内容や方法の改善のための取組は一定程度行われている。 しかし、入学者選抜の状況とそれに伴う入学者の質の確保、少人数をいかけた取組など、いまだ改善が十分とはいえない。 さらに、新司法試験について相当しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップする必要がある。</p>
67	関西学院大学	100	100	125	125	1.16	1.88	1.59	26	37	37	14.6%	20.3%	19.4%	11.0%	13.5%	19.7%						
68	甲南大学	50	50	50	60	1.86	1.41	1.74	18	11	17	16.1%	10.0%	18.3%	12.6%	7.8%	17.1%						

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保						修了者の質の保証						今回の調査結果				参考				
		入学定員			競争倍率			新司法試験合格者数			新司法試験合格率			修了直後の新司法試験合格率			ヒアリング調査		実地調査		第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見
		H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22 修了 H23 試験	H21 修了 H22 試験	H20 修了 H21 試験	対象校	対象校	実地調査における委員の所見		
69	神戸学院大学	35	35	35	60	2.00	1.74	1.30	1	4	3	2.6%	10.3%	10.7%	0.0%	4.5%	9.1%	●	●	<p>入学者選抜の厳格化についての取組が一定程度なされている。 学生は三年間の学修で司法試験に合格できるレベルに達するとは考えておらず、何に問題があるのかについて、入学者選抜、教育内容・方法、成績評価・修了認定について、一環したシステムとしてみた場合の問題点を掘り起こしたうえで、これらを組織的に改善していくことを至急検討する必要がある。 指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えず、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要があることから、当WGとして重点的にフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。 成績評価の厳格性に問題があり、教員間で認識を共有し、改善に取り組む必要がある。 現状や教育の問題点に対する分析・認識が不十分である。 指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えず、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>競争倍率を2倍に近づける努力は行っているものの、質の高い入学者の確保の見通しが立っていない。 また、新司法試験の合格状況に関する分析・認識が不十分であり、授業や成績評価の改善効果が認められる段階にまではいたっていない。 さらに、新司法試験について相応に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言えず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
70	姫路獨協大学	募集停止	募集停止	20	30	-	-	1.88	0	0	2	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	<p>平成23年度より学生募集停止</p>	<p>入学者選抜が実質的に機能していないため、入学者の質が十分確保されていないといえる。 入学者の質の確保のための今後の取組も不明確である。 さらに、新司法試験について相応に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言えず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	
71	広島修道大学	30	30	30	50	2.00	1.12	1.15	7	7	6	14.3%	11.7%	12.8%	3.2%	11.1%	18.8%	●	●	<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者選抜の厳格化についての取組が実施されている。 教育方法については、学生の自学自習の在り方も踏まえ、改善の取組を実施する必要がある。また厳格な成績評価が実施されていない科目が一部みられるなど、成績評価の厳格化のための取組を実施する必要があることから、継続的にフォローアップする必要がある。</p>		

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保						修、生の質の保証						今回の調査結果		参考					
		入学定員				競争倍率		新司法試験合格者数			新司法試験合格率			修了直後の新司法試験合格率			ヒアリング調査 対象校 対象校	実地調査 実地調査における委員の所見	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見	
		H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22 修了 H23 試験	H21 修了 H22 試験					H20 修了 H21 試験
72	久留米大学	30	30	30	40	2.05	1.47	1.36	4	6	5	7.7%	11.8%	10.0%	0.0%	0.0%	10.7%	●	<p>入学者選抜の厳格化についての取組を実施しているが、学生の二極化が進んでおり、更なる質の確保のための取組が必要である。</p> <p>新しいカリキュラムを導入するなど一定の改善の取組が見られるものの、成績評価の厳格化については、引き続き組織的に取組を行う必要がある。</p> <p>全体として極めて厳しい状況が続いており、入学者の質の確保、教育の質の向上等あらゆる選択肢を排除せずに改善策を早急に実施する必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして重点的にフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する取組が不十分である。</p> <p>教育方法やカリキュラムについて改善のための議論が行われているものの、議論の途上にある部分も多く、引き続き改善の取組を必要とする。</p> <p>成績評価の厳格化のための取組は一定程度されているが、カリキュラムの改革とあわせて引き続き組織的に検討を行う必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えず、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>教育方法やカリキュラムの改善に向けた取組は開始されているものの、法科大学院で必要とされる到達度に対する認識や教育の改善の方向性についてなお検討すべき課題も多くある。また、入学者の質の確保のための取組も十分とは思われない。さらに、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言えず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
73	西南学院大学	35	35	35	50	2.04	1.61	1.15	6	8	10	7.7%	11.1%	14.9%	6.3%	9.3%	9.5%	● ●	<p>入学者選抜の厳格化についての取組を実施しているが、学生の二極化が進んでおり、更なる質の確保のための取組が必要である。</p> <p>成績評価は概ね適切で、進級判定も厳格に実施されており、厳格な成績評価が行われている。</p> <p>司法試験の結果が厳しい状況にあるので、引き続き改善の努力を行う必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>		
74	福岡大学	30	30	30	30	2.03	1.18	1.37	3	8	7	8.1%	22.2%	18.4%	0.0%	9.1%	11.1%	● ●	<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者選抜の厳格化について一定の取組がなされている。</p> <p>進級判定、修了認定が厳格に行われている一方、純粋未修者が適合していけるようにする組織的配慮や適合できなかった者に対するフォローの取組が重要である。</p> <p>さらに、司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、重点的にフォローアップを実施する必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>		
計(平均)		4,484 (予定)	4,571	4,909	5,765	2.88	2.74	2.81	2,063	2,074	2,043	23.5%	25.4%	27.6%	25.3%	25.7%	28.2%	10校 32校			

平成24年司法試験の受験予定者

平成24年4月27日

1	受験予定者数等		11,100人
	(1) 性別構成	男性	7,980人 (71.89%)
		女性	3,120人 (28.11%)
	(2) 受験資格		
	ア 法科大学院課程修了の資格に基づいて受験する者		11,005人 (99.14%)
		(7) うち既修者・法学部卒	3,414人 (31.02%)
		(イ) うち既修者・非法学部卒	469人 (4.26%)
		(ウ) うち未修者・法学部卒	4,735人 (43.03%)
		(エ) うち未修者・非法学部卒	2,387人 (21.69%)
		(注) 受験願書に基づく情報	
	イ 司法試験予備試験合格の資格に基づいて受験する者		95人 (0.86%)
	(3) 受験回数		
		1回目	4,944人 (44.54%)
		2回目	3,715人 (33.47%)
		3回目	2,441人 (21.99%)
2	選択科目別受験予定者		
	倒産法		2,548人 (22.95%)
	租税法		750人 (6.76%)
	経済法		1,106人 (9.96%)
	知的財産法		1,402人 (12.63%)
	労働法		3,454人 (31.12%)
	環境法		678人 (6.11%)
	国際関係法 (公法系)		180人 (1.62%)
	国際関係法 (私法系)		982人 (8.85%)
3	試験地別受験予定者		
	札幌市		313人 (2.82%)
	仙台市		372人 (3.35%)
	東京都		5,996人 (54.02%)
	名古屋市		886人 (7.98%)
	大阪市		2,309人 (20.80%)
	広島市		516人 (4.65%)
	福岡市		708人 (6.38%)

平成24年司法試験予備試験の出願状況について

平成24年司法試験予備試験の出願状況は、下記のとおりです（平成24年4月12日現在）。

1 出願者数 9,118人

2 試験地別

北海道	298人 (3.3%)
仙台市	193人 (2.1%)
東京都	5,880人 (64.5%)
名古屋市	482人 (5.3%)
大阪府	1,586人 (17.4%)
広島市	219人 (2.4%)
福岡市	460人 (5.0%)

法曹の養成に関するフォーラム 論点整理(取りまとめ)(概要)

平成24年5月10日

(※本概要は、論点整理(取りまとめ)のうち、各論点中「本論点の検討状況」記載の主な意見をまとめたもの)

第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

- ・ 法律事務所、企業、公務、地方公共団体、海外分野、労働分野及び消費者分野における活動並びに隣接専門職種団体及び法科大学院修了者についてのヒアリング・発表を整理。
- 訴訟以外の場においても法曹人材が活躍できる社会的仕組みについて、関係各省の連携とともに、官民が一体となって検討する必要あり。
- 法曹有資格者の活動領域については、様々な分野、組織体に広げていく努力をしてきたが、個々の取組の中で様々な壁にぶつかっている。
- 例えば20年後を想定して、経済界における法曹に対する需要の程度を検証することが必要。
- 法曹有資格者自身がより積極的に活動領域の拡大に取り組むことが求められる。
- 都市部でない地域における法曹のニーズを考える必要あり。
- いわゆる即独弁護士については、仕事を通じた訓練(OJT)を受ける機会を確保するための体制整備についても検討する必要あり。
- 社会の中で求められるプロフェッションとしての法律家に求められる価値について議論する必要あり。
- 法科大学院を修了して法曹の素養を身に付けた人材の活用の在り方について検討する必要あり。

第2 今後の法曹人口の在り方

- 今後の法曹人口の在り方については、20年、30年後の状況にも耐え得る内容を検討しなければならず、将来の日本の人口の減少や人口構造の変化も踏まえて検討する必要あり。
- 今後の法曹人口の在り方を議論する際には、法曹養成制度の在り方と関連しつつ、法曹の活動領域の拡大状況、法曹需要、国民の司法アクセスの状況等も踏まえ、総合的に検討すべき。
- グローバル化が進み、アジア諸国との競争が激化している現状に鑑み、競争力を高める観点から、法曹を戦略的に育てていくことが重要。
- これまでの法的環境、経済的な実態、社会構造が大きく変化する中で、従来の延長線のみで将来の構図を描いてよいのかを検討する必要あり。
- 努力目標として、一定数の法曹人口の増加を視野に入れながら、様々な政策を考えていくことは必要であるが、一定の時期を限って合格者数の数値目標を設定することに無理がないか検討すべき。

第3 法曹養成制度の在り方

1 法曹養成制度の理念と現状

(1) プロセスとしての法曹養成

- プロセスによる法曹養成の理念を確認しつつ、法科大学院の体制を理念に即して再編成する必要あり。
- 法科大学院間の格差が広がり両極化している現実を踏まえ、一部の法科大学院に対して厳しい措置を講ずることもあり得る。

(2) 法曹志願者の減少

- 司法試験合格率の低迷、弁護士の就職難、法科大学院の時間的・金銭的負担などから、法曹を目指すリスクが回避されている。
- 法曹志願者数の多寡を論ずる基準について、検討する必要あり。

(3) 法曹の多様性の確保

- 多様性を確保する観点からも、司法試験合格率の上昇に資するような方策を検討することが必要。

(4) 法曹養成課程における経済的支援

- 法科大学院生に対する経済的支援は既に充実。更なる優遇措置には、一般的な理解が得られない。
- 長期履修者への対応など、法科大学院生に対する支援の柔軟化等の検討が必要。

第3 法曹養成制度の在り方(続)

2 法科大学院について

(1) 教育の質の向上

- 適性試験についてどの程度機能を果たしているのかを検証するための情報開示が必要。なお、検証に当たっては、適性試験受験者全体について相関性を検証する必要あり。
- 教員の選考基準の検討や、教員を継続的に養成し得る仕組みとなるよう体制の整備が必要。
- 法曹有資格者の活動領域の拡大に合わせて、法科大学院における多様な専門教育の充実が不可欠。

(2) 定員、設置数

- 法科大学院の定員削減や統廃合について、これまでの文部科学省等における取組を通じて一定の努力が行われてきたが、それだけでは限界があることから、法令上の措置も含めて、より一層実効的に行うための方法を更に検討する必要あり。
- 法科大学院への実入学者数は減少しつつあり、想定される適正な司法試験合格者数を検討の上、これに比べて、全体として入学定員が適正かどうかは、中長期的な視点からの検討が必要。
- 法科大学院の定員削減や統廃合の検討に当たっては、全国適正配置についても配慮すべき。他方、これにも限界があることから、むしろ、地方の法曹志願者の教育の機会を確保する観点からの検討も必要。
- 大規模な法科大学院の定員削減の検討も必要だが、良質な教育を受ける機会を奪いかねないことにも配慮すべき。

(3) 認証評価

- 認証評価の成果がどのように表れ、生かされているのかの情報提供が必要。

(4) 法学未修者の教育

- 法学未修者が1年間で法学既修者と同じレベルを前提にして教育を受ける仕組みには無理があり、何らかの形で見直しの必要あり。
- 現在の司法試験に法学未修者が3年間で対応することは困難であり、枠組み自体をも含めて見直す必要も検討すべき。
- 法学未修者は個人差が大きく、個人の特性に合わせて柔軟なメニューを用意して行く必要あり。
- 純粋な法学未修者が、法科大学院に入学できる枠を狭めないようにする必要あり。
- 法学未修者の選抜について、法科大学院に広く入学させ、進級認定・修了認定を厳しくして絞り込む方法も考えられるが、この場合、法科大学院を修了すらできない人を大量に作り出すことへの対処が問題。

3 司法試験について

(1) 受験回数制限

- 受験回数制限は、法科大学院の教育効果を測定し、かつ、過度の受験競争を防ぐ点で合理的な制度。
- 司法試験合格率の低迷、司法試験を受け控える受験生もいる現状を勘案すると、5年間に5回まで受験できるように緩和すべき。
- 修了4年目以降の司法試験合格率が著しく低いことからすれば、受験期間を3年間に短縮することも選択肢としてあり得る。
- 法曹を目指して司法試験を受験するかどうかは、本人が決めるべき。

(2) 方式・内容

- 司法試験の中立性・公正性確保の観点から、本フォーラムで出題内容の難易度や合格者判定それ自体の当否の議論は困難。他方、新たな法曹養成制度の下での司法試験合格者に求められる専門的な学識・能力の内容や程度について、司法試験考査委員の間での共通認識の形成に資する議論は有益。
- 司法試験の科目や出題範囲について、法学未修者に配慮した検討が必要。
- 法学未修者対策として、単に司法試験の科目や出題範囲を軽減しても、法学未修者だけでなく、法学既修者の負担も軽減されるため、そう単純な問題ではない。
- 法科大学院で学んだことを適切に評価できるような試験として実施される必要あり。

(3) 合格基準・合格者決定

- (2)の1つ目の○と同じ。
- 司法試験の問題が何を問い、どのような内容・水準の答案を求めているかの情報発信が重要。
- 司法制度改革の目的について共有した上で、新しい法曹養成制度の下における合格者判定の在り方の大きな方向性について、議論する必要あり。

(4) 予備試験制度

- 予備試験について、単なる法科大学院のバイパスになっていないか等の観点からの検証が必要。
- 司法試験の受験資格として、法科大学院修了者以外に予備試験合格者にも認められていることを正面から認めた上で、法科大学院は、その魅力を高めていく必要あり。

第3 法曹養成制度の在り方(続)

4 司法修習について

(1) 法科大学院教育との連携

- 司法修習と法科大学院における教育との連携の在り方について、法科大学院と司法修習の位置付け、役割分担や実務修習への導入の在り方を踏まえた検討が必要である。

(2) 司法修習の内容

- 司法修習が、法曹として求められる汎用的な能力を身に付けるものであることを踏まえつつ、社会経済情勢の変化や価値観の多様化の中で幅広い活動領域を求められる弁護士のニーズへの対応について検討する必要あり。

5 継続教育について

- 法曹に対する継続教育の在り方について、法科大学院の役割、弁護士会での取組み含め、検討する必要あり。

法曹の養成に関するフォーラム 検討経過

開催日	主な議事
【第1回～第5回】 平成23年5月25日 平成23年6月15日 平成23年7月13日 平成23年8月4日 平成23年8月31日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の各事項について検討 <ul style="list-style-type: none"> (1) 個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方 (2) 法曹の養成に関する制度の在り方 ○ 平成23年8月31日、第一次取りまとめ <ul style="list-style-type: none"> (1) について：①貸与制を基本とした上で、②十分な資力を有しない者を対象に、貸与された修習資金の返還期限について猶予措置を講ずる。 (2) について：それまでの意見交換の結果を整理し、引き続き検討を行う。
【第6回】 平成23年10月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後の進め方について ○ 在るべき法曹像についての意見交換
(平成23年12月13日) (平成24年1月20日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法科大学院視察 <ul style="list-style-type: none"> ・早稲田大学法科大学院、東京大学法科大学院を視察
【第7回】 平成24年1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 司法試験、予備試験、二回試験結果報告等 ○ 意見交換
【第8回～第11回】 平成24年2月7日 平成24年2月27日 平成24年3月13日 平成24年3月19日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係者からのヒアリング、委員からの説明 <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士（法律事務所、法テラス勤務） ・企業法務関係（企業内弁護士、企業関係者） ・国家公務員関係（人事院） ・企業の業務展開（外務省、海外勤務弁護士等） ・地方公共団体（東京都、流山市） ・隣接法律専門職種関係者（日本司法書士会連合会） ・その他（法科大学院修了者、弁護士業務改革関係者） ・労働関係、消費者関係 ○ 質疑応答、意見交換
【第12回～第14回】 平成24年4月13日 平成24年4月24日 平成24年5月10日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 論点の整理に向けた意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・法曹有資格者の活動領域の在り方について ・今後の法曹人口の在り方について ・法曹養成制度の在り方について ○ 総務省から政策評価についてヒアリング ○ 現状把握及び意見交換を踏まえた論点整理の取りまとめ

※政府においては、今後、本フォーラムにおける論点整理の取りまとめを踏まえ、①法曹有資格者の活動領域の在り方、②今後の法曹人口の在り方、③法曹養成制度の在り方について、引き続き検討を行う予定。

法曹の養成に関するフォーラム 構成員名簿

(平成24年5月10日現在)

【関係政務等】	竹歳 誠	内閣官房副長官
	大島 敦	総務副大臣
	滝 実	法務副大臣
	藤田 幸久	財務副大臣
	高井 美穂	文部科学副大臣
	中根 康浩	経済産業大臣政務官
【有識者】		(敬称略)
座長	佐々木 毅	学習院大学法学部教授
		(五十音順)
	伊藤 鉄男	弁護士(元次長検事)
	井上 正仁	東京大学大学院 法学政治学研究科・法学部教授
	岡田 ヒロミ	消費生活専門相談員
	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事
	鎌田 薫	早稲田大学総長・法学学術院教授
	久保 潔	元読売新聞東京本社論説副委員長
	田中 康郎	明治大学法科大学院法務研究科教授 (元札幌高等裁判所長官)
	南雲 弘行	日本労働組合総連合会事務局長
	萩原 敏孝	株式会社小松製作所特別顧問
	丸島 俊介	弁護士
	宮脇 淳	北海道大学公共政策大学院長
	山口 義行	立教大学経済学部教授
関係機関	小林 宏司	最高裁判所事務総局審議官
オブザーバー	林 眞琴	最高検察庁総務部長
	若旅 一夫	日本弁護士連合会法曹養成検討会議委員

平成24年5月10日

法曹の養成に関するフォーラム 論点整理（取りまとめ）

(目 次)

第1	法曹有資格者の活動領域の在り方	1
第2	今後の法曹人口の在り方	8
第3	法曹養成制度の在り方	
1	法曹養成制度の理念と現状	
(1)	プロセスとしての法曹養成	10
(2)	法曹志願者の減少	12
(3)	法曹の多様性の確保	14
(4)	法曹養成課程における経済的支援	15
2	法科大学院について	
(1)	教育の質の向上	17
(2)	定員、設置数	20
(3)	認証評価	23
(4)	法学未修者の教育	24
3	司法試験について	
(1)	受験回数制限	27
(2)	方式・内容	29
(3)	合格基準・合格者決定	32
(4)	予備試験制度	35
4	司法修習について	
(1)	法科大学院教育との連携	37
(2)	司法修習の内容	39
5	継続教育について	41

第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

【本論点の説明】

司法制度改革審議会意見書では、「法の支配」を全国あまねく実現するため、弁護士の地域的偏在の是正が必要であるとともに、弁護士が、公的機関、企業、国際機関等社会の隅々に進出して多様な機能を発揮する必要があると指摘された。

これを踏まえ、法曹有資格者の活動領域の拡大の状況や法曹に対する需要の現状及びこれまでの取組の状況等を検討し、そこで明らかになった課題を整理しつつ、弁護士が地域的偏在の解消等そのニーズに即した活動領域の在り方や、弁護士を始めとする法曹有資格者（※）の需要が見込まれる官公庁、企業、海外展開等への活動領域拡大のための方策について検討する必要がある。

（※）司法試験合格者を指し、必ずしも弁護士資格を取得している者に限定されない。

【本論点の検討状況】

1 関係者からのヒアリング及び委員からの発表

(1) 法律事務所における活動について

○ 中小規模の法律事務所では、優秀な弁護士を採用し、事務所のレベルアップを図りたいと考えている一方で、現状からすると、新人弁護士を多数採用する余裕はない。法律事務所全体の求人数は減少してきており、現状は明らかに弁護士となる司法修習生の供給過剰の状態である。

もっとも、司法修習を終えた後、法律事務所の就職先が決まっていない者についても、人柄や能力が劣っているわけではなく、弁護士会で適切なアドバイスを受けた後には就職に至ることも多い。

○ 利害を調整すべき場面というのは、伝統的な法律業務に限らず、社会に広く存在するから、利害調整力を学んだ法曹有資格者が果たすべき役割は大きい。法曹有資格者が社会に提供できる能力について、社会全体で認知度の向上に努めることが重要である。他方、法曹有資格者も、自らの利害調整力を発揮するため、より広い視野を養い、語学力や海外の生活面などでの環境適応能力を身に付ける努力をする必要がある。

- 事務所に就職をすることなく登録当初から独立して活動する弁護士（いわゆる即独弁護士）については、仕事を通じた訓練（OJT）を受ける機会の確保に課題がある。
- 都市部であっても、司法過疎地であっても、埋もれた法的ニーズはまだ多く存在するが、その中には経済的裏付けのないものもたくさんあり、それらのニーズと弁護士をつなぐことが必要である。
- 法律事務所で働く弁護士の業務についても、積極的な広報・広告活動の展開などを通じて、より拡大していく余地がある。

(2) 企業における活動について

- 厳しい国際競争の中でのリスク管理等の観点から、法務部門を強化する必要性が言われる。もっとも、ビジネスの現場では、必ずしも細かな法律知識が必要なのではなく、ビジネスの総合的な流れに対する分析力や鋭敏なリスク感覚が必要であり、そのような能力を身に付けさせるため、大企業では、ある程度時間のかかる育成プログラムを設けているが、法曹有資格者がそのような能力を身に付けているわけではない。
- 企業において、法的な職業倫理を負っている弁護士が存在することには価値があり、今後、具体的な数値目標の策定、法科大学院における企業内弁護士実務家教員の増加、若手企業内弁護士に対するプログラム等の整備を通じて、企業内弁護士を増加させていくことが有益である。
- 中小企業では、社内で必要な人材を育成する余裕はなく、実業経験を重視して採用しているため、法務関係に限って弁護士を社内に置いておくニーズは乏しく、各案件ごとに個別に弁護士に依頼することが合理的である。
- 法曹有資格者の企業での活用を広げるためには、弁護士会の諸制度（弁護士会費、委員会活動等）との関係も整理する必要がある。
 （企業内弁護士は、平成13年9月時点で64人であったのに対し、平成23年6月末日時点で588人に増加 [2011年版弁護士白書]）

(3) 公務における活動について

- これまで、国家公務員採用試験や任期付職員制度等により、法曹有資格者や法科大学院修了者を多数採用してきた。また、平成24年度から実施される新たな採用試験体系の中でも、司法試験合格者を対象とする総合職

試験の院卒者試験（法務区分）を新設した。今後とも、法曹有資格者や法科大学院修了者の有為な人材について、行政への関心を高め、公務に取り込んでいくことが重要である。

（任期付職員法に基づく法曹有資格者の採用は、平成13年度で10人であったのに対し、平成23年度では139人に増加〔人事院資料〕）

(4) 地方公共団体における活動について

○ 東京都では、争訟案件だけでなく、政策形成能力を高めるとともに、専門性の高い法律実務等を的確に処理していくため、法曹有資格者の存在が不可欠であり、今後、法曹有資格者を計画的に確保し、かつ育成していくことが重要であると考えている。

○ 流山市では、独自条例の制定の動きが活発化し、その検討段階から市民参加の機運が高まる中、市民対応における法的課題が増加したことを背景に、弁護士を採用した。今後、地方公務員の任用制度との関係で、弁護士の任用が流動的になる可能性がある中で、事業の継続性の確保や、弁護士の安定的な確保のための仕組みが課題として存在する。

○ 地方公共団体における法曹有資格者の採用が進んでいないのは、自治体が弁護士に対してマイナスイメージを持っている点、その効果を測定し難い点、顧問弁護士との役割分担が不明瞭である点等にあると考えられることから、法曹有資格者の側で、採用へのアピールをする必要がある。

(5) 海外分野における活動について

○ 外務省としては、弁護士に、企業支援に関する政府と企業の仲介役を果たすとともに、国際的なルール作りにおいても、新たなルールの提案等の役割を果たしてもらうべく、弁護士の海外展開に関する戦略を策定する必要があると考えている。

○ 日本企業の海外（アジア）進出支援のための業務として、中小企業が求める基本的知識から全般的な法律業務を弁護士が担う必要性は高い。業務の内容としては、言語や資格の問題があることから、紛争解決業務の提供は困難であり、取引法務が中心となる。

(6) 労働分野における活動について

○ 労働分野において、労働者側から見た場合、働きがいのある人間らしい

仕事の実現に当たり、専門家として法曹の果たすべき役割は大きい。また、労使紛争の予防や自主的解決のためには、法曹が労働団体の職員として存在することが重要である。なお、労働審判事件が増加傾向にあることを踏まえ、その分野で法曹が活躍できる場の拡大につなげる観点からの方策を検討する必要がある。

(7) 消費者分野における活動について

- 消費者紛争に対する法的支援の必要性が増加していることに加え、特に小規模の自治体においては、消費生活相談に十分対応できる体制がとられていないところもあり、消費者紛争に関して弁護士に対するニーズは増すばかりである。消費生活センターと弁護士・公設事務所・弁護士会との連携の充実や、消費者問題についての若手弁護士への研修の充実が必要である。

(8) 隣接専門職種団体について

- 我が国に存在する弁護士以外の法律専門家の存在も考慮し、弁護士は、特に複雑困難な事件に対応できる専門的で豊かな法的素養を有する法律家と位置付け、司法書士は、市民に身近な法的問題の処理を担うものと位置付けることも、役割分担を明確にする上での一つの考え方である。また、国民の司法アクセスを向上させるためには、弁護士と司法書士の連携が必要である。

(9) 法科大学院修了者について

- 法科大学院を修了し、司法試験を3回受験してその受験資格を失ったが、他方、法学検定試験や法教育に関わる会社に就職したことから、法科大学院での教育が直接役に立っており、法科大学院で学んだことを社会に活かすことができていると考えている。

2 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。

- 国内の企業や団体等への法曹人材の活動領域の拡大を着実に進めていくことも、国内の訴訟担当者から課題解決者へと転換していく上で重要である。訴訟以外の場において法曹人材が活躍できる社会的仕組みをどのようにつくり上げていくのか、関係各省の連携とともに、官民が一体となって検討を進めていくことが大変重要である。

- 法曹有資格者の活動領域について、国民生活に密着した分野である消費者、労働、中小企業、更には国、自治体、国際機関、企業、その他の組織体に広げていくという努力をしてきたが、他方で、個々の取組の中では様々な壁にぶつかっている。
- 経済界においても、今後、法的サービスに対する需要が高まるものと認識しているが、例えば20年後を想定して、その需要がどの程度のものであるのかを検証することが必要である。
- 少子高齢化が進む中、求められる法的ニーズも変化していくことが予想されることから、法曹の活動領域も、訴訟分野から他の分野に広げていくことが重要である。
- ヒアリング結果によれば、法曹有資格者の活動領域が様々な分野に広がっていることが分かるが、今後、法曹有資格者自身がより積極的に活動領域の拡大に取り組むことが求められる。
- 法曹有資格者の活動領域の拡大を阻む一つの原因として、社会の法曹有資格者に対する固定観念が変わっていないことが考えられるため、法曹有資格者が果たすことのできる役割を具体的に提言し、これを実現するための仕組みを検討する必要がある。
- 法曹有資格者の海外展開については、政治、経済、文化等の幅広い分野において、司法制度改革審議会の検討当時から一段とグローバル化が進展したことを踏まえ、海外展開のための具体的な国家戦略、法整備、仕組みづくり等に向け、官民が一体となって取組を進めていく必要がある。
- 都市部でない地域における法的サービスについての日本司法支援センター（法テラス）等の役割は、今後ますます重要となると考えられることから、引き続きその活用を図る中で、都市部でない地域における法曹のニーズを考える必要がある。
- 「法の支配」をあまねく実現するためには、国家公務員だけでなく、地方公務員にも法曹有資格者が登用される制度も視野に入れる必要がある。今後ますます地方分権が進む中、行政に関わる案件のリスクが大きくなり、法曹有資格者が果たすべき役割は広がるのではないかと考えられる。
- 自治体等の公的機関において、適正な公務の遂行を図るため、争訟案件だ

けに限定することなく、専門性の高い法的実務を担う法曹有資格者の採用を大幅に拡大すべきである。

- 国が法曹としての資格を認定しても、就職時のミスマッチが生じる結果、社会に十分貢献できないという実態があり、検証の必要がある。もっとも、就職については、既存の法律事務所への就職のみならず、いわゆる即独弁護士のような形態で活動を始める者まで存在することも視野に入れながら議論することが必要である。
- いわゆる即独弁護士については、既存の法律事務所への就職がかなわず、やむを得ず即独弁護士の形態で活動を始めた者が増えてきていることに留意すべきである。また、即独弁護士については、仕事を通じた訓練（OJT）を受ける機会を確保するための体制整備についても検討する必要がある。
- 法律家が例えば行政で活動する、あるいは企業で働くことは、単なる就職ではなく、法曹というものの持つべき質・コアが社会の中で求められているという観点から推奨されるべきものであり、この質・コアが何か、プロフェッションとしての法律家に求められる価値について議論する必要がある。
- 法科大学院修了後の人材活用について、法曹の素養を身に付けた人材をどのように社会に送り出していくかも、法科大学院の在り方を検討する上で考えなければならない視点である。
- 法曹をどう使うのかということについて国としての戦略を持ち、これを踏まえて、法曹の数をどうするのかということも考える必要がある。
- 弁護士の基本的な職責は、民事・刑事その他の裁判手続の中で、当事者の権利擁護のためにその役割を果たすということにあり、法曹の活動領域の検討に当たっては、裁判関連分野は、その重要な構成要素として、この分野における活動の拡充に向けた検討が必要である。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

法曹が多様な分野で活動しやすくするための方策を検討する必要があるとされ、例えば、官公庁、地方自治体や企業等において一定数の法曹有資格者の採用を義務づける、司法試験合格後に司法修習を経なくても弁護士資格を付与されるための期間を短縮する、司法試験の実施時期を法科大学院修了前の3月に前倒しする、司法修習の終了時期（11月）を企業等の一般的な採用時期（4月）に合わせる、司法修習生が一定条件の下で勤務先を退職せずに従前の身分を維持した

まま修習を受けることができるようにする、司法修習生に対する採用活動の在り方を見直す等の指摘及び意見があった。

もっとも、これらの指摘等については、実際の需要の有無にかかわらず企業等に法曹有資格者の採用を義務づけるのは国民の理解を得られない、司法試験の実施時期を前倒しすることは、法科大学院修了者に受験資格を付与するという新たな法曹養成制度の枠組み自体を変えることとなる上、法科大学院での教育課程の更なる短縮を招くことになり妥当でない、現在の司法修習の時期（11月から1年間）は可能な限り司法試験の合格発表（9月）から不要な待機時間を設けないように配慮されており合理的である、効果的な司法修習を行うには修習専念義務等の一定の制約の下、全力で修習を行う必要があるといった意見があった。

第2 今後の法曹人口の在り方

【本論点の説明】

司法制度改革審議会意見書では、国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想され、その対応のためにも、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題であるとして、法曹人口増大の必要性が指摘された。今後の法曹人口の在り方について、法曹有資格者の活動領域の拡大状況や、これからの我が国社会における法曹の役割、法曹に対する社会の需要をも踏まえ、様々な角度から検討を行う必要がある。

【本論点の検討状況】

- ・ 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - 今後の法曹人口の在り方については、20年、30年後の状況にも耐え得る内容を検討しなければならず、その際には、我が国において将来人口が減少し、人口構造が変化することも踏まえつつ、法曹有資格者が今後どの分野にどの程度拡大していくことができるのか、また、拡大していくべきであるのかを検討する必要がある。
 - 今後の法曹人口の在り方を議論する際には、法曹養成制度の在り方と関連しつつ、法曹の活動領域の拡大状況、法曹需要、国民の司法アクセスの状況等の問題も踏まえて、総合的に検討すべきである。
 - 国民にとって身近な司法となっているかを見るため、例えば、東日本大震災の中で法曹が果たした役割を、国民の視点で検証する必要がある。
 - 今後、日本の人口が減少していくことは事実だが、我が国では、近時、予想を超えたグローバル化が進み、アジア諸国も台頭し、ますます競争が激化していることから、競争力を高める観点からも、法曹を戦略的に育てていくことが重要である。
 - これまでの法的環境、経済的な実態、社会構造が大きく変化する中で、従来の延長線のみで将来の構図を描いてよいのかを検討する必要がある。
 - 我が国の社会を取り巻く環境が変化する中、法曹の活動領域は拡大し、それに見合う法曹人口も必要になると考えられる。他方で、達成すべき時期を

明確にしつつ単年度の司法試験合格者数の目標を掲げることは、社会の実相に見合わないものとなりかねないところがある。努力目標として、一定数の法曹人口の増加を視野に入れながら、様々な政策を考えていくことは必要であるが、一定の時期を限って合格者数の数値目標を設定するという発想で法曹人口をとらえることについては無理がないかということも検討しておく必要がある。

- 法曹人口や司法試験合格者数については、従来、法曹三者だけで議論されてきたこともあり、増加が実現されてこなかったことから、司法制度改革審議会では、明確な数値目標を立てて改革を推進することが重視されたものである。
- 今後の法曹人口の在り方を検討するに当たっては、この間の急激な法曹人口の増加が、どのような効果を生み、どのような問題を生じさせているのかについて検証する必要がある。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

法曹の役割について、審議会意見は、今後の法曹は、訴訟を軸とした紛争解決・予防だけでなく、企業・団体、中央官庁、地方自治体、国会、国際機関など、社会の各分野における課題を解決する多様な役割が求められるとしており、これと同様の立場から、これまで法曹が十分に活躍してこなかった分野においても法曹の需要は多大に存在しているとして、今後とも法曹人口を大幅に増加させる必要があるとの意見が示されている。

なお、法曹と隣接法律専門職との関係については、法曹人口の大幅な増加と法曹の役割を拡大する取組みが進められる中で総合的に検討する必要があるとの意見があった。

以上と異なり、社会における法曹の役割については、審議会意見が必ずしも十分に勘案していなかった様々な隣接法律専門職の存在をも踏まえて、法曹とそれらとの連携と分担の在り方を考慮して検討する必要があるとの指摘がある。また、法曹需要についても、審議会意見が予想したような需要の増加は根拠がなく、既に弁護士の供給は過剰となっており、質を確保する上でも問題があるとの指摘もある。

これらの立場からは、法曹人口についても、大幅に増加させる必要はないとの指摘がされている。

いずれにせよ、法曹養成制度の在り方については、これら種々の意見が指摘する点も考慮に入れた上で、法曹に求められる役割と活動領域の拡大の状況や、司法・法曹に対する需要、国民の司法アクセスの状況等を踏まえた法曹人口の在り方と関連して、総合的に検討することが必要である。

第3 法曹養成制度の在り方

1 法曹養成制度の理念と現状

(1) プロセスとしての法曹養成

【本論点の説明】

新たな法曹養成制度は、法科大学院を中核として、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させたプロセスにより法曹を養成することを目指したもの。これに対し、司法試験や予備試験の受験資格の在り方等に対して様々な指摘もあることから、プロセスとしての法曹養成について検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

- ・ 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - プロセスとしての法曹養成制度を取り入れた結果、法科大学院において、ソクラティックメソッド等による双方向性の議論を重視した授業が実践され、学生に物事の本質や判断の分岐点を考えながら学習を積ませるようになるなど、司法試験という点のみにより選抜がされていた従来の制度よりも、非常に優れた制度であると考えられる。
 - プロセスによる法曹養成は、試験中心ではなく、専門的教育を十分に受けたものを法曹として養成していくという、日本の教育に新しい価値観をもたらす非常にチャレンジングな取組であり、優れた人たちもたくさん育てている一方、法科大学院の中には、一部に、体制が不十分なところもあるため、プロセスによる法曹養成の意味合いを確認しつつ、法科大学院の体制を理念に沿うよう再編成する必要がある。
 - 法科大学院間の格差が広がり両極化している現実を踏まえ、特に問題のある一部の法科大学院に対しては厳しい措置を講ずることもあり得る。ただ、一部に問題のあることを基に一般化して議論をすると、制度そのものへの誤解を招くことになりかねないため、プロセスによる法曹養成の思想自体は堅持した上、改めるべきところを改める必要がある。
 - プロセスとしての法曹養成は、ある程度ゆとりのある中で、多様な社会現象に対応できるような制度を目指したものと考えられるが、現状では、一部の法科大学院生であるが、司法試験の突破に苦勞するあまり、プロセスとし

ての法曹養成が機能している姿が見られない。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

新たな法曹養成制度は、司法試験という点のみでの選抜による従来の制度のもとでは、受験競争が過度に激化して受験生の中に受験技術優先の傾向が顕著になっており、司法制度改革が目指す質・量ともに豊かな法曹を養成するシステムとして問題があるとされたことから、法曹養成に特化した専門的教育機関としての法科大学院を新設し、これを中核として司法試験と司法修習とを有機的に連携させるシステムとして構想された。この趣旨から、新司法試験の受験資格を原則として法科大学院修了者のみに制限することとしたが、他方において、経済的事情等により法科大学院を経由しない者にも法曹になる途を確保するため、予備試験を設けて、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮しつつ、その合格者にも新司法試験の受験資格を認めることとしている。そして、予備試験の運用については、法科大学院修了者と予備試験合格者との間の競争の公平性を確保するために、両者の司法試験合格率を均衡させるとともに、予備試験合格者が法科大学院修了者と比べて不利に扱われることのないようにする旨の閣議決定がなされている（「規制改革推進のための三か年計画（再改定）」（平成21年3月31日））。

これに対し、法科大学院を中核とする制度の枠組み自体を批判するとともに、予備試験こそが受験者の多様性を確保するための重要な制度であるとする立場から、予備試験の科目数等を簡素化・簡易化して受験生の負担を軽減するべきであるとの指摘や、上記のような新司法試験の受験資格制限を撤廃して、法科大学院を新司法試験の受験資格とは無関係なものとして位置付けるべきであるとの指摘もされている。

これに対しては、これらの指摘は新たな法曹養成制度の趣旨に反するもので、不適切であり、予備試験は、その導入の趣旨を踏まえて実施すべきであるとの意見があり、さらに、法科大学院を中核とするという新たな法曹養成制度の趣旨や、経済的事情等により法科大学院を経由しない者にも法曹になる途を確保するという予備試験の趣旨にかんがみれば、法科大学院の学生には受験を認めないなど予備試験をより限定的なものにしたり、実施延期や廃止を検討すべきであるとの指摘もある。また、経済的事情等がないのに、法科大学院での教育を受けることをスキップして、試験のみで法曹資格を得ようとする「超特急組」が予備試験受験者・合格者の多数を占めることにならないかとの意見があった。

このように、司法試験の受験資格を法科大学院修了者と予備試験合格者に認めている新たな法曹養成制度の枠組み自体についても種々の意見が存在する。

第3 法曹養成制度の在り方
1 法曹養成制度の理念と現状
(2) 法曹志願者の減少

【本論点の説明】

新たな法曹養成制度が導入された当初に比べると、法曹志願者が年々減少しており、現状のままでは、法曹の質を維持しつつ、その大幅な増加を図るという所期の理念の実現は困難ではないかという懸念が示されているとともに、法曹志願者減少の要因についても、様々な見方があることから、法曹養成制度の在り方の検討に当たっては、法曹志願者の減少の観点からも検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

- ・ 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - 毎年の司法試験合格者数が頭打ちで、司法試験合格率が低迷するとともに、弁護士の就職難等が指摘される一方、数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要することなどから、法曹を目指すことのリスクを回避するため、法曹を志願しなくなる者が増えている現状にあると考えられる。
 - 法曹志願者の減少を議論するに当たっては、単に新しい法曹養成制度が始まった当初の人数と比較するのではなく、法曹志願者数の多寡を論ずる基準について、検討する必要がある。
 - 新しい法曹養成制度の導入以前に、既に過酷な司法試験受験競争状態にあったことから、優秀な人材が法曹を志望しなくなるという強い懸念があった。新しい法曹養成制度が導入された当初は、その趣旨に沿うように、多くの多様な志願者が集まったのに、その後減ってきているということが問題なのであり、新制度になったがために志願者が減ったということではない。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

法科大学院志願者減少の要因は、新司法試験の合格率が低迷していることにあり、優秀な人材が法曹を目指すようにするためには、新司法試験の合格者を増加させ、合格率を引き上げるのが有効であるとの意見があった。

この意見に対しては、どのような層の志願者が減少しているかが問題であり、果たして、既修

コースの修了者の半数が卒業した年に新司法試験に合格できるという現状が優秀な人材にとって法曹となることが困難な状況といえるのか、優秀な人材が法曹を志願しなくなっているとすれば、それはむしろ、弁護士の就職難などを背景として、法曹の魅力や資格としての価値が薄れており、法科大学院進学による経済的・時間的負担が見合わないと考えられているからであるとの見方もできるのではないかとの意見や、新司法試験は、法曹となろうとする者に必要な学識・能力の有無を判定することを目的とする資格試験であり、政策的に合格者数を決定できる枠組みとはなっていない上、必要な学識・能力を備えた受験者が増えているか否かを問わず、政策的に合格者数を増加させることが法曹のユーザーである国民から容認されるのかとの意見があった。

第3 法曹養成制度の在り方
1 法曹養成制度の理念と現状
(3) 法曹の多様性の確保

【本論点の説明】

司法制度改革審議会意見書では、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には学部段階での専門分野を問わず広く受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要があるとされた。しかし、法科大学院の志願者が大幅に減少する中で、法学部の学生以外の志望者も減少しており、司法制度改革の理念の実現に支障が生じているとの問題点も挙げられていることから、法曹養成制度の在り方の検討に当たっては、法曹の多様性の確保の観点からも検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

- ・ 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - 多様性の確保の理念が実現していないのは、残念なことである。様々な経験を有する者が法曹となるのは重要なことであり、これを実現するための方策を検討していくべきである。法曹を志願することを躊躇する原因の一つとして、司法試験の合格率が低いことがあると考えられることから、多様性を確保する観点からも、合格率の上昇に資するような方策を検討することが重要である。
 - 第3の1(2)に記載している法曹を志願しなくなる者が増えている原因は、特に志願者の多様性を確保することの阻害要因として顕著なものであると考えられる。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

法科大学院の志願者が大幅に減少する中で、法学部の学生以外の志望者も減少しており、多様な人材を多数法曹に受け入れるとの理念の実現に支障が生じている。

第3 法曹養成制度の在り方

1 法曹養成制度の理念と現状

(4) 法曹養成課程における経済的支援

【本論点の説明】

司法修習生に対する経済的支援の在り方については、本フォーラムにおける検討結果を第一次取りまとめとして整理したところであるが、法科大学院生について、経済的支援の充実が必要であるとの指摘があることから、法曹養成課程における経済的支援について検討が必要である。

【本論点の検討状況】

1 第一次取りまとめにおける整理

「個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方」について検討した結果、司法修習生に対する経済的支援の在り方として、①貸与制を基本として、②十分な資力を有しない者を対象に、貸与された修習資金の返還期限について猶予措置を講ずるべきであるとした。

2 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。

- 法科大学院生に対する経済的支援については、授業料の減免に加え、無利子・低利子で20年返済の奨学金制度があり、更に無利子奨学金の成績優秀者（上位3割）は奨学金の返還も減免されるほか、法科大学院の授業料が相対的に高額であることをも考慮し、通常の大学院生よりも増額が可能とされているなど、既に充実した支援が希望者全員になされていることを十分踏まえる必要がある。
- 法科大学院に対する経済的支援については、法曹を目指す者に限らず、人材の育成はあらゆる分野で共通の課題であるため、一部の職種のみ優遇するのは公平でない。また、法科大学院修了後に法曹となった者は、本フォーラムにおける経済状況調査によれば、弁護士6年目の平均所得額が1073万円であるように相対的に収入が高いことから、これ以上法科大学院生に限定して優遇措置を講ずることには、一般的な理解が得られないと考えられる。
- 法科大学院生に対する経済的支援の在り方については、専門職大学院を含めた学生全体に対する支援の枠組みの中で検討すべきであるが、法科大学院

については、法曹資格取得の前提であり、法曹志望者はこの課程を経なければならない点に特徴があることにも留意する必要がある。また、法曹の収入に関する指摘については、法曹人口拡大等の状況の中で、今後とも大きく変化していく可能性があることも考慮されるべきである。

- 法科大学院生は、他の分野よりも授業料が高額であることに不満を抱いている上、標準修業年限を過ぎると奨学金をもらえなくなることもあって、支援の柔軟化等の検討が必要であると考えられる。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

法科大学院生の経済的負担を軽減するため、経済的支援(奨学金等)の充実が必要であるとの意見があった。

第3 法曹養成制度の在り方
2 法科大学院について
(1) 教育の質の向上

【本論点の説明】

法科大学院における教育の質の向上を図るため、入学者選抜の在り方、法科大学院における成績評価及び修了認定の在り方、質の高い教員の確保等について、改善方策を検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

1 これまでの文部科学省等における取組

法科大学院においては、平成21年4月中央教育審議会法科大学院特別委員会の報告（以下「特別委員会報告」という。）等を踏まえ、入学定員の見直しによる競争性の確保や適性試験の合格最低基準点の導入といった入学者の質の確保、共通的な到達目標の導入や成績・進級判定の厳格化といった修了者の質の確保のための取組等がなされてきた。その結果、入学者に関しては、平成23年度までに、ピーク時に比べ、総入学定員は約2割減少するとともに、実入学者数は競争倍率の確保による入学者の質の確保の取組等により約4割減少し、修了者に関しては、厳格な成績評価・修了認定の実施により、標準修業年限での修了率は平成18年度の80.6%から平成23年度には73.6%になっている。

2 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。

- 適性試験について、どの程度機能を果たしているのかを検証可能にするような関係者による情報開示が必要である。なお、適性試験の検証に当たっては、個々の法科大学院の中だけで成績との相関等を見るのではなく、適性試験受験者全体について相関性を検証する必要がある。
- 教員の選考基準についても、単に研究者や実務家としての能力のみによるのではなく、教育能力をもどのように評価するのかを視野に入れて検討する必要がある。
- 法科大学院の教員については、法科大学院に相応しい教育を行うことができる人材の確保が不可欠である一方、個々の教員の授業等の負担が従前より

もかなり大きくなっていることや、若手教員の育成・補充が容易でないなどの深刻な問題があり、法科大学院の質の向上を図る上で、教員を継続的に養成し得る仕組みとなるよう体制の整備を図る必要がある。

- 法曹の専門性強化のためには、法科大学院における多様な専門教育の充実が不可欠であり、法科大学院の在り方を検討する際には重要視すべき項目である。特に、最近の弁護士活動のグローバル化や訴訟以外の活動領域の広がりといった変化に合わせて、英語での授業の強化や、幅広い視座を養成する機会を与えるなど、カリキュラムの一層の工夫が必要である。
- 3 なお、法科大学院教育について、関係者からは次のような意見を聴取した。
 - 法科大学院の教育においては、①多角的な側面から一つの事象を検討することで法的能力を涵養すること、②双方向で議論することや、自分の議論の筋道を立てて相手を説得すること、③多人数の前でプレゼンテーションすること、④リーガル・クリニック等を通じて実務的な体験をすること、⑤一部の法科大学院では英語による授業や交換留学制度を通じて国際化対応能力を涵養すること等が行われ、また、⑥多様なバックグラウンドを持つ学生から様々な経験を学ぶ機会にもなっている。
 - 法科大学院は、利害特定能力、利害調整能力、論理的説得能力という社会のあらゆる場面で機能する、価値の高い能力を学ぶ場となっている。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

- 法科大学院教育における問題点・論点として、次の点が挙げられる。
 - ・ 一部の法科大学院において、入学者選抜の競争性が不十分であり、入学者の質の確保に問題がある。
 - ・ 新司法試験の合格率が著しく低迷している法科大学院があり、また、一部の法科大学院において、厳格な成績評価及び修了認定を行っていない。
 - ・ 一部の法科大学院において、質の高い教員を確保できていない。
- 文部科学省において、法科大学院特別委員会報告に基づき、法科大学院教育の質の向上を目指した取組みを実施しているところであり、今後も、これを強力に推進する必要がある。

特別委員会報告は、各法科大学院が、自主的に入学定員の見直し等の改善措置を講じることが求めているが、法科大学院特別委員会が実施した各法科大学院の改善状況に関する調査の結果によれば、一部に、真摯に見直しを行っておらず、法科大学院として求められるレベルの教育ができていない法科大学院が存在しており、各法科大学院において一層の改善が求め

られる。

ワーキングチームにおいては、特別委員会報告及び文部科学省の取組みに関して、入学者の質を確保するためには、入学試験における競争性の確保（競争倍率2倍以上の確保）及び適性試験の改善（統一的な入学最低基準点の設定）が重要である、質の高い教員を確保するため、各法科大学院におけるFD（ファカルティ・ディベロップメント）の充実、教員養成体制の構築が必要であるとの意見があった。

第3 法曹養成制度の在り方
2 法科大学院について
(2) 定員, 設置数

【本論点の説明】

法科大学院教育における問題点・論点の存在などに鑑み、法科大学院の入学定員の更なる見直しについて検討する必要があるとともに、教育の改善が進んでいない法科大学院について、統廃合を含む組織見直しについて検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

1 これまでの文部科学省等における取組

法科大学院においては、特別委員会報告等を踏まえ、入学定員の縮減や競争倍率の確保により、入学者の質の確保に向けた取組がされてきた。その結果、平成23年度までに、ピーク時に比べ、入学定員については約2割、実入学者数については約4割減少した。また、競争倍率については、2倍未満の法科大学院が平成22年度の40校から平成23年度の19校へと改善されている。

文部科学省では、深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進するため、司法試験合格率や競争倍率を指標として、公的支援の見直しを実施している。(平成24年度の予算執行から6校の大学院について公的支援の減額を実施する予定。)

2 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。

○ 法科大学院の中には、体制が不十分なところもあるため、プロセスによる法曹養成の意味合いを確認しつつ、法科大学院の体制を理念に沿うよう適正な規模に再編成する必要がある。また、法科大学院間の格差が広がり両極化している現実を踏まえ、特に問題のある一部の法科大学院に対しては厳しい措置を講ずることもあり得る。

すなわち、法科大学院の定員削減や統廃合について、これまでの文部科学省等における取組を通じて一定の努力が行われてきたが、その取組だけでは限界があることから、法令上の措置も含めて、より一層実効的に行うための方法としていかなるものがあるのかを更に検討する必要がある。

○ 法科大学院は、かつての受験技術優先の学習への反省から、大きく教育内

容・方法を転換させるものとして新たに創設されたものであるが、法科大学院の教育の質について、司法試験合格率を客観的な指標として測らざるを得ない現状の下で、司法試験の合格率のみを過度に強調していくと、司法試験の合格を第一に考える危険性が高い。現在、法科大学院への実入学者数は減少しつつあり、想定される適正な司法試験合格者数を検討の上、これに比べて、全体として入学定員が適正であるかどうかという点については、中長期的な視点から検証を行う必要がある。

- 地方における司法過疎の解消のためには、地方に有能な人材を一人でも多く残す必要があることなどからも、法科大学院の定員削減や統廃合の検討に当たっては、全国適正配置についても配慮すべきである。
- 全国適正配置に配慮することは理念として重要であるが、地方の法科大学院について、司法試験合格率や入学者数等の観点から極めて厳しい状況にあるところが多く、また、現に法科大学院が存在していない県が相当数ある現状を踏まえると、単に地方にも所在すべきであるとの発想ではなく、理念の実質的な達成を目指して、地方の法曹志願者の教育の機会を確保していくという発想に切り替えていくべきである。また、道州制の議論のような地域単位を念頭に置いた議論をすることも必要であると考えられる。
- 地方の法科大学院によっては、統廃合に困難を伴うところもある上、その学校のいわば象徴として法科大学院を置いていたり、所在地域の弁護士会に当該法科大学院の修了生が相当数所属するなど、一つのモデルとしての存在価値もあることから、法科大学院の統廃合を進めるに当たっては、合理的な根拠がないとうまくいかないのではないと思われる。
- 定員の多い大規模な法科大学院についても、定員を削減していくことも検討する必要がある。
- 法科大学院の総定員数を削減する必要があるからといって、単純に定員の多い法科大学院について定員を削減しようとする、良質な教育を受ける機会を奪うことにもなりかねないことにも配慮すべきである。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

- ワーキングチームにおいては、法科大学院教育において問題点・論点が存在することなどに

かんがみると、法科大学院の入学定員の更なる見直しが必要であるとの意見が大勢を占めた。

そして、平成22年度の入学者選抜における競争倍率が2倍未満の法科大学院が40校も存在し、また、実入学者の総数も総入学定員に比して787人少なかったことなども踏まえて、特に問題点を抱える法科大学院は、その入学定員の削減を進めるべきであるとの意見があった。

この意見に対しては、審議会意見は、設置基準を満たした法科大学院は認可し、広く参入を認めるべきものとしたのであり、その趣旨を踏まえて議論すべきではないかとの意見があった。

- また、入学定員の削減については、基本的には、各法科大学院の自主的な取組みに委ねるのが相当ではないかとの意見があった。

この意見に対しては、新たな法曹養成制度の現状が理念に沿ったものとなっていないのは、法科大学院の設置数及び総入学定員が多すぎるものが大きな要因であるから、各法科大学院の自主性に委ねるのではなく、教育の質が確保できず、教育成果の挙げられない法科大学院については、在学生の教育の機会を担保した上で、退場してもらうルールを作る必要があるのではないかとの意見があった。

- 教育内容や教育体制に多くの課題を抱えているにもかかわらず、改善が進んでいない法科大学院に対して、統廃合を含む組織見直しを促す必要があることについては異論はなかったが、法曹界に多様な人材を受け入れるという理念や地元に着した法曹の養成という観点から、地方にも法科大学院が必要であり、法科大学院の全国適正配置に十分配慮すべきであるとの意見があった。

この意見に対しては、地方の法科大学院の中にも、質の高い教員の採用その他教育の質の確保という点で問題があり、新司法試験の合格実績も著しく低く、法曹を養成するという法科大学院の設置目的を十分に果たせていない法科大学院があることなどから、現実的な方策としては、むしろ、地方の法曹志願者については、法科大学院教育を受けるための財政的支援の充実を図るべきではないかとの意見があった。

また、法科大学院の統廃合を含む組織見直しを実効的に促進するために、認証評価を活用すべきであるとの指摘や、平成22年3月に法科大学院特別委員会が提言したとおり、新司法試験の合格実績を十分に挙げていない法科大学院について財政的支援の見直し（国立大学法人運営費交付金・私学助成金を削減すること）や人的支援の中止（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（以下「派遣法」という。）に基づく裁判官及び検察官の教員としての派遣要請に応じないこと）といった措置を検討すべきであるとの意見があった。

第3 法曹養成制度の在り方
2 法科大学院について
(3) 認証評価

【本論点の説明】

認証評価については、各認証評価機関の間で評価にばらつきがあり、評価内容についても、形式的な評価にとどまっているものもあるとの問題点が挙げられており、認証評価の在り方について検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

1 これまでの文部科学省等における取組

認証評価について、法科大学院が初めて認証評価を受けた結果、3つの認証評価機関での評価の方法・内容にばらつきがある、評価項目によって形式的な評価にとどまっているなどの課題が生じたことから、平成22年に文部科学省令を改正し、新司法試験の合格状況を含む修了者の進路に関する事項を新たな評価項目として追加するとともに、評価方法について、法曹養成の基本理念を踏まえ、特に重要と判断した項目の評価結果を勘案しつつ、総合的に評価するなど、適切な適格認定を行うことができる評価方法となるようにし、各認証評価機関においても、この改正内容を踏まえて評価基準を改めたところであり、今後、2回目の認証評価が行われる予定。

2 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。

- 認証評価の在り方を検討するに当たっては、認証評価の成果がどのように表れ、生かされているかの情報が提供される必要がある。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

法科大学院教育の問題点の1つとして、認証評価については、各認証評価機関の間で評価にばらつきがあり、評価内容についても、形式的な評価にとどまっているものがあると挙げられている。

第3 法曹養成制度の在り方
2 法科大学院について
(4) 法学未修者の教育

【本論点の説明】

法学未修者の司法試験合格率が法学既修者のそれと比べて低いことなどを背景として、法学未修者に関する教育の在り方について様々な意見があるため、法学未修者の教育について検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

1. これまでの文部科学省等における取組

特別委員会報告等を踏まえ、平成22年に文部科学省令を改正し、法学未修者1年次の法律基本科目の履修登録単位数を6単位まで増加可能とするとともに、主要な法律基本科目及び法律実務基礎科目について、法科大学院修了者が共通的に備えておくべき能力の到達目標を設定する、成績・進級判定を厳格化するなどの取組を行ってきた。

2. 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。

- 法学未修者が1年間で法学既修者と同じレベルになるという想定で教育を受けさせる仕組みには無理があり、法科大学院のカリキュラムの在り方について、何らかの形で見直す必要がある。
- 現在の司法試験の科目数、出題の範囲、問題の質、評価の基準を前提とすると、法科大学院入学後初めて法律を学修する法学未修者が、3年間の学習で司法試験に対応することは困難である。
- 現行の法学未修者3年、法学既修者2年という仕組みは、絶対的で確定的なものとしてつくられたものではないのであるから、この枠組み自体をも含めて見直す必要があるかの検討をすることも考えられる。
- 一口に法学未修者と言っても、法学部出身者も多く含まれる一方、純粋な法学未修者もいるなど様々な者がいる上、純粋な法学未修者でも、トップクラスになる者もいる一方で、法学になかなか適合せず時間を要する者もいるなど、習得の進捗についても人それぞれであるため、法学未修者の教育期間を単に長くすればよいという問題ではなく、個人の特性に合わせて柔軟なメ

ニューを用意していく必要がある。

- 法学未修者教育については、学生の自学自習を支援する個別サポートの体制を図ることも考えられる。
- 法学未修者の中に多数の法学部出身者がいること自体、法学未修者コースの本来の趣旨から外れているように思われるが、法律を全く勉強していなかった純粋な法学未修者が、法科大学院に入学できる枠を狭めることのないようにする必要がある。
- 法学未修者の選抜は難しく、広く入学させて、プロセスの中で進級認定・修了認定を厳しくして絞り込んでいくという方法も一つの考え方である。ただし、この場合にも、法科大学院に入学したものの、修了すらできない人たちを大量に作り出すことについて、どのように対処すべきかとの問題はあ

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

- 法学未修者の最終合格率・短答式試験合格率は、いずれも法学部出身者が非法学部出身者を下回っていることや、多様性の拡大のために法学部以外の学部の出身者や社会人等に門戸を開くという法学未修者コースの本来の趣旨からすると、法学未修者は、非法学部出身者に限定し、その教育内容を充実させるのが相当ではないかとの意見があった。
この意見に対しては、各大学の法学部の形態は多様であり、法学部出身者であっても、法律学の修業程度に差異があることに留意する必要があるとの意見があった。
- 現在のように、法学未修者が1年間で法学既修者のレベルに追いつくという制度設計にはそもそも無理があるのではないかと

の観点から、法科大学院の入学者を法学既修者に限定し、法学未修者は、大学卒業後に再度法学部3年次などに入学（いわゆる学士入学）し、法律学の基礎的な教育を受けた上で法科大学院に進学させるという制度も考えられるのではないかと

の意見があった。
この意見に対しては、法学未修者教育の充実のため、平成22年3月に専門職大学院設置基準が改正され、法学未修者1年次における法律基本科目の6単位程度増加を可能とするなどの措置が講じられたことから、その改善状況を見定める必要があるのではないかと

の意見や、法学未修者は、3年間で法学既修者のレベルに追いつけばよいのであり、それは、共通的な到達目標を適切に設定するとともに、教育内容の充実を図ることで可能なのではないかと

- 特別委員会報告のとおり、法学未修者1年次における成績評価・単位認定及び2年次への進級判定は厳格に行われる必要がある

を認識し、自らの進路を検討する機会を与えるという観点からも、法学未修者が2年次に進級する際、全法科大学院統一の試験を実施してはどうかとの意見があった。

この意見に対しては、各法科大学院のカリキュラムは各法科大学院が創意工夫により編成するものであり、授業科目の学年配置などが異なるため、全法科大学院統一の試験の実施は難しいのではないかと意見があった。

- 法学未修者教育の充実のため、1年次法学未修者について、全法科大学院統一のテキストを作成し、教育能力が高い教員による授業を全国配信してはどうかとの意見があった。

この意見に対しては、授業の全国配信は、法科大学院における教育方法について、「少人数教育を基本とし、双方向的・多方向的で密度の濃いものとすべきである。」とした審議会意見と相容れないのではないかと、各法科大学院がそれぞれの教育理念・目標の下に自主性・創造性を持ってカリキュラムを編成し、実施していくという基本理念にそぐわないのではないかと意見があった。

- 質の高い教員を確保するため、教員の授業について、一定期間経過後にインターネット上で公開し、外部から検証できるようにしてはどうかとの意見があった。

この意見に対しては、各大学（法科大学院を含む。）は、ピアレビューによる評価や教育の質の確保のために必要な情報公開を行っており、認証評価機関による評価も行われているため、そのような形での各授業の公開までは必要ではなく、適切でもないとの意見があった。

第3 法曹養成制度の在り方

3 司法試験について

(1) 受験回数制限

【本論点の説明】

司法試験の受験回数制限について、撤廃又は緩和すべきであるとの意見があることから、検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

- 1 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - 受験回数制限制度は、旧司法試験の下での過度の受験競争状態の解消を図るとともに、プロセスとしての法曹養成制度を導入する以上、法科大学院における教育効果が薄れないうちに司法試験を受験させる必要があるとの考え方から導入したものであり、合理的な制度である。
 - 現行の受験回数、期間の妥当性はともかく、20歳から30歳代は、人生で最も様々なものを吸収できる、あるいは吸収すべき世代であり、本人に早期の転進を促す一つの機会とする意味で、一定の制限には十分に合理性がある。
 - 現在の司法試験合格率が低迷する状況や司法試験を受け控える受験生がいる現状を勘案すると、5年間に5回まで受験できるように緩和すべきである。もっとも、受験回数制限制度を撤廃することは、旧制度下における受験競争を招くことになりかねず、法科大学院を中核とする法曹養成の理念を損なうこととなる。
 - 受験期間を制限することは必要であると思われるが、受験生ないし一般人からすると、受験回数を3回に制限する根拠が納得できないのではないかとと思われる。
 - 受験回数制限を緩和すると、一見、受験者の合格する確率が上がるように見えるかもしれないが、全体の司法試験合格率は確実に低下し、5回受けても各受験者が合格する確率が上がるわけではないから、受験者のためになるものではなく、司法試験合格率の向上を図るための制度改善を図ることとの整合もつかないと考えられる。むしろ、司法試験合格率について、修了1年

目が最も高く、年数を経るにつれて低下していき、特に4年目以降は著しく低いことからすれば、5年間に5回受験できるようにするのではなく、受験期間を3年間に短縮し、その間に3回受験できるようにすることも選択肢としてあり得る。

- 法曹を目指して司法試験を受験するかどうかは、本人が決めるべきことであるし、受験者が3回よりも多く受験することを認めることにより、どのような不都合が生じるのかが不明である。
- 2 なお、法科大学院修了者からは、受験によるストレスの負担の限界や、将来の転進を図りやすくする観点から、現行の制度に反対ではない、受験期間を設ける必要はある一方、回数制限を設けることは過度のプレッシャーにつながるものである、これらは個人的な意見であり、別の意見を持つ法科大学院修了者もいるとの意見を聴取した。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

新司法試験には法科大学院修了又は予備試験合格後、5年間に3回という受験回数制限が設けられているが、現状の合格率を考えると、この制限を撤廃又は緩和(5年間に5回程度)すべきとの意見があった。

この意見に対しては、新司法試験の受験回数制限を撤廃すると、不合格者が滞留して合格率が大幅に下がり、司法制度改革以前の過度の受験競争の再現につながり、「プロセス」としての法曹養成制度の趣旨を踏まえて受験回数制限を課すべきとした改革の意義を無に帰しかねず、適切でないとの意見があった。

第3 法曹養成制度の在り方
3 司法試験について
(2) 方式・内容

【本論点の説明】

司法試験の出題内容は、各科目とも法科大学院での教育内容を踏まえたものとなっていると評価されているとの意見もある一方、旧司法試験に比して科目数が増えていること等から受験者の負担が重いため、試験の方式及び内容について、科目数や出題範囲等を限定し、負担を軽減すべき等の意見もあり、これらの点について検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

- ・ 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
- 司法試験の実施に当たっては、中立性・公正性を確保する観点から、司法試験委員会の下で、必要な学識経験を有する司法試験考査委員が専門的知見に基づいて出題内容を決定し、合格者判定も行っている。そのような仕組みの下で、そもそも、本フォーラムで出題内容の難易度や合格者判定それ自体の当否を議論することは難しい。もっとも、新たな法曹養成制度の下での司法試験合格者に求められる専門的な学識・能力の内容や程度について、司法試験考査委員の間での共通の認識を形成することは重要であり、これに資するための議論をすることは有益である。
- 現行の仕組みを前提にすると、本フォーラムの場で司法試験の内容について踏み込んで議論することが難しいことは確かであるが、現在の司法試験の在り方が法科大学院教育との連携という観点から見て本当に適合的なものかどうかなど、確認を要する点があり、現状を所与のものとして合格者の数や質を議論することには疑問がある。
- 新司法試験の合格者の属性を見ると法学既修者が多く、試験にも有利とのデータと言えられるため、司法試験の科目や出題範囲について、法学未修者に不利にならないよう、法学未修者に配慮した検討が必要である。
- 法学未修者対策として、単に司法試験の科目や出題範囲を軽減しても、法学未修者だけでなく、法学既修者の負担も軽減されることになるため、そう

単純な問題ではない。

- 司法試験については、短答式試験・論文式試験のいずれについても、法科大学院で学んだことを適切に評価できるような試験として実施される必要がある。論文式試験については、限られた時間で論点を要領よくまとめることが必須であるというメッセージを発しているとするれば改善の必要がある。短答式試験についても、知識偏重の傾向になっているとするれば改善の必要がある。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

新司法試験の出題内容は、各科目とも法科大学院での教育内容を踏まえたものとなっており、概ね理念に沿ったものであると評価されているとの意見がある一方で、次のような問題点があるとの意見等があった。

- 新司法試験は、旧司法試験に比して科目数が増えており、試験時間も長時間であること等から、受験者にとって負担が重い、短答式試験については、解答時間に比して問題数が多すぎることや、過度に細かな知識を問う内容となっており、特に法学未修者にとって不利であるとの意見があった。また、法学既修者と法学未修者との合格率の差、特に短答式試験の合格率の差が拡大していることが問題であるとの指摘がある。

これらの立場からは、改善策として、短答式試験の問題数を削減し、さらには対象とする科目数又は出題範囲を限定すべきではないかとの意見や、論文式試験については、法科大学院における3年間の学修の到達点を試験するにふさわしいものとするため、その出題内容や一定の試験時間内に求める解答内容などについて見直すべきであるとの意見があった。

これらの意見に対しては、新司法試験で問われているのは法曹となろうとする者に必要な基本的な知識・能力であり、法科大学院課程を通じてこれを確実に修得することが求められているとの指摘がある。また、最終合格に必要な論文式試験の平均点が年々下がっており、平成21年について見ると、短答式試験の合格に必要な成績は満点の6割程度で、直近修了者のうち法学既修者の短答式試験合格率が9割弱(87.9%)に及んでいることからすれば、受験者にとって過度な負担とは言い難いとの意見があった。さらに、新司法試験の問題を現状以上に易化させるのは不相当であり、法科大学院に対する教育的メッセージとしての効果を考えると、新司法試験の問題は、あるべき法科大学院教育を踏まえたものとするべきであるとの意見があった。加えて、法学既修者と法学未修者との差については、法律に関する試験である以上、法科大学院課程を通じて十分な知識・能力を涵養できない者が法学未修者の中により多くいることはやむを得ないと考えられるし、同じ法学既修者あるいは法学未修者の中でも、法学部出身・非法学部出身による違いがあり、あるいは、法科大学院によるばらつきが大きく、単純に法学既修者・法学未修者と区別することは適当ではないとの意見があった。

なお、法曹となろうとする者に必要な基本的知識・能力とは何かという点について、関係者間で共通の理解を得た上で、新司法試験の内容等について議論すべきとの意見があった。

- 新司法試験の内容は、法廷実務家のみでない多様な法律家を養成するという理念に沿っていないのではないかと指摘がある。この立場からは、新司法試験の問題に訴訟以外の手段による課題解決のケースも加えるべきではないかとの意見があった。

この意見に対しては、新司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士になろうとする者に必要な学識・能力の有無を判定することを目的とする資格試験であり、資格試験としての性質上、その合格者は、多様な活動に従事するにせよ、その資格に基づいて活動するに足りる知識・能力を最低限備えている必要があるという意見や、訴訟にかかわる具体的事例が出題の題材となっていたとしても、新司法試験で問われているのは法曹となろうとする者に必要な基本的な理解・能力であり、多様な分野で活動する場合であっても、共通して身に付けておくべき内容であるとの意見があった。さらに、企業法務などの専門的な業務に従事するとしても、持続的・発展的にその業務を行っていくためには、個別の専門的な分野の特殊な知識よりも、憲法、民事法（民法・商法・民事訴訟法）、刑事法（刑法・刑事訴訟法）といった基本法を確実に修得していることが必要であるとの意見があった。

第3 法曹養成制度の在り方
3 司法試験について
(3) 合格基準・合格者決定

【本論点の説明】

司法試験の合格基準・合格者決定について、合否判定の在り方について見直す必要があるのではないか等の意見がある一方、何が適正な合格水準かについて様々な見解があって合否判定の在り方などで求める工夫もそれらのいずれの見解に立つかによって異なり得るとの意見があるとともに、合格基準に関する情報を公表すべきではないかとの意見がある一方、司法試験に求められる判定の在り方からしてそもそも一義的に合格基準を示すことが可能なのか、また、情報の充実化は図られているとの意見もあり、これらの点について検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

- ・ 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - 司法試験の実施に当たっては、中立性・公正性を確保する観点から、司法試験委員会の下で、必要な学識経験を有する司法試験考査委員が専門的知見に基づいて出題内容を決定し、合格者判定も行っている。そのような仕組みの下で、そもそも、本フォーラムで出題内容の難易度や合格者判定それ自体の当否を議論することは難しい。もっとも、新たな法曹養成制度の下での司法試験合格者に求められる専門的な学識・能力の内容や程度について、司法試験考査委員の間での共通の認識を形成することは重要であり、これに資するための議論をすることは有益である。
 - 司法試験の合格基準・合格者決定については、その性質上、外部の一般的な意見にさらすことにはなじまない。むしろ、受験生が迷い道に入ることがないように、司法試験において、その問題が何を問う、どのような内容・水準の答案を求めているのかについて、情報発信をしっかりとしていくことが、教育的効果の観点からも重要である。
 - 現行の仕組みを前提にすると、本フォーラムの場で司法試験の内容や合格者判定の在り方について踏み込んで議論することには限界があるものの、合格者決定の在り方（合否ラインの設定の仕方等）が果たして合理的なものか

など、確認・検証を要する点があり、現状を所与のものとして合格者の数や質を議論することには疑問がある。

- 司法試験の合格者判定において、従前の合格者と同じような程度、質を求めているようにも思われるが、従前と同じような程度、質についての考え方で合格者を判定することが新しい制度に向いているのかどうか疑問があるため、司法制度改革の目的について共有した上で、新しい法曹養成制度の下における合格者判定の在り方の大きな方向性について、可能な範囲で情報の提供を求めつつ、議論する必要がある。
- 司法試験の合格者判定において、法曹としての資質を適切に判断する必要があることは従前と変わらないのではないかという観点からも、新しい法曹養成制度の下における合格者判定の在り方の大きな方向性について、可能な範囲で情報の提供を求めつつ、議論する必要がある。
- 司法試験審査委員については、法曹としての資質を適切に判断することができる人が就く必要があるが、法科大学院における教育の趣旨や内容について十分な理解をもって合否の判定に当たることができる人を選任するような観点も重要であると考えられる。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

○ 適正さ

現在の合否判定は、受験者の専門的学識・能力の評価を実質的に反映した合理性のあるものになっているか疑問とする余地があり、合格者数が低迷しているのは合格レベルに達しない受験者が多かったからだとして直ちに断定することはできず、合否判定の在り方についても見直す必要があるのではないかと、法曹になるために最低限必要な能力は何かという観点から合格水準について検討すべきではないかと、新たな法曹養成制度の下で司法試験合格者に求められる専門的学識・能力の内容や程度について、審査委員の間に共通の認識がないのではないかと、新司法試験の審査委員には、法科大学院での教育やその趣旨についての理解が十分でないまま、旧来の司法試験と同様の意識や感覚で合否の決定に当たっている者も少なくないのではないかと疑われるとの意見があり、また、この立場から、審査委員の選任や審査委員会議の在り方等について工夫してはどうか(例えば、審査委員代表者を中心にする少人数の作業班により答案の質的レベル評価を反映する合格ラインの決定を行う等)との意見があった。

他方で、新司法試験の合格者である司法修習生の中にも、基本法の基礎的な知識・理解が不十分な者がいるとの指摘がされていることなどから、新司法試験の合否判定が慎重かつ厳格になされることが求められるとの指摘がある。もっとも、これに対しては、それはむしろ筆

記試験による選別の限界を意味し、司法修習の過程を通じた更なる選別の必要を示すものであり、そのような指摘は当たらないとの意見もあった。

さらに、何が適正な合格水準かについては様々な意見があり、現在の合格水準の適正さについても、高すぎる、低すぎる、あるいは適正であるとの様々な見解があり、合否判定の在り方などの手続面で求める工夫もそれらのいずれの見解に立つかによって異なり得るとの意見があった。

○ 明確性・透明性

新司法試験の合格基準や合格者数の決定プロセスが不明確であり、受験者や法科大学院への情報提供が不十分ではないか、情報が明らかになっていないため、その適正さについて検証することができない、との意見があり、この立場から、合格基準に関する情報を公表すべきではないかとの意見があった。

この意見に対しては、新司法試験に求められる判定の在り方からして、そもそも一義的に合格基準を示すことが可能なのかという意見があった。また、従来から、試験問題、短答式試験の正答、論文式試験の出題の趣旨、審査委員による採点実感等に関する意見、審査委員のヒアリング結果が公表されている上、受験者本人に成績通知がなされており、旧司法試験に比べて情報の充実化が図られているところ、これらは教育・学習への重要な示唆となるとの指摘がある。

第3 法曹養成制度の在り方
3 司法試験について
(4) 予備試験制度

【本論点の説明】

司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）については、予備試験を受験者の多様性を確保するための重要な制度であるとする立場から、予備試験の科目数等を簡素化・簡易化して受験生の負担を軽減するべきであるとの指摘があり、制度の実施状況を踏まえつつ、この点を検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

- ・ 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - 予備試験は、経済的理由などにより法科大学院に行けない人や、法律関係業務に長年携わった経験から一定の法的素養が既に備わっていると認められる人などについて、例外的に、法科大学院を経由せず法曹資格を得る途を残そうという趣旨で設けられたものだが、法令上その受験資格が限定されていないため、法科大学院で教育を受けるべき者がそれをバイパスとして利用する傾向が著しくなれば、予備試験制度が本来想定していた上記の人たちがはじき出されてしまうおそれが強いため、その観点からの検証が必要である。
 - 法科大学院制度への批判がある中、法曹志願者の多様性を確保するため予備試験を拡大すべきであると指摘されることもあるが、適切ではない。新たな法曹養成制度においては、法科大学院の入学選抜に当たり、非法学部出身者や社会人を広く受け入れることにより多様性を確保することとされたのであるから、そのような者が法科大学院を経由して法曹の道に進むことができるような措置を検討すべきであって、予備試験についても、受験資格要件を設けることが望ましいが、それが無理なのであれば、補完的な役割を果たすとの趣旨に沿った運用がされるべきものである。
 - 予備試験制度の目的に沿った受験資格要件を設けることが困難であるとするれば、司法試験の受験資格としては、法科大学院修了者以外に予備試験合格者にも認められていることを正面から認めた上で、法科大学院は、授業内容や成果により、法曹志願者に付加価値を提供し、法科大学院に進学して学修

した方がよいと思われるように、その魅力を高めていく必要がある。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

新たな法曹養成制度は、司法試験という点のみでの選抜による従来の制度のもとでは、受験競争が過度に激化して受験生の間には受験技術優先の傾向が顕著になっており、司法制度改革が目指す質・量ともに豊かな法曹を養成するシステムとして問題があるとされたことから、法曹養成に特化した専門的教育機関としての法科大学院を新設し、これを中核として司法試験と司法修習とを有機的に連携させるシステムとして構想された。この趣旨から、新司法試験の受験資格を原則として法科大学院修了者のみに制限することとしたが、他方において、経済的事情等により法科大学院を経由しない者にも法曹になる途を確保するため、予備試験を設けて、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮しつつ、その合格者にも新司法試験の受験資格を認めることとしている。そして、予備試験の運用については、法科大学院修了者と予備試験合格者との間の競争の公平性を確保するために、両者の司法試験合格率を均衡させるとともに、予備試験合格者が法科大学院修了者と比べて不利に扱われることのないようにする旨の閣議決定がなされている（「規制改革推進のための三か年計画（再改定）」（平成21年3月31日））。

これに対し、法科大学院を中核とする制度の枠組み自体を批判するとともに、予備試験こそが受験者の多様性を確保するための重要な制度であるとする立場から、予備試験の科目数等を簡素化・簡易化して受験生の負担を軽減するべきであるとの指摘や、上記のような新司法試験の受験資格制限を撤廃して、法科大学院を新司法試験の受験資格とは無関係なものと位置付けるべきであるとの指摘もされている。

これに対しては、これらの指摘は新たな法曹養成制度の趣旨に反するもので、不適切であり、予備試験は、その導入の趣旨を踏まえて実施すべきであるとの意見があり、さらに、法科大学院を中核とするという新たな法曹養成制度の趣旨や、経済的事情等により法科大学院を経由しない者にも法曹になる途を確保するという予備試験の趣旨にかんがみれば、法科大学院の学生には受験を認めないなど予備試験をより限定的なものにしたり、実施延期や廃止を検討すべきであるとの指摘もある。また、経済的事情等がないのに、法科大学院での教育を受けることをスキップして、試験のみで法曹資格を得ようとする「超特急組」が予備試験受験者・合格者の多数を占めることにならないかとの意見があった。

このように、司法試験の受験資格を法科大学院修了者と予備試験合格者に認めている新たな法曹養成制度の枠組み自体についても種々の意見が存在する。

第3 法曹養成制度の在り方

4 司法修習について

(1) 法科大学院教育との連携

【本論点の説明】

司法修習について、法科大学院教育との連携の在り方を踏まえて検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

- ・ 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - 司法修習と法科大学院における教育との連携の在り方について、法科大学院と司法修習の位置付け、役割分担や実務修習への導入の在り方を踏まえた検討が必要である。
 - 新しい法曹養成制度においては、実務的なスキルを身に付けることよりも、基本的な実務的能力の基礎を固めることに全体としての目標があり、その中で、基本的・理論的な部分は法科大学院が担い、それを実際の事件に適用していく基礎的能力は司法修習が担うということで、実務修習を担当する関係者の理解も進んできている。
 - プロセスとしての法曹養成制度である以上、各法曹養成過程の連携を十分図る必要がある。
 - 従前の司法修習における前期修習を法科大学院がすべて代替するという前提には立っておらず、そうすることは現実にも困難である。他方、いわゆる即独弁護士を増加を背景として、法曹としての初期OJTの必要性が高まってきていることもあり、その双方との連携を視野に入れて司法修習の在り方を考える必要がある。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

法科大学院における法律実務教育の内容は、法科大学院の間で格差があるにもかかわらず、これを補う機会のないまま、司法修習の最初から実務修習が行われる点に問題があるとして、実務修習の開始前に導入的な研修を行うべきであるとの意見があった。また、法律実務基礎教育は法科大学院において適切に行われるべきものであり、これが不足しているとすれば、法科大学院における教育に問題があるのではないかと意見もあった。

これらの意見に対しては、法科大学院における実務教育を従来の司法修習における前期修習を代替するものと位置付けるのは誤解であり、実際にも、それを完全に代替するようなものとすることは、法科大学院のカリキュラム構成上、可能でなく適切でもないとの指摘があり、法科大学院における実務教育と司法修習の役割分担を明確にすべきではないかとの意見があった。

また、司法研修所では、法科大学院との定期的な意見交換や実務基礎教育の留意点に関する資料の公表等により、法科大学院教育との連携を図っており、今後の実務基礎教育の充実が期待され得ることや、司法研修所等が実施している分野別実務修習開始時の導入的な教育及び分野別実務修習により、集合修習の前までに大部分の司法修習生が相応の水準に達していることから、実務修習開始前に導入的な研修を行う必要性はないのではないかとの意見があった。

第3 法曹養成制度の在り方
4 司法修習について
(2) 司法修習の内容

【本論点の説明】

新しい時代の多様なニーズに即した法的サービスを提供する法曹を養成するものとしてふさわしい司法修習の内容について、検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

- ・ 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - 司法修習については、かなり以前より、法廷実務に特化した内容だけでなく、汎用的な能力を身に付けるためのプログラムが用意されるとともに、例えば、文書作成についても、単なる文書の書き方に関するスキルを修得するためだけではなく、それに求められる基本的な視座をも踏まえ、文書を構成し、説得力を持たせるといった観点から指導がされるようになってきていることについて、認識する必要がある。その上で、今後、社会経済情勢が変化し、価値観が多様化していく中で、より幅広い活動領域を求められるようになっている弁護士のニーズにどう対応していくのかについて、検討する必要がある。
 - 司法修習においては、法廷実務のみならず、法曹の活動領域拡大に対応する幅広い分野での実務導入の研さん・トレーニングを行うことも検討するべきであり、1年の修習期間で、その間の実務修習や就職準備への対応などにも慌ただしく、その内容が希薄化されているのではないかとの指摘があることも踏まえ、修習の位置付けや内容について検証し、必要な方策を検討する必要がある。
 - 二回試験について、出題内容や合否についての情報がもう少し提供されるべきである。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

- 現在の司法修習が法廷実務を修得することを主たる内容としており、多様な法律家を養成するという理念に沿わないものとなっているとして、司法修習においては訴訟実務に限らずそ

れ以外の課題解決についても研修内容とすべきではないかとの意見があった。

この意見に対しては、現在の司法修習は、法廷実務に限らず、企業や行政官庁等を含めた幅広い活動をするための共通の基礎を修得させることを重視しているほか、選択型実務修習として、企業法務等、訴訟実務以外の法律実務分野を内容とする修習も行われており、多様な法律家を養成することが視野に置かれているとの意見があった。

- 選択型実務修習等について、当初の理念どおりに機能していないとの指摘があることを踏まえ、その在り方を検討すべきではないかとの意見があった。

この意見に対しては、選択型実務修習は、新しい時代の法曹として、多様な法的ニーズに柔軟に対応していくための素地を涵養する貴重な機会ではないかとの意見や、選択型実務修習の在り方等の修習の内容については、運用の問題として外部有識者も含む司法修習委員会において更に検討していくべきではないかとの意見があった。

- 二回試験について、その内容が適切なものであるか否かの検証が可能となるように、試験問題と、少なくとも出題趣旨を公表すべきであるとの意見があった。

この意見に対しては、二回試験は、外部委員も含めた司法修習生考試委員会において、法曹に必要な最低限の資質・能力を有しているかという観点から、必要な検証がされ得るシステムになっているし、考試記録は実際の事件を基に作成されていて、プライバシーの観点からの配慮が必要になるなどの問題があり、考試記録等の公表は困難ではないかとの意見があった。

第3 法曹養成制度の在り方
5 継続教育について

【本論点の説明】

司法修習を終えて法曹となった者に対する継続教育の在り方についても、検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

- ・ 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - 司法制度改革審議会の意見書において、法曹の継続教育について触れられていることから、司法修習を終えて法曹となった者に対する継続教育の在り方について、法科大学院がどのような役割を果たすのかや、弁護士となる者に対する弁護士会での取組も含め、検討する必要がある。
 - 現在の司法修習の役割、機能を踏まえ、司法修習を終えた後、法曹としての質を更に高めるため、継続教育が必要であると考えられる。

法曹の養成に関するフォーラム 検討経過

開催日	主な議事
【第1回～第5回】 平成23年5月25日 平成23年6月15日 平成23年7月13日 平成23年8月4日 平成23年8月31日	○ 次の各事項について検討 (1) 個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方 (2) 法曹の養成に関する制度の在り方 ○ 平成23年8月31日、第一次取りまとめ (1)について：①貸与制を基本とした上で、②十分な資力を有しない者を対象に、貸与された修習資金の返還期限について猶予措置を講ずる。 (2)について：それまでの意見交換の結果を整理し、引き続き検討を行う。
【第6回】 平成23年10月24日	○ 今後の進め方について ○ 在るべき法曹像についての意見交換
(平成23年12月13日) (平成24年1月20日)	○ 法科大学院視察 ・早稲田大学法科大学院、東京大学法科大学院を視察
【第7回】 平成24年1月27日	○ 司法試験、予備試験、二回試験結果報告等 ○ 意見交換
【第8回～第11回】 平成24年2月7日 平成24年2月27日 平成24年3月13日 平成24年3月19日	○ 関係者からのヒアリング、委員からの説明 ・弁護士（法律事務所、法テラス勤務） ・企業法務関係（企業内弁護士、企業関係者） ・国家公務員関係（人事院） ・企業の業務展開（外務省、海外勤務弁護士等） ・地方公共団体（東京都、流山市） ・隣接法律専門職種関係者（日本司法書士会連合会） ・その他（法科大学院修了者、弁護士業務改革関係者） ・労働関係、消費者関係 ○ 質疑応答、意見交換
【第12回～第14回】 平成24年4月13日 平成24年4月24日 平成24年5月10日	○ 論点の整理に向けた意見交換 ・法曹有資格者の活動領域の在り方について ・今後の法曹人口の在り方について ・法曹養成制度の在り方について ○ 総務省から政策評価についてヒアリング ○ 現状把握及び意見交換を踏まえた論点整理の取りまとめ

法曹の養成に関するフォーラム 構成員名簿

(平成24年5月10日現在)

【関係政務等】	竹歳 誠	内閣官房副長官
	大島 敦	総務副大臣
	滝 実	法務副大臣
	藤田 幸久	財務副大臣
	高井 美穂	文部科学副大臣
	中根 康浩	経済産業大臣政務官
	【有識者】	
座長	佐々木 毅	学習院大学法学部教授 (五十音順)
	伊藤 鉄男	弁護士(元次長検事)
	井上 正仁	東京大学大学院 法学政治学研究科・法学部教授
	岡田 ヒロミ	消費生活専門相談員
	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事
	鎌田 薫	早稲田大学総長・法学学術院教授
	久保 潔	元読売新聞東京本社論説副委員長
	田中 康郎	明治大学法科大学院法務研究科教授 (元札幌高等裁判所長官)
	南雲 弘行	日本労働組合総連合会事務局長
	萩原 敏孝	株式会社小松製作所特別顧問
	丸島 俊介	弁護士
	宮脇 淳	北海道大学公共政策大学院長
	山口 義行	立教大学経済学部教授
関係機関	小林 宏司	最高裁判所事務総局審議官
オブザーバー	林 眞琴	最高検察庁総務部長
	若旅 一夫	日本弁護士連合会法曹養成検討会議委員

法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価書

(概要)

政策評価の概要

※法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価は初めて実施

背景・理念・政策目標

(背景) 司法制度改革においては法曹人口の大幅な増加を図ることが急務(平成13年6月12日司法制度改革審議会意見)

(理念) 高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成(司法制度改革推進法(平成13年法律第119号))

(政策目標) ○平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを旨とする(司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定))

○法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度(例えば約7~8割)の者が新司法試験に合格できるよう努める(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定))

調査対象機関

調査対象機関:法務省、文部科学省

関連調査等対象機関:最高裁判所、法科大学院(38)、日本弁護士連合会、弁護士会(22)、都道府県(18)、市区(40)、経営法友会

学識経験者の知見の活用

○政策評価・独立行政法人評価委員会の下に置かれる政策評価分科会の審議に付し、本政策評価全般に係る意見等を得た。

○「法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会」を開催(平成22年5月~12月の間に8回)し、法科大学院(法曹養成制度)の在り方をめぐりこれまでの経緯や各方面の指摘・課題等を把握・分析し、本政策評価の調査・評価の在り方、方法等を検討

評価の概要

法曹人口の拡大(平成13年2万1,864人→23年3万5,159人)により、弁護士ゼロ・ワン地域(注)のほぼ解消など国民の法的サービスへのアクセスの改善のための基盤整備など一定の効果。一方、司法試験合格者数が目標に達しておらず、また、法科大学院修了者についても目標の中で例示された合格率(例えば約7~8割)に達していない中で、下記の課題の解消が必要(注)全国203の地裁支部管轄単位で、登録弁護士がいない地域をゼロ地域、1人しかいない地域をワン地域という。

①3,000人の合格目標は未達成であるが、国民の立場からは、未達成による大きな支障は認められない。一方、現在の2,000人規模の増員を吸収する需要の顕在化はなく、弁護士の供給過多により就職難が発生し、OJT不足による質の低下が懸念。現在までのところ、目標値についての検討はされていない。

②目標の中で例示された合格率(約7~8割)は未達成(18年度修了者累積合格率49.5%)

③司法試験合格率は全体として低迷(23年23.5%)。また、定員充足率の極端に低い法科大学院や入学者数の極端に少ない法科大学院があり、これらは司法試験の合格率も低い(定員充足率20%未満校:平均合格率8.1%、入学者数が一桁校:平均合格率7.6%)。実入学者数に見合った入学定員の削減が必要。

④未修者は既修者に比べ合格率が低く、未修者教育に課題。また、入学定員を未修者のみ削減したり、未修者の削減率を大きくすることは、多様な人材を受け入れるという法曹養成制度改革の理念等に反することがないよう注意することが必要

⑤公的支援の見直し指標は、競争倍率及び司法試験合格率の2指標であるが、その運用に当たって配慮すべき要素や付け加えるべき要素がある

⑥受験資格を保有し得る5年間の継続的な進路の把握が必要。また、法科大学院における就職支援の充実が必要

主な勧告事項

- 1 司法試験の年間合格者数に係る目標値の検討
- 2 法科大学院における教育の質の向上
- 3 法科大学院の入学定員の更なる削減、他校との統廃合の検討
- 4 未修者対策の強化
- 5 法科大学院に対する公的支援の見直し
- 6 修了者の進路の把握、就職支援の充実

【勧告日】平成24年4月20日(金)

【勧告先】法務省、文部科学省

司法制度改革の理念の実現が懸念される状況

【主な勧告事項1】 司法試験の年間合格者数に係る目標値の検討

【背景、制度の概要】

- 弁護士偏在の是正、法的サービスの潜在需要やこれからの我が国社会の在り方に対応した国内外の法律専門家の必要性を考慮し、法曹人口の大幅な増加を図ることを喫緊の課題と位置づけ（平成13年6月12日司法制度改革審議会意見書）
- 法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備状況を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを旨とする（司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定））

【評価結果】

資料①～③

- 3,000人目標は未達成。合格率の低下傾向から見ても、近い将来の目標達成は困難と推察
 - ・ 23年の合格者数は2,063人で、目標3,000人の約69%【評価書P. 41、42】
 - ・ 目標値と実績の乖離が大きく（21年2,043人→22年2,074人→23年2,063人）、かつ合格率は低下傾向（21年27.6%→22年25.4%→23年23.5%）【評価書P. 41、48】
- 一方、弁護士に対する需要は顕在化しておらず、司法試験合格者が3,000人に達しないことについては国民への大きな支障は認められない
 - ・ 裁判・調停のうち、弁護士が関与した事件数は増加（13年度32万6,082件→22年度48万9,574件）。しかし、弁護士の増加により、弁護士1人当たりの事件数（注）は減少（13年度17.9件→22年度17.0件）【評価書P. 76】
（注）最高裁判所「司法統計」に基づき算定。民事事件、民事調停、行政事件、刑事事件、家事事件、少年事件の第一審、控訴、上告（刑事事件については上告審を含まない）の既済・終局事件の弁護士選任状況が明らかとなっているものの弁護士関与件数を同年4月1日現在の弁護士人口で割った数。
 - ・ 弁護士会等の法律相談件数は、法律扶助対象の法テラスの無料法律相談が増加（13年度4万9,802件→22年度25万6,719件）。しかし、有料法律相談は減少（13年度20万2,808件→22年度11万1,176件）【評価書P. 59】
 - ・ 司法制度改革審議会意見書で想定された新たな需要についても、例えば①企業内弁護士数の増加（平成13年64人→23年588人）及び②任期付公務員在籍者数の増加（平成13年度10人→23年度139人）はみられるが、弁護士の増加数を吸収するものではない。また、③国際的知見を要する分野の需要が伸びているとしたのは、実地調査対象22弁護士会のうち1会、④専門的知見を要する分野については、4会のみ【評価書P. 66～68、84～85】
- 現状の約2,000人の合格者数でも弁護士の供給過多となり、就職難が発生、OJT不足による質の低下が懸念
 - ・ 司法修習修了後の弁護士の一括登録日における未登録者数・割合は年々上昇（新60期（19年修了）は3.3%（32人）、新64期（23年修了）は20.1%（400人））【評価書P. 95】
 - ・ 就職難から、いわゆる即独・ノキ弁（注）が発生・増加することにより、若手弁護士のOJT機会が不足し、質の低下につながるおそれ【評価書P. 97～99】
（注）司法修習修了後、即、独立する者を「即独」、法律事務所に正式に就職せず、固定給なしで事務所の机だけを借り独立採算型の経営をする者を「ノキ弁」という。



【勧告内容】

- 司法試験の合格者数に関する年間数値目標については、これまでの達成状況との乖離が大きく、また、法曹・法的サービスへの需要の拡大・顕在化も限定的であることから、これまで及び今後の弁護士の活動領域の拡大状況、法曹需要の動向、法科大学院における質の向上の状況等を踏まえつつ、速やかに検討すること。（法務省）

【主な勧告事項2】法科大学院における教育の質の向上

【制度の概要】

- 法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（約7～8割）の者が新司法試験に合格できるよう努める（規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定））。
- 文部科学省は、法科大学院における教育の質の向上を図るため、平成21年度から、入学者選抜試験における競争倍率2倍以上の確保や、厳格な成績評価及び修了認定の徹底等について、各法科大学院に対し取り組むよう求めている。

【評価結果】

- 目標の中で例示された合格率（約7～8割）は未達成。取り分け未修者は低迷 【評価書P.124～126、214】

単年度合格率の推移

未修者	18年	—	19年	32.4%	20年	22.5%	21年	18.9%	22年	17.3%	23年	16.2%
既修者	18年	48.3%	19年	46.0%	20年	44.3%	21年	38.7%	22年	37.0%	23年	35.4%
全体	18年	48.3%	19年	40.2%	20年	33.0%	21年	27.6%	22年	25.4%	23年	23.5%

各年度修了者の累積合格率の推移

未修者	17年度	—	18年度	39.5%
既修者	17年度	69.8%	18年度	63.4%
全体	17年度	69.8%	18年度	49.5%

（注）①17年度修了者は既修者のみであるため、18年司法試験を受験したのは既修者のみである、②各年度修了者の累積合格率は、すでに受験期間が終了し累積合格率の確定した、17年度修了者及び18年度修了者について計上した。

- 文部科学省は、法科大学院に対し、競争性の確保を促しており、競争倍率は、入学定員の削減や合格者の厳選により、平成22年度の2.74倍から23年度は2.88倍に上昇。また、競争倍率2倍未満の法科大学院は、平成22年度の40校から23年度は19校へとほぼ半減したものの、依然として全体の約4分の1存在 【評価書P.141】
- 成績評価及び修了認定の厳格化（GPA制度の導入、成績評価分布等の見直し等）に取り組んだ結果、進級率や標準修業年限修了率が低下
進級率（未修者1年次→2年次）：平成16年度94.7%→18年度89.5%→20年度84.8%→22年度75.8% 【評価書P.195】
標準修業年限修了率：平成18年度修了者80.6%→20年度修了者78.6%→22年度修了者73.6% 【評価書P.197】
- 実地調査した38法科大学院のうち、共通的な到達目標モデルを踏まえた到達目標を策定し公表しているものは22校 【評価書P.205】
一方、共通的な到達目標モデルを踏まえた到達目標を策定していないものが11校（約3割）存在 【評価書P.224、225】

【勧告内容】

- 司法試験合格率の向上を目指し、法科大学院における教育の質の向上を一層推進すること。その際、未修者教育の一層の強化を推進すること。（文部科学省）
- 法科大学院における入学者の質を確保する観点から、依然として競争倍率が2倍を下回っている法科大学院に対し、更なる取組を促していくこと。（文部科学省）
- 法科大学院における修了者の質を確保する観点から、各法科大学院に対し、成績評価及び修了認定の厳格化の一層の推進を求めること。（文部科学省）
- 法科大学院における学修のばらつきをなくし、修了者の質の一定水準を確保するため、関係機関の連携の下、策定された共通的な到達目標モデルを踏まえ、各法科大学院が到達目標を速やかに策定するよう働きかけること。（文部科学省）

【主な勧告事項3】法科大学院の入学定員の更なる削減、他校との統廃合の検討

【制度の概要】

- 文部科学省は、法科大学院の入学者の質の確保を図るため、平成21年度から、入学者選抜試験における競争倍率2倍以上の確保、入学定員の削減を含む組織の見直し等について、各法科大学院に対し取り組むよう求めている。中教審においても、2年連続して定員充足率80%未満校について問題視（この結果、入学定員の総計は、5,825人（平成19年度）から4,571人（23年度）にまで削減）

【評価結果】

資料④～⑥

- 文部科学省は、法科大学院に対し、定員充足率の向上を求めているが、80%未満の法科大学院は増加（平成22年度37校→23年度41校）【評価書P.155】
- 定員充足率、入学者数、司法試験合格率からみて、更なる入学定員の削減が必要な法科大学院あり
 - ・ 平成23年度に定員充足率が20%未満の例あり（5校）、これらは司法試験の合格率も低い（平均合格率8.1%）【評価書P.160】
 - ・ 平成23年度の入学者が一桁の例あり（11校）、これらは司法試験の合格率も低い（平均合格率7.6%）【評価書P.161】
- 法曹養成制度改革では、非法学部出身者及び社会人等の多様な人材を受け入れることとしているが、入学定員に未修者コース（注）と既修者コースがある30法科大学院の定員削減率は、未修者コースの方が既修者コースよりも大きく、制度改革の理念に反することがないように注意することが必要【評価書P.165】
平成21年度から23年度の間に、
 - ・ 未修者コースの定員：1,423人→1,050人（削減率26.2%）、既修者コースの定員：2,007人→1,795人（削減率10.6%）（注）未修者コースとは、法科大学院における既修者認定試験（法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有しているかを認定する試験）を受験しない又は不合格となった者が学ぶ課程をいい、平成23年度で、非法学部出身者の72.9%、社会人の61.4%が未修者コースに入学しており、これらの受け皿。



【勧告内容】

- 法科大学院における教育の質を確保する観点から、定員充足率が向上しない法科大学院に対し、実入学者数に見合った更なる入学定員の削減を求めること。（文部科学省）
- その際、定員規模が小さい法科大学院については、実入学者数に見合った定員削減が困難なものが生ずるとみられるが、法科大学院の撤退によって在籍学生の教育に支障が生じないように、法曹養成制度の理念、地域バランス等も勘案しながら、他の法科大学院との統廃合についても検討しておくこと。（文部科学省）
- また、法曹養成制度改革の理念を維持する観点から、各法科大学院に対し、入学定員の削減に当たっては未修者の確保に配慮するよう促すこと。（文部科学省）

【主な勧告事項4】未修者対策の強化

【制度の概要】

- 21世紀の法曹には、経済学や理数系、医学系など他の分野を学んだ者や、社会人等としての経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れていくべき（平成13年6月12日司法制度改革審議会意見書）
- 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年。法科大学院は、未修者コースの3年が原則であり、既修者コースは2年間で修了することが可能（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第2項）

【評価結果】

資料⑦

- 未修者は、既修者に比べ、司法試験合格率が半分程度（平成23年：未修者16.2%、既修者35.4%）【評価書P.126】
- 入学者に占める退学者・除籍者の割合や、法科大学院修了直後の司法試験(注)を受験しない「受け控え者」も既修者に比べ未修者の割合が高く、未修者の質の確保の観点で課題（注）法科大学院を3月に修了した者は、5月の司法試験を受験することができる。
 - ・ 退学者、除籍者の割合 【評価書P.214】

未修者	平成20年度入学者のうち22年度末までに退学・除籍となった者	3,346人中478人	(14.3%)
既修者	平成21年度入学者のうち22年度末までに退学・除籍となった者	2,000人中65人	(3.3%)
 - ・ 受け控え者が増加し、その多くが未修者 【評価書P.208】

平成19年司法試験の受け控え者714人中、598人(83.8%)が未修者 → 23年司法試験の受け控え者1,006人中、835人(83.0%)が未修者
- 文部科学省は、未修者対策として、1年次に法律基本科目(注)6単位の増加を認め（22年3月専門職大学院設置基準を改正）、24年1月現在73校中50校が実施 【評価書P.211】

(注) 憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目（平成15年文部科学省告示第53号第5条第1項第1号）
- 74法科大学院の中には、未修者のために長期履修制度を設けているものが25校（平成22年度時点）。当省が調査した38法科大学院においては、最長8年間の履修が可能 【評価書P.210】



【勧告内容】

- 未修者については、修了者の質の確保の取組を推進しつつ、法律基本科目の量的充実の効果について今後検証するとともに、未修者対策の強化について早期に取り組むこと。その際、好事例についても収集し、他の法科大学院に提供すること。（文部科学省）

【主な勧告事項5】法科大学院に対する公的支援の見直し

【制度の概要】

- 法科大学院に関する国費の支出としては、国立大学の法科大学院には国立大学法人運営費交付金が、私立大学の法科大学院には私立大学等経常費補助金特別補助の法科大学院支援が支出されている。そのほか、法務省の教員派遣経費等がある。
- 文部科学省は、法科大学院に対し、組織の自主的・自律的な見直しを促すため、法科大学院に対する公的支援の見直し（財政支援の減額調整）を24年度から実施。指標は、入学試験の競争倍率（2倍未満）と司法試験合格率（3年以上連続して全国平均の半分未満等）

【評価結果】

資料⑧～⑩

- 法科大学院関係の国の支出は585億円（平成16年度～22年度の合計）【評価書P. 240～241】
内訳：文部科学省の国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金特別補助の法科大学院支援（注）578億円、法務省の教員派遣経費等7億円
（注）私立大学等経常費補助金には、一般補助（専任教職員等給与費、教育研究経常費等を対象）、特別補助（特定分野・課程等の教育の振興のために一般補助に増額して交付）がある。今回は、法科大学院に特化して支出される特別補助（法科大学院支援）についてみた。
- 法科大学院における司法試験合格者1人当たりの国費投入額（注1）【評価書P. 241～248】

①これまでの合格実績に基づいて推計（注2）した場合	合格者数 1万2,381人	1人当たり約426万円
②例示された目標の下限である7割が合格すると想定した場合	合格者数 1万8,078人	1人当たり約292万円
③修了者全員が合格すると想定した場合	合格者数 2万5,825人	1人当たり約204万円

（注1）平成16年度から22年度までに、法科大学院に交付された文部科学省の国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金特別補助の法科大学院支援、法務省の派遣教員経費等の合計585億円から、23年度以降の修了者に係る投入額57億7,000万円を除いた額527億3,000万円を上記①～③の合格者数で除したもの
（注2）これまでに受験期間が終了した平成17年度及び18年度修了者の司法試験の累積合格率を基に17年度から22年度修了者までの最終的な合格者数を1万2,381人と推計
- 公的支援の見直し指標は、競争倍率及び司法試験合格率の2指標であるが、その運用に当たって配慮すべき要素や付け加えるべき要素がある。
 - ・ 未修者への配慮 【評価書P. 262】
未修者の司法試験合格率が既修者に比べ低い傾向（平成23年司法試験合格率：未修者16.23%、既修者35.42%）
未修者を中心に教育を行っている法科大学院は、既修者を中心に教育を行っている法科大学院に比べ、司法試験合格率が低迷している状況
 - ・ 定員充足率の追加 【評価書P. 263】
合格者を定員より少なくして、競争倍率2倍を確保することが可能
 - ・ 競争倍率又は司法試験合格率が相当期間改善されない法科大学院 【評価書P. 266～269】
3年連続して競争倍率が2倍未満8校、5年連続して司法試験合格率が平均の半分未満7校

【勧告内容】

- 法科大学院の公的支援の見直し指標については、未修者への影響や、法科大学院における教育の質の改善の進捗状況などを踏まえ、必要な改善措置を講ずること。（文部科学省）
- また、法科大学院の公的支援の見直し指標の競争倍率については、意図的に合格者を減少させることで競争倍率を確保する可能性があることを踏まえ、定員充足率を加味したものを改めること。（文部科学省）

【主な勧告事項6】 修了者の進路の把握、就職支援の充実

【制度の概要】

- 文部科学省は、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告（平成21年4月）を受けて、法科大学院認証評価基準に法科大学院の課程を修了した者の進路（司法試験の合格状況を含む。）について、認証評価を行うことを追加（平成22年6月、学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令を改正）
- これを受けて、法科大学院認証評価機関3機関は、修了者の進路（司法試験の合格状況を含む。）に関することを認証評価基準に追加
- 法科大学院修了者は、法曹以外の分野でも、企業法務や公務員等として活躍することが期待（文部科学省）

【評価結果】

- 平成24年3月31日現在、74法科大学院の修了者の累計2万5,825人のうち受験資格を喪失した者（注）は4,252人 【評価書P.317、318】
（注）受験資格喪失者とは、司法試験を3回受験し合格せずに受験資格を喪失した者及び法科大学院を修了したものの受験せず受験資格を有する5年間を経過した者
- 実地調査した38法科大学院のうち、平成23年4月1日現在で修了者の進路の把握を組織的に行っているものが29校。二巡目の認証評価に向けて今後予定・検討としているものが9校。ただし、前記29校においても受験資格を保有し得る修了後5年間継続して把握しているものはない 【評価書P.321】
- 平成23年4月1日現在、実地調査した38校の修了者1万5,320人の進路の内訳は、以下のとおりであり、不合格者で進路が把握できていない者は修了者の約3割 【評価書P.322～325】

・ 不合格者のうち進路が把握できていない者	4,922人（32.1%）	・ 司法試験合格（旧司法試験合格とみられる者を含む。）	6,008人（39.2%）
・ 就職した者又は進学した者	721人（4.7%）	・ 司法試験受験予定としている者	3,599人（23.5%）
- 74法科大学院の中には、法科大学院に就職支援チームを設置（専属職員の配置、採用情報収集、修了者の進路の就職先の開拓等の実施）している例があるが、実地調査した38法科大学院のうち、法曹以外の道を目指す修了者への就職支援等を行っていないものが約3割 【評価書P.343】
- 法科大学院修了者に対する企業のニーズ：法科大学院修了者（法務博士（専門職））は、法曹資格の有無にかかわらず、法的な専門知識があるため、魅力ある人材であり、採用のニーズはある（企業法務の団体） 【評価書P.346】



【勧告内容】

- 法科大学院に対し、修了者の進路の把握については、修了時はもとより、受験資格を保有し得る少なくとも5年間は継続し、総合的な集積・管理を行わせること。（文部科学省）
- 修了者（法務博士（専門職））の社会での人材活用を図る観点から、自校の修了者の進路の動向や在学生のニーズ等を踏まえ、法科大学院における修了者及び在在学生に対する就職支援等の充実を促進すること。（文部科学省）

「提言型政策仕分け」提言一覧(抜粋)

番号	テーマ名	論点	提言
A2	教育(大学): 大学改革の方向性の あり方	<p>大学の総収入・総支出は増加しているのに、世界の中で日本の大学のレベルは低下しているのではないか。</p> <p>少子化の傾向にも関わらず、大学数や入学定員、教職員数が増えているのではないか。</p> <p>定員割れによる学力低下等や赤字経営の大学の増加等をどう考えるか。</p> <p>大学は、将来を見据えた明確な人材育成ビジョンを持っているのか。</p> <p>大学が社会の実情と乖離し、社会のニーズに十分な対応ができていないのは、大学改革が進んでいないからではないか。どのように改革を進めるべきか。</p>	<p>大学の国際通用力の向上の在り方については、「教育分野」における向上などその具体的な達成目標と達成時期並びにその評価基準について明確化を図る。まずは各大学による自己改革によってその実現を図る。</p> <p>少子化傾向の中での大学経営の在り方については、教育の質の確保と安定的な経営の確保に資するため、大学の教育の内容、例えば、生涯教育の拡充などへの転換を含む自律的な改革を促すとともに、寄付金税制の拡充等自主的な財源の安定に向けた取組を促す仕組みを整備する。</p> <p>法科大学院の需給のミスマッチの問題については、定員の適正化を計画的に進めるとともに、産業界・経済界との連携も取りながら、法科大学院制度の在り方そのものを抜本的に見直すことを検討する。</p> <p>大学改革の全体の在り方については、国は大学教育において如何なる人材を育成するかといったビジョン及びその達成の時期を明示した上で、その実現のため第三者による評価などの外部性の強化に加え、運営費交付金などの算定基準の見直しなどの政策的誘導の在り方について検討する。加えて政策評価の仕組みの改善についても併せて検討する。</p>

法科大学院教育と司法修習との連携強化のための提言

2011年(平成23年)8月19日

日本弁護士連合会

当連合会は、法科大学院教育と司法修習との連携を強化し、充実した司法修習を実現するための当面の方策として、以下のとおり提言する。

提言の趣旨

- 1 法科大学院においては、次のとおり、実務基礎教育の一層の充実が図られるべきである。
 - (1) 弁護実務修習を効果的に履修するためには、司法修習生が予め法律実務に関して一定の知識・技能を修得していることが不可欠である。したがって、法科大学院において、実務基礎教育の重要性を再確認し、一層の充実、特に、共通的な到達目標として作成された「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」及び「法曹倫理」の内容を確実に修得させることが望ましい。
 - (2) 起案は、決して実務の形式のみを覚える学修ではなく、実務家、特に弁護士としては法理論をどのように現実に活かすかを学ぶ重要な機会であり、法理論を実務の視点から定着させるために極めて有効な手法である。したがって、上記必修3科目を含め、単位数が増加した法律実務基礎科目全般を利用して、法科大学院として可能な限り、訴状、答弁書等の起案の機会を与えることが望ましい。
 - (3) 刑事実務教育については、分野別弁護修習での刑事弁護に接する機会が減少していることから、刑事訴訟手続の流れを十分に理解させつつ、法曹養成の各プロセスにおいて当事者法曹として関わる姿勢・心構えを確実に身に付けさせる必要がある。法科大学院の段階においても、模擬裁判や模擬公判前整理手続のようなシミュレーション教育の実施・充実など教育手法にも工夫を凝らすことにより、刑事実務教育をより一層充実させることが望ましい。
- 2 当連合会は、法科大学院において学修した知識・技能の中で、弁護実務修習を効果的に行うためのものを指摘し、司法修習予定者が、修習開始前にその復習ができるよう、司法修習予定者に対する周知徹底の方法を検討し、必要な措置を講じる。

なお、指摘すべき具体的な知識・技能としては、民事関係では、①民事訴訟手

続と民事訴訟記録についての基礎的な理解、②代表的な訴訟類型についての要件事実の実践的な理解、③事実認定の構造についての基本的理解、④法文書の構造についての基本的な理解とその実践、刑事関係では、①捜査手続を含む刑事訴訟手続の基本的理解、②当事者法曹から見た事実認定及び手続遂行の理解が考えられる。

3 法科大学院における実務基礎教育が、提言1のとおり充実するまでの経過的措置として、以下の措置がとられるべきである。

(1) 各法科大学院において、地元弁護士会の支援を受けて、当該法科大学院出身の司法修習予定者を対象に、分野別実務修習に必要と思われる視点で、実務系科目の復習ないし補充を行う研修を、可能な範囲で実施すること。

(2) 当連合会が主体となり、起案を中心とした弁護修習に必要な知識・技能についての事前研修（修習前研修）を実施すること。

4 司法研修所においては、実務修習開始までに、各修習予定者が法科大学院で学んだ実務系科目の内容（起案等）に関する調査を実施し、その調査結果を、各修習予定者の配属先弁護士会及び指導担当弁護士に提供するとともに、上記調査結果等をもとに、指導担当弁護士は、担当する修習生の実務科目の修得度や起案経験等を把握し、各修習生の実情及び特性に応じた効果的な指導を行うべく、創意工夫に努める。

5 弁護士会、裁判所、検察庁の機関は、司法修習の開始当初に、約1週間をかけて、合同で冒頭修習を実施し、司法研修所においては、その実施に協力する。

その際、弁護士会が行う冒頭修習の内容としては、事実認定に関する書面（最終準備書面、証拠弁論、弁論要旨など）の起案を課すことが考えられ（ただし、添削まで要求するものではない）、当連合会は、司法研修所の修習プログラムと調整をはかりつつ、各弁護士会の冒頭修習が円滑に進むよう、弁護修習教材等を作成・提供し、また指導方法についても必要な助言を行う。

なお、上記合同での冒頭修習の実施が困難な場合には、各弁護士会が司法修習の開始当初に約2日程度をかけて冒頭修習を実施することについて、司法研修所及び配属先の裁判所・検察庁に対し、理解と協力を求める。

6 当連合会は、法曹養成制度における新司法修習の位置づけ、分野別実務修習に期待される役割について考察し、個別の事件を通じた修習を効果的に行うため、個々に異なる修習生の状況に応じた具体的指導の創意工夫が可能になるよう、弁護実務修習の指導方法についての助言、資料提供を行う。

提言の理由

第1 はじめに

司法制度改革審議会意見書に基づき、法科大学院を中核とした新たな法曹養成制度が創設され、平成16年4月の法科大学院開校から、約7年が経過した。

この間、この新たな制度は、様々な関係者及び関係機関の努力により、従前の法曹養成制度では生み出せていなかった多様な新法曹を誕生させる一方、制度上、必ずしも十分に機能しきれていないとの指摘もなされている。

特に、新たな法曹養成の中核となる法科大学院教育と、それまで法曹養成を担ってきた司法修習との間には、本来は有機的な連携が予定されていたにもかかわらず、分野別弁護修習担当の弁護士の中から、実効性ある連携に至っていないとの指摘がされ、新60期司法修習生のみを実施された司法研修所における統一的な実務導入教育（いわゆる「導入研修」）と同様の研修を当面の間実施すべきとの根強い意見もある。当連合会は、2011年3月27日付け「法曹養成制度の改善に関する緊急提言」において、法曹養成制度が抱える課題を解決するための提言を行っているところであり、この提言に基づいて、法曹三者による実務修習開始前の集合的修習を実施すること等の制度の改善に努めるとともに、今回の提言によって、可及的すみやかに当面の運用改善を図り、ひいては、法科大学院教育と司法修習との有機的連携を目指すものである。

第2 各提言について

1 提言1について

(1) (1)について

法科大学院では、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールとして「法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分（例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分）をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行う」こととされており、従来の法学部教育に比べ、現実に“使う”観点に基づく法理論教育が徹底されるとともに、実務教育により、法理論の定着・深化を図り、かつ、実務家としての価値観、責任感、倫理観を教えることが期待されている。

そして、法科大学院は、法学教育、司法試験、司法修習の有機的連携のもとに「プロセス」として構成された新しい法曹養成制度の中核機関（基幹的な高度専門教育機関）であると同時に、実務教育のプロセスから見れば、司法修習の前過程とも位置づけられているのであり、修習との連携を意識しつ

つ、必要かつ十分な実務導入教育が行われなければならない（もとより、司法修習に携わる現場も法科大学院教育を理解するのは当然である。）。

ところが、法科大学院関係者の努力によりあるべき実務教育の実施に向けて試行錯誤が重ねられているものの、法科大学院ごとの実務教育の内容のばらつきについては、司法修習に携わる現場から強い批判がある。

一昨年、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会は、かかる批判に応え、プロセスとして実務教育の質を上げることをも目的として、「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」を公表し、法律基本科目のほか、法律実務基礎科目について共通的な到達目標を策定することを提言した。そして、この提言を受けて、昨年10月「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」及び「法曹倫理」の共通的な到達目標モデルが公表されており、今後、各法科大学院において、この到達目標以上の内容の実務教育を実施すべきこととされた。

当連合会としては、この機会に、法科大学院に対し、プロフェッショナル・スクールとしての役割を指摘し、実務教育の整備・強化を求める必要がある。殊に、今回共通的な到達目標として示された「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」及び「法曹倫理」は、確実に履行されなければならない。

(2) (2)について

新司法修習は、旧制度における前期修習がなく、新司法修習という枠の中では、配属庁会で行うべき起案の基礎的訓練やその解説の機会のないまま、直ちに分野別実務修習を開始する。司法修習生の中には、実務用文書の起案経験がない者もあり、指導担当弁護士による丁寧な指導がなければ、漫然と書式に倣い、修習第1クールを非効率のうちに終えてしまうおそれもある。

実際、新司法修習生を指導した指導担当弁護士の中から、調査能力やプレゼン能力には優れているが起案能力は不十分なのではないか、書式を与えれば訴状や答弁書が書ける程度にまで到達していないのではないか、という声が聞かれている。

そこで、2か月という短い修習期間を効率的に活用し、弁護実務修習の実効性を高めるためには、法科大学院教育の段階から、訴状、答弁書など主張書面型の書面を起案させることが重要である。

殊に、当事者法曹である弁護士の業務は、混沌とした社会的事象の中から法的に意味のある事実を抽出し、構成していく作業である。特に、初動時での作業は極めて重要であり、その際、相談者の意向や取得しうる資料を前提

に、自らの法知識や分析力、柔軟な思考力、創造力、更には、法曹としての価値観や倫理観を踏まえた総合的な検討が必要になる。

そして、この検討を具体的に行うには、起案を利用した教育が極めて有効と思われる。すなわち、実際の法的手続に乗せることで、むしろ実務の側から実体法及び手続法の理解を促進する。これは、決して「書式を学ぶ」というような、単なる形式の学修ではない。

例えば、訴状を作成するには、訴訟物として何を選択するかについて実体法の知識が必要になる。また、手続的には、判決を求める範囲について処分権主義、主張立証について弁論主義、当事者について訴訟能力、当事者の選択について判決の効力の及ぶ主観的範囲、確認訴訟の場合は訴えの利益、裁判所の選択については管轄の定め等、民事訴訟法のほぼ全般にわたる理解が必要になり、実体法、手続法の総合的な力が試される。

つまり、起案教育は、弁護実務修習へのスムーズな移行のために重要なだけでなく、法曹として備えておくべき法の基礎知識を十分に理解・定着させるためにも極めて有意義な教育方法であり、その意味で、法科大学院教育及び弁護実務修習を通じて、一貫して有用な教育手法と考えられる。

なお、起案教育は、必ずしも必修科目としての「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」又は「法曹倫理」の中だけで行われなければならないものではない。模擬裁判その他のシミュレーション教育又はクリニックなどの臨床教育の中で起案を組み込むことも十分考えられる。しかも、認証評価基準において必要とされる法律実務基礎科目の単位数が6単位から10単位に増加される。従前から多くの法科大学院がかかる動きを予測し、法律実務基礎科目を前掲3科目（に相当する科目）に限定することなく、多彩な科目を設置していることからすれば、現状の体制の枠内で起案の機会を与えることは十分に可能である。

(3) (3)について

刑事弁護実務については、修習期間の短縮により現実に実施できる内容が制約を受けている反面、被疑者国選弁護人、国選弁護人、当番弁護士制度、裁判員裁判制度の維持運営に弁護士の存在が不可欠とされ、弁護人が果たすべき役割はますます重要度を増している。

また、特に地方においては、司法修習を終了し、弁護士資格を得た直後から単独でこれら実務対応を求められるのが現状である。その意味で、刑事弁護実務は、民事よりもなお一層、法科大学院、分野別弁護実務修習、集合修

習それぞれの役割を的確に配分し、確実な履修を求める必要性の大きい分野である。裁判官・検察官と異なり、弁護士の場合、司法修習修了後の手厚い継続教育には限界があるため、問題はより深刻である。

したがって、当連合会としては「刑事訴訟実務の基礎」について、到達目標の確実な履行を求めるとともに、刑事実務教育の実施について、より実践的かつ効果的な方法の導入・強化を提唱していく。その際、刑事司法の適正な維持運営において弁護人の果たすべき役割は重要であり、優れた刑事弁護人としての素養を身に付けさせることは、刑事司法全体の課題であることを示し、法科大学院の理解を得ることが必要である。

そこでの刑事実務教育は、刑事訴訟手続の流れを十分に理解させ、当事者法曹として関わる姿勢・心構えを身に付けさせる必要がある。法科大学院においても、当事者法曹としての視点を据えながら、刑事訴訟手続（捜査段階を含む）の基本的事項を理解させることが必要である。例えば、弁護人であれば、被疑者又は被告人の立場に立ち証拠に基づき事実を認定し法的に構成する力であり、検察官の主張を的確に弾劾する力であり、手続の流れに従って適切な手段を選択する力である。

そして、これらの能力を涵養するためには、模擬接見、模擬裁判、模擬公判前整理手続といったシミュレーション教育の活用が有益である。特に、模擬公判前整理手続は、当事者の立場で刑事手続全体の流れを俯瞰し、検察官であれば公訴事実を、どのような証拠で、どのように立証し、それをどのように説得するのかを、弁護人であれば、検察官の主張する事実を、どのような証拠で、どのように弾劾し、それをどのように説得するのかを理解させるのに有益である。

そして、ここでも、起案教育は有意義である。

例えば、証明予定事実記載書面や予定主張記載書面を起案することは、当事者の立場で事実認定をすることであり、事実の組み立て方法を学ぶことになる。また、弁護人として証拠意見を起案することは、違法収集証拠、証拠の関連性、自白法則、伝聞法則等の理解が前提になることから、証拠法を体得することになる。更に、証拠開示請求を起案することは、どのような捜査が行われ、どのような証拠が作成されるのかを学ぶことになるのである。

2 提言2について

法科大学院において適切な実務教育が行われたとしても、法科大学院生の理

解が不足し、あるいは司法試験受験の間に忘却して、司法修習開始前に本人が必要な知識と技能を備えてない場合には、やはり効果的な司法修習が望めないことになる。分野別実務修習を履修するのは司法修習生であり、修習生本人が修習期間の短さを自覚し、準備を備えて修習に臨む必要がある。

したがって、当連合会は、司法修習予定者に向けて、弁護実務修習を効果的に行うための必要な知識・技能を指摘し、修習開始前にそれらを修得（復習）するよう促す。

そして、司法修習予定者に対する周知徹底の方法としては、司法研修所が司法修習予定者へのガイダンス関連の書面を送付する際に、同書面に「法科大学院でなされた実務科目を復習し、弁護実務修習のために必要な知識・技能を確認するよう促す」旨明記すること等が考えられる。

なお、司法修習予定者に指摘すべき必要な知識・技能としては、民事弁護の場合には、①民事訴訟手続と民事訴訟記録についての理解、②代表的な訴訟類型についての要件事実の実践的な理解、③事実認定の構造についての基本的理解及び④法文書の構造についての基本的な理解とその実践などが考えられる。

また、刑事弁護については、①捜査手続を含む刑事訴訟手続の基本的理解、及び②当事者法曹から見た事実認定及び手続遂行の理解が考えられる。

3 提言3について

前記のとおり、法科大学院における実務基礎教育にばらつきが多い現状で、しかも、法科大学院における「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」「法曹倫理」に関する共通的な到達目標は、弁護実務修習の効果的な履修に必要な知識・技能の大部分を含むものと考えられるものの、訴状や弁論要旨等の法律文書の起案は共通的な到達目標の内容とはなっていない。そのため、基本的な法律文書の起案作業を通じた知識・技能の修得は、各法科大学院が共通的な到達目標を掲げているとしても必ずしも達成できない可能性がある（ただし、共通的な到達目標は、ミニマムスタンダードであるから、法科大学院によっては、起案作業を通じた学修を実現するものもあろう。）。

前述したとおり、起案教育が有用であり、新制度においても、法律文書の起案は重要な弁護実務修習の内容であり、これを効果的に行うためには、法律文書の起案に最低限必要な基礎的知識や技能は、実務修習開始前に修得しておくことが望ましい。上記提言1では、法科大学院において起案を導入し指導することを求めているが、直ちに、その実現が可能かは不明である。

そこで、当面は、新司法試験合格発表時から司法修習開始時までの間、法科大学院において、地元弁護士会の支援を受けて、当該法科大学院出身の司法修習予定者を対象に、実務系科目の復習を目的とした研修を行うべきである。

また、すでに現在当連合会や一部の弁護士会で実施されている事前研修（司法修習前研修）を継続発展させ、当連合会が主体となって、簡易な起案を中心とした研修を実施していく予定である。

4 提言4について

修習生が法科大学院で学んできた実務系科目の内容は、出身法科大学院や、自身の履修状況によって、様々に異なっているため、弁護実務修習の指導担当者は、自身が担当する修習生が、実務修習に入る時点において、どの程度の実務的な知識や技能を身に付けているのかを把握するのが困難な状況にあり、これが、実務修習の円滑な実施を妨げる一つの要因ともなっている。

そこで、実務修習を効果的に実施するためには、個々の修習生の知識や能力レベルについて、修習生と指導担当者の認識を共通にすることが肝要であり、そのためには、司法研修所が主体となって、個々の修習生が履修した実務系科目やその内容、起案経験の有無等につき、実態調査（アンケート）を実施し、その結果を配属先弁護士会及び指導担当弁護士へ伝達すべきである。

また、指導担当弁護士においても、新しい制度の趣旨と実情を理解し、修習生ごとに能力レベルや経験に差があることを前提として、短期間に効果的な修習を行うべく、各修習生の実情に応じ、柔軟に、かつ創意工夫を凝らして指導にあたる必要がある。

5 提言5について

新司法修習は各修習期間も2か月と短く、更に今後は、予備試験の実施に伴い、法科大学院における実務導入教育を全く受けていない司法修習生を受入れることになる。全ての修習生が実務修習に即応し、限られた期間で効果的に実務修習の実を上げるためには、法曹三者が、実務修習の始まりに際して修習を合同で実施し（冒頭修習）、修習生に対しそれぞれの修習の具体的なイメージを持たせた上、どのような視点で何を学ぶべきなのか、修習の獲得目標を明確に示す必要がある。

また、修習生が、第1クールの冒頭に、弁護士、裁判官、検察官から、それぞれの立場に基づく重層的で柔軟な物の見方を学ぶ意義は大きい。特に、刑事

弁護については、実務修習の冒頭において弁護人としての物の見方や考え方を意識させることが、刑事裁判修習や検察修習をする上でも不可欠である。

そして、これまでも多くの弁護士会が、各クールの初め（冒頭）に導入的な修習を行っており、各地の裁判所及び検察庁も、修習期間のうち最初の数日を、通常の実務修習ではなく導入教育にあててきた。そうであるとすれば、これら各弁護士会における冒頭修習と、裁判所及び検察庁で修習の冒頭に行っている講義等の取組を有機的に組合せ、三庁会が第1クール開始前に連携を密にして1週間程度合同で冒頭修習を行うことが、短期間の実務修習をより効果的なものとする上で有益である。このような冒頭修習を行うことで、修習生は実務修習の全体を俯瞰でき、自身の弱点を知り、実務修習に臨むべき視点をもって獲得目標を携えて、実務修習に臨むことが期待できる。

ちなみに、冒頭修習の実施にあたっては、弁護士会の負担状況に鑑みれば、事前に与えた課題について、司法研修所教官等による講義をインターネットで配属地に一律に配信し、その後、各庁会において質疑応答をはじめとするフォロー等を実践することが望ましい。その際、弁護士会が行う冒頭修習の内容としては、弁護実務修習で学ぶべき重要な事項として事実認定（証拠による事実認定の論証）があり、この点に関する実務修習を有効に履修するには、最終準備書面や弁論要旨などの事実認定に関する書面起案を課すことが考えられる。ただし、これは起案の添削までも要求するものではない。

当連合会は、これまでも冒頭修習用の教材を作成し提供するなど、弁護士会の行う冒頭修習に協力をしてきたが、今後も司法研修所の修習プログラムと調整をはかりながら教材の作成を請け負う担当部署の設置等についても視野に入れ、各弁護士会の冒頭修習が円滑に進むよう、引き続き、教材を作成・提供し、また指導方法についても必要な助言を行う。

なお、冒頭修習の実施に伴い、第1クール中に行われている出張講義のあり方につき再考が必要となるかもしれないが、冒頭修習及び出張講義において使用する教材を統一し、冒頭修習を経た後の出張講義においては、約2時間の限られた時間の中で、重要事項の復習と更に深く掘り下げた議論を行うことで、有機的に、修習生の「汎用性のある基礎力」を養うことができると思われる。

このように、当連合会は、実務修習の始まりに際し、三庁会による合同での冒頭修習の実施を求めるものであるが、仮にそのような合同での実施が困難な場合においては、司法研修所及び配属庁に対し、弁護士会が単独で、司法修習の開始当初約2日程度をかけて、全ての修習生を対象にして冒頭修習を実施す

ることについて、理解と協力を求めるものである。

今回の冒頭修習の提言は、あくまでも可及的すみやかに当面の運用改善を図ることを目的とするものである。他方で、当連合会は、従前より司法研修所における集合的な導入研修の実施を求めているところである。司法研修所における導入研修の実施は、共通的な到達目標を踏まえた法科大学院における実務教育の今後の充実度、新修習制度における分野別実務修習の実施状況及び冒頭修習や事前研修についてのこれまでの日弁連の取組をも踏まえて、法科大学院教育と司法修習との連携を強化の観点から、状況に応じて、司法修習の制度的見直しの一環として検討する必要がある。

6 提言6について

前述のとおり、現段階において、法科大学院における実務導入教育の実施状況にはばらつきがあり、かつ履修状況も様々に異なるゆえ、実務修習開始時において、個々の修習生の知識や技能レベルは一様でない。更に今後は、予備試験の実施に伴い、法科大学院における実務導入教育を全く受けたことのない司法修習生の受入れも開始する。個別指導担当弁護士は、そのように個々に異なる修習生の状況を認識・把握の上、指導の範囲をどのように設定し、指導事項をどのように選定すれば、事件対応を通じた修習の効果を上げ得るか、具体的指導方法について創意工夫に努める必要がある（例えば、多数の事件に触れられなくても、一受任事件について、事案の概要、法律上の争点、事実認定上の争点、判例、考えられる紛争解決方法、その方法の優先順位の設定等をレポート作成させた上で、ディスカッションをすること等を通じ、当該修習生の不足している点を指摘する方法等が考えられる。）。

そのために、当連合会は、個別指導担当弁護士に対し、ガイダンス等を通じ、新しい修習制度（及びその現況）への理解を一層徹底し、かつ、より効果的に修習の実を上げられる指導方法についても検討し、要請がある場合には、弁護士実務修習の指導方法についての助言、資料提供等を行う。また、毎年開催される司法研修所弁護教官と司法修習生指導担当者との弁護士実務修習指導に関する連絡協議会（弁修協）や地域別弁護士修習連絡協議会（地弁協）を通じて、指導方法等にかかる研修を実施することも検討する。

以上

法曹人口政策に関する提言

2012年(平成24年)3月15日

日本弁護士連合会

当連合会は、2011年3月27日付けで「法曹人口政策に関する緊急提言」を公表した。その後の状況を踏まえて検討した結果、法曹人口政策について以下のとおり提言する。

第1 提言の趣旨

1 弁護士のアイデンティティは「プロフェッション」性、すなわち、高度の専門性と公益的性格にある。したがって、弁護士には市民から信頼されるに相応しい学識、応用能力と弁護士職の公益的性格の自覚が求められる。そのようなプロフェッション性から導かれる「質」を確保するためには、必要な水準に達しない者にまで弁護士資格を付与することがないように、司法試験の合格者数を、法曹養成制度の成熟度に見合うものにしなければならない。

また、「市民にとってより身近で利用しやすく頼りがいのある司法」を実現するためには、現実の法的需要や司法基盤整備の状況ともバランスの取れた法曹人口の「適正さ」を確保すべきである。

2 現状では、法曹養成制度の成熟度、現実の法的需要、司法基盤の整備状況のいずれに対しても、また裁判官・検察官の増員の程度と比べても、弁護士人口増員のペースが急激であり過ぎる。そのため法曹養成過程における「法曹の質」の維持への懸念、新人弁護士の「就職難」等によるOJT不足から実務経験・能力が不足した弁護士が社会に多数増えていくことへの懸念、法曹志望者の減少などの深刻な問題を引き起こしている。市民のための司法を実現するためには、これらの問題を解決する必要がある。そのためには、いまや法曹人口の急増から「状況に応じた漸増」へと、速やかに移行すべきである。

司法制度改革推進計画(2002年3月19日閣議決定)のうち「平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す」との指針を示した部分は、現状ではもはや現実的ではなく、抜本的に見直す必要がある。

3 司法試験合格者数をまず1500人にまで減員し、更なる減員については法曹養成制度の成熟度や現実の法的需要、問題点の改善状況を検証しつつ対処してい

くべきである。

司法試験合格者の減員は法曹人口の減少を直ちに意味せず、急増か漸増かという増員ペースの問題である。司法試験の年間合格者数を1500人にまで減員しても、2027年頃には法曹人口は5万人規模に達し、2053年頃には6万3000人程度で均衡する。年間合格者数を1000人にしても、2043年頃には法曹人口は約4万9000人に達し、2053年頃には4万2000人程度で均衡する。

- 4 将来的な法曹人口は、現実の法的需要や司法基盤整備の状況、法曹の質などを定期的に検証しながら、検討されるべきである。その検証を踏まえて、司法試験合格者数についても定期的に検討すべきである。

第2 提言の理由

1 合格者数増員計画及びその後の増員状況

(1) 審議会意見書及び閣議決定における司法試験合格者数の増加計画

司法制度改革審議会意見書（以下「審議会意見書」という。）は、司法試験合格者数の増加計画について、次のように述べていた。

「具体的には、平成14(2002)年の司法試験合格者数を1,200人程度とするなど、現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手することとし、平成16(2004)年には合格者数1,500人を達成することを目指すべきである。さらに、同じく平成16(2004)年からの学生受入れを目指す法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、新制度への完全な切替えが予定される平成22(2010)年ころには新司法試験の合格者数を年間3,000人とすることを目指すべきである。このような法曹人口増加の経過を辿るとすれば、おおむね平成30(2018)年ころまでには実働法曹人口は5万人規模（法曹1人当たりの国民の数は約2,400人）に達することが見込まれる。」

そして、審議会意見書の趣旨にのっとり行う司法制度改革に関し政府が講ずべき措置を述べた「司法制度改革推進計画」（2002年3月19日閣議決定。以下「閣議決定」という。）の中で、「平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す」との指針が示された。

なお、審議会意見書も閣議決定も、「全体としての法曹人口の増加を図る中で、裁判官・検察官を大幅に増員すべきである」と述べており、法曹人口の増加は単に弁護士数だけの増加ではなく、裁判官、検察官の大幅な増加を意味するものであった。

(2) 司法試験合格者数の増加状況

審議会意見書以後の実際の増員状況は、次のとおりである。2002年は1183人、2003年は1170人で審議会意見書にいう「1200人程度」であり、2004年は1483人、2005年は1464人、2006年は1558人で審議会意見書にいう「1500人程度」に達した。2007年は2099人、2008年は2209人、2009年は2135人、2010年は2133人、2011年は2069人（旧試験6人を含む。）で審議会意見書にいう「3000人」には到達せず、2000人から2200人の水準にある。

このうち、2004年は対前年比で313人増、2007年は対前年比で541人増と、1年で大幅な増員が行われた。

(3) 司法修習終了者数の推移

司法修習終了者は、2003年は1005人、2004年は1178人、2005年は1187人、2006年は1477人、2007年は2376人、2008年は2340人、2009年は2346人、2010年は2146人、2011年は1991人である。

このうち、2006年は対前年比で290人増、2007年は対前年比で899人増と、急激な増加があった。

(4) 法曹人口の推移

法曹人口の合計は、2003年の2万3377人から2011年の3万5184人へと、1万1807人増加した。しかし、この1万1807人について法曹三者の内訳は次のとおりであり、裁判官や検察官の増加は極めて少なく、実質上、弁護士のみ増加となっている。

裁判官は、2003年の2333人から2011年の2850人へと517人増加した。司法修習終了者が急増した2006年には対前年比で75人増、2007年も対前年比75人増であった。

検察官は、2003年の1521人から2011年の1816人へと295人増加した。司法修習終了者が急増した2006年は対前年比21人増、2007年は対前年比19人増であった。

弁護士は、2003年の1万9523人から2011年の3万0518人へと1万0995人増加した。司法修習終了者が急増した2006年は対前年比851人増、2007年は対前年比1098人増であった。

なお、最近の年間の裁判官、検察官の採用数は、裁判官が100人程度、検察官が70人～80人程度であるが、これは司法試験合格者数が700人～8

00人程度の時期と変わりのない水準であり、法曹人口の大幅増加の中で、裁判官や検察官への採用数がほとんど増加していないことが分かる。

(5) 本提言における検証の視点

そこで、この間の司法試験合格者数の増加が与えた影響について、主として弁護士人口の増加状況に焦点を当てて述べる。最初に弁護士人口を検証する前提としての「弁護士像」につき検討した上で、「公共性の実践」、「法的需要」、「法曹の質」の面から、これまでの弁護士人口急増政策が与えた影響及びその評価について述べる。

2 「法曹人口」を検討する前提としての「弁護士像」

(1) プロフェッションとしての弁護士

弁護士のアイデンティティは、「プロフェッション」性にある。それは体系的な理論に基づく専門的技能を用いて、私益の追求を超え公共のために開かれたサービスを提供し、プロフェッションとしての自己規律を制度的に体現する自治団体を組織することを特徴とする。

司法の一翼を担うプロフェッションとして、弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする（弁護士法第1条）。

(2) プロフェッション性から求められる「質」

弁護士の専門的技能は、法的思考を手段として現実の紛争を解決することにある。法的思考を働かせるための基礎的知識は不可欠である。

全ての市民に等しく保障される権利・自由を守り、実現するためには、全ての弁護士が、プロフェッションたるに相応しい学識と応用能力を修得していなければならない。司法試験制度は、法曹として必要な水準に達していない者に弁護士資格を付与することがないように、厳密な選抜を行うものでなければならない。法曹養成制度は、市民の権利の守り手を育てる役割を社会から負託されている。

気軽に相談したいという要望とはまた違った次元で、自分の一生を左右しかねない内容の紛争解決を委任し、自らの権利擁護を託すとき、市民は、弁護士の「質」に対する信頼を拠り所とせざるを得ない。「質の悪い弁護士は自由競争によって淘汰され、結果的に相当な質が形成されていく」という考え方は馴染まない。

(3) 弁護士の活動領域拡大と弁護士像については近時、「法曹は国内訴訟担当者から課題解決者へと役割・性格を転換すべきである」、「法曹教育もまた国内訴訟実務家養成から国内外課題解決者養成へと自覚的な転換が必要である」など

の意見も一部で主張されている。

しかし、課題解決といっても、少なくとも紛争の最終的な解決手段たる訴訟の実務を理解しているのでなければ、弁護士が「課題解決者」になることの意味は乏しい。弁護士の課題解決能力は、法的思考と事実認定の能力にあるが、「国内訴訟担当者」と「課題解決者」を弁護士の能力や法曹養成において対立的なものとして捉えるべきではない。弁護士の活動領域が拡大しても、弁護士に求められる能力と資質が別なものになるわけではないし、現在よりも低い水準で構わないということにはならない。

なお、審議会意見書が弁護士の活動領域の拡大を求めたのも、弁護士の役割を「法廷の内と外とを問わず、高い質の法的サービスを提供することにある」と捉えた上でのことであり、従前の訴訟実務中心の弁護士と活動領域を拡大する弁護士とで能力や資質を区別しているわけではない。

3 「公共性の実践」の面からの検証

(1) 過疎・偏在の解消の程度

当連合会は、過疎地住民の法的需要に応えるため、弁護士ゼロ・ワン地域（地家裁支部管轄区域を単位として、登録弁護士が全くいないか一人しかいない地域）の解消を目指し、重点目標を具体的に定めて人員及び財政を投入し、組織的に取り組んできた。

1999年に日弁連ひまわり基金を創設し、2000年からは全弁護士から特別会費を徴収して、全国にひまわり基金法律事務所を設置し、また弁護士過疎地域の法律相談センターに対する援助などを行ってきた。2008年からは偏在解消事業特別会計による「弁護士偏在解消のための経済的支援」の運用を開始し、開業及び人材養成の両面で支援を行ってきた。当連合会のひまわり基金及び偏在解消事業特別会計による2010年度までの援助実績は、累計約34億円である。

こうして、2011年5月までに、ひまわり基金法律事務所は106か所に設置され、当連合会が援助している弁護士過疎地域の法律相談センターは139か所となっている。また、日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）の司法過疎地域事務所は31か所（2011年9月1日現在）となっている。

これらの結果、1993年時点では弁護士ゼロ地域は50か所・ワン地域は25か所であったが、2012年2月1日時点では弁護士ゼロ地域は0か所・ワン地域は1か所となった。ゼロ・ワン解消に向けての前進は、このような政策的誘導があって初めて実現したのであって、弁護士の大量増員によって自然

に実現したものではない。

むしろ、ゼロ・ワン解消によって弁護士の過疎・偏在問題が全て解決するわけではなく、今後も更なる取組が必要である。

したがって今後は、弁護士の総数を単純に急増させるのではなく、司法基盤の整備による法的需要の実現化を図る効率的な政策手段とともに、各地方の社会・経済的実情等の状況に応じた漸増を目指すのが適切である。

(2) 被疑者国選弁護の全件実施、全面的国選付添人制度、裁判員裁判の対応態勢

2006年10月から殺人・強盗等の重大事件の被疑者に国選弁護人が付される「被疑者国選弁護」が開始され、2009年5月からその対象が窃盗や傷害等の事件に拡大されたが、全国弁護士数約3万人の6割に当たる約1万9764人が国選弁護人の契約弁護士となり(2011年11月1日現在)、対応してきた。裁判員裁判についても、質的な向上に努めるのはもちろんだが、量的な面でいえば現状では十分対応できている。

当連合会は、全ての身体拘束事件を対象とする被疑者国選弁護制度の実現を目指しているが、その新たな担い手の確保も視野に入れつつ、量的な面では弁護士の漸増で対応は可能である。

また、当連合会が実現を目指している全面的国選付添人制度に関しては、現状の弁護士数でも対応は可能である。

(3) 民事法律扶助の拡大への取組

当連合会は、法テラスによる民事法律扶助制度でカバーされない分野について、当連合会が自ら援助のための事業費を支出し、法テラスに業務を委託して、社会的・経済的弱者の法的支援に取り組む制度を作ってきた。具体的には、犯罪被害者援助、難民法律援助、外国人法律援助、子ども法律援助、精神障がい者・心神喪失者援助、高齢者・障がい者・ホームレス等法律援助であり、援助件数・援助実績を着実に伸ばしてきた。

今後も社会的・経済的弱者に対する法的支援を安定した事業として継続・拡大できる制度の整備を進めつつ、状況に応じた漸増によりその担い手の確保をはかるのが適切である。

(4) 評価

公共性の実践の面からは、これまでのような弁護士急増は必要でなく、司法基盤の整備や弁護士会の態勢構築を進めつつ、状況に応じた漸増を図ることが有効かつ適切であると評価できる。

4 「法的需要」の面からの検証

(1) 審議会意見書の法的需要予測

審議会意見書は、2001年以降の法的需要の増大について、下記のように予測していた。

「今後、国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想される。その要因としては、経済・金融の国際化の進展や人権、環境問題等の地球的課題や国際犯罪等への対処、知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争の増加、『法の支配』を全国あまねく実現する前提となる弁護士人口の地域的偏在の是正（いわゆる『ゼロ・ワン地域』の解消）の必要性、社会経済や国民意識の変化を背景とする『国民の社会生活上の医師』としての法曹の役割の増大など、枚挙に暇がない。」

このような予測は、審議会意見書における「新制度への完全な切り替えが予定される平成22(2010)年ころには新司法試験の合格者数を年間3,000人とすることを目指すべき」との目標の前提となっているものであるから、適正な司法試験合格者数を検討するにあたっては、現在において、これが当てはまるか否かの検証は不可欠なものである。

(2) この10年の訴訟事件数及び法律相談数の変化の経緯

しかしながら、この10年間の司法試験合格者数の増大により、弁護士の数は約1万人増加したが、審議会意見書が予測したほどの量及び様々な法的需要が実際に現われているとは、現時点では認めることはできない。

①全裁判所の新受全事件数

2001年と2010年を比較すると、民事・行政事件は309万8011件から217万9351件へ（91万8660件減少）、家事事件は59万6478件から81万5052件へ（21万8574件増加）、刑事事件は164万9946件から115万8442件へ（49万1504件減少）、少年事件は28万7682件から16万5058件へ（12万2624件減少）となっている。

民事・行政事件の事件数の減少には、破産事件における事件番号の振り方の変更など現実の紛争の数的変化を反映していない要因も含まれているにしても、「弁護士不足が解消されれば直ちに現実化する法的需要」なるものがあつたとは言い難い。

②過払金返還請求事件とそれ以外の事件

2005年から2010年までの民事第一審訴訟（地裁）の事件数は13万

5357件から22万7435件へ増加したが、これは過払金等の事件数が4万0759件から13万5894件へと増加したことが原因となっている。過払金等以外の事件数は2005年の9万4598件から2008年の8万7254件と減少し、2010年は9万1541件であるが2005年と比較すれば3057件の減少となっている。

貸金業法改正（2010年6月完全施行）によりグレーゾーン金利が撤廃されてそもそも過払金を発生させない仕組みになったので、今後は、過払金返還請求事件という事件類型そのものが消滅する。

③専門的知見を要する事件の数

専門的知見を要する事件の民事第一審訴訟（地裁）新受件数を2004年と2010年で比較すると、医療行為による損害賠償は797件から776件へ（21件減）、知的財産権に関する訴え（金銭を目的とする訴訟）は305件から329件へ（24件増）、知的財産権に関する訴え（金銭以外）は266件から276件へ（10件増）で、いずれもほぼ横這いである。

他方、労働に関する訴え（金銭を目的とする訴訟）は、1428件から2168件へ（740件増）、労働に関する訴え（金銭以外）は417件から967件（550件増）へと増加している。

このように、分野によって動向が異なる上、弁護士人口の急増ぶりと比較すれば、審議会意見書が予測したほどの量の法的需要が現実化しているとは言えない。

④法律相談件数

法律相談件数を2003年と2010年とで比較すると、総件数は55万3093件から62万7329件（7万4236件増）と増えているが、弁護士人口が1.5倍になったことと釣り合うほどの増加ではない。

その内訳は、有料法律相談は25万3177件から11万1176件へ（14万2001件減）、無料法律相談（日本司法支援センターを含む）は29万9916件から51万6153件へ（21万6237件増）となっている。

(3) 弁護士の活動分野の拡大の状況

企業内弁護士の数は、2001年の64人から2011年には588人に増え、任期付公務員は2011年現在で86人となっている。

しかし、新規登録弁護士で組織内弁護士になる人は年間数十人ずつであって、弁護士人口の急増を吸収できるほどではない。

当連合会が上場企業及び生損保、マスコミなど1196社より回答を得たア

ンケート（２００９年１１月実施）では、企業内弁護士を採用している企業は４７社（約４％）にとどまる上、未採用の企業の９７％が「顧問弁護士や企業内法務部があるので不自由していない」、「やってもらう仕事がない」という理由で、採用に消極的であった。また、地方自治体を対象としたアンケート調査（２０１０年４月実施）では、未採用の自治体の９４．５％が「今後の採用予定はない」と回答した。

(4) 新人弁護士の「就職難」

現実の法的需要の動向は弁護士の業務量を規定し、それによって既存の弁護士事務所の求人数が制約される。予測されたほどの法的需要が現実化していない状況で司法試験合格者が急増した結果、新人弁護士の「就職難」（既存法律事務所に採用を希望してもなかなか採用されない。）が発生している。司法試験合格者数が１５００人程度であった２００６年時点での就職難の程度は現在ほどではなかったが、２００７年以降就職難は速いスピードで深刻化しつつある。

選択型修習・集合修習中（９月）時点での就職未定率は、２００９年（新６２期）で１２％、２０１０年（新６３期）で２３％、２０１１年（新６４期）で３５％である。この間の司法修習生の人数が概ね横這いであるのに対し、就職未定者が３人に１人というレベルにまで就職未定率が急上昇したことからすれば、既存の弁護士事務所による受容能力を超えつつある事態に立ち至っていると捉えられる。

司法修習終了後の一括登録日（１２月）における未登録者は、２００７年（新６０期）で３２人、２００８年（新６１期）で８９人、２００９年（新６２期）で１３３人、２０１０年（新６３期）で２１４人、２０１１年（新６４期）では４００人に達した。一括登録日の未登録者数は就職できない人の実数ではないが、就職難の規模・動向を示す指標である。

一括登録日以後に登録をした者も、従来の意味で「就職できた」と言えるとは限らない。既存の弁護士事務所に採用されなかったためやむなく独立開業をする者（いわゆる即独弁護士）、形式的には採用され登録場所になっているが実態は完全独立採算制であり事務所内で何の保証もない立場にいる者（いわゆる軒先弁護士）なども含まれている。また、いったん就職したものの早期独立を余儀なくされる者なども生じており、新人弁護士の就業状態の不安定化が目立つようになっている。

(5) いわゆる「潜在的な法的需要」の有無

「法的需要」という言葉の意味を、「司法制度を利用して解決することが望ましい紛争」あるいは「弁護士が助力した方が良い法的紛争や法的手続」と解釈するなら、社会には広く潜在的に存在していると言うことができる。

しかしながら、弁護士の数が大幅に増加しただけで、そのような潜在的な法的需要が、司法制度や弁護士の利用に直ちに結びつくものではない。

地域社会の中で、紛争の解決に司法制度や弁護士が必ずしも利用されないのは、弁護士費用の問題を含む経済的採算性の問題、法的手続の実効性の問題などの要因が、利用を回避する傾向の強い市民意識に結びついているからである。弁護士自身のアクセス改善の努力は必要であるが、それだけで解消できる問題ではない。司法制度や弁護士の利用が市民にとって魅力的でアクセスも容易である制度的枠組を作ることが必要である。例えば、民事法律扶助の対象事件の拡大、償還制から給付制への転換などである。

(6) 需給ギャップがもたらす弊害

増員目標値の前提となった需要予測が外れ、需給ギャップが生じているときに、既定の路線に従って弁護士人口の急増を続けるならば、一方では事件漁り的ないびつな需要の掘り起こしがはびこり、他方では熱心に公共性の実践に取り組む弁護士ほど淘汰の圧力にさらされて、司法制度の利用者である市民の権利保障に支障をきたす事態になりかねない。このような弁護士過剰の社会に行き着くことを避け、適正な弁護士人口によって市民のための司法の実現を目指すべきである。

(7) 評価

法的需要の面からは、弁護士急増政策の前提となった需要予測が外れ、新人弁護士の就職難という形で需給ギャップが生じている事態を直視し、弁護士人口の急増から漸増へと、速やかな軌道修正を行う必要に迫られていると評価し得る。

5 「法曹の質」の面からの検証

(1) 法曹養成過程における「法曹の質」の維持への懸念

「法曹の質」の維持は、司法制度の利用者である市民のために、法曹人口の増加に当たっては不可欠の前提であり、最も重要な課題である。

法曹に求められる「質」とは何かについては様々な議論があり、その判定には困難が伴うが、少なくとも、法曹として必要な法的基礎知識を有し、司法制度の利用者である市民の要望に応えられる実務能力が求められるべきである。

その意味で、急激な司法試験の合格者増員の中で、法科大学院・新司法試験・

新司法修習という新しい法曹養成制度が、「法曹の質」の維持という観点から見て十分に機能していないのではないかという懸念を、当連合会としては表明せざるを得ない。

司法修習生の一部に実務修習の前提となるべき基本的な知識・理解及び論理的表現能力が不足している者がいることは現実に指摘されているところであり、司法研修所の終了認定（二回試験）で法科大学院出身者でも多数の不合格者が出現していることも事実で、法曹の養成過程において「質」への懸念が生じていることは否定できない。このような状況では、法科大学院の修了認定や司法試験の合格水準を、現状よりもっと厳格なものとする方向での見直しこそが必要である。

法科大学院制度については、「法曹養成教育としての内容・質に問題がある学校が相当数あるのではないか」という疑問、「修了認定の基準が甘過ぎるのではないか」という疑問、また「授業料等の学生の経済的負担の重さが、司法試験合格率の低迷や新人弁護士の就職難の状況等とあいまって、多様で優秀な人材の法曹志望者を減少させているのではないか」という疑問等が指摘されており、少なくとも現時点において、このような現状の問題点を改善することが、「法曹の質」を維持していく上で重要である。

また、法科大学院における実務導入教育がなお未成熟な現状においては、実務修習の前に基礎的な実務処理能力を修得するための一定期間の集合修習の必要性がある。本年11月に始まる第66期からは、全国の実務修習地における実務修習の冒頭に各地で2日間の冒頭修習を行うことになっているが、1500人程度の人数であれば、現在の司法研修所に司法修習生全員を同時に集めた集合修習を行うことも可能である。

司法試験の大幅な合格者増をその質を維持しつつ図るには大きな困難が伴い、特に法曹養成制度について問題点の改善が不十分なままではより深刻な事態をもたらすことはかねてから指摘されていたことである。審議会意見書においても合格者増員は「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら」図るべきであるとされていたことを想起すべきである。

(2) 「就職難」により、実務経験・能力が不足した弁護士が社会に多数増えていくことへの懸念

新人弁護士は、所属事務所の内外を問わず先輩弁護士から指導、助言を受けながら実務の仕事を担当することによるオン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）を経て、法曹として市民の要請に的確に答えていくのに必要な経験と実

務処理能力（質）を備えていくものである。したがって、弁護士の質を維持するためにOJTの確保は極めて重要である。これまで、新人弁護士の多くは法律事務所に勤務弁護士として就職し、その事務所における経営者弁護士や先輩弁護士からOJTを受けてきた。地方の小規模弁護士会では勤務弁護士を採用する法律事務所は少ないものの、各地域で他の事務所の先輩弁護士が事件の共同受任などを通じてOJTの機会を提供してきた。ところが、あまりに急激過ぎた司法試験合格者数の増加により、そのようなOJTの機会が得られない新人弁護士たちが増えている。司法修習の期間が短縮されたうえ、OJTの機会が得られない新人弁護士がこのまま増えていくなれば、法曹として必要な経験・能力を十分に修得できていない弁護士を社会に大量に生み出していくおそれがあり、司法制度の利用者である市民の権利保障に支障をきたす事態になりかねない。

当連合会及び各弁護士会は、そのような事態を回避すべく、これまで新人弁護士の就職支援や研修等をできる限り行ってきたが、現在の弁護士人口の急増のもとではこれにも限界がある。この問題を解決するためには、弁護士人口増員のペースをこれまでの急増から漸増に改めることが必要である。

(3) 法曹志望者の減少

新人弁護士の就職難は、法曹志望者の減少を引き起こす一つの理由となっている。法科大学院の適性試験の志願者数は、2011年度は7829人で、2003年度の適性試験志願者数のうち大学入試センター分の3万9350人と比べても、約5分の1の水準に落ち込んでいる。志願者数の減少は、法科大学院の選抜機能・養成機能を低下させるおそれがある。さらに、大学進学においても、法学部志望者が減りつつあるという。それらの傾向が継続すれば、長期的には法曹の質の低下をもたらすことが懸念される。

(4) 評価

法曹の質の維持という観点からは、もはやこれまでのような急増を維持することはできず、増員のペースを漸増に改める必要がある。

6 当面の司法試験合格者数に関する政策とその根拠

(1) 当連合会の「法曹人口政策に関する緊急提言」

当連合会は、前述したような現行制度の「ひずみ」とも言うべき各問題点の解決のために、2011年3月27日付けで「法曹人口政策に関する緊急提言」を発表し、「当面の緊急対策として司法試験の年間合格者数を現状よりさらに相当数減員すべきである」旨を提言した。これは、2011年度からは旧試験

制度が廃止されることから、2008年から2010年にかけて3年連続で2065人、2043人、2074人と、ほぼ同数で推移した新司法試験の年間合格者数について、2011年度はその約2000人の合格者数から相当数減少させることを求めるものであった。

(2) 各弁護士会における検討結果

当連合会内においても、それぞれの地域の多くの弁護士会から、現状の司法試験合格者数の見直しを求める決議がなされている。

・2008年12月26日 群馬弁護士会

「速やかに単年度の司法試験合格者数を1500名程度に留める措置を講ずるとともに、できるだけ早期に法曹人口の調査・検証を行い、その結果に基づき適正な合格者数を確定することを求める」

・2009年2月17日 山形県弁護士会

「速やかに単年度の司法試験合格者数を1500名程度に留める措置を講ずるとともに、できるだけ早期に法曹人口の調査・検証を行い、その結果に基づき適正な合格者数を確定することを求める」

・2009年5月23日 埼玉弁護士会

「4年ないし5年かけて年間1000人程度にすべきである」

・2009年5月30日 栃木県弁護士会

「当面、司法試験合格者数を1000人程度まで減少すべきである」

・2009年10月16日 中部弁護士連合会

「司法試験の合格者を段階的に減少させて、早期に年間1000人程度にすべきである」

・2010年3月23日 兵庫県弁護士会

「司法試験合格者を段階的に年間1000人程度とするよう求める」

・2010年11月19日 新潟県弁護士会

「当面の司法試験合格者数を年間1500人程度とするよう求める」

・2010年11月20日 長野県弁護士会

「司法試験合格者数を段階的に削減し、弁護士人口が4万人に達した以降、これを維持するため、年間1000人程度とするよう求める」

・2011年2月10日 横浜弁護士会

「司法試験合格者数を減少させ、当面の間は年間1500人程度とするのが相当であり、ただし即時ではなく段階的に減少させるべき」

・2011年2月10日 千葉県弁護士会

「司法試験合格者数について直ちに見直し、年間合格者数を1000人以下とするよう求める」

・2011年3月31日 第一東京弁護士会

「『適正人数』については、おおむね1500人程度とする意見が多数占めているが、これにこだわるものではなく、・・・法科大学院には目下多数の学生が在籍し、かつ、同大学院を修了後に受験を差し控えている者も相当数存在する現状に鑑み、暫定的に、当面の間、年間の司法試験合格者数を2000人程度を限度として決めることもやむを得ないものとするものである。」

・2011年6月3日 静岡県弁護士会

「司法試験合格者数を減少させ、年間合格者数を1500人以下とするよう求める。ただし、減少に当たっては現状の2000人程度から5年程度をかけて段階的に減少させることとし、5年後にその状況に応じ再度合格者数の見直しを図るべき」

・2011年9月14日 大分県弁護士会

「速やかに司法試験合格者数を年間1000人程度とするよう求める」

・2011年9月29日 沖縄弁護士会

「平成24年から司法試験合格者数を現状より段階的に減少させ、当分の間、これを1500人以下とするよう求める」

・2011年10月14日 四国弁護士会連合会

「司法試験の合格者数を現状の年間約2000人から段階的に減少させ、できるだけ早期に年間1000人程度にすることを求める」

・2011年11月29日 札幌弁護士会

「年間1000人程度を目標に司法試験合格者数を段階的に減少させ、その実施状況等を検証しつつ、さらに適正な合格者数を検討すること」

(3) 法曹志望者、新人弁護士に対する影響

司法試験合格者数を減少させることは、従来の増員政策を信じて既に法科大学院に入学し、あるいは修了して司法試験を受験している者の期待にそむくものであることは否めない。受験回数制限を当面の間5年5回等に緩和するとともに、激変緩和のため必要な手立てを講ずる必要がある。

他方、現状程度の合格者数においては、司法試験には合格してもたちまち新人弁護士として就職難とOJT不足の問題に直面してしまう。就職難は加速度的に深刻化しているのであるから、合格者数の減員による当面の就職難の解消

については、直ちに着手しなければならない。

(4) 「相当数の減員」の具体的目標と方法

①まず1500人まで減員すべきこと

弁護士人口の急増から漸増への転換を図るため、前述した「公共性の実践」、「法的需要」、「法曹の質」の各面からの検証の結果（急増から漸増への転換が必要）や、合格者数が1500人程度から2000人を突破した段階で司法の現場の各問題（司法修習生の一部の質の低下、新人弁護士の就職難等）がよりいっそう深刻化した事実を踏まえるとともに、他方で法科大学院生や受験生に対する配慮も必要であることから、まず司法試験合格者数を1500人にまで減員すべきである。

既に述べたとおり、2011年12月における新64期一括登録時点の未登録者数は400人に達した。

さらに、弁護士登録はしたものの就職希望がかなわないために、いわゆる軒先弁護士や即独弁護士という就業形態にある者、いったん就職したものの早期独立を余儀なくされる者などの存在も考慮すれば、現在の諸問題の解決を図るために、まず1500人にまで合格者数を減員することには合理性がある。

②更なる減員について

新人弁護士の就職については、これまでの急増に対応するため新人弁護士の採用計画を繰り上げてきた既存事務所も多いことから、当面求人量の減退傾向が続く可能性がある。したがって、合格者数を1500人にまで減員しても、それで就職難が解決するかどうかは不明である。

また、司法試験合格者数が1500人へ増員された時期から二回試験不合格者の大量発生という事態が生じ、現在までその傾向が続いていることから、合格者数を1500人にまで減員しても法曹養成過程における「質」の低下の懸念が解消されるとは限らない。

そのような懸念から当連合会内では、今回の提言をするにあたっての意見照会においても、相当数の各弁護士会より合格者数を1000人にすべきだとの意見が出されており、現場からの切実な声として考慮する必要がある。

これらを踏まえ、更なる減員については、新人弁護士の「就職難」及び法曹養成過程における「質」の低下の懸念など問題点の改善状況を検証しながら対処していくべきである。その際に考えられる検証項目は、以下のとおりである。

ア 就職難の解消の程度

就職難が解消されるかどうかは、現実の法的需要の動向によって規定さ

れるが、法的需要は固定的なものではない。例えば、現状では訴訟事件の中で大きな比重を占めている過払金返還請求訴訟が今後無くなっていくことは確実である。司法試験合格者数が1500人になった後も、実際に就職難が解消されたかどうか、引き続き実態を検証すべきである。その実態に応じて、更なる減員の必要性を検討すべきである。

イ 二回試験の不合格者

司法試験合格者数の増加が二回試験不合格者の増加をともなうことは、法曹養成制度の未成熟を示す一つの指標である。新しい法曹養成制度への移行当初は予想外に高かった二回試験不合格者の比率が、安定的に低下していくかどうか、検証を続ける必要がある。

ウ 法科大学院の選抜・養成機能の向上

法科大学院の定数削減や修了認定の厳格化などそれぞれの方法で、修了者の法的知識及び応用能力の全体的水準が司法試験の合格水準により近づいてきたと言えるかどうか、司法試験での成績を分析し検証すべきである。

エ 司法修習

要件事実や事実認定など実務的な能力を修得させる過程が不十分では、「質」の維持ができない。法科大学院で行うとされる実務導入教育と実務修習との連携が不十分であることによる問題点が改善されたかどうか、当面の対策である実務修習開始前の法曹三者による集合修習を実施しながら、検証すべきである。

オ 法曹志望者の減少傾向への歯止め

法曹志望者の減少は、長期的に法曹の質の低下をもたらす徴候であると捉えられる。法曹養成制度の全体的見直しにより、法曹志望者の反転増加を引き起こせたかどうか、検証すべきである。

7 将来的な適正法曹人口の考え方

将来的な法曹人口のあり方は、現実の法的需要、司法基盤整備、法曹の質などを検証しながら、状況に応じて検討すべきである。検証抜きに、硬直的に同じペースで増加させるべきではない。前項の司法試験合格者数も、将来的に固定化するのではなく、適正な法曹人口の検証にもとづいて、定期的に検討すべきである。法曹三者での毎年の自然減は約500人程度であるから、司法試験合格者数を1500人にしても約1000人増となり、合格者数を1000人にしても約500人増となる。このような純増ペースに対し、新人弁護士受入れのための現実

的容量，増員による様々な影響，目的とされる課題の達成状況などを，現実に即して具体的に検討すべきである。

(1) 現実の法的需要の検証

①業務量

弁護士の業務量は，経済情勢の変動や社会問題の解決状況によって影響を受ける。それらの影響は，都市部と地方とで均一とは言えない。さらに，長期的な趨勢として日本の社会は人口減少に向かうことが確実とされる。弁護士の業務量について，右肩上がりの急成長を見込むことはできないし，都市部であふれた弁護士人口を地方が吸収できると単純に想定することもできない。

各種の訴訟事件数や法律相談件数の推移，事件の種類（紛争類型）や訴額の分布，弁護士の売上・所得の分布と推移，受任経路・依頼者層の属性の分布と推移などの傾向から，増員ペースの修正の必要性・可能性及びその程度を検証すべきである。このような事件数全体の動向と比較して，訴訟事件における弁護士受任率の動向や法律相談からの受任率が低迷している場合には，それが弁護士側の主体的努力の問題なのか，客観的な障害があるのか，原因を検討し対策を講ずる必要がある。

裁判官・検察官については，事件数の全体的推移，事件の種類，事件処理までの期間と事件処理の質に関する問題状況，裁判官・検察官の手持ち事件数と労働時間などを考慮し，増員ペースの修正の必要性・可能性及びその程度を検証すべきである。

②求人数

既存の法律事務所による求人数は，勤務弁護士の採用数，勤務弁護士の労働時間，給与，取扱事件の種類などと，前述した弁護士業務量の動向とを比較検討すれば，ある程度の予測は可能である。

組織内弁護士に対する求人数は，過去10年間の採用実績と比較して，前述した法曹人口の年間500人あるいは1000人という純増ペースに対して，具体的にどの程度の比重を占めうるのかを検証すべきである。組織内弁護士の採用数，そのうち新規登録弁護士の採用数，採用された者の実務経験年数・採用条件及び従前の経歴などの特徴，企業の業種，公的機関の種類，組織内弁護士の取扱業務の種類，企業及び公的機関による採用意欲などを検証すべきである。

(2) 司法基盤の整備

当連合会は，「裁判官及び検察官の倍増を求める意見書」（2003年10月

23日)において、「裁判官は今後10年間で少なくとも2300人増員し、検察官は今後10年間で少なくとも1200人増員し、それぞれ2倍にする必要がある」との意見を述べた。しかし、2003年から2011年までの8年間で、裁判官は517人、検察官は295人増えたに過ぎないこと、近年の裁判官・検察官の採用数は司法試験合格者数が700名～800名程度の時期と変わらない水準であることは、前述のとおりである。裁判官・検察官の大幅増員を早急に実現するとともに、その後も司法試験合格者数に応じた採用数を継続的に確保すべきである。

また、当連合会は、「民事司法改革と司法基盤整備の推進に関する決議」(2011年5月27日)において、裁判所支部の充実、民事法律扶助制度の拡充、提訴手数料の低額化及び定額化、弁護士費用保険(権利保護保険)の拡充、民事・行政訴訟における証拠及び情報収集手続の拡充、多数の被害者の権利行使を糾合する集団訴訟制度等の導入、原告適格等訴えの要件の緩和や団体訴訟等を含む行政訴訟制度の改革、判決履行確保のための諸制度の改革、簡易迅速な訴訟及び審判手続の導入、損害賠償制度等民事実体法の改善改革、裁判外紛争解決手続(ADR)の拡充などを提言している。

これらの諸課題が実現すれば、市民の権利実現・救済は大きく前進し、弁護士の果たす役割も増大することが期待される。この10年間における民事司法改革の諸課題実現の程度を踏まえ、これら諸課題についてそれぞれの実現の状況、弁護士の業務量に対する反映の程度などを勘案し、具体的・現実的な予測のもとに適正な合格者数の決定に反映させていくべきである。

(3) 法曹の質

法曹養成過程における「質」の確保については、当連合会は法科大学院の定員削減や受験回数制限の見直し等について提言しているが(「法曹養成に関する緊急提言」2011年3月37日)、新たな法曹養成制度は悪循環に陥りつつあるとも言われており(政府の「法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果」)、当連合会としてもこれを好循環に転換していくための検討を進める所存である。

また、弁護士資格を取得した後の「質」の問題に関しては、現在の新人・若手弁護士は、制度の過渡期におけるしわ寄せを集中的に受けており、法曹志望者減少の大きな原因となっている。市民が必要とする質の法曹を今後も社会に供給していくためには、まず優秀な人材に集まってもらえるような工夫を図る必要がある。新人弁護士の所得の分布及び推移、奨学金や貸与金(当連合会は

給費制の存続を主張しているが)の返済とのバランスを検証し、更に新人弁護士
の就業実態、OJTの状況、OJTを補完する制度の整備状況などを検証す
る必要がある。

8 最後に

適正な法曹人口の三つの要素である公共性、法曹の質、法的需要は、相互に密
接に関連するものである。すなわち、司法基盤整備が図られることによって潜在
的需要が顕在化し、法的需要の顕在化によって採用事務所が増えOJTの機会を
豊富にして「質」の向上が図られ、かつ、公共性を充足し得るに足る重層な弁
護士層の形成が可能になる。法曹の「質」の向上は公共性の確保につながり、市
民や企業の信頼を得ることにより法的需要の増大につながる。

当連合会は、2011年5月27日の定期総会で、「市民にとってより身近で
利用しやすく頼りがいのある司法」を実現するため、民事司法改革の推進を含む
司法基盤整備の推進を弁護士自身の意識改革・業務態勢の改革とともに推進して
いくことを明らかにし、あわせて、中小企業の法務や弁護士業務の国際化・組織
内弁護士の推進を含む法曹の活動領域の拡大のための施策に取り組んでいくこ
とも明らかにしており、これらを今後も推進していくことは当然である。

そのような司法基盤整備や法曹の活動領域拡大により、法的需要が増大し、法
曹の仕事が魅力あるものとなるとともに、法曹養成制度が広く開かれたものとな
り、法曹志望者が増加し多様化することによって優秀な人材が集まり、必要な水
準の資質・能力を備えた者が増加することによって、司法試験合格者が自然に増
加していくことが、法曹人口の望ましい発展の姿である。

しかし、司法基盤整備も法曹の活動領域の拡大も、現状においては弁護士人口
の急激すぎる増加の前に追いついていない状況にあり、そのため現に発生してい
る前述したような深刻な問題状況に鑑みるならば、法曹人口のあり方も現状にお
いて見直さざるを得ないのであり、そのために当連合会としては本提言をするも
のである。

以上

平成24年度司法修習生指導担当者協議会第1回

(平成24年6月4日(月)開催)

総合協議要録(各分科協議結果発表)

()内は発表者である。

〈民事裁判(函館地方裁判所 鈴木尚久判事)〉

1 分野別実務修習の指導の現状と課題について

分野別実務修習の指導についての議論では、まず、修習生の実情について、報告がされました。

現在の修習生の能力については、これまでの修習生と大きく異なる点はないというのが大部分の意見でしたが、中には基本法、要件事実に関する知識が十分ではない者や判例・文献に関する調査能力が低い者、就職難の影響か修習に身が入っていないと思われる者もいたとの指摘がありました。

続いて、修習生の主張分析能力・事実認定能力・紛争解決能力をいかにしてかん養していくのか、その指導上の工夫について意見交換を行いました。

まず始めに、起案指導の在り方について意見交換を行いました。大部分の庁では、重要な争点に絞って実質的な判断過程を問うサマリー起案を中心に行っているという報告がされました。また、サマリー起案をメインにするとして、どの程度詳細なものを起案させるかという点については、フル起案に近いものから判断の骨子を問うものまで、組み合わせて活用しているという報告がありました。

この他、複数の修習生に同じ起案課題を与えて議論させるといった工夫例や、簡単なものから難しいものにステップアップさせていくという工夫例も報告されました。

なお、特に中小規模庁から、起案の題材となる事件の絶対数が少ないこともあり、修習に適した生きた事件の確保に苦慮しているという声もありました。

次に、主張分析の指導方法について意見交換を行いました。

ここで紹介された工夫例としては、審理の途中段階での争点整理について検討させるというもののほか、訴状の内容を検討させたり、あるいは法廷に入る前に意見交換をしたりするといった方法で主張分析能力のかん養を図っているというものもありました。また、積極的に主張整理の勉強会を行っているという報告もありました。

事実認定については、起案以外にも、証拠調べの前後に意見交換をするという方法で事実認定能力の確認を行っているという報告がありました。

紛争解決能力のかん養という観点では、労働審判などを見せるのが良いのではないかという意見のほか、交通事故の和解案を作成させるのも役に立つのではないかという指摘もありました。

この他、分野別実務修習の指導の関係では、司法研修所民裁教官室作成DVDの活用例についても報告がありました。

2 選択型実務修習の充実に向けた取組等について

最後に、選択型実務修習について、各庁から工夫例が報告されました。

模擬争点整理や模擬和解のほか、保全を題材にして申立人と裁判官のロールプレイを行うなどの工夫例が報告されました。

〈刑事裁判（青森地方裁判所 武田正判事）〉

1 分野別実務修習の指導の現状と課題について

刑事裁判分科協議では、まず分野別修習の指導の在り方について、協議を行いました。

協議に先立ち、刑事裁判教官室から刑事裁判修習の指導の理念と方法について説明がありました。すなわち、教官室においては、法廷外で活動する弁護士も含む法曹を養成するための基本的な能力の「かん養」という指導理念に基づき、殺意や共謀などといった法律概念に関連するものも含めて、基本的かつ汎用的な事実認定能力を問う問題や、法律家として身に付けておくべき基本的な法的能力を問う法律問題を出题して、指導を行っているとのことでした。

また、刑事裁判教官室においては、争点整理や尋問演習だけではなく、証拠開示、令状などについても、刑事系の他の二教官室と連携して、多角的な観点から指導を行っているとのことでした。

裁判員裁判の傍聴を通じた指導の在り方については、裁判員に理解してもらえ訴訟活動を行うことの重要性を理解させ、かつ、緊張感を持って傍聴に臨んでもらうために、事前に課題を出した上で傍聴させ、傍聴後に課題を提出させて指導するといった工夫例も紹介されました。

公判前整理手続の傍聴を通じた指導の在り方については、ロースクールとは異なり、実際の手続を傍聴することができる実務修習において指導することが重要であるといった意見や、修習生自身に具体的事案に基づいて考えさせるような指導が有効であるとの意見がありました。

さらに、裁判員裁判の審理等で指導官が極めて繁忙な時期における指導の在り方については、配属部全体で指導体制を組んだり、あるいは他の部も含めた庁全体で指導体制を組んだりする必要があるとの意見が出されました。

2 選択型実務修習の充実に向けた取組等について

続いて、選択型実務修習の指導について、協議を行いました。

深化型プログラムについては、修習生の希望を聴取しながら適切な課題を与えた工夫例などが、模擬裁判については、三庁で実施日程について調整した工夫例などが、それぞれ報告されました。

これらの報告を通じて、修習生のニーズを把握し、その取組意欲を高めるような工夫を重ねていくことが重要であることが確認されました。

最後に、教官室から、修習の効果が上がったと思われる指導の工夫例を教官室で集約し、各地に情報提供を行うとの提案があり、参加者からも賛同が得られました。

〈検察（東京地方検察庁 山本真千子検事）〉

1 分野別実務修習の指導の現状と課題について

まず、新第65期司法修習生の実情について、各庁から、基本的な能力や資質に問題はないという意見が示されたものの、中には基礎的な法律知識やコミュニケーション能力に欠ける、あるいは修習に対する取組姿勢が消極的な者もいるといった厳しい指摘も出されました。

このような新第65期の実情を踏まえ、検察分科協議では、分野別実務修習の指導の在り方と実情について、議論を行いました。

検察における分野別実務修習では、具体的事件の取扱いについて検察官の立場で修習することを通じ、法曹として必要な基本的知識と技法を修得させるとともに、検察官の使命と役割、検察官として必要な心構え及び検察の実務を理解させることを指導目標にしています。

その中心となる捜査実務の修習について、修習生が処理するのに適した事件の確保が課題になっているとの報告がありました。

例えば、ある大規模庁では、修習生を4名1組にし、原則として1組当たり2件の在宅事件を配てんし、特に身柄事件を希望する者には、希望者2、3名を1組として、身柄事件を1件ずつ配てんすることとしています。全ての希望者に身柄事件を配てんすることは不可能であるため、検務部門の見学や検察官の講義を実施しているほか、修習生が処理した事件の記録整理や冒頭陳述・論告の起案をさせるなど公判修習の充実を図っているとのことでした。

また、小規模庁においても、修習生に配てんする事件数の確保に苦慮しながらも、充実を図る努力がされています。

例えば、修習生2名を1組とし、主任と副任を指名した上で、構成要件該当性にやや問題がある事件や、処分方針に意見が分かれるような事件を配てんしているという報告や、3人で1組とし、罪種の異なる複数の事件を配てんすることによって、なるべく多様な事件に関わることができるように配慮しているとの報告

がありました。

また、多くの実務庁から、指導担当検事以外の検事をいわゆる「里親」として指名し、修習生の指導に当たらせる「里親制度」を採用することにより、修習生が多くの検察官に接し、それぞれの視点から事件の見方について指導を受けることができるように工夫したり、修習生に多くの事件を見せるように配慮したりしているという報告がありました。

また、別の庁からは、2名の修習生につき、里親検事1名、里親副検事1名の2名を指名し、取調傍聴や公判記録の検討、冒頭陳述・論告の起案指導を行っているとの報告がありました。

2 選択型実務修習の充実に向けた取組等について

次に選択型実務修習について、各実務庁では、捜査・公判に関する分野別実務修習を深化させ、補完する指導を行っているという報告がありました。

選択型実務修習の実情としては、4週間の深化補完型、2週間の深化補完型及び見学型を設けている庁が多数ありました。

例えば、4週間の深化補完型において、各修習生に否認事件等、捜査処理上、検討すべき問題点が少なからず存する身柄事件を配てんし、分野別実務修習よりも更に密度の濃い修習を行っているとの報告がありました。

また、別の庁では3週間の深化補完型を設定し、そこで修習生に難易度の比較的高い身柄事件を配てんし、その捜査処理を中心にして、分野別実務修習よりも更に密接に指導しているとの報告があり、各実務庁がそれぞれの実情に応じて工夫している例が報告されました。

見学型については、多くの実務庁が刑事施設の見学などを行っており、その他にも警察の業務を実地に見聞するコースを新設した事例が報告されました。

例えば、修習生に警察業務に対する理解を深めさせるため、県警の協力を得て、1週間コースで、検視業務や警ら業務、鑑識業務等を体験的に見学させている庁

がありました。また、別の庁からも、刑事手続において警察などの第一次捜査機関の果たす役割が非常に大きいことから、県警の協力を得て、警察における捜査の実情を学ばせるコースを導入するとの報告がありました。

〈弁護（東京三弁護士会多摩支部 ■■■■■ 弁護士）〉

1 分野別実務修習の指導の現状と課題について

弁護分科協議では、まず、修習生の資質について、報告がされました。

現在の修習生には、基礎学力がない者、受け身である者、マナーができていない者が見られるという厳しい意見もあったものの、以前の修習生とそれほど変わらない、まじめで大人しい、あるいは、むしろ昔よりも調査能力が高いなどの意見があり、特に修習生の質が下がっているわけではないというのが多くの参加者の意見でした。

分野別実務修習については、各単位会が行う合同修習と個別修習とのバランスの取り方が非常に難しいという意見が示されました。この点については、単位会によって実情が様々であり、例えば、講義や起案といった合同修習を充実させる方向で検討している会もあれば、逆に個別修習の時間を多く取るために、合同修習を削減しているという会もありました。

なお、分野別実務修習で個別修習を重視しているという単位会においても、選択型実務修習の中で合同修習を実施しているほか、時間外に任意の勉強会を開催したり、若手弁護士の判例研究会への参加を促しているという工夫例が紹介されました。

分野別実務修習のうち、刑事弁護については、個別指導担当弁護士において、国選弁護事件の受任が困難になっているとの指摘が多く出されました。修習指導を担当している弁護士に優先的に国選弁護事件を担当してもらえるよう工夫している単位会が多いようでしたが、それでもなかなか担当できないという実情が報告され、刑事事件を担当している他の弁護士の事務所にいわば里子に出す形で刑事弁護の修習を行うという工夫をしている会が多くありました。

分野別実務修習については、適切な指導担当者の確保についても議論しました。経験年数の要件を従来よりも下げるなど工夫を積み重ねて、適切な指導担当者を確保している実情が報告されました。

2 選択型実務修習の充実に向けた取組等について

選択型実務修習については、各単位会とも修習生の興味、関心に応じられるよう、プログラムの内容を改善したり、多様なプログラムを設けるなどしているところではある。

もっとも、意欲が低い者や、負担が大きいプログラムを避ける者がいるとの指摘もあり、プログラムについて更に見直していく必要があるのではないかとこの意見もありました。

また、人気のあるプログラムについても、裁判所、検察庁のプログラムと日程が重複してしまうことがあり、修習生の希望動向を見ながら、三庁会で事前に日程を調整しておくことが重要であるという意見が出ました。

平成24年度司法修習生指導担当者協議会第2回

(平成24年6月11日(月)開催)

総合協議要録(各分科協議結果発表)

()内は発表者である。

〈民事裁判(高知地方裁判所 松田典浩判事)〉

1 分野別実務修習の指導の現状と課題について

民事裁判分科協議では、まず、争点整理DVDの配布や新問題研究要件事実の刊行など、民裁教官室の取組について教官から説明がありました。

そして、法科大学院を中心とした法曹養成プロセスの中で、司法修習は生きた事件を題材とした実践的教育を行うものであり、その重点は、実質的な意味での主張分析、争点整理、事実認定の各能力の「かん養」に置かれていることについて確認がされました。

その上で、まず、修習生の資質・能力について意見交換が行われましたが、問題があった例としては、次のようなものが報告されました。

一点目として、民法、民訴法や要件事実に関する知識が足りない者が見受けられるという指摘がありました。例えば、基本的な事柄を口頭で質問しても、すぐには答えられない者もあり、指導に苦慮することもあるとのことでした。

二点目として、判例等の調査能力に問題がある者がいるとの指摘がありました。判例の検索方法が分からないとか、判例を検討する場合に判例雑誌の要約しか読まない者もいるとのことでした。

以上の前提を踏まえ、指導の在り方について、起案の方式、主張分析、事実認定及び紛争解決の4点について議論が行われました。

第一に、起案指導の在り方については、判決の全文起案は任官後のOJTで行うべきことであり、修習生の汎用的能力の「かん養」という目的からは、サマリー起

案が適しているということが確認されました。ここでは、基本的な事実の見方、考え方を指導するという目的を押さえた上で、どのようなサマリー起案をさせるかということを考えるべきという意見や、判決の全文起案をさせる場合には、その目的を明確にすべきだという意見がありました。また、クールの最初には易しい事案を与え、修習生の能力等を観ながら段階的に複雑な事案へ進んでいくという工夫例も紹介されました。

第二に、主張分析の指導の在り方については、複数の修習生に同じ事案に取り組ませることによって、修習生が相互に刺激を受け、理解を深めることができた例が紹介されました。また、起案を通じた指導だけではなく、事件の審理の展開を予測させて議論をさせるとか、簡単なメモを書かせた上で、それを素材に議論させるという工夫も紹介されました。

第三に、事実認定の指導の在り方については、例えば、簡裁控訴事件で事実認定が問題になっている事件を素材にする例や、口頭で事実認定について説明させ、その中で何が大事なのか、それが結論にどう繋がるのかといったことをきちんと説明させるという例、また、進行中の事件を素材に暫定的な心証や、その後の審理の見通しを検討させる例などが紹介されました。

最後に、紛争解決の指導の在り方については、民事の場合は和解、特に労働審判を素材として、能力のかん養を図っているという庁が多くありました。労働審判においては、口頭審理を通じて、書面には書かれていない当事者が求めているものを把握しなければならないなど、修習生に要求されるレベルは高いものになるが、当事者の実情や動きを目の当たりにすることができ、まさに生きた事件を素材として修習効果を上げているという報告がありました。

この他、今年度から配布された争点整理DVDの活用方法について、各庁から具体例が紹介されました。

2 選択型実務修習の充実に向けた取組等について

選択型実務修習の実情については、大規模庁と中小規模庁に分けて議論をしました。

大規模庁からは、修習生の希望が集中するプログラムがあり、全員を希望通りに配置することが難しいという実情が報告されました。そして、選に漏れた修習生に十分な意欲を持たせるための工夫が重要だという指摘がありました。

次に、中小規模庁では、選択型実務修習の期間が夏季休延期間中に当たった場合に、対応に苦慮することもあるとの指摘がありました。

最後に、選択型実務修習の個別プログラムについて、分野別実務修習を深化、補完するというものだけではなく、裁判官、書記官、弁護士で行う管財人協議会をプログラムに組み込んだ例や、控訴審に関するプログラムを設けるといった、視野を広げた工夫例が紹介されました。

〈刑事裁判（鳥取地方裁判所 野口卓志判事）〉

1 分野別実務修習の指導の現状と課題について

刑事裁判分科協議では、分野別実務修習について、裁判員裁判の傍聴を通じた指導の在り方、公判前整理手続における指導の在り方、審理に長期間を要する裁判員裁判が係属した場合の指導の在り方の三点について、協議を行いました。

協議に先立ち、刑事裁判教官室から、刑事裁判修習の指導方針について説明がありました。すなわち、教官室からは、司法修習の指導理念及び目標を踏まえた指導を行うという基本的な方向性、ロースクールとの連携と役割分担の重要性、幅広い分野で活躍できる法曹を養成することの必要性に加え、裁判員裁判を中心とした新しい司法制度に対応できる法曹の養成の重要性、分野別実務修習における具体的な指導方法や、集合修習における指導の状況などについて説明がありました。

協議事項の一点目の裁判員裁判の傍聴を通じた指導の在り方については、修習生に緊張感を持って傍聴に臨んでもらうために、あらかじめ公判前整理手続の記録を検討させるなどして、審理計画や当事者の意図等を十分に理解してもらうことが重要であるという意見が出されました。

また、傍聴を通じた指導が実を上げるためには、傍聴後の指導が重要であるということで、様々な工夫例が紹介されました。例えば、修習の初期では、あえて事前に全く記録を見ずに裁判員の目線で傍聴に臨んでもらい、傍聴後に裁判員の目線からの印象も含めて意見交換を行うといった工夫例や、当事者の訴訟活動が意図したような効果を裁判員に与えていただろうかという観点で審理を振り返って議論を行うといった工夫例が紹介されました。また、審理の途中段階、特に論告前の段階で事実認定についてサマリーペーパーを出してもらい、その後に評議を傍聴してもらうという工夫例が複数の庁から紹介されました。この工夫例については、評議で裁判員の意見を聴いて、裁判員が多様な視点から事件を見ていることに改めて気付くなど、裁判員裁判の意義や実態についてより深く理解しても

らうことができたという報告がありました。

二点目の公判前整理手続の指導の在り方については、ロースクールによっては、その指導に手薄なところがあるため、分野別実務修習での指導が重要であるということが確認されました。また、具体的な指導例として、傍聴前に記録を検討させるとともに、期日の進行についてのサマリーペーパーや、争点をどのように整理するかといったサマリーペーパーを起案させる方法などが紹介されました。

三点目の審理に長期間を要する裁判員裁判が係属した場合の指導の在り方については、大規模庁、小規模庁それぞれの立場に応じて工夫例が紹介され、特に、指導官だけではなく、部や庁全体で指導に取り組む体制をとることが重要であるとの意見が出されました。

2 選択型実務修習の充実に向けた取組等について

選択型実務修習については、特に深化型プログラム及び模擬裁判における指導の在り方について協議がされました。

深化型プログラムについての協議では、修習生各自の希望を聴取し、そのニーズに応じたプログラムを作成するなど、きめ細かな対応をしている各庁の工夫例が紹介されました。

模擬裁判については、修習効果をより高めるため、検察庁、弁護士会の協力を得て様々な工夫が実践されていることが紹介されました。

〈検察（大阪地方検察庁 中田光治検事）〉

1 分野別実務修習の指導の現状と課題について

検察分科協議では、まず、検察における分野別実務修習の指導目標について、具体的事件の取扱いについて検察官の立場で修習するということを通じて、法曹として必要な基本的な知識や技法を修得させるとともに、検察官の使命と役割、検察官として必要な心構え及び検察の実務を理解させる点にあると確認しました。

その上で、新第65期修習生の実情について報告がありました。

各実務庁からは、問題のある修習生はいないという意見が寄せられましたが、中には基礎的な法律知識やコミュニケーション能力に欠ける者がいる、主体的に修習に取り組む姿勢に乏しい者がいるといった厳しい意見も多数ありました。

このような新第65期修習生の実情を踏まえて、分野別修習の現状と課題について議論を行いました。

分野別実務修習の中心を占める捜査実務修習について、修習生に取り組ませるのに適した事件の確保が課題となっているとの実情が多くの中から報告され、具体的な工夫例がいくつか紹介されました。

例えば、ある大規模庁では、各修習生に1件ずつ主任事件として在宅事件を割り当てた上で、3名を一つの班として自らの主任事件以外の事件についても検討させ、結果として3名に3件が配てんされているものとして修習を行っているという工夫例が報告されました。この実務庁では、いわゆる相島六原則の要請や修習生が取調べを行うブースが限られていることから、修習生が主任として処理するのは基本的に1件程度が限度というのが実情であるとのことで、各班に罪種の異なる事件をバランスよく配てんし、記録検討、決裁などを3名で行わせることで、修習生全員が多様な事件に接することができるよう配慮しているということでした。

また、中規模庁では、早い段階で身柄事件を積極的に配てんすることによって、効率的に捜査に触れさせるという取組の報告もありました。

小規模庁からは、修習生に担当させるのに適した事件の絶対数が少ないという中で、各修習生が主任として身柄事件を1件、在宅事件を2件処理できるよう、そのボリュームや難易度を考慮しながら配てんをしているという報告もありました。

多くの実務庁からは、指導担当検事以外の検事をいわゆる「里親検事」に指名する「里親検事制度」を採用し、複数の検事が修習生の指導に当たることによって、修習生が多面的に指導を受けられるよう工夫しているという報告がありました。

また、里親検事の手持ち事件の多寡によって十分な指導を受けることができない修習生が生じないように、里親検事を複数名指名したり、班編成で指導を行うという工夫例のほか、捜査部、公判部のそれぞれに里親検事を指名し、公判についても手厚い指導が受けられるよう工夫しているという報告もありました。

さらに、別の実務庁では、1か月ごとに里親検事を交代し、修習生がなるべく多くの検事の指導を受けられるように配慮しているとの報告もありました。

多くの実務庁では、裁判員裁判の冒頭陳述や論告などのリハーサルを行っているところ、これに修習生を参加させて意見を述べさせるなどして、より修習の実を上げるように工夫しているとの紹介もありました。

2 選択型実務修習の充実に向けた取組等について

検察庁では、捜査・公判に関する基本的な指導にとどまる分野別実務修習から更に深化、補完した指導を行うことを目的とした個別プログラムを作成しており、多くの実務庁では、捜査・公判の4週間コース、2週間コースを設けています。また、検察関連施設の見学コースも設けています。

その上で、個別プログラムについて、各実務庁の実情に応じて、より修習の実を上げるために工夫している具体例が報告されました。

例えば、期間を4週間と設定したコースを設け、分野別実務修習の応用として、

共犯事件や身柄事件を配てんし、より深く検察の実務に触れさせているとの工夫例が報告されました。

また、別の庁からは3週間程度のコースと2週間程度のコースを設け、配てんされた事件を深く掘り下げて捜査し、重大事件の捜査を間近に見る経験を積ませることによって法律家としての能力のかん養を図っているとの報告もありました。

見学コースについては、多くの庁で刑事施設の見学などを行っており、各庁それぞれ工夫を行っているとの報告されました。例えば、見学前に修習生をいくつかのグループに分け、あらかじめ各組織の概要や業務内容を調査させてレポートを作成させ、発表させることで知識と理解を深めさせてから見学に臨ませているとの工夫例が紹介され、これによって、見学での質問が格段に的を射たものになったとの報告がありました。

〈弁護（山口県弁護士会 ■■■■■ 弁護士）〉

1 分野別実務修習の指導の現状と課題について

まず、分野別実務修習について、弁護修習への導入のために、各地の単位会とも、弁護修習の初日等に会長経験者や修習委員長が各種講義を実施しており、単位会によっては、即日起案も実施し、その解説を行った上で、その起案内容を指導担当に配布するなど工夫しているとの報告がありました。また、初日に限らず、適宜、若手会員等が中心となって即日起案を行い、修習生に指導しているという報告もありましたが、このような合同修習と個別修習のバランスについては様々な意見が示されました。

単位会によっては、弁護士会の新人研修に修習生も同席させるという工夫例や、メインの指導担当以外にサブの指導担当を設けることにより、多角的な視点から、あるいは、様々な事件について、指導する工夫例も紹介されました。

さらに、多くの単位会で会員と修習生の懇談会の機会を設け、様々な弁護士の在り方を見聞することができるようにしているとの報告がありました。

他方で、特に小規模単位会から指導担当の確保が極めて困難であるとか、指導担当に適切な刑事弁護事件がないという課題も出されました。

刑事弁護事件については、法テラス等に協力を仰ぎながら、優先的に指導担当を被疑者国選弁護人に指名するように工夫している会が多くありました。また、分野別実務修習期間中に被疑者弁護あるいは公判弁護の全体について経験させることが困難であるとの指摘や、否認事件の絶対数が少ないことから否認事件に即した弁論要旨を起案させる機会が少ないとの指摘もありました。

民事弁護についても、民事執行、保全について、修習生を立ち合わせることができる機会が少ないという報告がありました。

修習生の資質については、法的な知識が不十分である者がいるとか、あるいは判例や文献を調査する能力が低い者がいるという指摘がありました。

2 選択型実務修習の充実にに向けた取組等について

選択型実務修習については、概ね各地の単位会とも、各地での実情に応じ、法テラスやひまわりも含む他の弁護士事務所での修習プログラム、隣接士業と連携した修習プログラム、あるいは様々な機関、組織を見学するプログラムなどを実施しているとの報告がありました。

遠隔地の弁護士事務所でのプログラムを実施している単位会では、交通費・宿泊費を弁護士会が負担しているとの報告もありました。

模擬裁判については、以前に比べて参加を希望する修習生が減っているとの報告もありました。

また、特にA班では、二回試験を過度に意識し、二回試験に役に立ちそうだと修習生が考えるプログラムに人気が集まる傾向があるとの報告もありました。

自己開拓プログラムについては、弁護士会としてプログラムを承認すべきか否か苦慮する事案があるという報告がありました。

平成24年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）協議録

協 議 要 録

【民弁教官（天海）】

それでは早速でございますが、先ほどの冒頭の説明にもありましたように、本日の協議事項は二つあります。

「分野別実務修習の指導の現状と課題について」、これが一つ目。

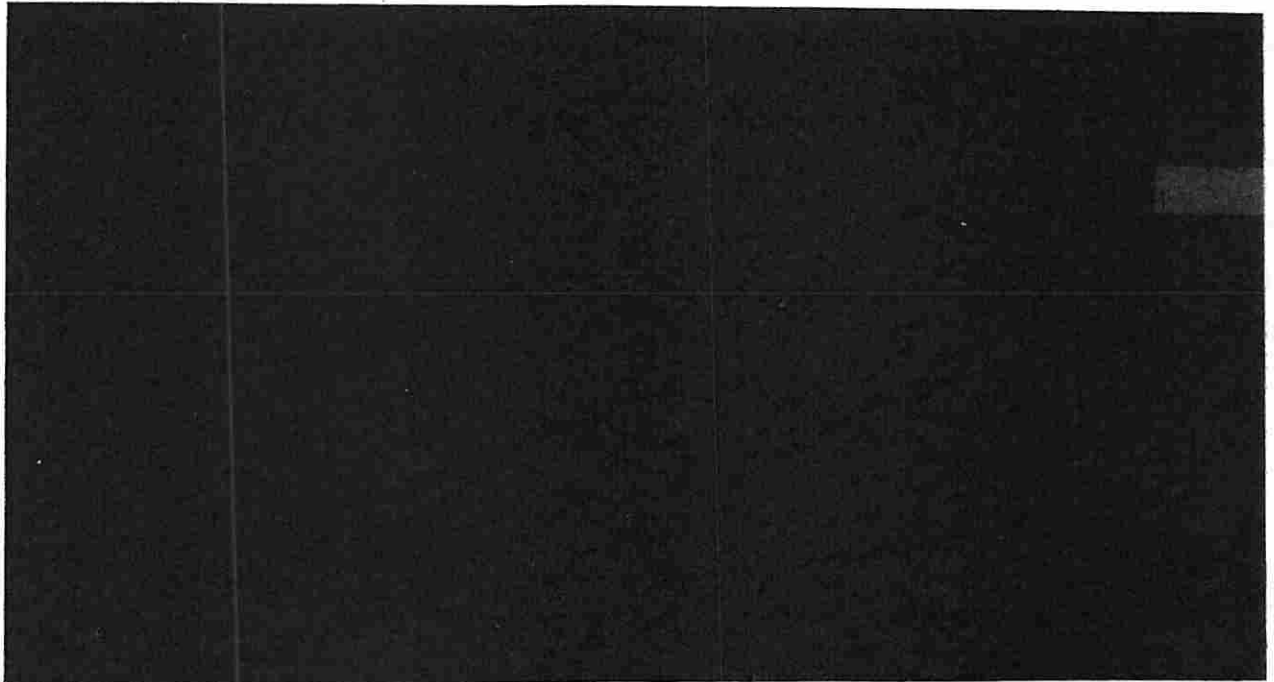
それから二つ目が、「選択型実務修習の充実に向けた取組等について」ということになります。

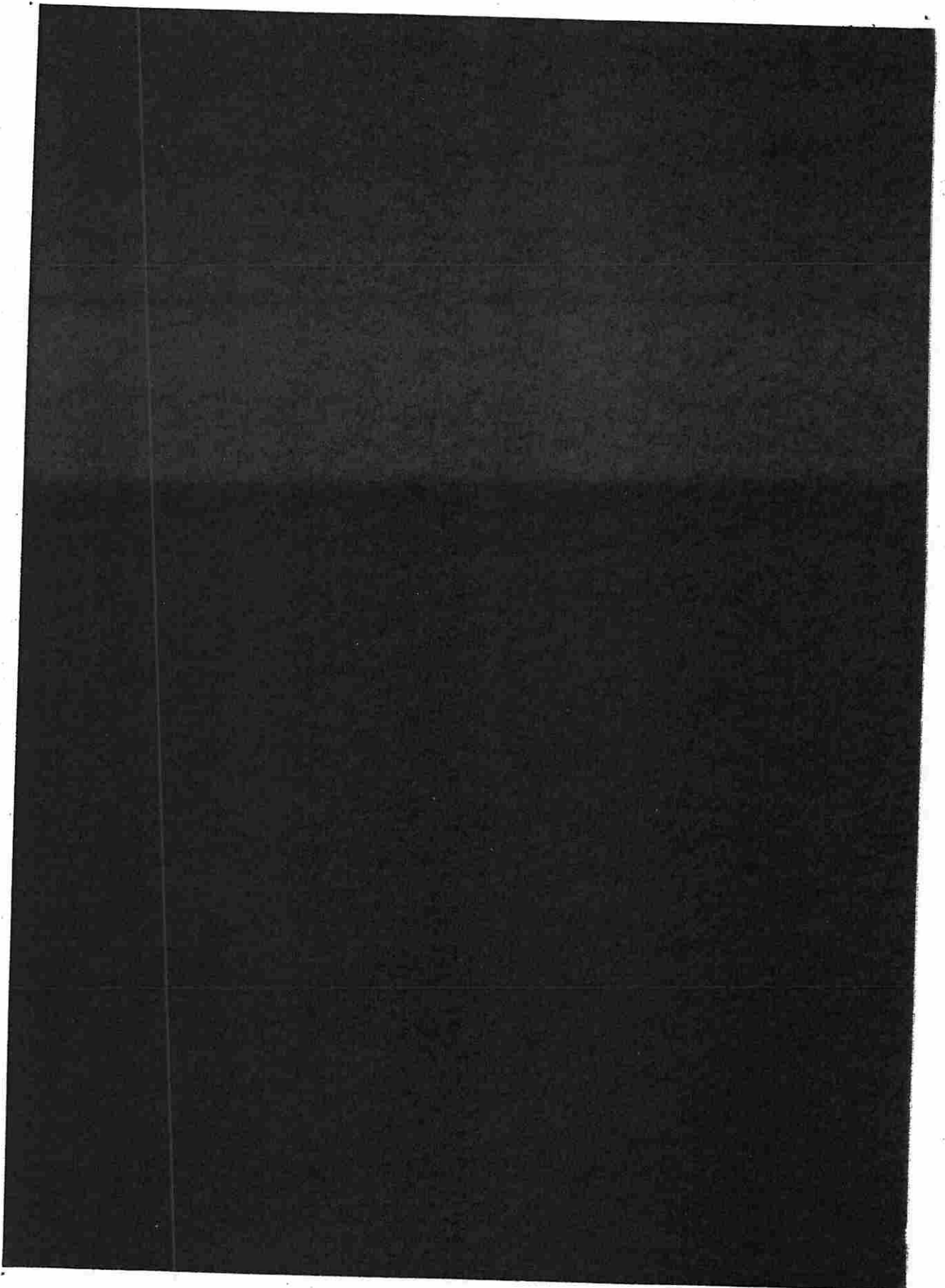
この二つの協議事項について、本日御出席いただいた各単位弁護士会の先生方から様々な御意見を頂いて、それを今後の司法修習に反映させていきたいと考えております。

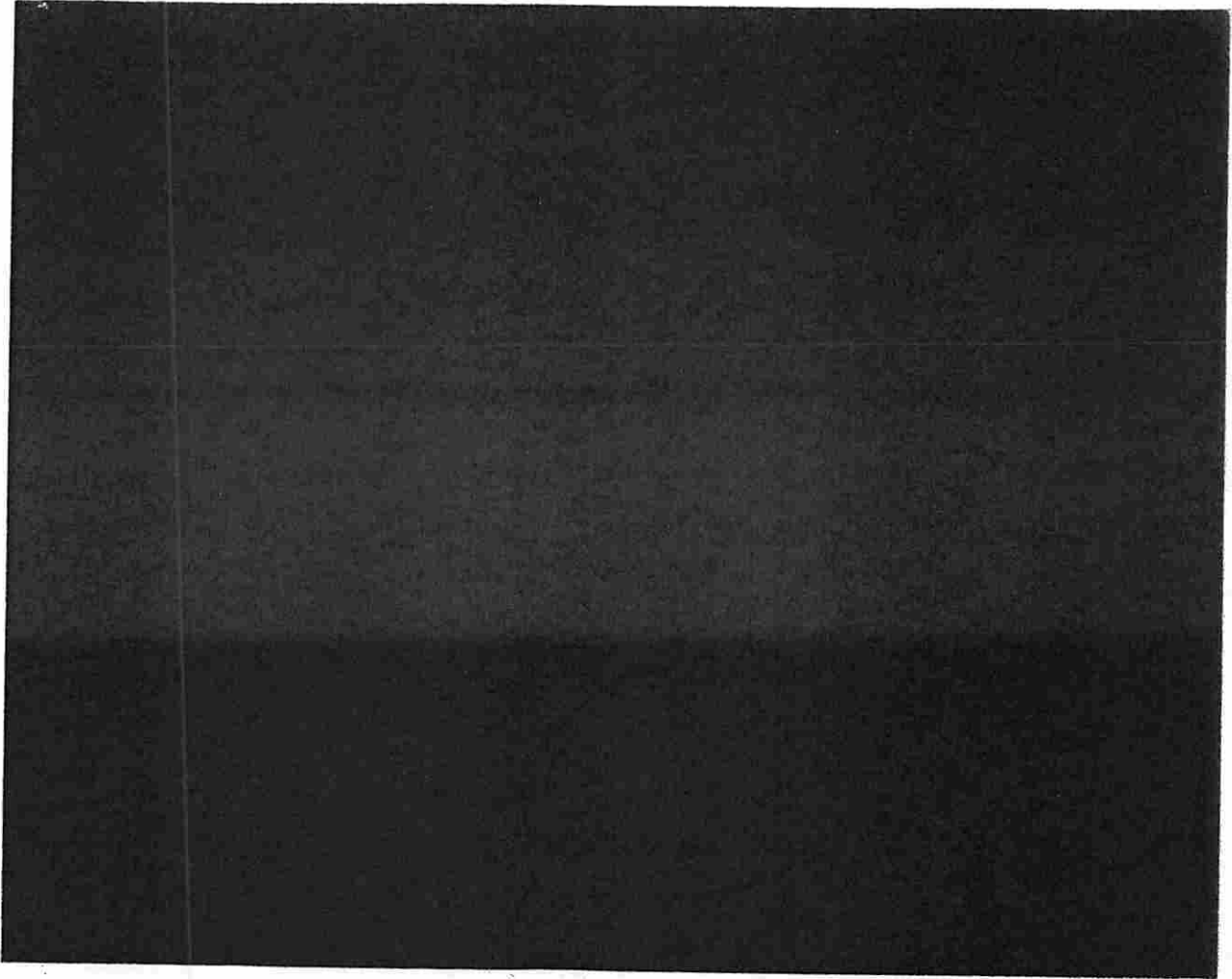
それでは藤田先生の方からよろしくお願ひしたいと思ひます。

【東京弁護士会（藤田）】

東京弁護士会の藤田です。







以上です。

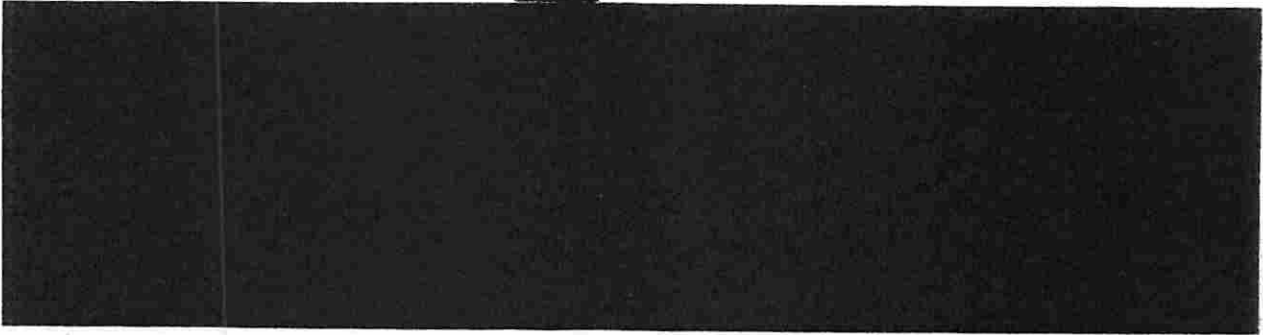
【民弁教官（天海）】

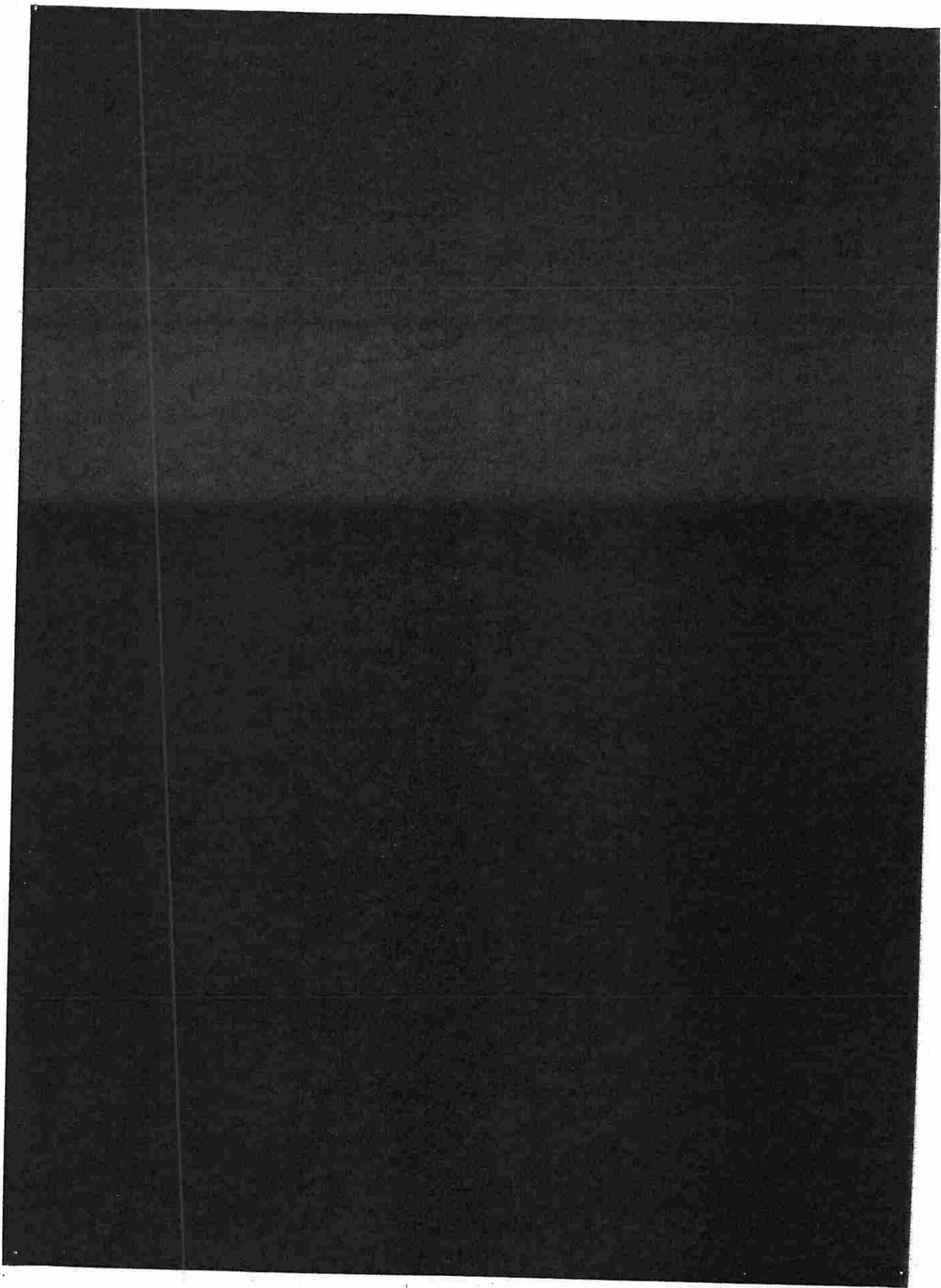
ありがとうございました。

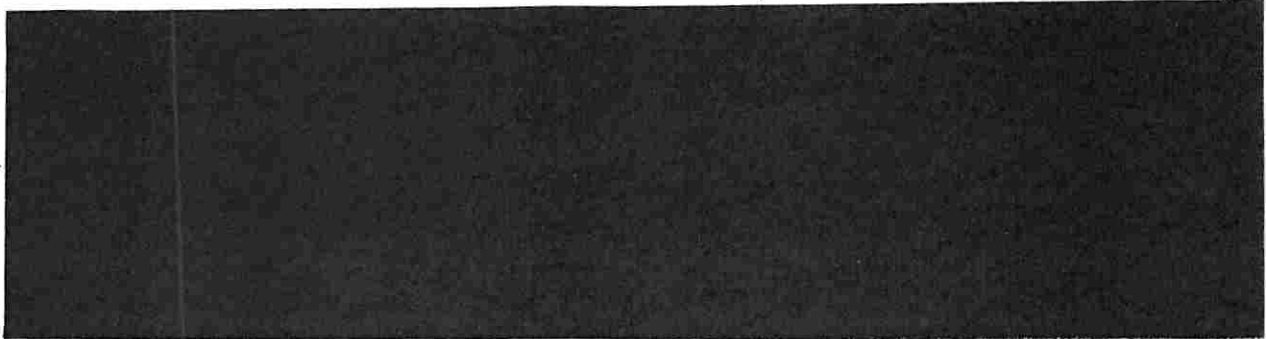
続きまして、第一東京弁護士会の京野先生お願いいたします。

【第一東京弁護士会（京野）】

はい。第一東京弁護士会、期の京野と申します。







私からは以上です。

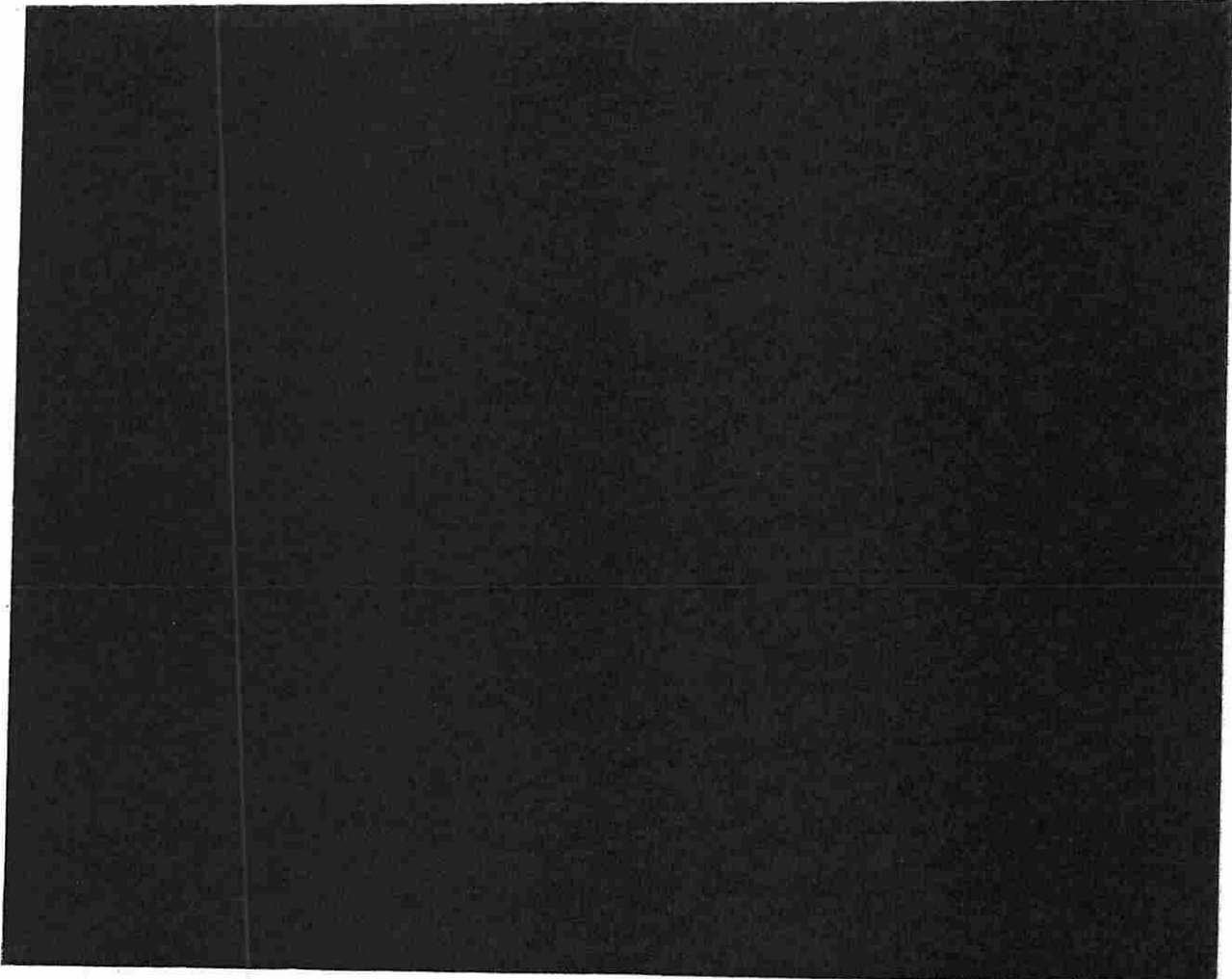
【民弁教官（天海）】

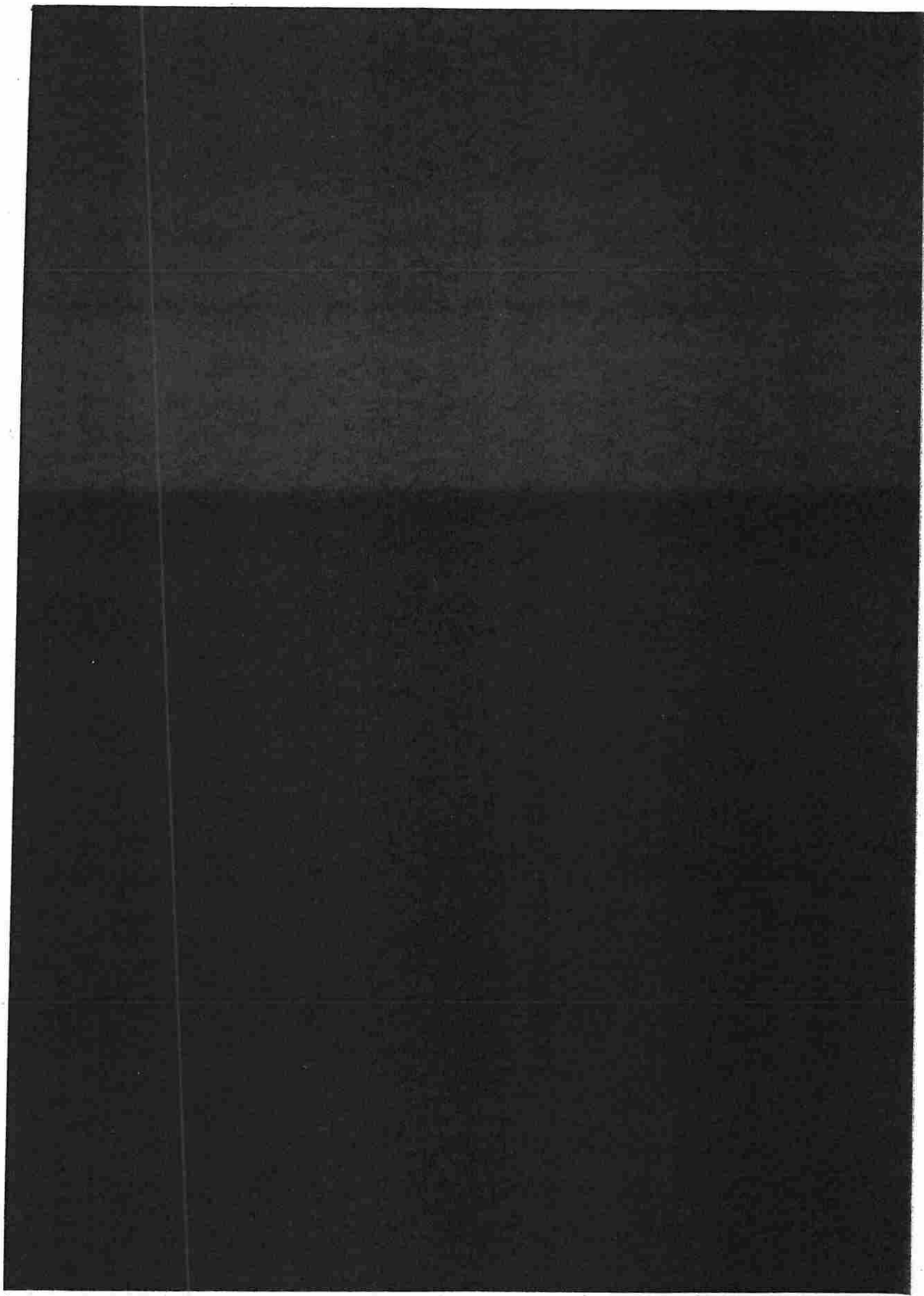
ありがとうございます。

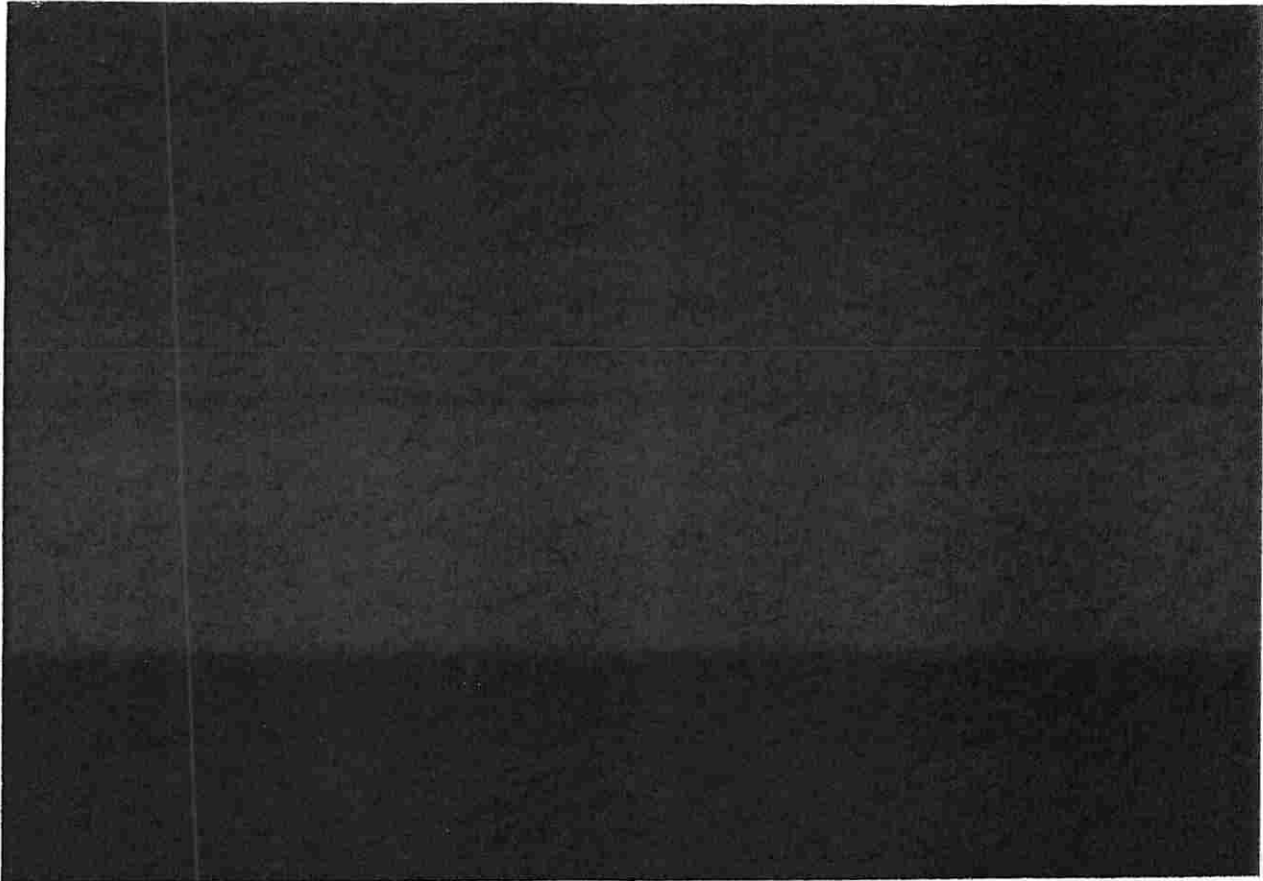
第二東京弁護士会お願いします。

【第二東京弁護士会（笠井）】

第二東京弁護士会の笠井です。修習委員会委員長をしております。







以上です。

【民弁教官（天海）】

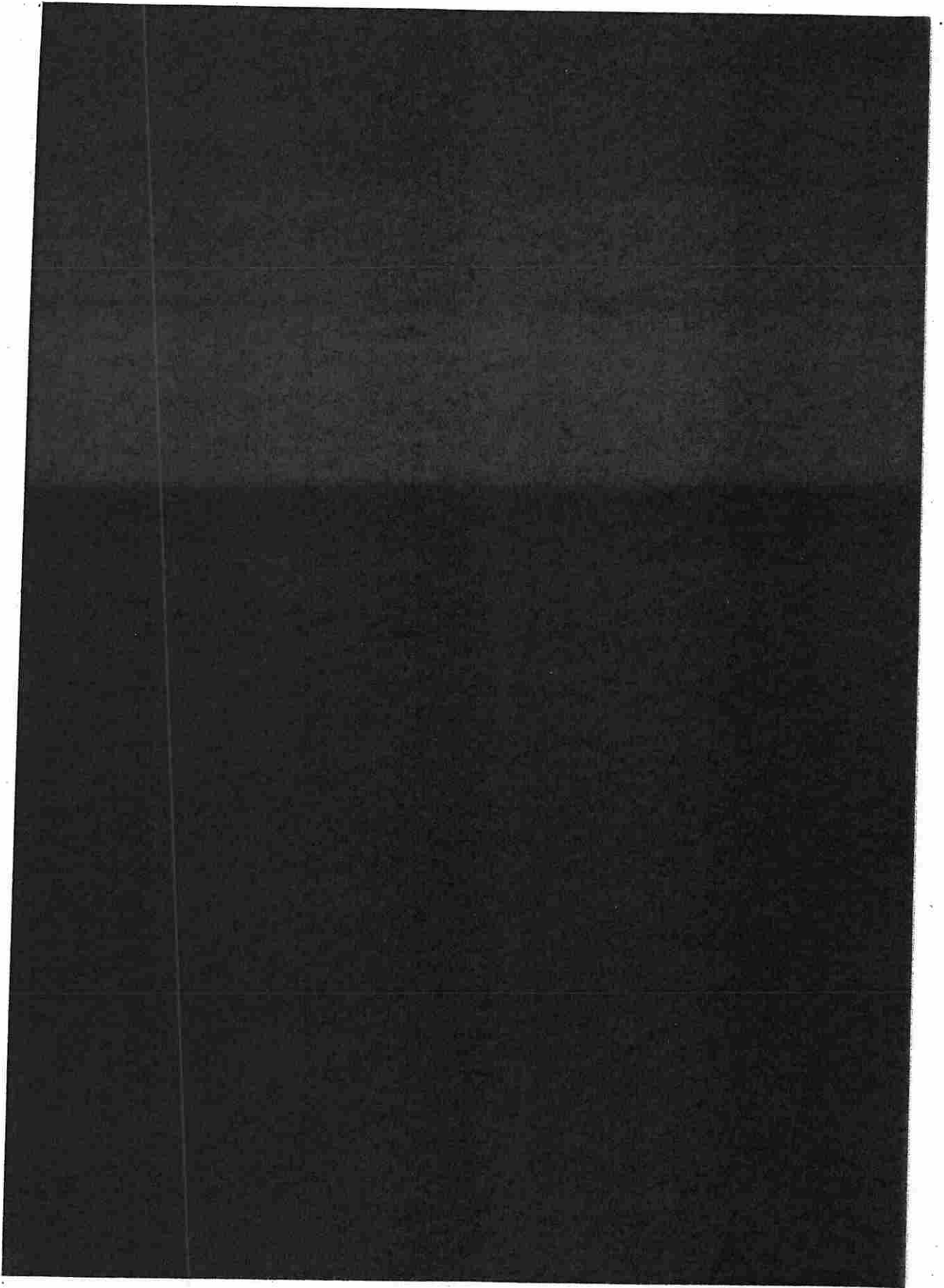
ありがとうございます。

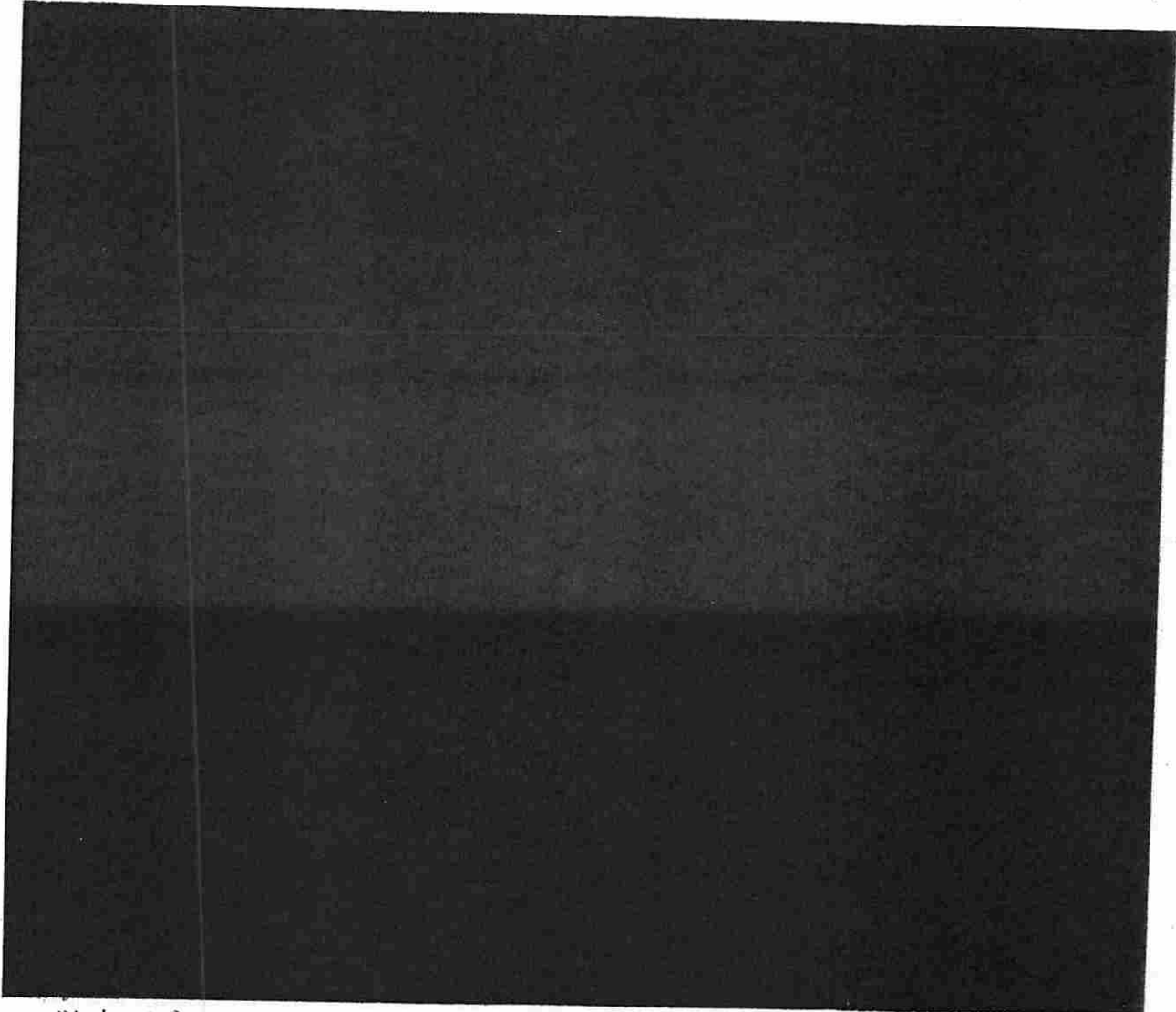
それでは東京三弁護士会多摩支部からよろしく申し上げます。

【東京三弁護士会多摩支部（井上）】

多摩支部の井上と申します。よろしくお願ひいたします。







以上です。

【民弁教官（天海）】


ありがとうございます。

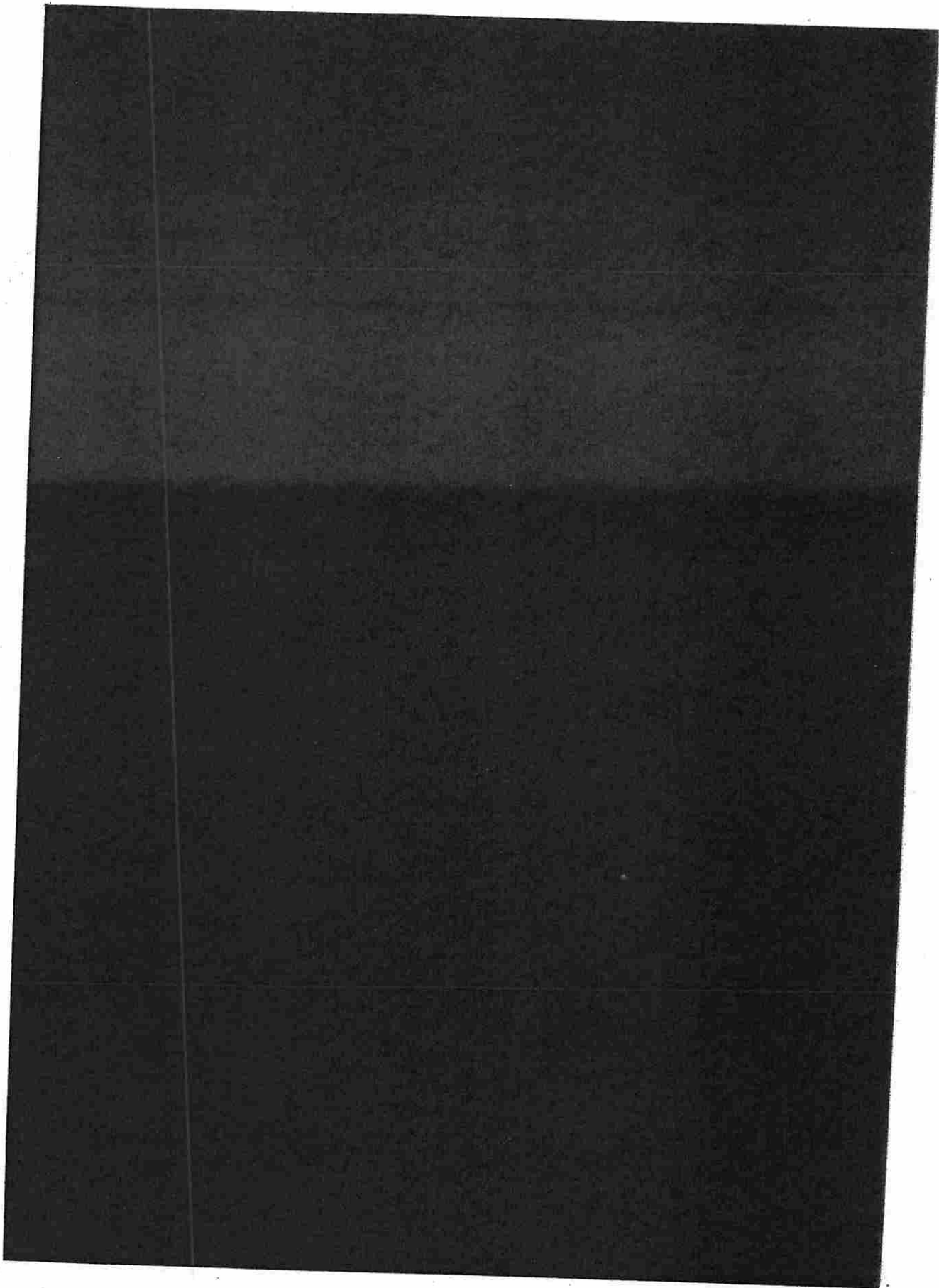
続きまして、横浜弁護士会にお願いしたいと思います。

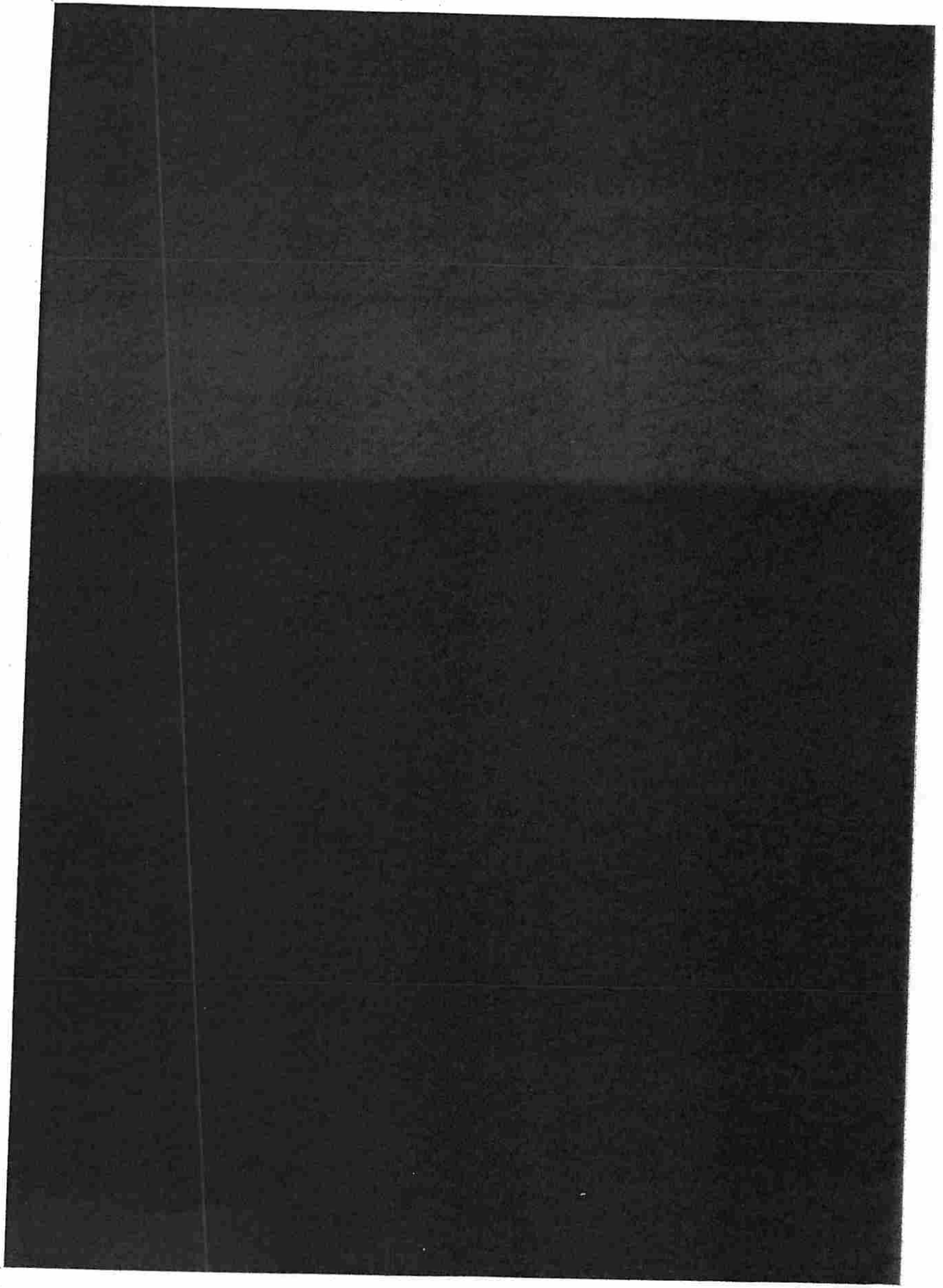
【横浜弁護士会（狩倉）】

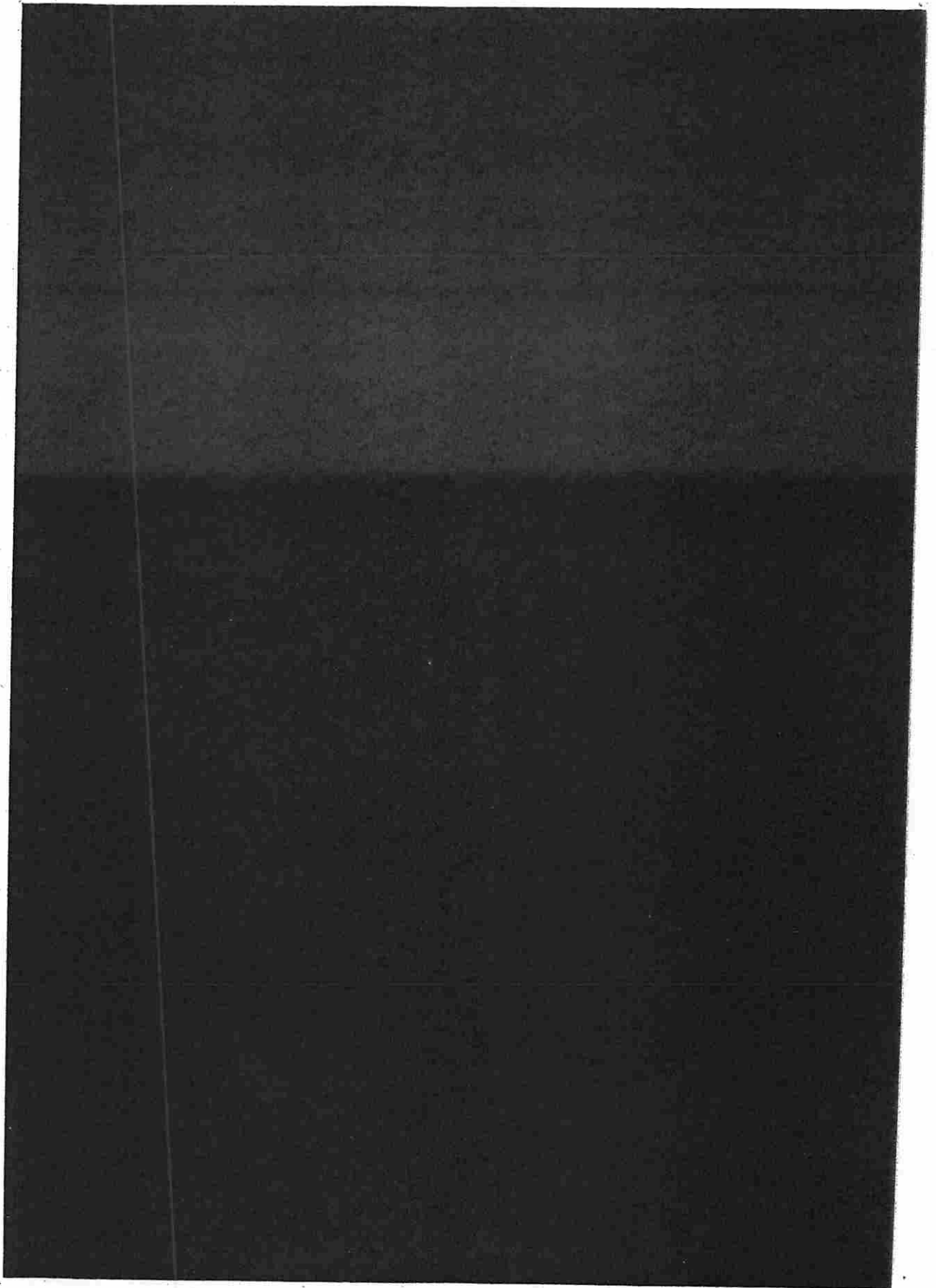
横浜弁護士会の狩倉と申します。

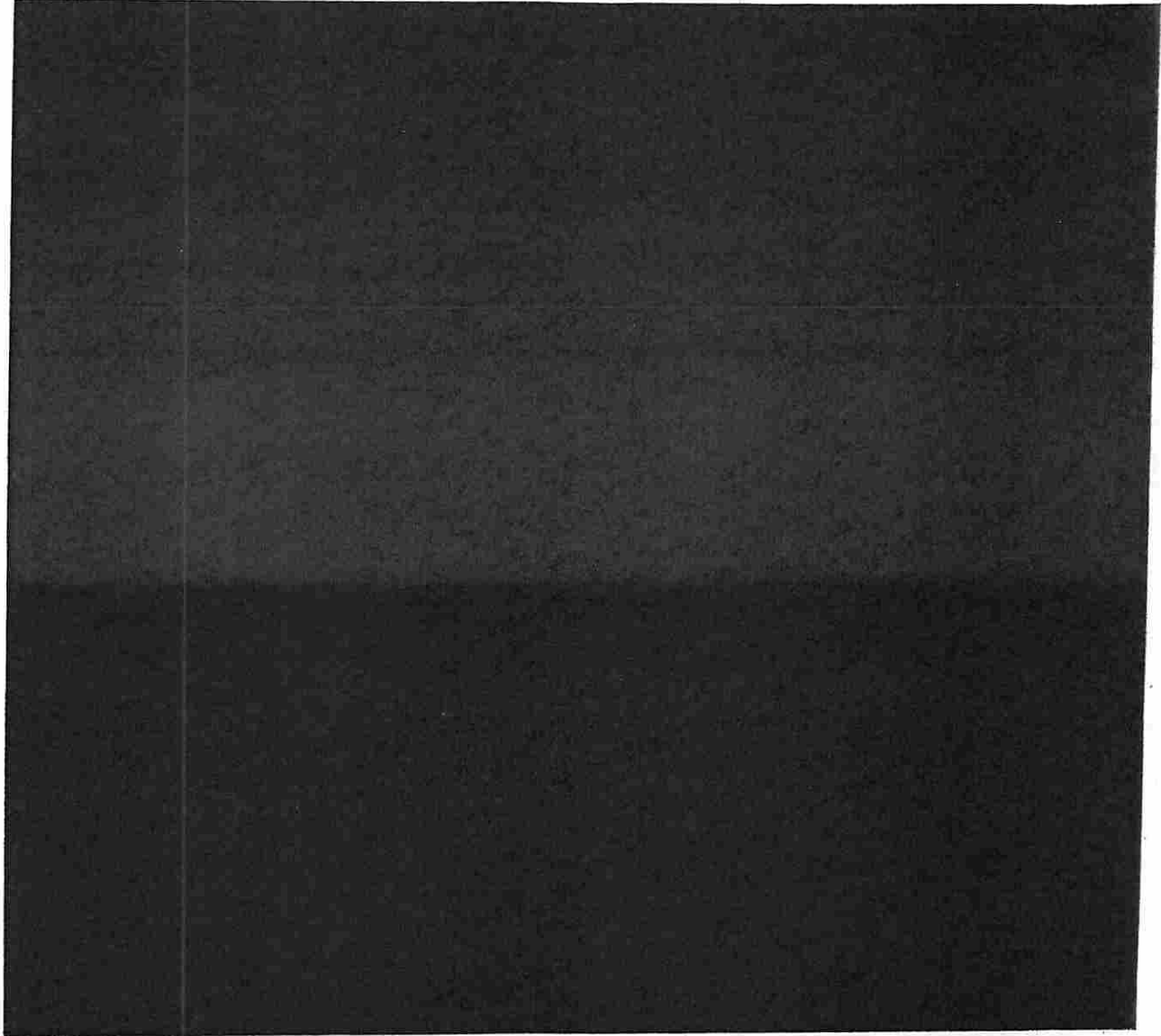
昨年度に修習担当の副会長を務めまして、本年度は修習委員会の副委員長をしております。











以上です。

【民弁教官（天海）】

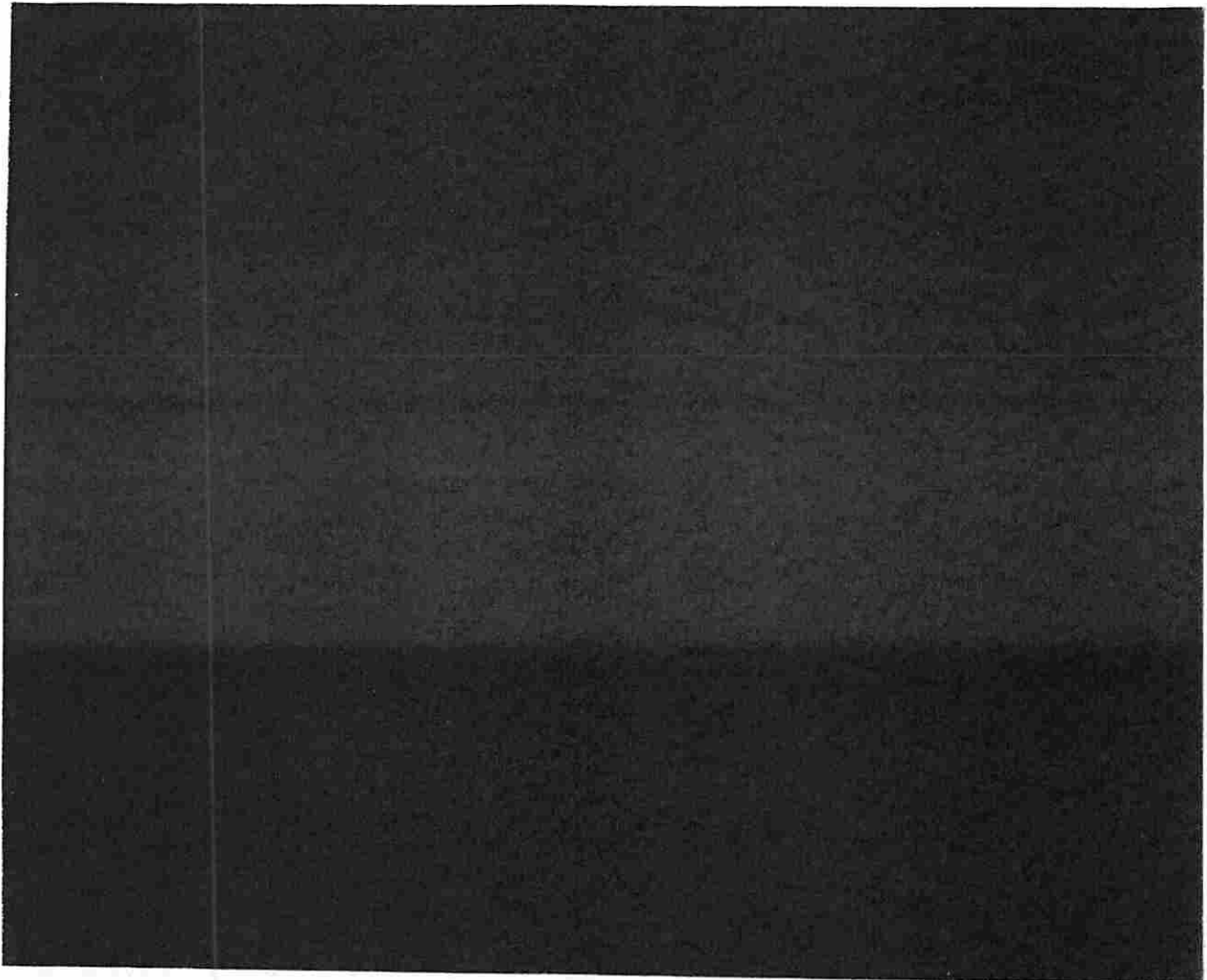
ありがとうございます。

続きまして、埼玉弁護士会お願いいたします。

【埼玉県弁護士会（加村）】

はい、埼玉の修習委員長を務めている加村と申します。





以上です。

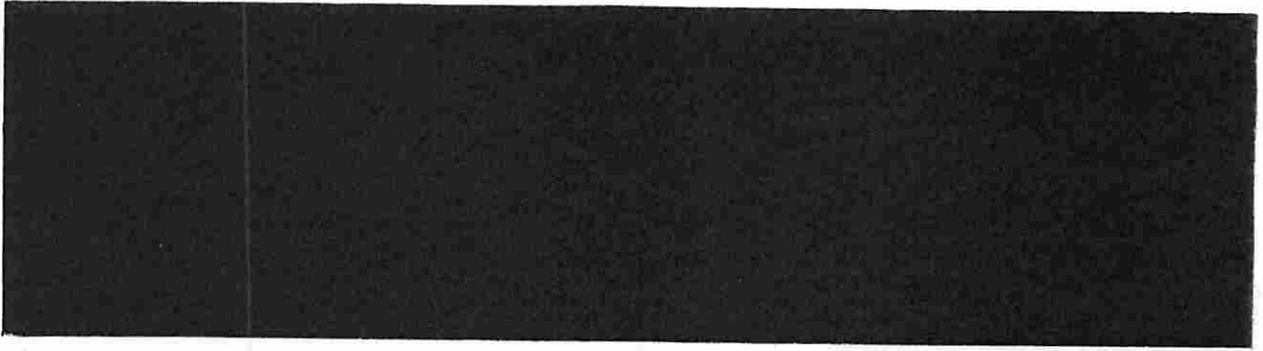
【民弁教官（天海）】

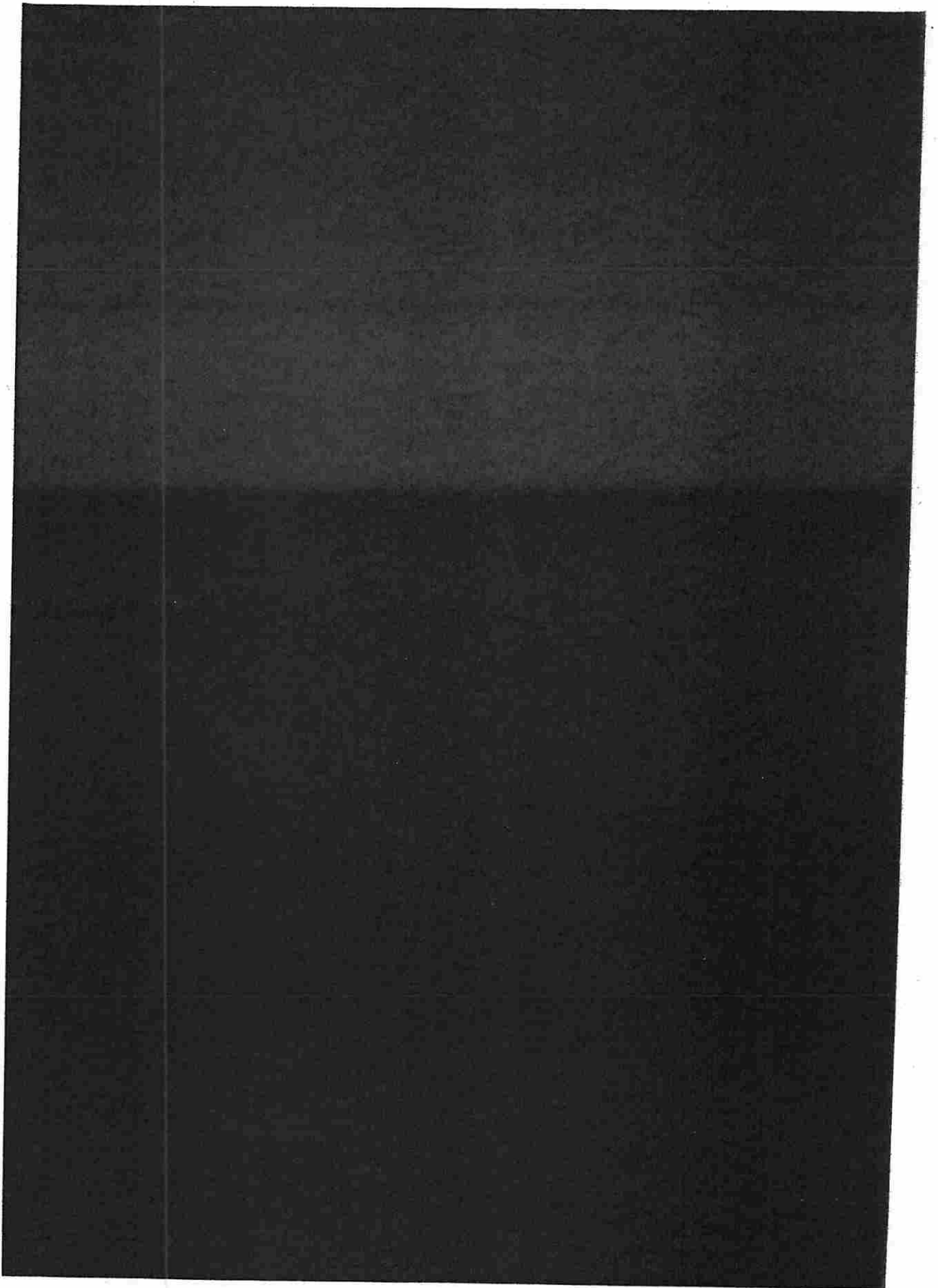
ありがとうございます。

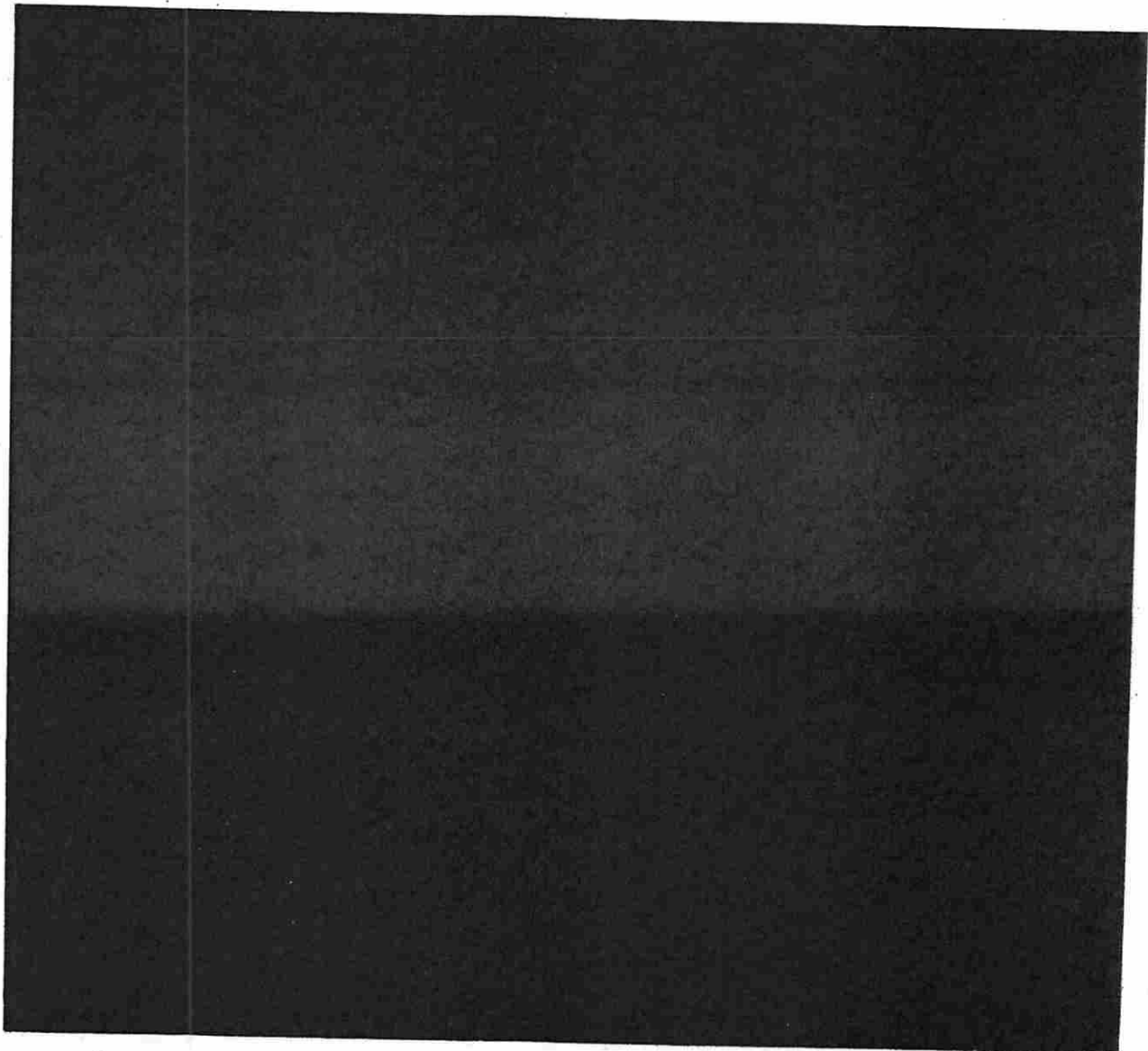
続きまして、千葉県弁護士会お願いいたします。

【千葉県弁護士会（橋本）】

千葉県弁護士会司法修習委員会副委員長の橋本と申します。







千葉県からは以上です。

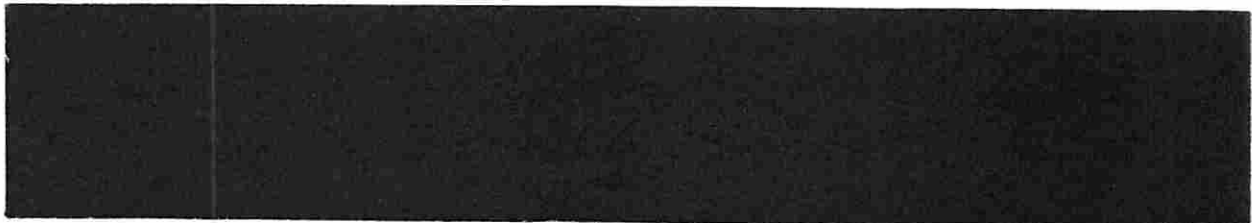
【民弁教官（天海）】

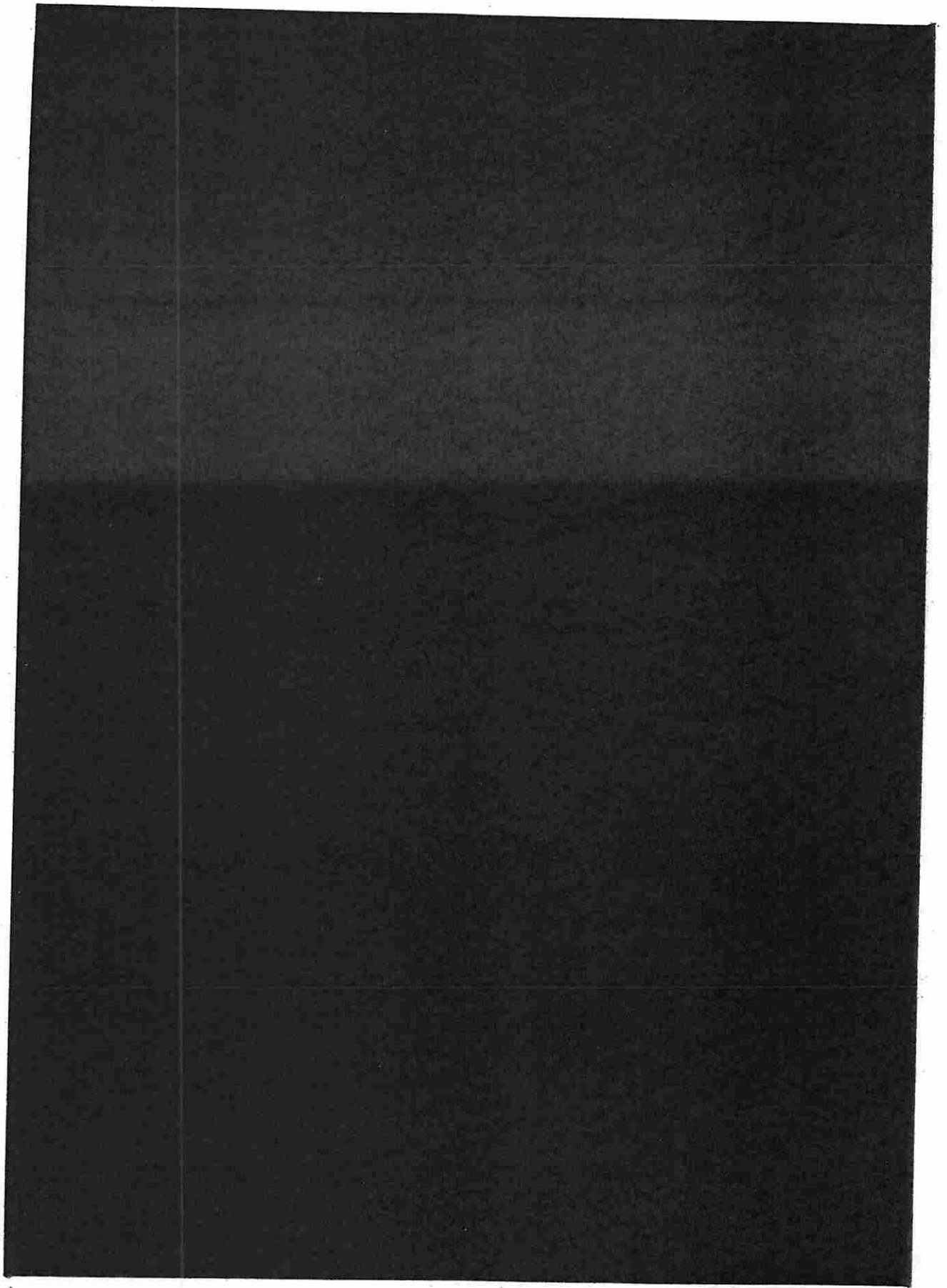
ありがとうございます。

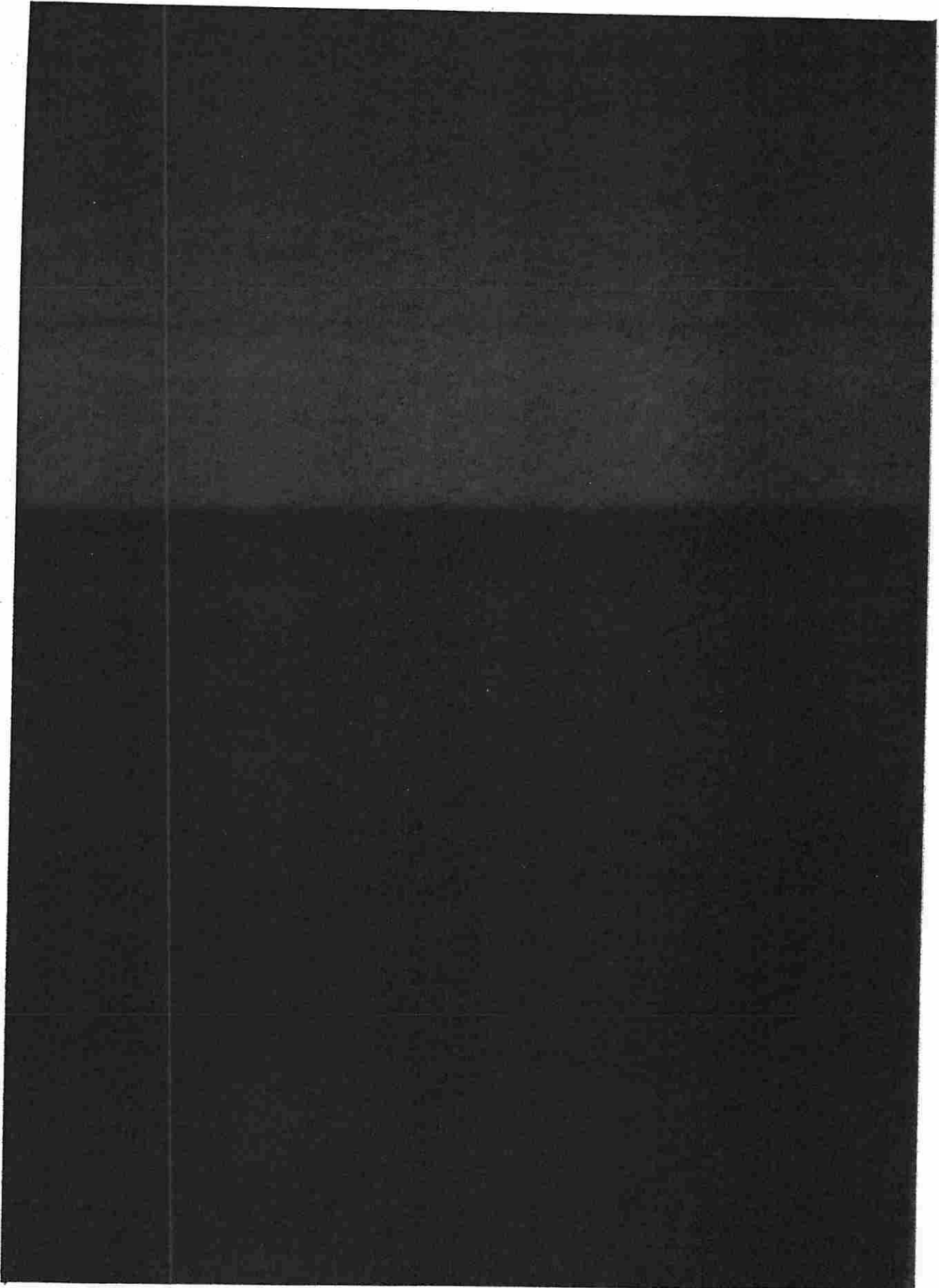
続きまして、茨城県弁護士会お願いいたします。

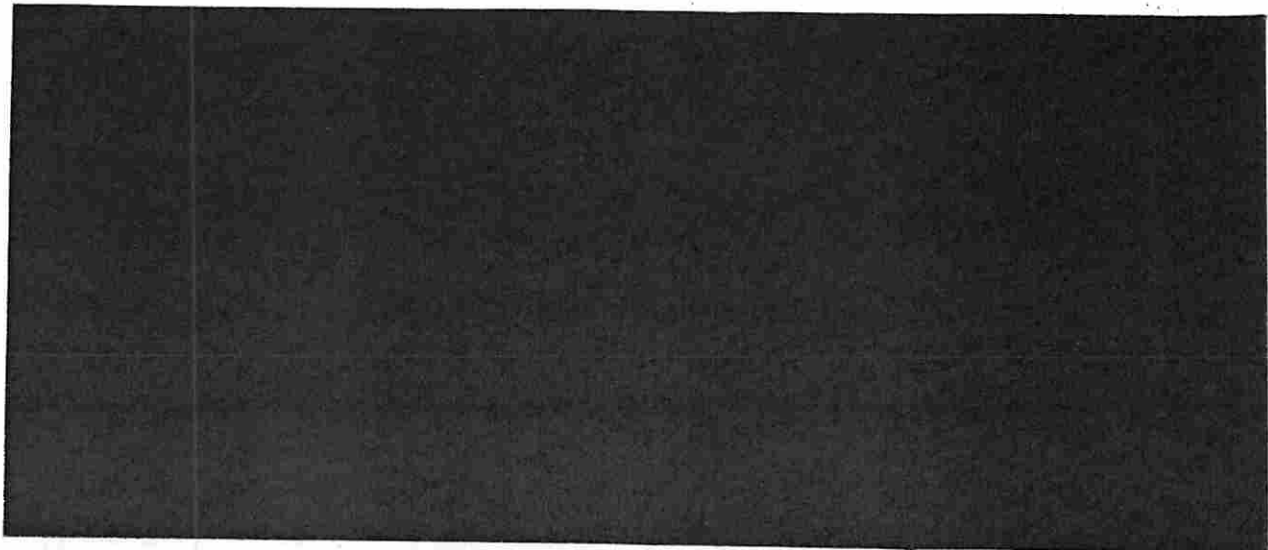
【茨城県弁護士会（山形）】

茨城県弁護士会の山形です。









以上です。

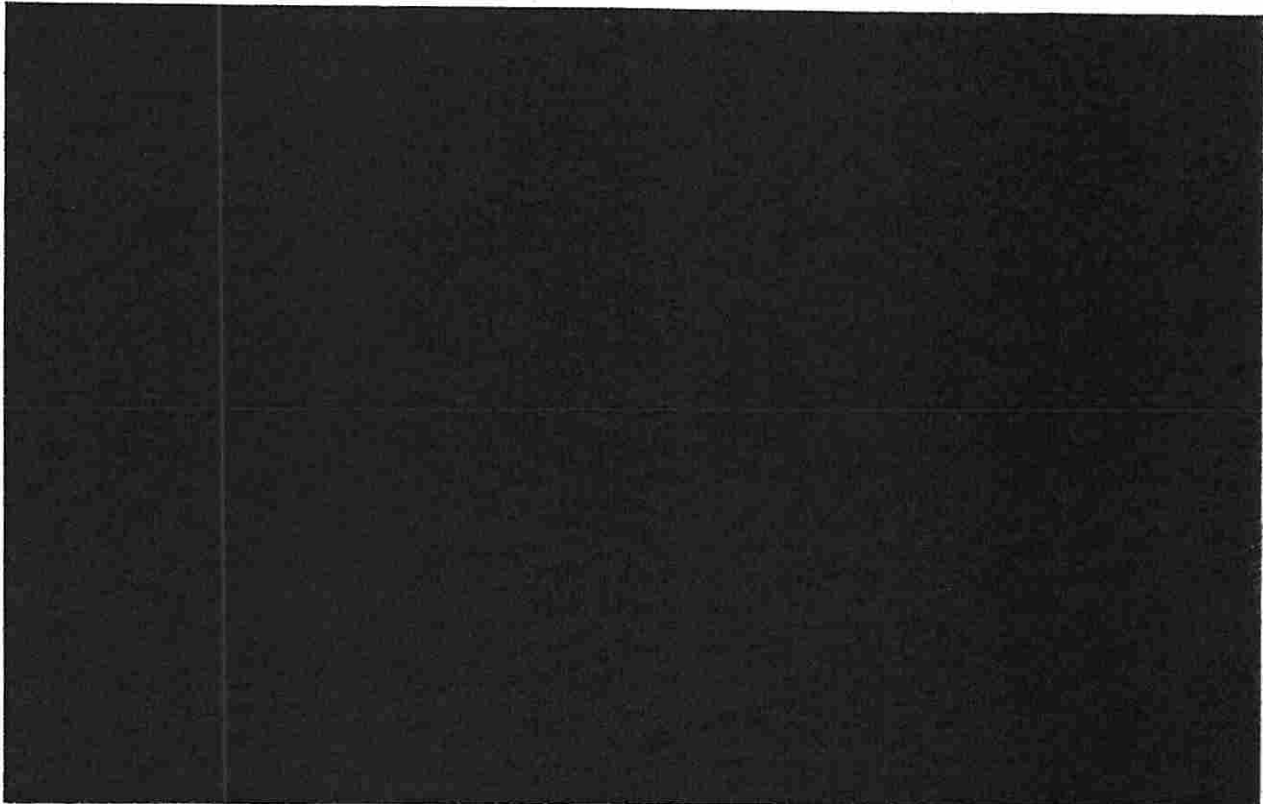
【民弁教官（天海）】

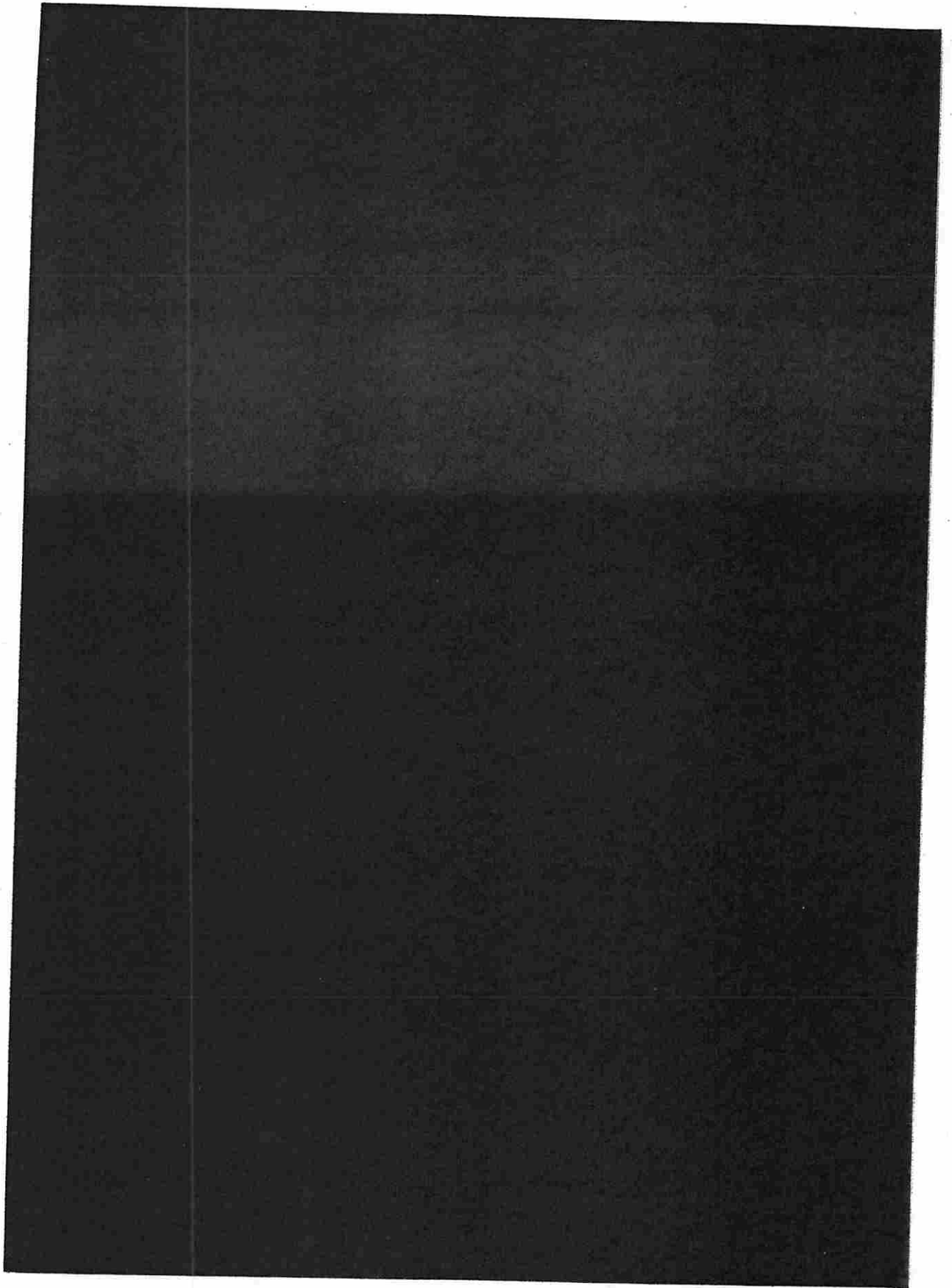
ありがとうございます。

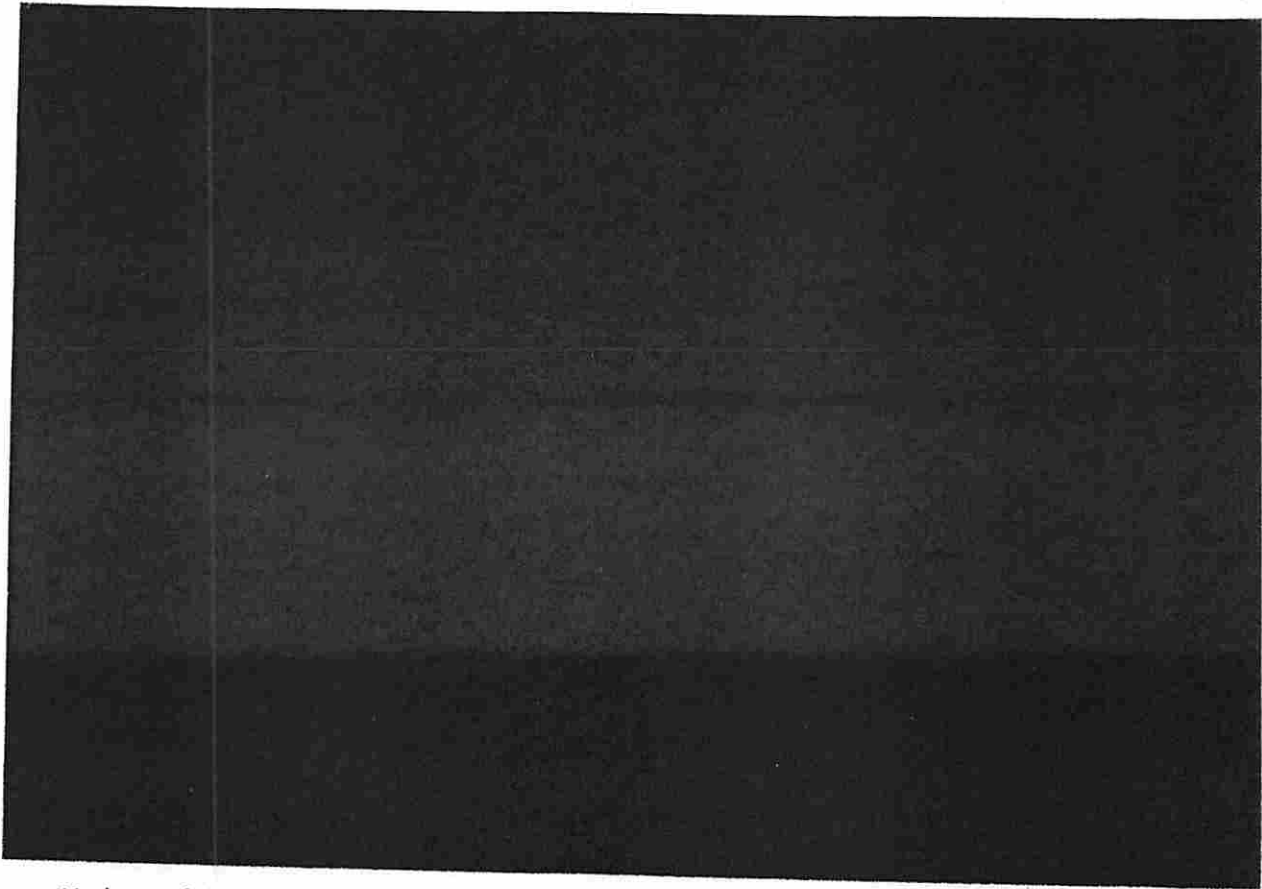
続きまして、栃木県弁護士会お願いいたします。

【栃木県弁護士会（田島）】

栃木県弁護士会修習委員長の田島と申します。







以上です。

【民弁教官（天海）】

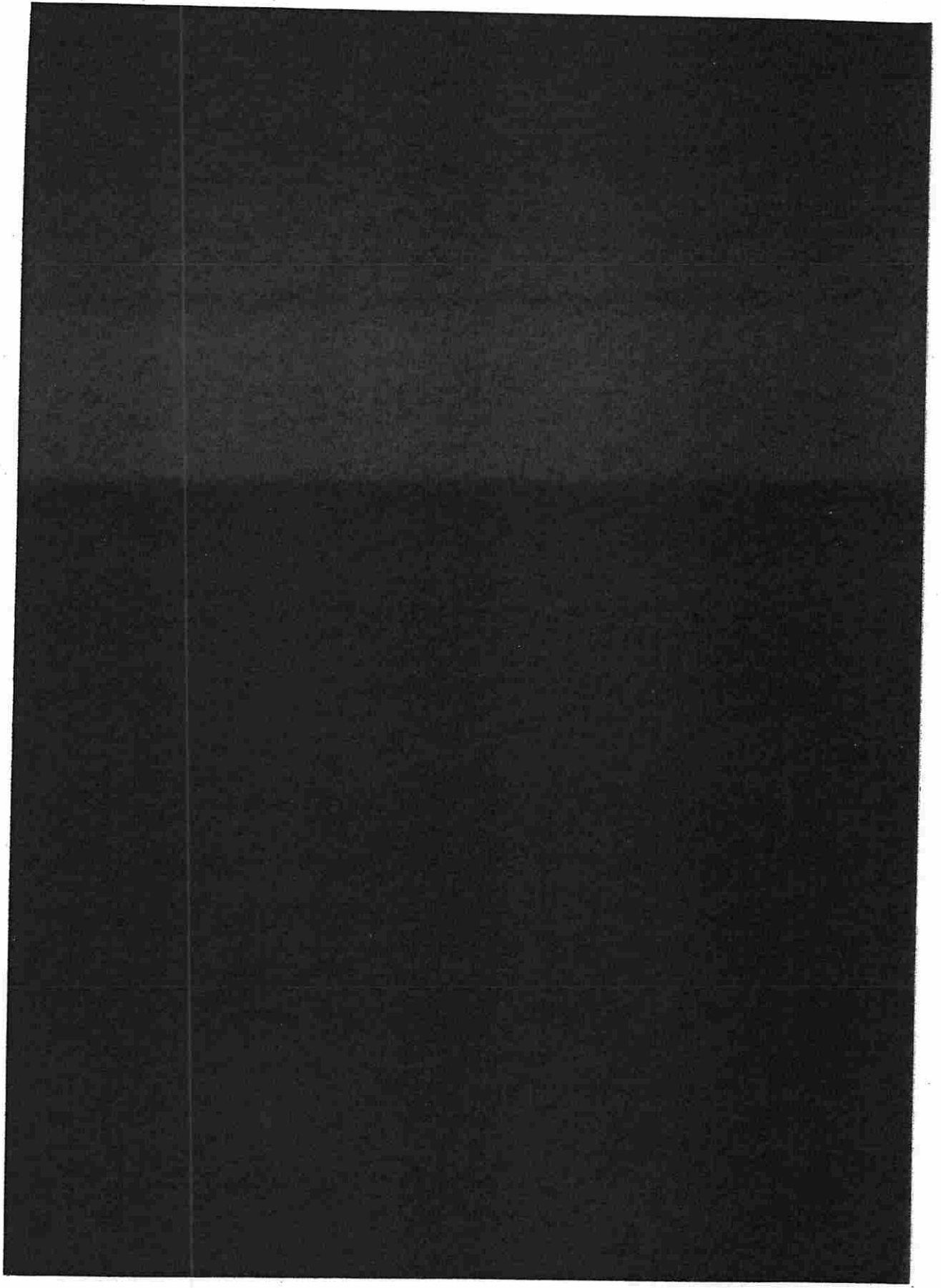
ありがとうございます。

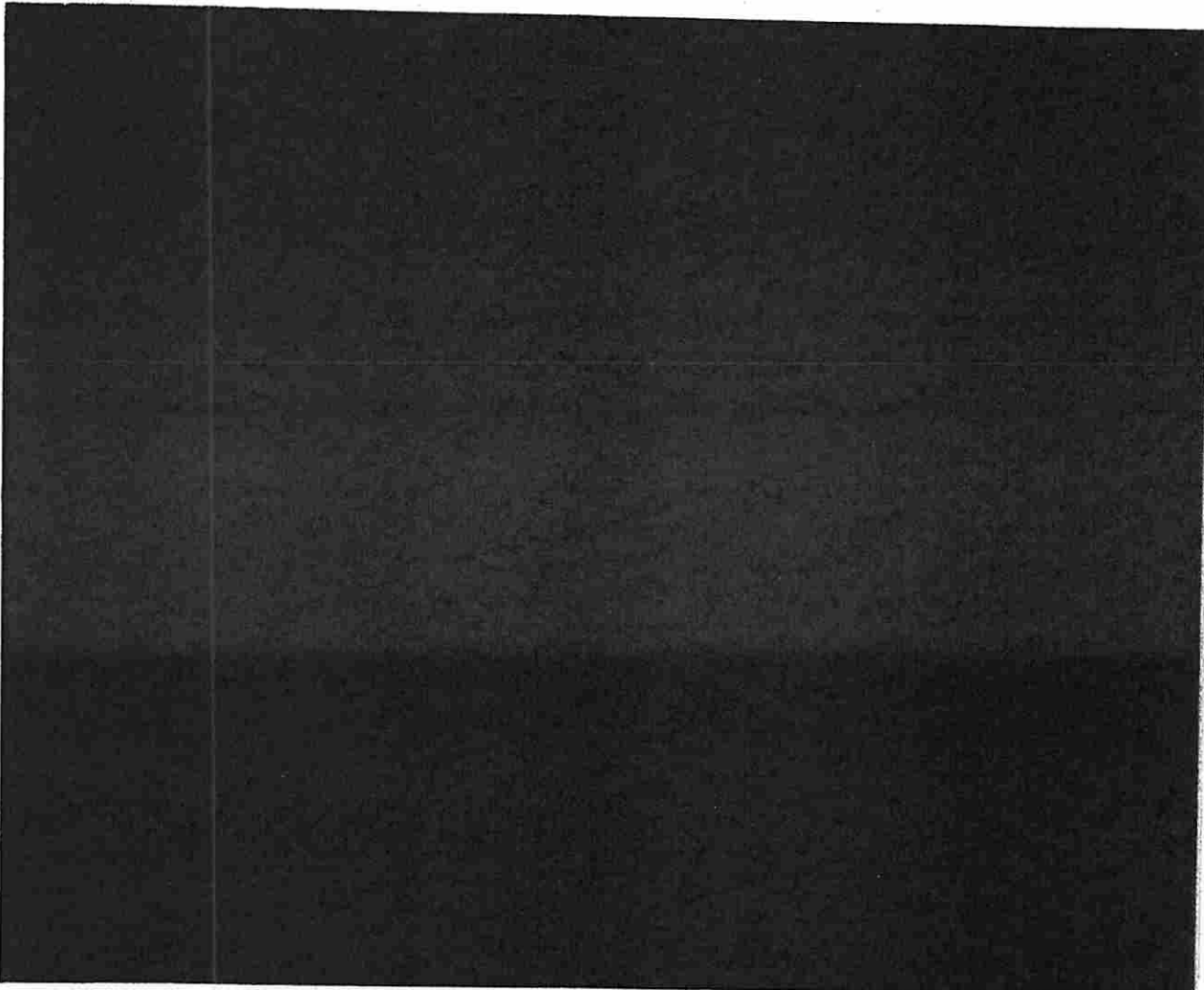
続きまして、群馬弁護士会お願いいたします。

【群馬弁護士会（小磯）】

群馬弁護士会修習委員長の小磯と申します。







以上です。

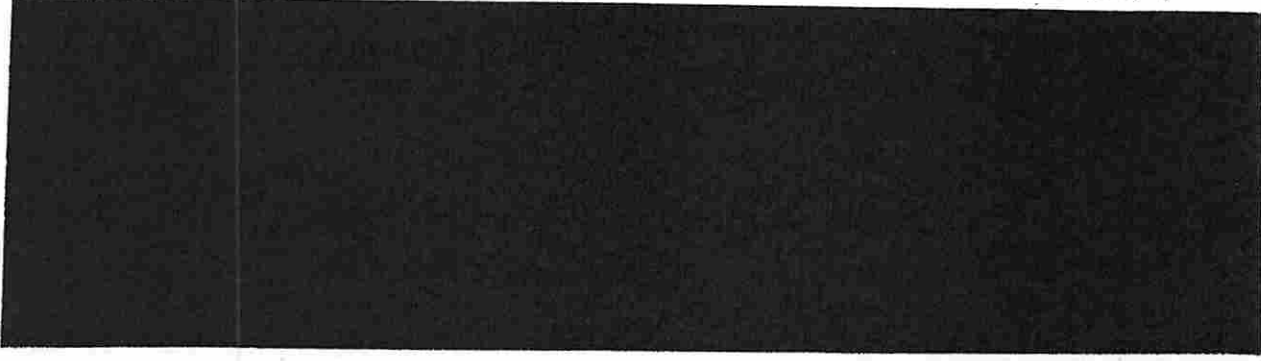
【民弁教官（天海）】

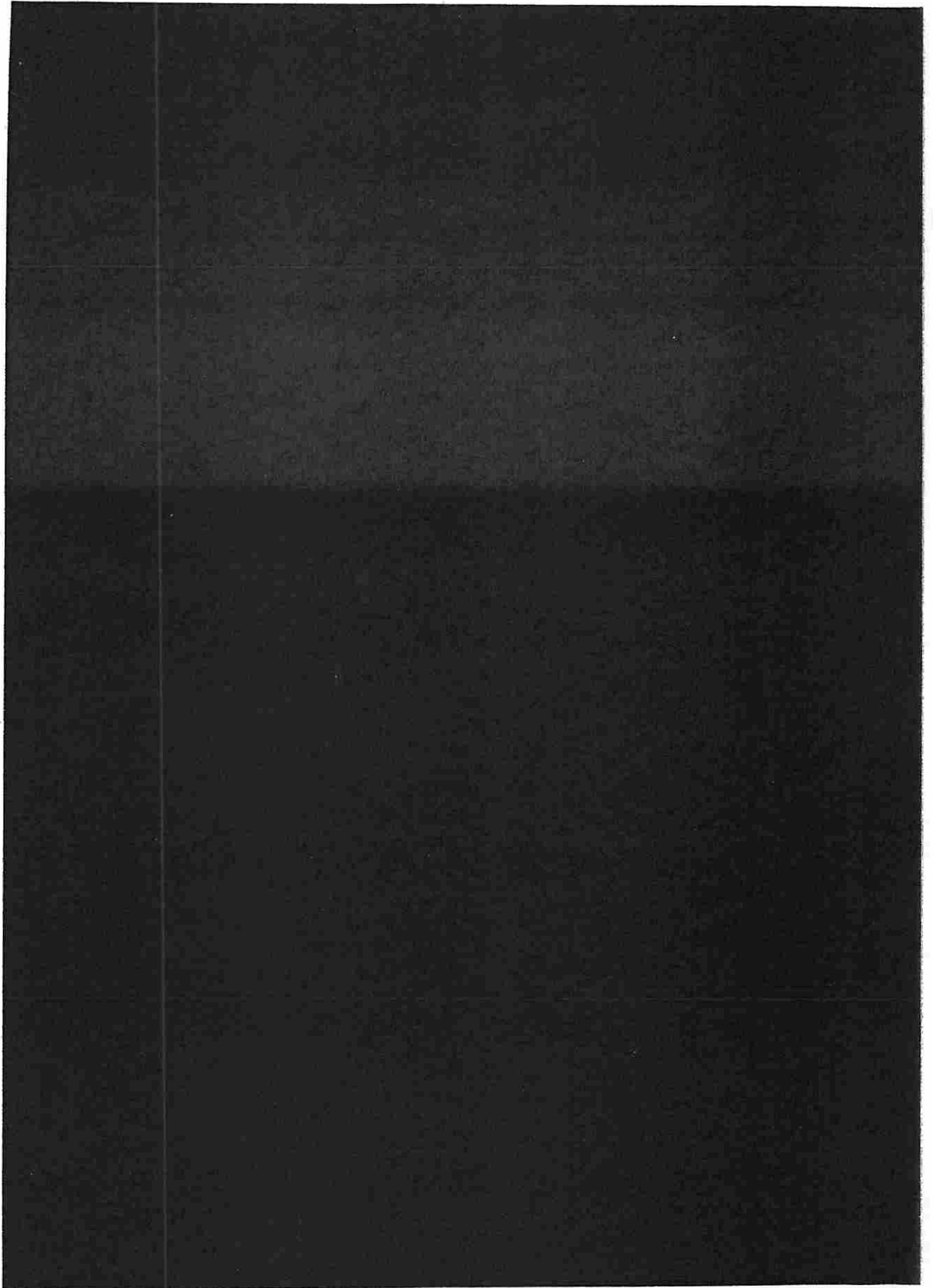
ありがとうございます。

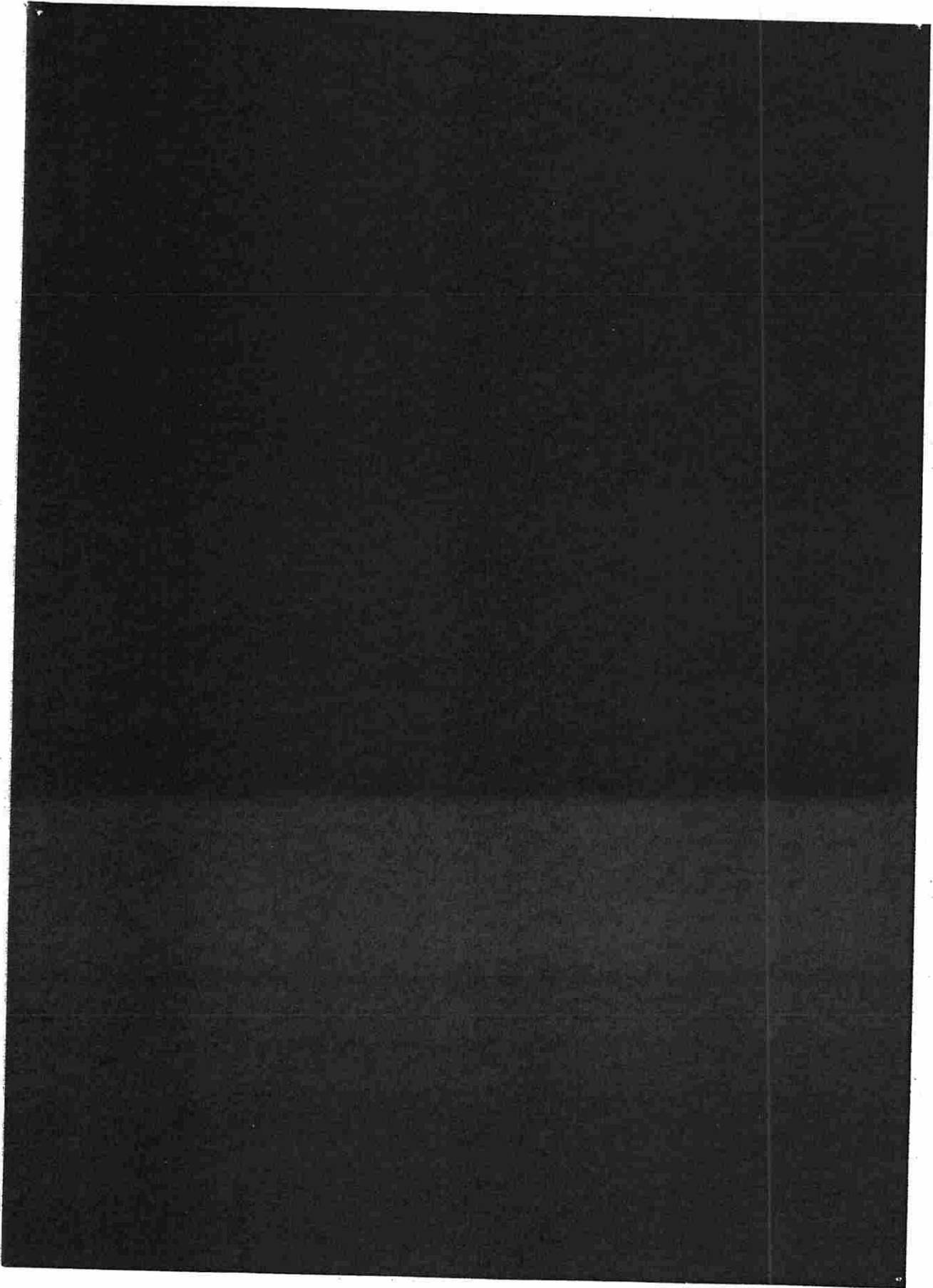
続きまして、静岡県弁護士会お願いいたします。

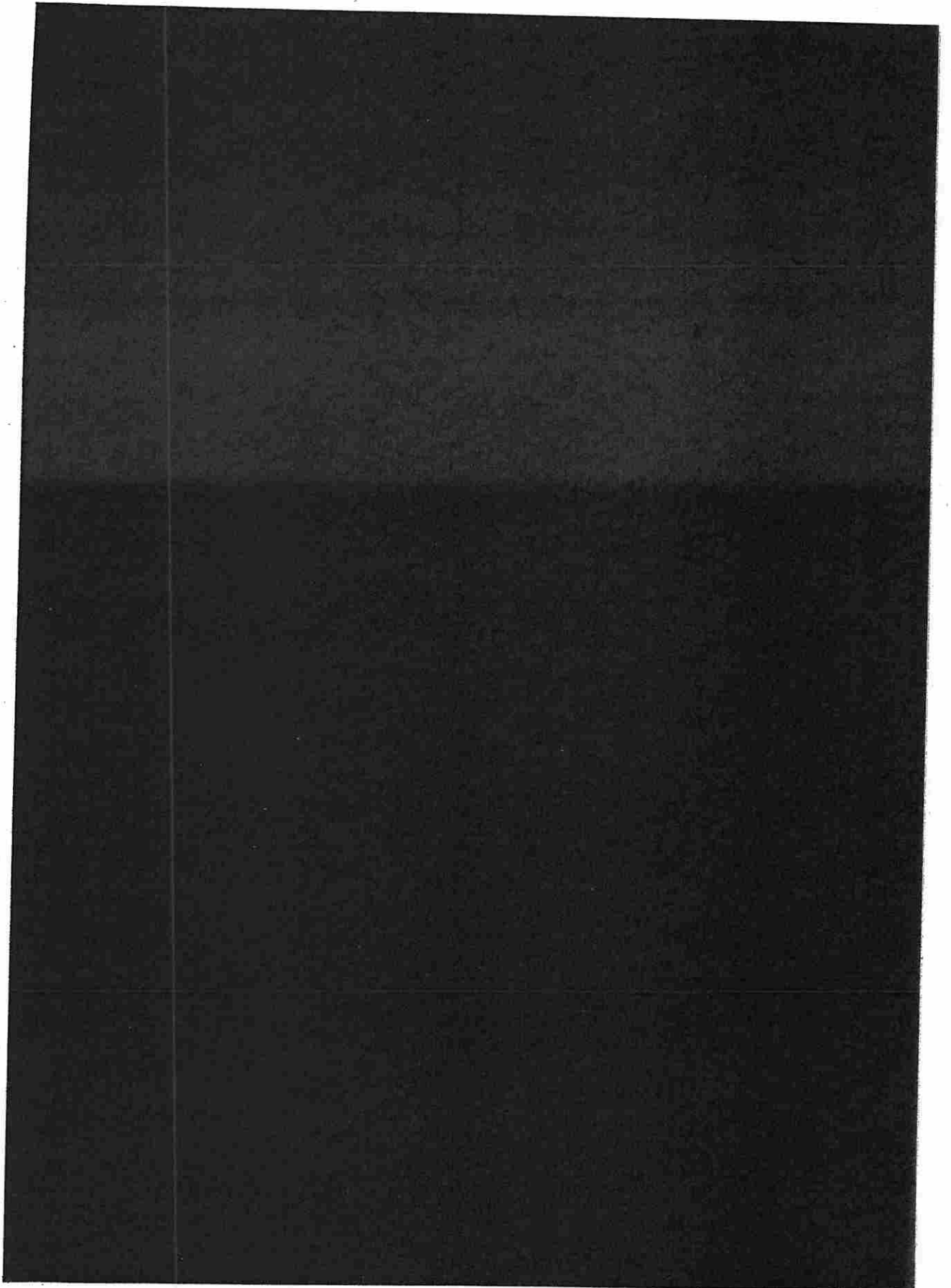
【静岡県弁護士会（洞江）】

静岡県弁護士会の修習委員長をしております、洞江と申します。











以上です。

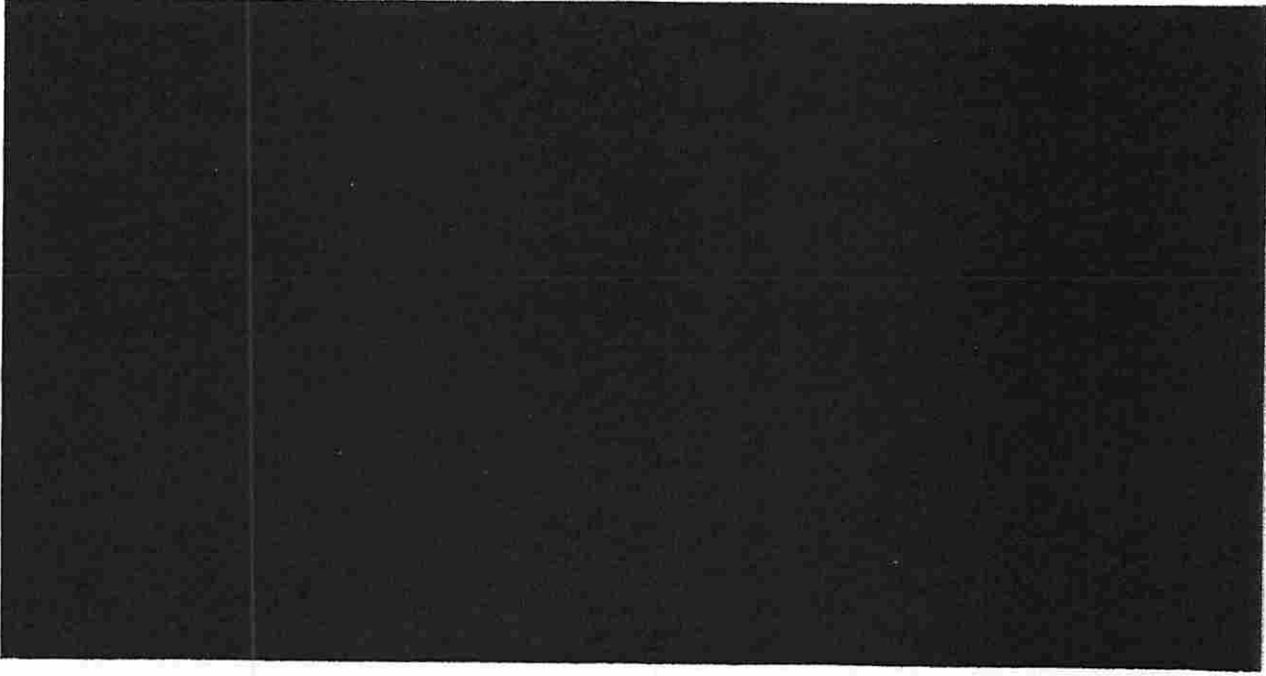
【民弁教官（天海）】

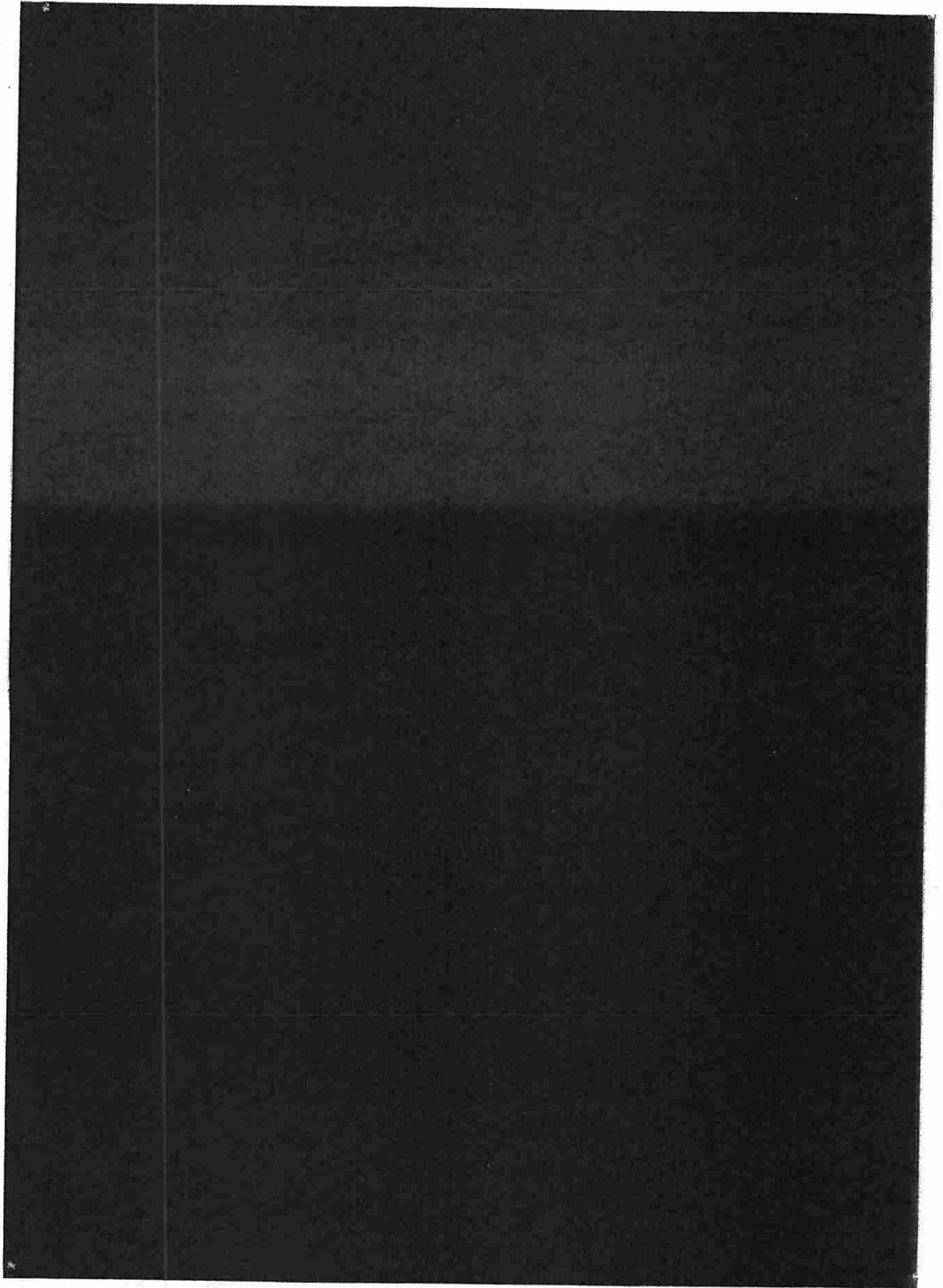
ありがとうございます。

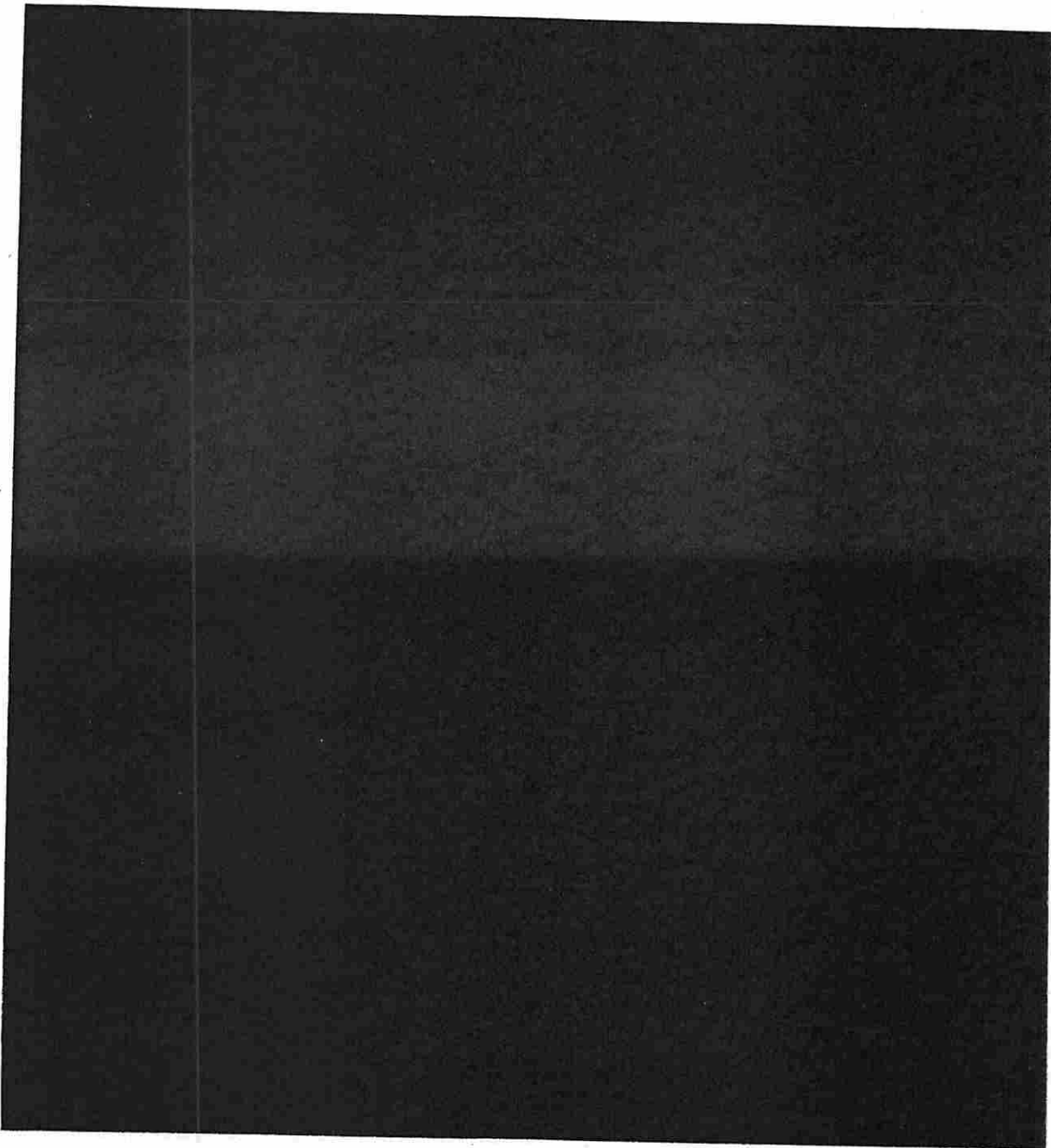
続きまして、山梨県弁護士会お願いいたします。

【山梨県弁護士会（小澤）】

山梨県弁護士会の修習委員会副委員長をしております，小澤です。







以上です。

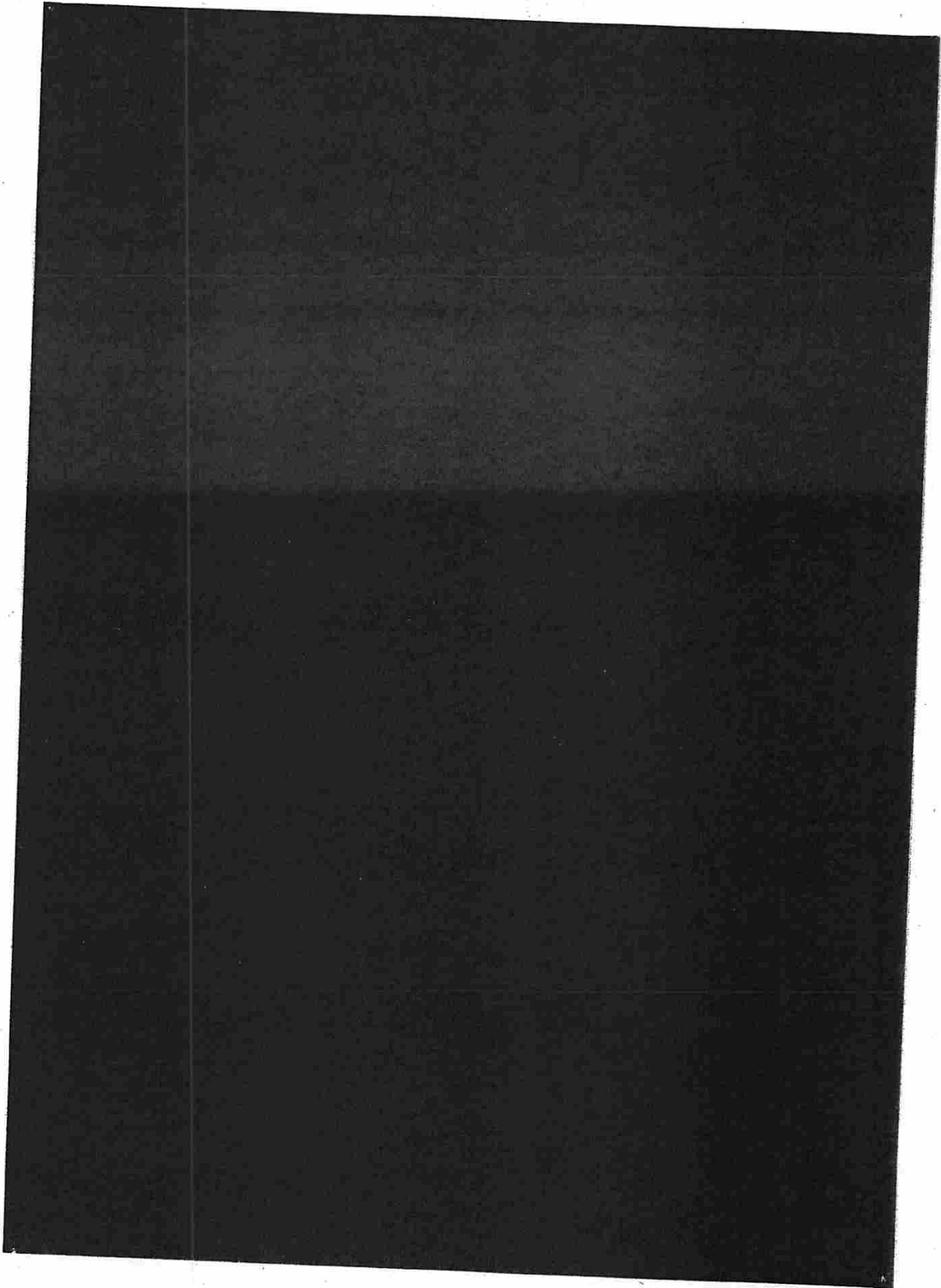
【民弁教官（天海）】

ありがとうございます。

長野県弁護士会お願いいたします。

【長野県弁護士会（柳澤）】

長野県弁護士会の修習委員長をしております，柳澤です。





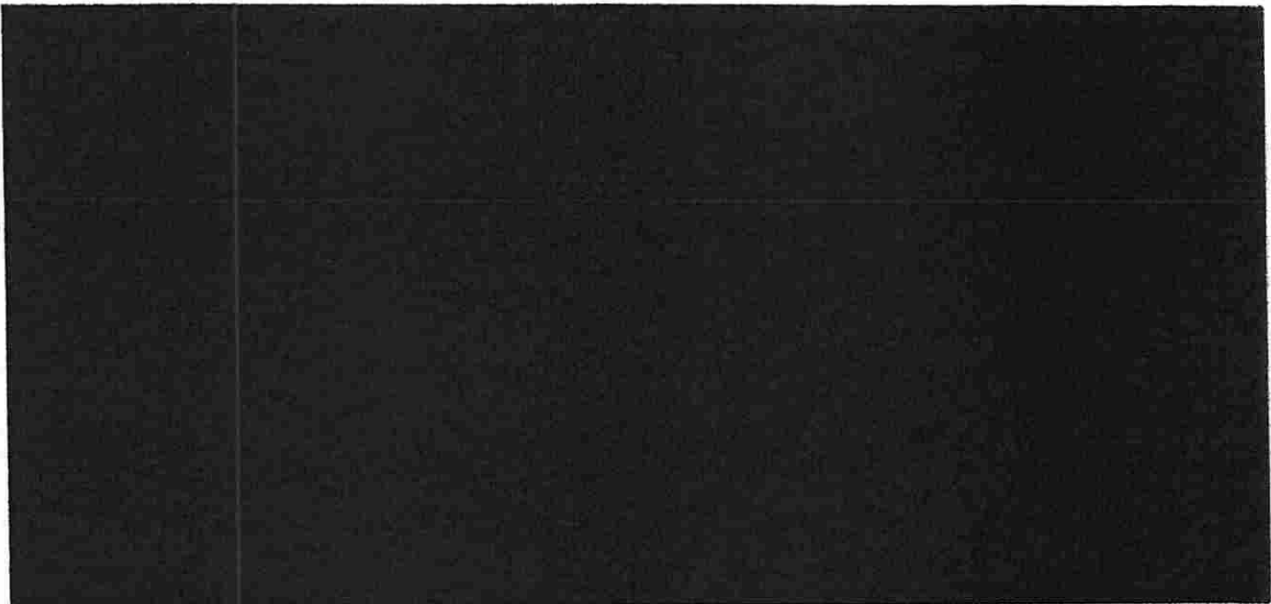
【民弁教官（天海）】

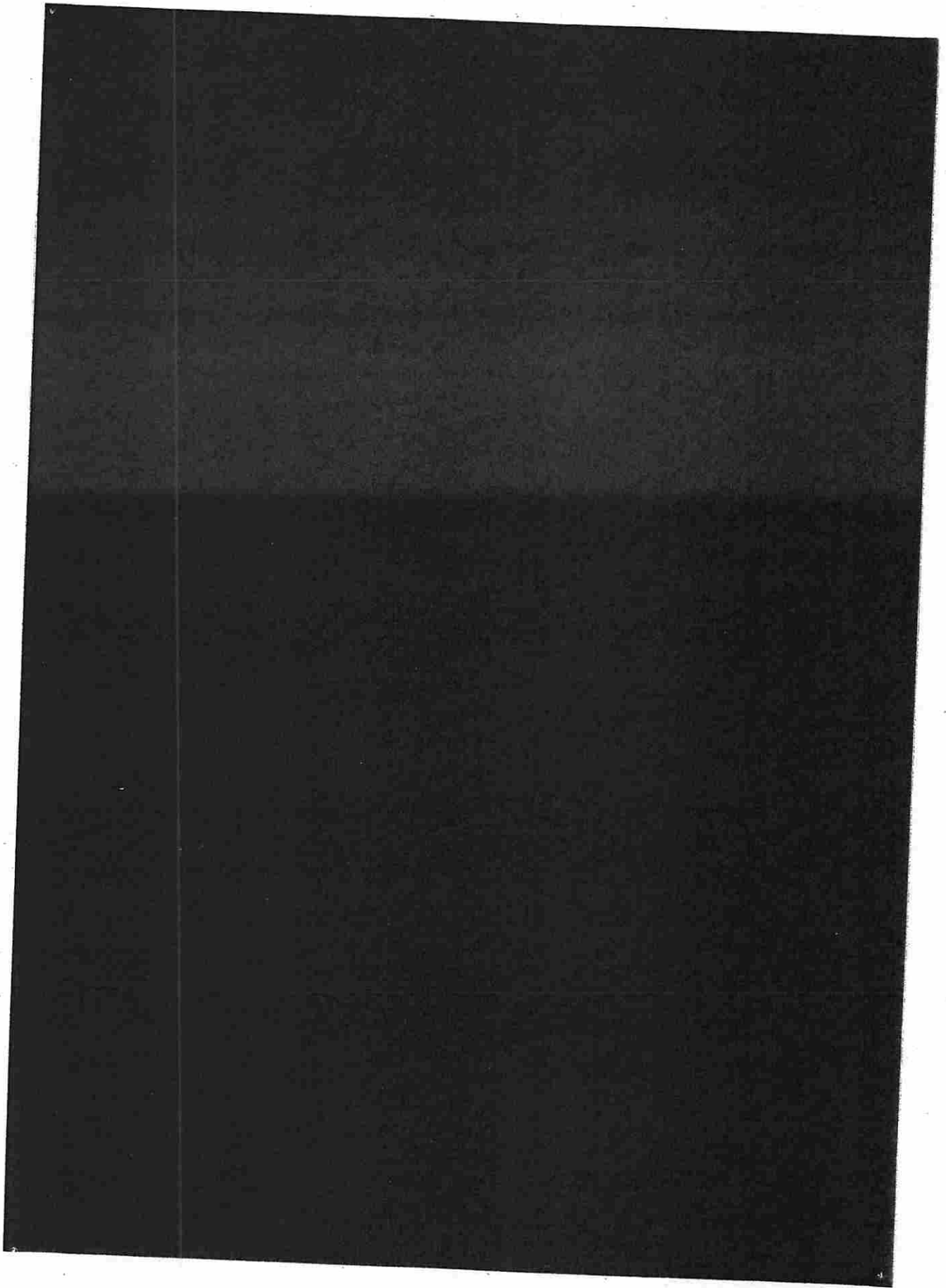
ありがとうございます。

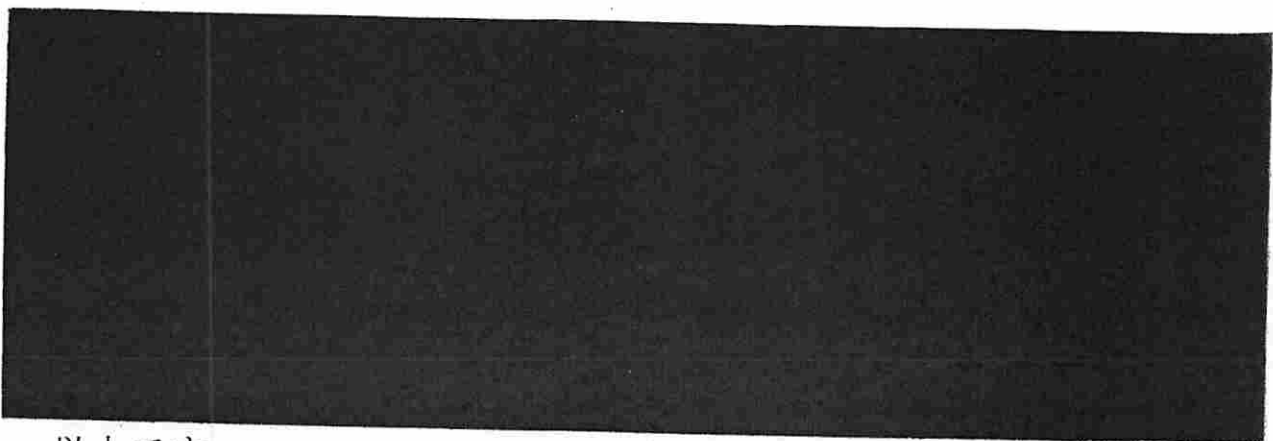
続きまして、新潟県弁護士会お願いいたします。

【新潟県弁護士会（和田）】

新潟県弁護士会の和田です。委員長代行を務めています。







以上です。

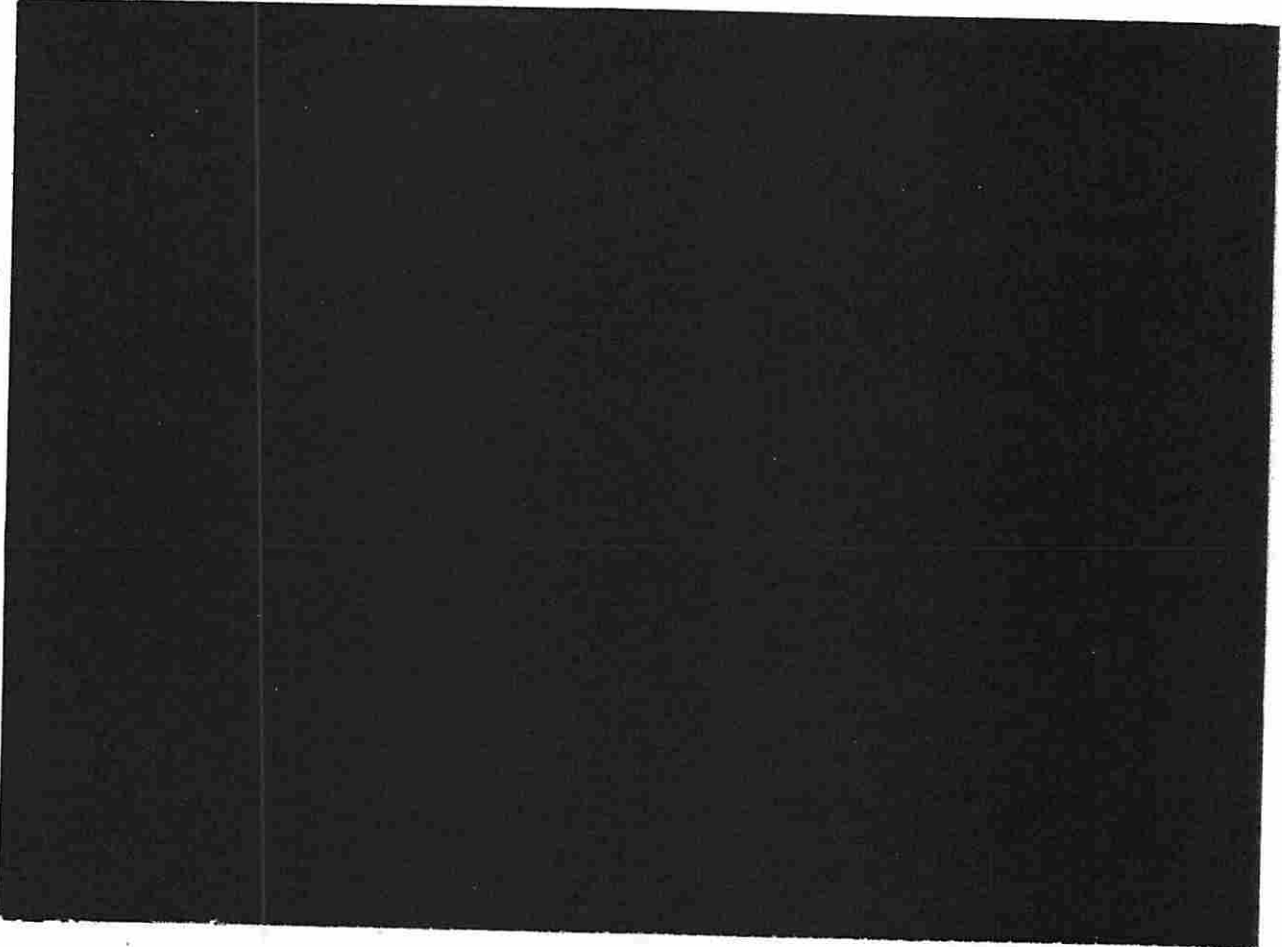
【民弁教官（天海）】

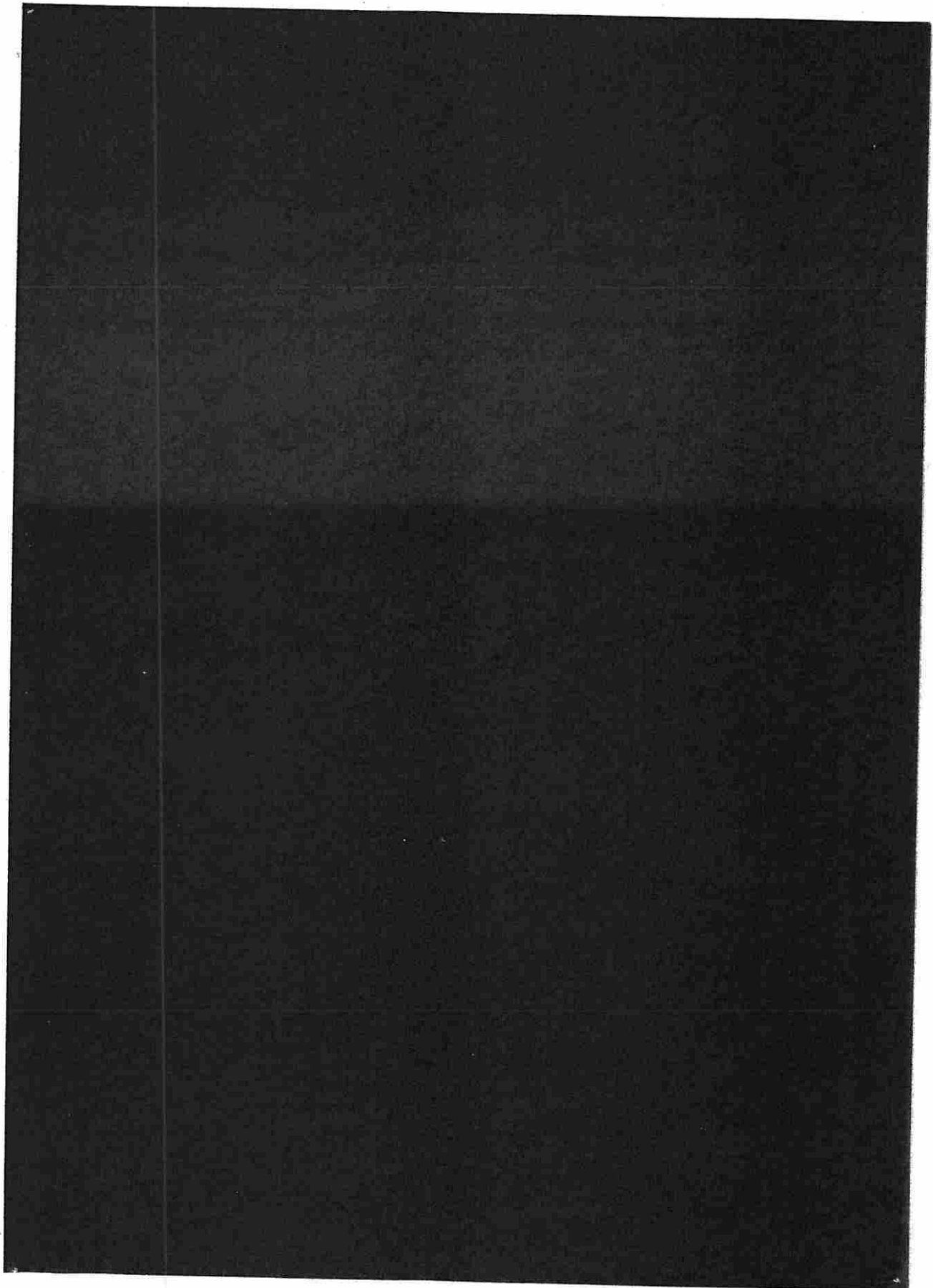
ありがとうございます。

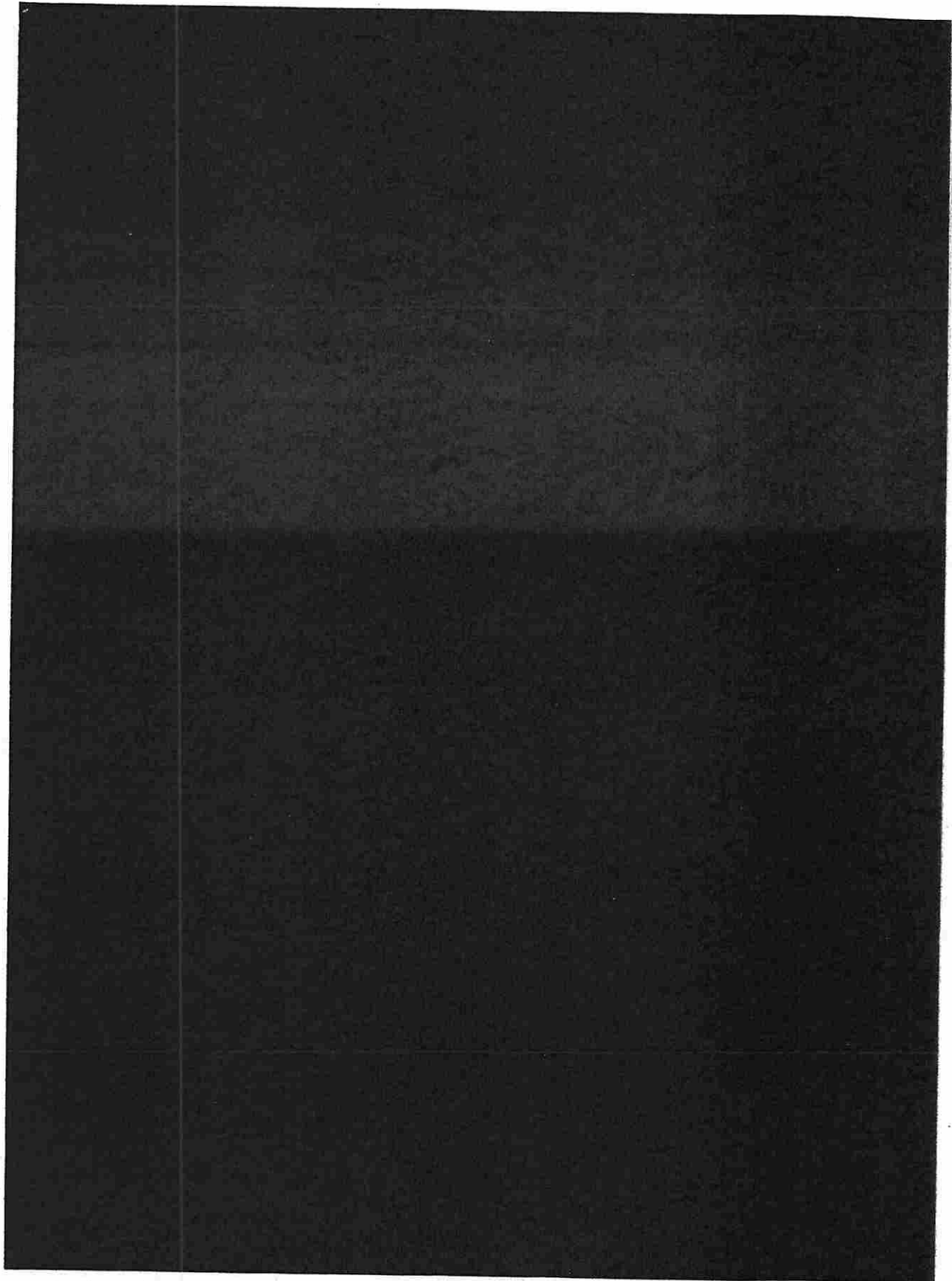
続きまして、愛知県弁護士会お願いいたします。

【愛知県弁護士会（萱垣）】

愛知県弁護士会の萱垣です。







以上です。

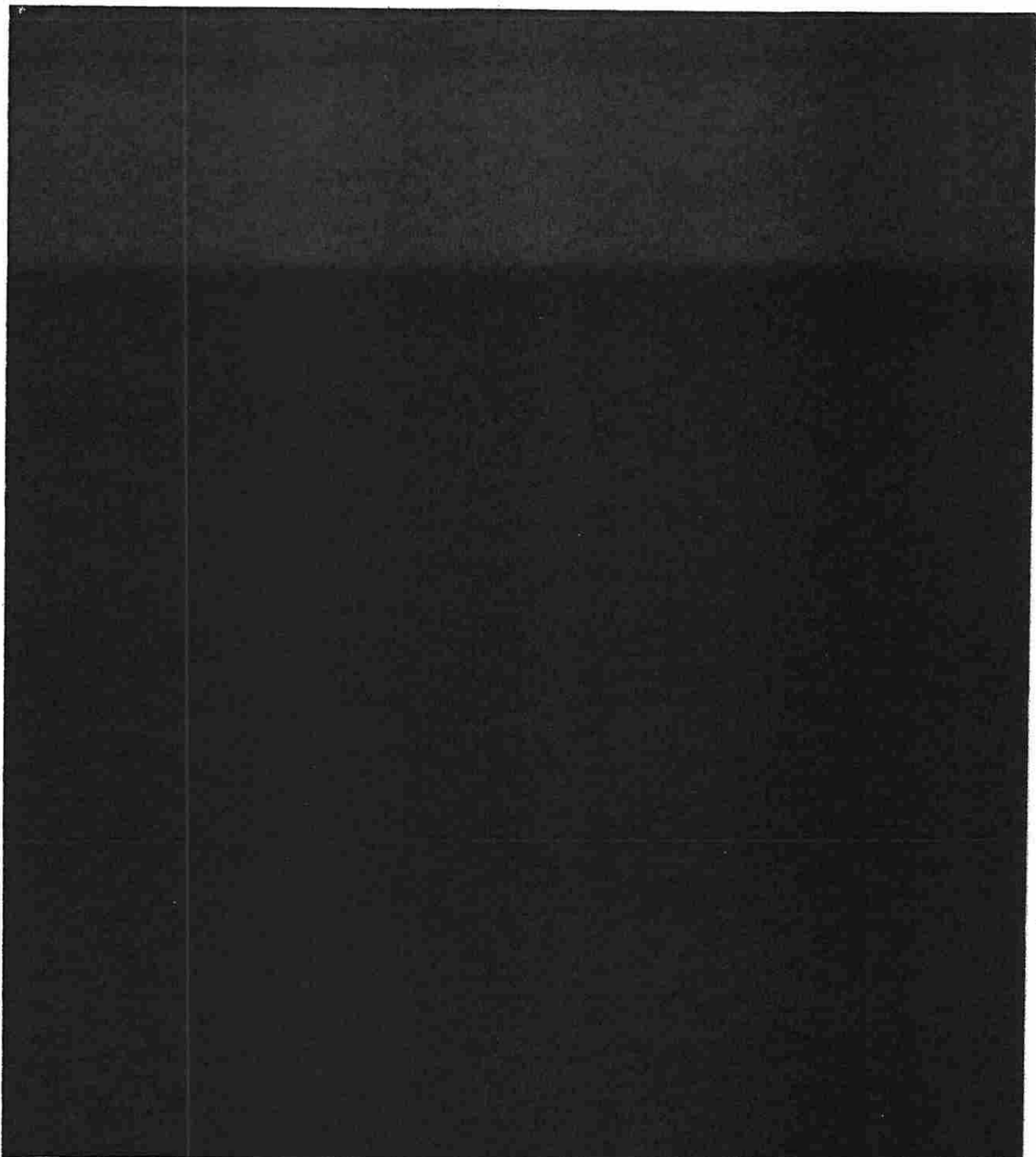
【民弁教官（天海）】

ありがとうございます。

岐阜県弁護士会お願いいたします。

【岐阜県弁護士会（竹中）】

岐阜県弁護士会の竹中です。修習委員の幹事を務めております。





以上です。

【民弁教官（天海）】

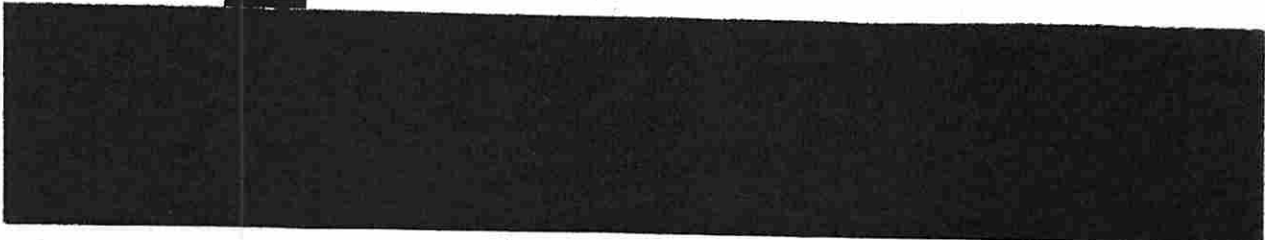
ありがとうございます。

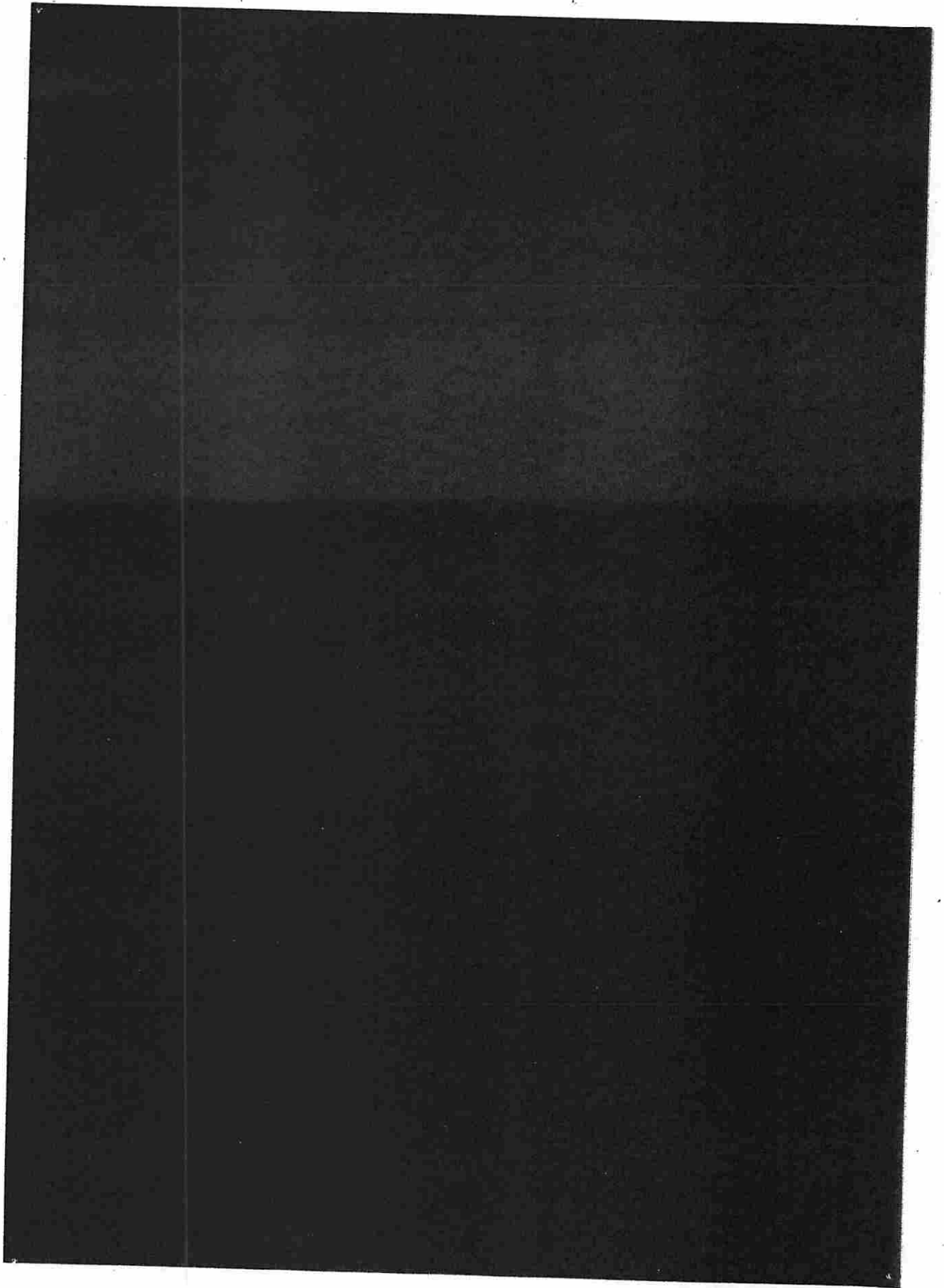
金沢弁護士会お願いします。

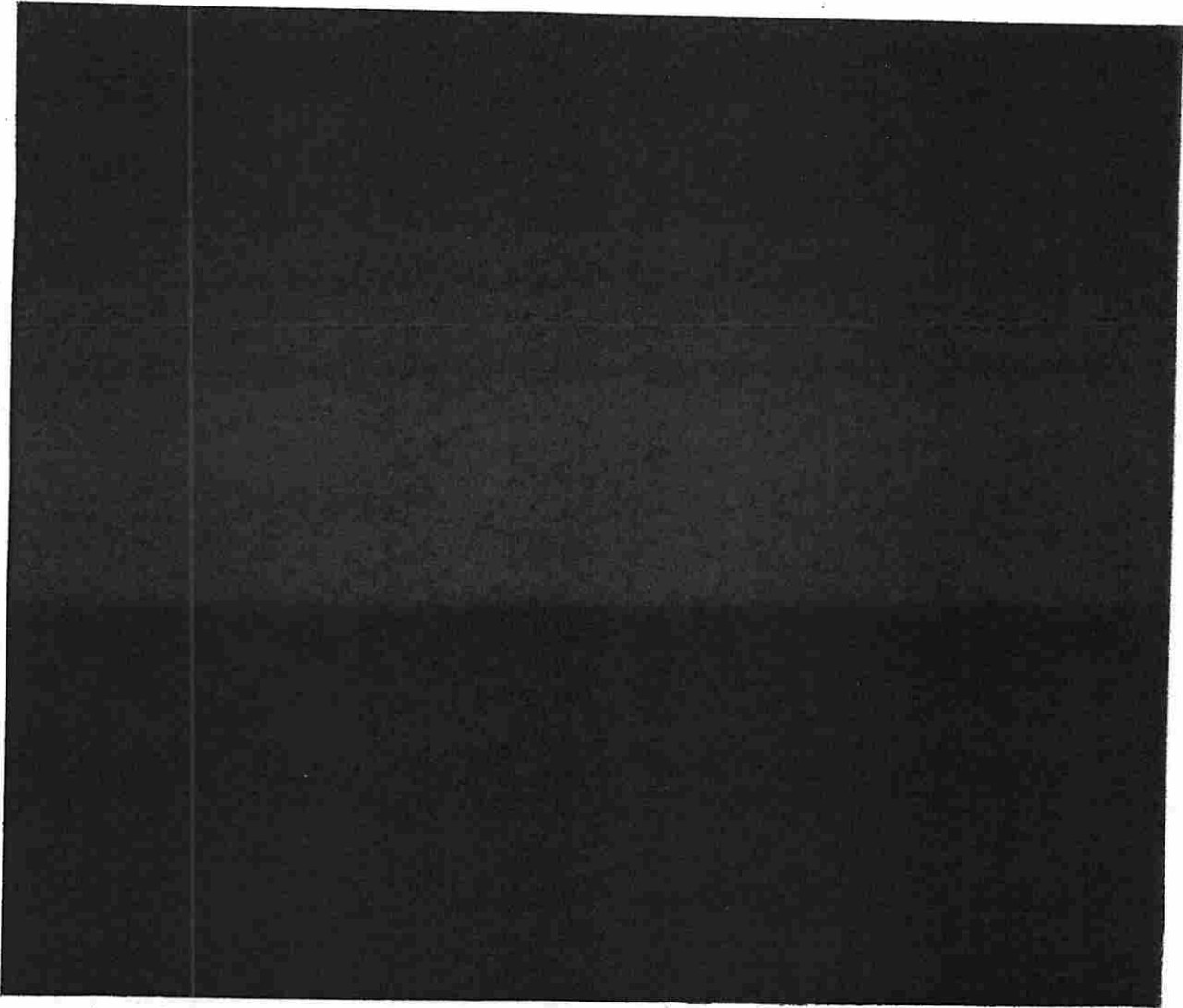
【金沢弁護士会（西）】

金沢弁護士会の西でございます。

今日の参加者の中では、一番古い修習をやった者ではないかなと
思います。 ■■■ 期でございます。







以上です。

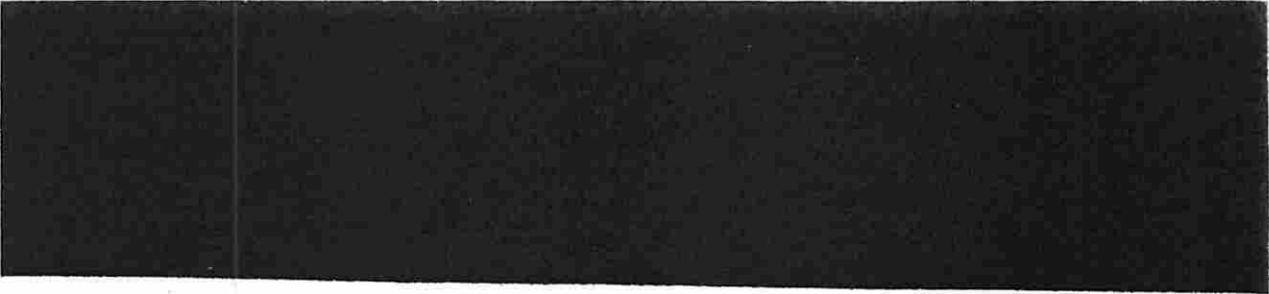
【民弁教官（天海）】

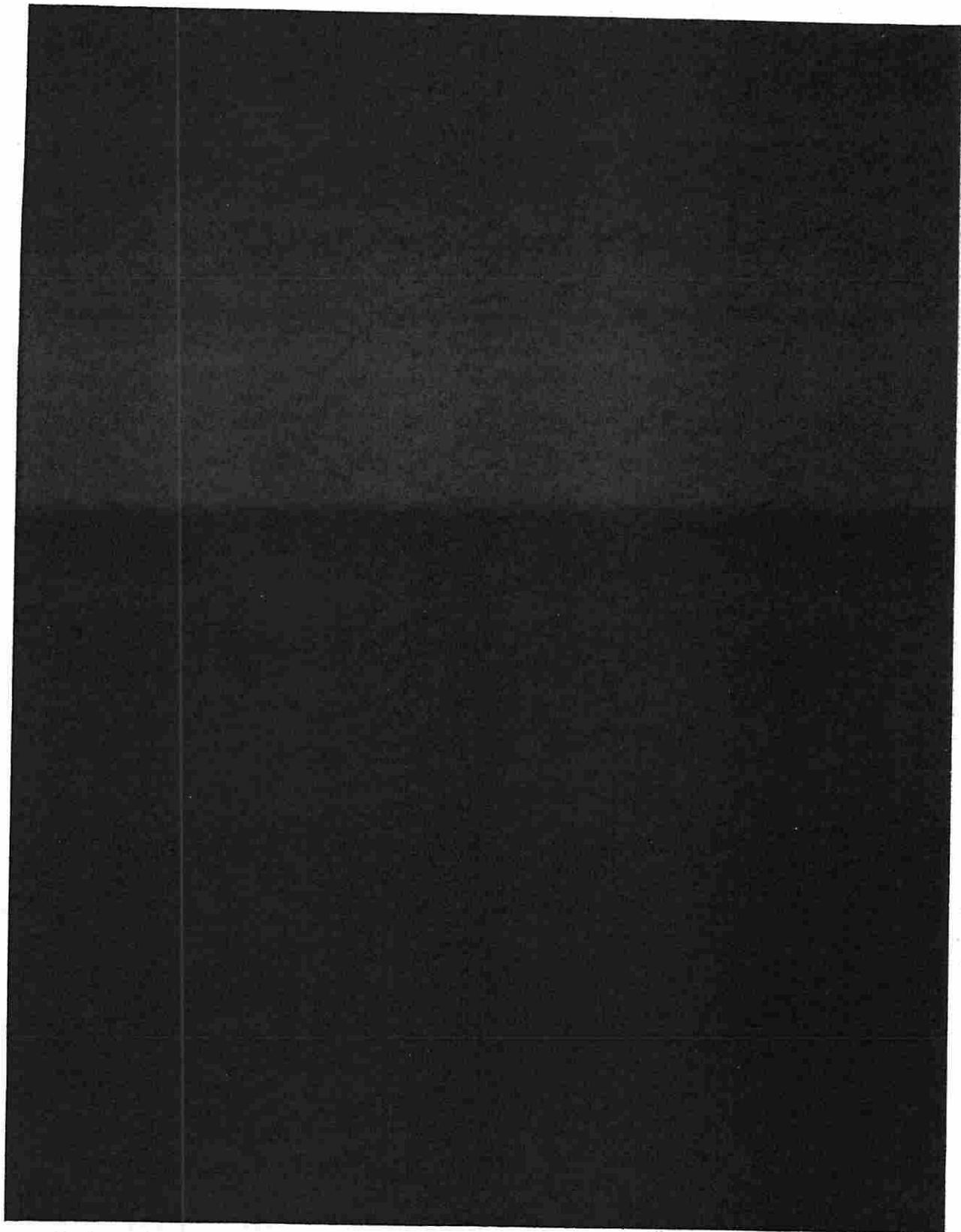
ありがとうございます。

続きまして、富山県弁護士会お願いいたします。

【富山県弁護士会（大浦）】

富山県弁護士会の大浦です。司法修習委員会の幹事をしています。





以上です。

【民弁教官（天海）】

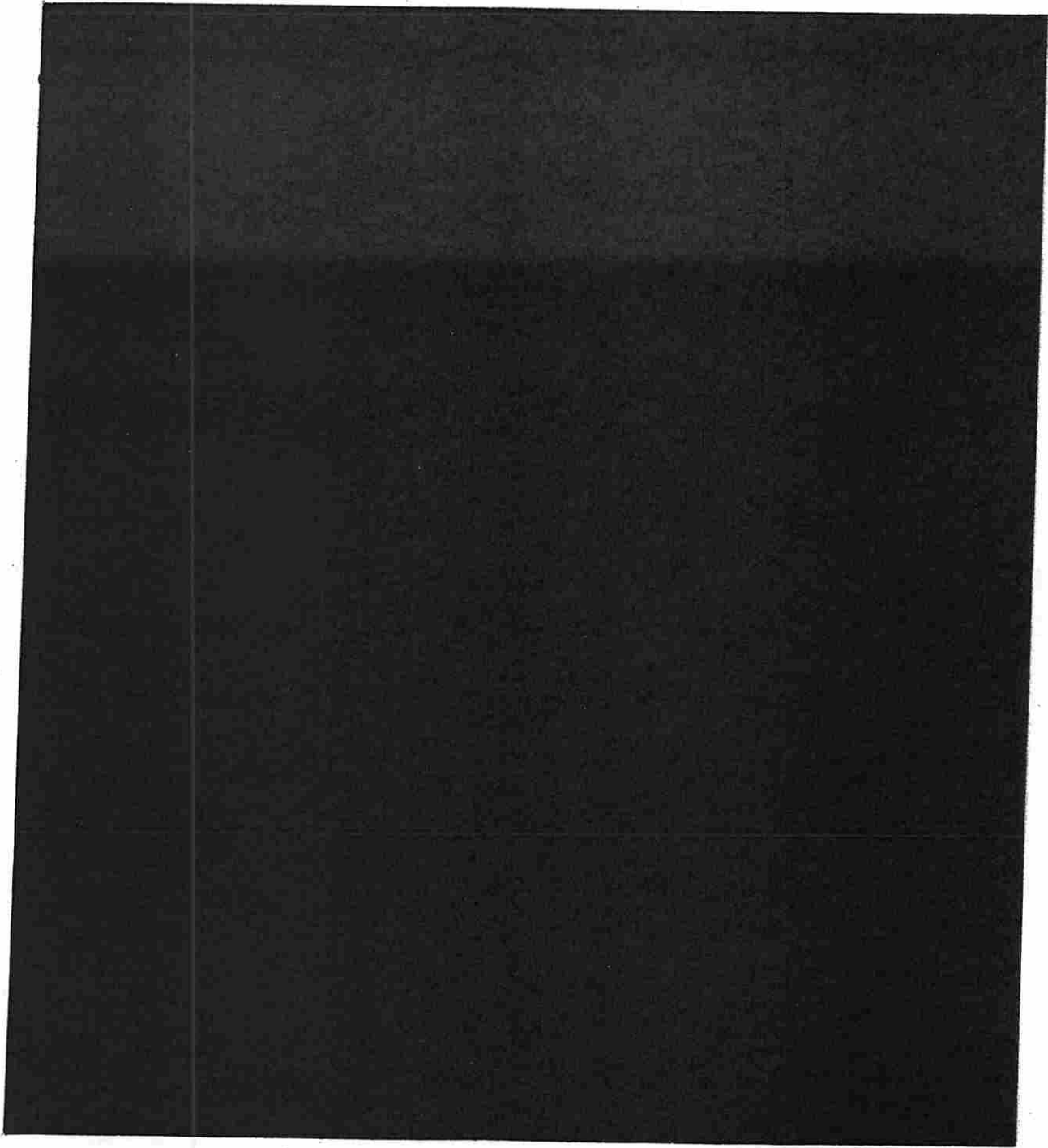
ありがとうございました。

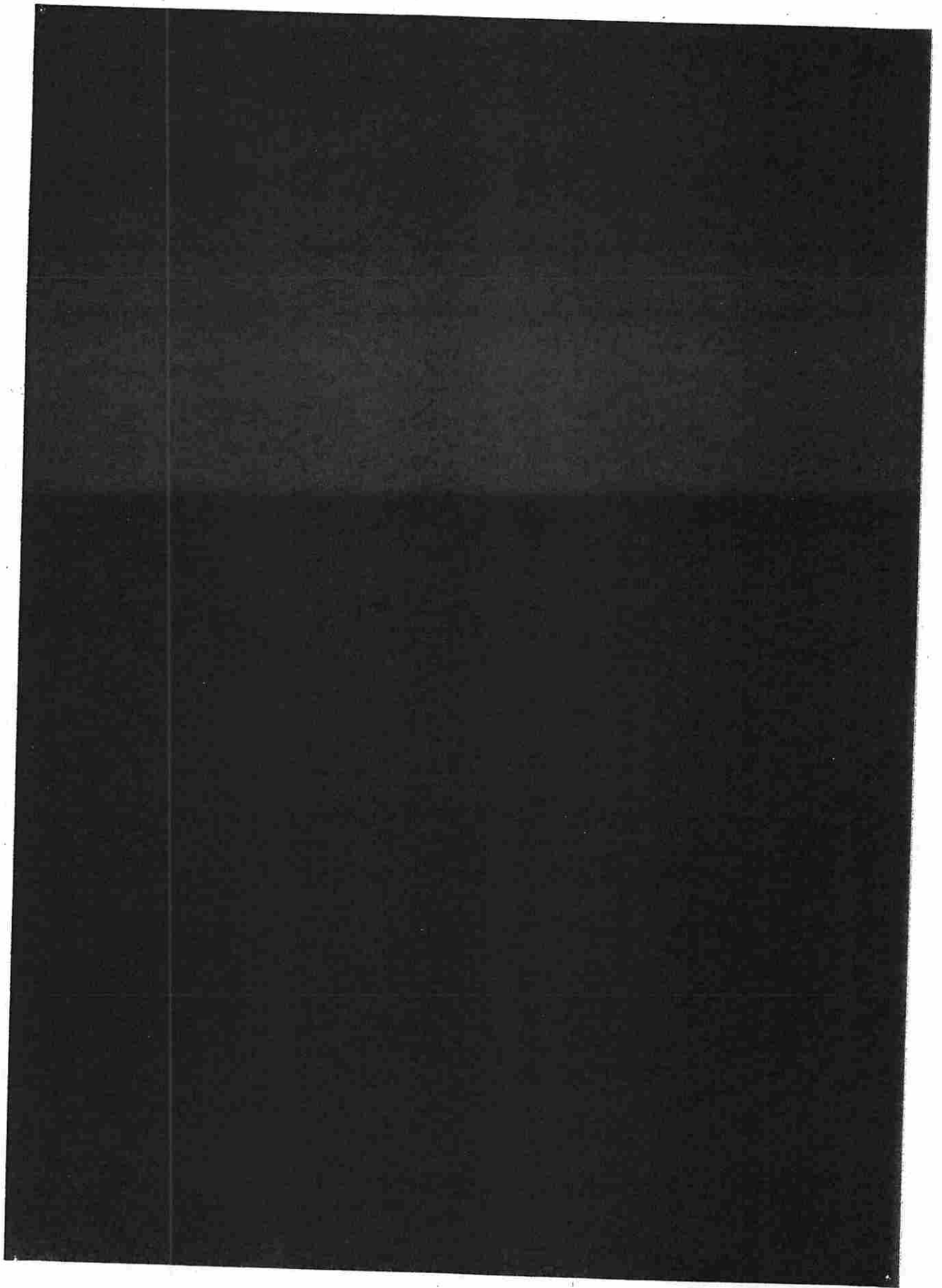
仙台弁護士会お願いいたします。

【仙台弁護士会（官澤）】

仙台弁護士会の官澤です。

仙台弁護士会では司法修習委員会の副委員長をやっております。





以上です。

【民弁教官（天海）】

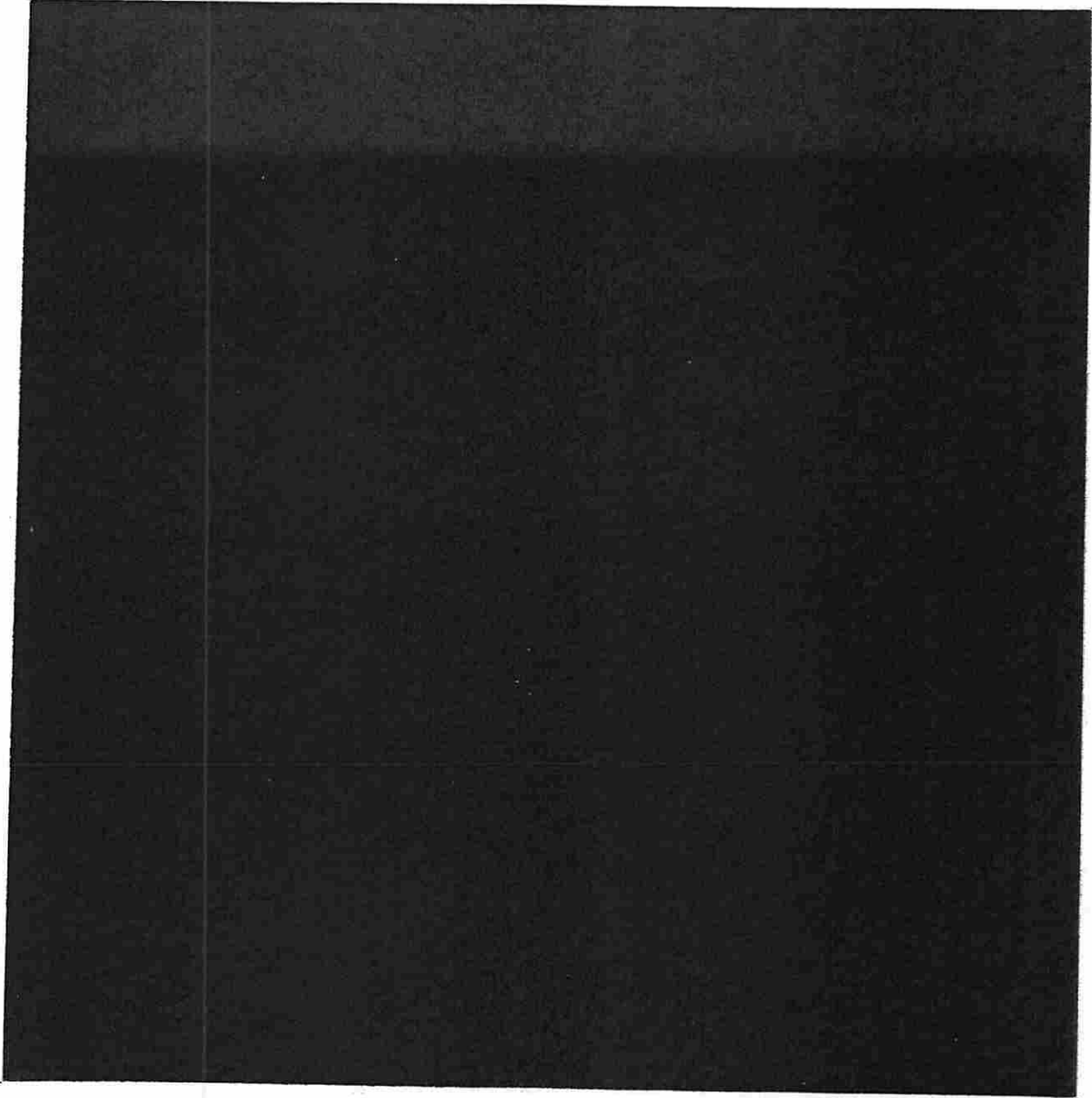
ありがとうございます。

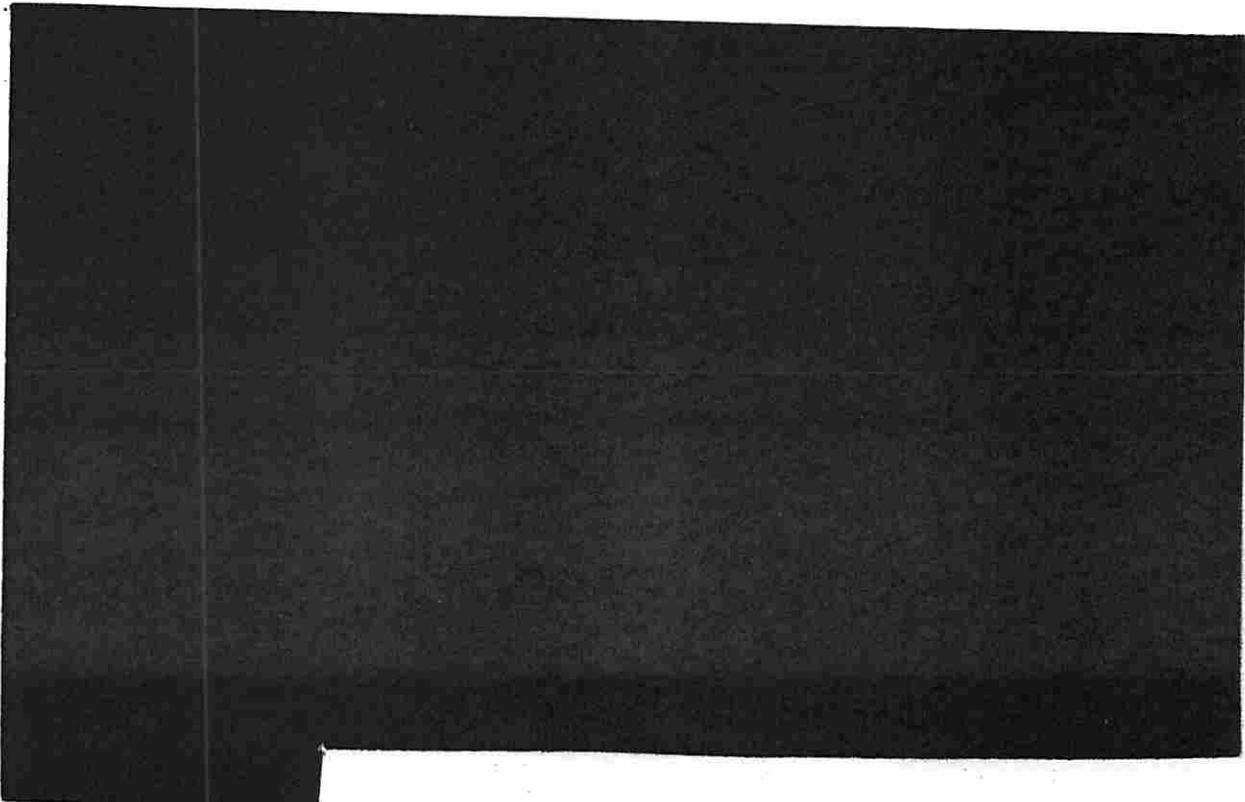
福島県弁護士会お願いいたします。

【福島県弁護士会（荒木）】

福島の荒木と申します。

今回初めて修習委員長を務めております。





以上でございます。

【民弁教官（天海）】

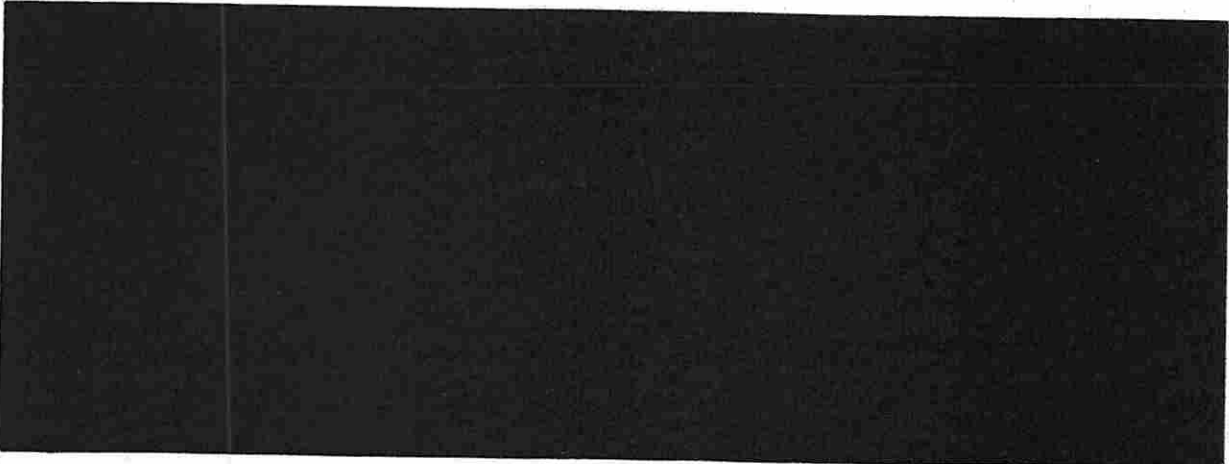
ありがとうございます。

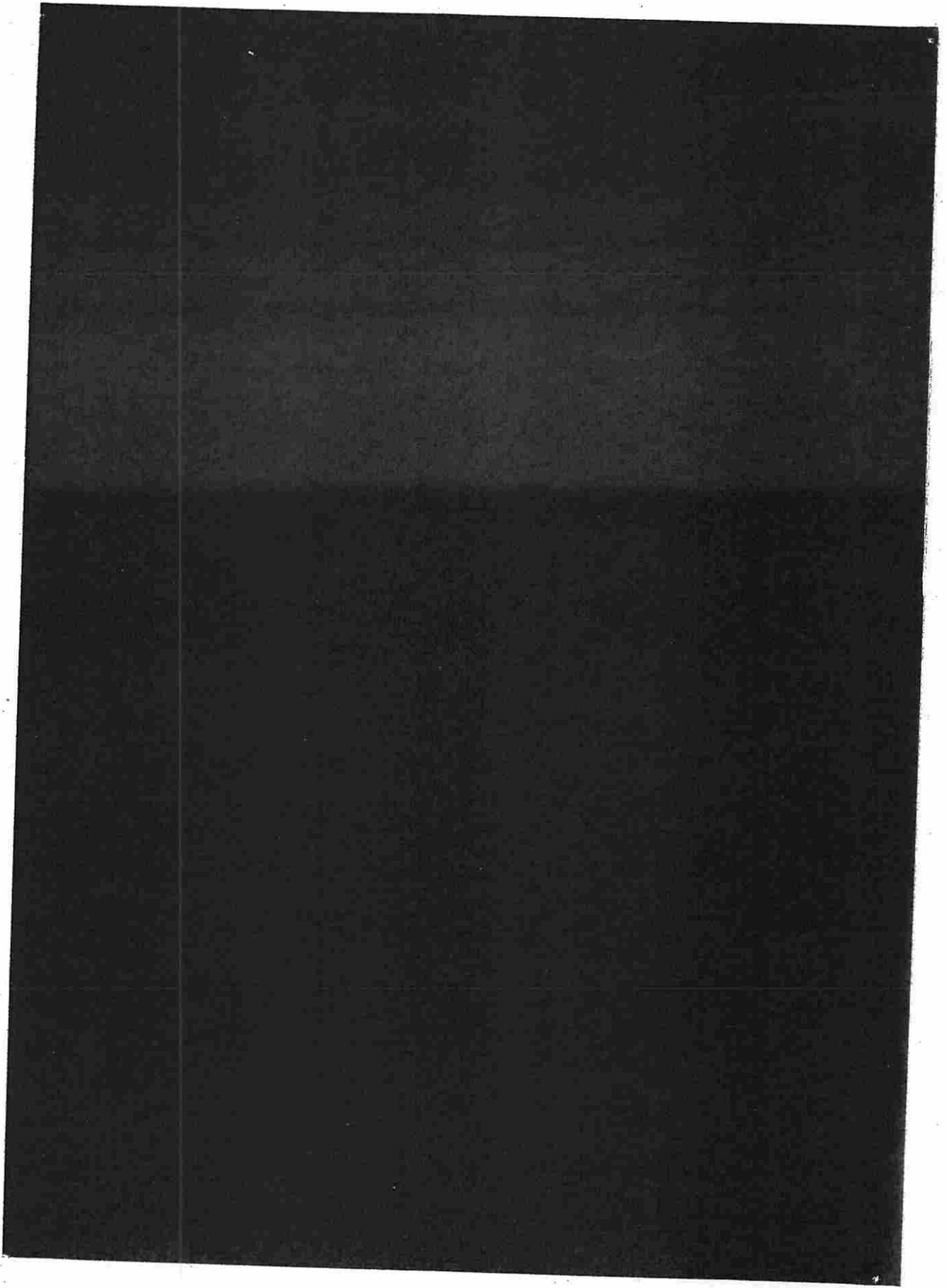
山形県弁護士会お願いいたします。

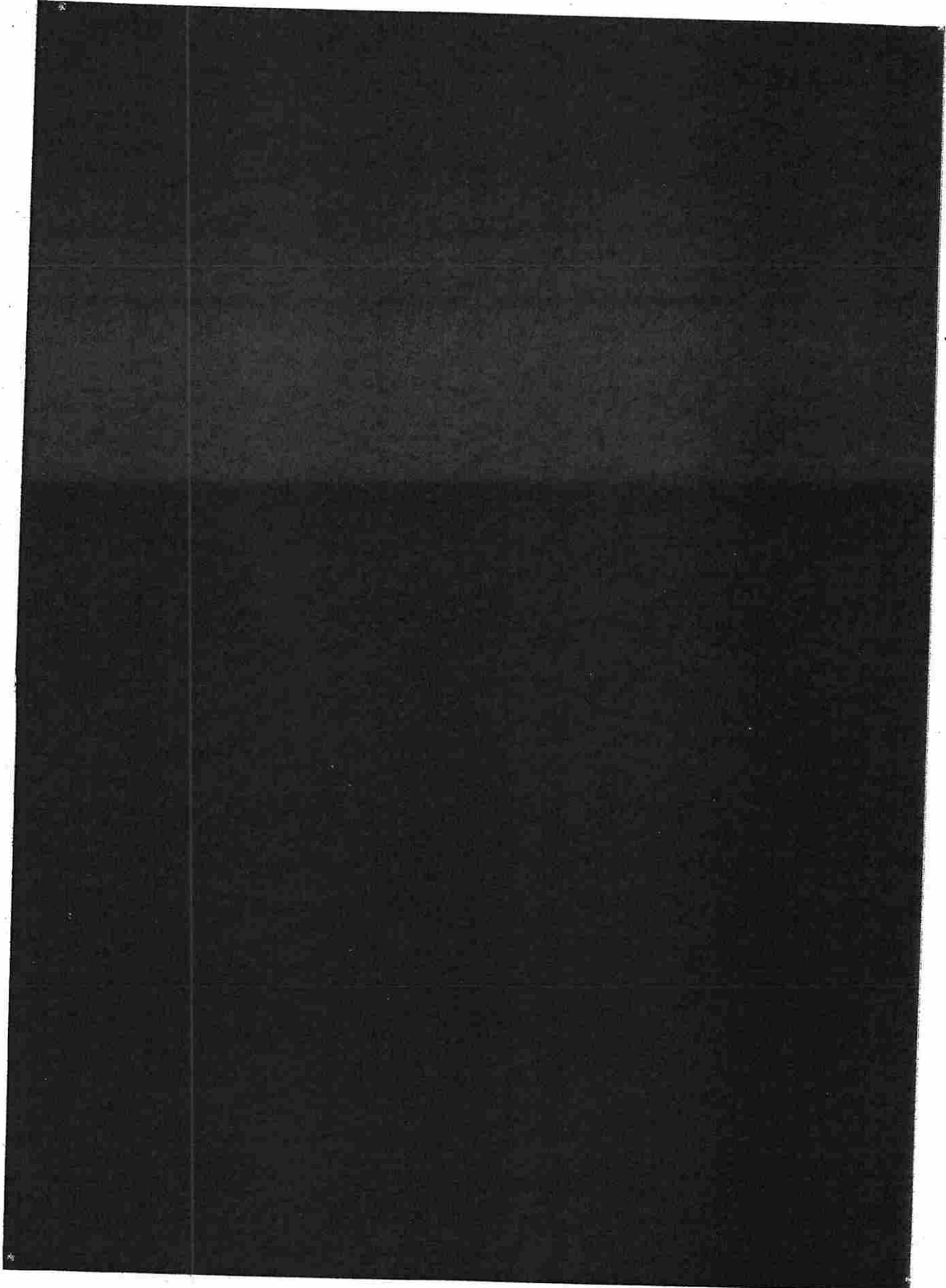
【山形県弁護士会（田中）】

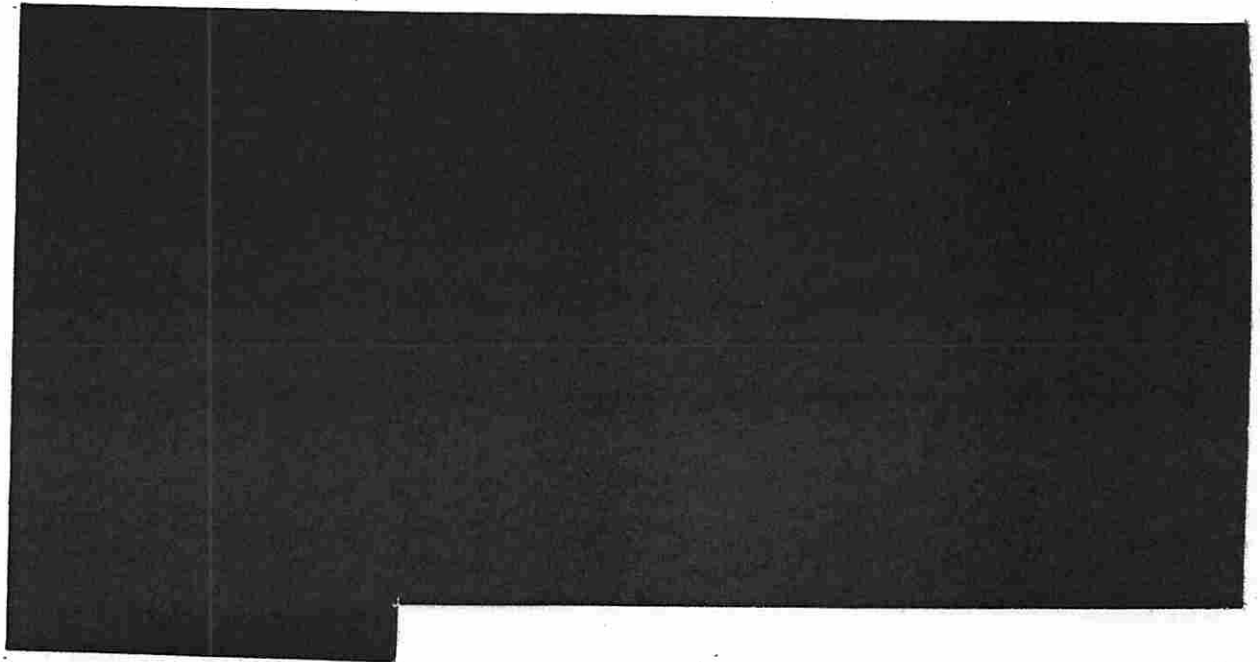
山形県弁護士会の弁護士の田中と申します。

司法修習委員会の副委員長をしております。









以上です。

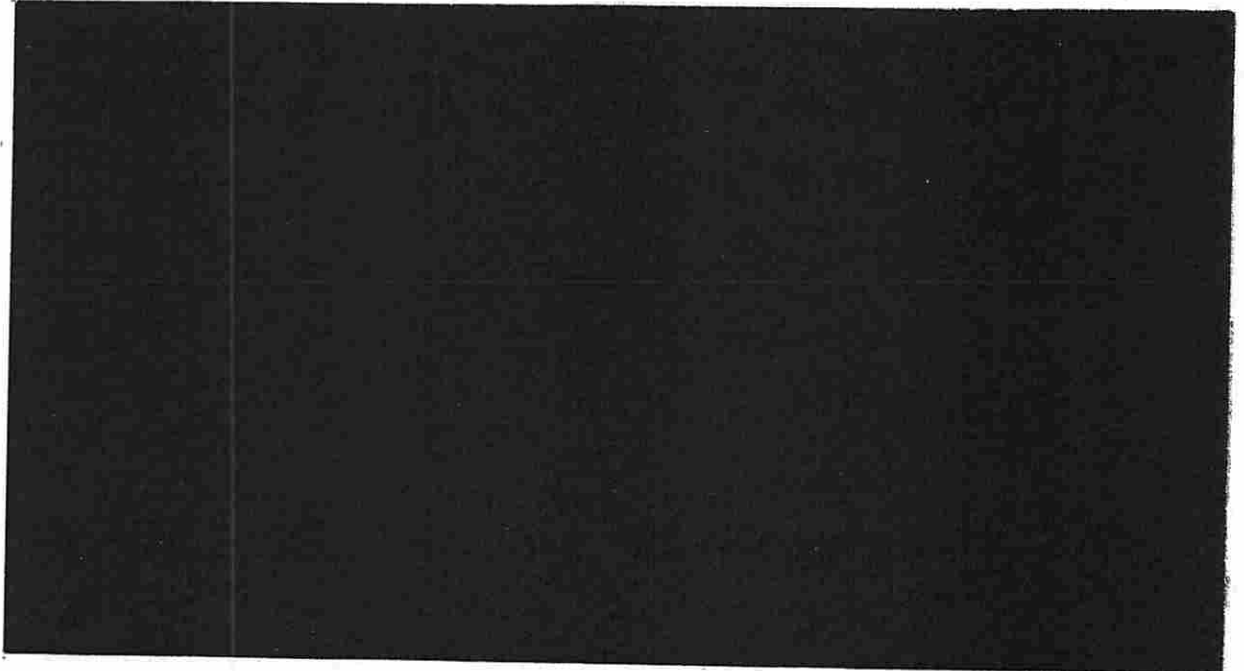
【民弁教官（天海）】

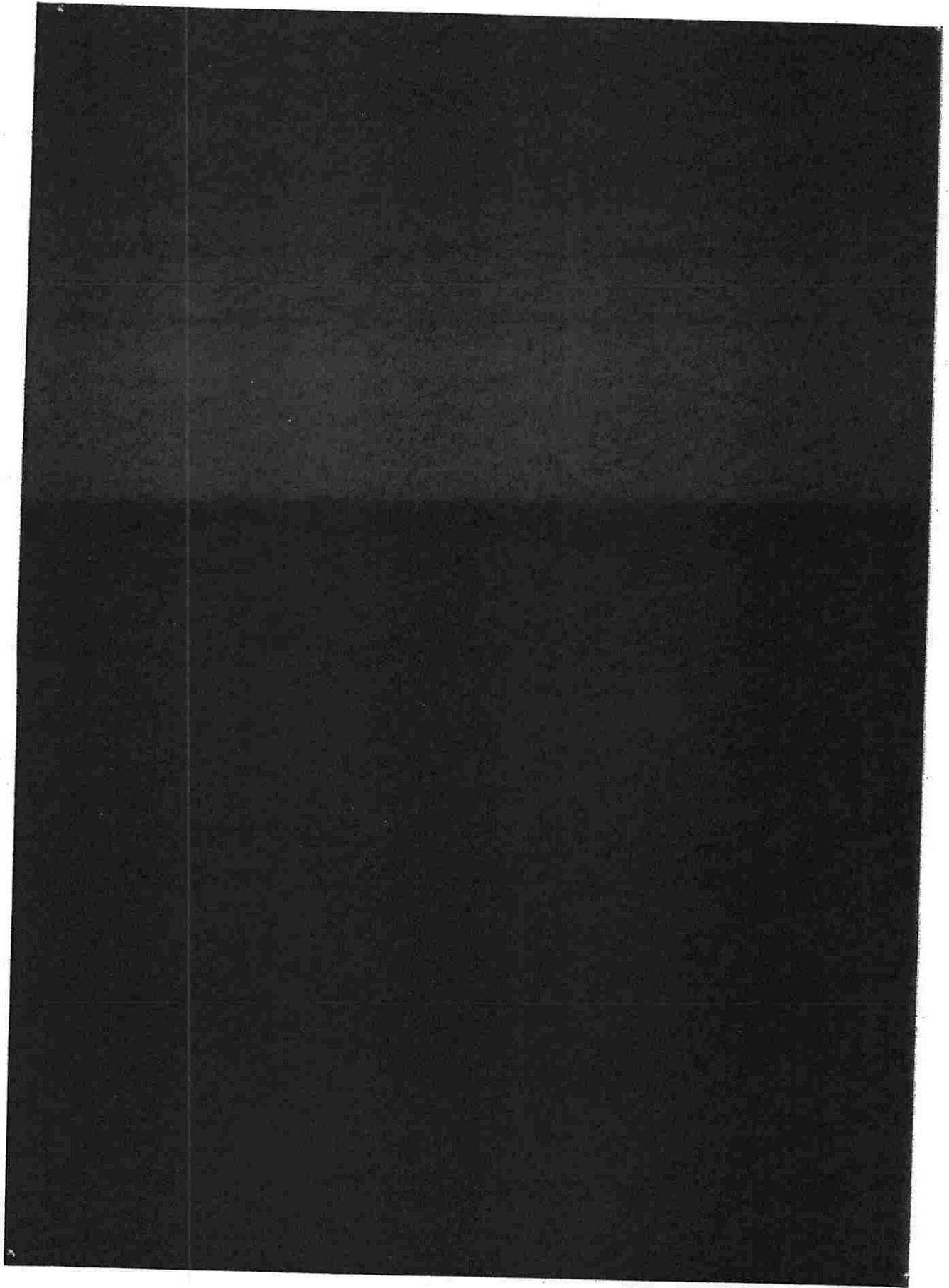
ありがとうございます。

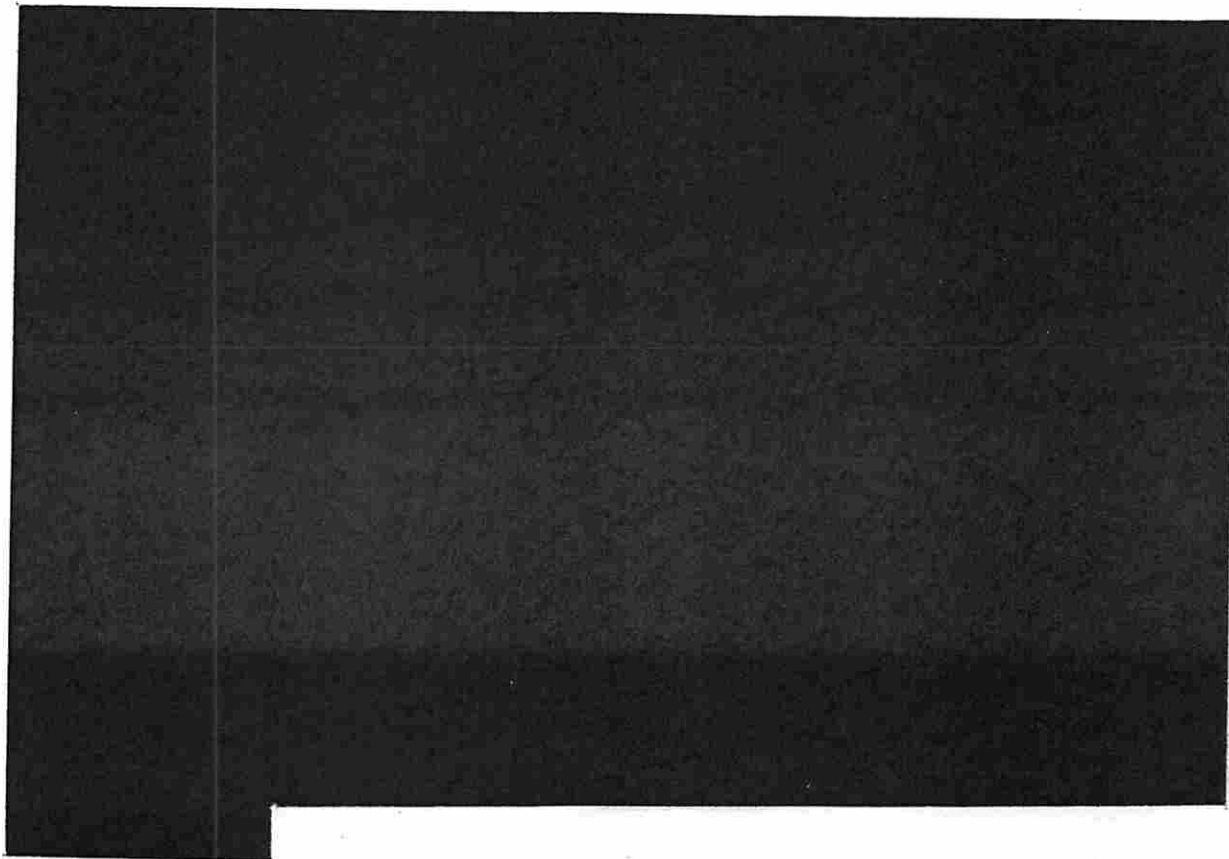
岩手弁護士会お願いいたします。

【岩手弁護士会（石川）】

岩手の石川です。修習委員長をしております。







以上です。

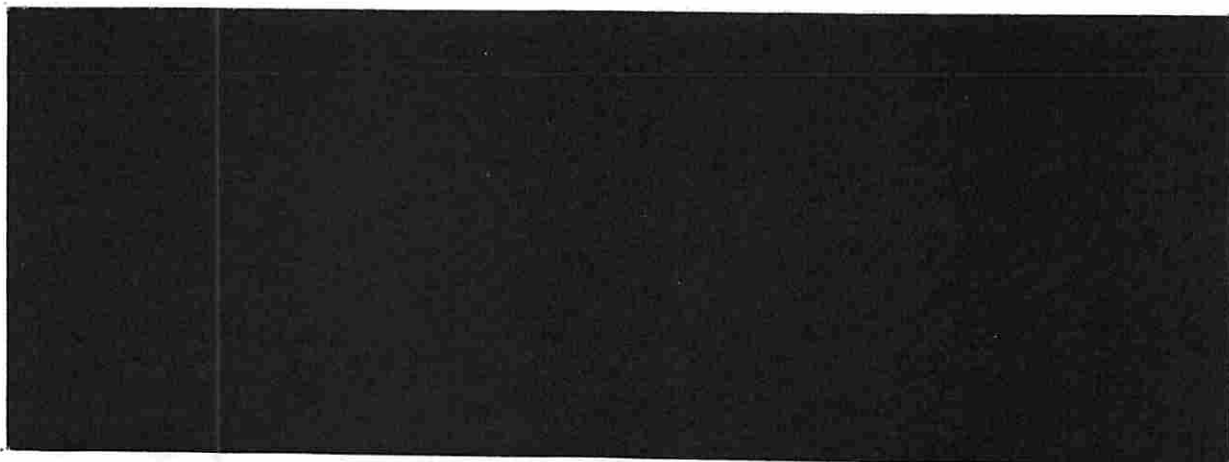
【民弁教官（天海）】

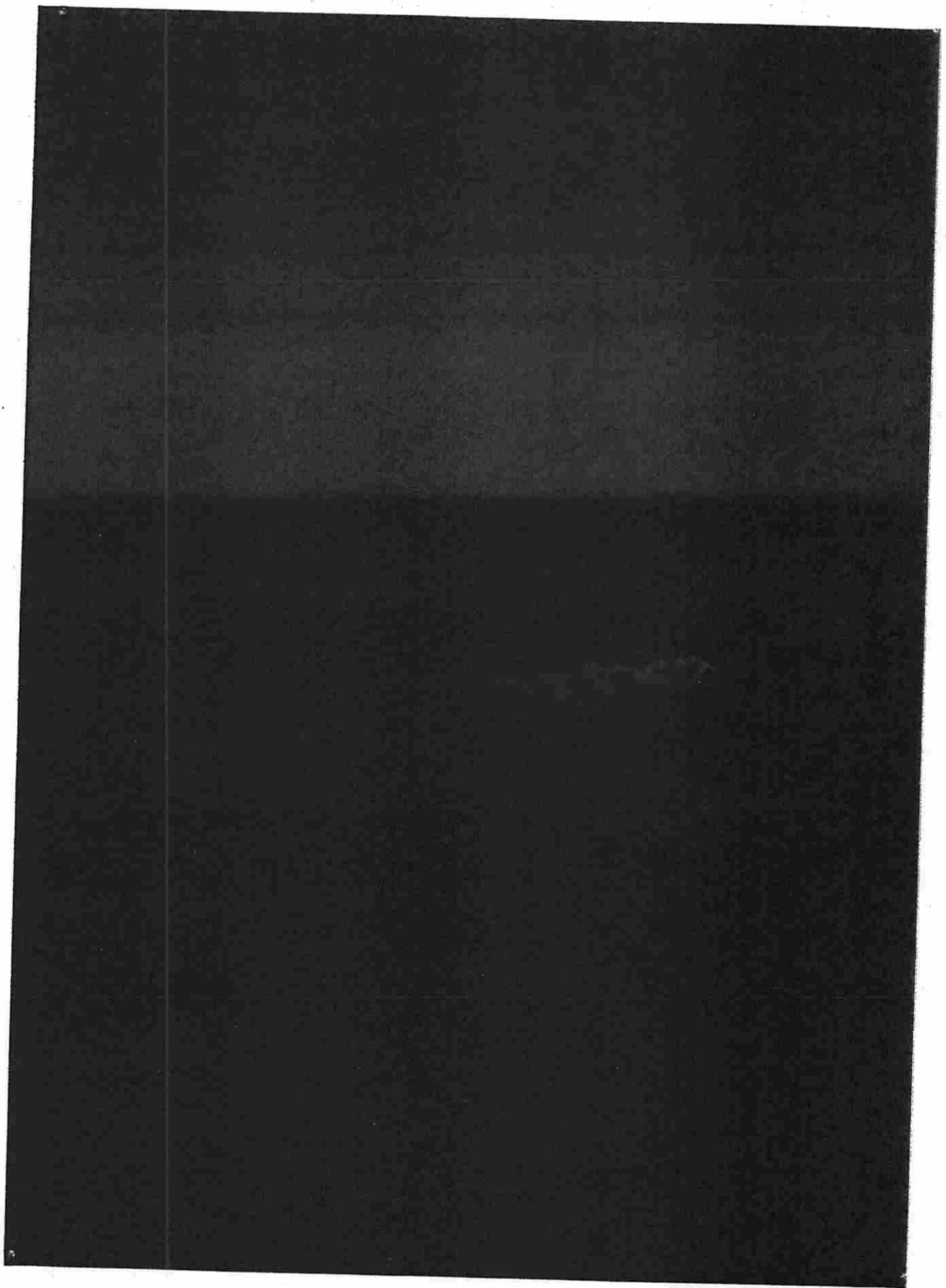
ありがとうございます。


秋田弁護士会お願いいたします。

【秋田弁護士会（三浦）】

秋田弁護士会の三浦といいます。







以上です。

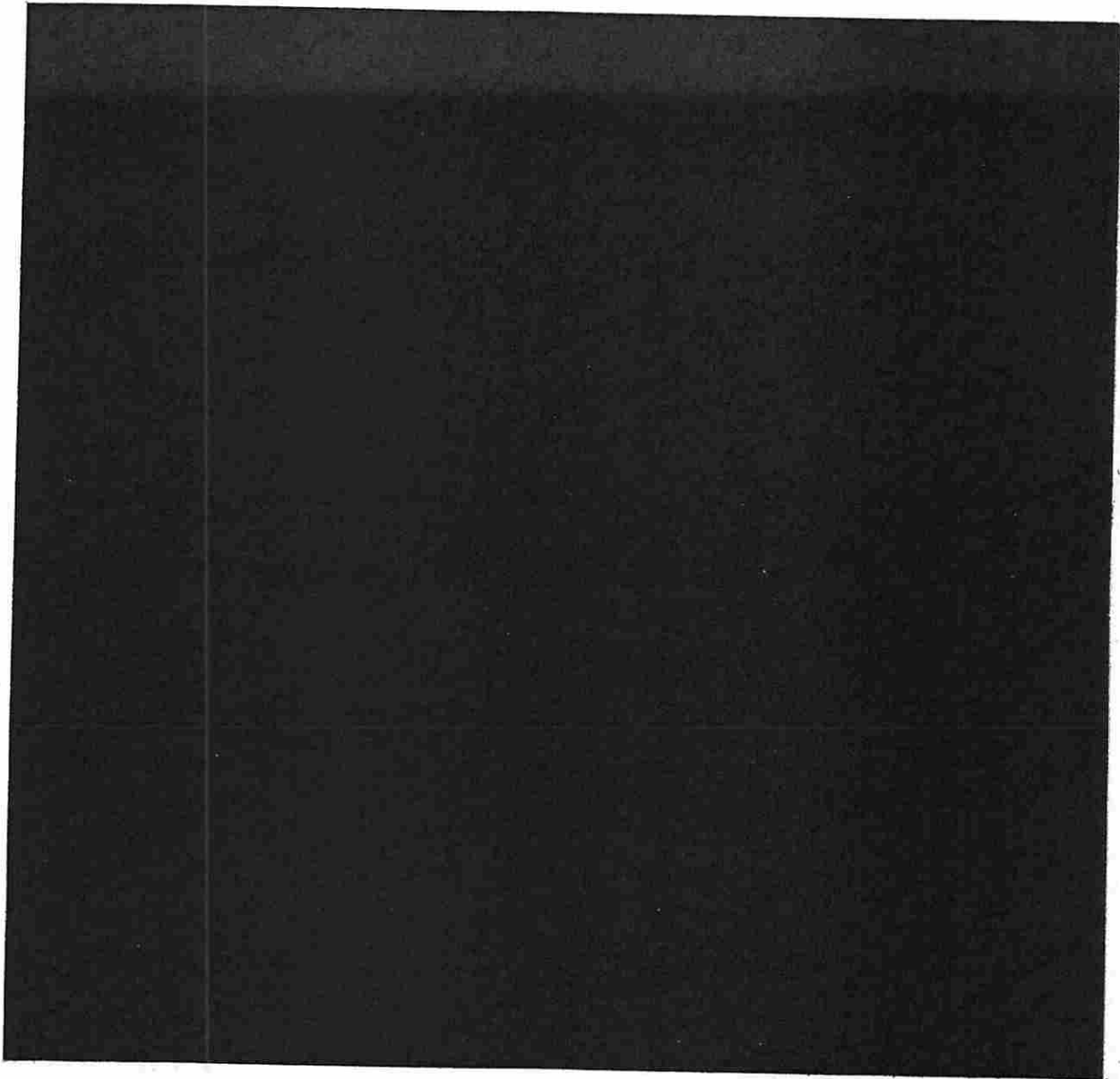
【民弁教官（天海）】

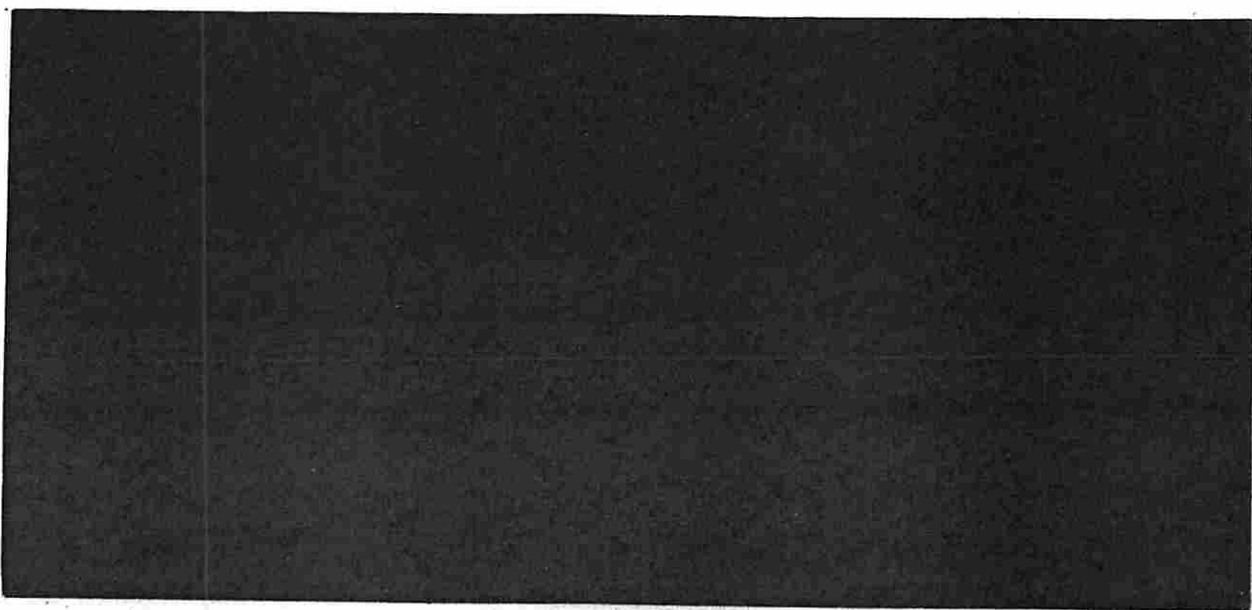
ありがとうございます。

青森県弁護士会お願いいたします。

【青森県弁護士会（石岡）】

青森の石岡です。





以上です。

【民弁教官（天海）】

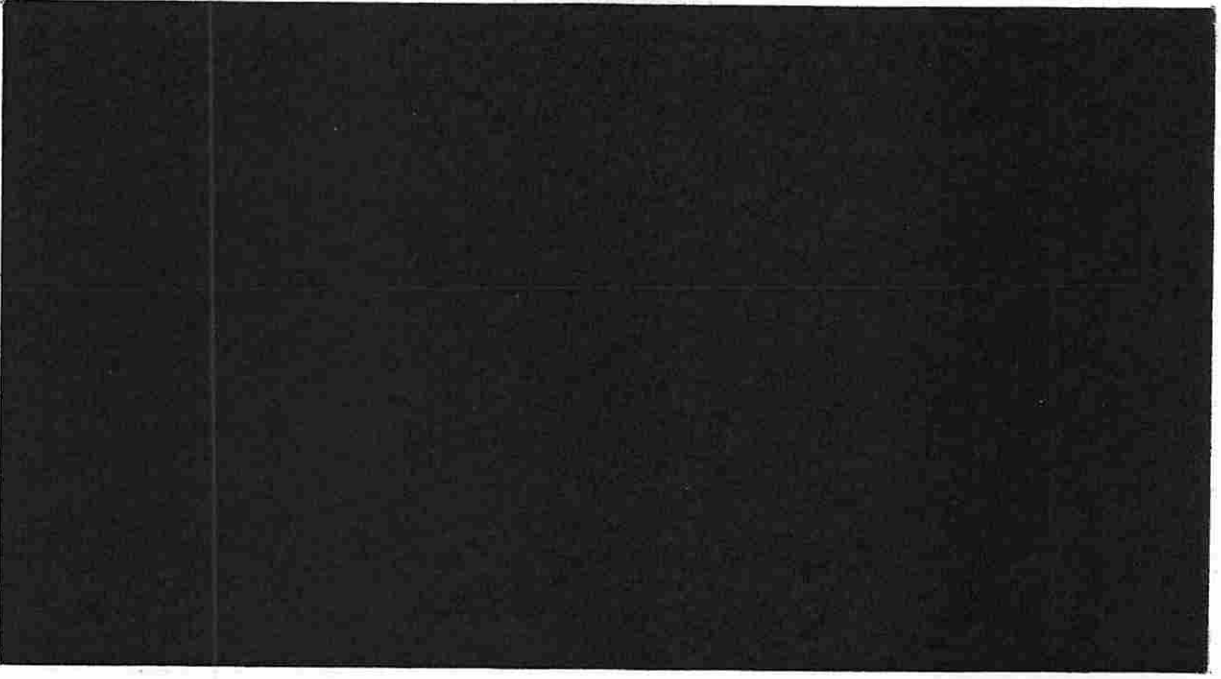
ありがとうございます。

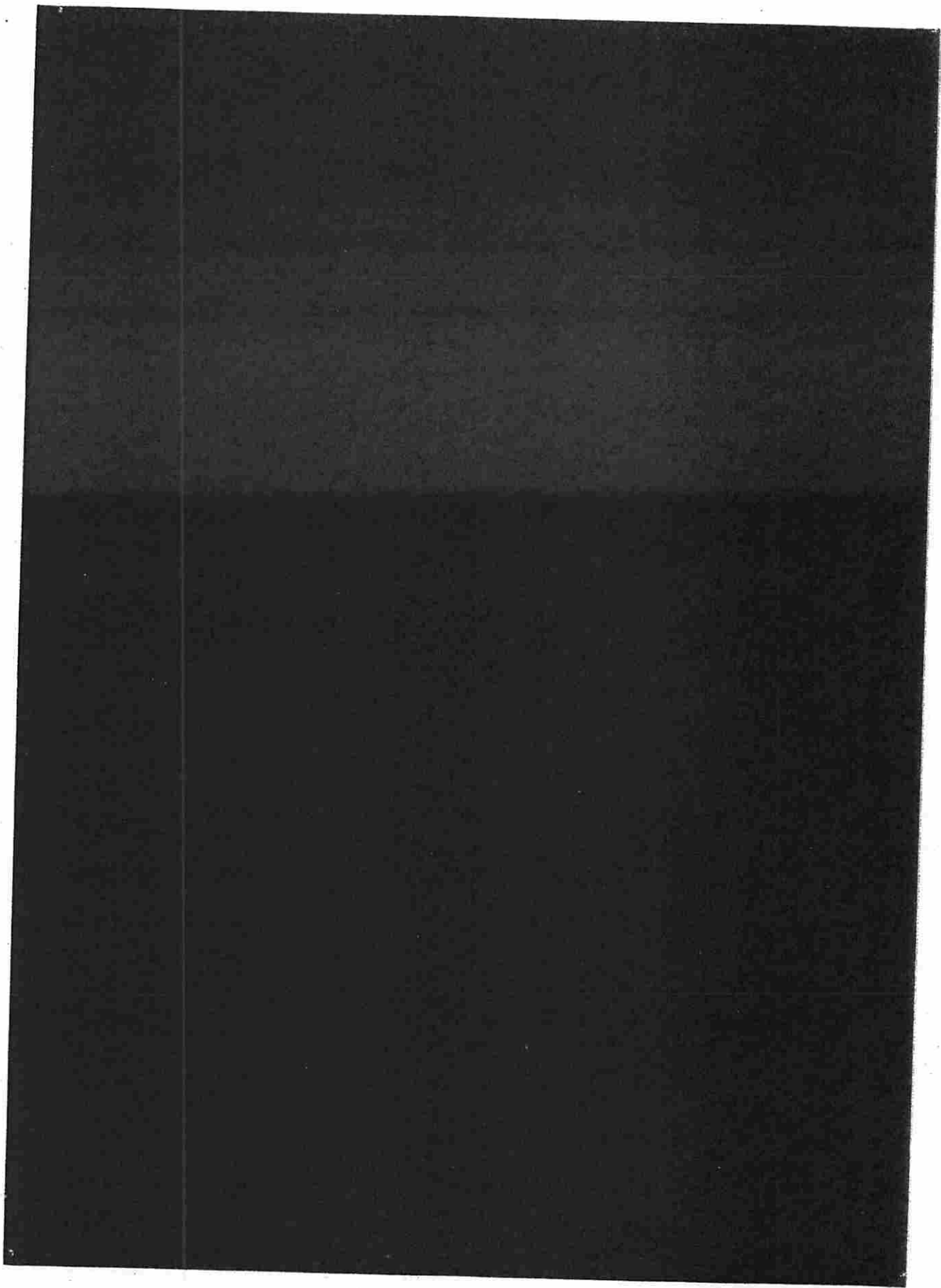
札幌弁護士会お願いいたします。

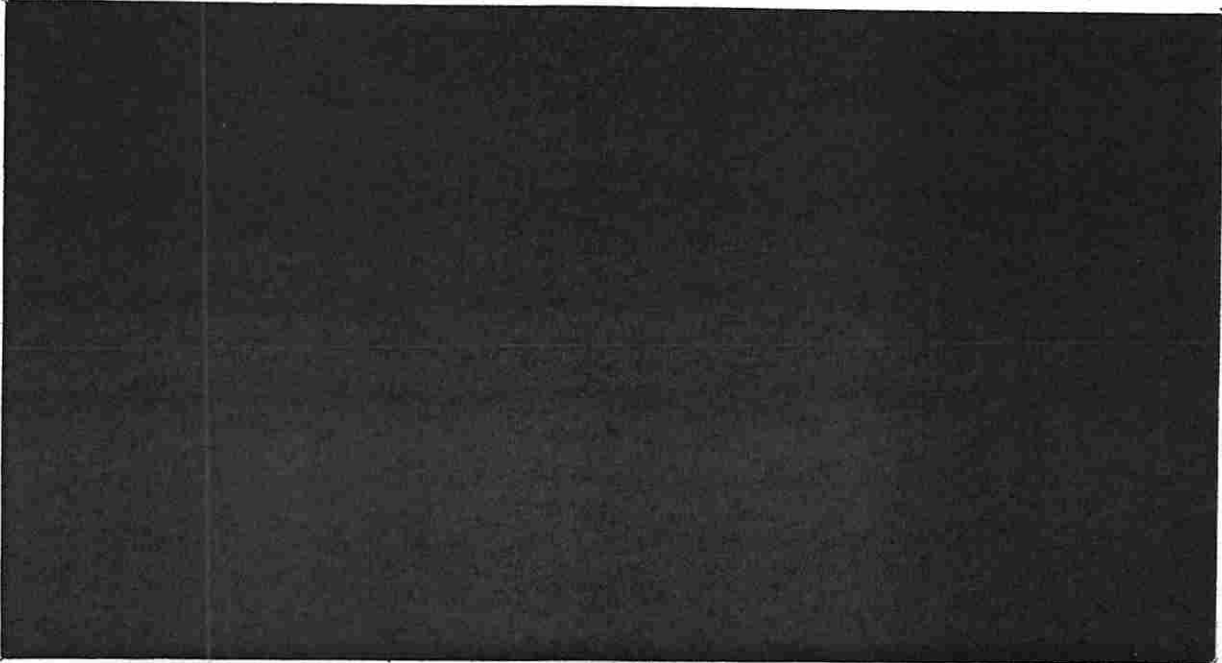
【札幌弁護士会（舩田）】

札幌弁護士会の修習委員長の舩田です。

私は今年の4月から委員長になったばかりです。







札幌の状況は、以上です。

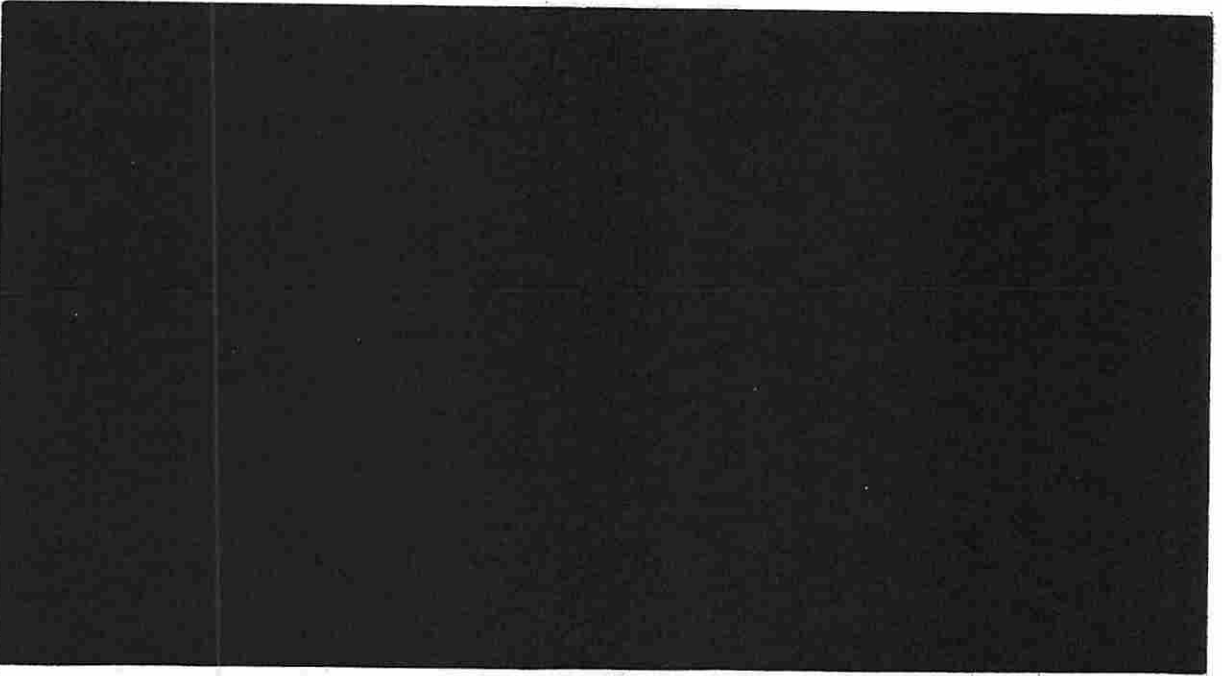
【民弁教官（天海）】

ありがとうございます。

続いて、函館弁護士会お願いいたします。

【函館弁護士会（井口）】

函館の井口と申します。





以上です。

【民弁教官（天海）】

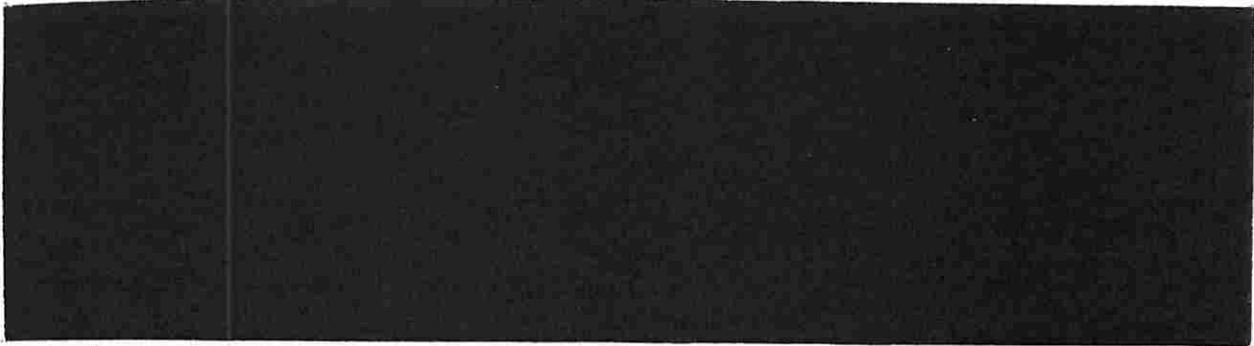
ありがとうございます。

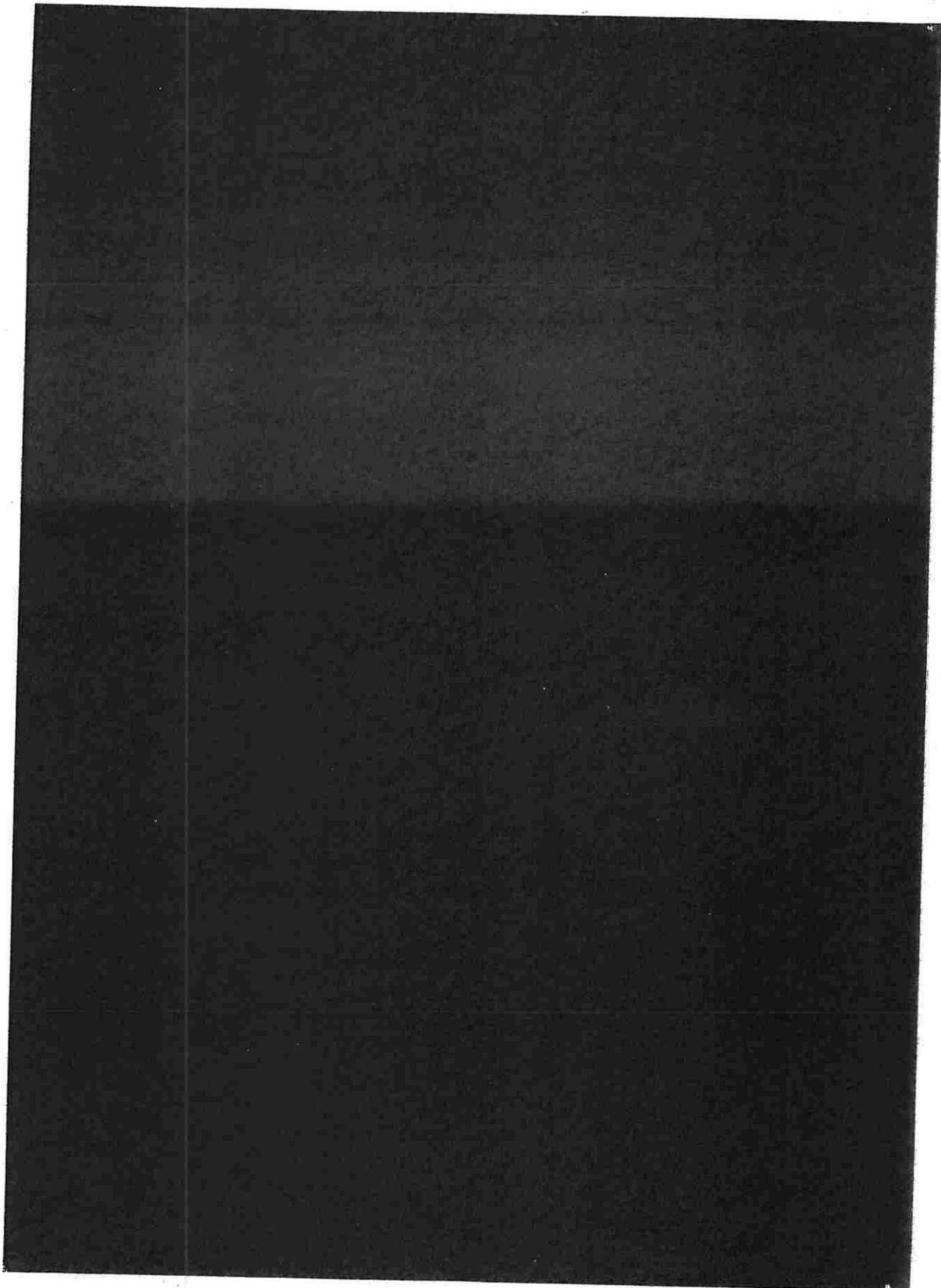
旭川弁護士会お願いいたします。

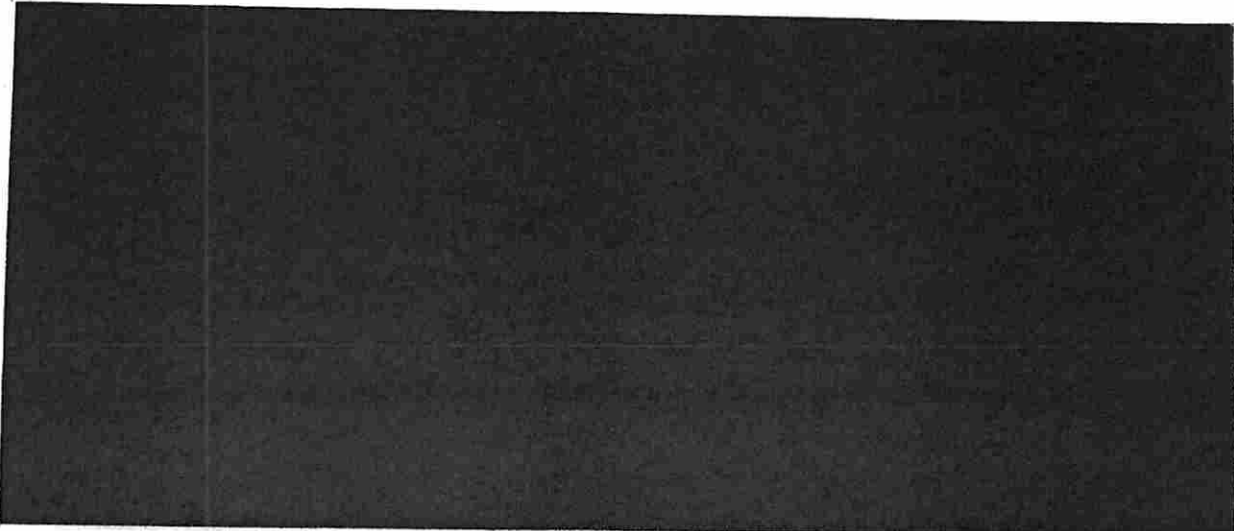
【旭川弁護士会（中村）】

旭川弁護士会の中村です。

指担協には、6年連続6回目の参加で、もう大体言うことは同じです。







以上です。

【民弁教官（天海）】

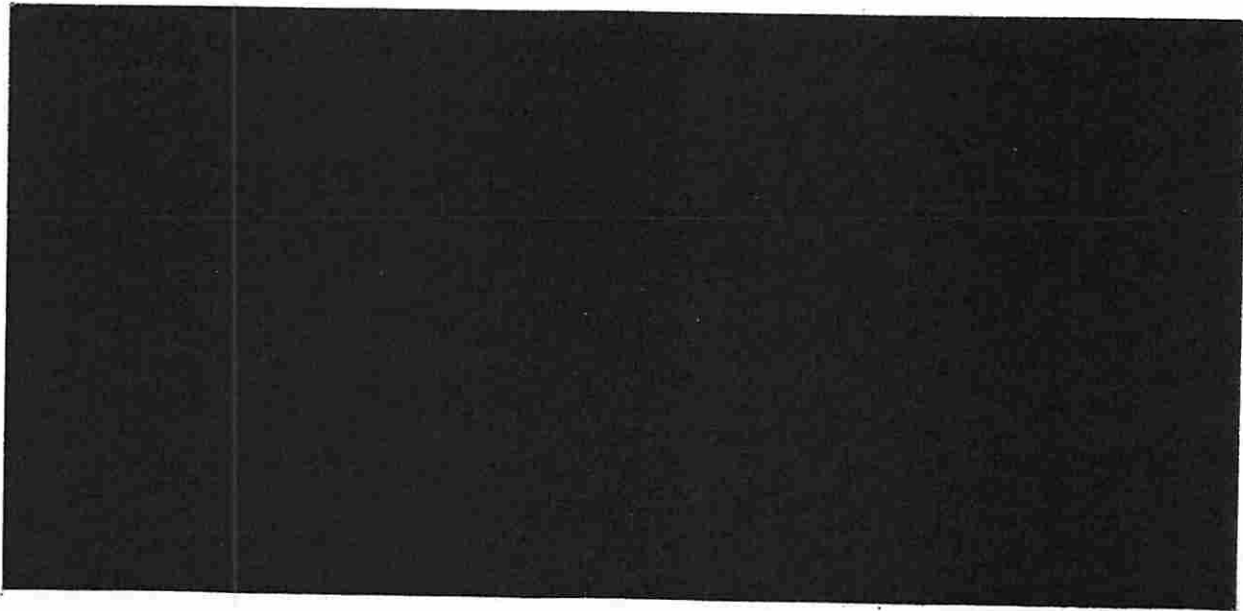
ありがとうございます。

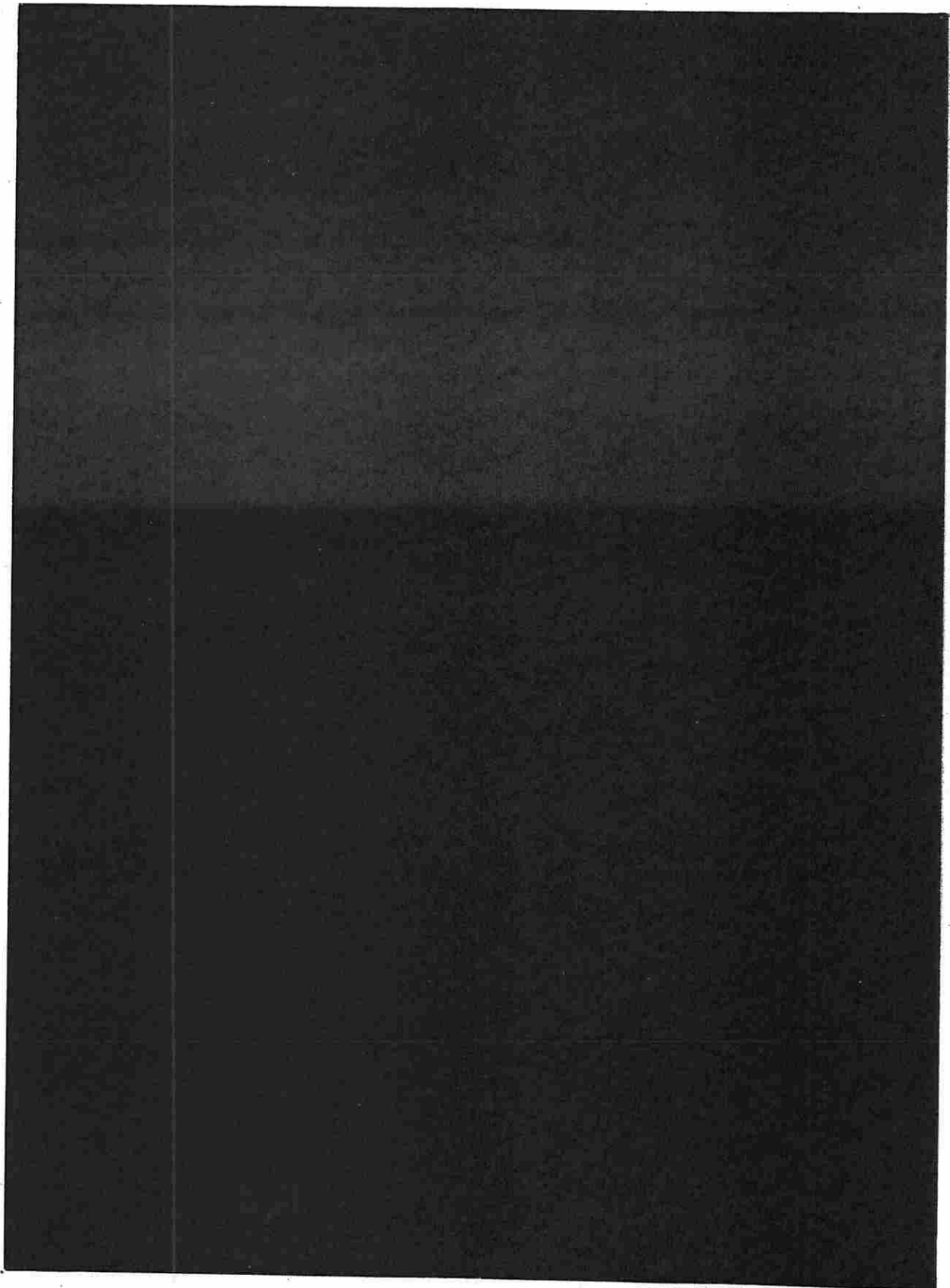
釧路弁護士会お願いいたします。

【釧路弁護士会（蓑島）】

釧路弁護士会の蓑島です。

私もこの修習の仕事をあてがわれて、もう抜けきれなくなって4年くらい連続で指担協に参加しております、また旭川の中村先生の横に並ぶ時期が来たなと思っております。





以上です。

【民弁教官（天海）】

ありがとうございます。

長時間にわたりありがとうございます。

先生方の各単位弁護士会における修習指導の御苦勞をお聞きいたしまして、様々な工夫をして修習生の御指導に当たっていただいているということで、大変ありがたいなと考えております。

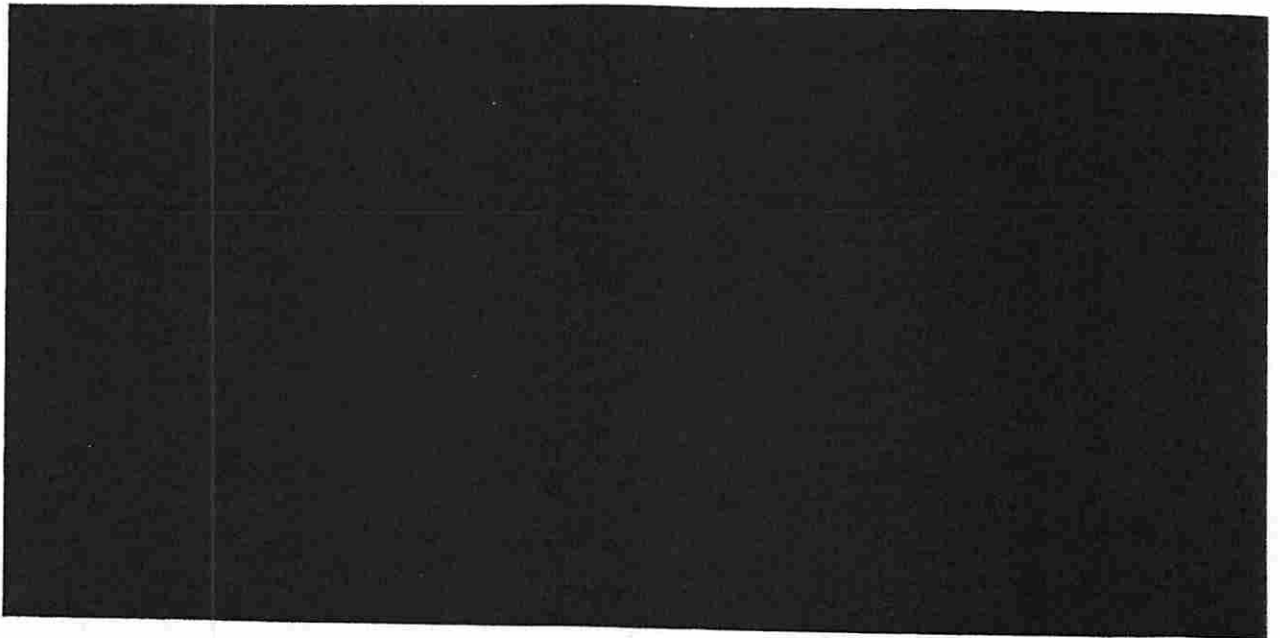
弁護教官室としましては、冒頭で所長も話しておりましたように、やはり分野別修習というのが、この司法修習制度の中核であろうと考えておりますので、今後とも各単位弁護士会の先生方におかれましては、修習生の指導をよろしくお願いしたいと考えております。

最後でございますが、藤原先生の方から一言、お願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

【日弁連（藤原）】

日弁連の本年度の司法修習委員長の藤原でございます。■期でございます。

今日はいろいろなお話を聞かせていただきまして、ありがとうございました。



また1年間よろしく願いいたします。

【民弁教官（天海）】

ありがとうございました。

それでは、弁護分科協議はこれで終了させていただきたいと思
います。

お疲れ様でございました。

平成24年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）協議録

協 議 要 録

【刑弁教官(谷)】

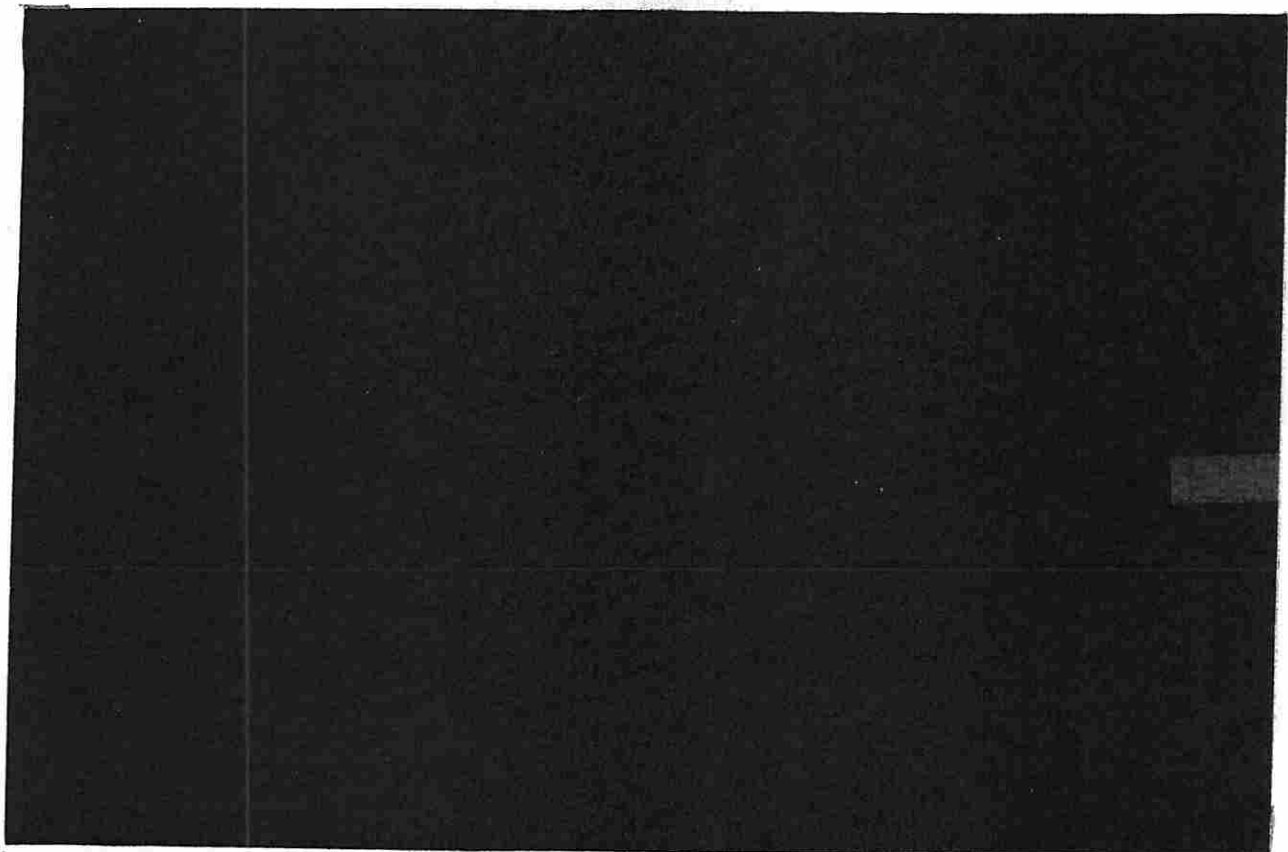
それでは、早速、協議に入りたいと思います。まずは御発言の時に所属会とお名前をおっしゃっていただきまして、それから御発表をいただければと思います。

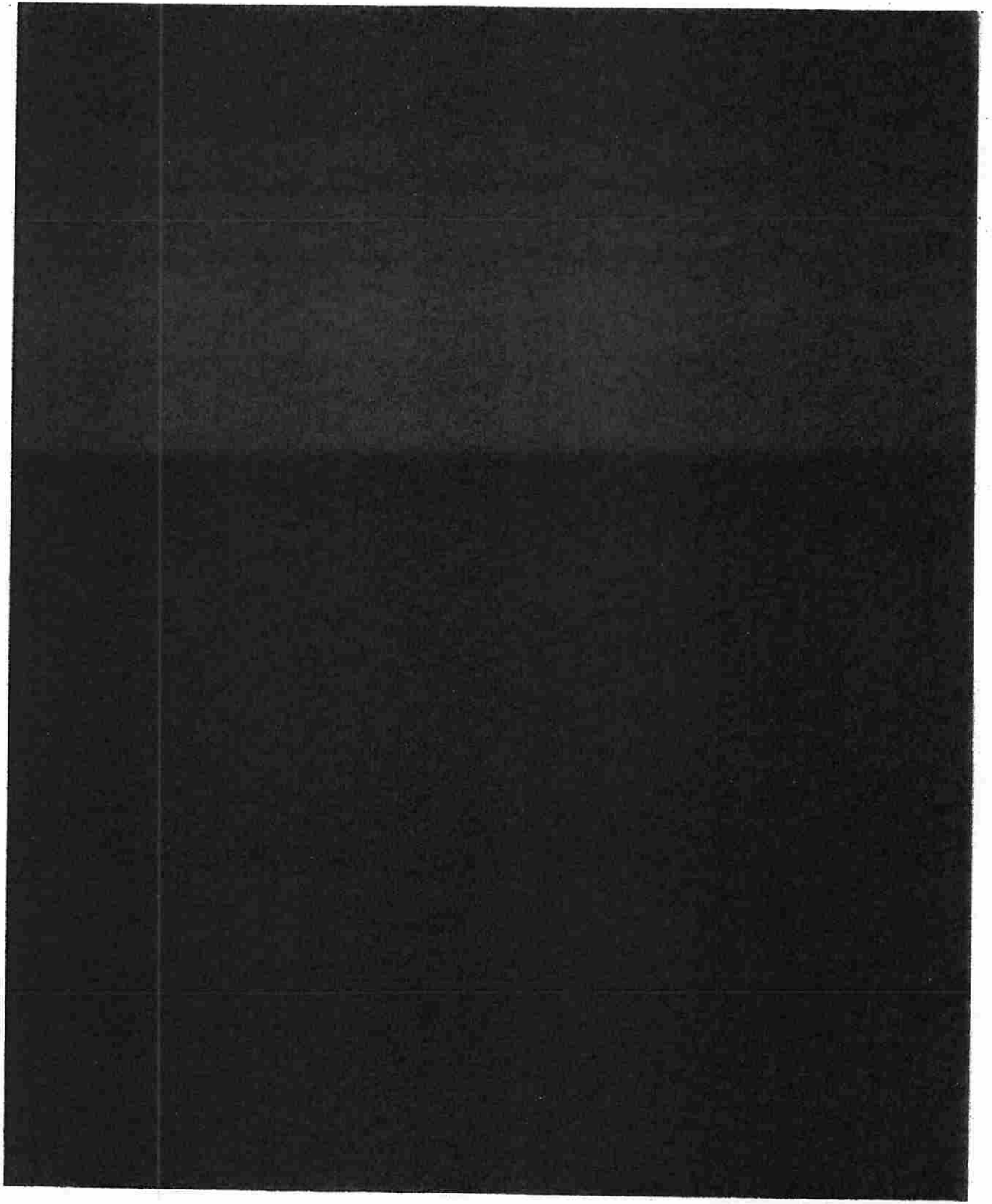
では、西浦先生の方からよろしくお願いします。

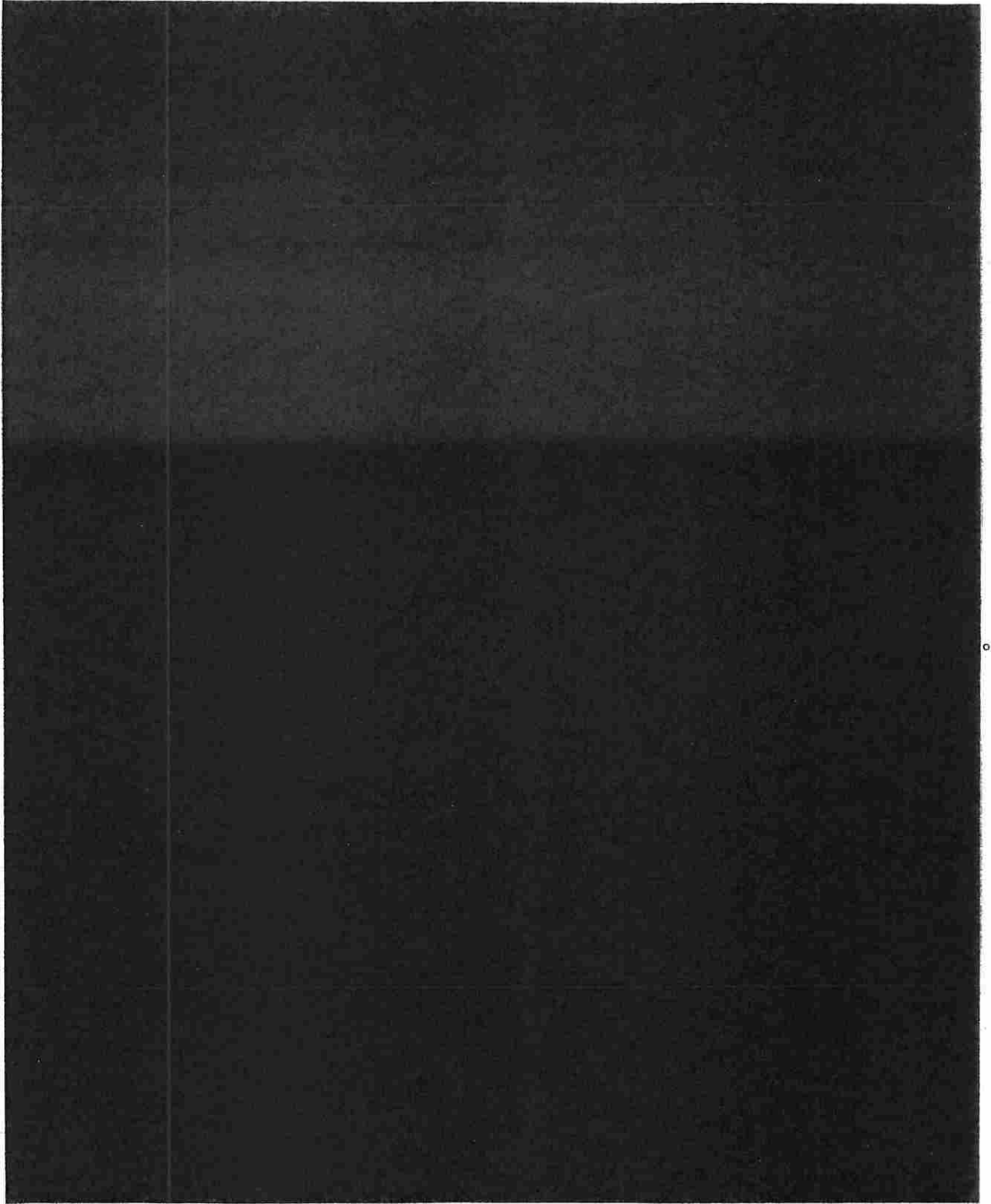
【大阪弁護士会(西浦弁護士)】

大阪の西浦です。私は、 期になります。

大阪弁護士会修習委員会の副委員長を務めています。







以上です。

【刑弁教官(谷)】

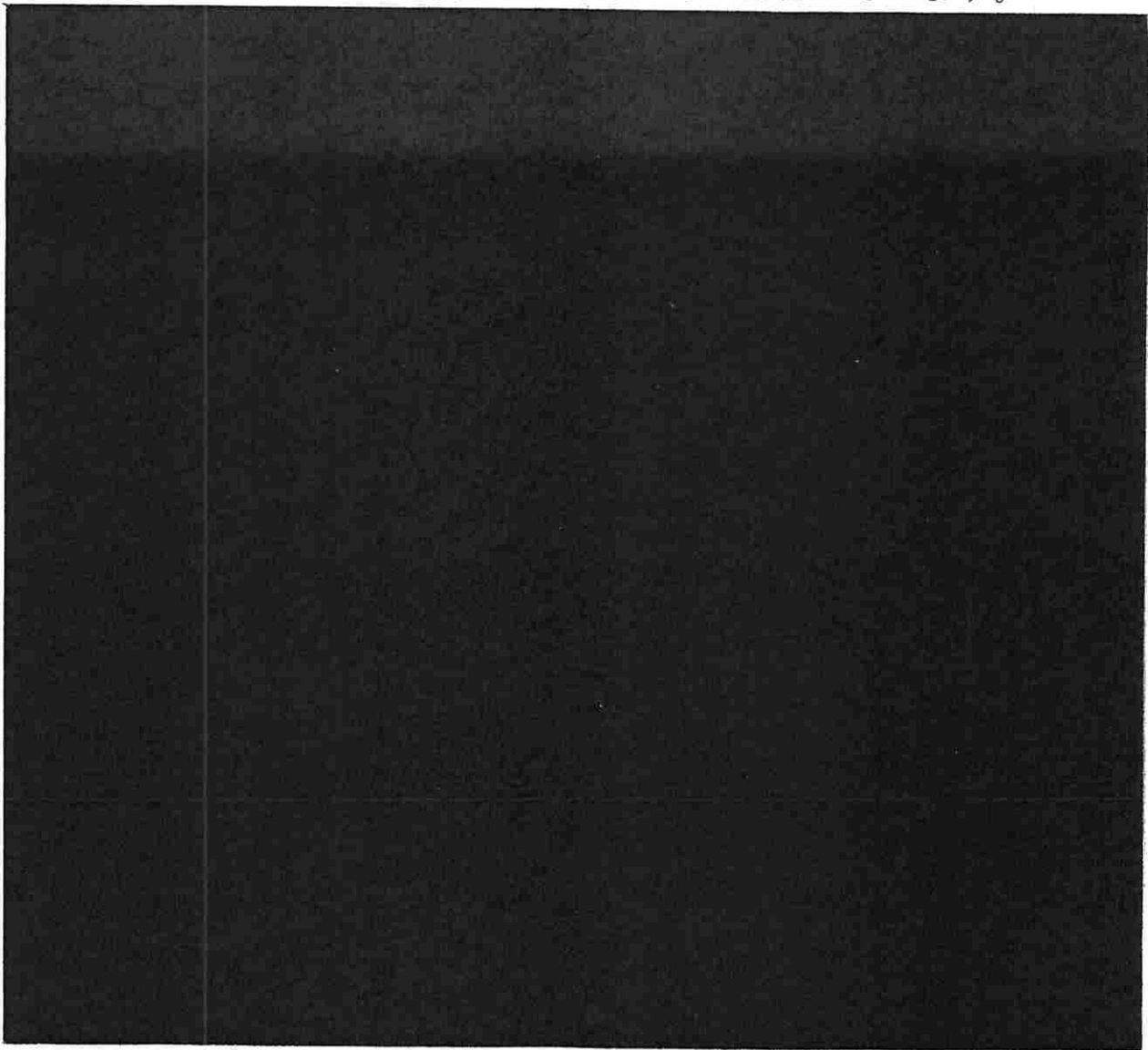
どうもありがとうございます。

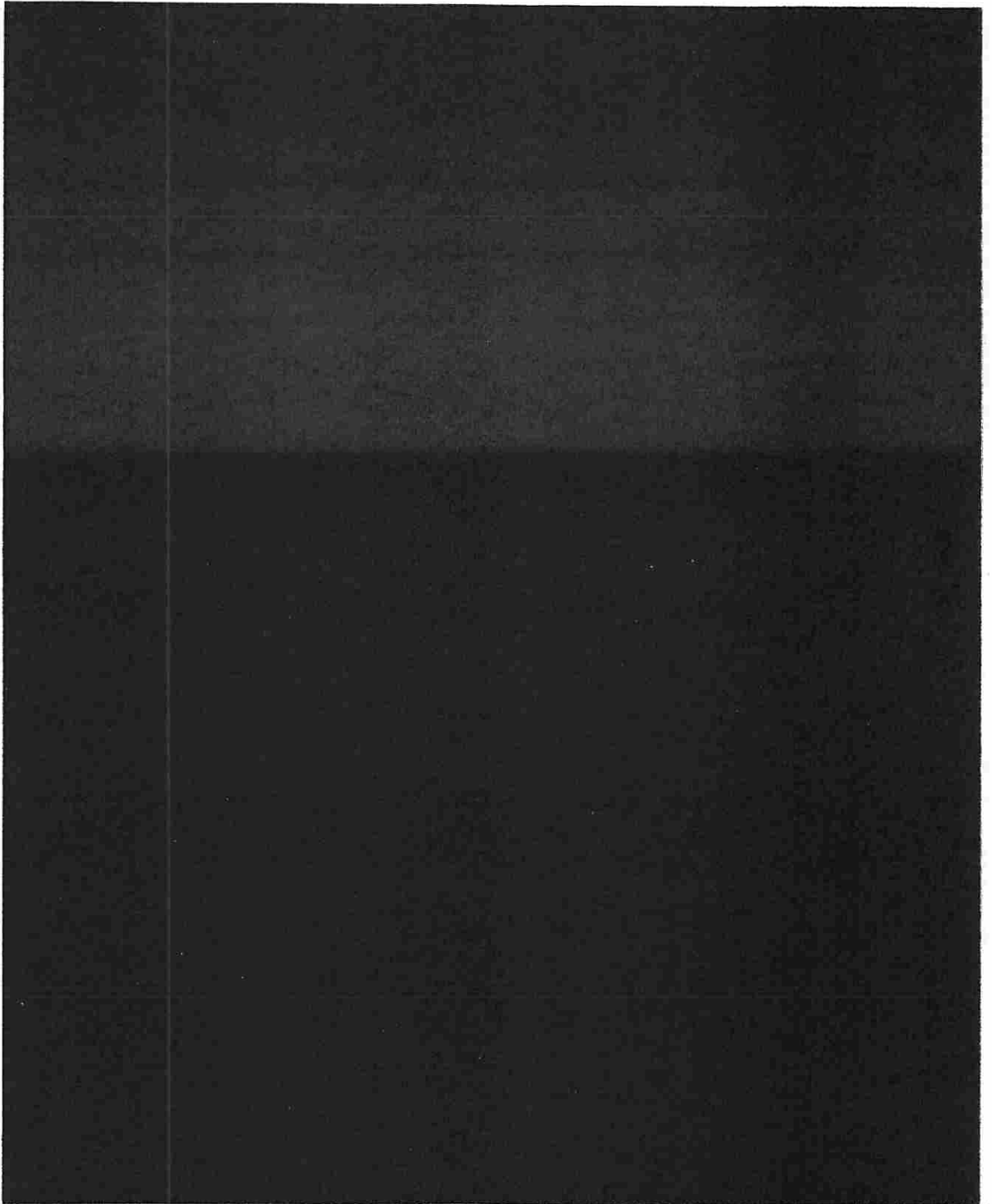
それでは、京都の南先生お願いします。

【京都弁護士会(南弁護士)】

京都の南です。期は 期です。

京都の修習委員会副委員長を担当させていただいています。







簡単ですが、以上です。

【刑弁教官(谷)】

どうもありがとうございました。

それでは、兵庫県の浅田先生お願いします。

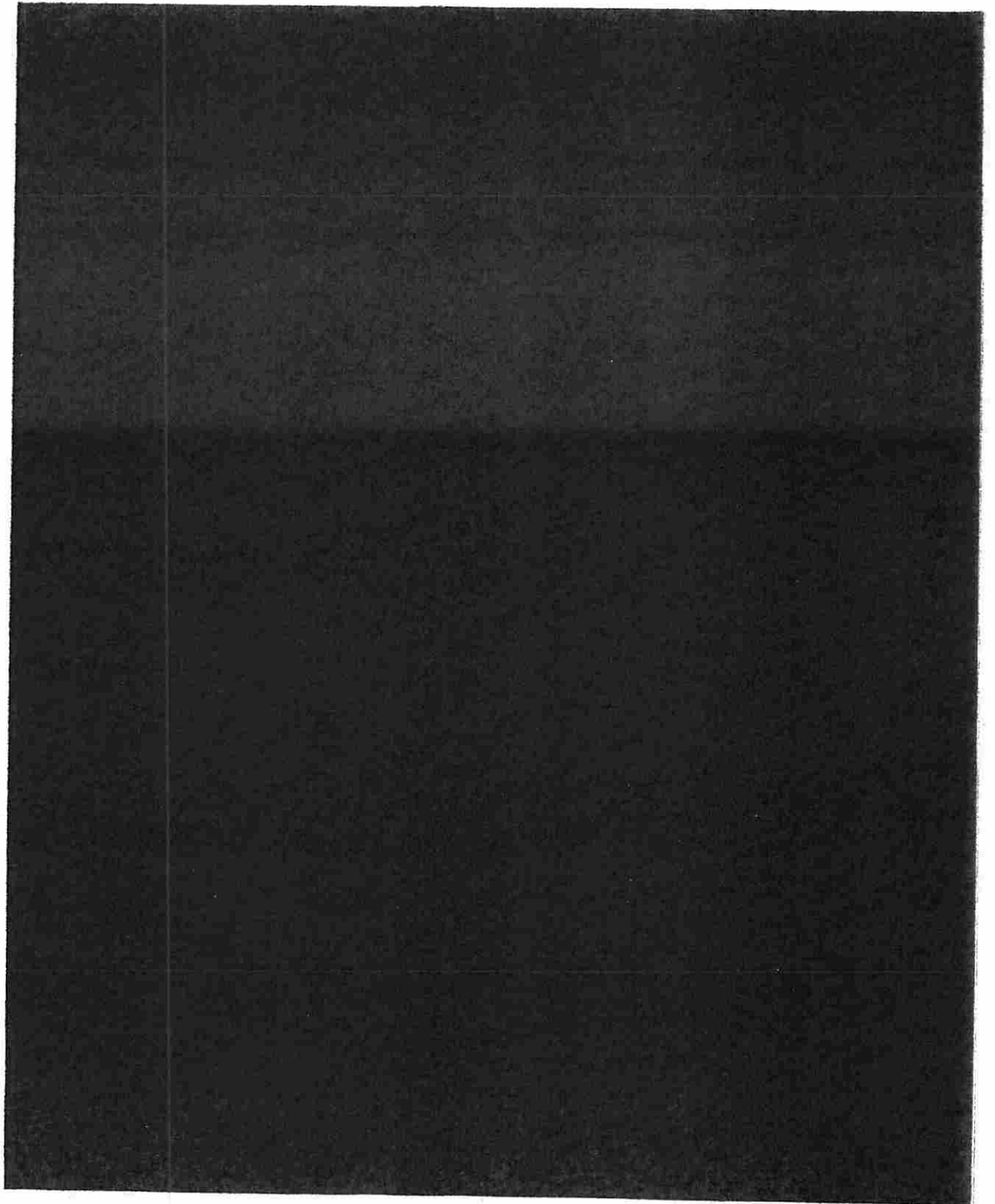
【兵庫県弁護士会(浅田弁護士)】

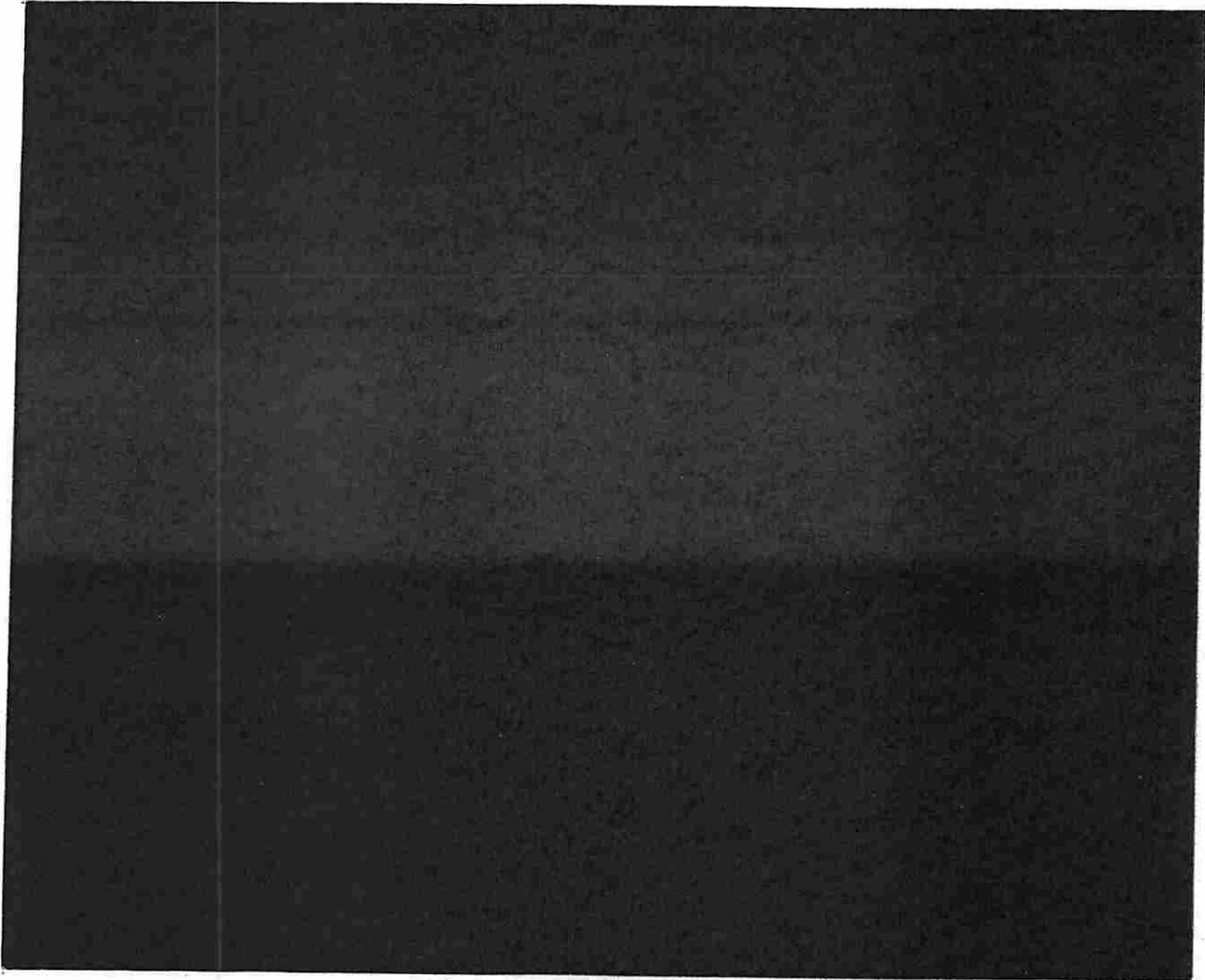
兵庫県の浅田です。

この4月から修習委員長をさせていただいております。

期は [redacted] 期でして、今日、15、6年ぶりに司研に来まして、先ほど自分の教室に行ってみりました。







以上です。

【刑弁教官(谷)】

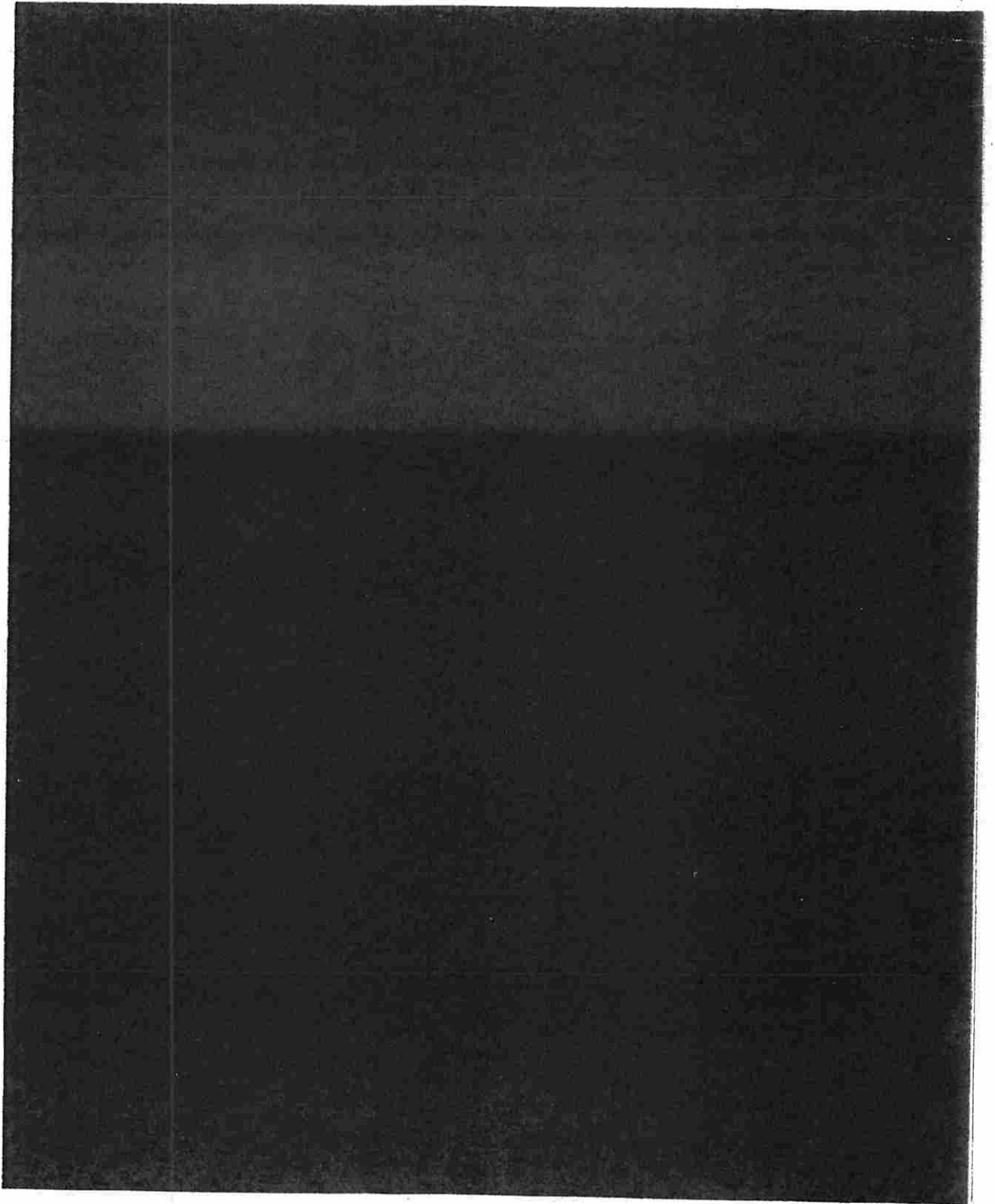
どうもありがとうございました。

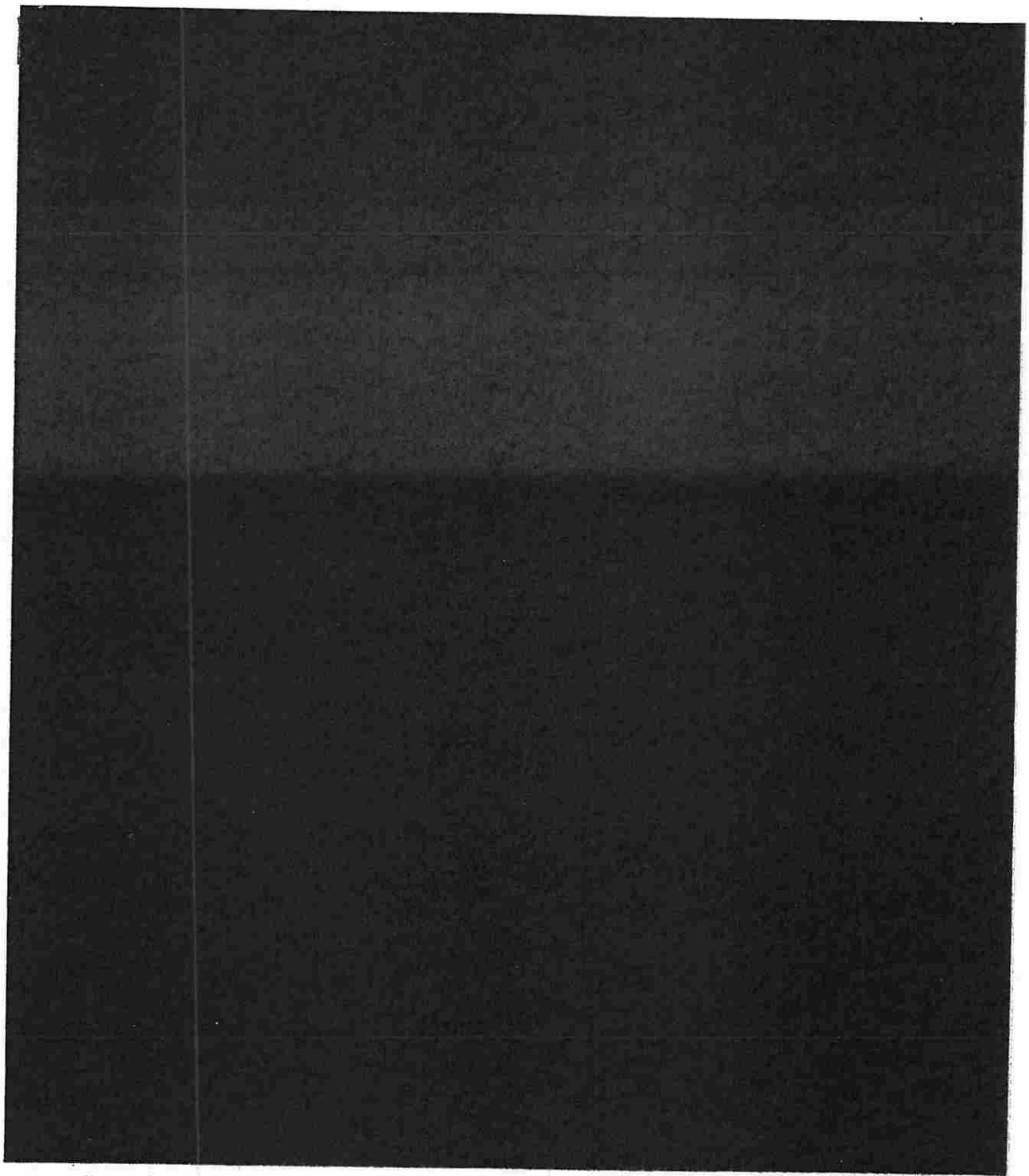
続いて滋賀の森野先生お願いします。

【滋賀弁護士会(森野弁護士)】

滋賀から参りました森野です。■期になります。







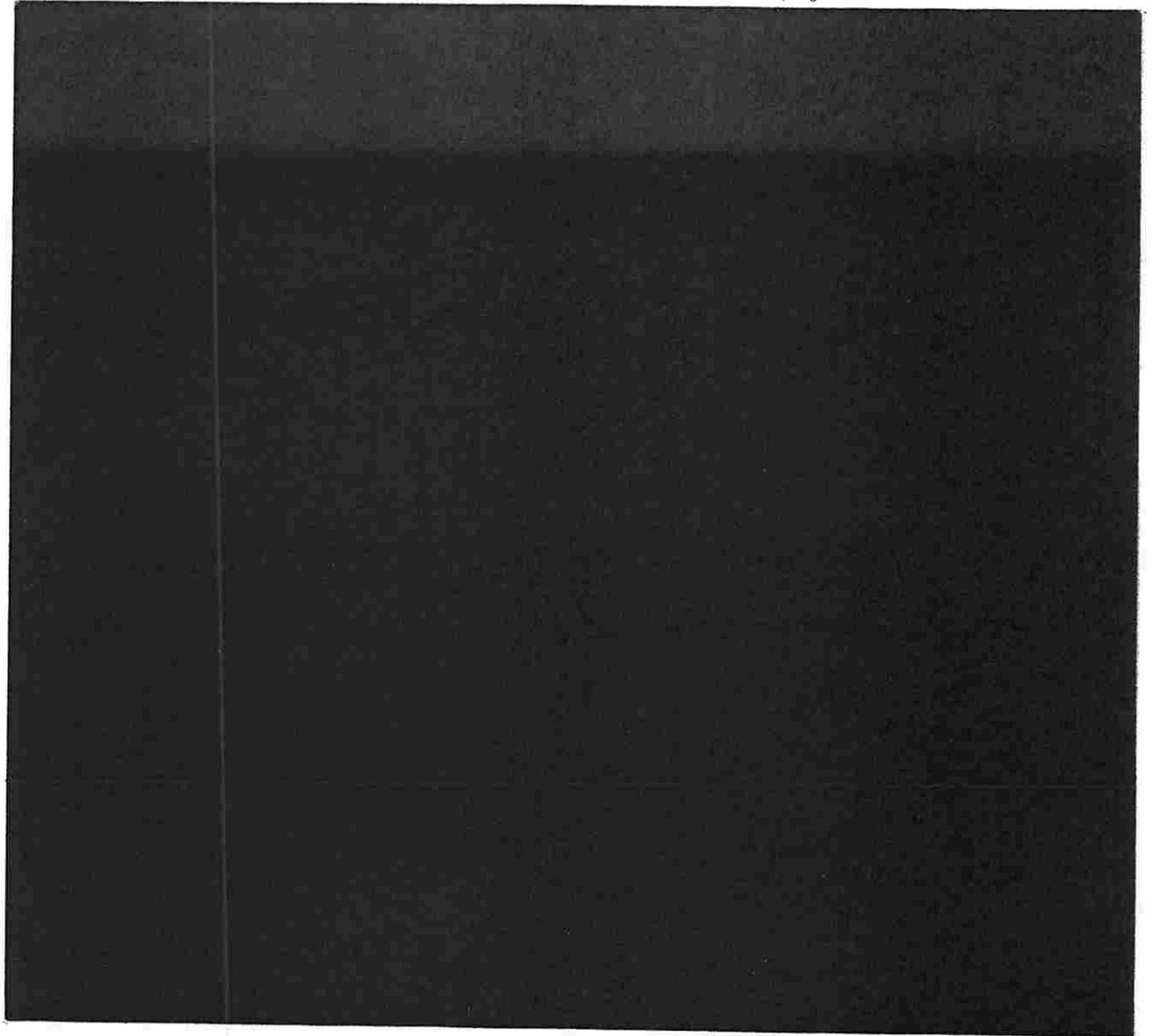
以上です。

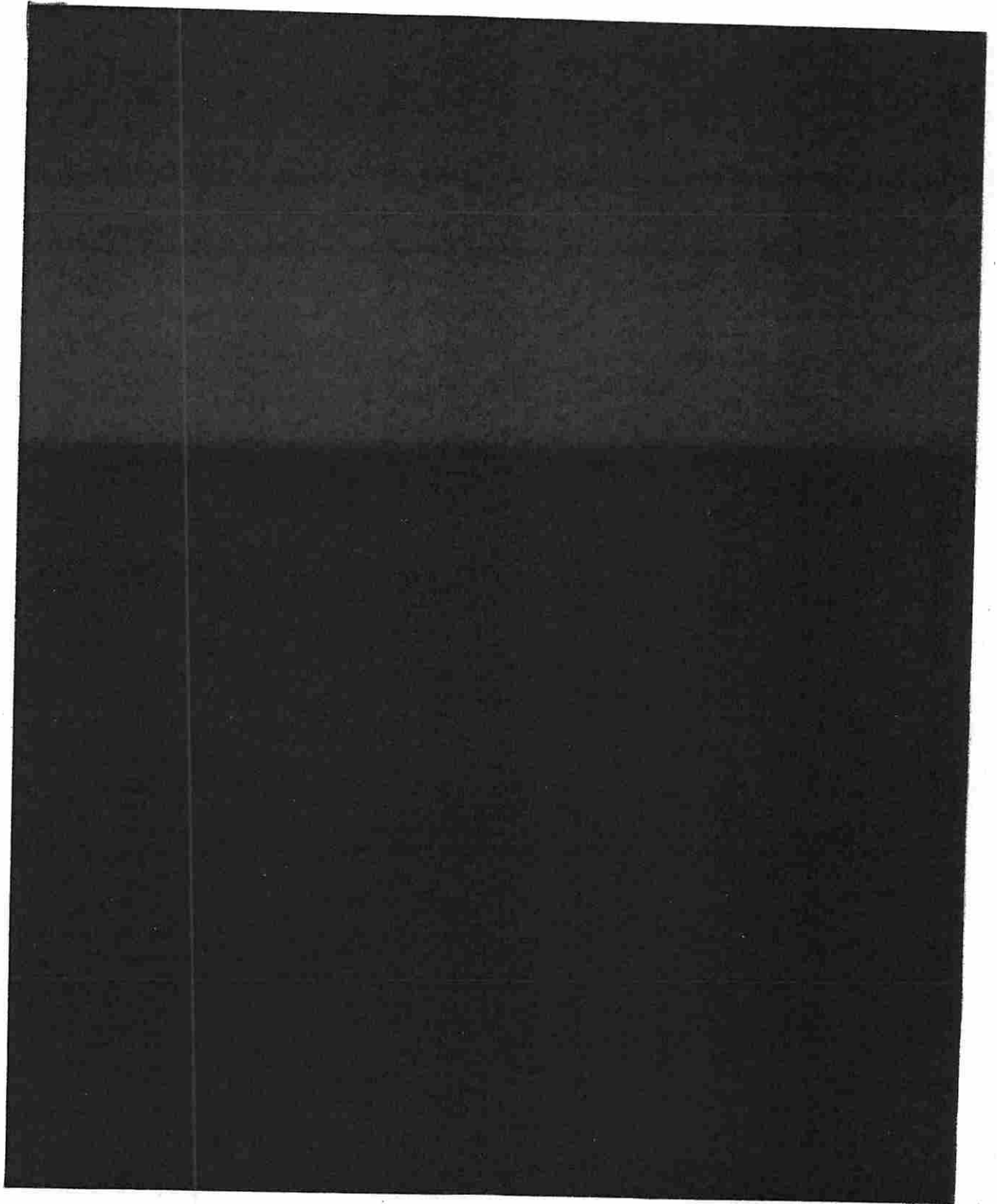
【刑弁教官(谷)】

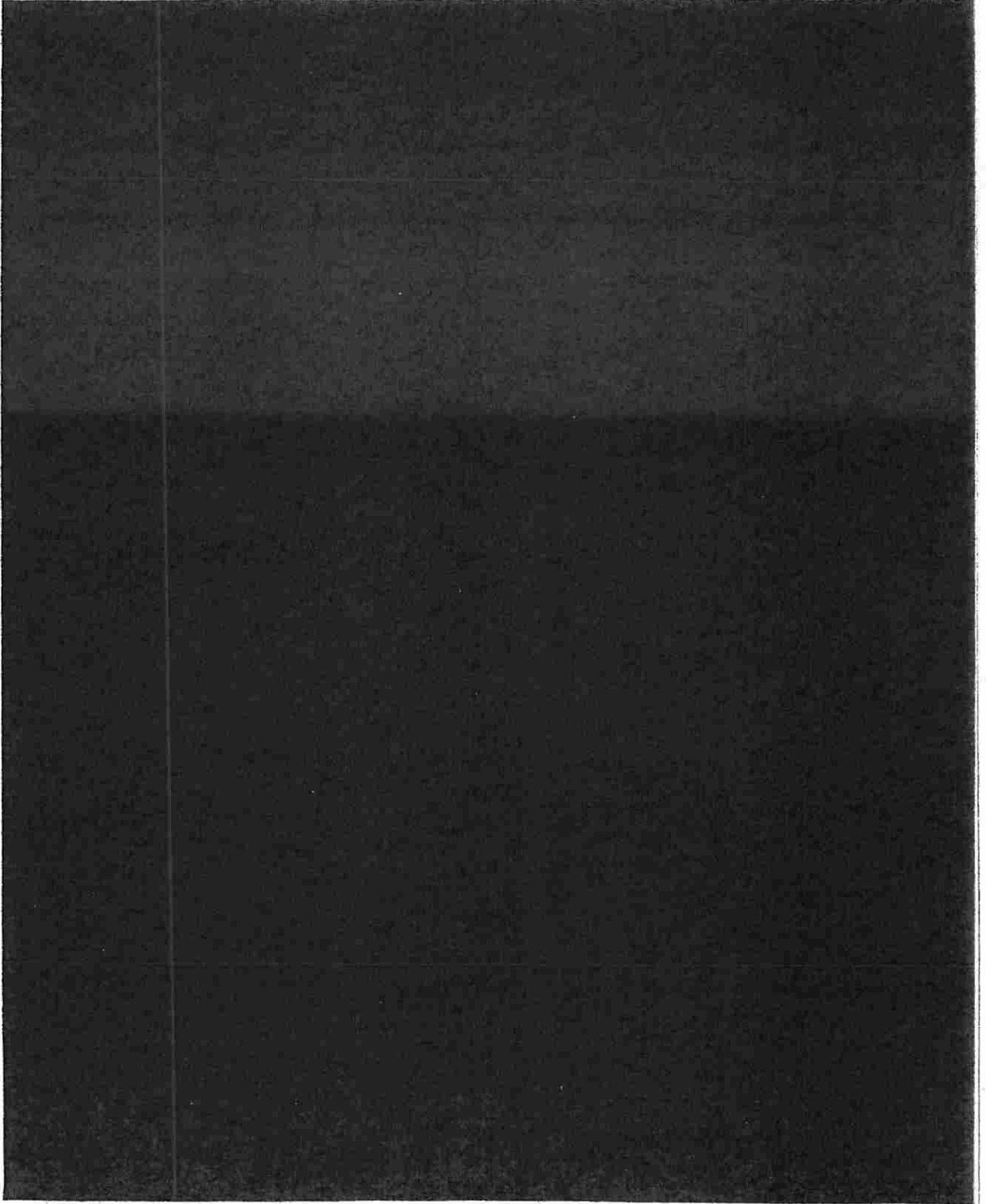
どうもありがとうございました。それでは、和歌山の田中先生お願いします。

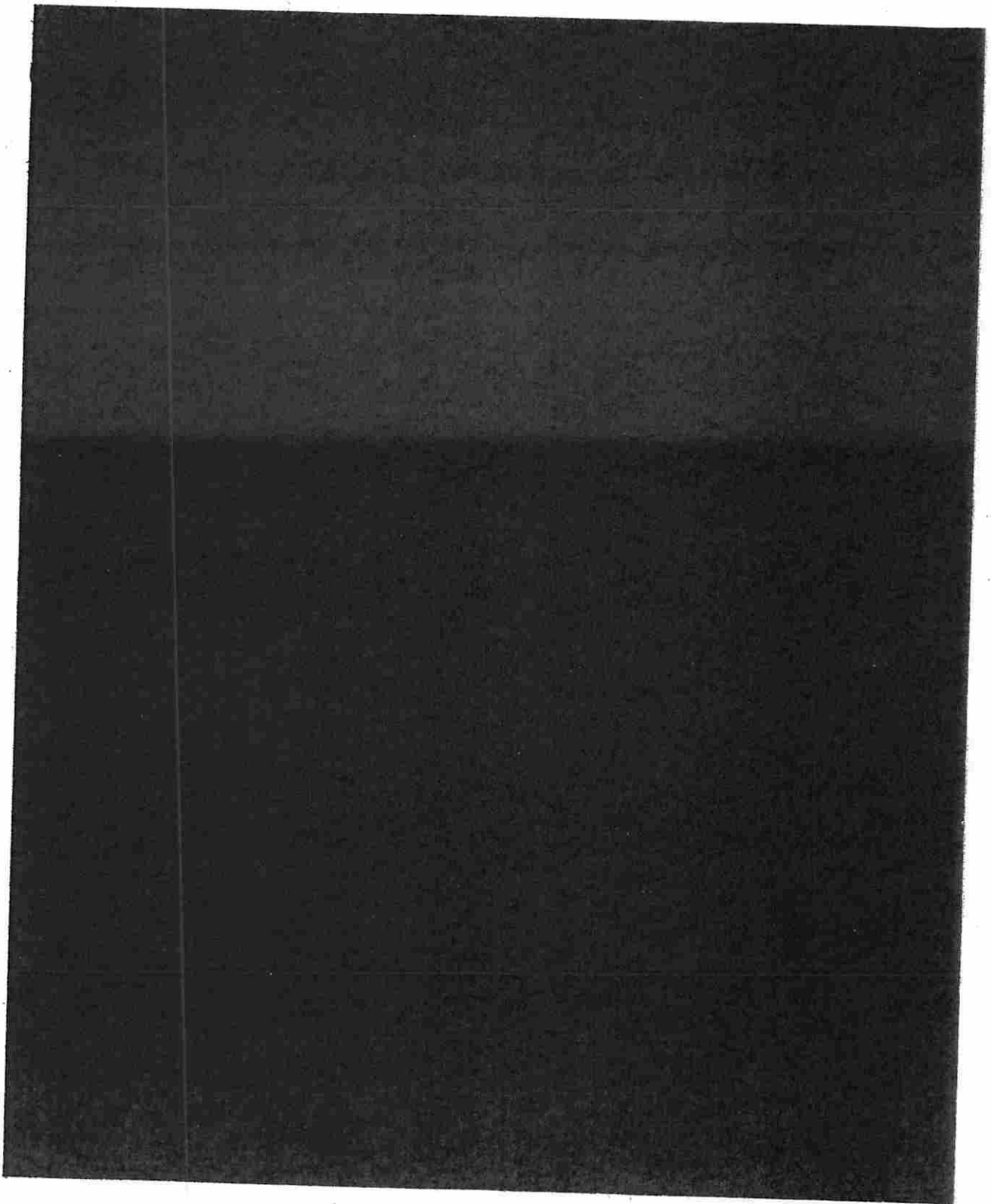
【和歌山弁護士会(田中弁護士)】

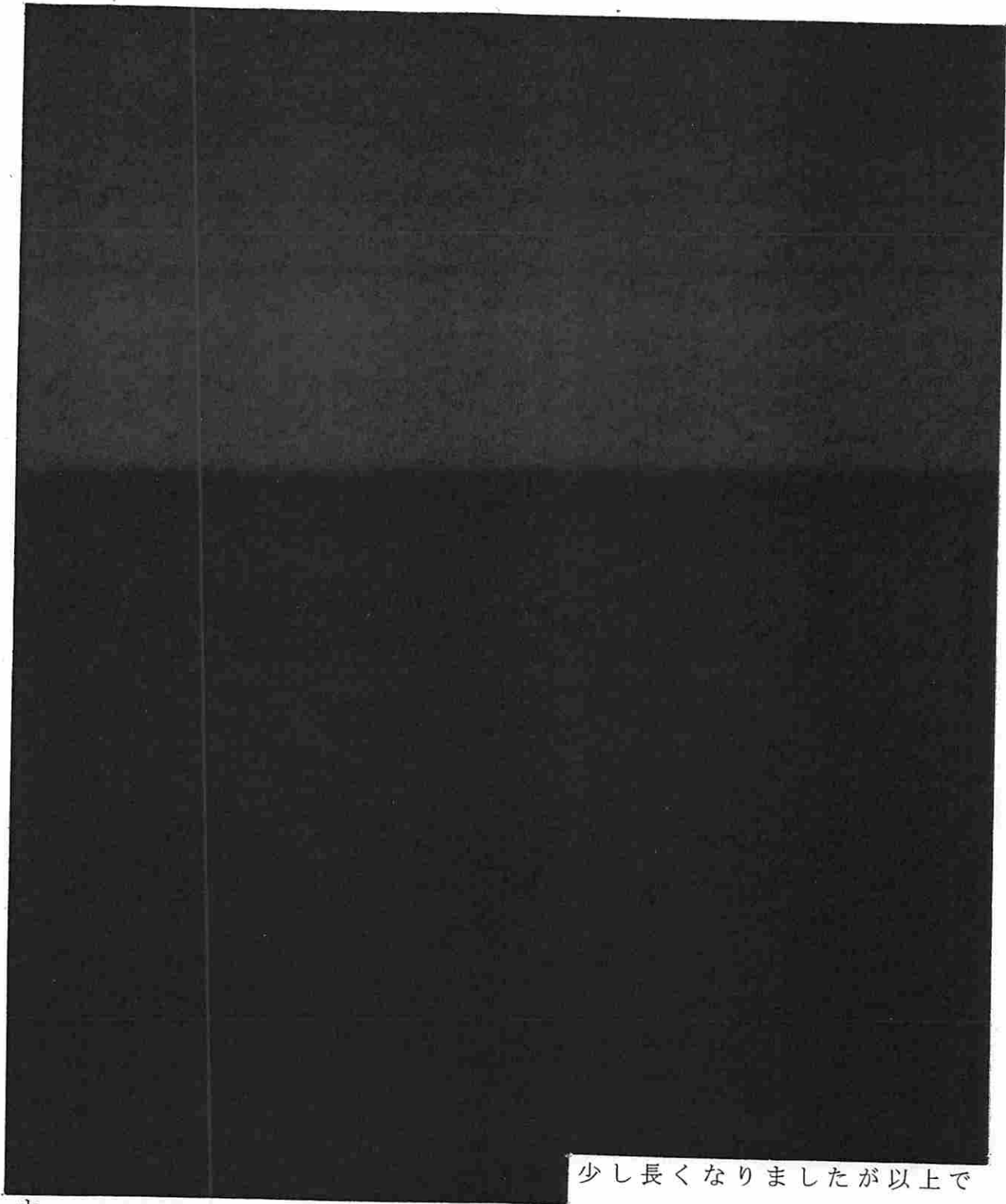
和歌山弁護士会の修習委員長をしています田中祥博といいます。修習は■期です。ちょっと網羅的になるかもしれませんが、気がついたところから述べさせていただきたいと思います。











少し長くなりましたが以上で

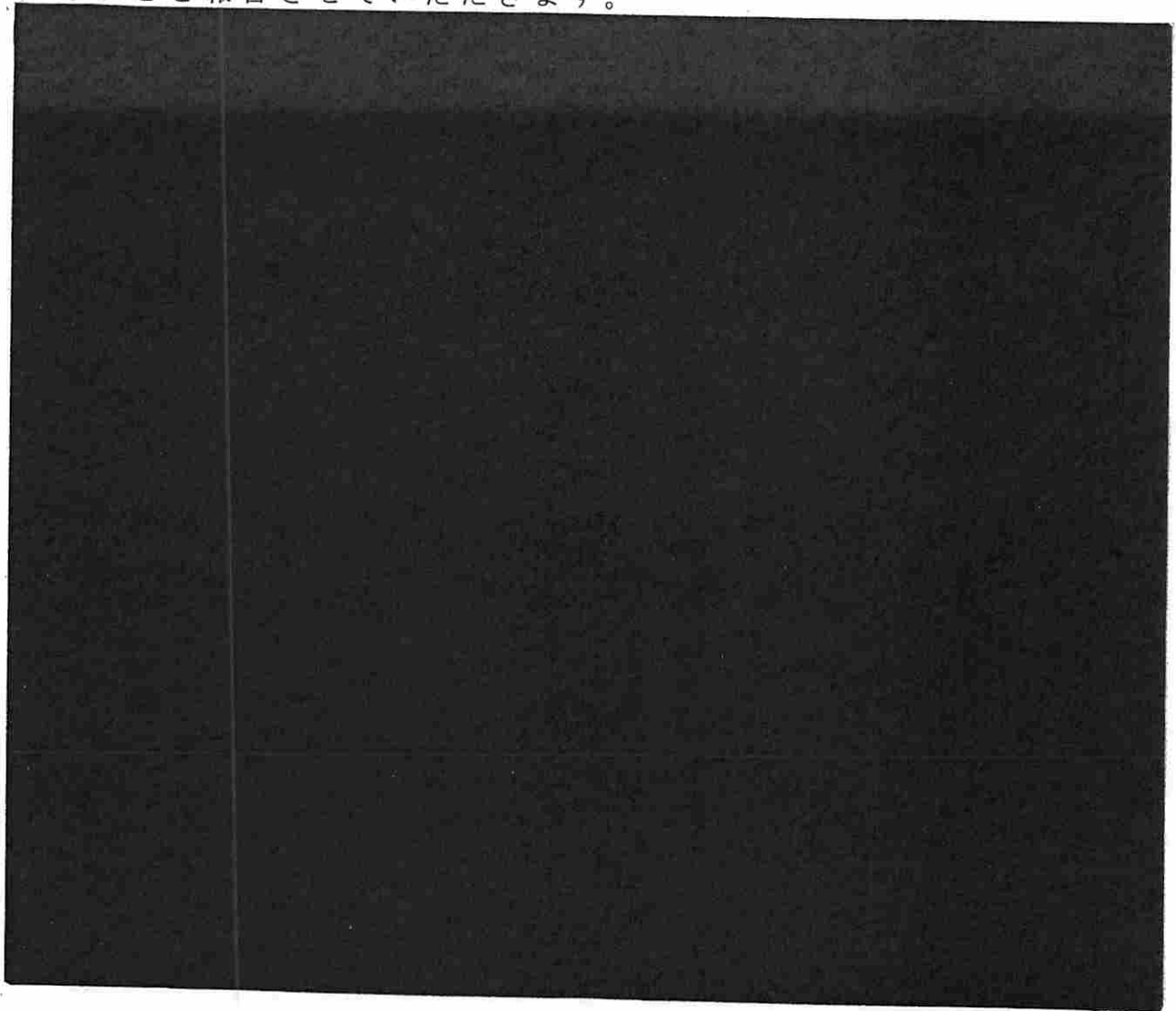
す。

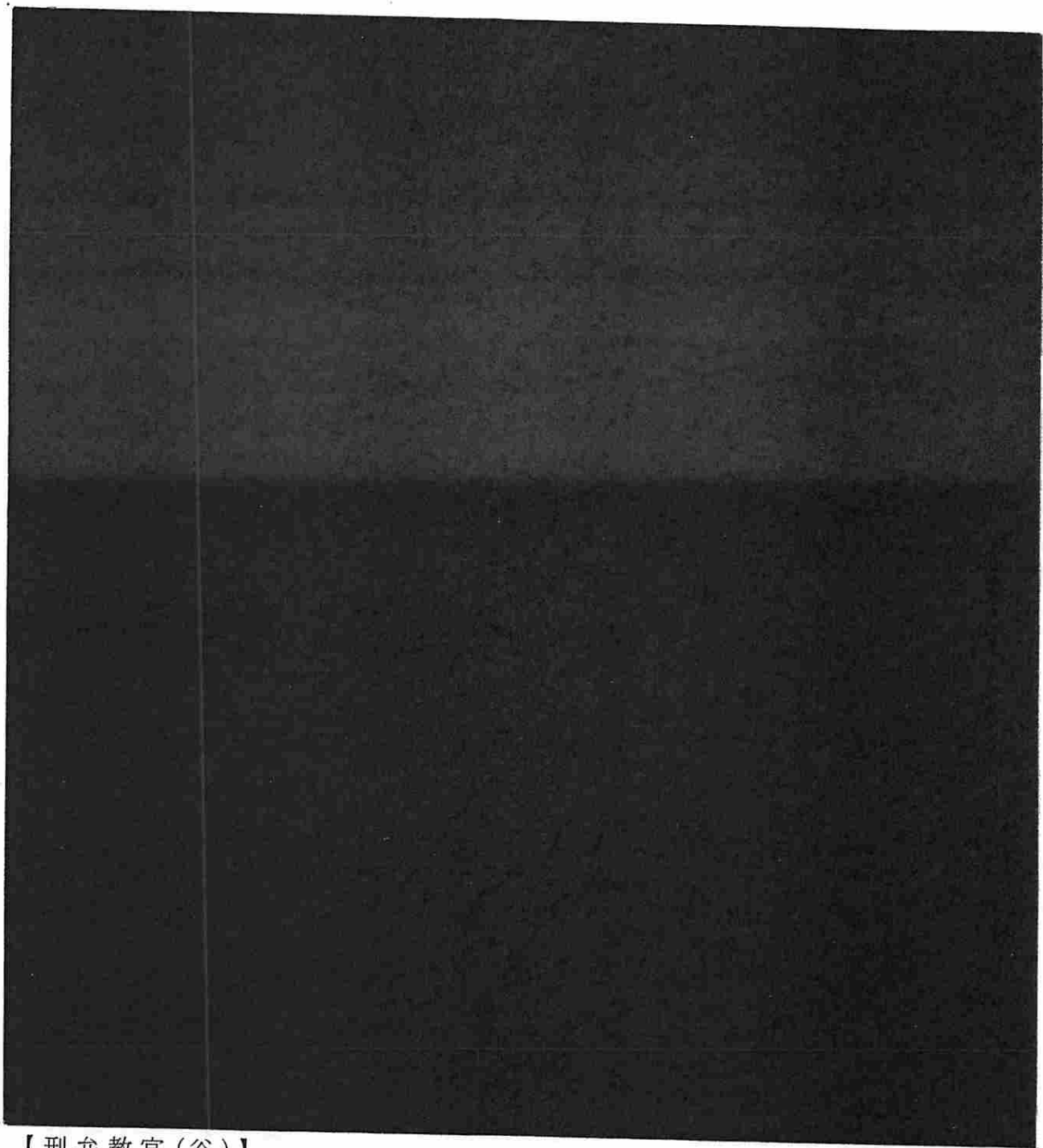
【刑弁教官(谷)】

ありがとうございました。三重の長谷部先生お願いします。

【三重弁護士会(長谷部弁護士)】

長谷部でございます。期は■■■■期です。私は修習委員会に所属して
実は2年目でして、1年目から副委員長をさせられまして、あまり実
情が分からないまま今日までさせていただいている次第です。どこま
で報告できるか分からないのですが、私の方で認識させていただいて
いることを報告させていただきます。



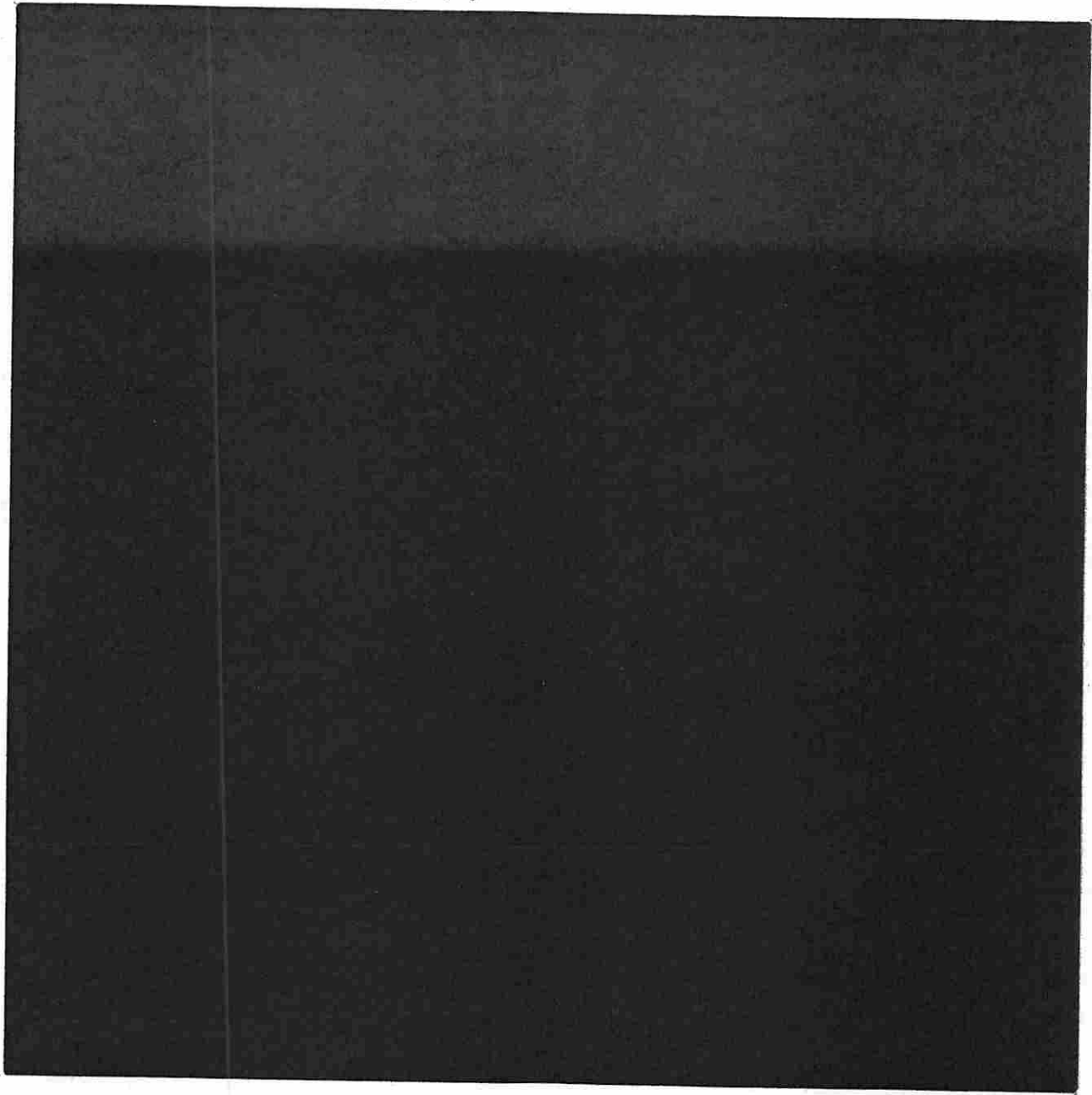


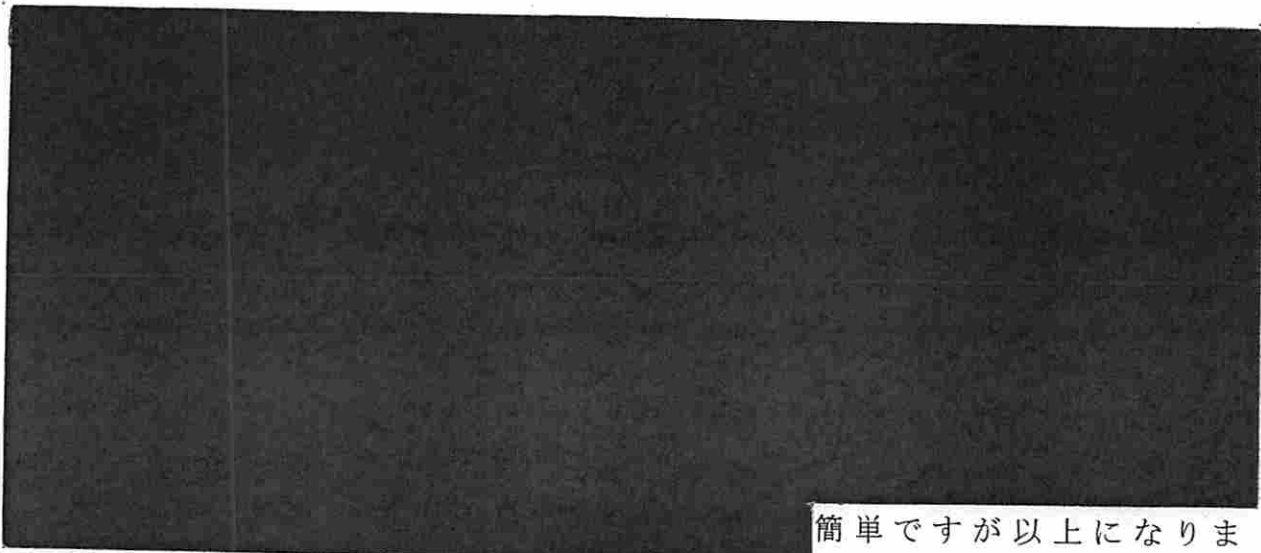
【刑弁教官(谷)】

どうもありがとうございました。では、福井の峯金先生、よろしく
お願いします。

【福井弁護士会(峯金弁護士)】

峯金でございます。期は[REDACTED]期になりますが、2年前に東弁から福井弁の方に登録を変えて、今年の4月からいきなり委員長になりました。あまり実情は分かっていないんですけど、私の把握している範囲で御報告させていただきます。





簡単ですが以上になります。

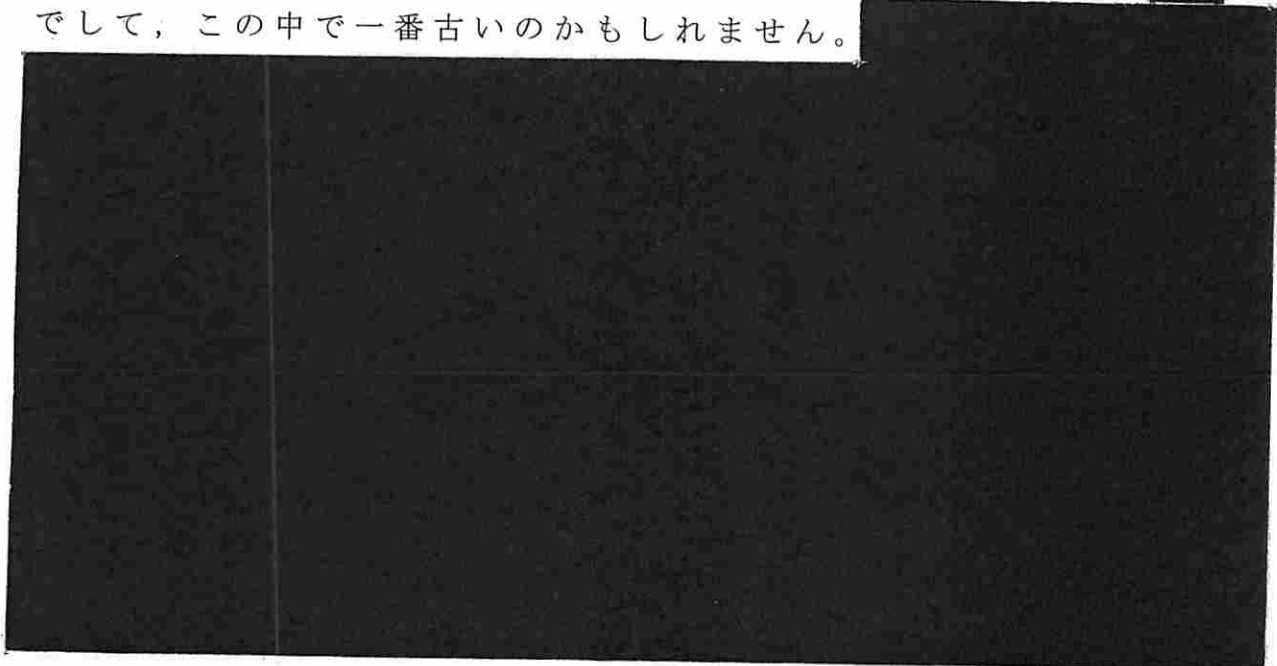
す。

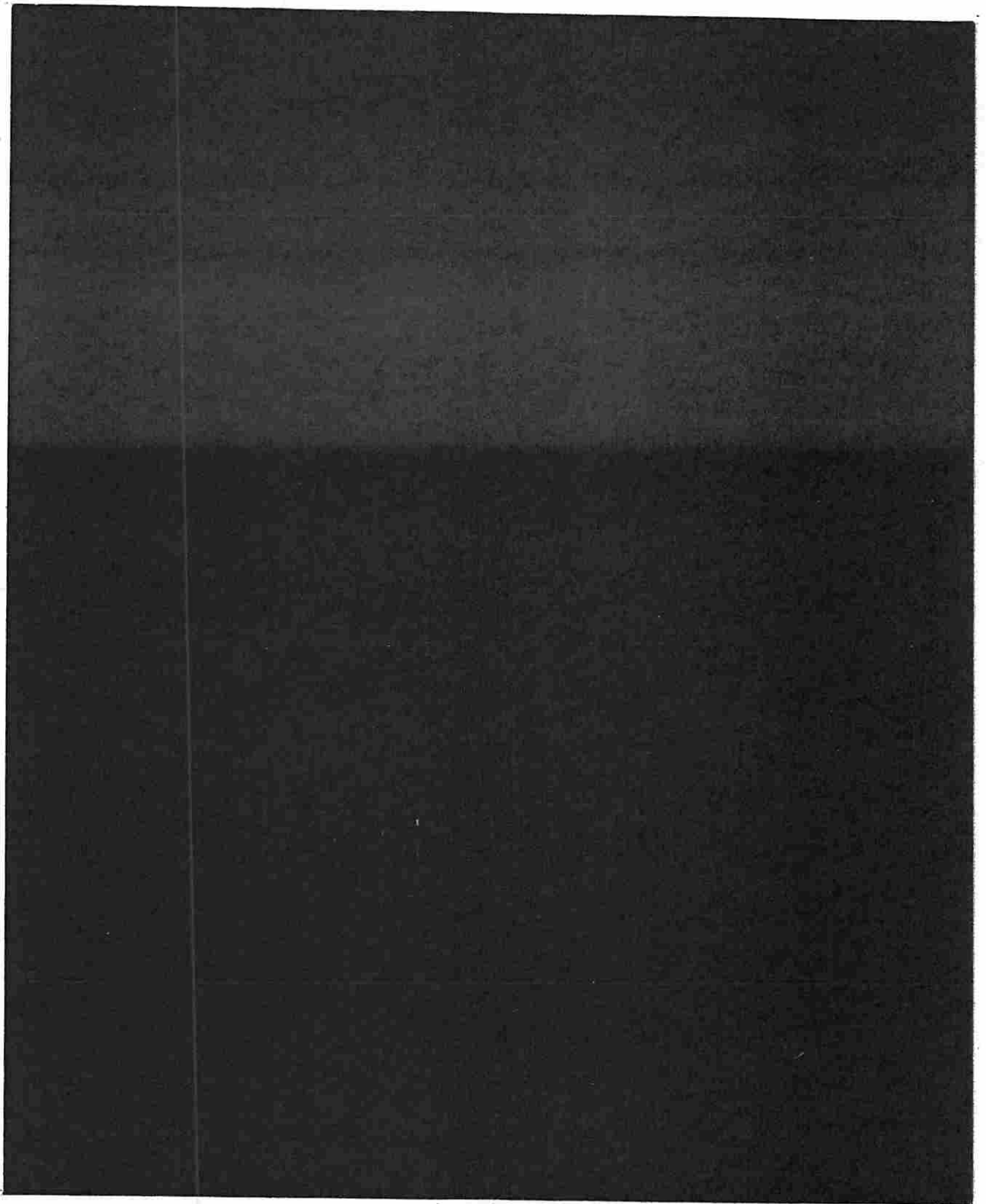
【刑弁教官(谷)】

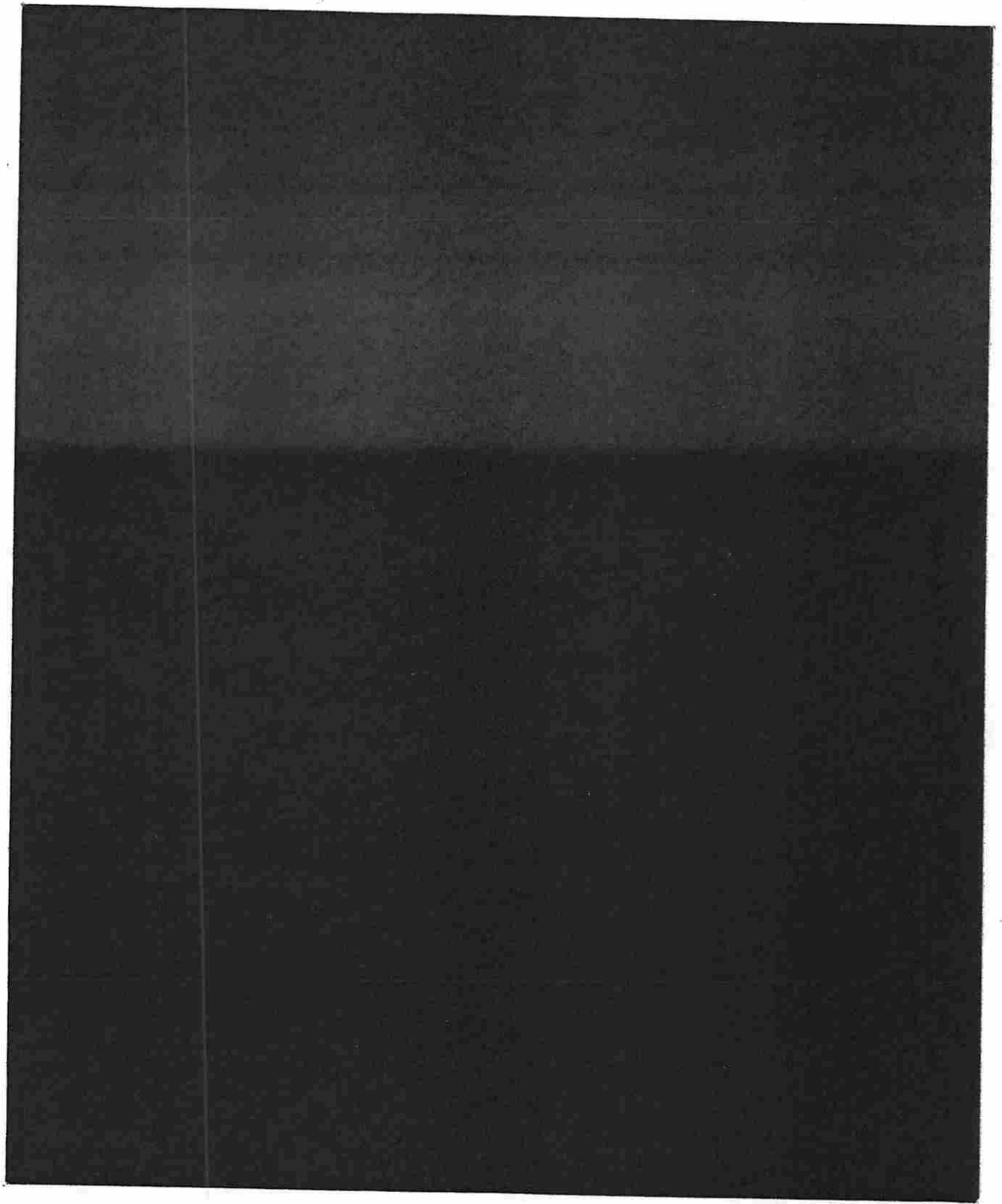
どうもありがとうございました。では、広島の水中先生お願いします。

【広島弁護士会(水中弁護士)】

広島の水中でございます。よろしくお願ひいたします。期は 期
でして、この中で一番古いのかもしれない。







大體そんなところでございます。

【刑弁教官(谷)】

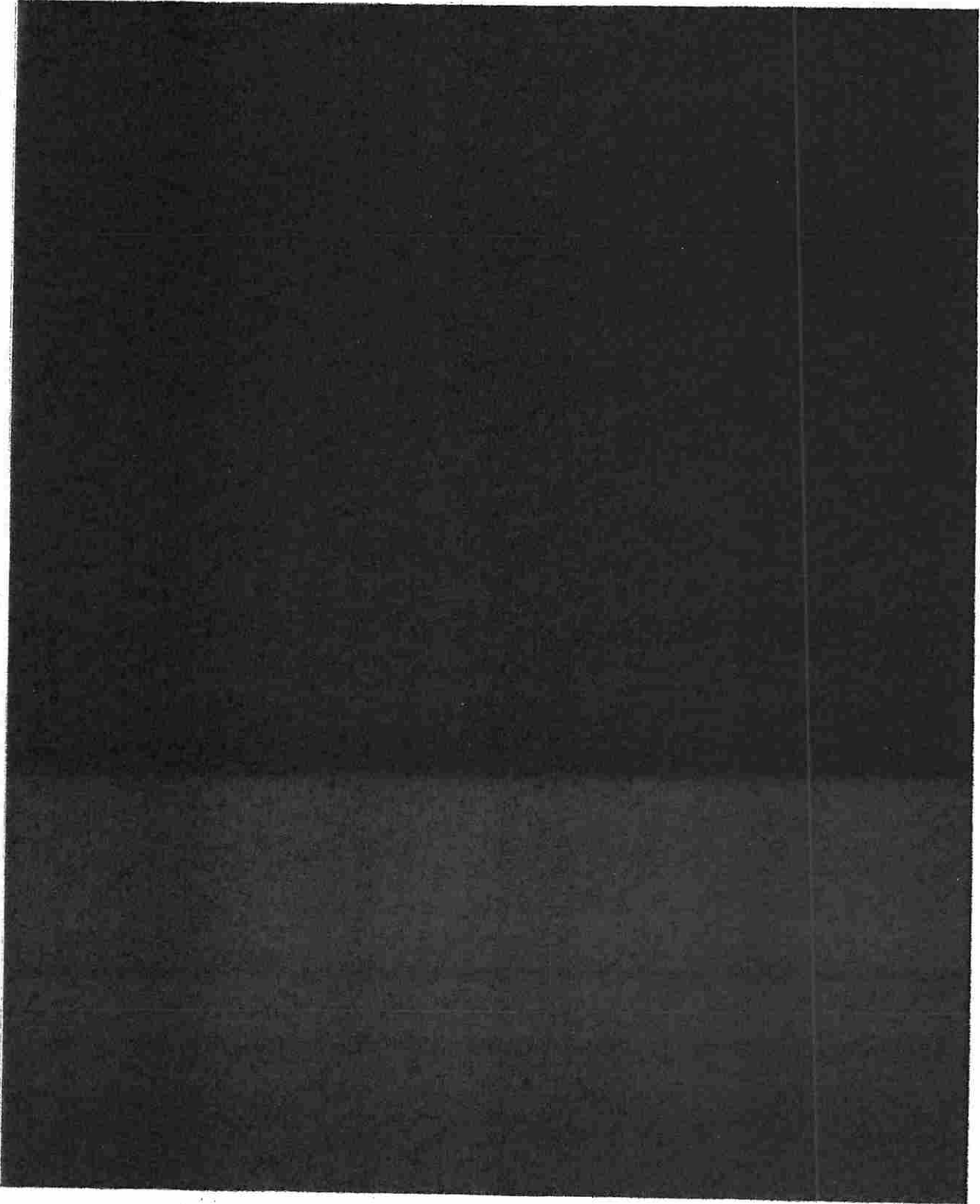
どうもありがとうございました。

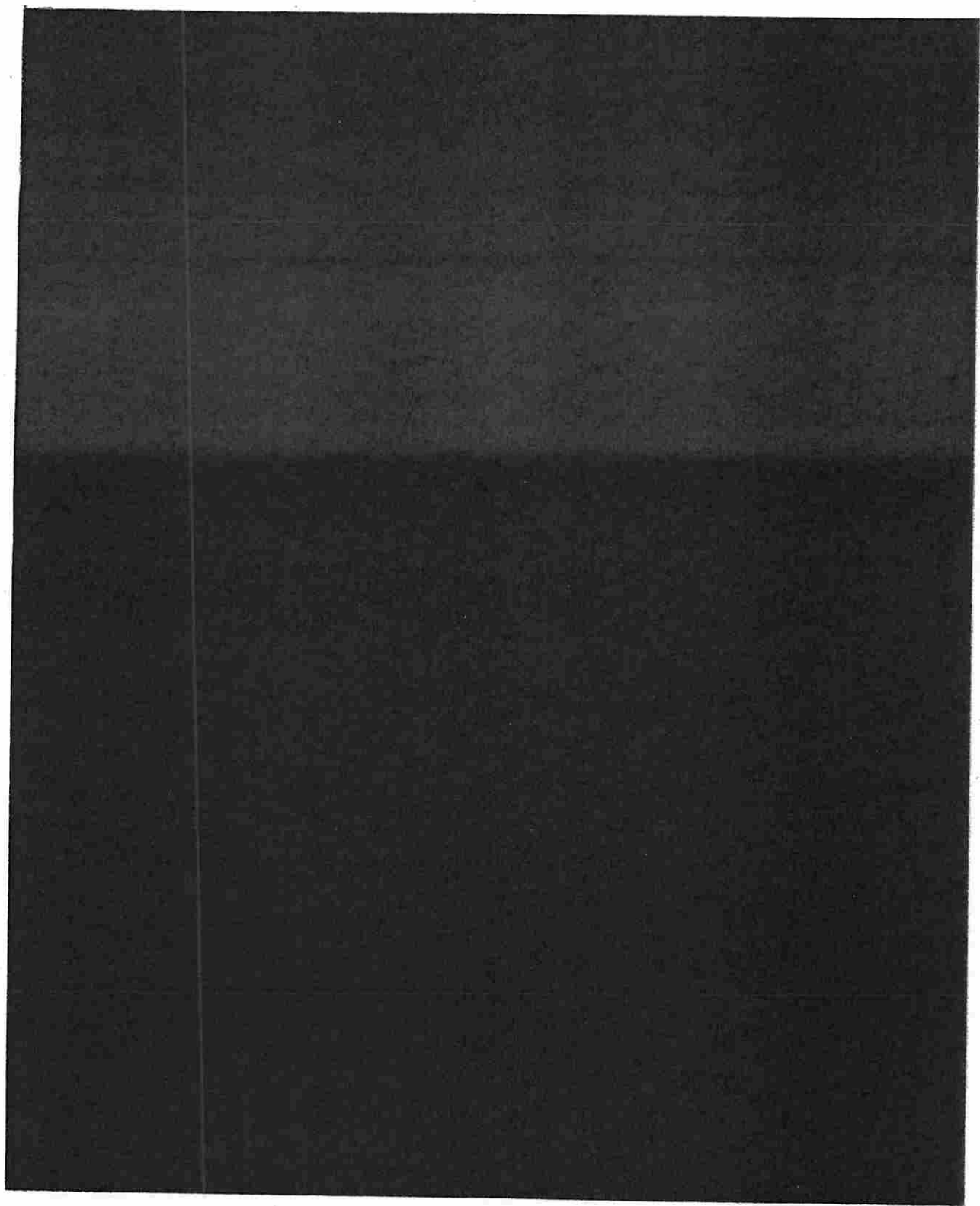
今度は山口の黒川先生からお願いします。

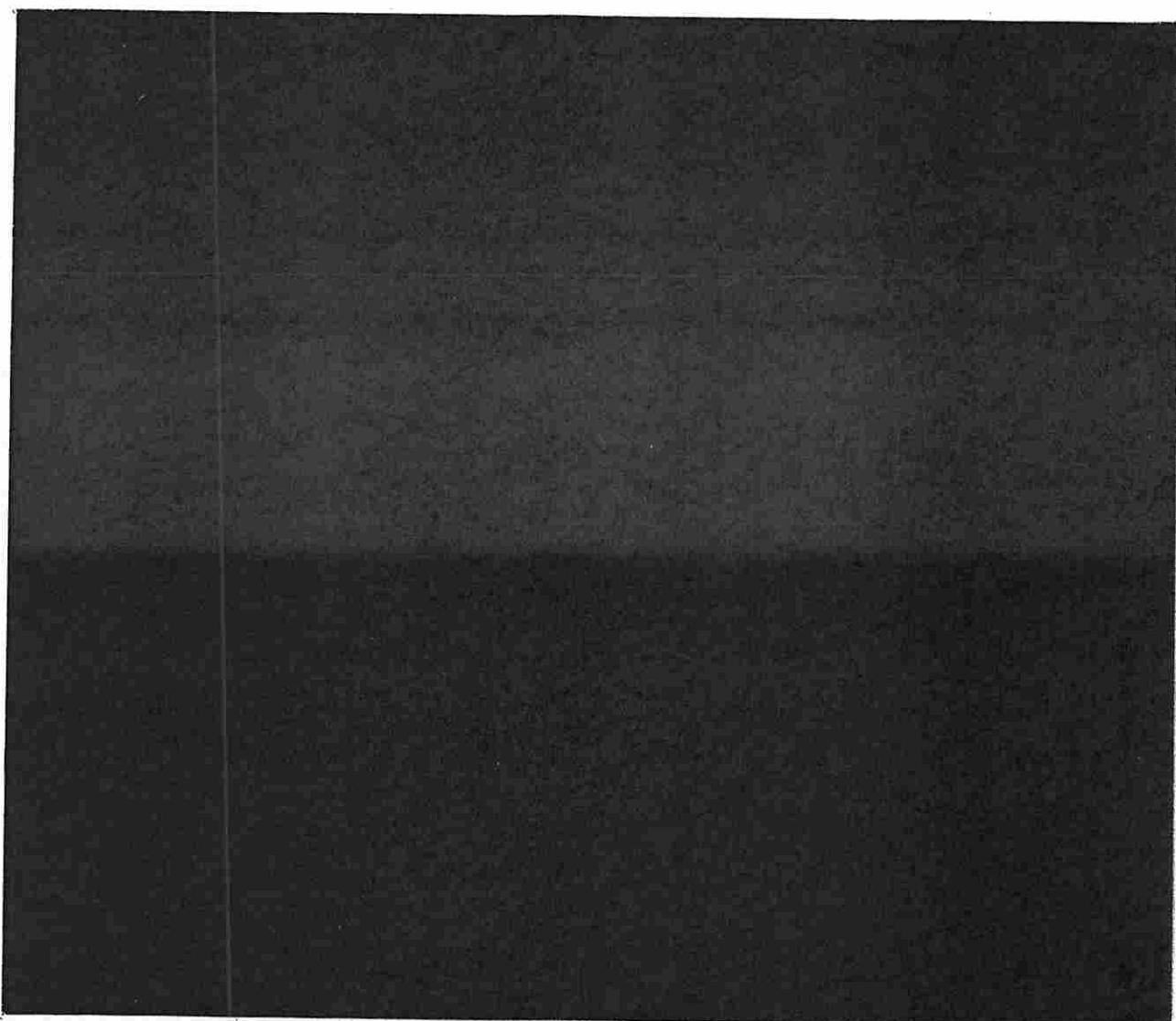
今日は黒川先生が一番若い期ということで、後ほど全体会で発表してもらうことを引き受けてもらって、ありがとうございます。

【山口県弁護士会(黒川弁護士)】

山口の黒川でございます。修習の期は 期です。








以上です。

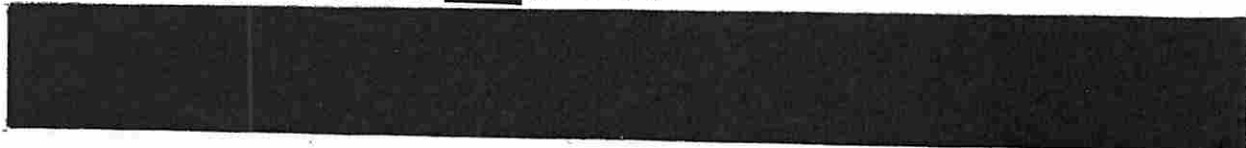
【刑弁教官(谷)】

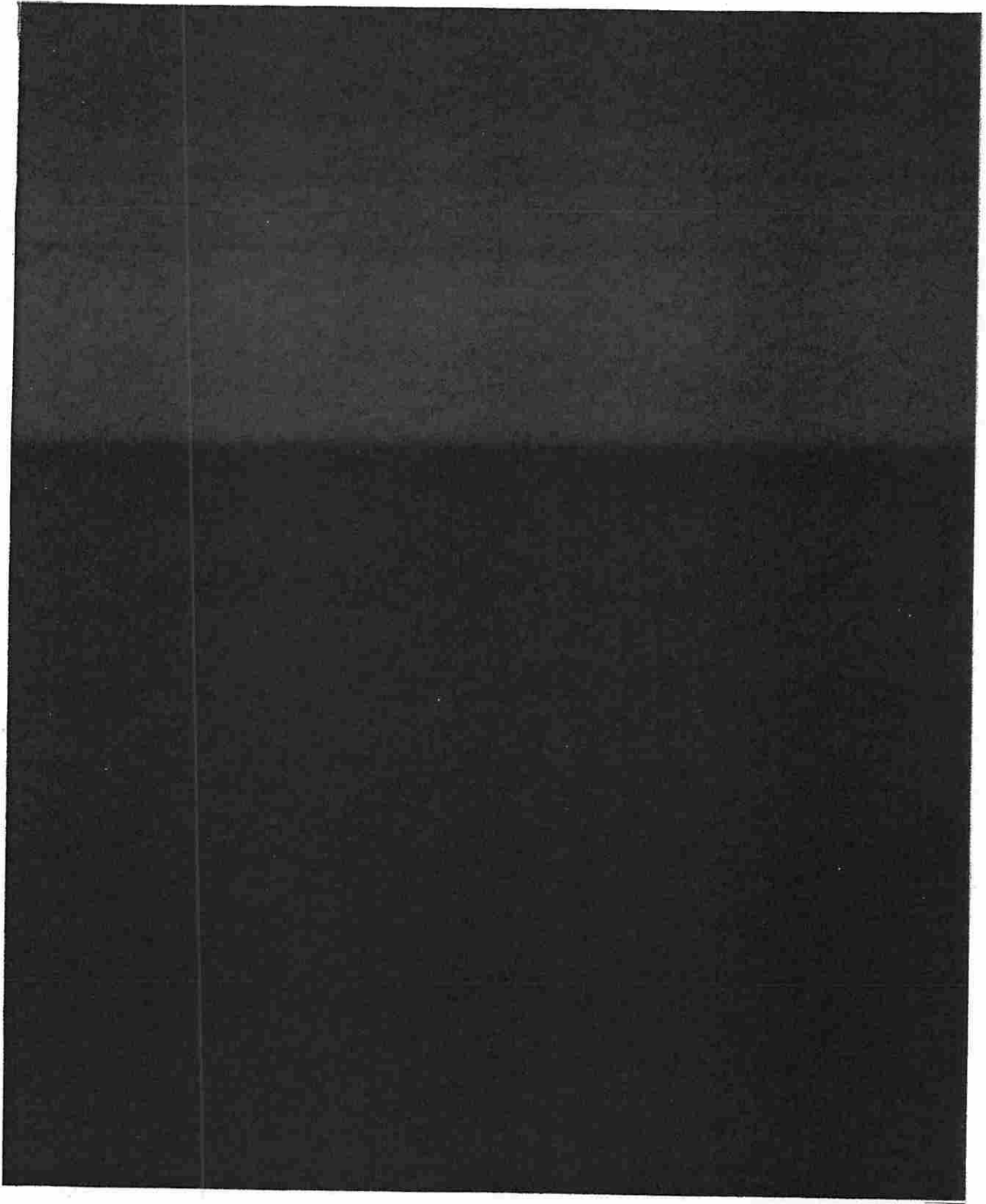
ありがとうございました。

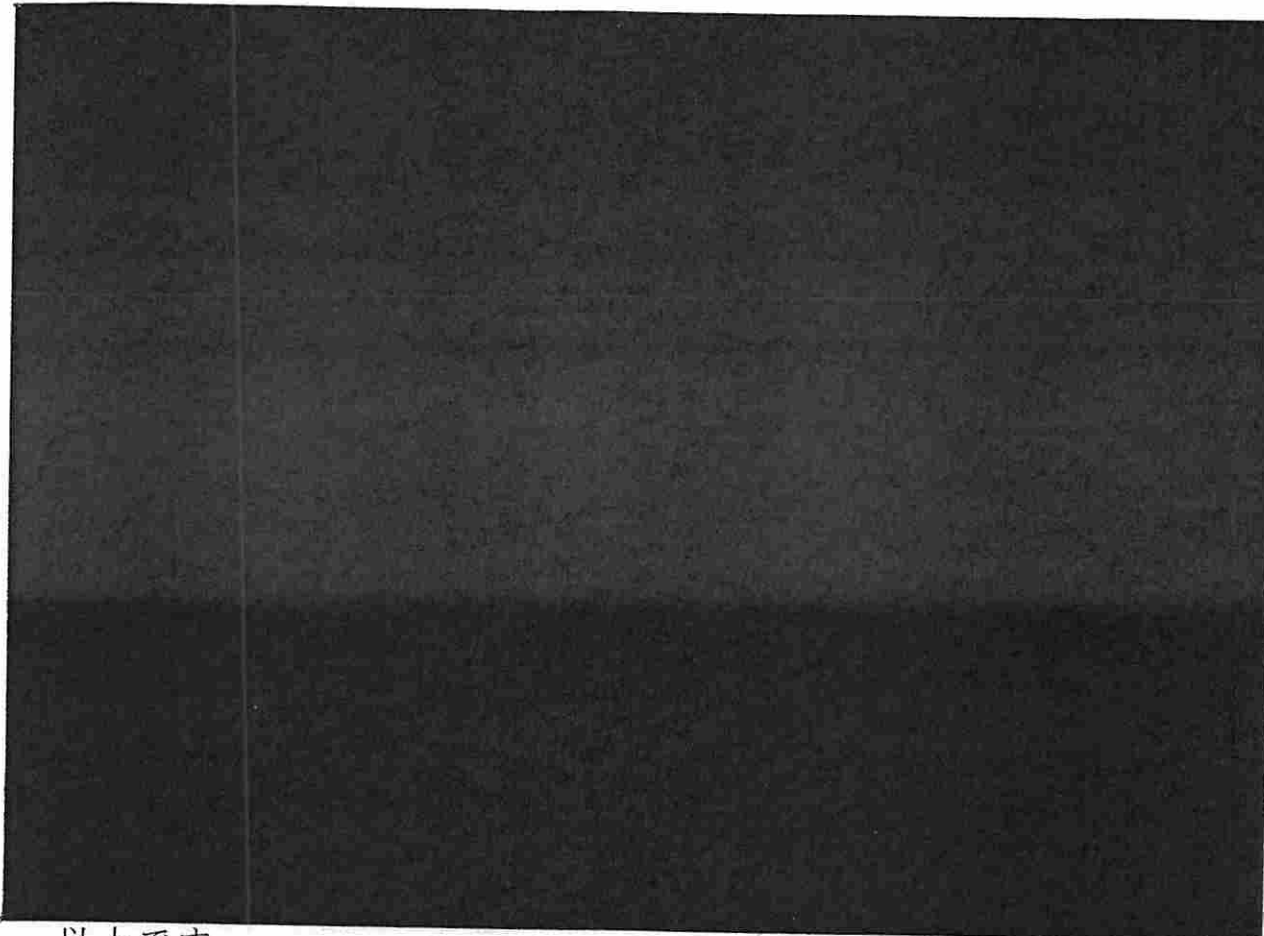
では、鳥取の松本啓介先生お願いします。

【鳥取県弁護士会(松本弁護士)】

鳥取の松本です。期は  期です。








以上です。

【刑弁教官(谷)】

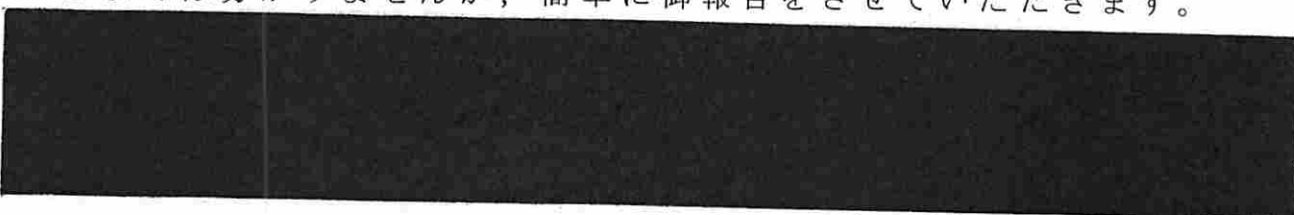
どうもありがとうございました。

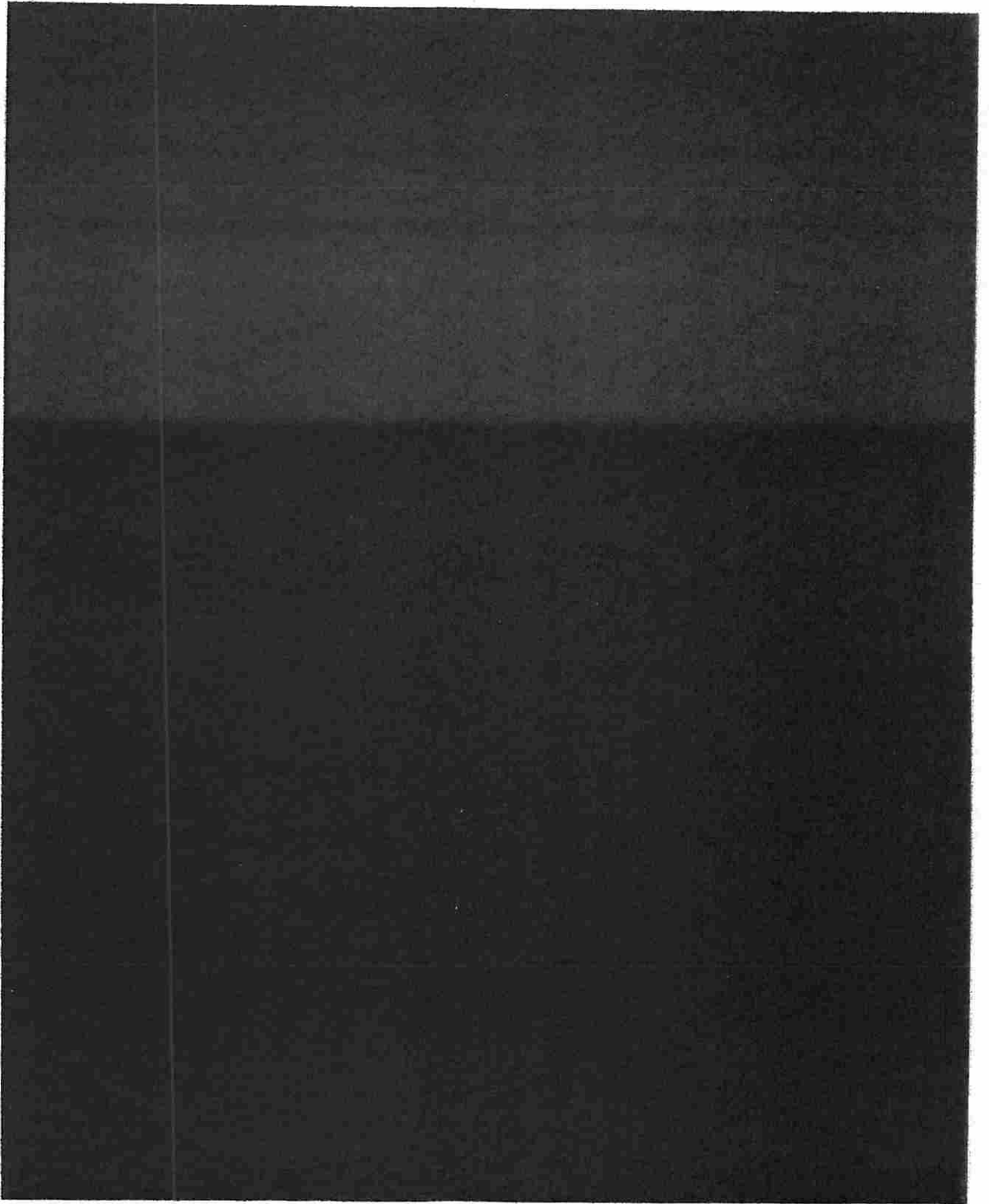
では島根県の安藤先生。

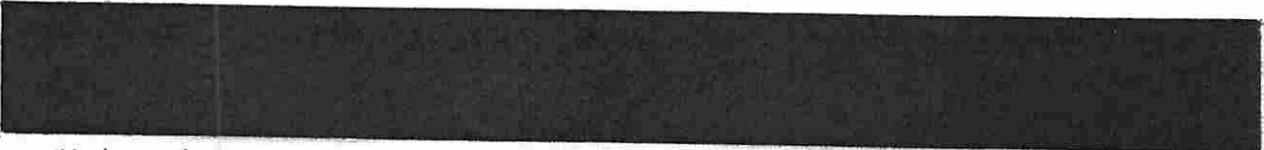
【島根県弁護士会(安藤弁護士)】

島根の安藤です。期は  期です。

今年から修習委員会の副部長を務めていますが、なかなか具体的な
ことまでは分かりませんが、簡単に御報告をさせていただきます。







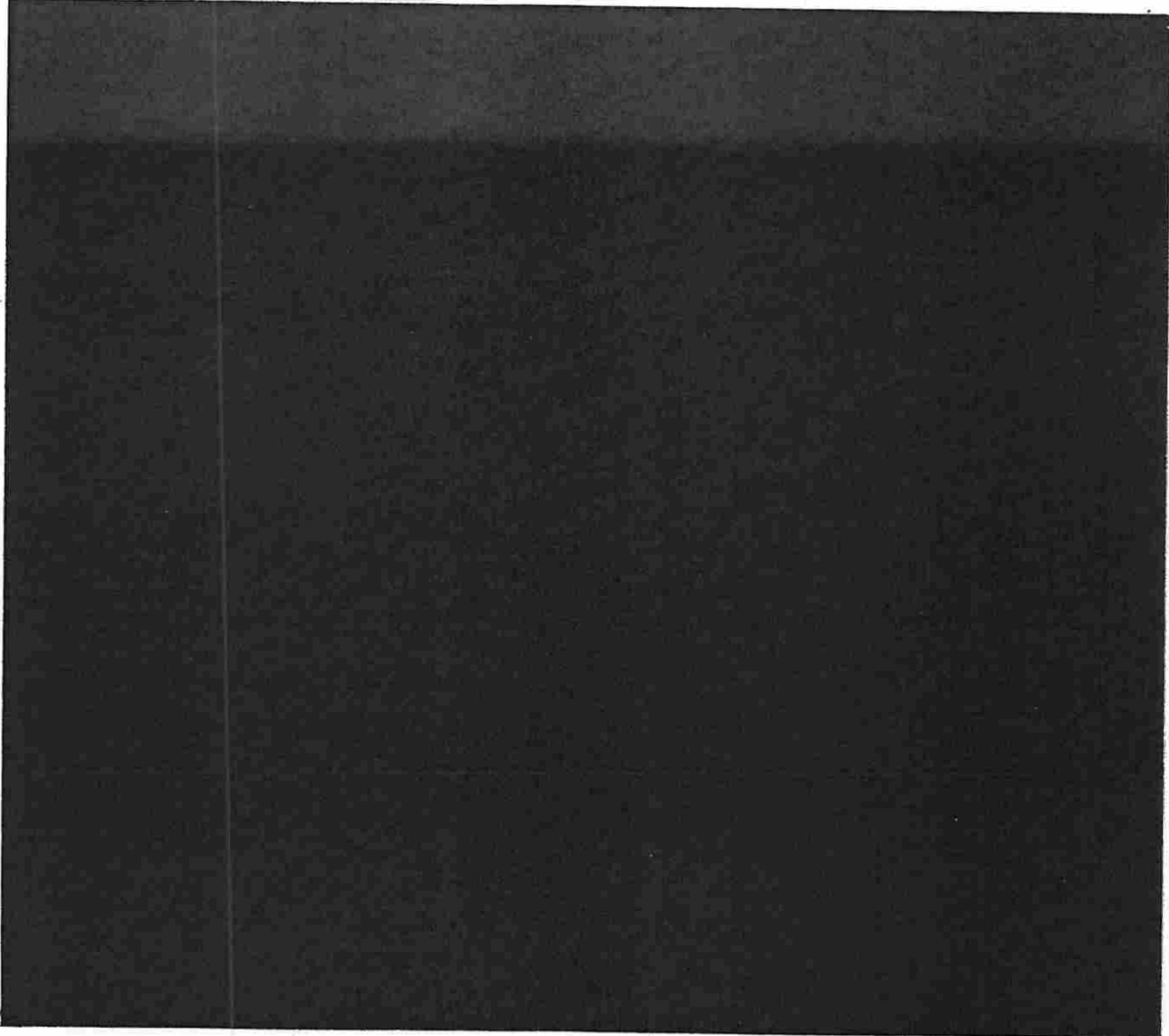
以上です。

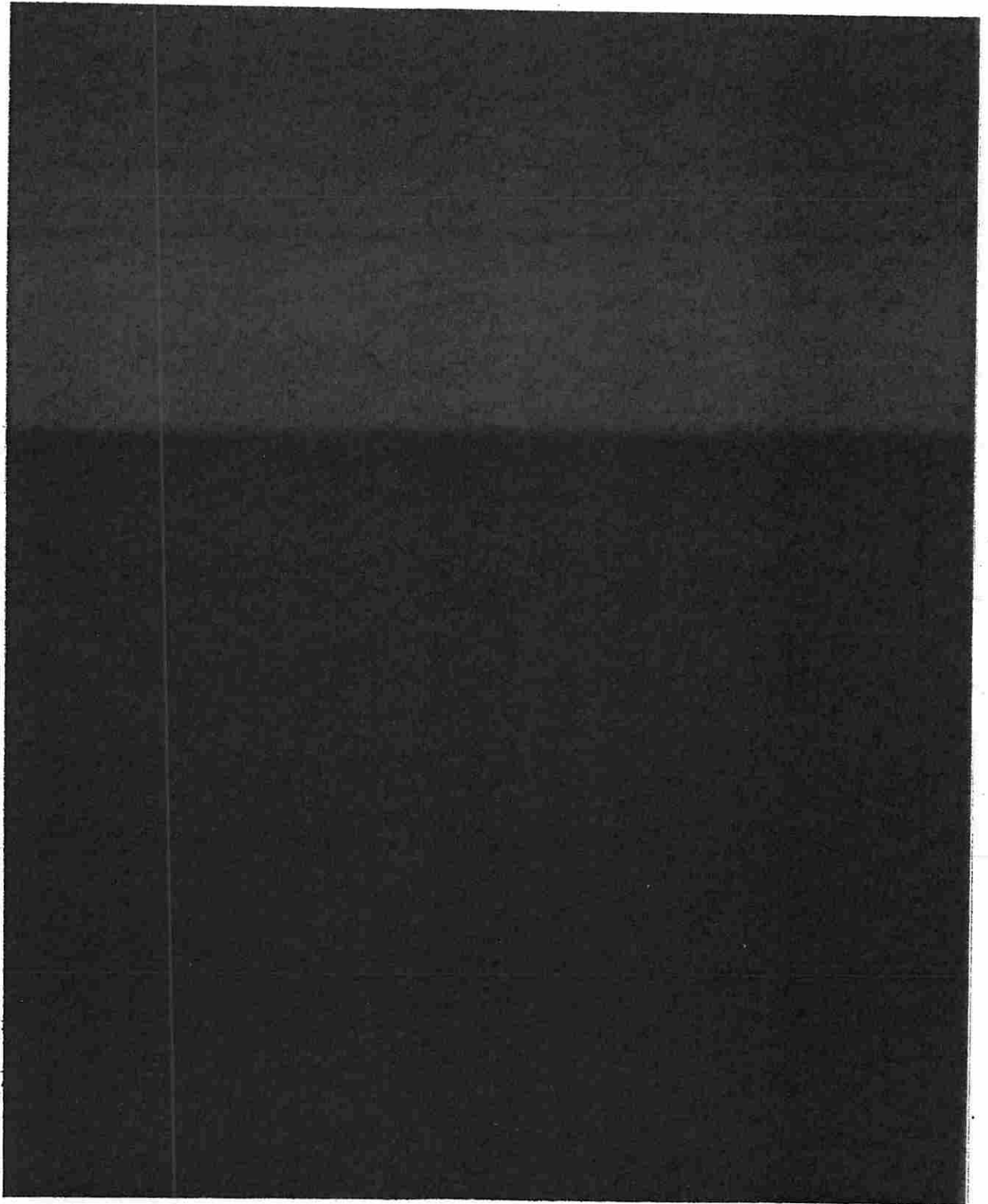
【刑弁教官(谷)】

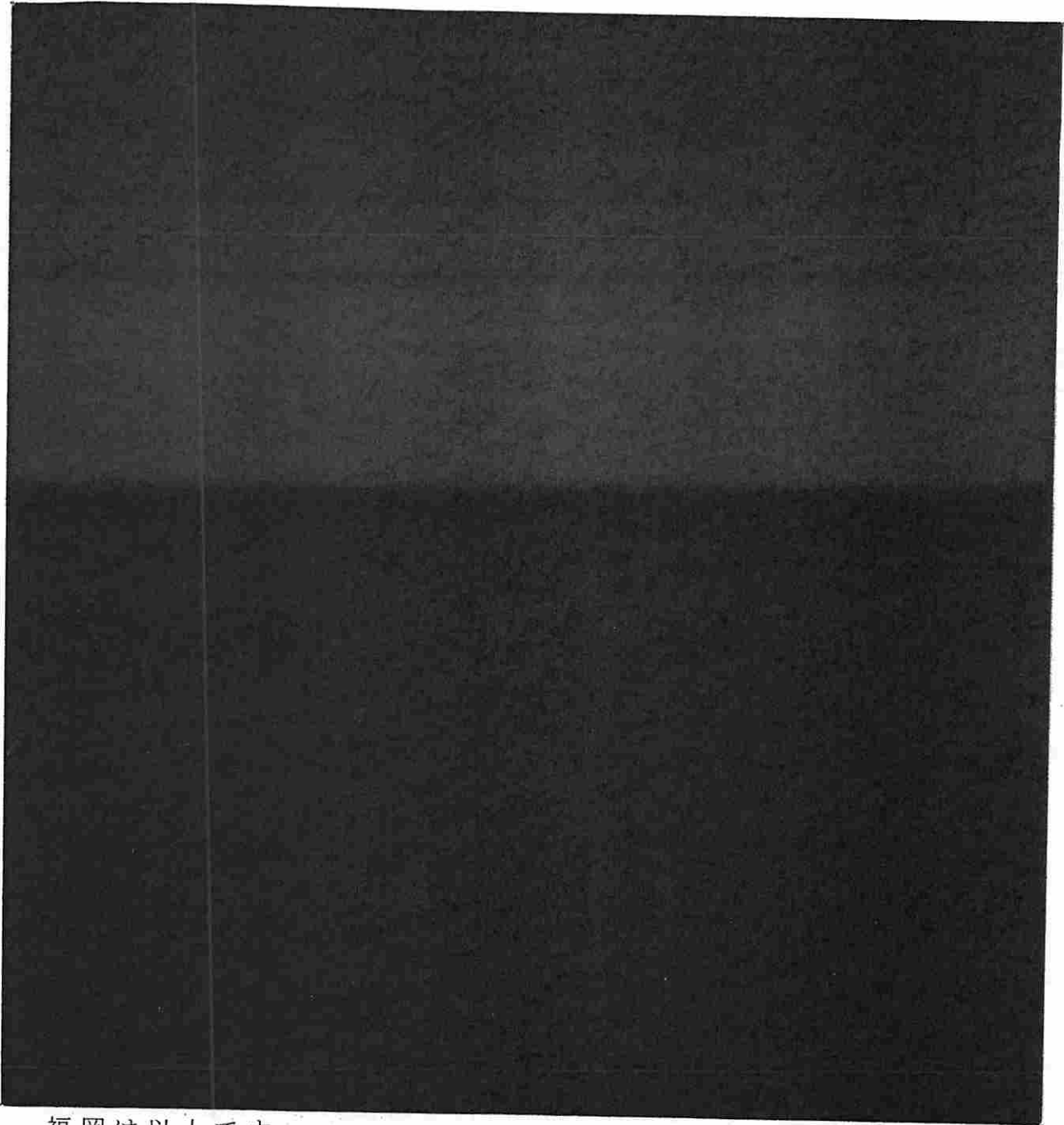
ありがとうございました。

では福岡県の松本佳郎先生お願いします。

【福岡県弁護士会(松本弁護士)】







福岡は以上です。

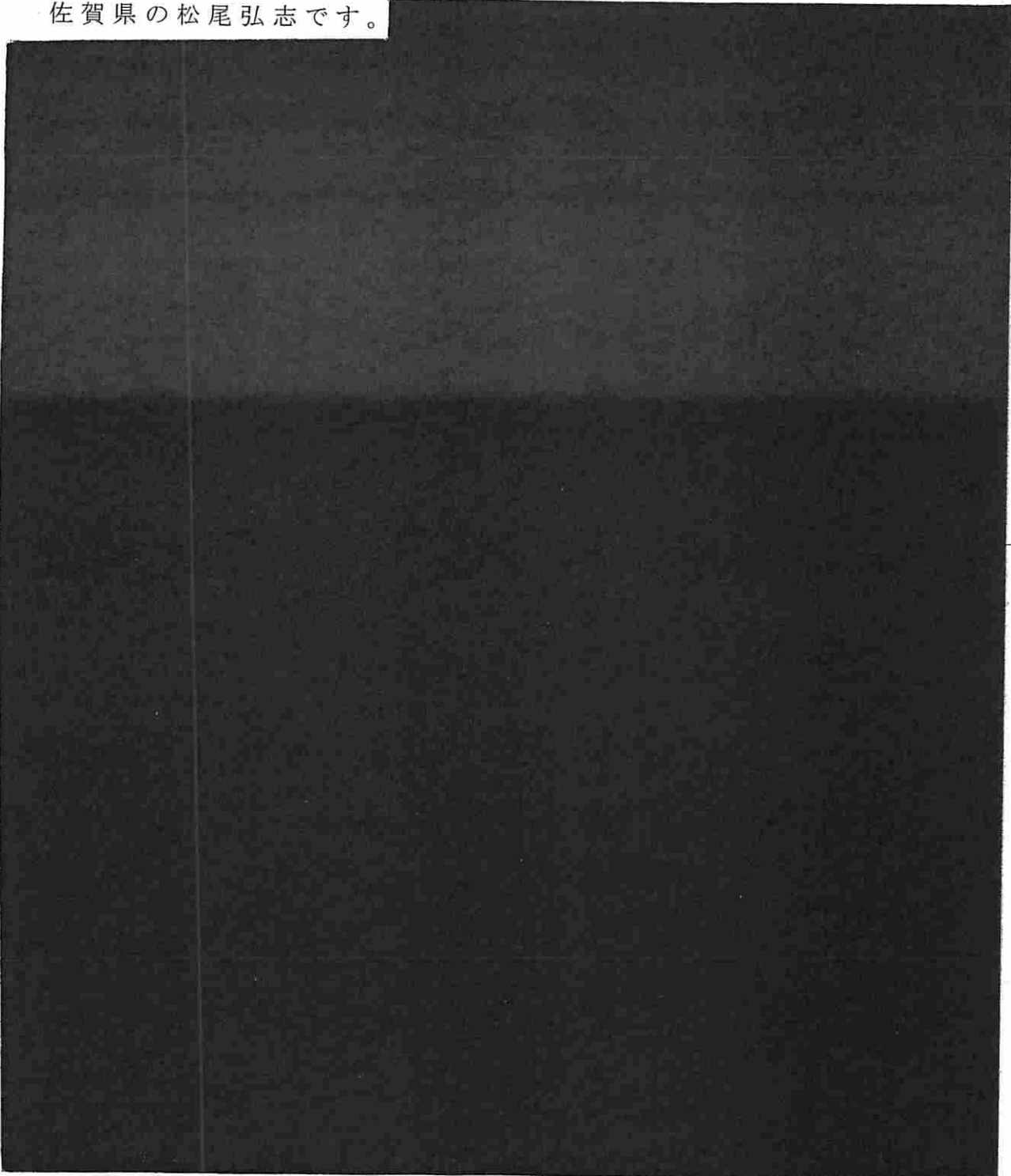
【刑弁教官(谷)】

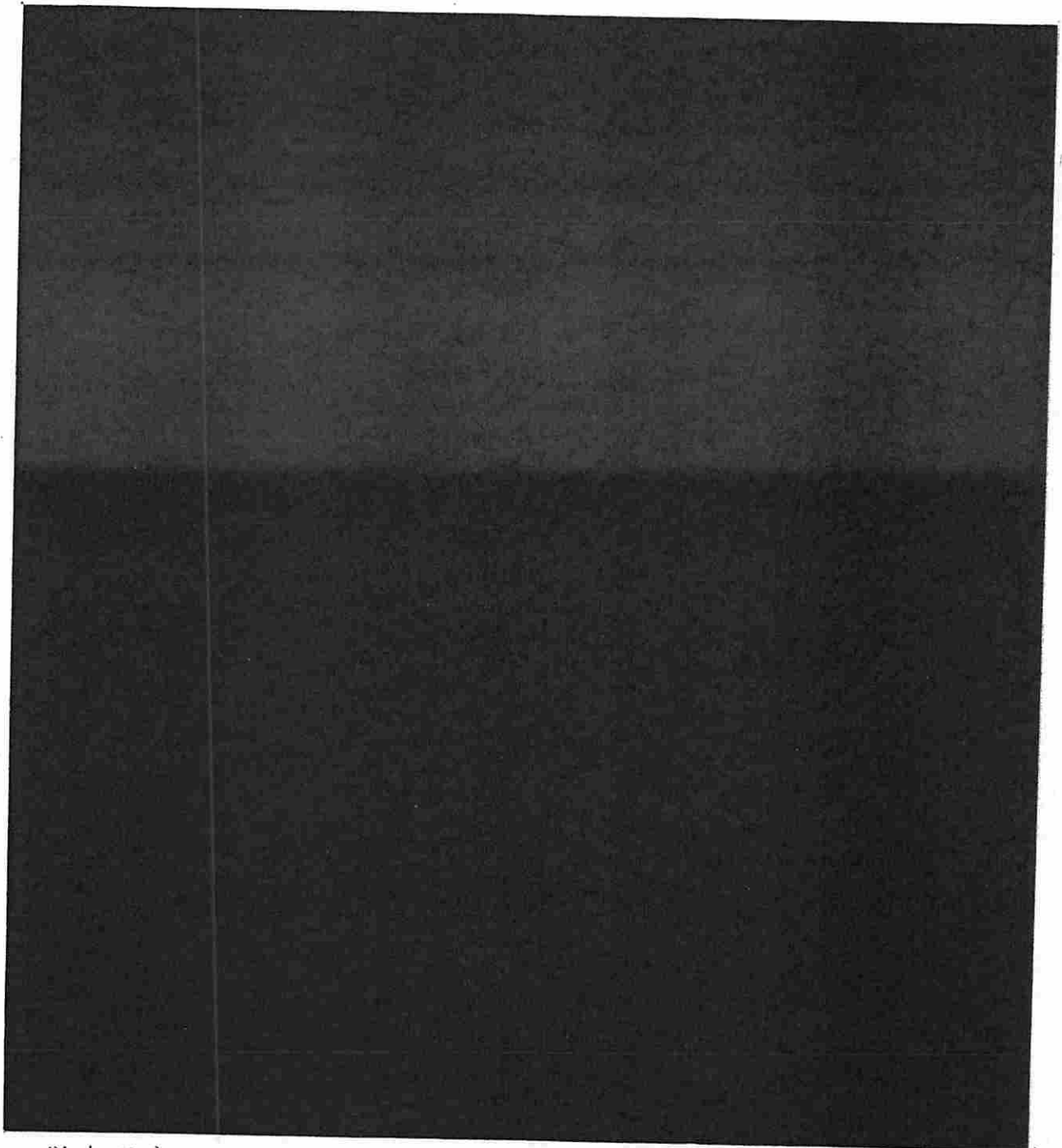
どうもありがとうございました。

では佐賀の松尾先生お願いします。

【佐賀県弁護士会(松尾弁護士)】

佐賀県の松尾弘志です。





以上です。

【刑弁教官(谷)】

どうもありがとうございました。

長崎の中西先生お願いします。

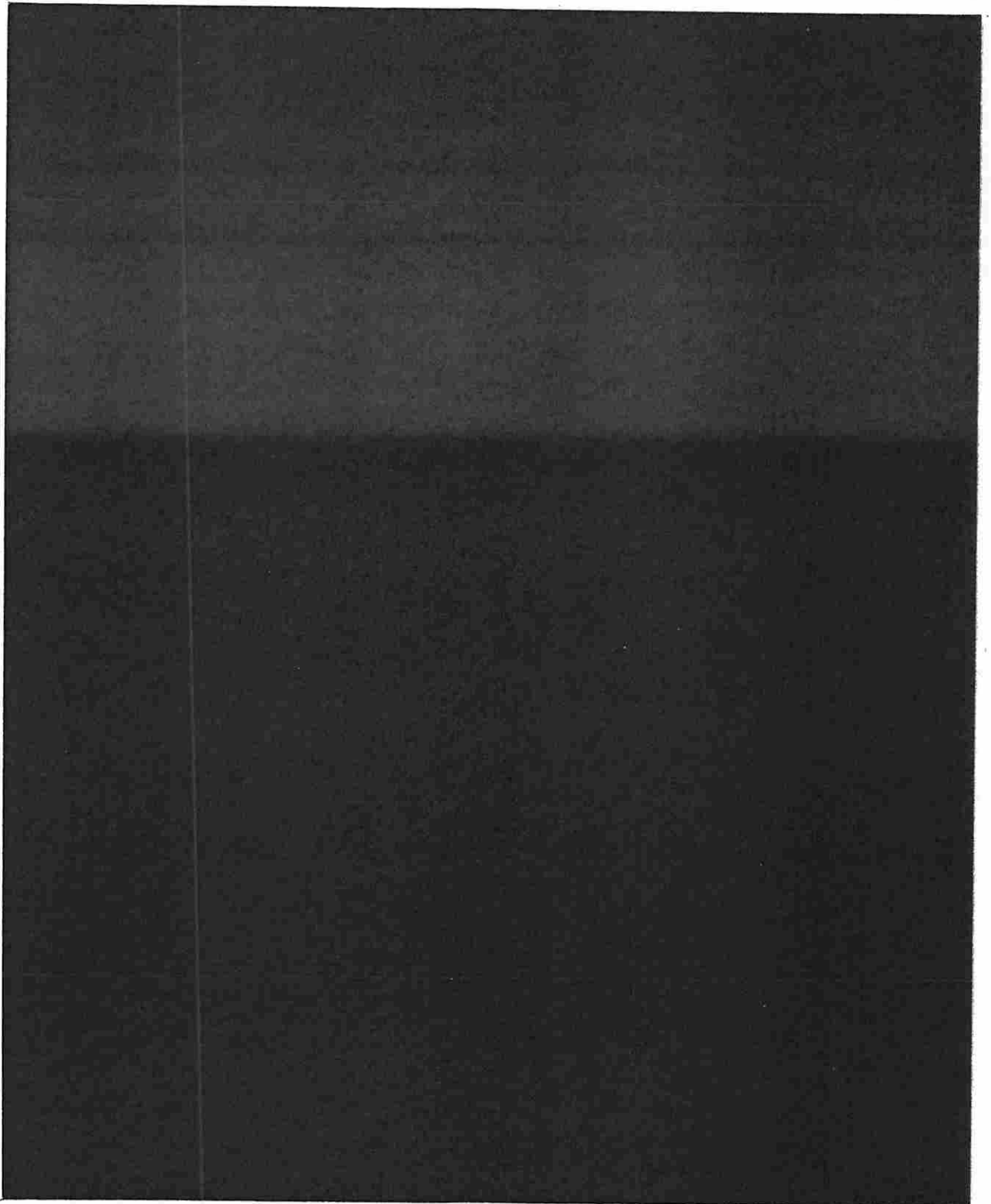
【長崎県弁護士会(中西弁護士)】

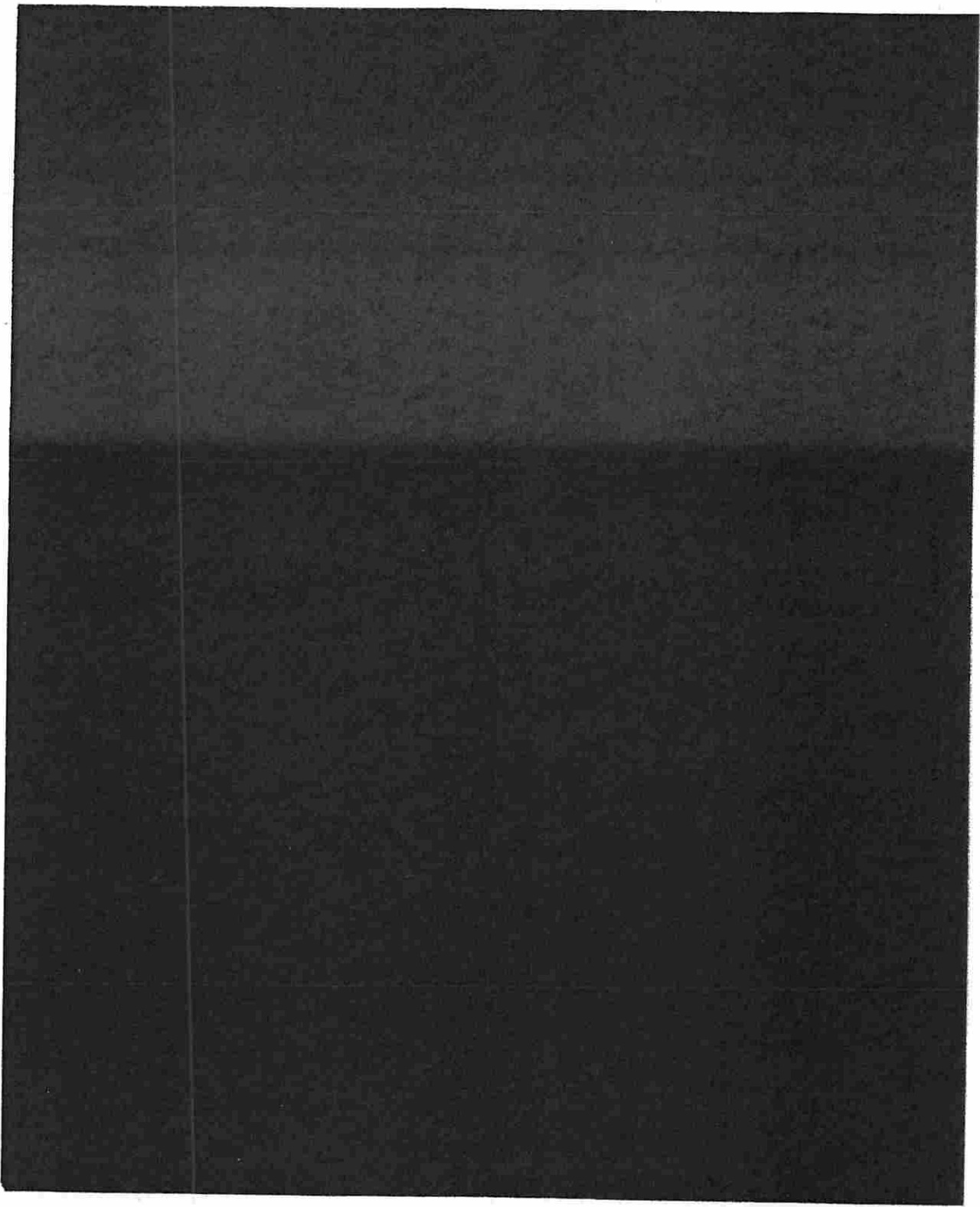
長崎の中西です。

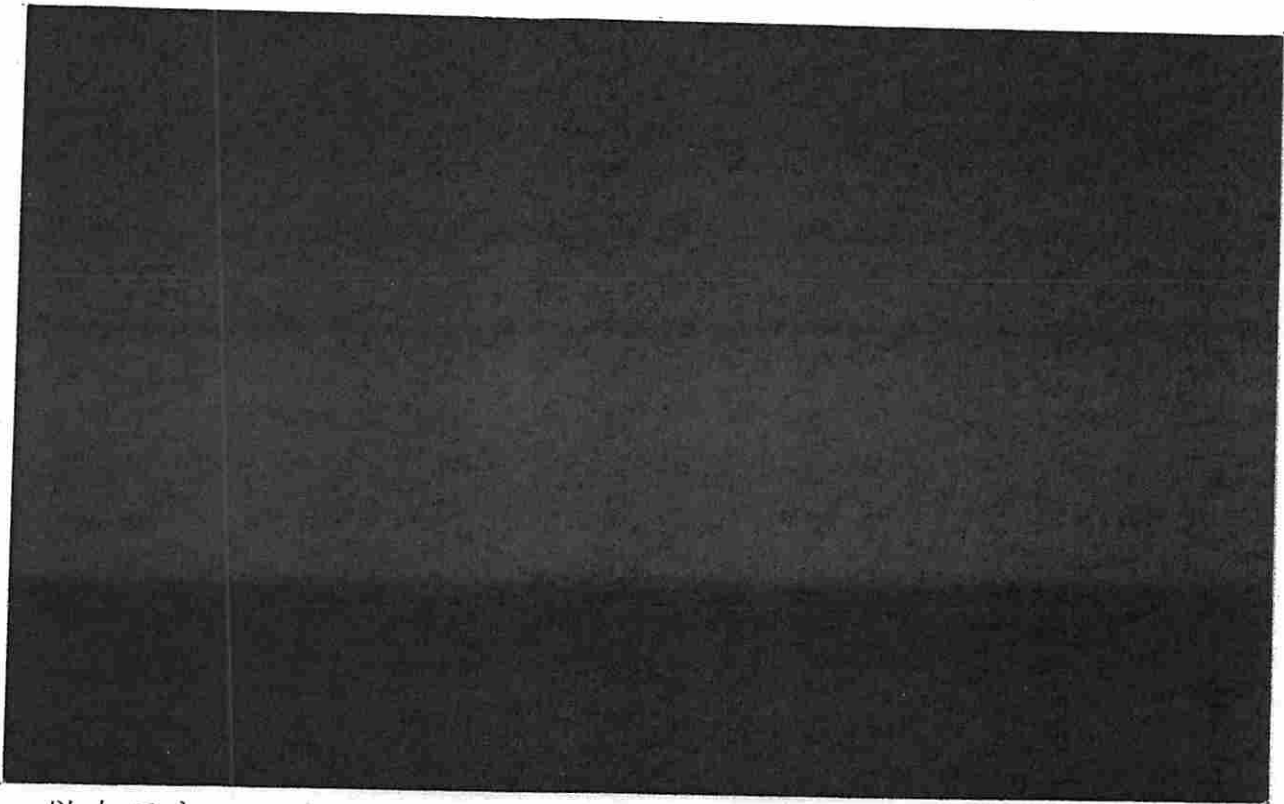
去年もこの指担協に来させていただきました。

今年は1月から修習委員会の副委員長をさせていただいております。

期は■期で■年目ですが、小規模単位会の特性で、私も修習担当を4年ぐらいはやっております。







以上です。

【刑弁教官(谷)】

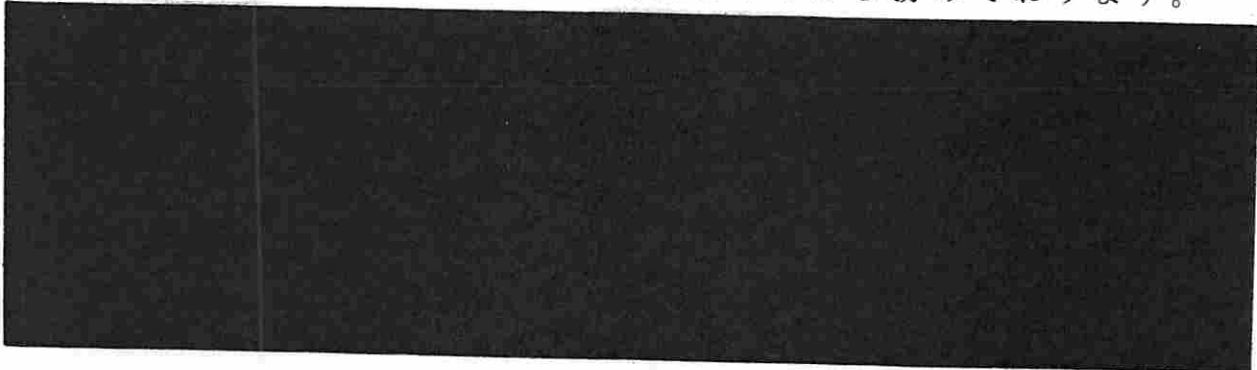
ありがとうございました。

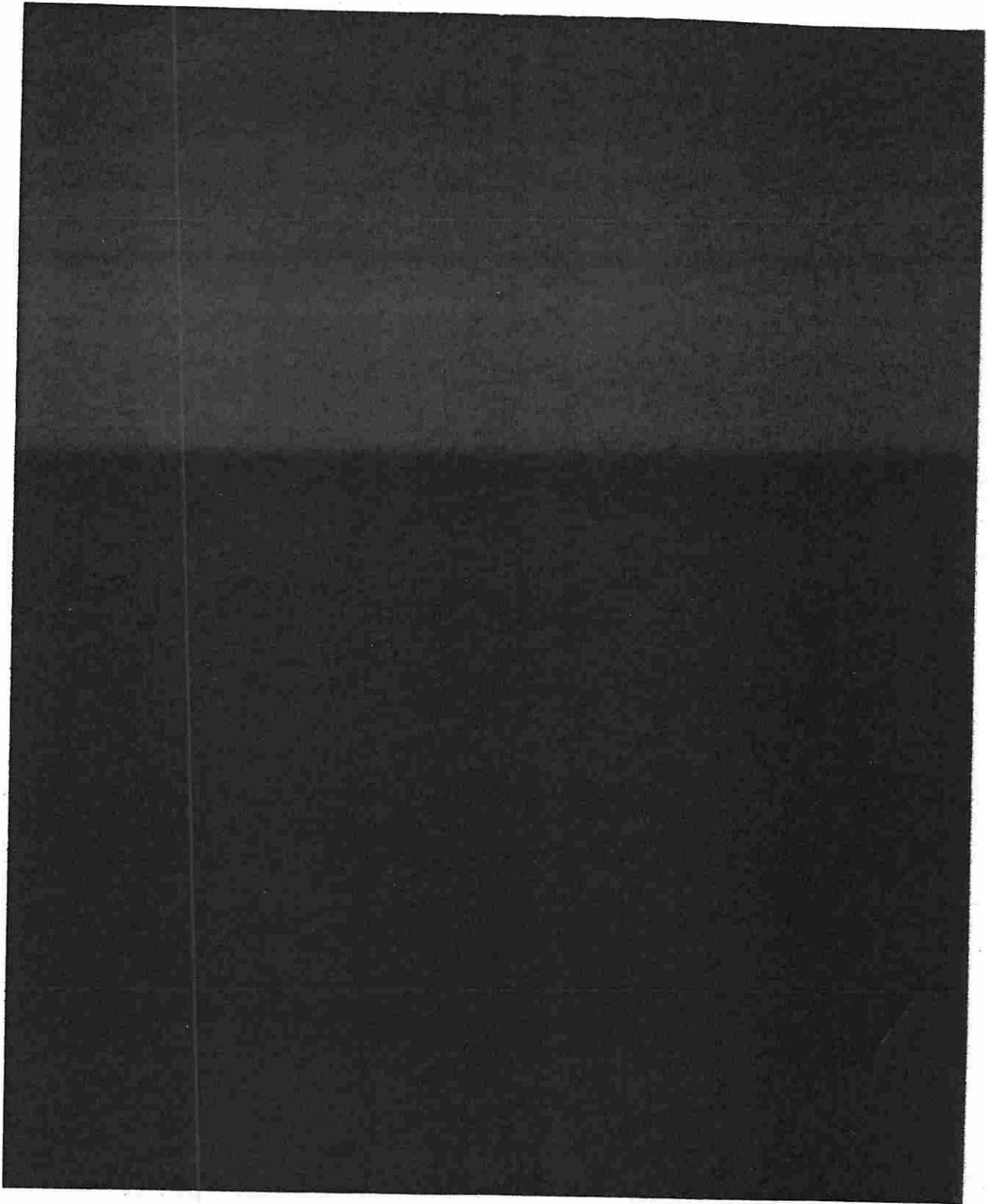
では大分の大森先生お願いします。

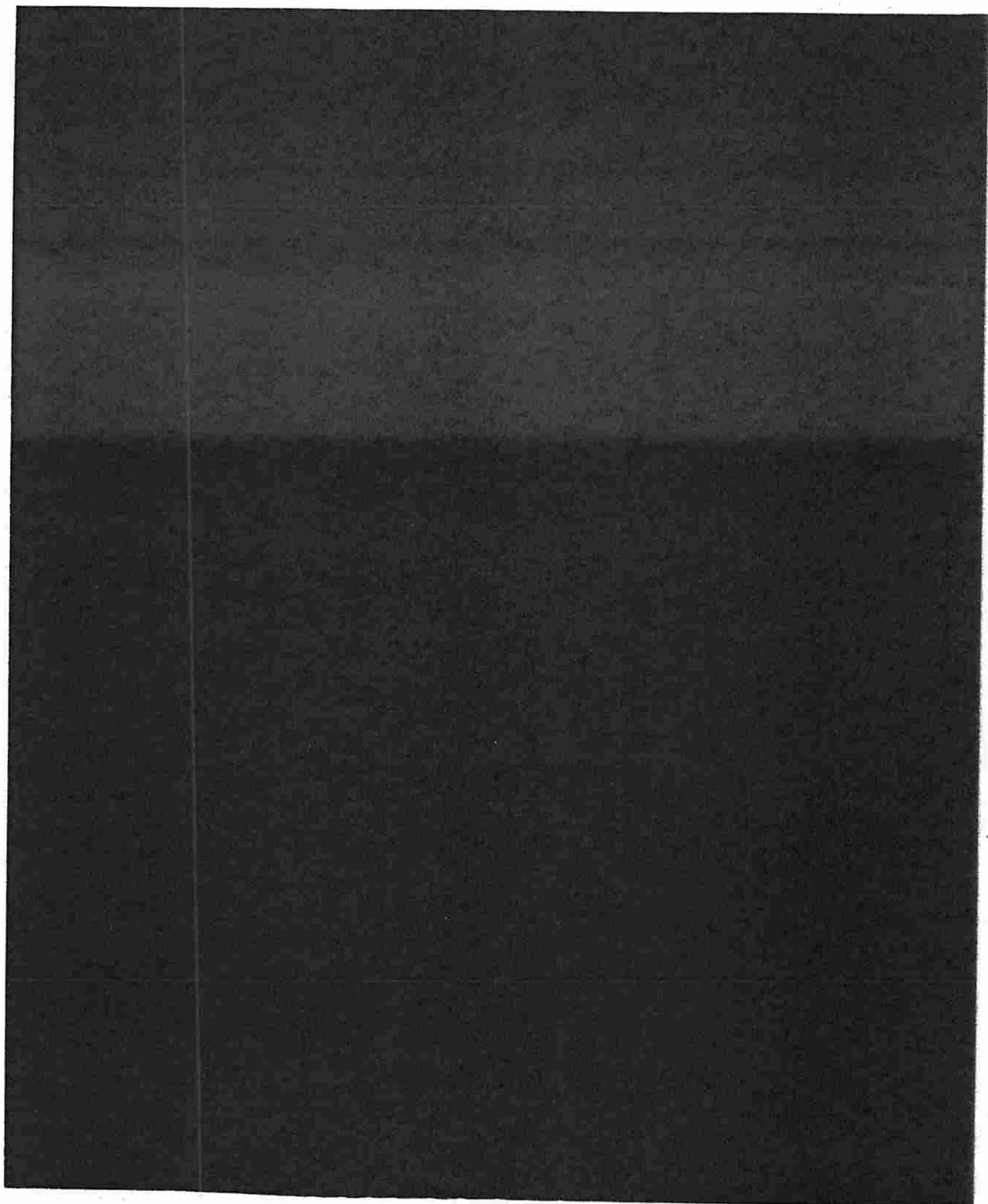
【大分県弁護士会(大森弁護士)】

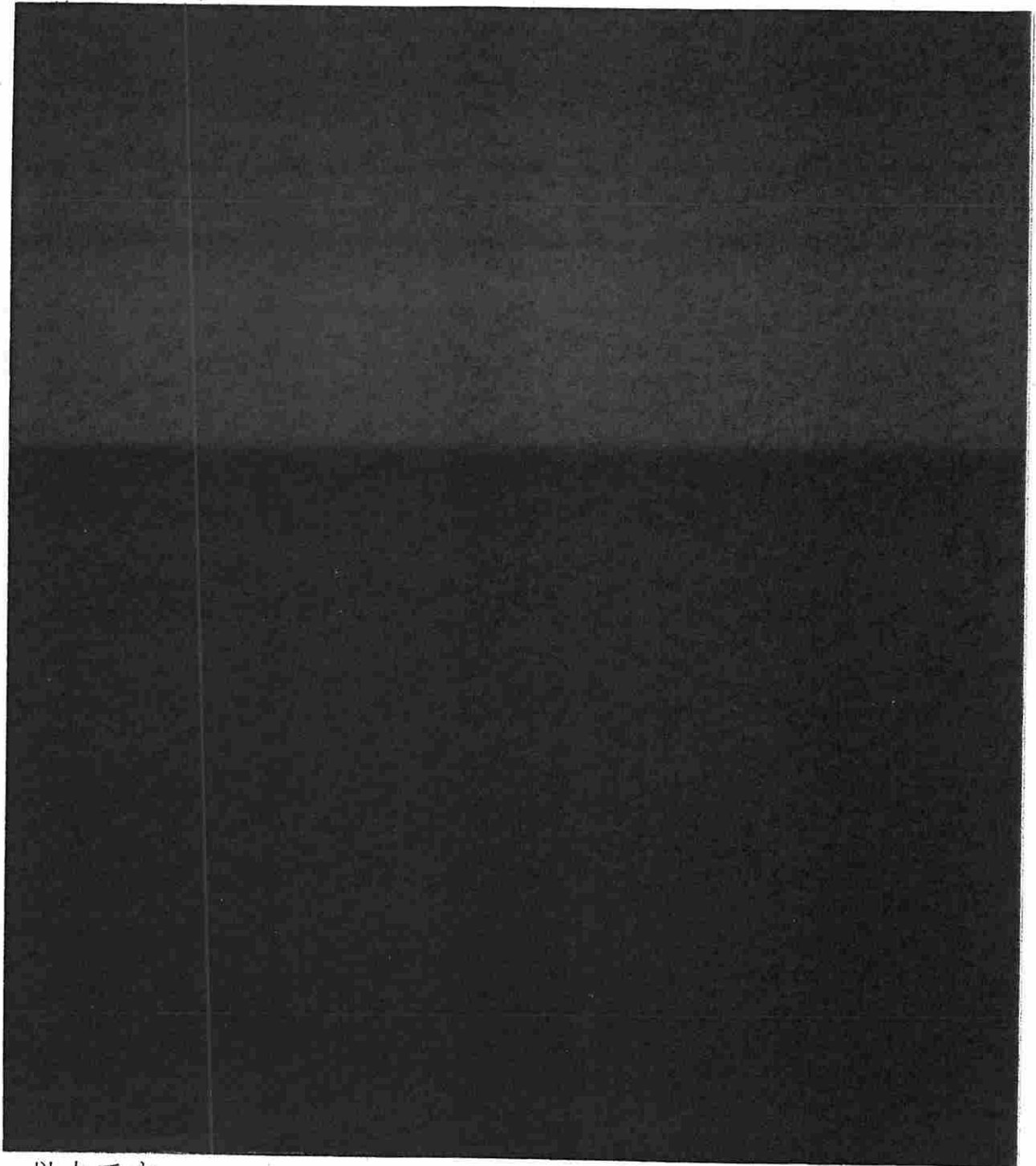
大分の大森です。

修習は ■■■ 期で、大分の修習委員長を今年から務めております。









以上です。

【刑弁教官(谷)】

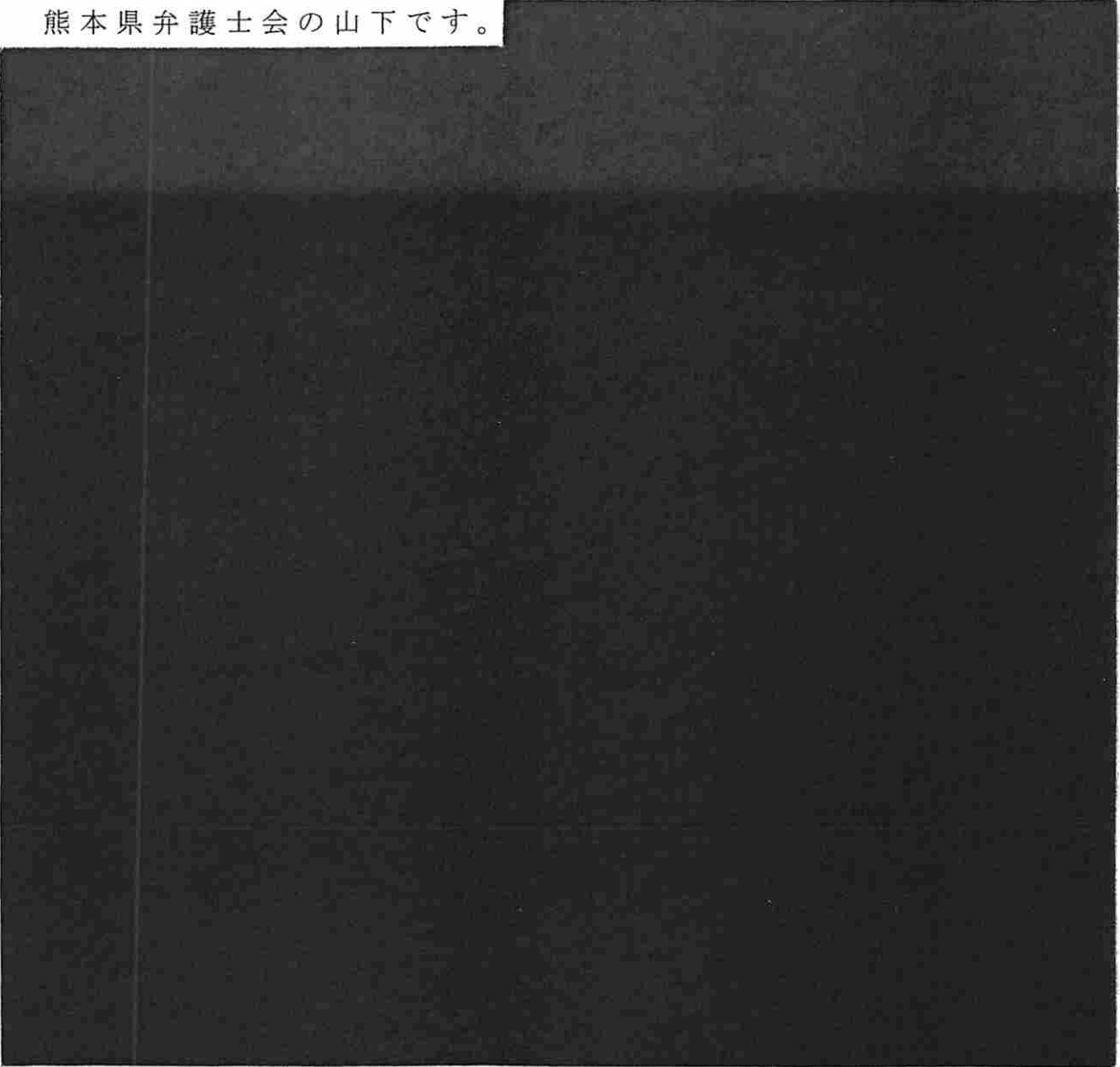
ありがとうございました。

今、御質問が出ていますので、このあと発言される方で、その点について、もしコメントができればしていただくということで、よろしくお願い致します。

熊本の山下先生お願いします。

【熊本県弁護士会(山下弁護士)】

熊本県弁護士会の山下です。





以上です。

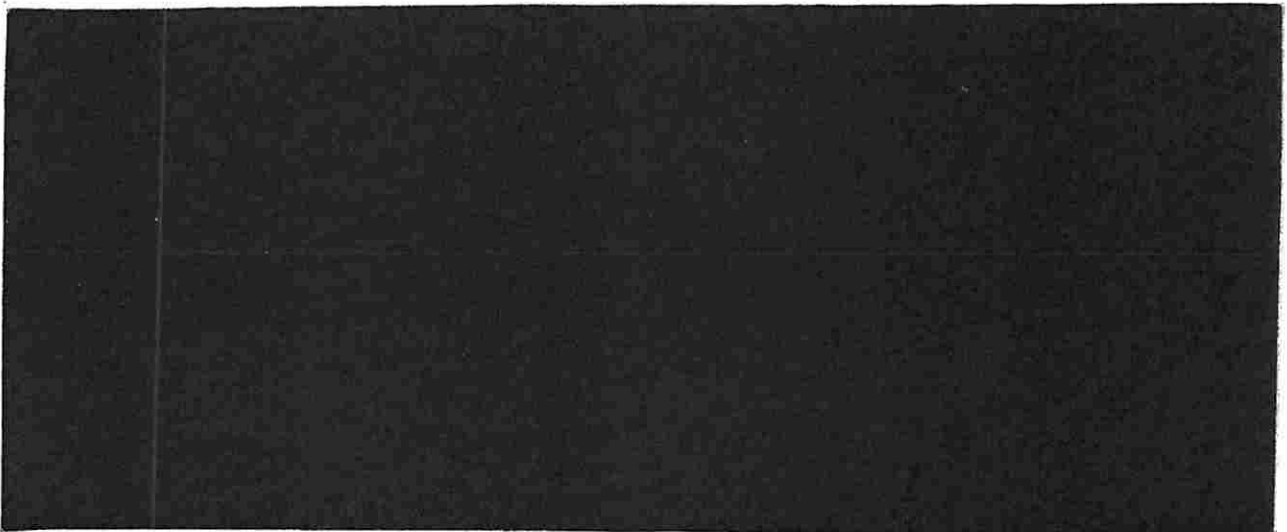
【刑弁教官(谷)】

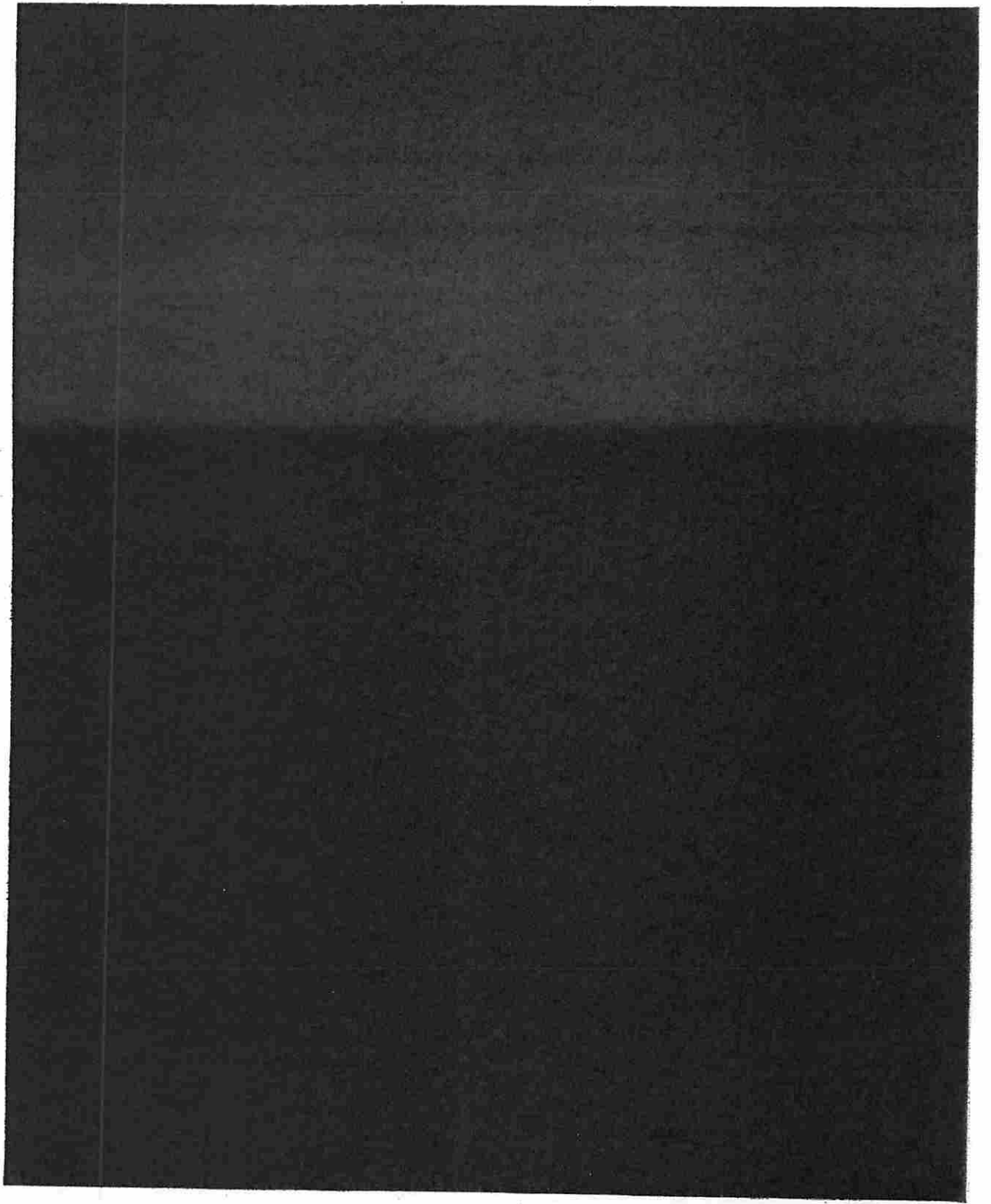
ありがとうございました。

それでは鹿児島の大脇先生お願いします。

【鹿児島県弁護士会(大脇弁護士)】

鹿児島の大脇です。







概ね、以上のような状況です。

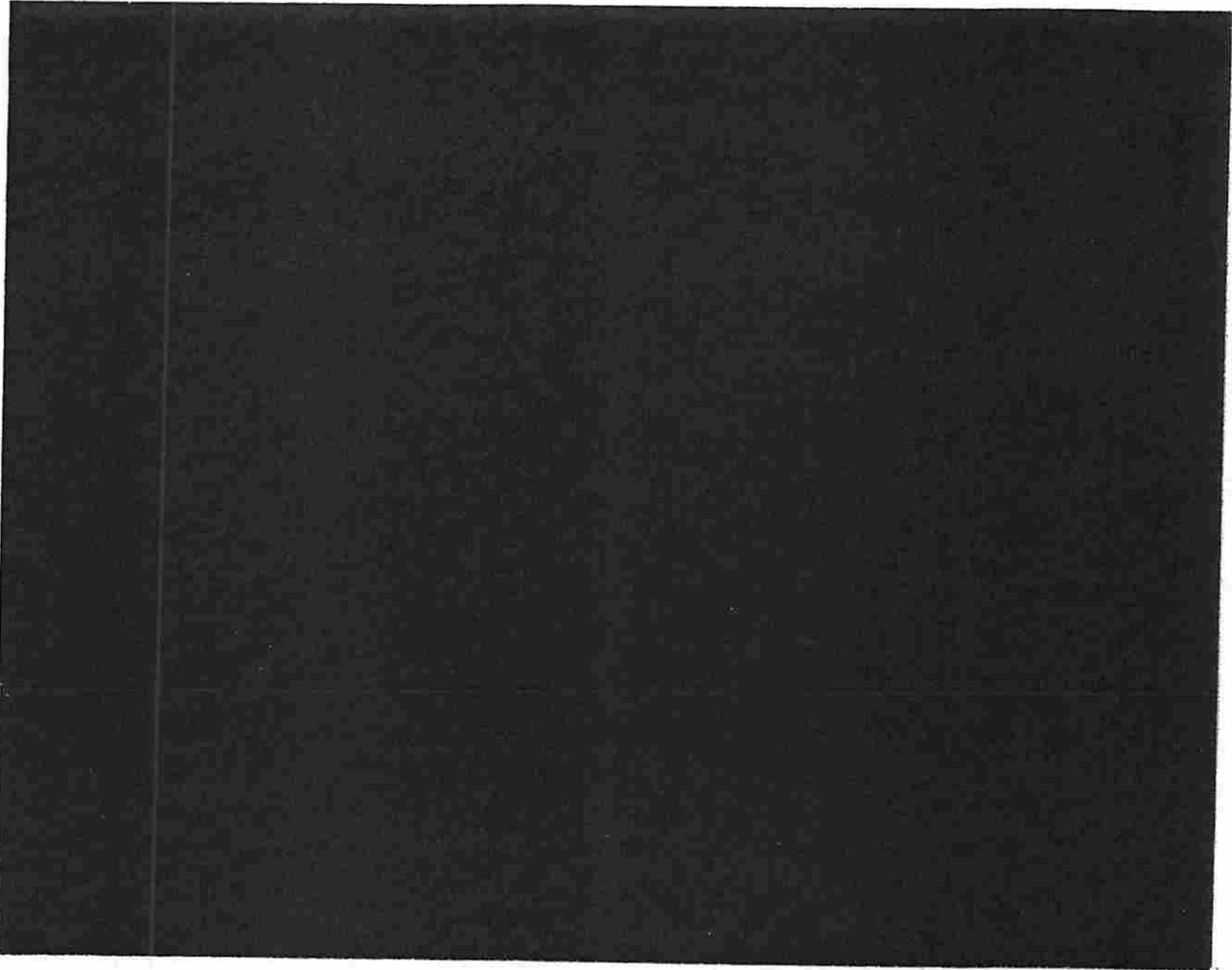
【刑弁教官(谷)】

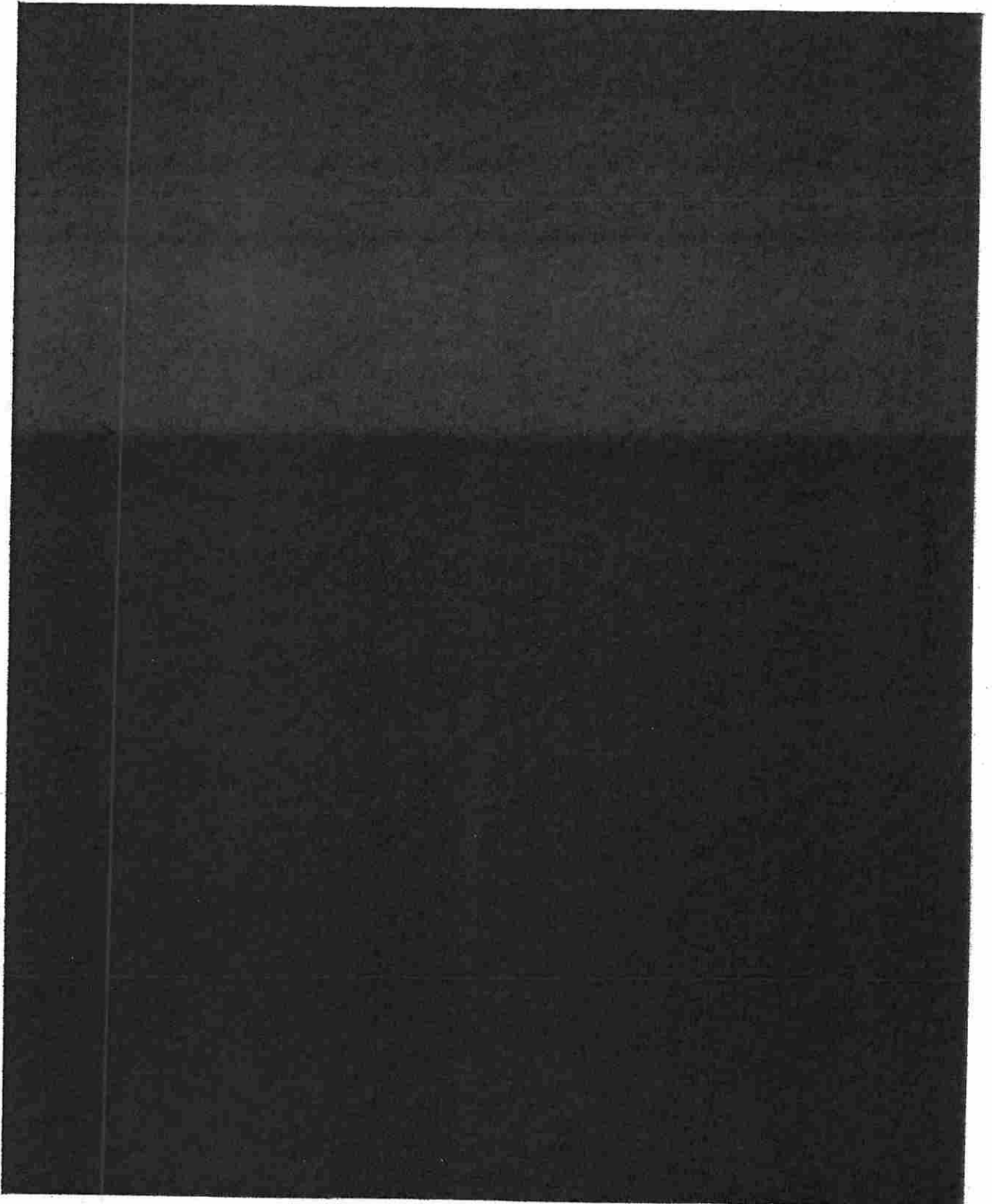
ありがとうございました。


では宮崎県の萩元先生よろしく申し上げます。

【宮崎県弁護士会(萩元弁護士)】

宮崎から報告します。







以上です。

【刑弁教官(谷)】

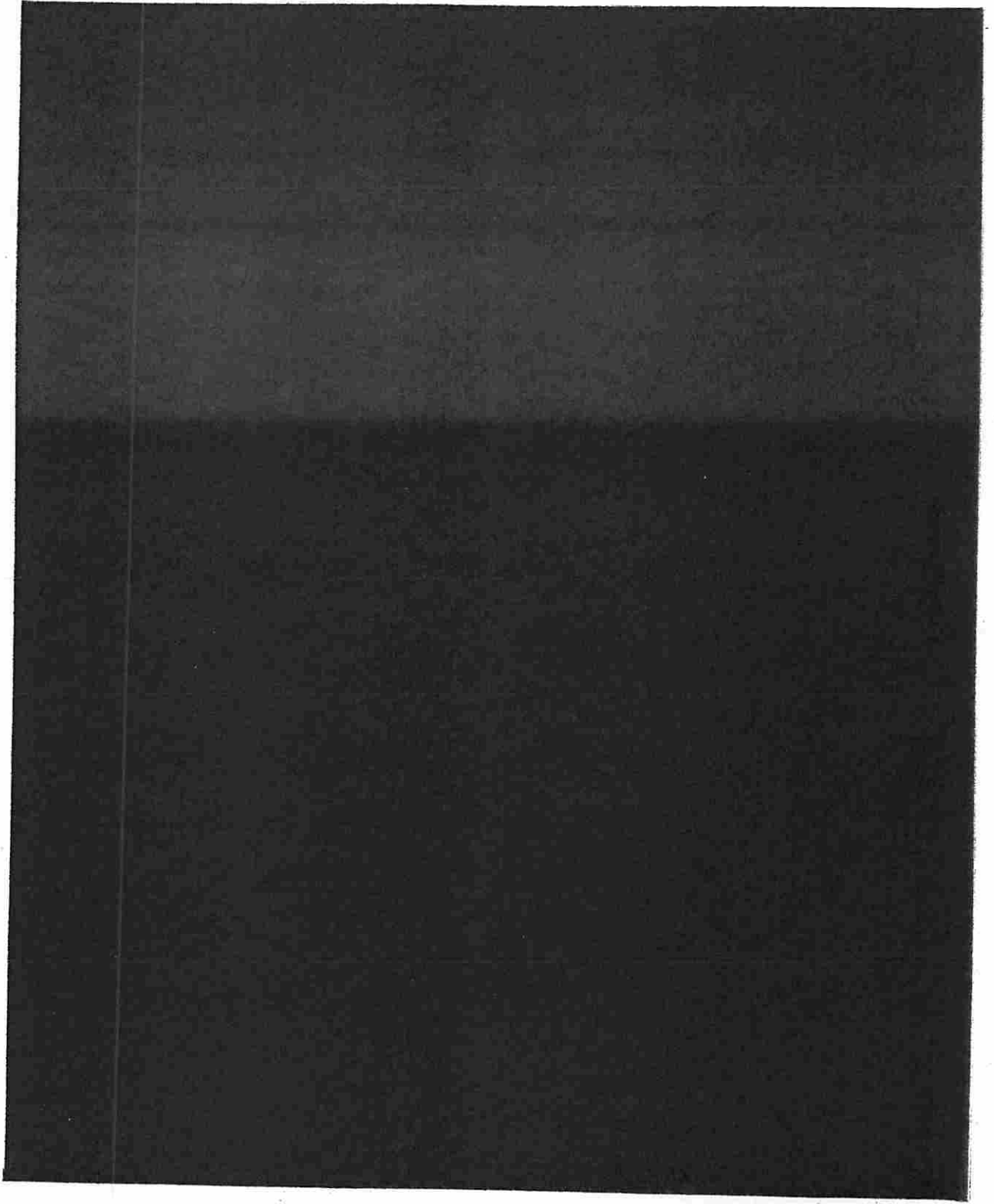
ありがとうございました。

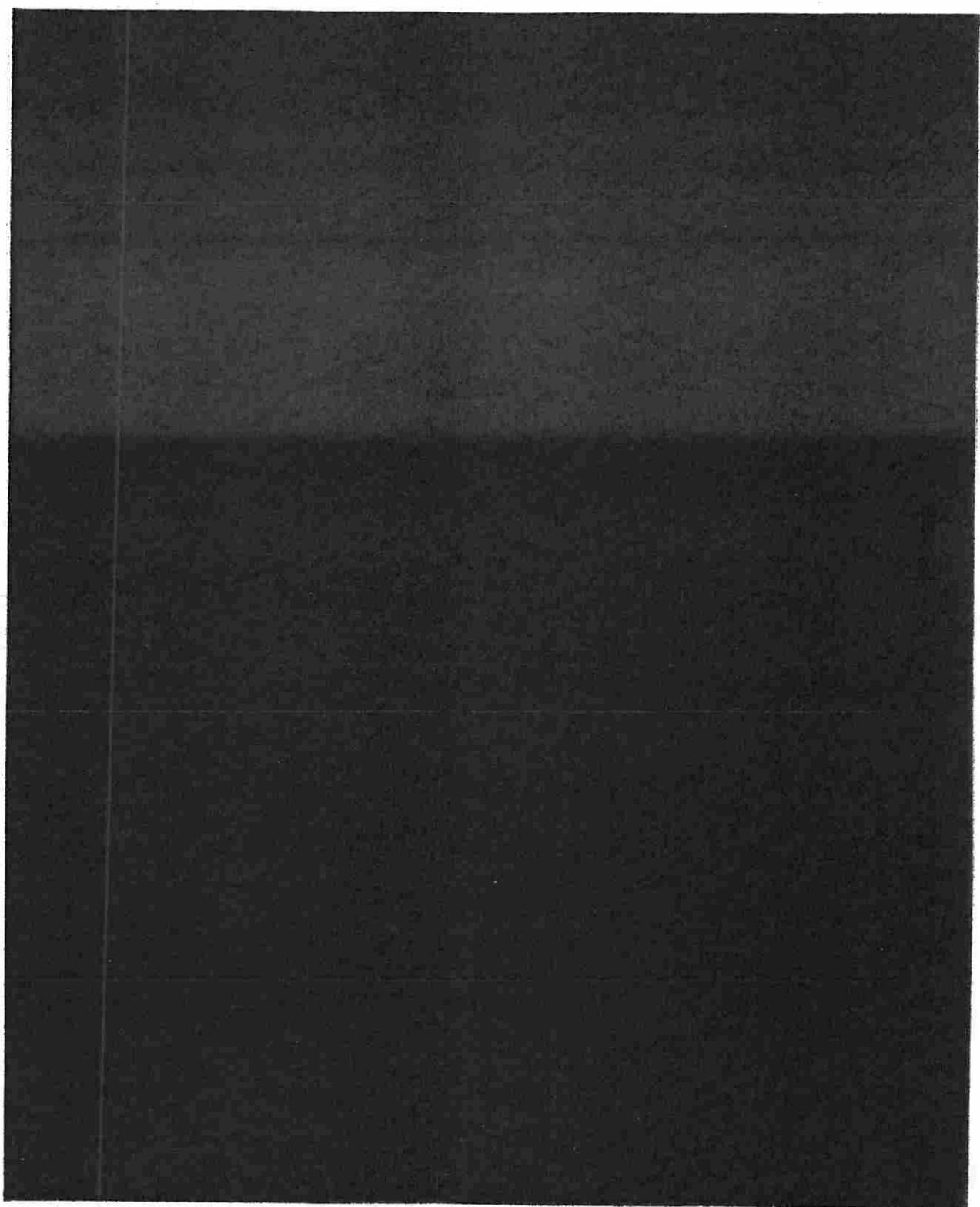
それでは、沖縄の池田先生お願いします。

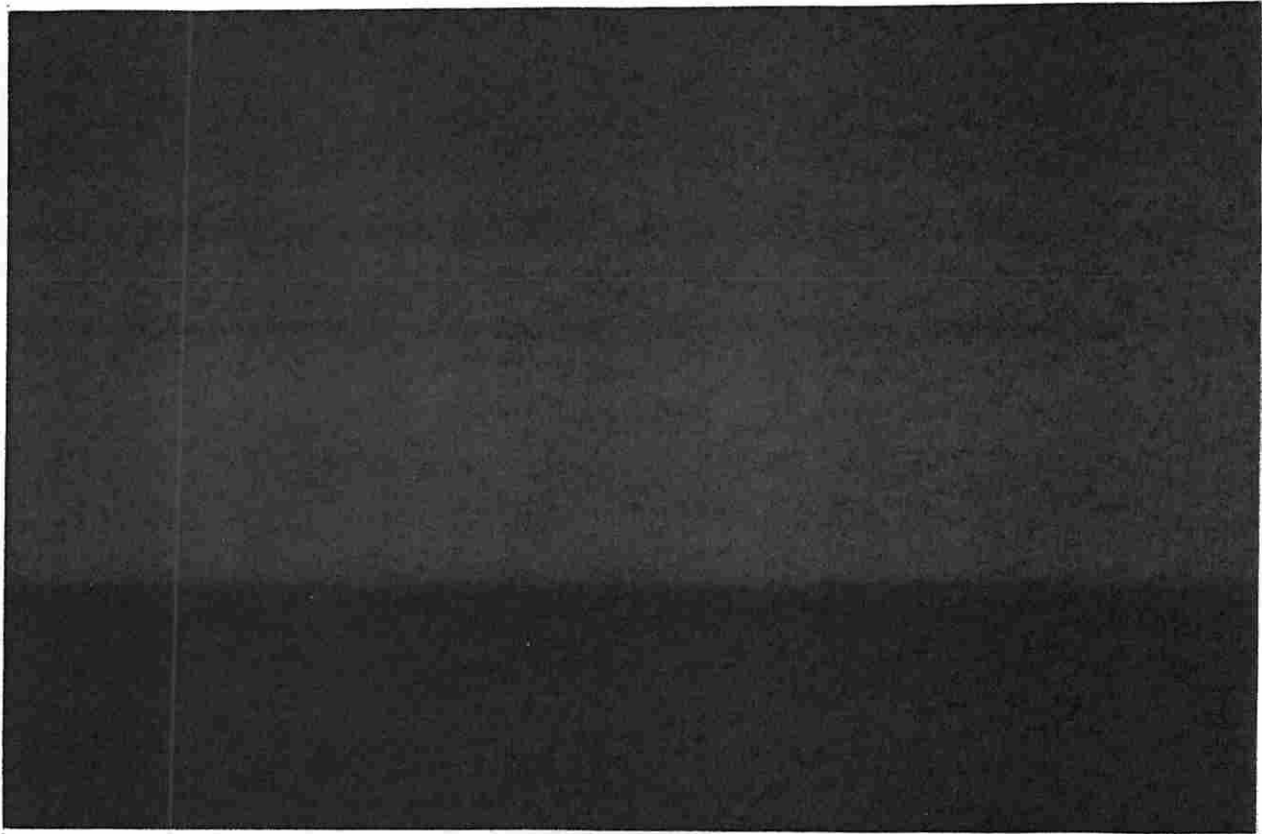
【沖縄弁護士会(池田弁護士)】

沖縄の池田です。









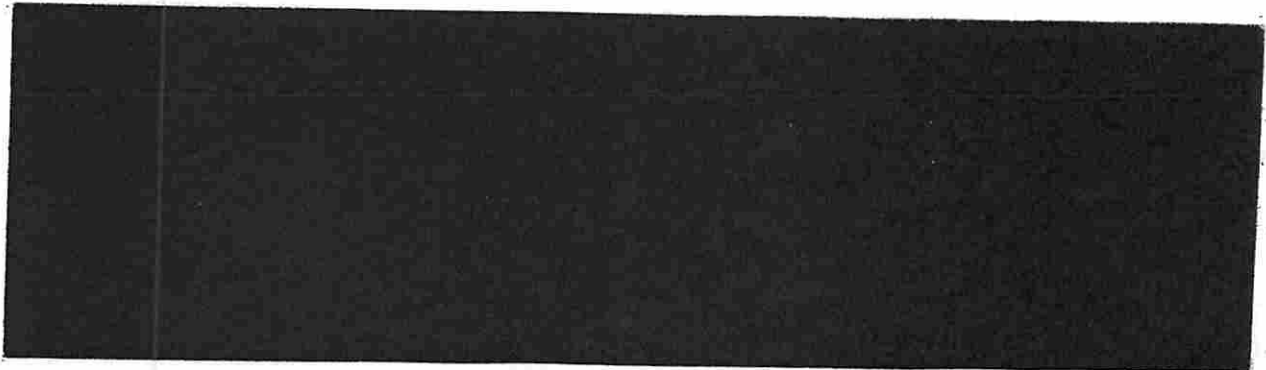
以上です。

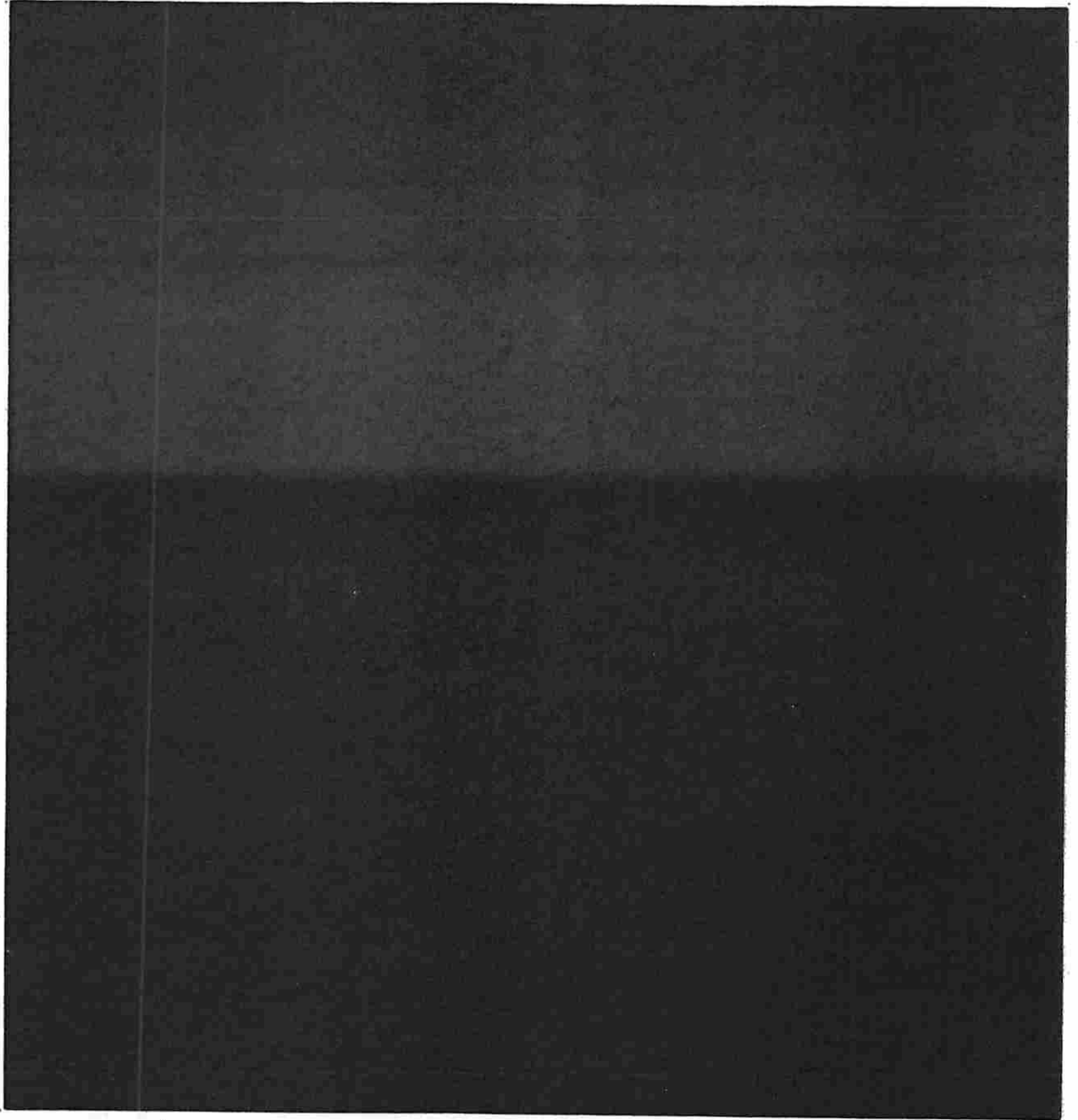
【刑弁教官(谷)】

ありがとうございました。では香川県弁護士会の関谷先生お願いします。

【香川県弁護士会(関谷弁護士)】

香川の関谷です。





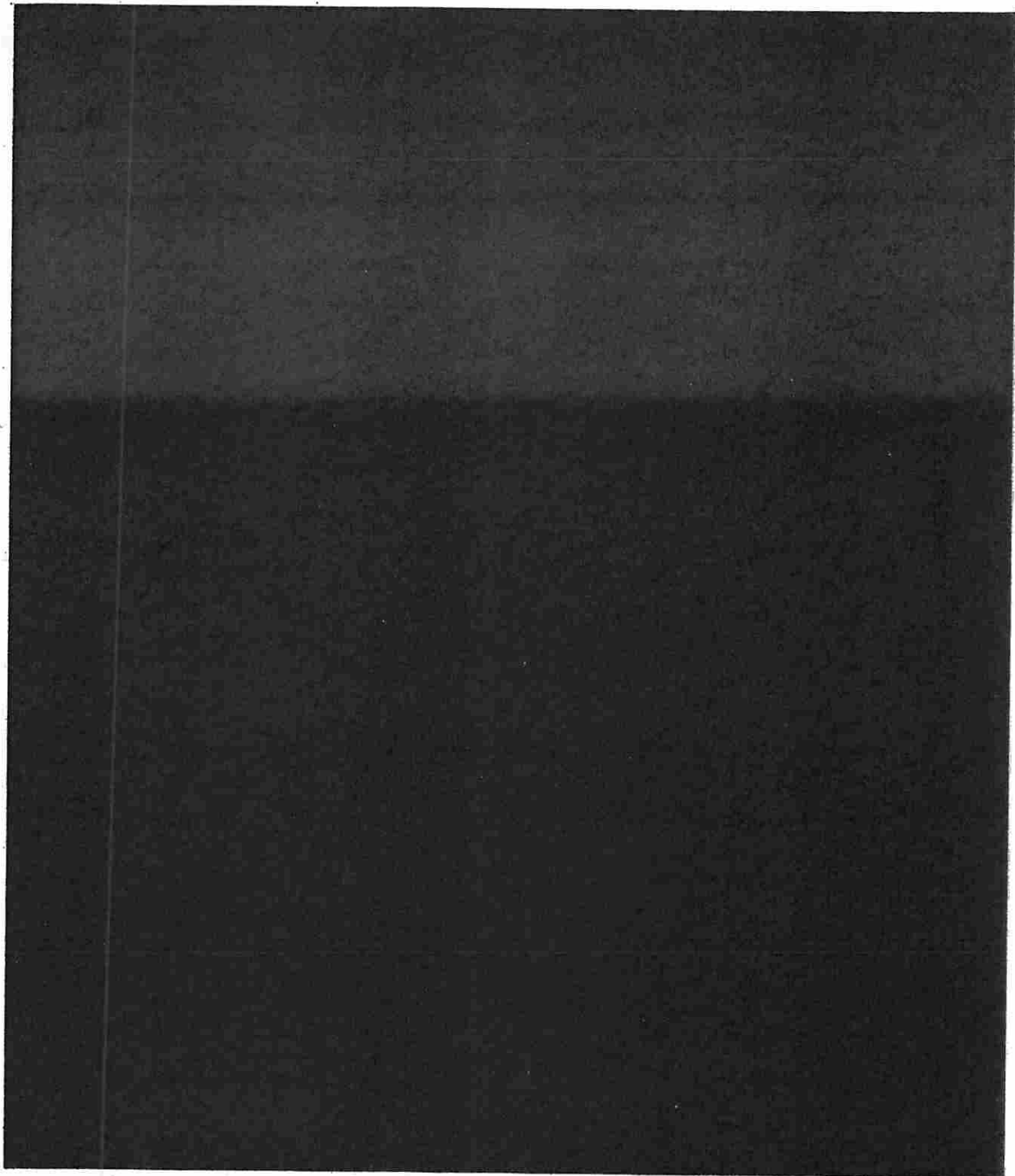
以上です。

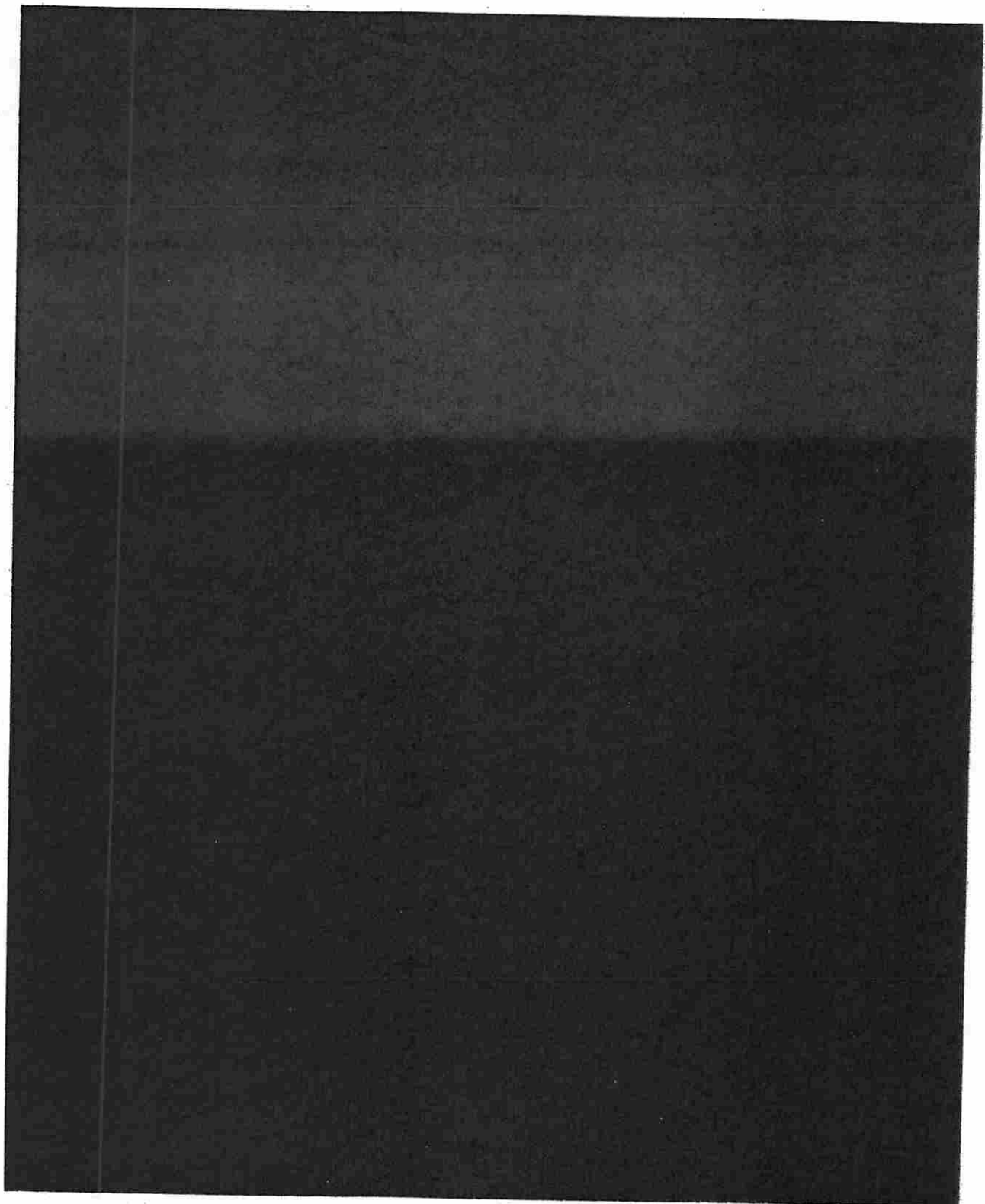
【刑弁教官(谷)】

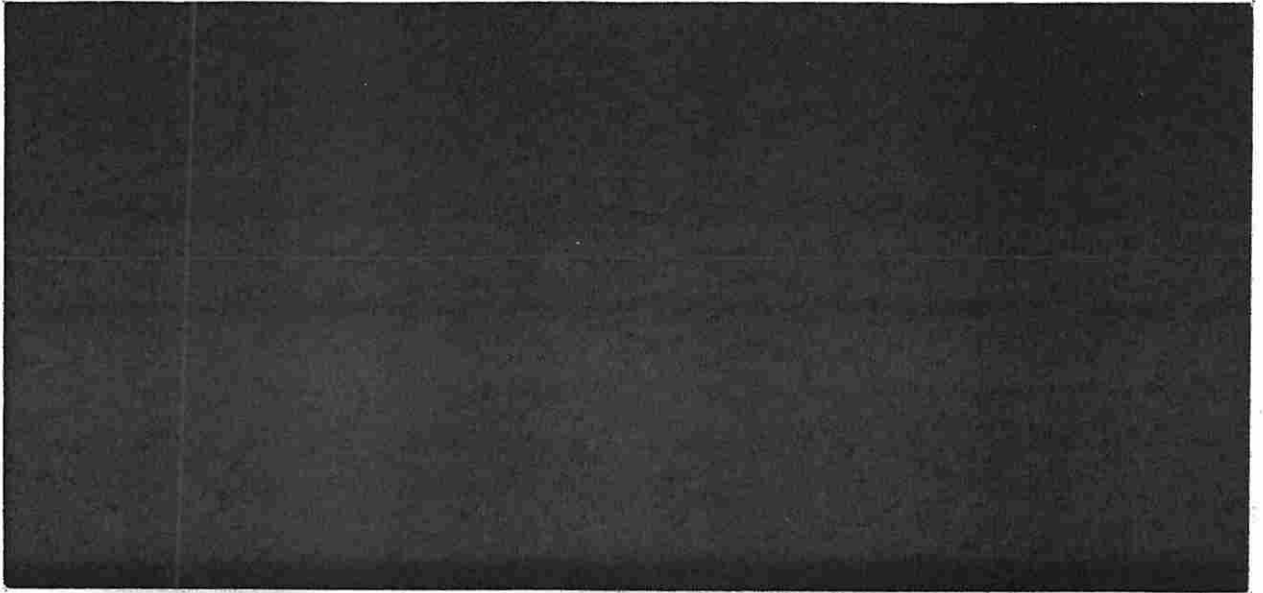
ありがとうございました。

それでは徳島の島内先生お願いいたします。

【徳島弁護士会(島内弁護士)】







以上です。

【刑弁教官(谷)】

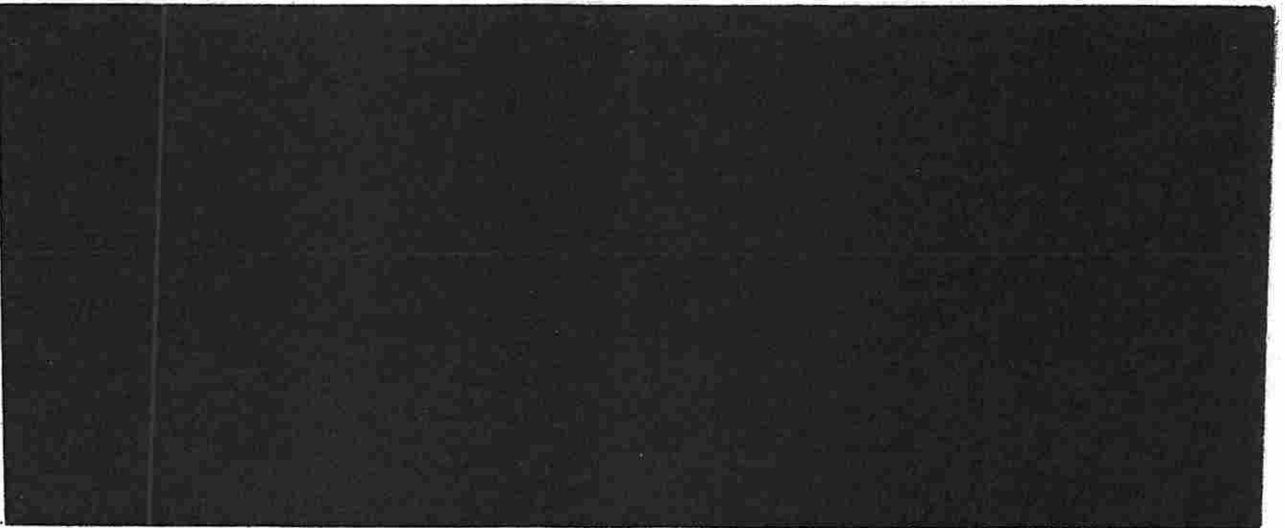
ありがとうございました。

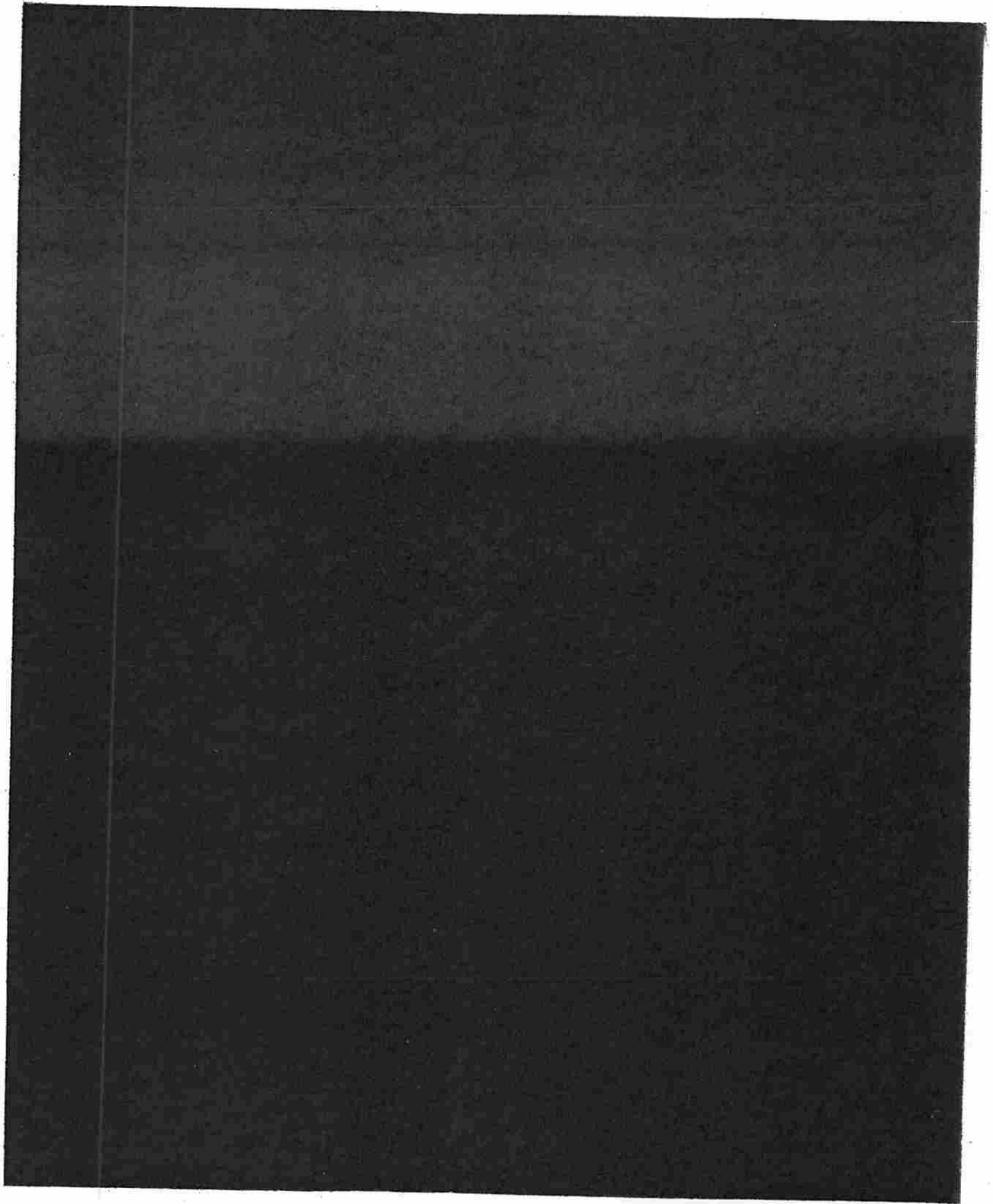
高知の重松先生よろしく願いいたします。

【高知弁護士会(重松弁護士)】

高知の重松と申します。

本年度より修習委員会の副委員長を務めております。







以上です。

【刑弁教官(谷)】

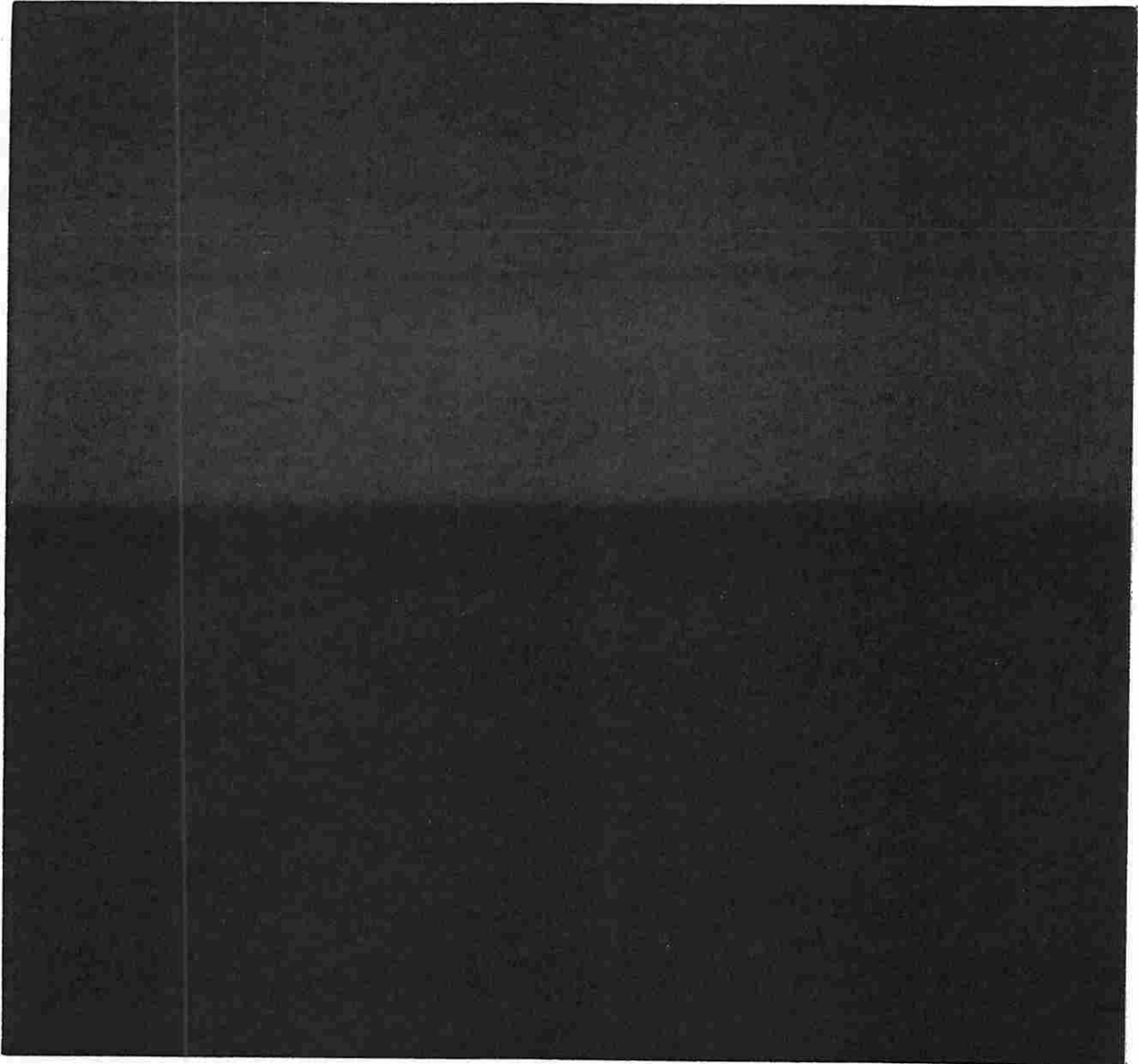
ありがとうございました。

では最後になりましたけど愛媛の水口先生お願いします。

【愛媛弁護士会(水口弁護士)】

愛媛の水口です。





以上です。

【刑弁教官(谷)】

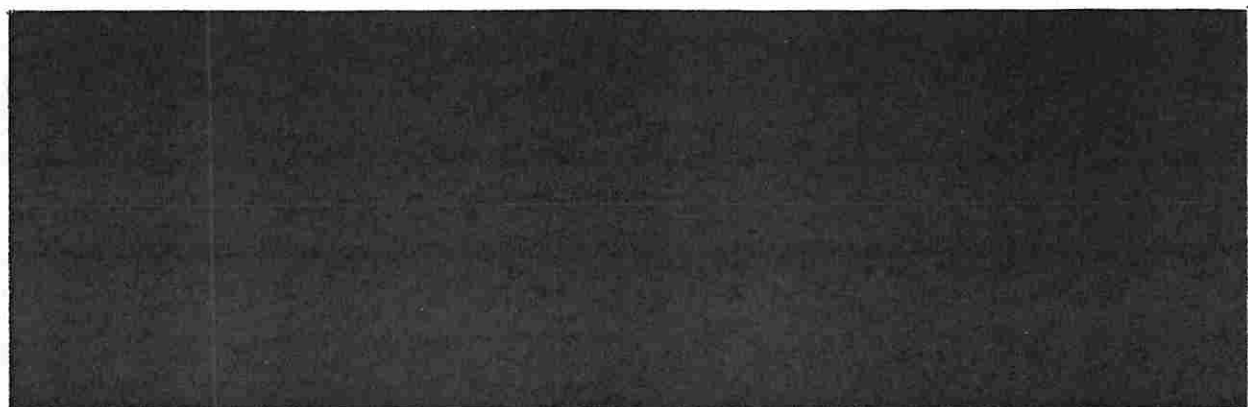
ありがとうございました。

藤原先生，最後に一言お願いいたします。

【日弁連(藤原弁護士)】

本日はどうもありがとうございました。

日弁連の司法修習委員会委員長の藤原でございます。



本日はどうもありがとうございました。